佐賀県地域防災計画

第１編　総　則

佐　賀　県　防　災　会　議

目　　次

第１編　総則

第１章　総則

第１節　計画の目的 …… １
第２節　計画の性格 …… ２
第３節　計画の構成 …… ３
第４節　計画の推進 …… ４

第２章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　実施責任 …… ６
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 …… ８

第３章　佐賀県の概況

第１節　自然的環境 …… １５
第２節　社会的環境 …… ２３

第１編　総　則

第１章　総　則

第1節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「法」という。）第４０条の規定に基づき、佐賀県防災会議が作成するものであり、本県の地域に係る防災に関し、県、市町（消防機関を含む）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに県民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第３１条の規定に基づき、別に定める佐賀県石油コンビナート等防災計画による。

第２節　計画の性格

この計画は、佐賀県の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

１　国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画との整合を図ったものである。

２　市町が作成する市町地域防災計画の指針となるものである。

３　災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、佐賀県の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。

４　今後、防災基本計画若しくは防災業務計画が作成又は修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

第３節　計画の構成

この計画は、国の防災基本計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第１編　総　則
第２編　風水害対策
第３編　地震・津波災害対策
第４編　原子力災害対策
第５編　その他の災害対策

の５編をもって構成している。

第１編総則に続き、第２編から第４編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第５編その他の災害対策には、航空災害対策、林野火災対策、海上災害対策、大規模火事災害対策及び鉄道災害対策について特記すべき事項を記述している。

第４節　計画の推進

１　計画の作成

年度	主な内容
昭和３８ ～４５	災害対策基本法の施行を受け、昭和３６年６月に佐賀県地域防災計画を策定した。 また、その後の災害の発生、国の施策との関連、さらに計画策定後における防災業務の実績等を踏まえ、昭和４１年３月、昭和４３年５月、昭和４５年４月にそれぞれ改正を行った。
平成７ ～８	平成７～８年度に学識経験者等により構成する「佐賀県地域防災対策研究会」を設置し、本県の地域防災対策に関して調査・研究を行い、その結果として、専門的な見地から、以下に示す有意義な意見が提起されたので、これらを参考にしながら計画の作成を行った。 ・　防災は、ハード、ソフト両面にわたって総合的に行うべきものであり、防災対策の実施に当たっても、関係機関が一体となって取り組む必要がある。 ・　行政が行う防災対策には限りがあることから、県民自身による防災対策の実施を推進する。 ・　防災対策は、防災至上主義に陥らず、自然との共生やアメニティといった思想にも配慮し、できるだけ普段のまちづくり、地域づくりの取組みの中での位置づけを考慮する。 ・　防災対策は、人命第一主義に立脚し、人的被害が生じるものを最優先する。 ・　災害による被害を完全に防止しようとすると、多大な投資が必要となり、また、現実的には不可能なことから、防災対策は、「災害が発生した時に、できるだけ被害を小さくする」ということに重点をおくべきである。 ・　災害予防対策は、防災上のプライオリティに留意し、推進する。 ・　災害予防対策では、有効かつ可能な措置を実践する堅実な計画とし、災害応急対策では、最も効果的な成果が得られるように、重点的な応急対策の体系化と体制の確立を図るべきである。 また、平成８年度には、計画作成に当たっての基本的な考え方をまとめた「佐賀県地域防災計画の改訂の基本的方向」を作成し、この方向に沿って、内容のとりまとめを行った。主な内容は、以下のとおり。 ・　ソフト、ハードの両面から総合的に展開するための指針として、より具体性、即応性を備える計画とする。 ・　対策等の実施責任を明確にし、防災関係機関や県民にとってわかりやすいものとする。 ・　基本的な内容を重点的に記述し、細かな内容や数値的なものは資料編で整理する。
平成２１	地震及び津波による影響を総合的に評価し、専門的な立場から調査審議する「佐賀県地震・津波等減災対策検討委員会」を設置して、地震及び津波の減災対策

	に係る計画等を策定し、「第３編　震災対策」をより充実した。
平成２３	平成２３年３月１１日に発生した「東日本大震災」の大規模な地震、津波及びそれに伴う原子力事故災害における教訓を本県の防災対策に活かすため、市町及び防災関係機関と協力しながら佐賀県地域防災の総検証を行った。 検証に当たっては、県庁内にプロジェクトチームを立ち上げて課題を洗い出し検討するとともに、専門家会議（「佐賀県地震・津波等減災対策検討委員会」及び「原子力防災検討専門家会議」）や佐賀県議会における議論及びパブリックコメント手続きにより提出された県民等の意見も参考にしたうえで、総合的に計画の見直しを行った。見直しに当たっての基本的視点は以下のとおり。 ［風水害・震災対策関係］ ・　命を守るスムーズな避難への対応 ・　広域・長期に及ぶ大規模な災害への対応 ［原子力災害対策関係］ ・　大規模な原子力災害に備えた原子力防災対策の充実・強化 ・　原子力災害と自然災害への複合災害への対応 ※「特殊災害対策」編の名称を「原子力災害対策」編に改訂するとともに、新たに複合災害への対応を追加。 さらに、同年１２月２７日付けで地震・津波災害対策を中心に修正された国の防災基本計画についても反映し、第３編を「地震・津波災害対策」に改編して内容の充実を図った。

２　計画の推進

県の関係本部（部）はもとより、各防災関係機関及び県民は、できる限り前述の意見を尊重し、特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、県民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する。

なお、推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第２章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　実施責任

１　県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町（消防機関を含む）で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする、又は市町（消防機関を含む）間の連絡調整を必要とするときなどに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町（消防機関を含む）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

２　県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

３　市町（消防機関を含む）

市町（消防機関を含む）は、市町の地域並びに市町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町（消防機関を含む）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

５　自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）に基づき、災害派遣を実施する。

６　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町（消防機関を含む）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

７　公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、県、市町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

８　県　民

県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対

する備えを心がけるともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

１　県

処理すべき事務又は業務
(1)　県防災会議及び県災害対策本部に関すること
(2)　市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
(3)　防災に関する調査、研究に関すること
(4)　県土保全事業等に関すること
(5)　防災に関する組織の整備に関すること
(6)　防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(7)　防災に関する物資等の備蓄に関すること
(8)　防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(9)　気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
(10)　災害時の広報に関すること
(11)　災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(12)　被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
(13)　防疫その他保健衛生に関すること
(14)　被災県有施設及び設備の応急措置に関すること
(15)　災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(16)　災害時要援護者対策に関すること
(17)　ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
(18)　自衛隊の災害派遣に関すること
(19)　他の都道府県との相互応援に関すること
(20)　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に関すること
(21)　災害時の文教対策に関すること
(22)　災害復旧・復興の実施に関すること
(23)　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

２　県警察

処理すべき事務又は業務
(1)　災害警備計画に関すること
(2)　警察通信確保に関すること
(3)　関係機関との連絡調整に関すること
(4)　災害装備資機材の確保に関すること
(5)　危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
(6)　防災知識の普及に関すること
(7)　災害情報の収集及び伝達に関すること

(8)　被害実態の把握に関すること (9)　被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (10)　行方不明者の調査に関すること (11)　危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること (12)　不法事案等の予防及び取締りに関すること (13)　被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること (14)　避難路及び緊急交通路の確保に関すること (15)　交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること (16)　広報活動に関すること (17)　死体の見分・検視に関すること

3　市町（消防機関を含む）

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1)　市町防災会議及び市町災害対策本部に関すること (2)　防災に関する調査、研究に関すること (3)　県土保全事業等に関すること (4)　防災に関する組織の整備に関すること (5)　防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること (6)　防災に関する物資等の備蓄に関すること (7)　防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (8)　市町内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること (9)　気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (10)　災害時の広報に関すること (11)　避難の勧告・指示等に関すること (12)　災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること (13)　災害時における各市町消防団との連絡調整に関すること (14)　消防活動に関すること (15)　被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること (16)　防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること (17)　被災市町有施設及び設備の応急措置に関すること (18)　災害時の交通及び輸送の確保に関すること (19)　災害時要援護者対策に関すること (20)　ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関すること (21)　他の市町との相互応援に関すること (22)　災害時の文教対策に関すること (23)　災害復旧・復興の実施に関すること (24)　その他市町の所掌事務についての防災対策に関すること

4　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
(1) 九州管区警察局	ア　広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること イ　広域的な交通規制の指導調整に関すること ウ　災害時における他管区警察局との連携に関すること エ　管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること オ　災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること カ　災害時における警察通信の運用に関すること キ　津波警報等の伝達に関すること
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	ア　災害復旧事業費の査定立会に関すること イ　緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関すること ウ　災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること エ　防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること オ　関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること
(3) 九州厚生局	ア　災害状況の情報収集 イ　関係職員の現地派遣 ウ　関係機関との連絡調整
(4) 九州農政局 (佐賀地域センター)	ア　国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること イ　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること ウ　生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関すること エ　農作物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導に関すること オ　被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること カ　直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること キ　地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること ク　被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること ケ　災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費者相談窓口の設置に関すること

(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア　森林治山による災害防止に関すること イ　国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること ウ　災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること エ　林野火災対策に関すること
(6) 九州経済産業局	ア　災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ　災害時の物価安定対策に関すること ウ　被災商工業者への支援に関すること
(7) 九州産業保安監督部	ア　鉱山における災害の防止に関すること イ　鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること ウ　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること
(8) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、佐賀運輸支局唐津庁舎)	ア　災害時における輸送用車輛のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること イ　自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ウ　運送等の安全確保に関する指導等に関すること エ　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	ア　災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること イ　遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(10) 第七管区 海上保安本部 (唐津海上保安部、三池海上保安部)	ア　災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること イ　海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ウ　海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	ア　気象・水象・地象（地震にあっては、地震動に限る。）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること イ　指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ウ　津波警報等・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること エ　災害時における気象資料の提供に関すること
(12) 九州総合通信局	ア　災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること
(13) 佐賀労働局	ア　工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること
(14) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	ア　直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ウ　水防警報の発表及び伝達に関すること エ　水防活動の指導に関すること オ　災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること

	カ　高潮、津波災害等の予防に関すること キ　港湾、河川災害対策に関すること ク　大規模災害時における緊急対応の実施

5　自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1)　災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること (2)　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

6　指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	ア　電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　気象警報、津波警報の伝達に関すること ウ　災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾄﾞｺﾓ (佐賀支店)	
(3) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	ア　通貨の円滑な供給確保に関すること イ　災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(4) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	ア　災害時における医療救護の実施に関すること イ　災害時における血液製剤の供給に関すること ウ　義援金品の募集、配分に関すること エ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
(5) 日本放送協会 (佐賀放送局)	ア　県民に対する防災知識の普及に関すること イ　気象（津波）予警報等の周知に関すること ウ　災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること エ　社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること
(6) 西日本高速道路株式会社 (九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所)	ア　高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること
(7) 九州旅客鉄道株式会社	ア　鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ウ　災害時における鉄道輸送の確保に関すること

(8) 日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	ア　鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること ウ　災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(9) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	ア　災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(10) 九州電力株式会社 (佐賀支社)	ア　電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害時における電力供給の確保に関すること
(11) 郵便事業株式会社 (佐賀支店) (12) 郵便局株式会社 (佐賀中央郵便局)	ア　災害時における郵政業務の確保に関すること イ　災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

7　指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務
(1) 佐賀県土地改良事業団体連合会 (各土地改良区)	ア　水門、水路、ため池等の農業用施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(2) 長崎放送株式会社 ＮＢＣラジオ佐賀局	ア　県民に対する防災知識の普及に関すること イ　気象（津波）予警報等の周知に関すること ウ　災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(3) 株式会社サガテレビ	
(4) 株式会社 エフエム佐賀	
(5) 社団法人佐賀県 バス・タクシー協会	ア　災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(6) 社団法人佐賀県 トラック協会	
(7) 社団法人佐賀県医師会	ア　災害時における医療救護活動への協力に関すること
(8) 社団法人 佐賀県看護協会	ア　災害時における看護、保健指導に関すること

8　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機　関　名	処理すべき事務又は業務
(1) 社団法人 佐賀県歯科医師会	ア　災害時における医療救護活動への協力に関すること
(2) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合	ア　県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること

(3) 商工会議所、商工会	イ　県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力
(4) 水道事業者、 水道用水供給事業者、 工業用水道事業者	ア　水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害時における給水の確保に関すること
(5) 電気通信事業者 （西日本電信電話株式会社を除く）	ア　電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害時における通信の確保に関すること
(6) 都市ガス事業者 液化石油ガス事業者	ア　ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害時におけるガス供給の確保に関すること
(7) 国立大学法人佐賀 大学医学部附属病院	ア　災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること イ　被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること
(8) 病院等医療施設の 管理者	
(9) 社会福祉施設の 管理者	ア　災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(10) 私立学校等の設置者等	ア　災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること イ　災害時における文教対策の実施に関すること
(11) 道路・下水道施設・ 河川・砂防施設等・ 治山施設等・港湾・ 漁港・農業用用排水 施設の各管理者、 海岸管理者・施行者	ア　所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(12) 危険物施設等の 管理者	ア　災害時における危険物施設、高圧ガス施設、ＬＰガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること
(13) 鉄道事業者 （松浦鉄道株式会社、 甘木鉄道株式会社）	ア　鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ウ　災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(14) その他法令又はこの計 画により防災に関する 責務を有する者	ア　法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

第３章　佐賀県の概況

第１節　自然的環境

第１項　自然的条件

１　位置・面積

本県は、九州の北西部に位置し、東は福岡県、西は長崎県に接し、南は有明海、北は玄界灘に面しており、総面積は、約２，４３９ｋ㎡（全国４２位）である。

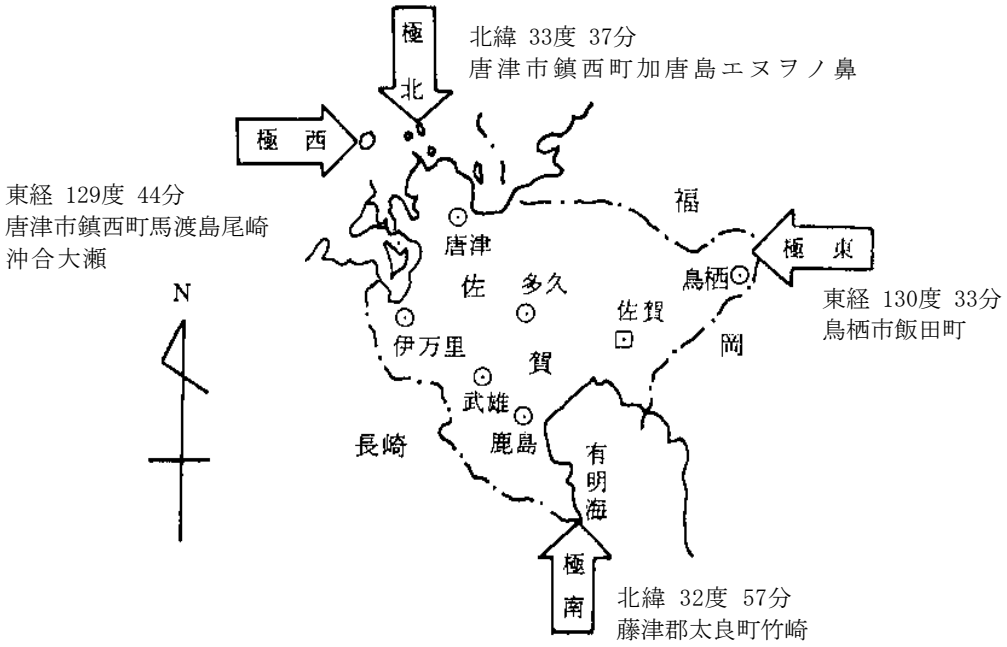

総　面　積	2439.65　㎢		平成23年10月1日現在
市部計	※　1997.49	郡部計	※　442.16　㎢
佐賀市	※　431.42	吉野ヶ里町	43.94
唐津市	487.48	基山町	22.12
鳥栖市	71.73	上峰町	※　12.79
多久市	※　96.93	みやき町	※　51.89
伊万里市	255.02	玄海町	36.01
武雄市	195.44	有田町	65.80
鹿島市	112.10	大町町	11.46
小城市	95.85	江北町	※　24.48
嬉野市	126.51	白石町	99.46
神埼市	125.01	太良町	74.21

※出典：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

※印は市町間の境界未定のため参考値。

2　地勢・地質

本県の地勢は、次の３つに大別できる。

第一は、県東北部の脊振天山山系で、大部分は中世代の花崗岩類から成っている。

第二は、県西部ないし西南部の丘陵地帯で、第三紀層及び火山岩類から成っている。この地帯の北の部分の東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成しており、中央は、第三紀層に覆われ、南の長崎県へと連なっている多良岳の一帯は、安山岩・玄武岩から成っている。

第三は、県東南部の佐賀平野で、筑後川、嘉瀬川、六角川等が有明海へ注ぐ低平な沖積平野である。

【佐賀県の地勢】

【佐賀県の地質】

３　海岸

本県には、北部に屈曲に富んだリアス式海岸の玄界灘沿岸と、南部に干満の差が著しい（６ｍ）有明海沿岸の、２つの海岸がある。

玄界灘沿岸は、唐津港、伊万里港といった良港や海水浴に適した砂浜を有しているが、冬期の風浪による浸食が起こっている。

有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水が発生している。

○海岸線延長（平成２３年３月３１日現在）

総延長	364,918　ｍ
有明海	97,045
玄界灘	267,873

○海岸保全区域（平成２３年３月３１日現在）　　単位：ｍ

所管別	海岸線延長	要保全海岸延長	左のうち海岸保全区域延長	その他		
				天然海岸	その他	小　計
国土交通省 水管理・国土保全局	120,703	17,829	11,694	－	12,891	12,891
国土交通省 港湾局	82,005	40,408	40,308	2,568	39,483	42,051
農林水産省	37,146	40,075	39,854	－	－	－
水産庁	87,100	51,222	50,772	14,060	25,518	39,578
建設農林共有	18,968	26,232	18,712	－	－	－
各省重複	18,994	19,586	19,346	－	－	－
計	364,918	195,352	180,686	16,628	77,892	94,520

４　河川

県内の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川（筑後川、嘉瀬川、六角川等）と、多良岳山系等から直接有明海へ注ぐ急流河川（塩田川、鹿島川等）、さらに、玄界灘等へ流れる日本の平均的性格を有する河川（松浦川等）に大別される。

これら県内の河川は、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

佐賀県河川管内図

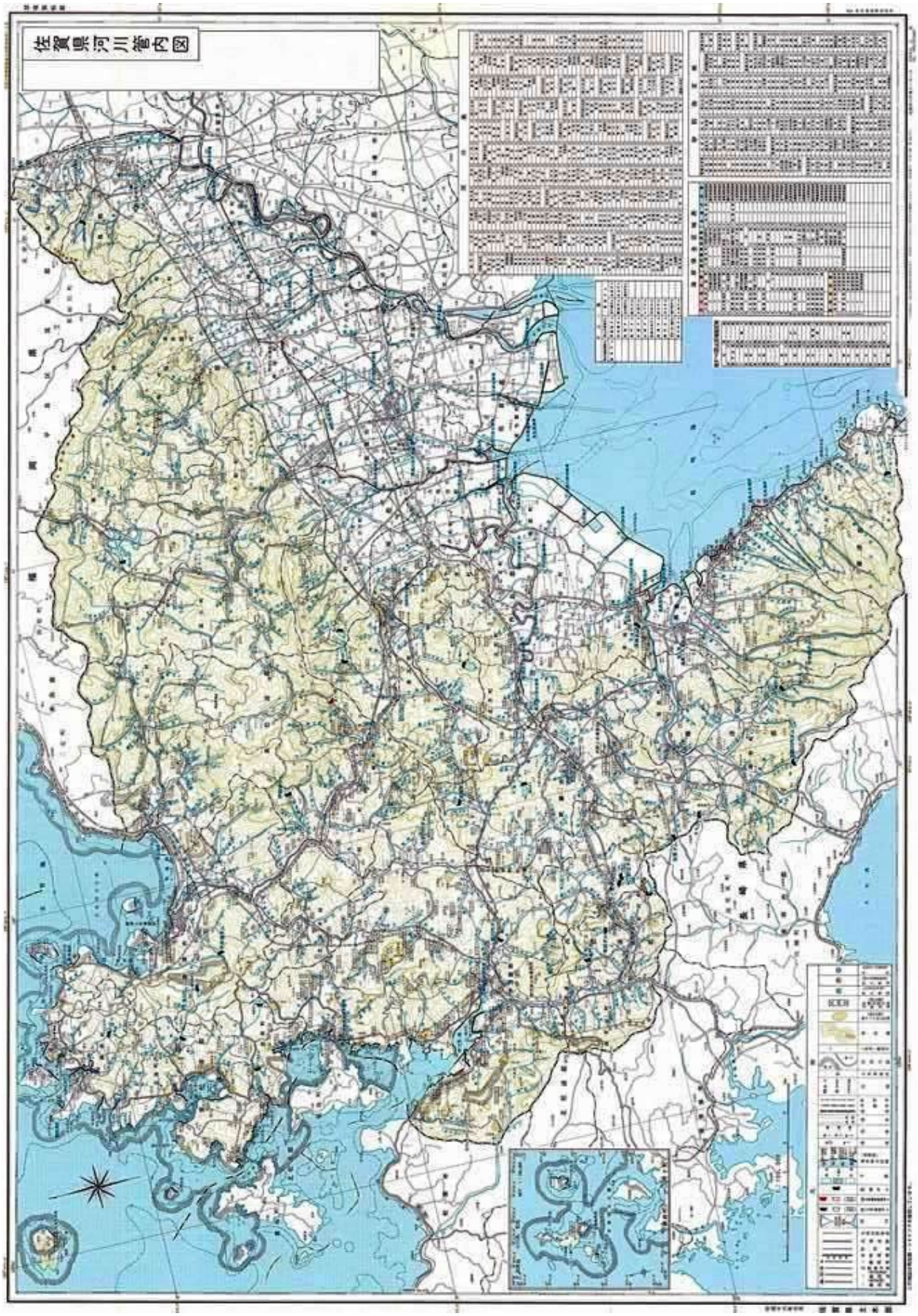

○法河川の延長（平成２３年４月１日現在）

区　　分	本　　数	両岸総延長（m）
一級河川	286	2,167,625
二級河川	174	1,018,548
計	459	3,186,173

○主要河川（平成２３年４月１日現在）

河川名	両岸延長（m）	河川名	両岸延長（m）
筑　後　川	21,494	嘉　瀬　川	115,000
佐 賀 江 川	20,138	六　角　川	87,030
城　原　川	59,320	牛　津　川	54,008
東佐賀導水路	26,400	松　浦　川	90,500
西佐賀導水路	19,600	徳 須 恵 川	38,600
巨　勢　川	26,400	厳　木　川	45,000
田　手　川	42,070	鳥　海　川	23,100
馬　場　川	20,500	塩　田　川	52,270
切　通　川	27,500	吉　田　川	23,392
井　柳　川	20,480	玉　島　川	32,620
寒　水　川	29,770	有　田　川	40,200
沼　　川	23,000	多　良　川	21,680
安　良　川	21,840	浜　　川	20,428
大　木　川	24,940	鹿　島　川	21,390
秋　光　川	28,600	中　　川	25,568

５　低平地

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が困難な地域である。

有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤と地下水の汲み上げにより広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水被害が生じている。

第２項　気候

佐賀県の気候は、県中央部の山地を境にして、県の北部が日本海型気候区、県の南部が内陸型気候区に大別できる。県内の年平均気温は新平年値（１９８１～２０１０年）で０．２～０．４℃高くなっており１６℃前後で、全般に温和な気候といえる。また、佐賀市は周辺の地域より気温が高く、都市化の影響が現れているようである。

降水量は、県の北東部から中央部にかけて連なる脊振山系、天山山系、南西部の多良山系、西部の国見山周辺で多く、これらの地域では年降水量が２，５００㎜を超える。一方、北部の玄海灘沿岸、南部の佐賀平野では少なく、年降水量は１，８００㎜前後である。

【佐賀県の年降水量分布（気象庁：メッシュ気候値による）】

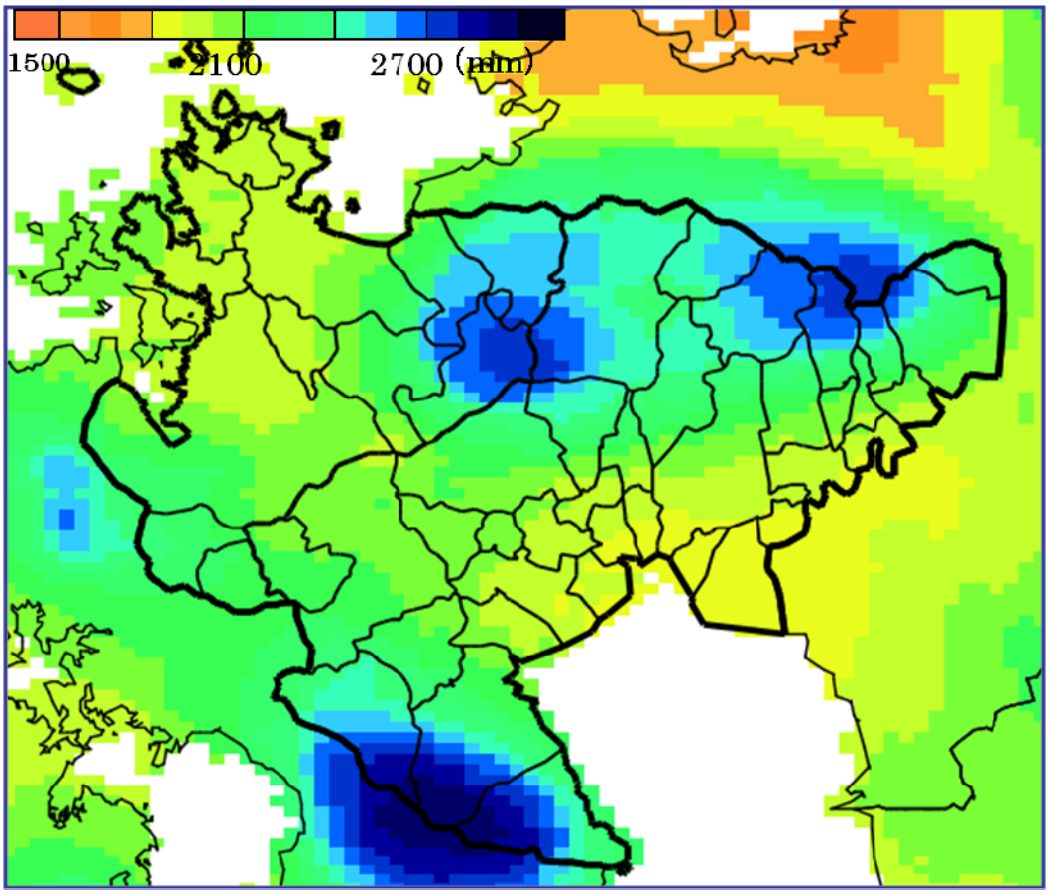

1）1971～2000年の30年の値。

2）メッシュ気候値とは、30年間の観測値について平均した平年値から地形などの影響を考慮して、１㎞四方の領域ごとで推定した値。

１　梅雨

佐賀県が属する九州北部地方の梅雨入りの平年値は６月５日頃、梅雨明けの平年値は７月１９日頃（１９８１～２０１０年の平年値）となっている。

佐賀では梅雨に相当する６月～７月の降水量が年降水量の４０％近くを占めており、過去の重大な気象災害の多くは梅雨の大雨によって発生している。

月降水量の平年値（佐賀市）　1981年～2010年

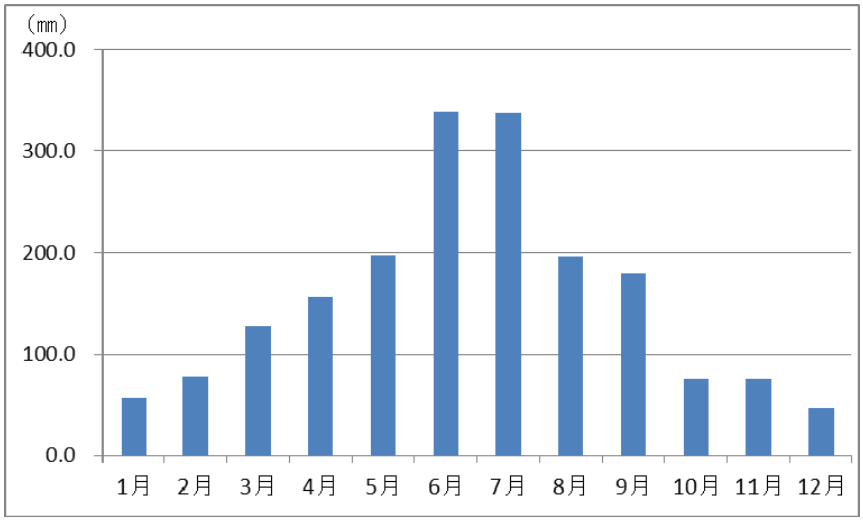

２　台風

台風が佐賀県に接近（概ね３００km以内）する時期は、６月～１０月で、その内８月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、広い範囲に大雨をもたらす。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力(大きさ、強さ)、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、台風が九州の南海上にあっても、九州付近に前線が停滞していると前線の活動が活発となり、大雨となることがある。

台風の風速は、台風の中心から５０～１５０km付近が最も強い。風速は、地形などの影響を大きく受けるため、個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の２乗に比例しており、風速が２倍、３倍になると、その風圧は４倍、９倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけではなく、火災の延焼、高潮、高波、塩風害等を誘発する。

第２節　社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

１　都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化
２　旧市街地における建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
３　都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況
４　高齢化、国際化に伴う高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者の増加
５　ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大
６　インフラ整備に伴う災害発生の減少からくる県民の防災意識の低下
７　都市化に伴い、伝承されてきた災害下位文化の喪失と県民の近隣扶助意識の低下

【資料編】
　○　佐賀県における社会環境の推移

佐賀県地域防災計画

第２編　風水害対策

佐　賀　県　防　災　会　議

目　　次

第２編　風水害対策

第１章　総則

第１節　計画の目的 …… １
第２節　これまでの風水害被害 …… ２
第３節　計画の前提 …… ７

第２章　災害予防対策計画

第１節　安全・安心な県土づくり …… ８
第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 …… ２２
第３節　県民等の防災活動の推進 …… ５４
第４節　災害救助基金の管理 …… ６０
第５節　防災営農体制の確立 …… ６１
第６節　技術者の育成・確保 …… ６３
第７節　孤立防止対策計画 …… ６４

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制 …… ６５
第２節　災害発生直前対策 …… ８２
第３節　災害情報の収集・連絡、報告 …… ９１
第４節　労務確保計画 …… １００
第５節　従事命令及び協力命令 …… １０１
第６節　自衛隊災害派遣要請計画 …… １０４
第７節　応援協力体制 …… １１２
第８節　通信計画 …… １２３
第９節　救助活動計画 …… １２８
第10節　医療活動計画 …… １３１
第11節　救急活動計画 …… １３８
第12節　惨事ストレス対策 …… １３９
第13節　水防活動計画と二次災害の防止活動 …… １４０
第14節　避難計画 …… １４２
第15節　応急住宅対策計画 …… １５１
第16節　社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画 …… １５３
第17節　交通及び輸送対策計画 …… １５６
第18節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 …… １６２
第19節　広報、被災者相談計画 …… １７１
第20節　文教対策計画 …… １７６
第21節　公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画 …… １８０
第22節　ライフライン等公益施設の応急復旧計画 …… １８３

第23節　災害対策用機材、復旧資材等の調達 …………………………… １８９
第24節　福祉サービスの提供計画 …………………………………… １９０
第25節　ボランティアの活動対策計画 ……………………………… １９３
第26節　外国人対策 ……………………………………………… １９５
第27節　帰宅困難者対策 ………………………………………… １９６
第28節　義援物資、義援金対策計画 ……………………………… １９７
第29節　災害救助法の適用 ……………………………………… １９９
第30節　行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬 ……………… ２０３
第31節　廃棄物の処理計画 ……………………………………… ２０５
第32節　防疫計画 ………………………………………………… ２０９
第33節　保健衛生計画 …………………………………………… ２１２
第34節　病害虫防除、動物の管理等計画 ………………………… ２１４
第35節　危険物等の保安計画 …………………………………… ２１６
第36節　石油等の大量流出の防除対策計画 ……………………… ２２０
第37節　応急金融対策 …………………………………………… ２２５
第38節　孤立地域対策活動 ……………………………………… ２２７
第39節　生活再建対策 …………………………………………… ２２８
第40節　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール ……… ２２９

第４章　災害復旧・復興計画
第１節　災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 ……… ２３１
第２節　被災者の生活再建等への支援 …………………………… ２３４
第３節　地域の経済復興の推進 …………………………………… ２３９

第２編　風水害対策

第１章　総　則

第1節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法第４０条の規定に基づき、佐賀県防災会議が作成する佐賀県地域防災計画の一部を構成するものであって、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、防災関係機関が、この計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、県土並びに住民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第２節　これまでの風水害被害

本県は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきた。

その主なものの特徴は、次のとおりである。

１　大雨

⑴　概要

佐賀県で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量１００㎜以上の大雨は、６月～７月の梅雨期に最も多く、この２か月で年間の約６３％と最も多い。また、８月～９月は台風や秋雨前線等で年間の約２５％を占めている。

日降水量２００㎜以上の大雨や１時間降水量５０㎜以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の６月下旬から７月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

ア　短時間（１～３時間）に集中して降る

イ　長時間降り続いた結果、降水量が多くなる

ウ　長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうちウの降り方は、特に大きな災害を引き起こすことがある。

⑵　佐賀県に被害をもたらした主な大雨

ア　１９５３（昭２８）年６月２５日～２８日の大雨

九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。

２５日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて１時間４０㎜を超える激しい雨となった。積算雨量が２００㎜に達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、２６日午前８時には１時間降雨量が１００㎜を超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。

被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では１０日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の６割に相当する巨額の被害となり、死者行方不明者も６２名にのぼった。

イ　１９６２（昭３７）年７月７日～８日の大雨

済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。

県南部の太良町大浦では８日午前１時～８時までの７時間に６００㎜を超える集中豪雨に見舞われ、特に午前４時～７時までは、１時間１００㎜を超える猛烈な雨が続き、３時間降水量は３３９㎜に達した。

雨は太良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は３４１か所、住家の流失、埋没、全半壊は３５３戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者行方不明者は６２名という大きな被害が出た。

ウ　１９６３（昭３８）年６月３０日の大雨

対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。

県北部の三瀬地区岸高の記録によると、３０日午前２時から雨が強くなり、午前６時と９時には１時間降水量が１００㎜を超え、３時間降水量も午前３時～６時に２０２㎜、さらに午前６時～９時に１５６㎜を記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に５００㎜以上に達した。

山、がけ崩れはこの地域を中心に９２６か所、家屋の流失埋没による全半壊は１８１戸にのぼり、死者についても１５名という大きな被害が出た。

エ　１９８０（昭５５）年８月２８日～３０日の大雨

８月２８日～３０日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第１２号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。

８月２８日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で１時間に５０㎜前後の激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で４００～５００㎜、所により５６８㎜に達した。

この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者４名、住家の被害は、床上浸水３，００６戸、床下浸水１６，９６５戸に及んだ。

２　台風

⑴　概要

本県は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均（統計期間：１９８１～２０１０年）すると１年間に約２６個発生しており、その中の約１１個が日本の３００㎞以内に接近し、更にその中の約３個が上陸している。九州北部地方には約３個の台風が接近し、その中の約１個が九州に上陸している。但し、９個の台風が九州北部地方に接近した年（２００４年）もあれば、１個も接近しなかった年（１９８８年、２００１年）もあるなど、年による変動も大きい。

台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

⑵　佐賀県に被害をもたらした主な台風

ア　１９４５（昭２０）年９月１７日（枕崎台風）

１７日枕崎に上陸した台風第１６号は、時速５０～６０㎞の速度で九州を横断し広島付近から日本海に出、能登半島を経て奥羽を横断して太平洋に出た。

佐賀地方は、１７日午前５時より次第に風速を増し、午後９時頃に最大風速１８．８m/sを観測した。総降雨量は、三瀬地方で１６日～１７日の雨量が６８０㎜を超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。

死者行方不明者は１０１名、倒壊住家は３０４棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。

イ　１９４９（昭２４）年８月１６日～１８日（ジュディス台風）

九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄り向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、１５日～１８日の総降水量は古湯地域で７６０㎜を超えた。

死者行方不明者は佐賀郡、小城郡を中心に９５名、住家被害は全壊２３４棟、流失１２８棟、半壊６１０棟という甚大な災害となった。

ウ　１９９１（平３）年９月１３日～１４日（台風第１７号）

沖ノ鳥島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通って１４日午前５時頃長崎市付近に上陸した。

佐賀県では１４日午前５時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日６時９分に南東の風５４．３m/sの最大瞬間風速（観測史上１位）を観測した。

この台風の影響により、佐賀市と七山村で家屋の倒壊により各１名が死亡、住家被害は全壊９戸、半壊１０２戸、一部損壊１１０戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。

エ　１９９１（平３）年９月２７日（台風第１９号）

マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、２６日午後４時過ぎに佐世保市の南に上陸した。

佐賀県では２７日午後正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後４時４６分に南南東の風５２．６m/sの最大瞬間風速（観測史上２位）を観測した。

台風第１７号の約２週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊２３戸、半壊６７３戸、一部損壊３４，２０８戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。

オ　２００６（平１８）年９月１６日～１８日の台風（台風第１３号）及び秋雨前線豪雨

フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。

佐賀県では１７日午後２時頃から午後５時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後６時５０分に南南東の風５０．３m/sの最大瞬間風速（観測史上３位）を観測した。

記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、１７日午後８時には１２４，１００世帯に達した。一部の地域では停電期間が３日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。

また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、佐賀県北部では１６日明け方から昼前にかけて局地的に５０㎜を超える非常に激しい雨となり、伊万里市では１時間に９９㎜、唐津市枝去木では１時間に８９㎜という猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大１時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、３名が犠牲となった。

さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲に渡って水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。

３　高潮

(1)　概要

有明海は、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起こりやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

(2)　有明海沿岸の主な高潮災害

ア　１９５６（昭３１）年８月１７日（台風第９号）

最強風時と有明海沿岸の満潮時が重なって約１．４mの気象潮が加わったことにより、大福、久保田、西川副などの各干拓堤防が各所で決壊し、海水が浸入した。この災害により、田畑が壊滅し農作物に甚大な被害をもたらすとともに、大福搦などでは入植者住宅が軒近くまで水没するなど４０年ぶりという大災害を引き起こした。

イ　１９８５（昭６０）年8月３１日（台風１３号）

台風が通過の際満潮と重なり、大浦でＴ．Ｐ上３．２１m、湾奥の住ノ江では４．８１mに達する高潮を観測した。

有明海に注ぐ本庄江、新川など１５河川で大波に洗われて堤防の法面が崩壊し、久保田町では防潮堤防の上部が２０mにわたって半壊して海水が流入した。また、芦刈町では六角川河口と福所江川に避難係留中の漁船１５０隻が高波を受け堤防や道路などに打ち上げられた。床上浸水は川副町の９４戸をはじめ２７９戸、床下浸水を含めると１，０００戸以上が被害を受けた。

4　地すべり等

(1)　概要

本県は、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

(2)　佐賀県に被害をもたらした地すべり等（２００６（平１８）年9月１６日～１８日の台風（台風第１３号）及び秋雨前線豪雨に伴う土砂災害）

ア　伊万里市南波多町府招の地すべり

１６日１０時３０分頃、伊万里市南波多町府招の国道２０２号線脇の山で幅約１００m、奥行き約１７０mにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋２戸が全壊、１戸が半壊するなどの被害が生じた。

イ　唐津市相知町田頭の土砂崩れ

１６日１０時４５分頃、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約３００m、高さ約５０mにわたって崩れ、民家１棟が全壊、４棟が半壊、３人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸が孤立状態になった。

5　大雪

(1)　概要

佐賀県の大雪は冬型気圧配置（季節風）によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪１０㎝以上になると大雪の災害が出はじめ、３０㎝以上になると大きな災害が発生している。

(2)　佐賀県で発生した主な大雪

ア　１９６３（昭３８）年１月～２月

１月～２月上旬にかけて大陸より東進する低気圧が連続的に日本海に入り、または日本海に発生し、これらの低気圧に吹き込む強い北西の季節風は、大陸から次々に新しい寒気を南下させ、九州地方はもとより、北海道を除いて全国的に記録的な低温と大雪が続いた。

この気圧配置は１か月以上も続き、積雪と低温による凍結のため通学、通勤、物資の輸送

に困難を極めるなど、各種産業交通運輸に甚大な被害を与えた。

また、農林水産業の推定被害額が２３億円にものぼるとともに、県内商業の売上高が平年比３４億円減と見込まれるなど中小企業の経営にも大きな支障が生じた。

イ　１９６８（昭４３）年２月１４日～１５日

九州南岸低気圧によって、佐賀県では７０年ぶりといわれる大雪になった。台湾近海に発生した低気圧は北東に進み、１５日午前９時には中心気圧が台風並の９８２hpaに発達して九州南岸に達し、本州南岸沿いに進んだ。

佐賀県では、低気圧が奄美大島の西海上に達した１４日の午後１０時から雨が雪に変わり、その後１４時間にわたって雪が降り続き、積雪は平野部で５～２０㎝、山沿い地方では３０㎝を超えた。特に脊振、天山、多良の各山間部では１ｍを超える大雪に見舞われた。

このため、農産部門では、県内茶園の９０％、ハウス関係の野菜は全面積の７３％、みかん栽培の１７％が被害を受け、その他電話線の不通、バスの運休等、被害額は５９億円以上にのぼった。

６　竜巻

(1)　概要

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れさがり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

本県においても、過去に度々竜巻による被害が生じている。

(2)　佐賀県で発生した主な竜巻災害

ア　２００４（平１６）年６月２７日の竜巻災害

２７日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で竜巻が発生した。（竜巻の強さ　佐賀市：Ｆ２、鳥栖市：Ｆ１）

被害の範囲は、佐賀市で約８㎞、鳥栖市で約１．３㎞におよび、突風によって、軽症者１５名、全壊家屋１５棟、半壊家屋２５棟、一部損壊家屋３７７棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大きな被害が発生した。

【資料編】

○　災害年表

第３節　計画の前提

この計画の前提は、次に示すとおりとする。

１　豪雨・大雨（洪水）

⑴　昭和２８年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。

⑵　昭和３７年、３８年の連年にわたる集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを予想する。

２　台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

３　高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生することを予想する。

４　地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることを予想する。

５　大雪

昭和３８年１月～２月、４３年のような大雪が、今後も発生することを予想する。

第２章　災害予防対策計画

第１節　安全・安心な県土づくり

第１項　県土保全施設の整備	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（循環型社会推進課、土地対策課、まちづくり推進課、下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課）

１　地盤災害防止施設等の整備

(1)　治山施設の整備

ア　森林整備保全事業の推進

県は、森林の維持造成を通じて、豪雨・暴風雨等に起因する山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備を推進する。

イ　山地災害危険箇所の点検

県、市町は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ　山地災害危険箇所の周知等

県は、山地災害危険箇所について、関係市町と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃渓流の復旧、又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し災害の防止を図る。	県
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、渓間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	
渓流等県土保全緊急対策	山腹崩壊地や荒廃渓流の県単独による防災工事	

(2)　砂防施設の整備

ア　砂防事業の推進

県は、豪雨・暴風雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

イ　砂防指定地の点検

県は、市町と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ　土石流危険渓流の周知等

県は、土石流発生の危険性が高い渓流について、関係市町と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
砂防事業	砂防指定地域内における堰堤工、流路工など	県

(3)　地すべり防止施設の整備

ア　地すべり防止事業の推進

県は、豪雨・暴風雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

イ　地すべり防止区域の点検

県は、市町と共同して、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ　地すべり防止区域の周知等

県は、地すべり防止区域について、関係市町と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工など	県

(4)　急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア　急傾斜地崩壊防止事業の推進

県及び市町は、豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ　急傾斜地崩壊危険区域の点検

県は、市町と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ　急傾斜地崩壊危険区域の周知等

県は、急傾斜地崩壊危険区域について、関係市町と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県・市町

(5)　土砂災害のソフト対策

ア　土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

①　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可制)

②　建築基準法に基づく建築物の構造規制

③　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

④　勧告による移転者への融資及び資金の確保

イ　土砂災害警戒情報等の提供

市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市町へ伝達する。

市町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話のエリアメールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

(ｱ)　土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(ｲ)　土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

ウ　警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

市町の長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関

する下記の事項について定めるものとする。

① 避難勧告等の発令基準

市町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

② 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

③ 避難勧告等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難勧告等の発令対象区域を設定する。

④ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

⑤ 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

⑥ 災害時要援護者への支援

災害時要援護者関連施設、在宅の災害時要援護者に対する情報の伝達体制を定め、災害時要援護者情報の共有を図る。

⑦ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

エ 緊急調査

県は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

(6) ボタ山の災害防止対策の推進

ア ボタ山防護施設の維持管理

県は、ボタ山の崩壊による災害を未然に防止するため、県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の点検を行い、老朽化及び破損等によりその機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものについて補修工事を実施する。

イ ボタ山崩壊防止区域の周知等

県は、崩壊の危険性のあるボタ山について、関係市町と連携し、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
ボタ山等環境整備事業	県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものの補修工事	県

(7)　採石災害防止対策の推進

県は、豪雨・暴風雨等に伴う採石場の災害を防止するため、岩石の採取の事業について、その事業者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を実施する。

ア　採石業者への指導監督の強化

県は、採石事業の認可に当たって、採取の場所、面積、期間、採石跡地に対する措置などを確認するとともに、危険が予想される採石場等については、随時点検を実施し、防災措置などについて指導するものとする。

イ　採石跡地の防災対策

県は、採石跡地の防災対策を推進するため、採石跡地の緑化等を行うよう、採石業者に対し指導を行う。

(8)　開発行為における安全性の確保

県は、各種法令等の規定に基づく宅地造成等の開発行為の許可（届出）に当たって、風水害に対する安全性にも配慮した審査・指導を実施するものとする。（都市計画法、森林法、採石法、土地利用対策指導要綱）

(9)　災害危険住宅等の移転対策の推進

ア　災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、市町の意見を聞いたうえで、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３９条に基づく建築基準法施行条例（昭和４６年条例第２５号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

イ　災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物（住宅の用に供するものを除く。）の建築は、原則として鉄筋コンクリート造またはこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努めるものとする。

ウ　災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ｱ)　県又は市町は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第３９条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和４７年法律第１３２号））

(ｲ)　市町は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和４９年条例第４号））

(10)　地盤沈下防止等対策の推進

国、県、市町は、地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地下水の採取目標の設定、適切な地下水の採取の指導、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を実施する。

２　河川、クリーク、海岸、下水道及びため池施設の整備

(1)　河川関係施設の整備

ア　河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、中規模の洪水（概ね３０年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量６０mmの降雨による洪水に対応できるよう、中小河川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

イ　水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
低地対策河川事業	高潮防御及び地盤沈下地区の内水対策等河川事業	県
広域河川改修事業	治水安全度の低い区間、改修効果の早期発現等効率的な事業の推進を図る。	
河川環境整備事業	自然環境の保全、利便施設の整備を図ることにより、良好な水辺空間の創出を図る。	国
直轄河川改修事業	直轄河川の治水安全度向上、情報基盤整備、堤防補強対策などを実施する。	

(2)　浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法、地下街等及び要援護者施設等の指定

市町は、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

(3)　クリークの整備

ア　クリークの整備の推進

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・保全のために護岸整備・除草等の河道の確保対策を推進する。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、風水害に対する安全性を確保するため、護岸整備・除草等の河道の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

イ　水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
クリーク防災機能保全対策事業	地域を洪水から守る防災機能の強化・保全するために、クリークの護岸整備・除草等の河道の確保対策を実施する。	県

(4)　海岸施設の整備

ア　海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できるよう、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握した上で、適正な維持管理を行うよう努める。

イ　水門等の管理

海岸管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、後背地における溢水等の防止に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設･改修など	県・市町
侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。	
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。	

(5)　下水道施設の整備

下水道管理者は、市街地の浸水防除のため、雨水幹線水路及び排水機場等の整備を促進する。

また、雨水幹線水路、排水機場等の風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、降雨により市街地の浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作するものとする。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市町

(6)　ため池施設の整備

ア　ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

イ　ため池の危険度の周知等

ため池の管理者は、堤防決壊時の危険区域について地域住民に周知するとともに、風水害時の連絡体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
ため池等整備事業	老朽化等によるため池災害を未然に防止するため、ため池施設の整備工事を実施する。	県

【資料編】

○　山地災害危険地の現況
○　地すべり等防止法に基づく指定地一覧表
○　災害防止工事施工ボタ山一覧表
○　岩石採取場一覧表
○　筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の概要
○　土砂災害危険箇所
○　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定状況
○　河川災害危険区域

第２項　公共施設、交通施設等の整備	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（消防防災課、農山漁村課、建築住宅課、空港・交通課、道路課、港湾課、資産活用課、教育支援課）

1　公共施設等

国、県、県警察、市町、消防機関は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、風水害に対する安全性の確保に努める。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室及び備蓄倉庫等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

≪防災上重要な施設≫

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、出先庁舎、警察本部庁舎、警察署
救護活動施設	消防関係施設、保健福祉事務所、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設など

多数の者が利用する施設	図書館、博物館、集会施設、福祉施設など

2　交通施設

主要な道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設について、当該施設の管理者は、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化を含む風水害に対する安全性の確保に努める。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。

(1)　道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の各道路管理者は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないよう、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。

また、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 市町
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	国 県 市町
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

(2)　鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図る。また、橋梁、トンネル、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

(3)　港湾・漁港

港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。

(4)　空港・臨時ヘリポート

県は、佐賀空港について、風水害時における他県からのヘリコプター・航空機での応援基地として、また、緊急物資や人員の空輸の拠点としての活用を図る。また、県、市町は、災害応

急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

【資料編】

○　災害時に活用する臨時ヘリポートの状況

第３項　ライフライン施設等の機能の確保	市町、水道事業者等、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力株式会社佐賀支社、電気通信事業者、都市ガス事業者、事業所、 県（情報課、商工課、関係各所属）

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、風水害に対する施設の安全性の確保とともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、風水害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

１　水道施設

(1)　水道施設の安全性の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2)　水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

(3)　断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4)　資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

２　下水道施設

(1)　下水道施設の安全性の強化

下水道管理者は、風水害時においても下水道による汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

(2)　下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3)　資機材、図面の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

3　工業用水道施設

(1)　工業用水道施設の安全性の強化

工業用水道事業者は、工業用水道施設の新設・拡張・改良の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2)　工業用水道施設の点検・整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

(3)　断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4)　資機材、図面の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4　電力施設等の整備

(1)　電力設備の災害予防措置

九州電力株式会社は、災害対策基本法第３９条に基づき定めた「九州電力株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

(2)　電気工作物の巡視，点検，調査等

ア　九州電力株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため，定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ　九州電力株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い，感電事故の防止を図るほか，漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

5　電気通信設備等の整備

(1)　電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

ア　豪雨又は洪水、高潮等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。

イ　暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。

(2)　電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア　主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　通信ケーブルの地中化を促進する。

エ　主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ　重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２重ルート化を推進する。

6　都市ガス施設

(1)　都市ガス施設（ガス導管）の安全性の強化

都市ガス事業者は、関係法令等（ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）等）に基づき、風水害に対する施設の安全性の強化に努める。

(2)　都市ガス工作物の巡視、点検及び検査

都市ガス事業者は、都市ガス工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、事故を未然に防止するため、定期的に都市ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施する。

(3)　災害防止のための体制の確立

ア　要員の確保等

都市ガス事業者は、都市ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、あらかじめ緊急措置及び復旧活動のための組織体制、要員の確保体制等の整備を図る。

イ　連絡体制の整備

都市ガス事業者は、事業所内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を職員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況等連絡票、需要家名簿等を整備する。

ウ　関連工事会社等との協力体制の確立

都市ガス事業者は、あらかじめ関連の工事会社等との間で、災害防止のための人員及び資機材の提供に関する協力体制を確立する。

エ　教育訓練

都市ガス事業者は、風水害時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順などについて必要な職員教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

オ　資機材等の整備

都市ガス事業者は、風水害時の被害を最小限にするための応急措置・早期復旧を行うのに必要な資機材・図面を備えておくとともに、復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査しておく。

7　バックアップ対策の促進

県及び市町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、

それを早期に復旧できるようＩＣＴ部門のＢＣＰの策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第４項　建築物等の風水害に対する安全性の強化	国、市町、一定の建築物の所有者、指定建造物・伝統的建造物群の所有者・管理者、 県（建築住宅課、社会教育・文化財課）

１　特定建築物

劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

２　一般建築物

県、市町は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。

また、地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの施設の整備を促進するよう努める。

３　落下物

県、市町は、建築物の所有者に対し、強風による窓ガラス、看板等の落下物防止対策の取組を指導する。

４　文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市町指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

≪実施方法≫

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。

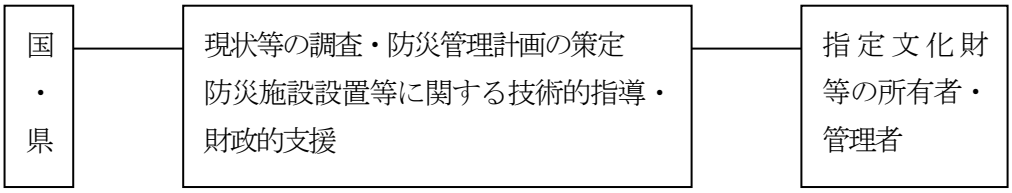

【資料編】

○　市町別指定文化財数一覧

第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第１項　情報の収集・連絡及び応急体制の整備等	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（消防防災課、県土づくり本部企画・経営グループ、河川砂防課、関係各所属）

県、市町及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。

１　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　関係機関相互の連絡体制の整備

県、市町及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める

(2)　多様な情報収集手段の活用等

県、市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、報道機関や住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(3)　観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

県、市町及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努める。

(4)　県における体制の整備

ア　県防災行政通信施設の整備

本県の防災行政通信施設は、災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達手段の確保を図るため、基幹的な通信基盤として構築したものである。

この県防災行政通信施設は、県現地機関、県警察、市町、消防機関、自衛隊、国、防災関係機関を結ぶ、重要な通信施設であり、風水害時においてもその機能が十分発揮できるよう、施設の風水害に対する安全性を確保するとともに、庁舎用非常用電源設備の整備や平素からの非常用電源を用いた訓練の実施、的確な操作の徹底等停電対策を充実するものとする。

また、県防災行政通信施設の二重化を図るとともに、緊急時における防災情報を直接住民

へ提供することができるよう、市町防災行政無線との接続などを図り、その強化に努める。

イ　中央防災無線網の整備

県は、風水害時における国（内閣総理大臣官邸、非常災害対策本部、各省庁等）との通信手段を確保するため、県庁に中央防災無線回線を整備している。

なお、端末は、知事室（秘書課）、危機管理・広報課、消防防災課、宿直室に設置し、危機管理センターには電話機とテレビ会議システムを設置している。

ウ　県防災情報システムの整備

県は、防災情報、災害情報の迅速な処理、災害の予測を図るため、情報通信技術を活用した、防災情報システム等の整備を図る。

(ｱ)　防災情報システムの概要

防災情報システムは、気象情報、被害情報などの各種情報や、画像情報等の多様な情報を一元的に収集・管理し、各関係機関に提供するシステムである。このシステムにより、必要な情報が、正確・迅速に共有できるようになり、より確実な防災対策を講じることが可能となる。

(ｲ)　防災情報システムの主な機能

a　一斉指令システム（気象予・警報、地震情報等）

b　被害情報システム（人的・住家・道路被害情報等）

c　防災地図情報システム（各種被害情報に基づく地図作成）

d　画像情報システム（各種画像情報）

(ｳ)　防災情報システムの平常時の活用

平常時においては、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化等を図ることで、防災体制の充実に資する。

【通信系統図】

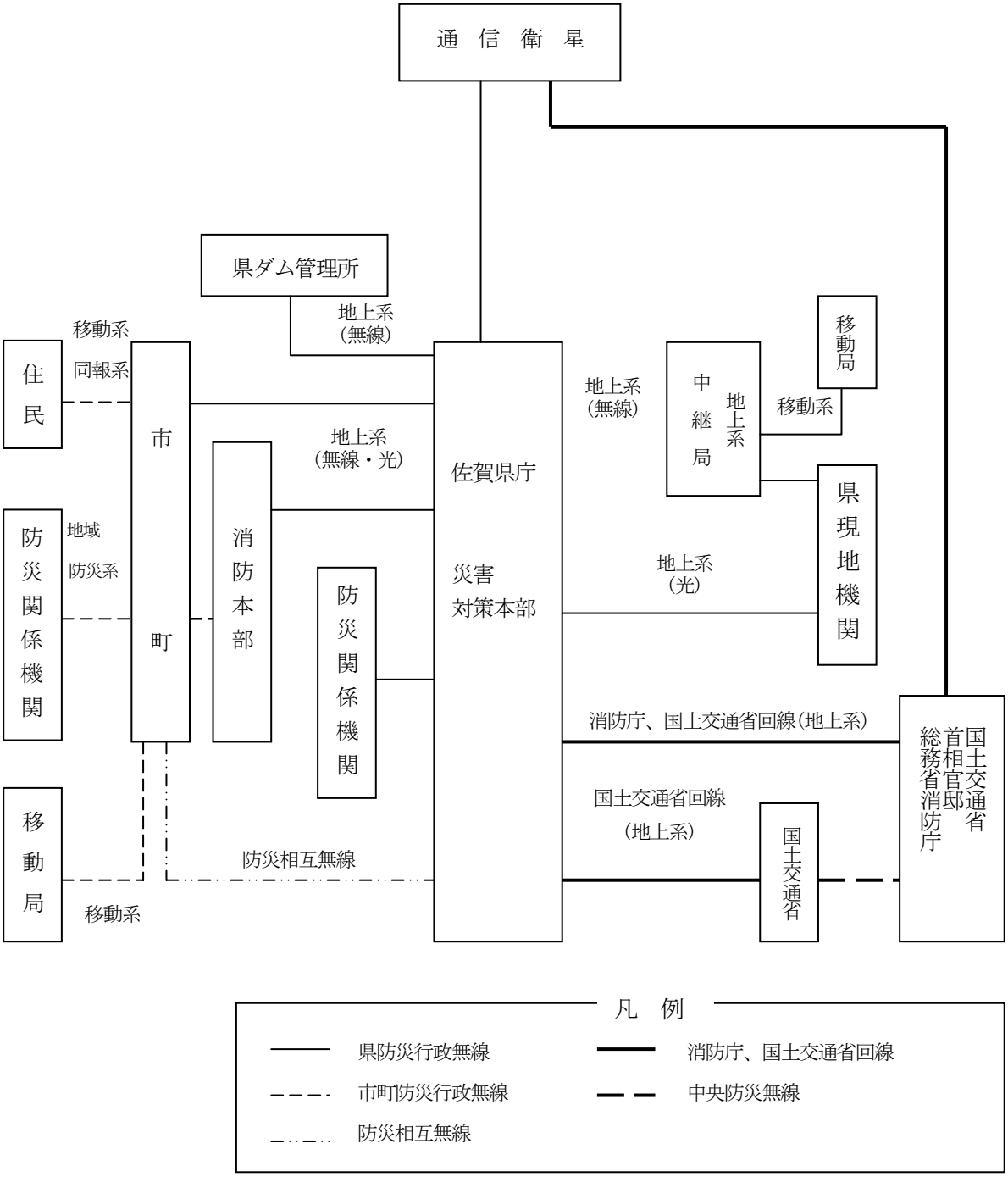

エ　カメラ画像の受信システムの活用

県は、国土交通省が設置するカメラや佐賀広域消防局が設置している高所監視カメラの画像を県庁で受信するシステムを活用し、情報収集を行う。

オ　衛星可搬局、ヘリコプターテレビシステム等の活用

県は、衛星可搬局、ヘリコプター搭載テレビカメラ等からの映像を県庁で見ることができるシステムを活用し、情報収集を行う。

カ　災害情報提供システムの整備

県は、防災情報、災害情報等を住民等へ提供するため、災害情報提供システムの整備を図る。

(ｱ)　災害情報提供システムの概要

災害情報提供システムは、気象情報、防災情報、交通情報等の各種災害関連情報等を、県ホームページやメールで提供することにより、県民の防災活動に資するものとする。

(ｲ)　主な災害情報提供システム

a　防災ポータルサイト（県ホームページによる情報提供）

b　携帯端末向けホームページ（携帯端末への情報提供）

c　防災ネットあんあん（登録した住民へのメールによる情報提供）

【防災情報連絡系統図】

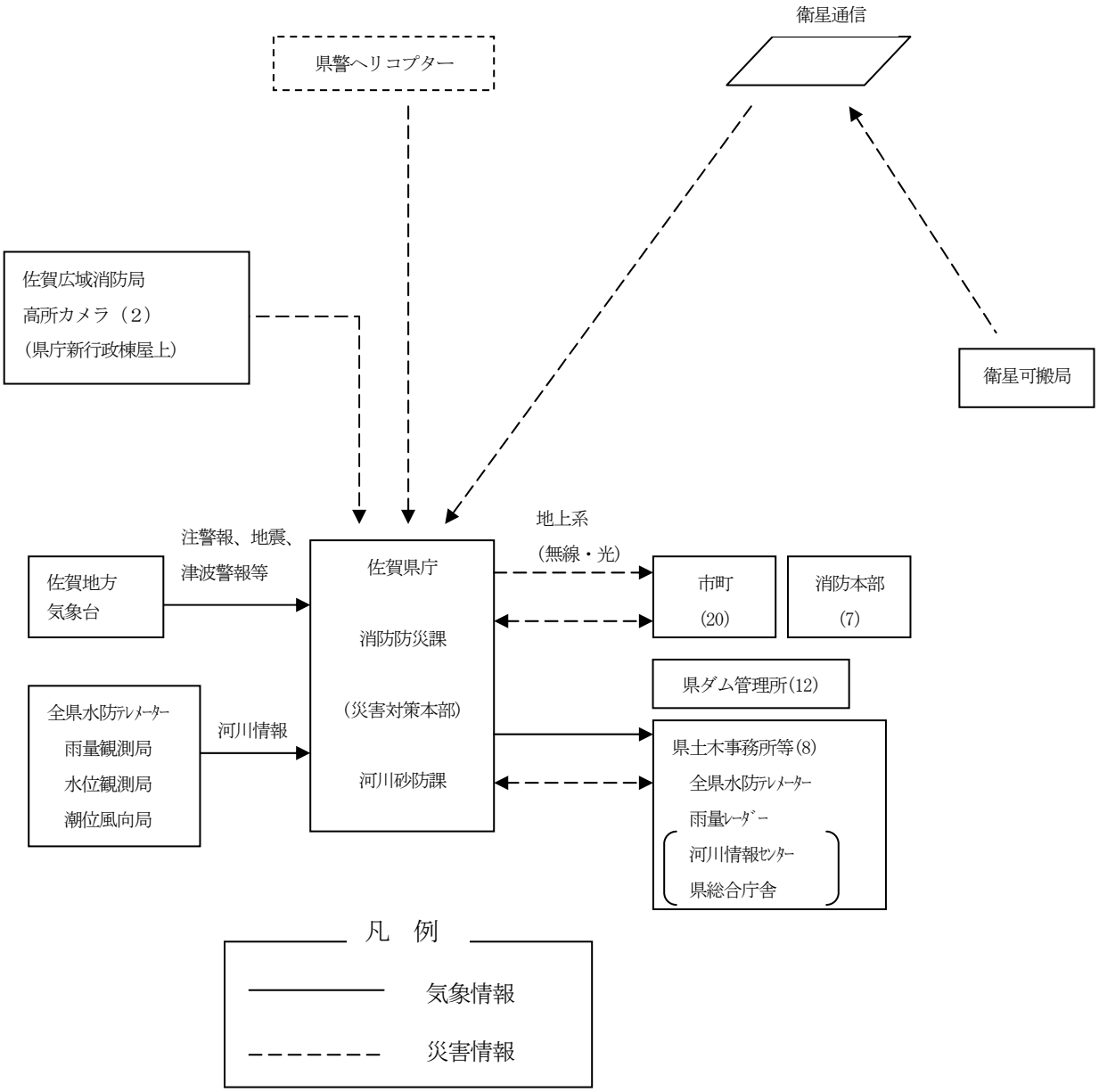

(5)　県警察における体制の整備

県警察は、警察通信施設の風水害に対する安全性の強化に努めるとともに、予備電源の整備や衛星携帯電話等の整備を図る。

また、情報の収集手段の多様化を図るため、通信指令システム、ヘリコプターテレビシステム及びＩＴＶ（交通流監視カメラ）等による画像情報の収集・連絡システムの充実を図るとともに、国土交通省が設置するカメラの画像を受信するシステムの導入を図る。

(6)　市町における体制の充実・強化

市町は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、市町村防災行政無線の整備に努めるものとし、すでに導入している市町においても、施設・設備の管理に万全を期すとともに、風水害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

なお、ケーブルテレビ、オフトーク通信などが普及している市町においては、これらの活用を図る。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティＦＭや臨時災害放送局（以下「災害ＦＭ」という。）の活用が有効であるため、市町は、コミュニティＦＭ局との協定締結や災害ＦＭの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

【市町村防災行政無線系統図】

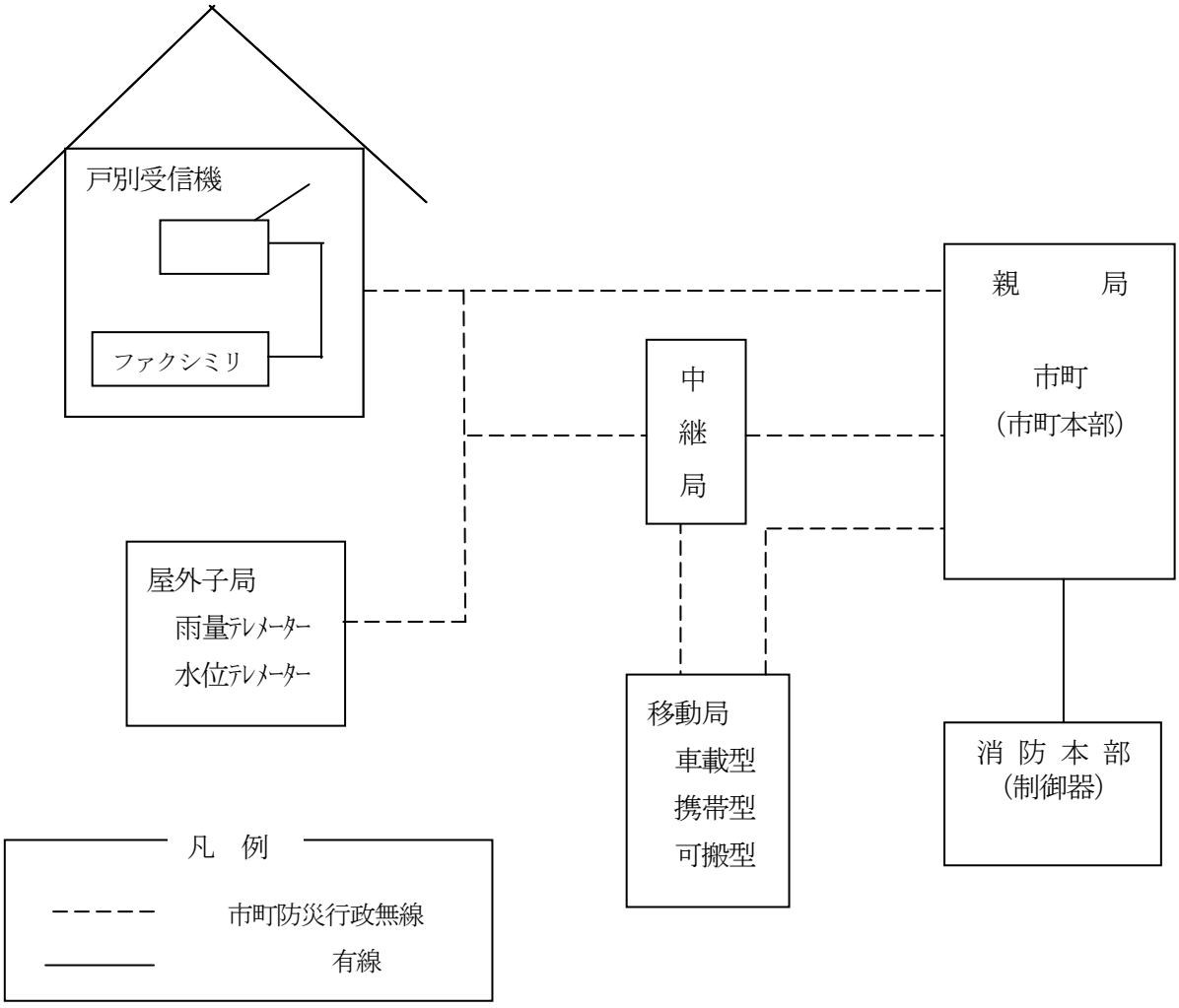

2　情報の分析整理

県、市町及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3　電気通信事業者による体制等

(1)　電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、風水害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水構造化を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、主要な中継交換機の分散設置、主要な電気通信設備等への予備電源の設置などによる通信網の整備を実施する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2)　電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

県及び市町は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(3)　災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、県民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市町は、平常時から通信各社と連携し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において西日本電信電話株式会社が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制について、県及び市町は西日本電信電話株式会社と協議しておく。

≪災害用伝言サービス≫

〇西日本電信電話株式会社

・　災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

・　災害用ブロードバンド伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

〇携帯電話・ＰＨＳ各社

・　災害用伝言板

携帯電話・ＰＨＳのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・ＰＨＳ番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4　非常通信体制の整備

(1)　非常通信訓練の実施

風水害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

県、市町及びその他防災関係機関は、風水害が発生し又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）を図ることとなっている。

(2)　非常通信の普及・啓発

防災関係機関に対し、風水害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

【資料編】

○　市町防災行政無線の整備状況

○　県内の非常通信の状況

第２項　防災活動体制の整備	県警察、市町、消防機関、防災関係機関、 県（情報課、消防防災課、資産活用課、職員課、関係各所属）

県、県警察、市町、消防機関、各防災関係機関は、風水害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

１　職員の体制

(1)　県職員の参集体制の整備

ア　１時間以内参集可能職員の確保

県は、県庁舎の近傍に居住する県職員の中から、災害発生後１時間以内に参集し、「緊急初動班」として情報収集等に当たる職員（１００名程度）を確保する。

イ　２４時間体制の推進

県は、災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため整備した宿日直による２４時間体制の的確な運用を進める。

ウ　連絡手段の整備

県の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努めるものとする。

エ　災害時の職員の役割の徹底

県災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる本部（部）長は、各対策部が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図るものとする。

(2)　防災関係機関の参集体制の整備

市町など防災関係機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(3)　応急活動マニュアル等の作成

県、市町及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

2　災害対策本部室（県危機管理センター）等の整備

(1)　災害対策本部室（県危機管理センター）等

県、県警察、市町及び消防機関は、防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等について、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

また、県は、情報通信機器を備えた常設の災害対策本部室（県危機管理センター）を整備する。

(2)　食料等の確保

県、県警察、市町及び消防機関は、風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも２日ないし３日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(3)　非常用電源の確保

県、県警察、市町及び消防機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、平常時より、非常用電源施設の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(4)　非常用通信手段の確保

県、県警察、市町及び消防機関は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

3　防災拠点施設の整備

県は、大規模風水害の発生時に、災害応急対策の中枢基地として機能する防災拠点施設の整備に努める。

(1)　防災拠点施設

県は、災害時に本庁舎が被災した場合の代替機能を果たすとともに、災害時に県内の緊急物資輸送（ヘリポート機能を含む。）、備蓄、要員確保等の災害対策活動の拠点となり、さらに、平常時には防災に関する啓発、教育、訓練を行う場となる防災拠点施設の整備に努める。

(2)　県消防学校

県は、県消防学校の整備・充実を図るものとする。

4　市町の防災拠点の整備

市町は、風水害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも市町に１箇所以上の防災拠点の整備を図る。

≪主な機能≫

○　緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース

○　地域の防災活動のためのオープンスペース

○　ヘリポート機能

○　情報通信機能

5　コミュニティ防災拠点の整備

市町は、住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

≪主な機能≫

○　避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）

○　避難場所としての広場

○　情報通信機器

6　災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用用排水施設の管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

7　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

県及び市町は、災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

また、定期的な点検を行い必要な見直しを行う等、計画が実効性あるものとなるよう努める。

8　災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

県、市町及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

なお、県は、県消防防災課［総括対策部］など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入するとともに、災害対策本部の各対策部に含まれていない所属（各種委員会事務局（教育委員会を除く。）及び議会事務局）の職員及び所属の人数が災害対策業務やＢＣＰにおいて災害時にも住民が必要とする重要な行政サービスと位置付けられている業務に必要な人数を上回る所属の職員が応援要請に応えられるよう態勢を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

9　救援活動拠点の確保

県及び市町は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊

の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

第３項　広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、 県（危機管理・広報課、消防防災課、循環型社会推進課、地域福祉課、医務課、薬務課、農林水産商工本部企画・経営グループ、商工課、県土づくり本部企画・経営グループ、建設・技術課、建築住宅課）

各防災関係機関は、風水害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが円滑に実施できるよう情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

１　都道府県間の相互応援

県は、九州・山口の各県との間で、職員の派遣、食料等の提供、避難・収容施設や住宅の提供、医療支援等についての「九州・山口９県災害時応援協定」を締結（平成２３年）するとともに、全都道府県との間で「全国都道府県災害時相互応援協定」を締結（平成８年）している。

また、九州地方知事会は、関西広域連合との間で「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」を締結（平成２３年）している。

なお、毎年関係資料の更新を行う等、これら協定が実効あるものとなるよう努める。

２　県と防災関係機関等との応援協定

県は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間企業等との協定の締結を推進する。

≪現在締結している協定≫

協　定　名［所管部署］	協　定　締　結　の　相　手　方
災害時における放送要請に関する協定　　［危機管理・広報課］	長崎放送株式会社ＮＢＣラジオ佐賀局、 株式会社サガテレビ、 日本放送協会佐賀放送局、株式会社エフエム佐賀、 佐賀シティビジョン株式会社、 株式会社多久ケーブルメディア、 伊万里ケーブルテレビジョン株式会社、 株式会社ケーブルワン、 有田ケーブル・ネットワーク株式会社、 藤津ケーブルテレビジョン株式会社、株式会社テレビ九州、 株式会社唐津ケーブルテレビジョン、

	有限会社ネットフォー、株式会社ネット鹿島、 唐津市有線テレビジョン放送、ふじ有線テレビ、 西海テレビ株式会社、鏡テレビ共同受信組合、 ＦＭからつ株式会社
災害時における報道要請に関する協定　　［危機管理・広報課］	朝日新聞社佐賀支局、読売新聞社佐賀支局、 日本経済新聞社佐賀支局、西日本新聞社佐賀総局、 日刊工業新聞社佐賀支局、毎日新聞社佐賀支局、 佐賀新聞社、共同通信社佐賀支局、 時事通信社佐賀支局
災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定 ［消防防災課］	佐賀県警察本部長
アマチュア無線による災害時応援協定　　［消防防災課］	社団法人日本アマチュア無線連盟佐賀県支部
九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定 ［県土づくり本部企画経営グループ］	国土交通省九州地方整備局企画部
災害時における応急対策に関する協定　　［建設・技術課］	社団法人佐賀県建設業協会
災害時の防災拠点及び技術支援等に関する協定　　［消防防災課］	西日本高速道路株式会社九州支社
（佐賀県と日本赤十字社との医療、助産及び死体の処理に関する）協定　　［医務課］	日本赤十字社佐賀県支部
災害時における医療救護に関する協定　　［医務課］	社団法人佐賀県医師会
佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定　　［医務課］	国立大学法人佐賀大学、 日本赤十字社佐賀県支部、 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館、 医療法人清明会、
災害時における医薬品等の供給に関する協定　　［薬務課］	佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会
無償団体救援協定（災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬） ［循環型社会推進課］	佐賀県環境整備事業協同組合
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定　　［循環型社会推進課］	社団法人佐賀県産業廃棄物協会

災害時における仮設トイレの調達に関する協定 ［循環型社会推進課］	株式会社レンタルのニッケン、株式会社ソクト
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定　［商工課］	社団法人佐賀県トラック協会
災害時における物資の受入及び配送等に関する協定 ［農林水産商工本部企画・経営ｸﾞﾙｰﾌﾟ］	ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店
災害時における物資の調達に関する協定　［消防防災課］	株式会社リョーユーパン、イオン九州株式会社、 株式会社ローソン、日興食品株式会社、 佐賀県生活協同組合連合会、 グリコ乳業株式会社佐賀工場、 株式会社セブン－イレブン・ジャパン、 株式会社イズミ、 ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター、 佐賀県石油商業組合、株式会社ファミリーマート
災害時におけるＬＰガスの調達に関する協定　［消防防災課］	社団法人佐賀県エルピーガス協会
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定　［建築住宅課］	社団法人プレハブ建築協会
災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定 ［建築住宅課］	社団法人佐賀県宅地建物取引業協会、 社団法人全日本不動産協会佐賀県本部
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定　［消防防災課］	エムエス九州株式会社、株式会社ココストア、 ＪＲ九州リテール株式会社、 株式会社セブン－イレブン・ジャパン、 株式会社デイリーヤマザキ、 株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、 株式会社ローソン、株式会社壱番屋、 株式会社吉野家ディー・アンド・シー、 佐賀県石油商業組合、 株式会社モスフードサービス

３　市町村間の相互応援

市町は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

４　市町・消防機関と防災関係機関等との相互協力

市町、消防機関は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

5　相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧
○　九州・山口９県災害時応援協定
○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
○　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
○　市町における災害時相互応援協定の締結状況

第４項　災害の拡大防止と二次災害の防止活動	市町、水防管理者、佐賀地方気象台、 県（県土づくり本部企画・経営グループ、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課）

1　浸水被害の発生・拡大防止

各水防管理者は、管轄区域内の河川、海岸ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画（又は市町地域防災計画）に定めておくものとする。

県、市町は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

2　土砂災害の発生、拡大防止

県、市町は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。

また、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

(1)　土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(2)　土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

【資料編】

○　水防用資機材の備蓄状況

第５項　救助、医療、救急活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、 県（消防防災課、医務課、薬務課）

１　救助活動体制の整備

消防機関及び市町、県警察、自衛隊、海上保安部は、救助用設備、資機材の拡充整備に努める。

２　医療活動体制の整備

(1)　災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の風水害に対する安全性の確保、風水害時の患者受入機能及び医療救護班派遣機能の強化、患者搬送車の整備や応急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、風水害時の医療体制の整備に努める。

ア　基幹災害医療センター

病　　院　　名	所　　在　　地
地方独立行政法人佐賀県立病院好生館	佐賀市水ヶ江１－１２－９
国立大学法人佐賀大学医学部附属病院（研修機能担当）	佐賀市鍋島５－１－１

イ　地域災害医療センター

病　　院　　名	所　　在　　地
多久市立病院	多久市多久町１７７１－４
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘２－１４３
唐津赤十字病院	唐津市二タ子１－５－１
有田共立病院	西松浦郡有田町立部乙２４８５－３
白石共立病院	杵島郡白石町福田１２９６

(2)　災害時医療救護マニュアルの普及・活用

県は、この計画に基づく詳細な医療活動の手順を規定した「災害時医療救護マニュアル（平

成１５年９月策定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。

(3)　大学病院等との連携

県は、風水害時における救急医療を確保するため、あらかじめ大学病院、公的医療機関、県医師会等と協定を締結するなど連携の強化に努める。

(4)　医療応援体制の整備

ア　都道府県間の応援体制

県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

イ　関係機関の応援体制

県、市町、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(5)　広域災害・救急医療情報システムによる情報収集・伝達

県及び関係機関は、災害時、特に発災時に医療救護活動が適切に実施できるよう、平常時から平成１１年１月に整備した「広域災害・救急医療情報システム」の操作等の研修・活用訓練を定期的に実施するなどして、災害時の医療活動に必要な情報を迅速かつ正確に収集・伝達する。

(6)　市町における災害時医療体制の整備

市町は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(7)　救護資機材の整備の充実

日本赤十字社佐賀県支部は、自己完結型による災害救護体制が確立できるよう必要な災害救護資機材の整備充実を図るとともに、救護物資について、災害時に迅速な配分ができるよう分散配置に努める。

(8)　災害時緊急医薬品等の備蓄

国、県及び市町は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

３　救急活動体制の整備

市町及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

また、消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

【資料編】

○　救助用資機材の保有状況

○　災害拠点病院の救命医療機器・救護資機材の保有状況

○　医薬品等の備蓄状況

○　高規格救急自動車の配備状況

第６項　緊急輸送活動	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、県（消防防災課、商工課、水産課、農山漁村課、空港・交通課、道路課、港湾課）

1　緊急輸送ネットワークの指定

県は、風水害時における緊急輸送を確保するため、施設の代替性、各種輸送手段の活用による多重化に配慮しながら、緊急物資の受入れ、搬送などの輸送拠点及び道路、港湾、漁港、飛行場、ヘリポートなどの輸送施設を調整し、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークを指定する。

また、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送拠点及び輸送施設は、風水害に対する安全性の確保に努める。

(1)　輸送拠点の指定

県は、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点をあらかじめ指定するものとする。

≪輸送拠点≫

佐賀県消防学校	佐賀市
佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館	
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀県競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（伊万里勤労青少年体育センター）	伊万里市
白岩運動公園（白岩体育館）	武雄市

(2)　輸送施設の指定

ア　海上輸送施設の指定

県は、港湾・漁港施設が風水害時に救援物資、応急復旧資材、人員の輸送基地として重要な役割を担っていることを考慮し、緊急輸送ネットワークとの連携を図り、海上輸送施設を指定する。

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港

イ　航空輸送施設の指定

県は、風水害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、航空輸送施設を指定する。

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港

ウ　陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、風水害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

(ｱ)　第１次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

(ｲ)　第２次緊急輸送道路

第１次道路とネットワークを構成し、市町庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(3)　輸送拠点、輸送施設の風水害に対する安全性の確保

県は、輸送拠点及び輸送施設に指定された施設等について、風水害に対する安全性の確保を図るため必要があれば、計画的に整備に努める。

緊急輸送道路網図

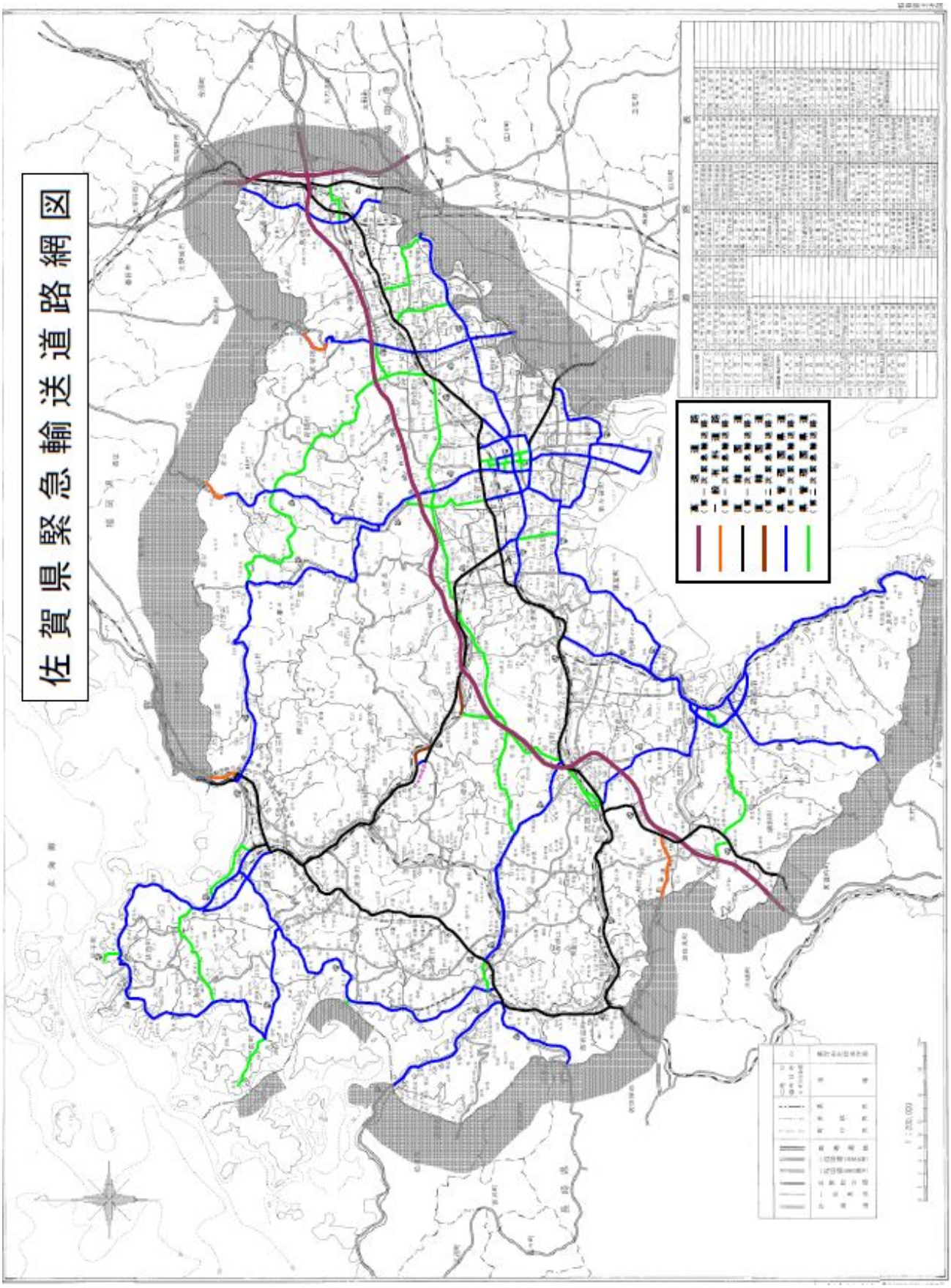

2　道路輸送の確保

(1)　道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、県警察は、警察庁、隣接又は近接の県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

(2)　関係機関等との協力関係の構築

ア　道路管理者

道路管理者は、建設業者と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

イ　県警察

県警察は、警備業者との協定に基づき、風水害時における交通誘導、災害情報の収集などについて、支援協力が得られるよう連携の強化を進めるとともに、信号機、道路標識等の保守点検業者と協定を締結するなど、災害発生後の信号機、道路標識等の故障、倒壊等に対応するため、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

(3)　緊急輸送体制の整備

県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

3　鉄道輸送の確保

県は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、鉄道事業者との協力体制の整備に進める。

4　海上輸送の確保

港湾管理者は、建設業者と協定を締結するなど、災害発生後の港湾の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

県は、関係団体との協定の締結を検討するなど、緊急輸送のための海上輸送の協力体制の整備を進める。

海上保安部では、次に掲げるようなものについて巡視船艇による緊急輸送活動が可能であるので、県は、要請手続等について海上保安部と調整しておくものとする。

(1)　救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

(2)　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

(3)　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等

(4)　負傷者等の医療機関への搬送

(5)　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資　等

5　航空防災体制の強化

県は、風水害時にヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な緊急輸送活動が実施できるよう、航空防災体制の整備に努める。

第７項　避難収容及び情報提供活動	国、市町、「幼稚園・小学校・中学校高等学校及び特別支援学校」（以下「学校等」という。）・病院等・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際交流課、林業課、県土づくり本部企画・経営グループ、建設・技術課、建築住宅課、体育保健課、社会教育・文化財課、教育支援課）

１　市町の避難計画

市町は、住民の人命の安全を第一に、あらかじめ避難場所（避難所として使用する場合を含む）、避難経路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

災害時要援護者の避難については、災害時要援護者避難支援プランに基づき、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。

また、市町地域防災計画の中に、避難誘導やこれら対策に関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について市町地域防災計画に定めておくものとする。

(1)　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市町長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成１７年３月）」に沿って、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

(2)　避難場所

市町は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、次の基準により一時（いっとき）避難場所（災害時の危険を回避するために緊急的に避難する場所）及び避難所（災害により被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に収容し保護する場所）を指定しておくものとする。

県は、市町が県有施設を避難場所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、避難所としての指定を受けた県立学校については、災害時要援護者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

ア　一時避難場所

(ｱ)　選定基準

ａ　浸水、高潮、土砂災害に対する安全が確保できる公園・緑地・学校のグラウンド・団地の広場・複数階の建造物等であること。

ｂ　避難区域内の可能な限り多くの住民等を収容できるよう配置すること。

イ　避難所

(ｱ)　選定基準

a　風水害に対する安全が確保できる場所（河川付近及び低地などでは水害、山間部では土砂災害、沿岸地域では高潮・津波の危険性も考慮した場所）にあり、生活空間に配慮した施設であること（公民館、学校等が適当）。

b　避難者１人当たり概ね２㎡以上確保できる施設であること。

c　災害想定等により避難が予想される住民等を収容できるよう配置すること。

(ｲ)　機能の強化

市町は、あらかじめ指定した避難場所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、高齢者、障がい者、子ども等の災害時要援護者、男女双方の視点並びにペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

a　必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

b　非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

c　テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

d　避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

e　飲料水の給水体制の整備

f　支援者等の駐車スペースの確保

(3)　避難経路及び誘導体制

市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、一時避難場所に通じる避難経路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者その他の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した災害時要援護者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

ア　災害時要援護者の実態把握

イ　避難経路の整備及び選定

ウ　避難場所の受入環境

エ　避難誘導責任者及び援助者の選定

さらに、避難誘導にあたっては、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮する必要がある。

(4)　避難所の管理運営

市町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。

(5)　避難所生活上必要となる基本的事項

ア　情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物

資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ　飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ　保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ　プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ　高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市町が策定した災害時要援護者避難支援プランに基づき、平常時から地域内の災害時要援護者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ　在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

キ　居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る必要がある。

2　学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1)　学校等

ア　避難計画等の整備

学校等の管理者は、風水害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

イ　教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や児童・生徒に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2)　病院等

ア　避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての

避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

イ　教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3)　社会福祉施設

ア　避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ　教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4)　不特定多数の者が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(5)　指導の充実

県、市町は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとる。

3　応急住宅

(1)　建設資材の調達

県、市町は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2)　仮設住宅の建設場所

風水害が発生し、仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市町は、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

(3)　公営住宅等への収容

県、市町は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

【資料編】

○　市町別避難所一覧表

第８項　災害時要援護者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、避難所に指定された施設の管理者、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際交流課、建築住宅課）

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら災害時要援護者に配慮した防災対策の推進を図る。

１　地域における災害時要援護者の支援体制づくり

(1)　地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における災害時要援護者対策にもつながることから、県及び市町は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

【地域安心システムのイメージ】

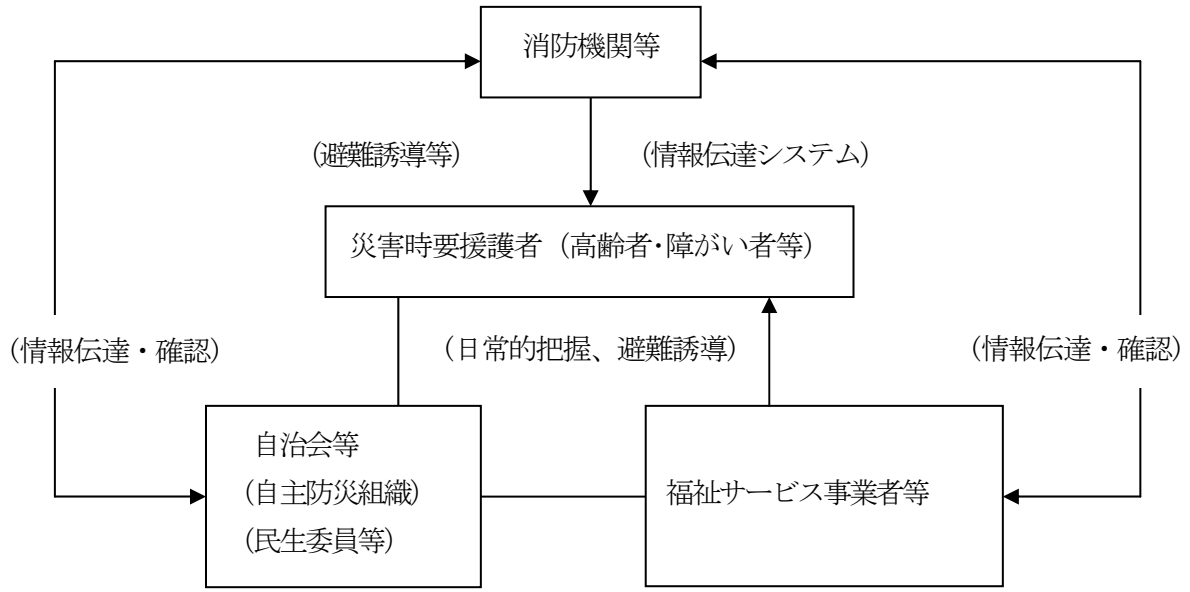

(2)　災害時要援護者の把握と支援体制の整備

ア　災害時要援護者の日常的把握

市町は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター・居宅介護支援事業者等の活動を通じ、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者の状況を把握し、その台帳を作成するなど、実態把握に努める。

イ　情報伝達体制の確立

市町は、消防機関による災害時要援護者への災害情報伝達システムを整備するとともに、災害時要援護者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない災害時要援護者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる分かりやすい情報伝達体制の整備に努める。

ウ　地域全体での支援体制づくり

市町は、風水害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

エ　災害時要援護者避難支援プラン等の策定

市町、消防機関等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、災害時要援護者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた災害時要援護者避難支援プラン等を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に災害時要援護者避難支援プランの個人プランについては、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

オ　在宅の災害時要援護者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市町は、災害時要援護者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等災害時要援護者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、災害時要援護者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市町は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2　社会福祉施設、病院等における災害時要援護者対策

(1)　災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するとともに、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

(2)　組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ災害時要援護者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3)　地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

(4)　緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある災害時要援護者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5)　県、市町の支援

県及び市町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに災害時要援護者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

3　外国人の安全確保対策

県、市町は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

4　避難所の災害時要援護者対策

(1)　避難所の整備

あらかじめ避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2)　支援体制の整備

県、市町は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3)　公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、災害時要援護者には厳しい環境となることが考えられるため、県、市町及び社会福祉施設の管理者は、災害時要援護者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

第９項　帰宅困難者への対策	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課）

県、市町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど避難場所の確保に努める。

第10項　食料・飲料水及び生活必需品等の調達	市町、水道事業者等、事業所、県民、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、林業課）

風水害時における県民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から、食料、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、県及び市町は、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

1　確保の役割分担

(1)　県民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で３日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2)　市町

市町は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。

(3)　県

県は、市町への支援を目的として、必要な食料・飲料水・生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を行う。

2　備蓄方法等

県及び市町は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3　食料・飲料水

(1)　食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア　精米等

県は、風水害時における精米を調達するため、農林水産省生産局を通じ米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給のあっせんを要請し、被災者に対し円滑に供給できる体制を整備する。

県は、応急用備蓄食料について、県が独自で備蓄を行うとともに、自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。

県は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ袋等の備蓄を行うものとする。

イ　その他の食料

県及び市町は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう市場、関係団体等との連絡体制を整備する。

(2)　飲料水の確保及び資機材の整備等

県、市町及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。（１人１日３リットル）

市町及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

また、県、市町及び水道事業者等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、必要に応じて備蓄を行うものとする。

4　生活必需品

県及び市町は、風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

5　医薬品

市町は、郡市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

県は、市町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、市町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行う。

6　木材等の確保

県は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体の協力を得る等して、その供給体制の整備に努めるものとする。

【資料編】

○　食料の備蓄状況
○　応急給水用資機材の保有状況
○　水道の現況
○　生活必需品の備蓄状況

第11項　応急復旧及び二次災害の防止活動	市町、水道事業者等、下水道施設管理者、工業用水道事業者、九州電力株式会社佐賀支社、電気通信事業者、都市ガス事業者 県（循環型社会推進課、県土づくり本部企画・経営グループ、下水道課、河川砂防課、道路課）

1　迅速な応急復旧体制の確立

県、市町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

２　資機材等の確保

県、市町及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

３　迅速な廃棄物処理体制の構築

県及び市町は、迅速な応急復旧の支障となる災害時の廃棄物の処理について、関係団体と連携して、平常時から活動体制や広域応援体制等の確立に努める。

第12項　防災訓練	市町、県警察、消防機関、防災関係機関、 自主防災組織・事業所等、県民、 県（消防防災課、関係各所属）

風水害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び災害時要援護者を含めた住民等は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

１　県

(1)　総合防災訓練

ア　大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における県、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

イ　訓練は次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練を適宜取り入れて行うものとする。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

(ｱ)　非常召集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請

(ｲ)　火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（災害時要援護者を含む。）、救助、救急
(ｳ)　地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災
(ｴ)　避難所設置、給水、炊き出し
(ｵ)　交通規制、道路等の障害物除去、応急架橋、無線通信
(ｶ)　上下水道施設復旧、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧
(ｷ)　救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け等

ウ　実地の対応力向上を図るため、図上訓練の導入等、訓練の実施方法や内容等について、適宜見直していく。

(2)　個別訓練

ア　情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、市町及び防災関係機関等と協力して実施する。

イ　職員の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を適宜実施する。

(3)　通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線及び非常通信連絡会の会員の通信機等を使用して、防災情報の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

(4)　緊急消防援助隊に関する訓練

各消防機関等の技術及び連携活動能力の向上を図るため、関係機関と連携し、共同で適宜訓練を実施する。

(5)　訓練後の評価

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

2　市町

防災訓練については市町防災計画に定め、その実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うこと。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすること。

≪訓練の内容例≫

(1)　災害発生時の広報
(2)　避難誘導、避難勧告、避難勧告の指示及び警戒区域の設定
(3)　災害時要援護者の安全確保
(4)　消防、水防活動
(5)　救助・救急活動
(6)　ボランティアの活動体制の確立
(7)　食料・飲料水、医療その他の救援活動
(8)　被災者に対する生活情報の提供
(9)　避難所の設置運営

3　防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

4　事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、県民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1)　事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として当該市町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2)　自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3)　県民の訓練

県民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、市町及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

第13項　災害復旧・復興への備え	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（消防防災課、情報課、循環型社会推進課、建築住宅課、法務課、市町村課、関係各所属）

1　災害廃棄物の発生への対応

県及び市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域応援体制等の確立に努める。

2　各種データの整備保全

県及び市町は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項等について整備しておくものとする。

(1)　各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

(2)　不動産登記の保全

3　復興対策の検討

県、市町及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第３節　県民等の防災活動の推進

第１項　防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、農山漁村課、森林整備課、河川砂防課、教育政策課、学校教育課、体育保健課）

１　職員への防災教育の実施

風水害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1)　研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他風水害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2)　講習会

各防災関係機関は、風水害に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3)　現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4)　災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

２　県民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、県民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。

この場合、防災知識の普及にあたっては、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1)　防災知識の普及・啓発等

県、市町及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

ア　家庭での予防・安全対策（３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備など）

イ　警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動

ウ　災害時の家族内の連絡体制の確保

(2)　風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(3)　講習会等の開催

県、市町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

(4)　報道機関の活用及び協力要請

風水害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から県民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5)　防災教育の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

第２項　消防団の育成強化	市町、消防機関、 県（消防防災課）

消防団は、常備消防と並んで、地域防災力の中核として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

県及び市町は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

１　消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

２　消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

３　消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別

団員・分団制度」を推進する。

第３項　自主防災組織等の育成強化	市町、事業所、県民、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課）

大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、県民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、災害時要援護者への援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市町は、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

１　地域住民等の自主防災組織

市町は、市町地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

県及び市町は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

≪自主防災組織の活動例≫

平常時	防災知識の普及 防災訓練 地域内の安全点検 防災資機材の整備・点検
災害時	出火防止・初期消火 救出・救護 避難誘導（災害時要援護者の援助） 情報の収集・伝達 避難所運営への協力

２　活動拠点及び資機材の充実

市町は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

【資料編】

○　自主防災組織の状況

第４項　企業防災の促進	市町、事業所、 県（消防防災課、商工課）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

県及び市町は、こうした取り組みに資する情報提供等の取り組みを行うものとするとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

第５項　ボランティア活動の環境整備	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（消防防災課、男女参画・県民協働課、地域福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、国際交流課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）

災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

１　ボランティアの育成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、相互に連携を図りながら、ボランティアの総合的な登録、養成・研修、支援・調整等を実施する。

２　ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

３　ボランティア活動支援機関の体制強化

県及び市町は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワー

クを構築するための条件整備に努める。

4　ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区　　分	活　　動　　内　　容
専門ボランティア	(1)　被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2)　建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3)　土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア協会） (4)　医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） (5)　整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6)　福祉（介護、手話通訳等） (7)　無線（アマチュア無線技士） (8)　特殊車両操作（大型重機等） (9)　通訳（語学） (10)　災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11)　公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災エキスパート会等） (12)　その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1)　救援物資の仕分け、配分、配送 (2)　避難所の運営補助 (3)　炊出し (4)　清掃 (5)　災害時要援護者等への生活支援 (6)　その他軽作業

【資料編】

○　ボランティアの登録状況

第６項　災害教訓の伝承	市町、 県（消防防災課、関係各所属）

県及び市町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害

に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第４節　災害救助基金の管理

第１項　災害救助基金の管理	県（消防防災課）

県は、災害救助の実施及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助法に基づき、災害救助基金を積み立てる。

１　積立額

災害救助法第３８条の規定により、災害救助基金の各年度における最少額（県の当該年度の前年度の前３年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の１，０００分の５相当額）以上を積み立てるものとする。

２　運用方法

(1)　銀行への預金

(2)　債券の応募又は買入

(3)　救助物資の事前購入

【資料編】

○　災害救助基金の積立状況

第５節　防災営農体制の確立

第１項　防災営農体制の確立	県（生産者支援課、農産課、園芸課、畜産課、 農山漁村課、農地整備課）

１　農地防災施設等の管理

農地防災施設又は農業水利施設の管理は、その規模、受益形態等に応じて、地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、県は、各管理主体が防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

２　営農指導

(1)　指導組織

風水害による農作物等の被害を最小限に止めるため、県は、農業技術防除センター、地域農業改良普及センターが中心となって、必要な技術指導を行う。

(2)　指導対策

農業技術防除センターは、試験研究機関等との連携のもと、普通作物、野菜、果樹、花き、工芸作物、畜産等の専門的事項について、地域農業改良普及センターに対する技術対策の周知徹底を図る。

農業技術防除センターは、気象庁から出される長期予報、１か月予報、各種気象警報等に基づき、予想される被害に対する技術対策を樹立し、指導を行う。

災害が発生した場合には、農業技術防除センターは、必要な技術対策を早急にとりまとめ、地域農業改良普及センターを指導する。

地域農業改良普及センターは、被害状況を速やかに把握するとともに、農業技術防除センターがとりまとめた対策を踏まえ、地域の実態に応じた技術対策を樹立し、現地での営農指導を行うものとする。

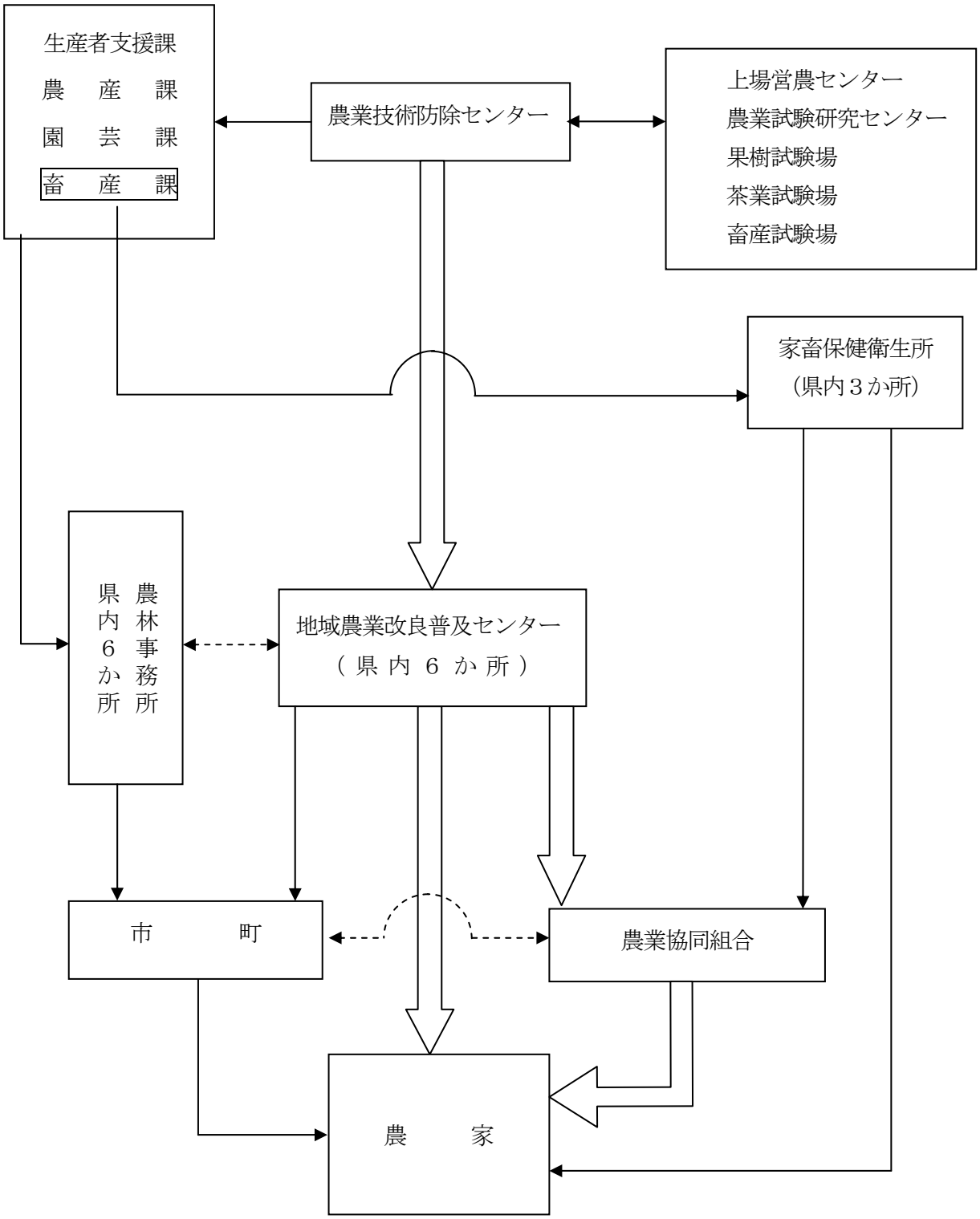
生産者支援課
農　産　課
園　芸　課
畜　産　課
農業技術防除センター
上場営農センター
農業試験研究センター
果樹試験場
茶業試験場
畜産試験場
家畜保健衛生所
(県内３か所)
県内６か所
農林事務所
地域農業改良普及センター
（県内６か所）
市　　町
農業協同組合
農　　家

第６節　技術者の育成・確保

第１項　技術者の育成・確保	市町、 県（障害福祉課、まちづくり推進課、河川砂防課）

県、市町は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技　術　者　名	業　　務　　内　　容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
防災エキスパート	公共土木施設や公共建物等の被害状況の把握・通報、応急対応等への助言、現地対策本部等への支援
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

【資料編】

○　技術者の登録状況

第７節　孤立防止対策計画

第１項　孤立防止対策計画	市町、事業所、県民、 県（消防防災課、地域福祉課、長寿社会課、障害福祉課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課）

市町及び県は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

１　県

(1)　災害時の孤立地域を予測し、市町との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。

(2)　孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を市町と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

２　市町

(1)　住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。

(2)　県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。

(3)　孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。

(4)　孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

(5)　孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

３　県民等

(1)　救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時要援護者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制

各防災関係機関は、県域に風水害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第１項　県の活動体制	県（消防防災課、関係各所属）

県は、県域に風水害が発生した場合、又は風水害に関係する警報等の伝達を受けるなどその発生の恐れがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

１　災害情報連絡室

(1)　設置基準

「災害対策本部」や「災害警戒本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合

ア　県内に、気象業務法に基づく暴風雪、暴風、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表された場合（自動設置）

（但し、沿岸海域のみを対象として発表された暴風雪又は暴風警報を除く。）

イ　県内に、気象業務法に基づく強風、風雪、大雨、大雪、高潮若しくは洪水の各注意報、波浪警報又は沿岸海域のみを対象とした暴風雪若しくは暴風警報が発表された場合で、消防防災課長（不在のときは、国民保護・防災対策監）が必要と認める場合

(2)　所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(3)　構成

消防防災課、危機管理・広報課、情報収集が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害情報連絡室長は、消防防災課長をもって充て、消防防災課長が不在のときは、国民保護・防災対策監が代理する。

(4)　配備要員

災害情報連絡室の要員として、消防防災課長、危機管理・広報課長、関係所属長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

(5)　知事等幹部職員への連絡

休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害情報連絡室自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(6)その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

2　災害警戒本部

(1)　設置基準

「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合に、副知事（防災監）（不在のときは、総合防災統括監）が必要と認める場合

ア　県内に、風水害が発生した場合。

イ　県内に、気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、洪水の各警報が発表され、風水害が発生するおそれがある場合。

(2)　所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

(3)　構成

消防防災課、危機管理・広報課、各本部(部)連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、総合防災統括監が代理する。

(4)　配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

(5)　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

3　災害対策本部

(1)　災害対策本部

ア　設置基準

県内に、風水害による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順）が必要と認める場合。

イ　所掌事務

県域に係る災害予防及び災害応急対策の実施

ウ　設置場所

本庁舎新行政棟「佐賀県危機管理センター」に置く。

「佐賀県危機管理センター」が使用できない場合は、本庁舎内の適当な会議室を選定する。

エ　指揮命令系統

知事が不在又は事故にあった場合には、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ　知事の早期帰庁

災害対策本部が設置された場合に、知事が出張等により不在の場合は、ヘリコプターの活用など早期帰庁のための措置をとるものとする。

カ　組織

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

キ　配備体制

災害対策本部設置時の配備体制は、次のとおりとし、知事が定める。

種　別	体　制　の　基　準	配備要員の基準
第１体制	局地的に甚大な被害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき	１／２程度の職員
第２体制	県内全域に甚大な被害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき	災害対策に従事する ことができる全職員

（注）　各対策部の具体的配備については各対策部長が上記基準に基づき定め、各地区対策班の具体的配備については地区対策総括班長（土木事務所長）が上記基準に基づき、各班長（関係現地機関の長）と協議の上、定める。

(2)　現地災害対策本部

災害対策本部長（知事）は、必要に応じ、佐賀県災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（知事）が必要と認める場合は、災害対策本部長（知事）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

(3)　緊急初動班

ア　緊急初動班の設置

風水害により電話等の情報通信が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、総合防災統括監の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、消防防災課長をもってあて、臨機に対応する。

緊急初動班長は、総合防災統括監と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮し、エの業務や総合防災統括監から指示のあった事項について、その活動に当たる。

イ　緊急初動班要員の確保（電話等途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な風水害を感知し、電話等の情報通信が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

災害発生後１時間以内に、緊急初動班の要員として、概ね１００名確保するものとする。

ウ　緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所に置く。

エ　緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

(ｱ)　通信機材の確保

a　通信機器の点検

b　携帯用テレビ、ラジオ等の調達

(ｲ)　情報の収集

a　県警察、消防機関、市町、県民その他からの情報収集

b　自衛隊に対して、ヘリコプター等による情報収集の依頼

c　テレビ、ラジオによる情報収集

d　職員が登庁時に集めた情報の収集

(ｳ)　その他緊急に必要な事項

a　国への通報連絡

b　各対策部長及び配備要員の確保

c　本庁舎の電気、給水設備等の点検

(4)　国との連携

国において、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

(5)　その他

佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】

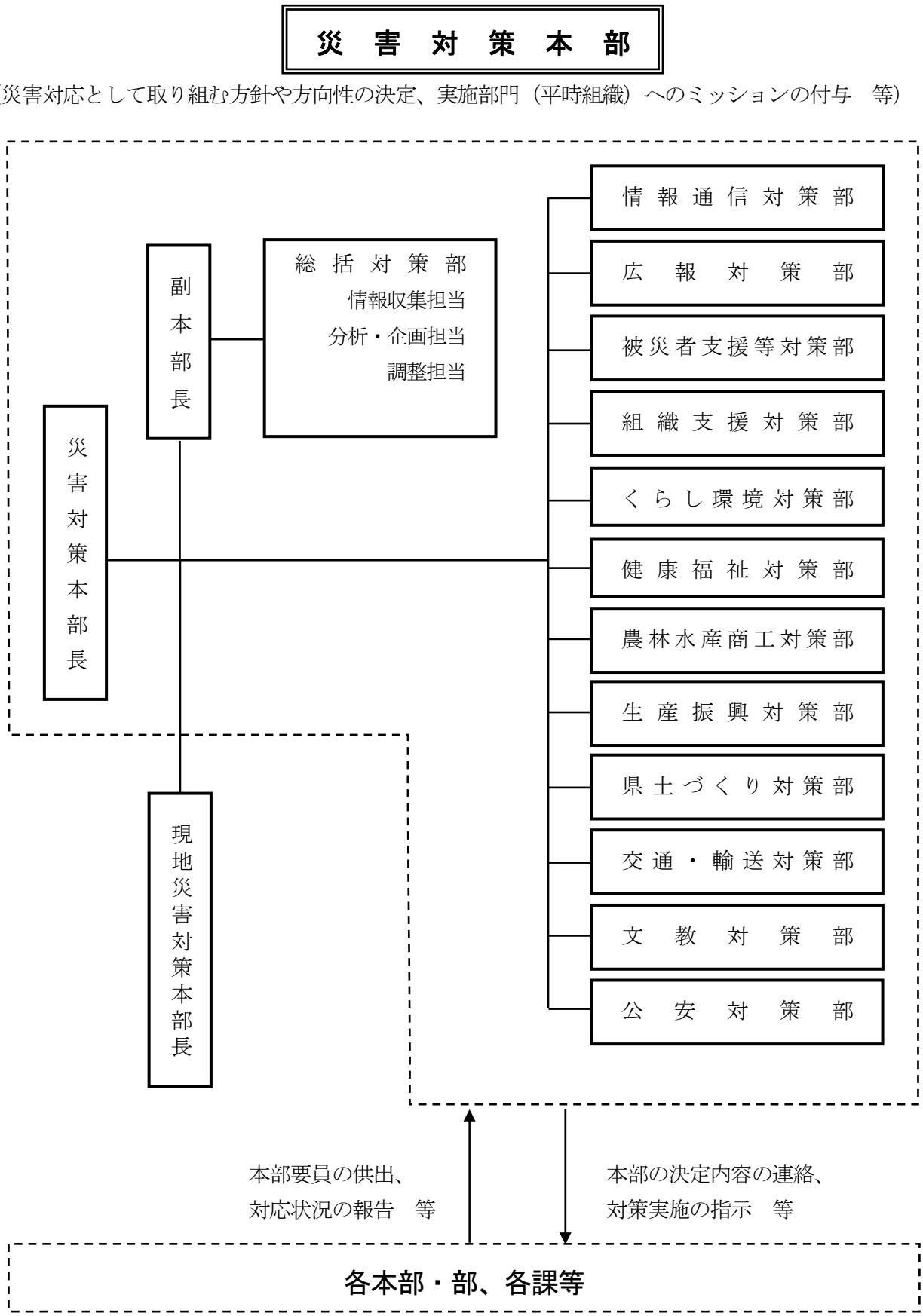

（災害対策本部の配備体制、所掌事務）

※「対策部長の担任事務」：「◇」の者は、対策部長の事務のうち当該担任事務のとりまとめ等を行う。

※「関係（対応）課等」：各対策部長の判断により、以下に掲げる課等のほか対策の検討に必要な課等に参加を要請できる。

※各対策部長の担任事務について専門的知識を必要とする場合は、総括対策部をはじめとした他の対策部や当該担任事務の平時の担当課等と相談・連携しながら対策を検討する。

対策部 対策部長	対策部長の担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
総括対策部 ●防災監	災害対策の総括 ◇総合防災統括監 ※総括対策部に、各対策本部から、原則として副本部長級職員１名及び課長級職員1名、その他職員１名を配置。 （所属は総括対策部とする。）	・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること （情報収集関係） ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること （分析・企画関係） ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・退避の指示、警戒区域の設定に関すること ・従事命令の発動に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・孤立地域対策に関すること （調整関係） ・市町との連絡・全体調整に関すること（業務支援の調整を含む。） ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・活動調整に関すること（広域避難の調整含む。） ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること ・国等関係機関への陳情等に関すること ・視察・調査の対応、応接に関すること	政策監グループ （（広聴・調査担当）以外） 防災企画グループ 消防防災課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う

		・被災地の慰問、激励等への対応に関すること	
情報通信対策部 ●最高情報統括監	情報通信手段の確保等 ◇情報課長	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町のＩＣＴに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること	情報課 消防防災課 資産活用課
広報対策部 ●危機管理・報道監	県民等への情報発信、報道対応等 ◇危機管理・広報課長	・県ホームページ・エリアメール等による災害情報等の提供に関すること ・報道機関を通じた県民への情報提供に関すること ・県本部の広報に関すること ・報道機関との連絡及び相互協力に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること ・地域コミュニティＦＭとの情報連携・提供に関すること ・生活関連情報の提供に関すること ・報道機関からの照会への対応に関すること ・各種支援策に係る住民への周知に関すること ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の種類や提供方法等）等の情報発信に関すること ・海外からの支援等の問合せに関すること ・上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理・記録に関すること	危機管理・広報課 国際交流課
被災者支援等対策部 ●統括本部長	被災者等の相談対応 ◇政策監（広聴・調査担当）	・県民からの要望の受付に関すること ・被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関すること	政策監グループ （広聴・調査担当） ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集
	被災者支援に関すること ◇統括本部副本部長	・義援金に関すること ・被災者生活再建支援法の適用に関すること ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害	消防防災課 地域福祉課　ほか

		援護資金に関すること ・他都道府県等からの災害見舞金に関すること	
	県議会対策 ◇統括本部副本部長（議会担当）	・県議会との連絡調整に関すること ・統括本部の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	統括本部企画・経営グループ
	ライフライン情報の収集・提供 ◇統括本部副本部長	・ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関すること	情報課 原子力安全対策課 新エネルギー・産業振興課 生活衛生課 下水道課　ほか
	災害救助法 ◇統括本部副本部長	・災害救助法に関すること	統括本部企画・経営グループ 消防防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（こども未来課、地域福祉課、医務課、生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、建築住宅課、学校教育課ほか）
	本部長秘書 ◇秘書課長	・本部長の秘書に関すること ・視察者等の応接に関すること（本部長の対応に係る分）	秘書課
組織支援対策部 ●経営支援本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇経営支援本部副本部長	・経営支援本部関係の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	経営支援本部企画・経営グループ
	対応要員確保、外部支援職員の支援 ◇職員課長	・災害対策要員の動員、調整に関すること ・災害対策要員の健康管理に関すること ・国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関すること ・国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舎確保に関する全体調整	職員課
	庁内応援要員の確保・調整 ◇経営支援本部副本部長	応援チーム（各種委員会事務局のほか各対策本部内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て	職員課（応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、新エネルギー・産業振興課、入札・検査センター、法務課、統計調査課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持

			たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員)
	災害対策本部の予算 ◇財務課長	・災害対策費の予算措置に関すること ・災害対策用調達物品の審査に関すること	財務課
	県有資産の管理・活用 ◇資産活用課長	・県庁舎、総合庁舎、宿舎の被害調査及び災害対策に関すること ・本部業務に必要な場所の確保に関すること ・自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関すること	資産活用課
	市町の行財政支援 ◇市町村課長	・被災市町の行財税政の調査及び助言に関すること ・被災市町の応急対策資金のあっせんに関すること ・市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関すること	市町村課
	災対本部の運営支援 ◇総務事務センター長	・災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関すること ・災害対策用自動車の調達及び配車に関すること ・災害対策関係物品の調達及び出納に関すること ・災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関すること	総務事務センター
	税務関係 ◇税務課長	・災害による県税の減免等に関すること	税務課
くらし環境対策部 ●くらし環境本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	くらし環境本部企画・経営グループ
	ボランティア・男女共同参画 ◇男女参画・県民協働課長	・ボランティア活動の総合調整に関すること ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンターに関すること ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関すること	男女参画・県民協働課
	物価の監視 ◇くらしの安全安心課長	・物価の監視及び生活物資の安定供給に関すること	くらしの安全安心課
	自然公園対策 ◇有明海再生･自然環境課	・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること	有明海再生･自然環境課
	公害防止、廃棄物処理等対策 ◇循環型社会推進課長	・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること ・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定	循環型社会推進課ほか

		に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること ・倒壊家屋、自動車等の撤去等に関すること	
健康福祉対策部 ●健康福祉本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	健康福祉本部企画・経営グループ
	災害時要援護者対策 ◇健康福祉本部副本部長	・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること ・災害時要援護者の避難に係る各種調整に関すること ・被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関すること ・被災したこどもに対する福祉サービスに関すること ・被災高齢者に対する福祉サービスに関すること ・被災障がい者に対する福祉サービスに関すること ・手話通訳の派遣、点字資料の作成に関すること ・その他の災害時要援護者対策に関すること	こども未来課 地域福祉課 母子保健福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 健康増進課
	避難所対策 ◇地域福祉課長	・避難所の設置・運営に関すること	地域福祉課　ほか
	医療対策 ◇医務課長	・医療救護班の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・被災者の救護（助産を含む。）に関すること ・他都道府県、国への医療従事者（DMAT含む。）の派遣要請に関すること ・団体（医師会、NHO等）への医療従事者の派遣要請に関すること ・医療機関への医療活動情報の提供に関すること ・ボランティア（医療支援）に関すること	健康福祉本部企画・経営グループ 医務課
	健康対策 ◇健康増進課長	・被災地における防疫に関すること ・住民の健康管理に関すること ・各種栄養相談及び指導の実施に関すること	健康増進課
	薬務、医療資機材対策 ◇薬務課長	・毒物・劇物に係る被害調査及び災害対策に関すること ・応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関すること	薬務課

		・医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関すること	
	衛生対策 ◇健康福祉本部副本部長	・水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること ・水質検査の実施に係る関係団体との調整に関すること ・食品衛生に関すること ・仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関すること ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること ・避難に伴うペット対策に関すること ・遺体の一時安置場所、棺、ドライアイス等の確保に関すること ・遺体の処理（遺体の洗浄・縫合・消毒等、一次保存、検案）に関すること ・遺体安置所への搬送、埋葬に関すること（広域処理に係る調整を含む。）	循環型社会推進課 医務課 生活衛生課
農林水産商工対策部 ●農林水産商工本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	農林水産商工本部企画・経営グループ
	支援物資対策 ◇農林水産商工本部副本部長	（物流関係） ・物資全般の状況把握、調整に関すること ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整に関すること ・物資全般の配送に係る市町の支援に関すること ・物資の集積場所、輸送中継基地の確保に関すること （物資関係） ・生活必需品等の供給に関すること ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関すること ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関すること ・市町からの応援要請の受付、把握に関すること ・県備蓄物資の供給に関すること ・協定締結団体等への要請に関すること ・国、他都道府県、団体との調整に関すること ・受入品の決定に関すること ・ニーズの報道提供に関すること ・自衛隊、日赤等へ炊出しの要請に関すること	危機管理・広報課 地域福祉課 生活衛生課 農林水産商工本部企画・経営グループ 流通課 商工課　ほか
	外国人対策	・県内在住外国人の被害調査及び支援に	国際交流課

	◇国際交流課長	関すること	
	企業対策 ◇企業立地課長	・誘致企業・工業団地の被害調査及び災害対策に関すること ・工業用水道施設の被害調査及び災害対策に関すること	企業立地課
	雇用・労働者対策 ◇雇用労働課長	・労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関すること ・その他労働対策に関すること	雇用労働課
	流通対策 ◇流通課長	・卸売市場の被害調査及び災害対策に関すること ・貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関すること	流通課 商工課
	商工業対策 ◇商工課長	・商工業者の被害の収集に関すること ・商工業者の災害融資あっせんに関すること	商工課
	観光、一時滞在者対策 ◇農林水産商工本部副本部長	・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること ・帰宅困難者対策に関すること	商工課 観光課 空港・交通課　ほか
生産振興対策部 ●生産振興部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇農林水産商工本部副本部長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・農林水産関係団体との連絡調整に関すること	農林水産商工本部企画・経営グループ
	農業者対策 ◇生産者支援課長	・農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関すること ・被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び漁船保険に関すること	生産者支援課
	水田等対策 ◇農産課長	・水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に関すること	農産課
	園芸対策 ◇園芸課長	・園芸作物の被害調査及び災害対策に関すること ・災害時における病害虫の発生予防及び防除に関すること	園芸課
	畜産対策 ◇畜産課長	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること	畜産課
	水産業対策 ◇水産課長	・水産物等の被害調査及び災害対策に関すること	水産課
	林業対策 ◇林業課長	・林業関係の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用木材、薪炭の確保に関すること	林業課
県土づくり対策部 ●県土づくり本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること	県土づくり本部企画・経営グループ

	建設業、建築資機材等対策 ◇建設技術課長	・建設業者の確保に関すること ・災害対策の技術指導に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること	建設技術課
	都市計画対策 ◇まちづくり推進課長	・都市施設の被害調査及び災害対策に関すること ・復興都市計画に関すること	まちづくり推進課
	下水道対策 ◇下水道課長	・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び災害対策に関すること	下水道課
	農地、農業用施設対策 ◇県土づくり本部副本部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	農山漁村課 農地整備課
	住宅対策 ◇県土づくり本部副本部長	・公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること ・被災住宅の応急修理等に関すること ・住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・家屋被害調査に係る支援に関すること ・被災者に対する住宅資金の融資に関すること ・応急仮設住宅の土地の確保に関すること ・応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関すること ・被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関すること ・被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管理者間の調整に関すること ・職員宿舎の被災者への提供に関すること及び職員宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関すること ・被災者への国の宿舎、雇用促進住宅等の提供の調整に関すること ・他都道府県との住家提供の調整に関すること	雇用労働課 土地対策課 建築住宅課 資産活用課 教育支援課　ほか
	河川砂防対策 ◇河川砂防課長	・河川、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること ・ぼた山の被害調査及び災害対策に関すること ・採石場の被害調査及び災害対策に関すること ・水防活動の総括に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・ボランティア(砂防ボランティア、防災エキスパート)に関すること	河川砂防課

	治山、林業用施設対策 ◇森林整備課長	・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	森林整備課
交通・輸送対策部 ●交通政策部長 ※災害時要援護者の避難について、特殊な福祉関係車両の調整・確保は健康福祉対策部が、自衛隊車両の調整・確保は総括対策部が実施	交通・輸送に係る全体調整等 ◇交通政策部副本部長	・空港、鉄道、道路、港湾、船舶、バスなど交通・輸送インフラ全般の被害状況のとりまとめや、運行状況等に係る整理及び関係者への情報提供に関すること ・避難者の輸送、交通手段の全体調整に関すること	県土づくり本部企画・経営グループ
	運輸関係及び緊急ヘリポート対策 ◇交通政策部副本部長	・空港関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・新幹線施設の被害調査及び災害対策に関すること ・定期バス及び離島航路に関すること ・臨時ヘリポートの確保に関すること ・緊急輸送における空港の使用に関すること ・緊急輸送（鉄道）に関すること	空港交通課 新幹線活用・整備推進課 港湾課
	道路対策 ◇道路課長	・道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート、う回路の選定及び選定支持に関すること ・パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること	道路課
	港湾対策（漁港等含む） ◇港湾課長	・港湾（海岸堤防、漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること ・緊急輸送における港湾の使用に関すること	農山漁村課 港湾課
	船舶対策 ◇水産課長	・緊急輸送（漁船）に関すること	水産課
	車両対策 ◇商工課長	・緊急輸送（バス、トラック）に関すること	商工課
文教対策部 ●教育長	文教対策全般の総括 ◇教育庁危機管理・広報監	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・学校の生徒等の避難の総合調整に関すること ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関すること ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関すること	こども未来課 教育庁危機管理・広報グループ （避難所協力） 教育政策課 教職員課 学校教育課 体育保健課 教育支援課
	生徒等の安全確保 ◇体育保健課長	・公立・私立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・生徒等の避難その他の対策に関するこ	学校教育課 体育保健課

		と	
	学校施設復旧対策 ◇教育支援課長	・公立・私立学校施設の被害調査に関すること ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関すること	教育支援課
	応急教育の実施 ◇学校教育課長	・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関すること ・教職員の確保・調整に関すること ・被災生徒等の把握及び心のケアに関すること ・生徒指導・就学指導に関すること ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関すること ・学校施設内の保健衛生の確保に関すること ・学校給食に関すること ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関すること ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関すること	教職員課 学校教育課 体育保健課 教育支援課
	特別支援学校対策 ◇教育政策課長	・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関すること ・特別支援学校の応急教育の実施に関すること	教育政策課
	私立学校対策 ◇こども未来課長	・私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校）に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導に関すること。 ・私立学校の応急教育に係る指導に関すること	こども未来課
	体育施設対策 ◇体育保健課長	・体育施設の被害調査及び災害対策に関すること ・体育施設の利用者の避難に関すること	体育保健課
	社会教育・文化財対策 ◇社会教育・文化財課長	・社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること ・社会教育施設の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること ・文化財等の被害調査及び災害対策に関すること	社会教育・文化財課
	対策部内の支援 （その他の課等） ◇企画・経営グループ長	・対策部内の応援に関すること ※教育庁の各課は、文教対策部内での応援を基本	
公安対策部	公安対策	・公安対策部の運営及び治安対策に関すること	

●県警本部長	◇警備第二課長	・災害交通規制に関すること ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること ・広域緊急援助隊の活動支援に関すること ・住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関すること ・立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に関すること ・住民等への情報伝達に関すること	

4　職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1)　勤務時間外においては、次のア及びイのとおりとする。

ア　災害対策本部設置に伴う登庁の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに登庁するものとする。

イ　風水害の規模などが確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

(2)　次のアからエに該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。

ア　居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

イ　職員自身が重大な負傷等により、登庁できないときは、(1)の規定は適用しない。

ウ　職員の家族が被災し、救助や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

エ　遠隔地に出張中等、物理的に直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努めるものとする。

ただし、災害対策本部員、所属長、消防防災課及び危機管理・広報課職員等の防災担当職員にあっては、業務としての災害対策につくため、アの規定は、適用しない。

(3)　(2)の場合において、上司との連絡がとれるときは、その指示を受けるものとする。

(4)　参集場所の例外

職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に登庁できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受けるものとする。

上司等と連絡がとれないときは、最寄りの県の機関に参集し、その機関の長の指示に従うものとする。

【資料編】

○　佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領

第２項　市町の活動体制	市町

市町は、市町の地域に風水害が発生した場合、又は風水害に関係する情報等の伝達を受けるなど

その発生の恐れがある場合には、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

市町地域防災計画やその他マニュアル等に、あらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第３項　防災関係機関の活動体制	防災関係機関

各防災関係機関は、県域に風水害が発生した場合、又は風水害に関係する警報等の伝達を受けるなどその発生の恐れがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第２節　災害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第１項　警報等の伝達	防災関係機関、佐賀地方気象台、国土交通省出先機関、 県（消防防災課、河川砂防課）

１　風水害に関係する警報等の種類

(1)　気象関係

注意報	風雪注意報	強風注意報	大雨注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	洪水注意報
警　報	暴風雪警報	暴風警報	大雨警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報	洪水警報
その他	竜巻注意情報	土砂災害警戒情報					

(2)　指定河川の洪水予報

国土交通省及び気象庁が共同で行う洪水予報

指定河川	嘉瀬川水系 六角川水系 松浦川水系 筑後川水系

(3)　水位情報の周知

洪水予報河川以外の河川のうち、国は洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、また、県は洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、それぞれ特別警戒水位（避難判断水位）を定め、河川の水位がこれに到達したときは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（市町長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(4)　水防関係

ア　水防警報

国土交通省又は県が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が、水防上必要と認め、発する警告。

イ　水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの。

(5)　土砂災害警戒情報等の周知

市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市町へ伝達する。

市町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話のエリアメールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

ア　土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

イ　土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

2　警報等の伝達

防災関係機関は、風水害に関係する警報等を、次の系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。

(1)　気象情報伝達体制

≪平常時、災害情報連絡室、災害警戒本部の場合≫

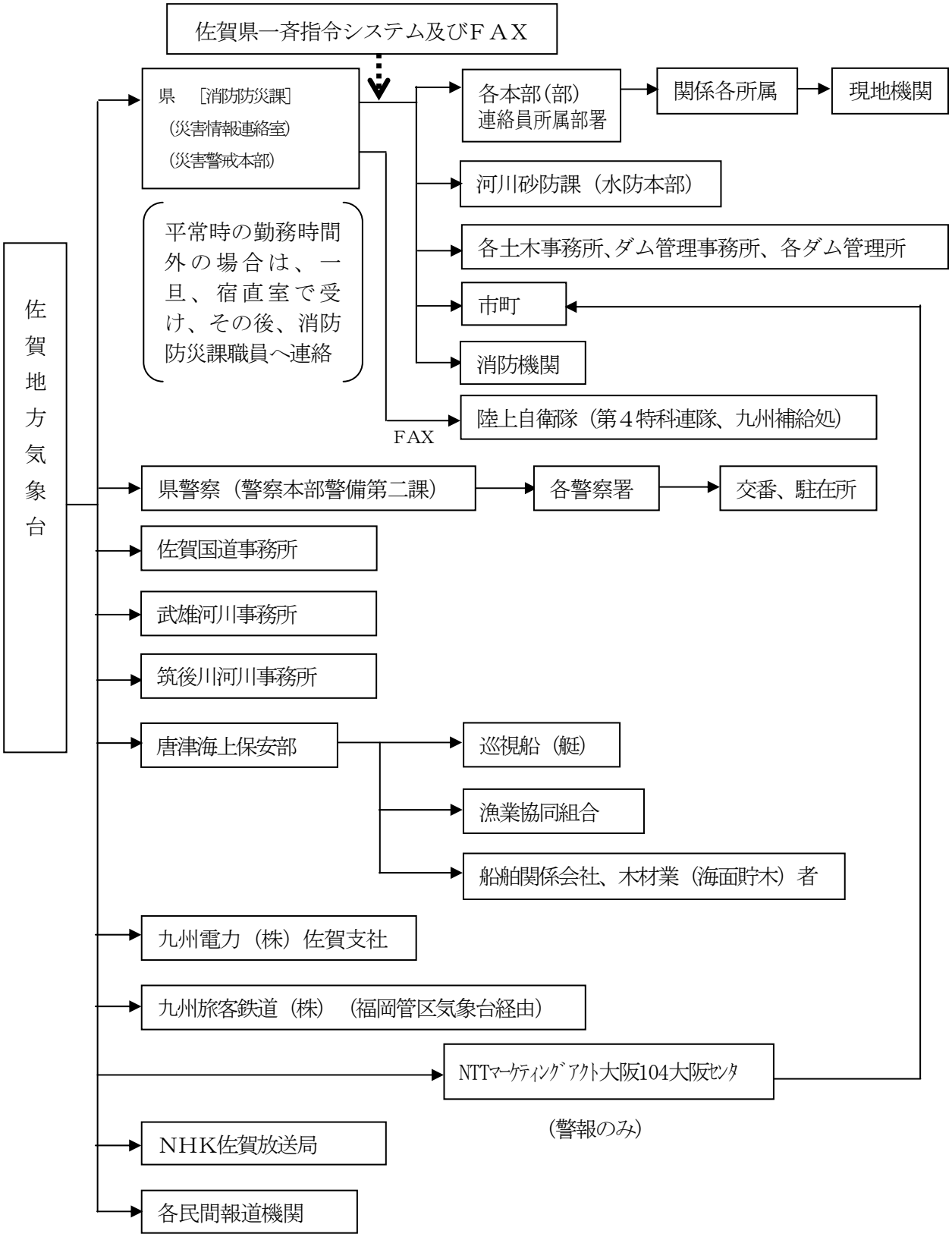

≪災害対策本部の場合≫

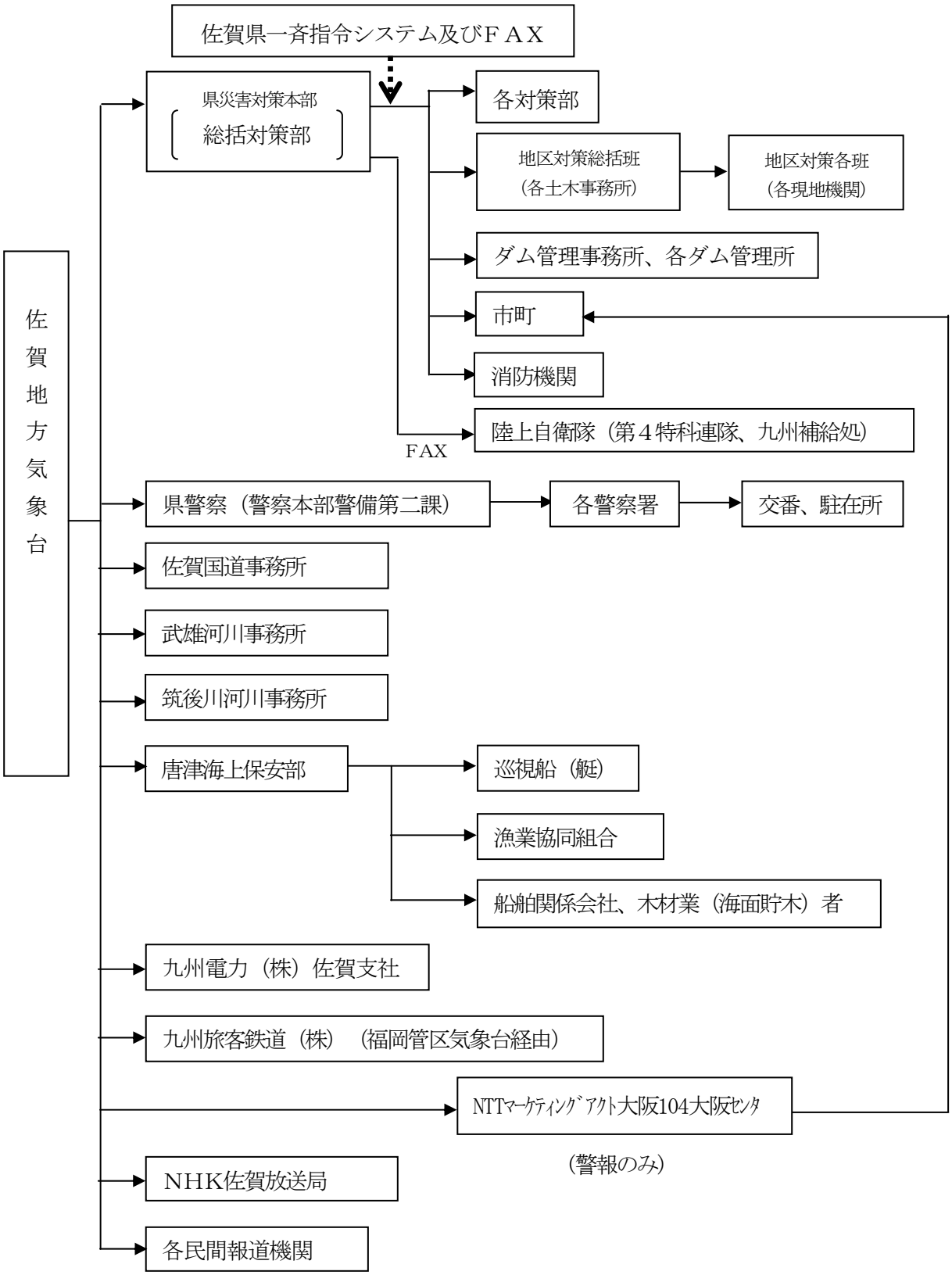
佐賀県一斉指令システム及びＦＡＸ
県災害対策本部
総括対策部
各対策部
地区対策総括班
（各土木事務所）
地区対策各班
（各現地機関）
ダム管理事務所、各ダム管理所
市町
消防機関
陸上自衛隊（第４特科連隊、九州補給処）
FAX
佐賀地方気象台
県警察（警察本部警備第二課）
各警察署
交番、駐在所
佐賀国道事務所
武雄河川事務所
筑後川河川事務所
唐津海上保安部
巡視船（艇）
漁業協同組合
船舶関係会社、木材業（海面貯木）者
九州電力（株）佐賀支社
九州旅客鉄道（株）（福岡管区気象台経由）
NTTﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞｱｸﾄ大阪104大阪ｾﾝﾀ
（警報のみ）
ＮＨＫ佐賀放送局
各民間報道機関

(2)　指定河川の洪水予報

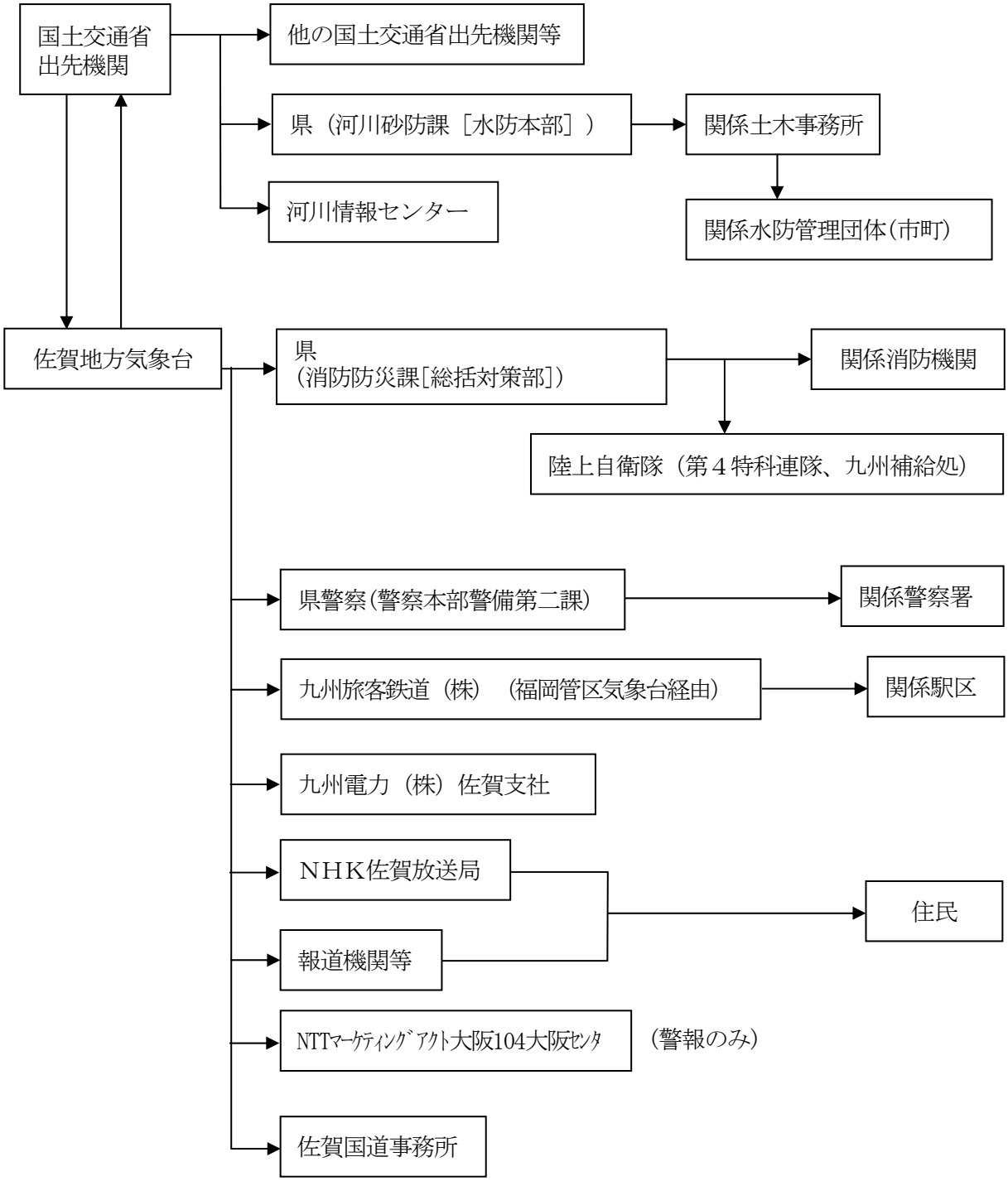
国土交通省
出先機関
他の国土交通省出先機関等
県（河川砂防課［水防本部］）
関係土木事務所
関係水防管理団体(市町)
河川情報センター
佐賀地方気象台
県
(消防防災課[総括対策部])
関係消防機関
陸上自衛隊（第４特科連隊、九州補給処）
県警察(警察本部警備第二課)
関係警察署
九州旅客鉄道（株）　(福岡管区気象台経由)
関係駅区
九州電力（株）佐賀支社
ＮＨＫ佐賀放送局
報道機関等
住民
NTTﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ ｱｸﾄ大阪104大阪ｾﾝﾀ
(警報のみ)
佐賀国道事務所

(3)　水防体制

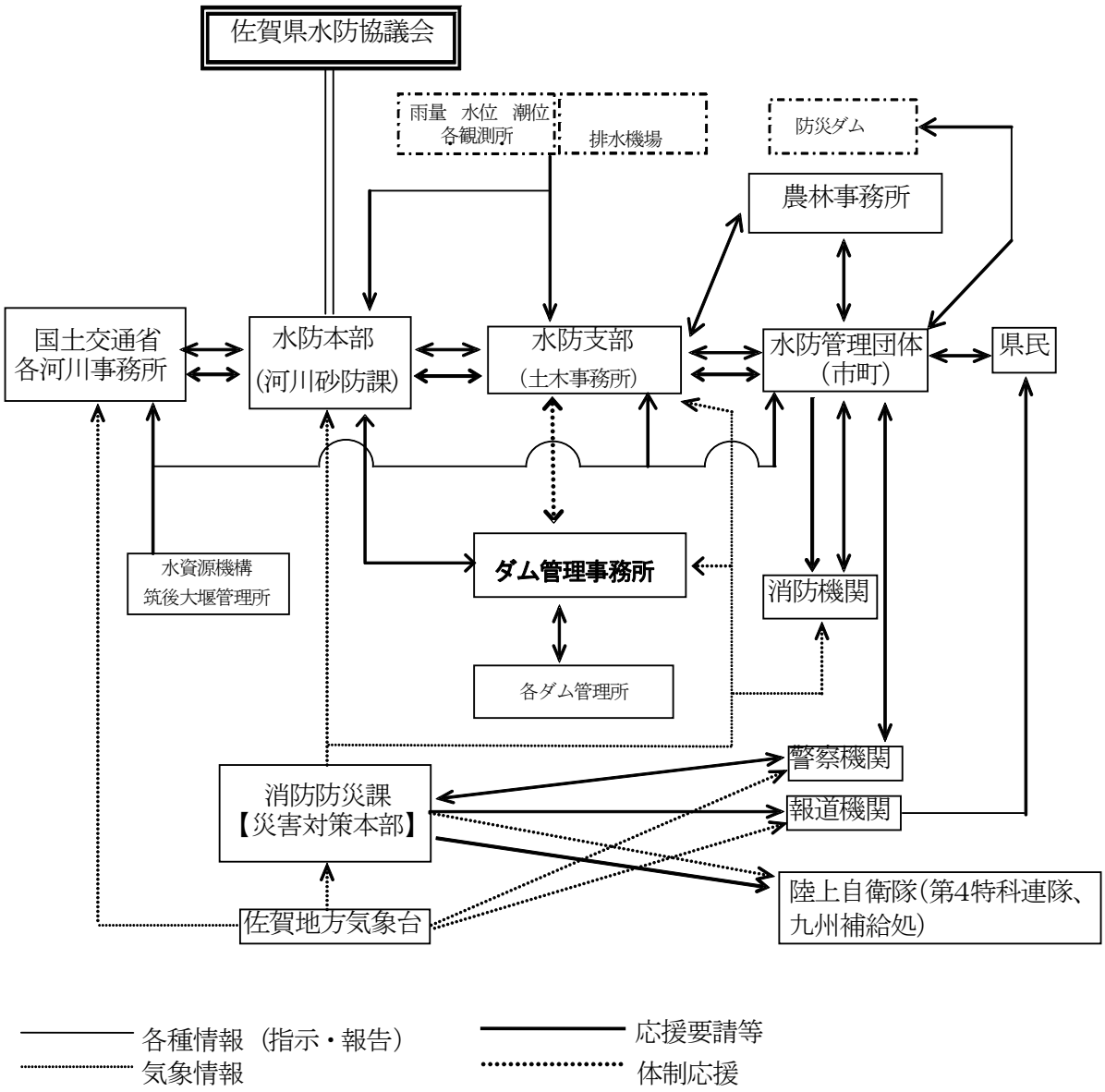
佐賀県水防協議会
雨量　水位　潮位
各観測所
排水機場
防災ダム
農林事務所
国土交通省
各河川事務所
水防本部
(河川砂防課)
水防支部
(土木事務所)
水防管理団体
(市町)
県民
水資源機構
筑後大堰管理所
ダム管理事務所
消防機関
各ダム管理所
警察機関
消防防災課
【災害対策本部】
報道機関
陸上自衛隊(第4特科連隊、
九州補給処)
佐賀地方気象台
各種情報（指示・報告）
気象情報
応援要請等
体制応援

(4)　避難判断水位（特別警戒水位）の伝達方法

〔県管理河川〕

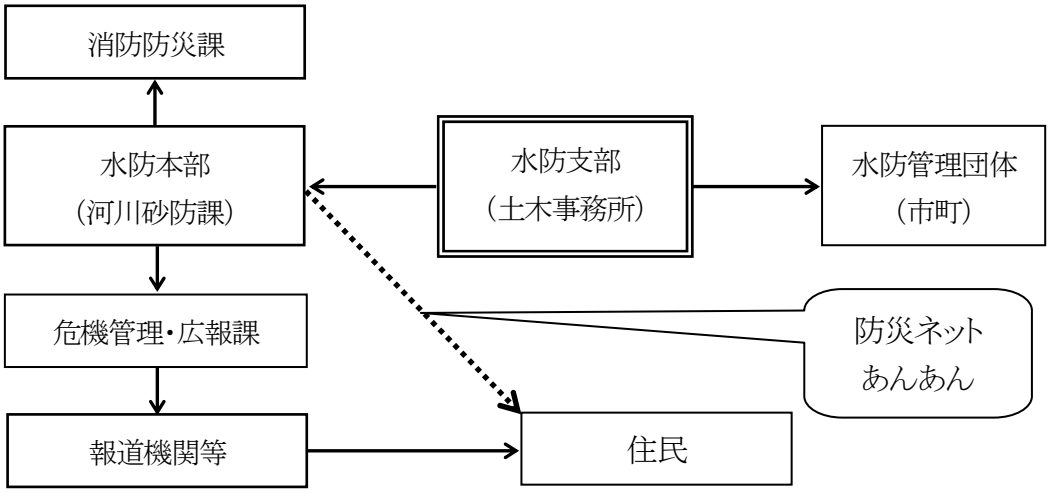

〔国管理（直轄）河川〕

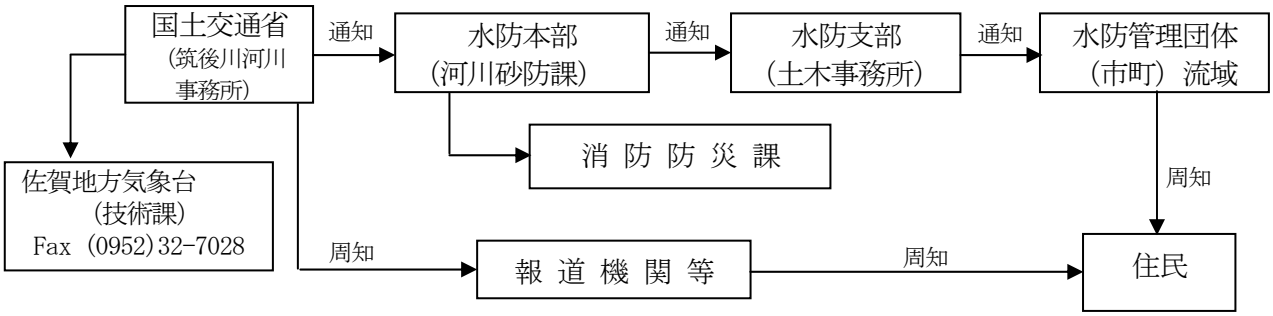

【参考】水位模式図

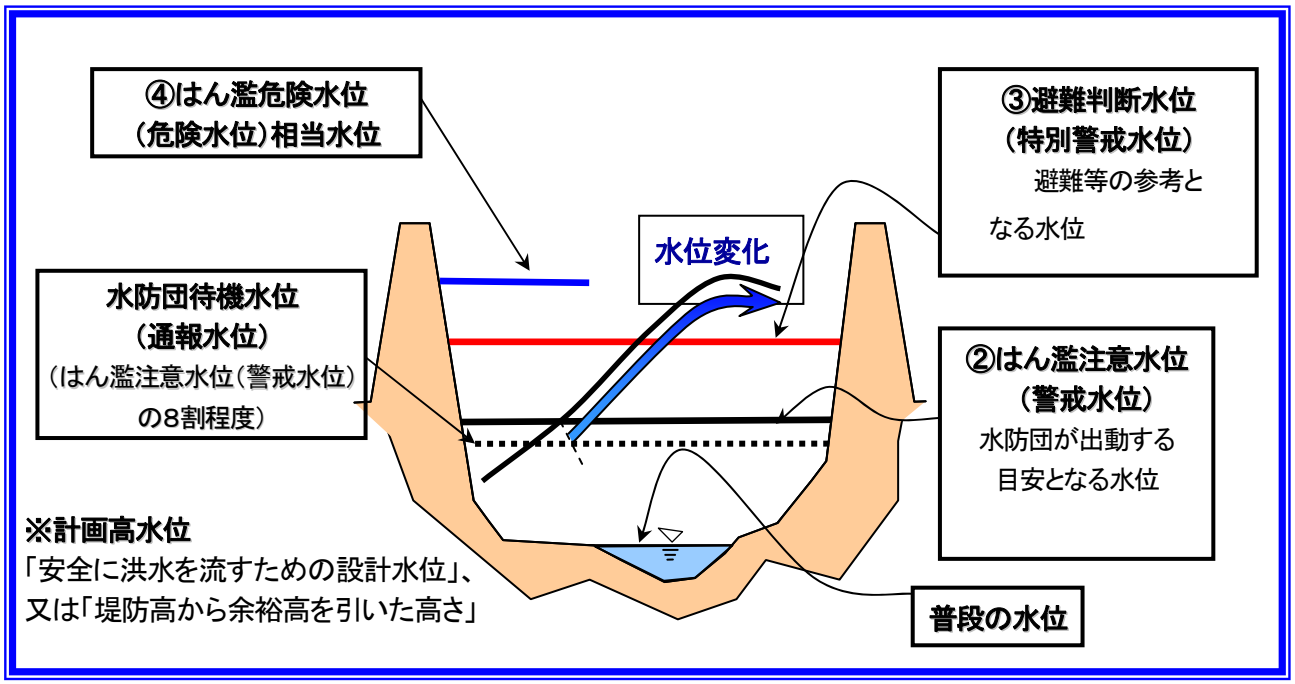

(5)　土砂災害警戒情報の伝達先

伝　達　先	伝達方法	担当部署
佐賀県	防災情報提供システム	佐賀地方気象台
関係市町、消防本部	一斉指令システム	佐賀県統括本部消防防災課
日本放送協会（NHK）佐賀放送局	防災情報提供システム	佐賀地方気象台
佐賀県警察本部	防災情報提供システム	佐賀地方気象台
佐賀国道事務所	防災情報提供システム	佐賀地方気象台
武雄河川事務所	防災情報提供システム	佐賀地方気象台
唐津海上保安部	防災情報提供システム	佐賀地方気象台

土砂災害警戒情報の伝達系統図

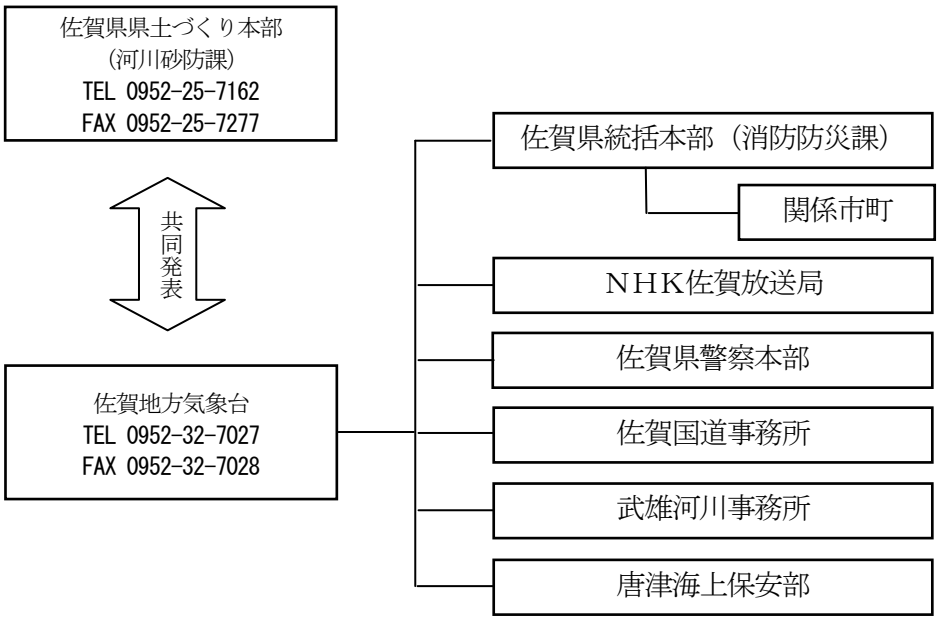

【資料編】

○　気象注意報・警報、気象情報等について

○　水防警報等の種別及び発表基準

○　市町別通報伝達方法一覧

第２項　避難誘導	市町、避難の勧告・指示を実施する者（市町長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官） 県（消防防災課、農山漁村課、河川砂防課、森林整備課）

１　警戒活動

県、市町は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に関係する警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を実施する。

２　適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難の勧告・指示を実施する者は、躊躇せず、時期を逸することなく、行うものとする。また、この場合は、災害時要援護者に十分配慮し、早目に避難勧告・指示を出し、避難誘導を実施するなど適切な措置を取るものとする。

第３項　災害未然防止活動	水防管理者、河川管理者、海岸管理者、 農業用用排水施設管理者、下水道管理者

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

河川管理者、海岸管理者及び農業用用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。

第３節　災害情報の収集・連絡、報告

防災関係機関は、風水害時において応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。

また、県、市町は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

第１項　収集する災害情報の種類	防災関係機関

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第１段階】　緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

１　画像情報

(1)　画像伝送システムによる情報

(2)　ヘリコプターによる被害情報

(3)　国土交通省等の設置するカメラからの情報

(4)　電子メールによる情報

２　主要緊急被害情報

(1)　概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）

(2)　ライフライン被害の範囲

(3)　医療機関へ来ている負傷者の状況

(4)　１１９番通報が殺到する状況　等

【第２段階】　被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

１　人的被害（行方不明者の数を含む。）

２　住家被害

３　ライフライン被害

４　公共施設被害

５　農林水産、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害）　等

【第３段階】　対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

１　応急対策の活動状況

２　災害対策本部の設置、活動状況　等

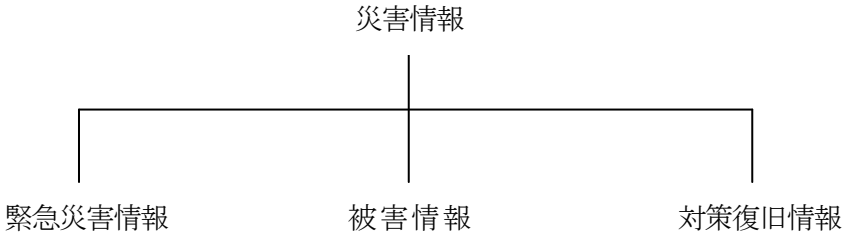

第２項　災害情報の収集	防災関係機関、県警察、 県（消防防災課）

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

県警察は、交番、駐在所等の要員及び、ヘリコプター、パトカー等により被害状況及び交通状況等を把握するものとする。

特に、風水害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

また、「防災画像情報の相互提供に関する協定」により、国土交通省九州地方整備局と県は、収集した防災画像情報（災害発生状況、災害復旧状況、防災訓練などの防災活動に関するもの）について相互に提供する。

１　画像伝送システム及びヘリコプターによる緊急災害情報の収集

早期に被害の概要を把握するため、県は、佐賀市内においては画像伝送システムを活用するほか、必要に応じ、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、第七管区海上保安本部、陸上自衛隊、国土交通省九州地方整備局及び他県へ応援を要請）により、画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

２　参集途上職員による緊急災害情報の収集

各防災関係機関の職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後所属機関の長に報告する。報告を受けた所属機関の長は、県（消防防災課〔総括対策部〕）へ、その映像を添え報告するものとする。

３　その他機関からの情報の活用

県は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や県民等から得られる情報も活用するものとする。

また、市町、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合は、直接職員を被災市町の災害対策本部等現地に派遣し、情報収集に努めるものとする。

第３項　災害情報の連絡方法	防災関係機関、 県（消防防災課）

防災関係機関は、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

災害情報の連絡に当たっては、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

県は、防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、

他の防災関係機関に対し、連絡する。

国から「防災画像情報の相互提供に関する協定」により提供された画像情報は、「防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ」により、必要に応じ県（現地機関を含む）、市町、消防本部（佐賀広域消防局含む）及び県警察本部へ配信する。

【情報収集・連絡系統図】

＜被害・対策の状況＞

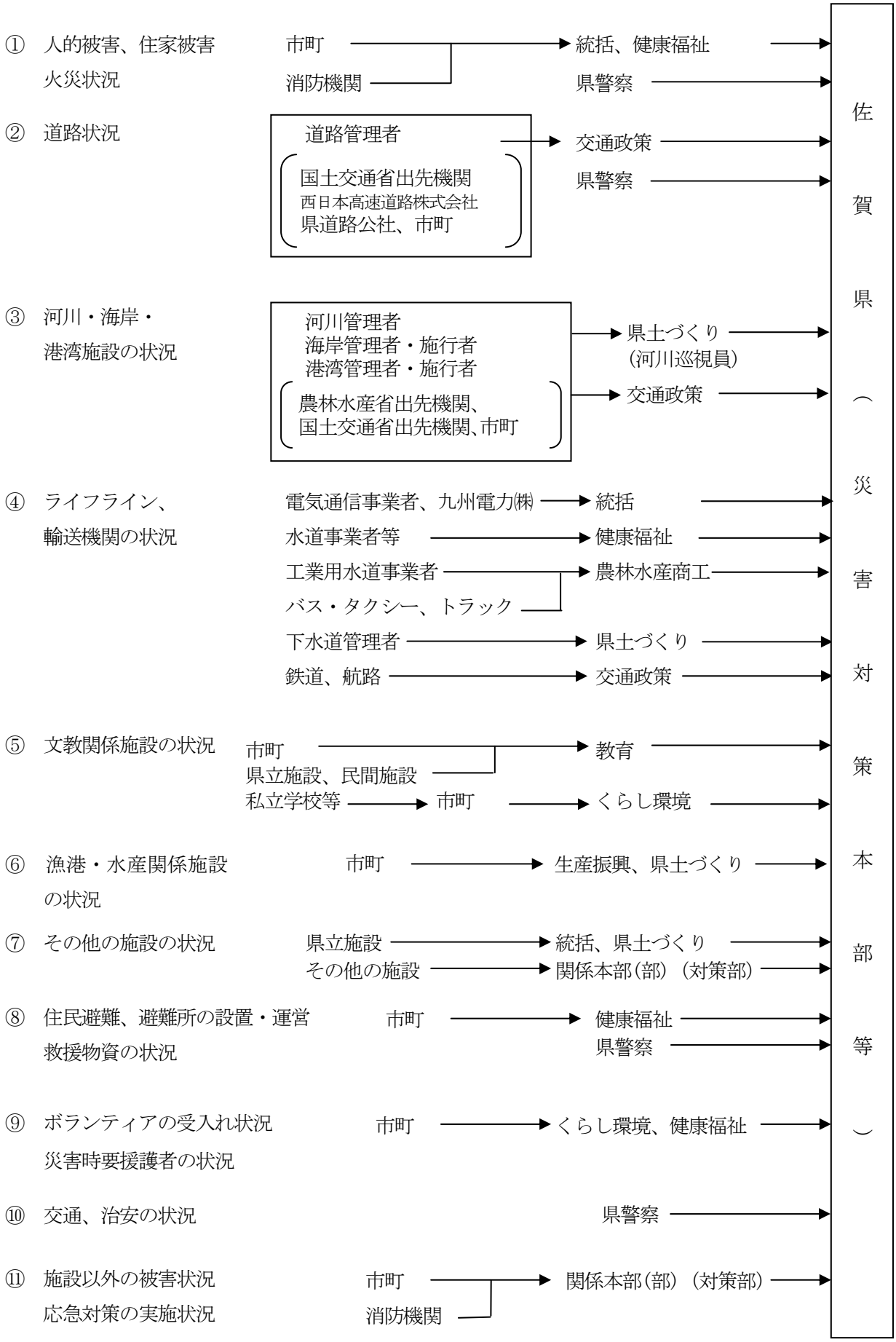

第４項　被害状況等の報告	防災関係機関、市町、 県（消防防災課）

県、市町及び消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和４５年４月１０日付け消防防第２４６号）及び火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

１　報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、防災関係機関は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

２　報告の要領

(1)　報告の種類等

種　　類	報　告　す　る　情　報	時　　期
被害概況即報	緊急災害情報 ア　画像情報 イ　主要緊急被害情報 (ｱ)　ライフライン被害の範囲 (ｲ)　医療機関へ来ている負傷者の状況 (ｳ)　１１９番通報が殺到する状況　等	災害の覚知後直ちに
被害状況即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害　等 対策復旧情報 ア　応急対策の活動状況 イ　災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害　等 対策復旧情報 ア　応急対策の活動状況 イ　災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 ２０日以内

(2)　報告を必要とする災害の基準

災害対策基本法第５３条第２項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの （災害対策基本法第５３条第１項の規定に基づき、市町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む）	ア　県において災害対策本部を設置した災害 イ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ　ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	ア　災害救助法の適用基準に合致する災害 イ　県又は市町が災害対策本部を設置した災害 ウ　２県以上にまたがるもので、１の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ　被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ　被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害になるおそれがある災害 カ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められる災害

災害対策基本法に基づき県（又は市町）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である

(3)　報告の要領

ア　被害概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、市町は、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

また、防災関係機関及びその他機関は、県各本部（部）（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）に報告できない場合は、直接県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

県（消防防災課〔総括対策部〕）は、市町、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市町は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

また、消防機関への通報が殺到した場合、市町は、その状況を県のほか、直接消防庁に対

しても報告するものとする。

イ　被害状況即報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市町は、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経て、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

また、防災関係機関及びその他機関は、県各本部（部）（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）に報告できない場合は、直接県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

県（消防防災課〔総括対策部〕）は、市町、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市町は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

市町は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の２分の１に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

ウ　災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後２０日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

≪連絡窓口≫

消防庁

回線別＼区分		平日（９：３０～１８：１５） 応急対策室	左記以外 宿直室
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	ＴＥＬ	９０―４９０１３	９０―４９０１３
	ＦＡＸ	９０―４９０３３	９０―４９０３６
地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	９－０４８－５００－９０―４９０１３	９－０４８－５００－９０―４９１０２
	ＦＡＸ	９－０４８－５００－９０―４９０３３	９－０４８－５００－９０―４９０３６

県

区　分 回線別		平日（８：３０～１７：１５） 消防防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	０９５２－２５－７０２６ ０９５２－２５－７０２７	０９５２－２４－３８４２
	ＦＡＸ	０９５２－２５－７２６２	
消防防災無線	ＴＥＬ	７２１	
	ＦＡＸ	７２８	
地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	９－７３３	
	ＦＡＸ	９－７８１１	

(4)　防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、県及び市町が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて県及び市町に通報または連絡を行うものとする。

【資料編】

○　佐賀県災害対策運営要領
○　災害報告取扱要領
○　火災・災害等即報要領
○　防災画像情報の相互提供に関する協定
○　防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ

第５項　異常現象発見時の通報	市町

市町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（消防防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

１　通報系統図

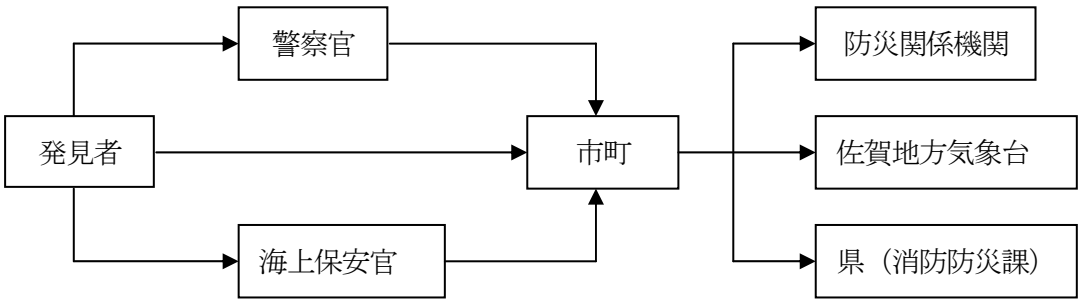

2　通報を要する異常現象

異常潮位　・・・・・・　天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

異常波浪　・・・・・・　海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

その他　・・・・・・・・　崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭　等

3　通報項目

(1)　現象名

(2)　発生場所

(3)　発見日時分

(4)　その他参考となる情報

第４節　労務確保計画

第１項　実施責任	防災関係機関

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第２項　労働者の確保	防災関係機関、 県（雇用労働課）

風水害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保を行うための協力要請を行う。

防災関係機関は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

１　職種別求人数
２　作業場所及び作業内容
３　作業時間
４　賃金の額
５　雇用日数

第３項　労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

１　瓦礫等の除去、道路等復旧作業
２　り災者の避難、救出
３　医療及び助産における移送
４　救援物資の整理配分及び輸送
５　遺体の捜索、処理等（埋葬を除く）

第５節　従事命令及び協力命令

知事、市町長等（市町長、市町長の委任を受けてその職権を行う市町の吏員、市町長若しくはこの吏員が現場にいない時又はこれらの者から要求があった時は警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいない時は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む）は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第１項　従事命令等の種類	市町、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、水防管理者、水防団長、 県（消防防災課、河川砂防課）

１　従事命令等の種類と執行者

対　象　作　業	種　　類	執行者	根　拠　法　令
災害応急対策作業 （応急措置一般）	・従事命令 ・協力命令	知　　事 （委任された場合は市町長）	災害対策基本法第７１条 第１項・第２項
災害救助作業 （救助法に基づく救助）	・従事命令 ・協力命令	知　　事	災害救助法第２４条、２５条
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	・従事命令	市町長等	災害対策基本法第６５条 第１項、第２項
危害防止のための措置	・措置命令	警　察　官	警察官職務執行法第４条
非常事変に際し必要があるときの協力	・協力命令	海上保安官	海上保安庁法第１６条
消防作業	・従事命令	消防吏員、消防団員	消防法第２９条第５項
水防作業	・従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第２４条

2　従事命令又は協力命令の対象者

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1)　医師、歯科医師又は薬剤師 (2)　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3)　土木技術者又は建築技術者 (4)　大工、左官、とび職 (5)　土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6)　地方鉄道業者及びその従業者 (7)　軌道経営者及びその従業者 (8)　自動車運送業者及びその従業者 (9)　船舶運送業者及びその従業者 (10)　港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町長・警察官・海上保安官の従事命令	市町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場附近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者または水防の現場にある者

第２項　発動方法等 （補償等を含む）	県（消防防災課）

1　従事命令等の公用令書の交付

⑴　災害対策基本法による公用令書の交付（災害対策基本法第８１条、同法施行令第３４条）

知事は、従事命令又は協力命令を発する時、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。

⑵　公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第７条に定めるところによる。

2　災害救助法による公用令書の交付（災害救助法第２４条第４項（同法第２３条の２第２項を準用）、同法施行規則第４条）

⑴　知事は、従事命令を発するとき、又は発した命令を取消すときは、公用令書又は公用取消令書を交付して行なうものとする。

⑵　公用令書の様式は、災害救助法施行細則第１０条に定めるところによる。

3　従事できない場合の届出（災害救助法施行細則第１２条）

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事情により従事又は協力することができない場合には、次に掲げる書類を付して知事（公用令書を発した機関）に届出るものとする。

⑴　負傷又は疾病等により、指定の日時に出頭することができない時は、医師の診断書

⑵　天災その他避けることができない事故により、指定の日時及び場所に出頭できない時は、市町長、警察官、船長又は駅長の証明書

4　実費弁償（災害対策基本法第８２条第２項、災害救助法第２４条第５項）

知事が災害対策基本法及び災害救助法に基づき発した従事命令により、災害応急対策及び災害救助に従事した者に対しては、災害救助法施行細則第１３条に定めるところにより実費を弁償する。

5　損害補償（災害対策基本法第８４条第２項、災害救助法第２９条）

知事が発する従事命令・協力命令により、災害応急措置及び災害救助に従事又は協力した者が、これらにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げるところにより、それぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

⑴　災害に伴う応急措置の業務に従事し、又は協力した者に対する損害補償に関する条例（昭和３８年佐賀県条例第７号）

⑵　災害救助法施行令（第１３条～第２２条）

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

風水害が発生し、県民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、知事は、自衛隊法第８３条第１項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第１項　災害派遣要請基準	自衛隊、 県（消防防災課）

１　風水害が発生して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合

２　自衛隊の災害派遣要請について、市町から要求があった場合
（一般に、公共性、緊急性、非代替性の要件が必要とされる。）

第２項　災害派遣要請の手続	自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県（消防防災課）

１　要請者
知事（他に、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長）

２　要請先

区　　分	部　隊　の　長	担　任　部　署
陸上自衛隊	第４特科連隊長	第３科
	九州補給処長	装備計画部企画課
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第３幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

ただし、緊急の場合は、「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第３条に規定する次表の自衛隊の部隊の長に対し、要請することができる。

３　要請の手続
知事は、２の要請先に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を行う。
なお、災害により第１項の基準を満たすおそれが高いと予想されるときは、電話等によりあらかじめ出動準備の要請を行うものとするが、事態の推移により要請しないと決定したときは、直

ちにその旨を連絡するものとする。

(1)　災害の状況及び派遣を要請する事由

(2)　派遣を希望する期間

(3)　派遣を希望する区域及び活動内容

(4)　その他参考になるべき事項

この要請は、消防防災課（総括対策部）が担当する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第３条に規定する自衛隊の部隊の長一覧

区分	部　隊　の　長	住　　所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任
陸上自衛隊	西部方面総監	熊本市東町１－１－１	(096) 368-5111	九州
	第４師団長	福岡県春日市大和町5-12 (師団司令部第３部)	(092) 591-1020	福岡県，佐賀県 長崎県，大分県
	第４特科連隊長	久留米市国分町１００ (連隊本部第３科)	(0942) 43-5391	佐賀県（鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡を除く）
	九州補給処長	神埼郡吉野ヶ里町立野 (企画課防衛班)	(0952) 52-2161	鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡
海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第３幕僚室)	(0956) 23-7111	九州（大分県、宮崎県を除く）及び山口県の一部
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町３－１－１ (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州（宮崎県を除く）、広島県、岡山県、愛媛県、高知県
	第８航空団司令	福岡県築上郡椎田町 西八田	(0930) 56-1150	

	第３術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋１４５５－１	(093) 223-0981	

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

４　市町長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

市町長は、市町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を２の要請先に通知することができる。

また、市町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、２の要請先に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

市町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】

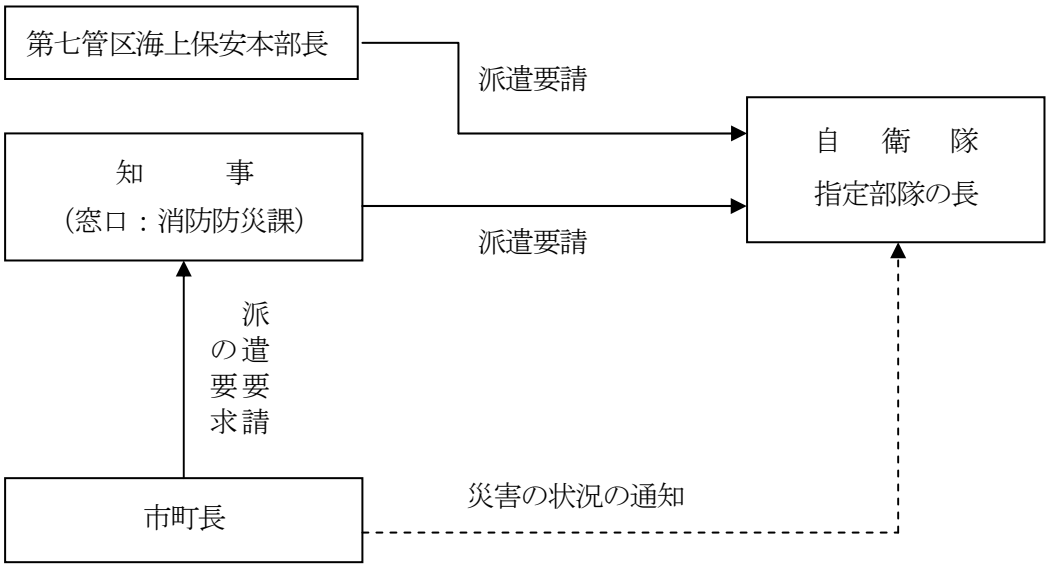

注）　-------- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

【資料編】

○　佐賀県災害対策運営要領

第３項　自衛隊の自主派遣	自衛隊

風水害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないとき

は、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。（自衛隊法第８３条第２項）

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第３の６の(2)のとおりである。

第４項　自衛隊の活動範囲	自衛隊

活 動 項 目	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては，土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療，救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和３３年総理府令第１号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注＊）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて，火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。

その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

注）　被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限３か月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市町長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第５項　派遣部隊との連絡調整	自衛隊、 県（消防防災課）

１　情報連絡

(1)　県は、活動が円滑に行われるよう、自衛隊に対し、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等についての情報収集に積極的に努めるものとする。

(2)　自衛隊が内部規定により、航空機等により災害の発生地域等の情報収集を行った場合においては、その情報を必要に応じ、県に伝達し、県も的確な災害情報の提供に努めるものとする。

２　県との連絡

(1)　自衛隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を派遣するものとする。

(2)　災害対策本部を設置しない場合でも、風水害の発生のおそれがある時又は災害が発生した時において、自衛隊が必要と認める時は、県と協議の上、消防防災課（災害警戒本部等）に連絡員を派遣するものとする。

(3)　派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。

３　計画の策定

県は、派遣部隊の防災活動の効率化に資するため、常に先行性のある計画を策定し、派遣部隊の長と協議する。

４　防災関係機関との調整

県は、被災地の災害応急対策の緊急度に応じ、派遣部隊の長等と協議のうえ、防災活動計画を作成するとともに、自衛隊と他の防災関係機関との防災活動が円滑に行われるよう、常に調整を図るものとする。

５　活動記録

県は、自衛隊の県庁連絡班を通じて、防災活動に従事する自衛隊の活動内容を把握し、下記事項について、適時記録するものとする。

(1)　要請日時
(2)　派遣部隊名、指揮官階級氏名、部隊人員
(3)　活動内容
(4)　主なる使用器材
(5)　活動日程等（完了または撤収予定月日）

【資料編】
○　災害時における地上と陸上自衛隊航空隊との交信法

第６項　派遣部隊への措置 **(受入れ体制)**	自衛隊、市町、その他受入機関、 県（消防防災課、県土づくり本部企画・経営グループ）

1　県の措置
県（災害対策本部）は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、被災地の市町等との業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。
(1)　連絡所の設置
県庁内及び被災地を所管する土木事務所の庁舎内に、自衛隊連絡所を設置する。
(2)　宿舎のあっせん
派遣部隊の宿舎を必要とする場合は、県は、関係市町と協議してあっせんする。
(3)　災害派遣部隊用の施設
県は、派遣部隊の用に供するためあらかじめ指定した施設を充てるものとする。派遣部隊の長は、災害対策本部長（知事）、現地災害対策本部長又は地区対策班総括班長（土木事務所長）に申し出て、この施設を使用するものとする。

2　市町の措置
県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。
(1)　部隊の受入れ準備
ア　市町の吏員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
イ　連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
ウ　部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。
(2)　部隊誘導
地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。
(3)　自衛隊の活動等に関する報告

市町は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県消防防災課（総括対策部）に報告するものとする。

3　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における災害派遣部隊の受入れ措置は、市町の場合に準じて行うものとする。

【資料編】

○　自衛隊派遣部隊受入施設一覧

第７項　活動用資機材の準備	自衛隊、市町、 県（消防防災課）

1　自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

(1)　通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材

(2)　自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等

(3)　山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあっては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品

(4)　自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類

(5)　派遣部隊等の糧食

(6)　派遣部隊等の車両燃料及び油脂

(7)　派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等

自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて県又は関係市町が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市町で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2　相互連絡

県及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、あらかじめ相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第８項　経費の負担	自衛隊、市町、 県（消防防災課）

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

1　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
2　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
3　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
4　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
5　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第９項　撤収手続	自衛隊、 県（消防防災課）

1　撤収時期
(1)　災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
(2)　市町長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から、災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。

2　撤収方法
知事は、市町等から撤収の依頼を受け、又は自ら撤収の必要を認める場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並に自衛隊連絡班と十分協議して、撤収要請を行うものとする。

3　撤収要請の手続き
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

【資料編】
○　佐賀県災害対策運営要領

第７節　応援協力体制

風水害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、市町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、防災関係機関は、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

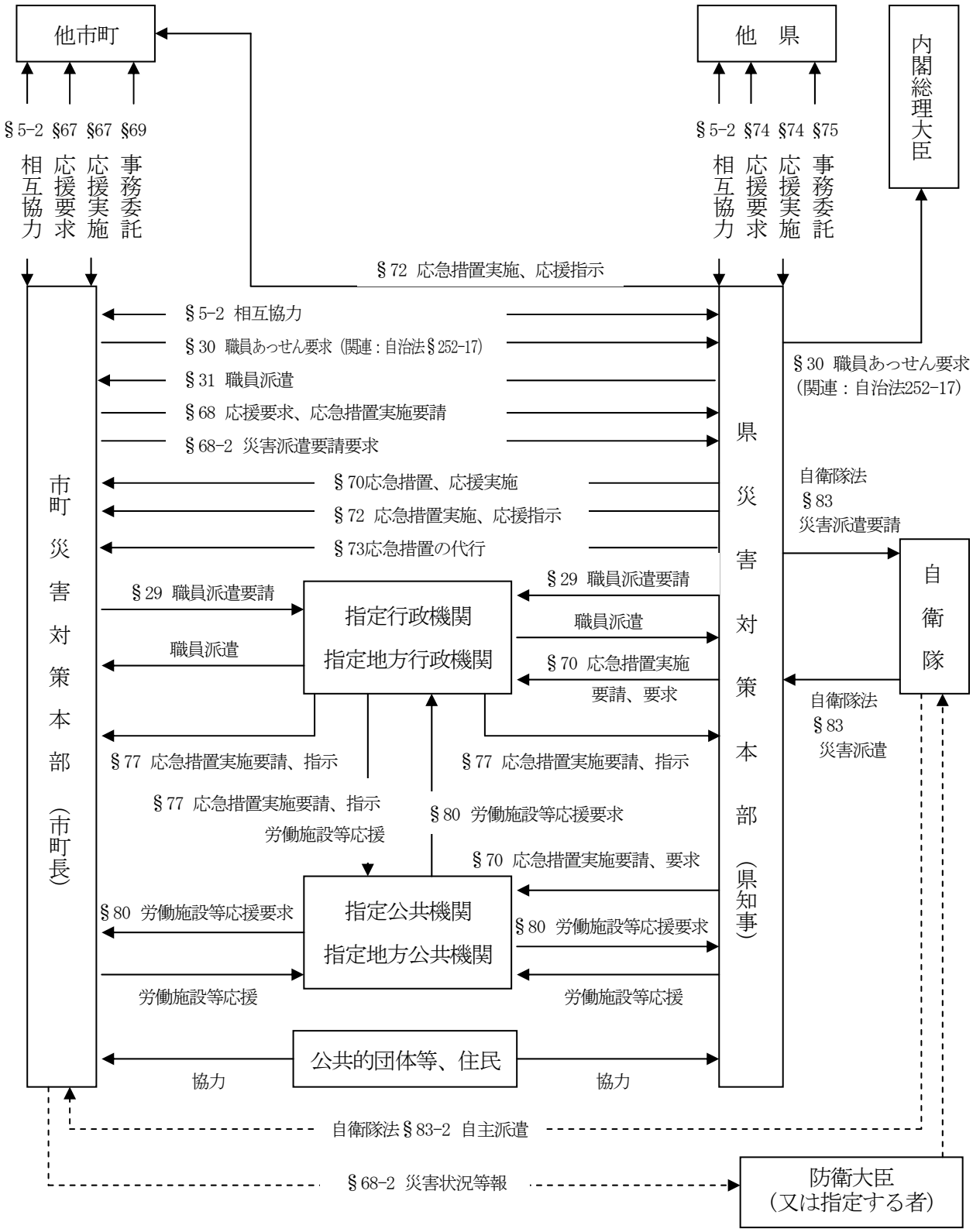

第１項　相互協力体制	指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、 自主防災組織（企業等を含む）、 県（消防防災課、地域福祉課、関係各所属）

1　市町、消防機関が実施する措置

(1)　他の市町への応援要請

市町は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

(2)　緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

市町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊運用要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。

【緊急消防援助隊の要請図】

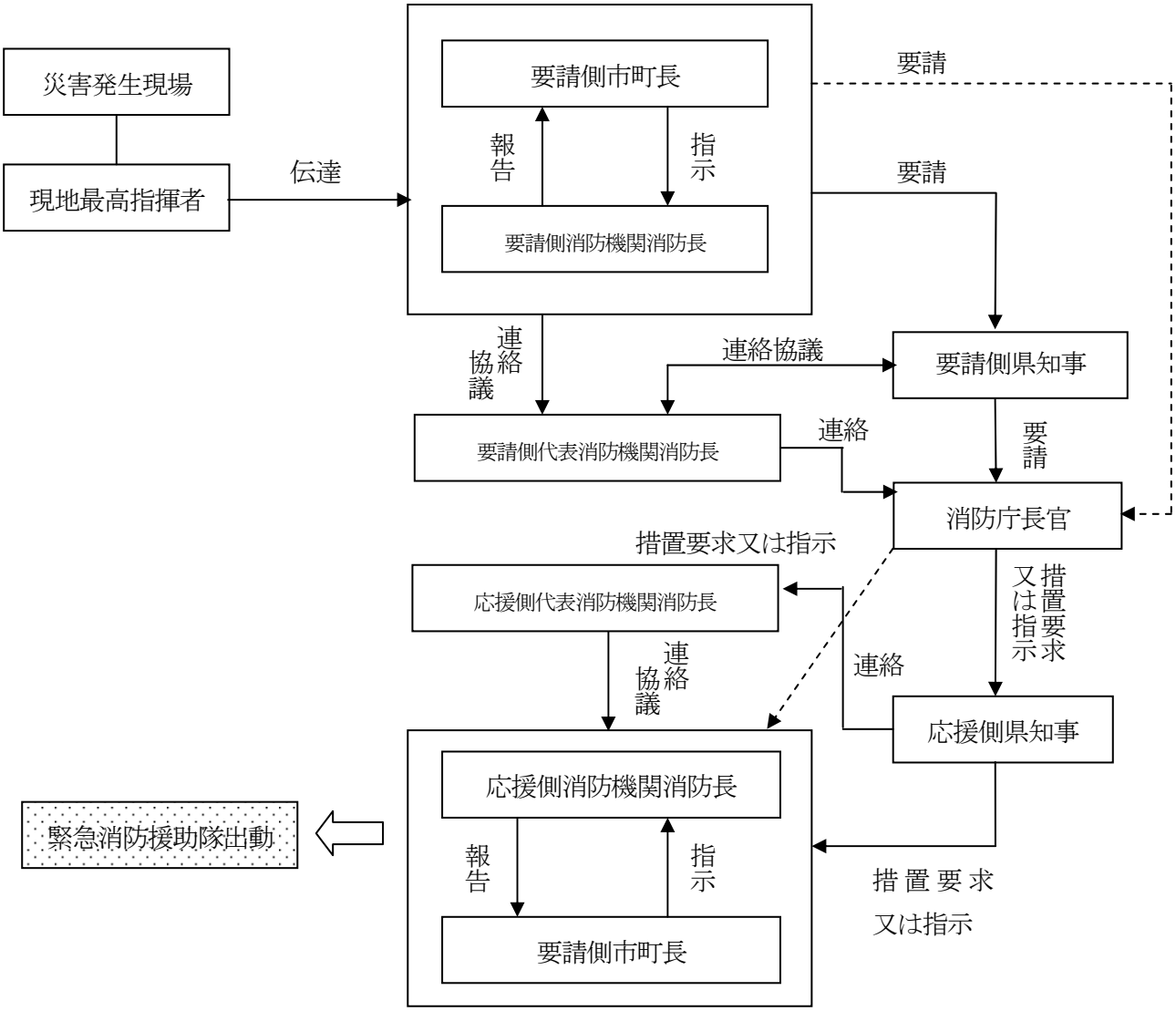

＜広域航空消防応援の要請図（都道府県がヘリコプターを保有する場合＞

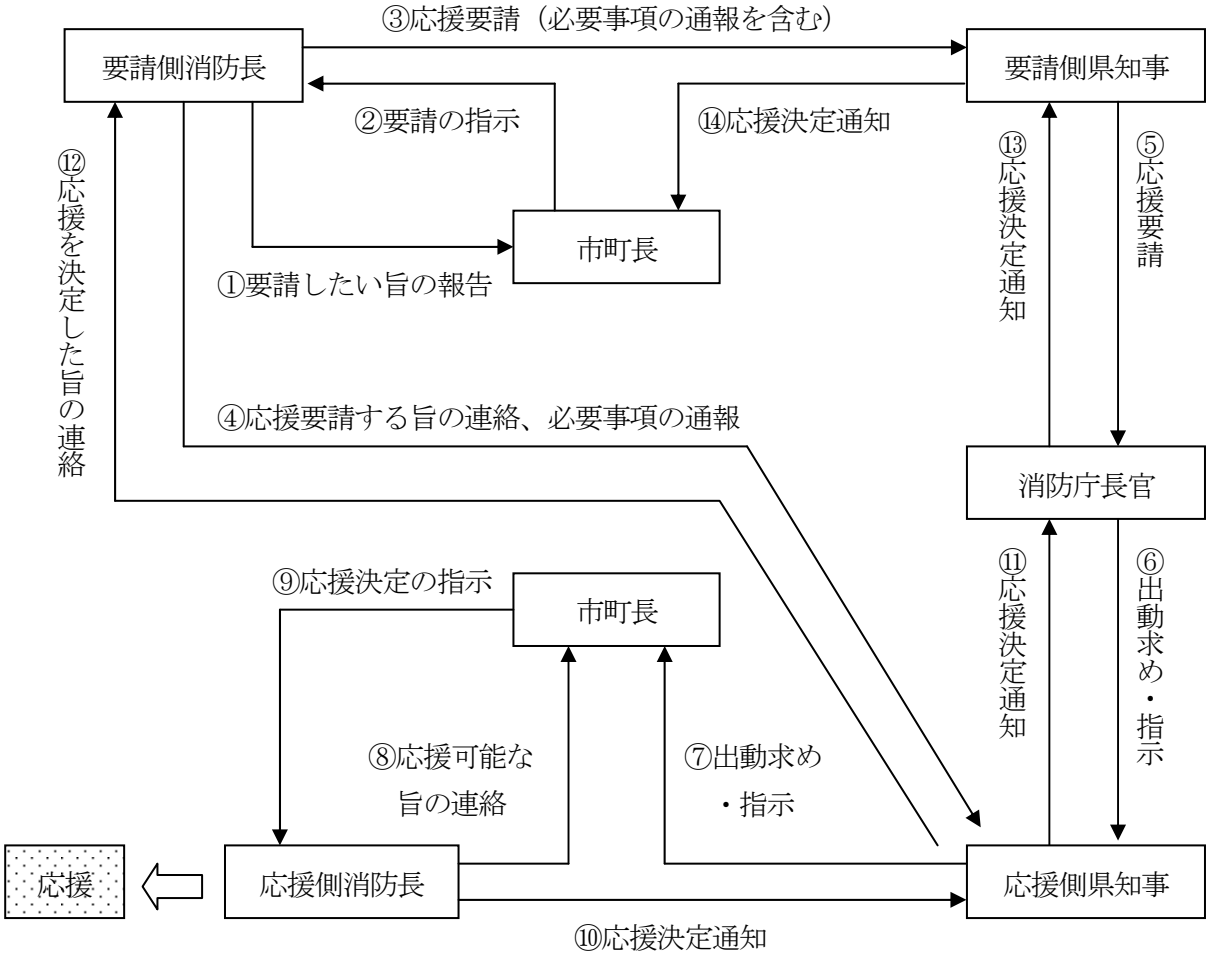

(3)　県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

ア　被災市町は、応急措置を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は応急措置の実施について要請するものとする。

イ　被災市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

ウ　派遣要請者は、市町長、市町の委員会又は委員で、要請先は県消防防災課（総括対策部）とする。

エ　要請必要事項

要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4)　指定地方行政機関等への職員の派遣要請

市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

≪市町が実施する応援要請の必要事項及び根拠≫

要請の内容	要請に必要な事項	備考
他の市町に対する応援要請 県への応援要請又は応急措置の実施要請	(ｱ) 災害の状況 (ｲ) 応援（応急処置の実施）を要請する理由 (ｳ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (ｴ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (ｵ) 応援を必要とする活動内容 （必要とする応急処置） (ｶ) その他必要な事項	災害対策基本法 第６７条 災害対策基本法 第６８条
自衛隊災害派遣要請（要求）	本章第６節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第８３条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(ｱ) 派遣のあっせんを求める理由 (ｲ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (ｳ) 派遣を必要とする期間 (ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (ｵ) その他必要な事項	災害対策基本法 第２９条 同法第３０条 地方自治法 第２５２条の１７
他県消防の応援の要請を求める場合	(ｱ) 災害発生日時 (ｲ) 災害発生場所 (ｳ) 災害の種別・状況 (ｴ) 人的・物的被害の状況 (ｵ) 応援要請日時 (ｶ) 必要部隊数 (ｷ) その他の情報	消防組織法 第４４条

(5) 消防団との協力

消防団は、市町や消防機関等との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

ア 避難誘導活動

イ 河川やがけ地などの危険個所の警戒巡視活動

ウ 被災者の救出・救助活動

エ 土のう積みなどの災害防除活動

オ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む）は、市町との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

ア　避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力

イ　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力

ウ　被災地域内の社会秩序維持への協力

エ　その他の災害応急対策業務（地域、市町の体制等勘案して）への協力

2　県が実施する相互協力措置

(1)　市町、消防機関からの要請への対応

県は、市町、消防機関から応援の要請があった場合、他の市町に対し、応援すべきことを指示するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

(2)　国の機関に対する要請・あっせん

県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、内閣総理大臣に対し、職員の派遣あっせんを求める。

なお、この場合の要請に必要な事項は、上記市町の場合と同様である。

さらに、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」により、県は国土交通省九州地方整備局に対し、ヘリコプター等による施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築、災害応急措置に係る資機材の貸与や職員の応援等を要請する。

また、「地方自治体等への災害対策車等貸付要領」により、県及び市町は、管理する道路又は河川等に災害が発生した時などに、災害対策車等を借り受けることができる。

≪要請・あっせんの相手方及び根拠≫

区　分	派　遣　の　相　手　方		
	他 市 町	県	指定地方行政機関 指定行政機関 指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。）
派遣要請	地方自治法 第２５２条の１７	地方自治法 第２５２条の１７	災害対策基本法 第２９条第１項
派遣あっせん （あっせん要請先）	－ （－）	災害対策基本法 第３０条第２項 （内閣総理大臣）	災害対策基本法 第３０条第１項 （内閣総理大臣）

注１）要請者は、知事、県の委員会又は委員である。

注２）県の委員会又は委員が要請しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならな

い。

(3)　市町の代行、業務支援

県は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、当該市町に代わって実施する。

事　　項	根　　拠
ア　避難の勧告・指示	災害対策基本法第６０条第５項
イ　警戒区域の設定 ウ　物的応急公用負担及び障害物の除去等 エ　人的公用負担	災害対策基本法第７３条第１項

また、県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町が十分な災害応急対策活動が行えていないと判断した場合、市町災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、市町災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

(4)　他県への要請

県は、応急対策を実施するため必要があると認める時は、他の都道府県に対し、応援を求める。

この場合の応援要請に必要な事項は、市町が行う場合の必要な事項（１の(3)に記載）に準じる。

県は、災害救助法に基づく救助を実施する場合において必要とする時は、他の都道府県に対して、救助の応援を要請することができる。

また、主務大臣等に対しても、他の都道府県からの応援の措置を要請することができる。

(5)　県警察

県警察は、警察庁と協議し、広域緊急援助隊の派遣を関係都道府県警察に要請する。

(6)　緊急消防援助隊の応援又は広域航空消防応援の要請

県は必要があると認める場合は、緊急消防援助隊の応援又は広域航空消防応援の要請を行うものとする。

なお、県は県内に災害発生市町が２以上ある場合において、緊急の必要があると認めるときは、消防応援活動調整本部の意見を踏まえ、すでに県内で行動している緊急消防援助隊に対し、県内の他の市町を応援することを指示するものとする。

３　指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関、指定地方公共機関は、その所掌する業務に係る応急対策を実施するため、特に必要があると認める時は、法令等に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について、応援又はあっせんを求めるものとする。

この場合、県へ応援要請、あっせんを依頼しようとするときは、次の事項について県消防防災

課（総括対策部）を窓口に、とりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(1)　災害の状況及び応援を求める理由（あっせんを求める理由）
(2)　応援を希望する機関名
(3)　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
(4)　応援を必要とする期間
(5)　応援を必要とする場所
(6)　応援を必要とする活動内容
(7)　その他必要な事項

【資料編】

○　緊急消防援助隊運用要綱
○　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
○　九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書
○　地方自治体等への災害対策車等貸付要領
○　佐賀県緊急消防援助隊受援計画

第２項　相互協力の実施	防災関係機関

1　基本的事項

防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、各防災関係機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

2　応援を受けた場合の費用の負担

(1)　他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、法第９２条に定めるとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。
(2)　費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。
ア　派遣職員の旅費相当額
イ　応急措置に要した資材の経費
ウ　応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
エ　救援物資の調達、輸送に要した経費
オ　車両機器等の燃料費、維持費

第３項　応援協定	市町、消防機関、 県（危機管理・広報課、消防防災課、循環型社会推進課、地域福祉課、医務課、薬務課、生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、商工課、県土づくり本部企画・経営グループ、建設・技術課、建築住宅課、道路課、職員課）

県、市町、消防機関は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

１　県の応援協定

(1)　都道府県間の相互応援協定

県内で大規模な風水害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合には、「九州・山口９県災害時応援協定」、「全国都道府県災害時相互応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を求めるものとする。

(2)　防災関係機関等との協定

災害時において、防災関係機関又は民間企業等の円滑な協力が得られるよう、県は、次のとおり協定を締結しており、これにより協力を要請する。

協　定　の　名　称	協　定　の　相　手　先	協定締結年月日
災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会佐賀放送局	昭和57年 3月29日
	ＮＢＣラジオ佐賀局	昭和40年 3月20日
	株式会社サガテレビ	昭和46年 5月 1日
	株式会社エフエム佐賀	平成 5年 6月 1日
	佐賀シティビジョン株式会社	平成17年 3月23日
	株式会社多久ケーブルメディア	平成17年 3月23日
	伊万里ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ株式会社	平成17年 3月23日
	株式会社ケーブルワン	平成17年 3月23日
	有田ｹｰﾌﾞﾙ･ﾈｯﾄﾜｰｸ株式会社	平成17年 3月23日
	藤津ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ株式会社	平成17年 3月23日
	株式会社テレビ九州	平成17年 3月23日
	株式会社唐津ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ	平成17年 3月23日
	有限会社ネットフォー	平成17年 3月23日
	株式会社ネット鹿島	平成17年 3月23日
	唐津市有線テレビジョン放送	平成17年 3月23日
	ふじ有線テレビ	平成17年 3月23日
	西海テレビ株式会社	平成17年 3月23日
	鏡テレビ共同受信組合	平成17年 3月23日
	ＦＭからつ株式会社	平成22年10月14日

災害時における報道要請に関する協定	朝日新聞社佐賀支局 読売新聞社佐賀市局 日本経済新聞社佐賀市局 西日本新聞社佐賀総局 日刊工業新聞社佐賀支局 毎日新聞社佐賀支局 佐賀新聞社 共同通信社佐賀支局 時事通信社佐賀支局	平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日
災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定	佐賀県警察本部長	昭和39年 9月 4日
アマチュア無線による災害時応援協定	社団法人日本アマチュア無線連盟佐賀県支部	平成17年 3月31日
九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局企画部	平成23年 3月 7日
災害時における応急対策に関する協定	社団法人佐賀県建設業協会	平成18年 9月 1日
災害時の防災拠点及び技術支援等に関する協定	西日本高速道路株式会社九州支社	平成23年 3月 4日
(佐賀県と日本赤十字社との医療、助産及び死体の処理に関する)協定	日本赤十字社佐賀県支部	昭和35年 6月 1日
災害時における医療救護に関する協定	社団法人佐賀県医師会	平成14年 7月 8日
佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定	国立大学法人佐賀大学 日本赤十字社佐賀県支部 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 医療法人清明会	平成21年 4月 1日 平成21年 4月 1日 平成22年 4月 1日 平成22年10月 1日
災害時における医薬品等の供給に関する協定	佐賀県医薬品卸業協会 佐賀県医療機器協会	平成 9年 3月13日 平成 9年 3月13日
無償団体救援協定 (災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬)	佐賀県環境整備事業協同組合	平成15年 9月 1日
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	社団法人佐賀県産業廃棄物協会	平成20年 9月 9日
災害時における仮設トイレの調達に関する協定	株式会社ソクト 株式会社レンタルのニッケン	平成17年 4月28日 平成17年 4月28日
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	社団法人佐賀県トラック協会	平成13年 3月23日
災害時における物資の受入及び配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店	平成24年 2月 8日
災害時における物資の調達に関する協定	株式会社リョーユーパン イオン九州株式会社	平成17年 6月24日 平成17年 6月24日

	株式会社ローソン 日興食品株式会社 佐賀県生活協同組合連合会 グリコ乳業株式会社佐賀工場 株式会社ｾﾌﾞﾝｰｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ 株式会社イズミ NPO法人コメリ災害対策センター 佐賀県石油商業組合 株式会社ファミリーマート	平成17年 7月13日 平成17年11月 2日 平成17年12月21日 平成18年 1月21日 平成18年 2月10日 平成18年11月27日 平成20年 6月26日 平成21年 4月22日 平成21年10月 1日
災害時におけるＬＰガスの調達に関する協定	社団法人佐賀県エルピーガス協会	平成17年 8月30日
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	社団法人プレハブ建築協会	平成 9年 3月31日
災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人佐賀県宅地建物取引業協会 社団法人全日本不動産協会佐賀県本部	平成23年 6月27日 平成23年 6月27日
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	エムエス九州株式会社 株式会社ココストア ＪＲ九州リテール株式会社 株式会社ｾﾌﾞﾝｰｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ 株式会社デイリーヤマザキ 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ 株式会社ローソン 株式会社壱番屋 株式会社吉野家ﾃﾞｨｰ･ｱﾝﾄﾞ･ｼｰ 佐賀県石油商業組合 株式会社モスフードサービス	平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成21年 4月22日 平成22年 8月12日

2　市町、消防機関の応援協定

(1)　消防相互応援

県内各市町は隣接市町と、消防機関は他の全消防機関と、消防相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

県境の市町は、隣接の県外市町と消防の相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

(2)　市町の災害時相互応援協定

災害時相互応援協定を締結している市町は、これにより応援を求める。

また、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、支援に係る輸送方法やルート等の確認に努める。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧
○　九州・山口９県災害時応援協定
○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
○　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
○　市町における災害時相互応援協定の締結状況

第４項　派遣職員にかかる身分、給与等	県（職員課）

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第３２条、同法施行令第１７条及び第１８条の規定に基づき行う。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員については、佐賀県職員給与条例の規定に基づき、災害派遣手当を支給するものとする。

第５項　受援計画	市町、防災関係機関、 県（消防防災課、関係各所属）

県、市町及び防災関係機関は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、応援を求めた機関が中心となり行うことが適当な事務等について受援計画を定め、受入れに必要な措置を講ずるものとする。

≪受援計画に定める事項例≫
(1)　地元の被災状況や災害ニーズの把握・伝達方法
(2)　参集場所・活動拠点等に関する情報
(3)　活動地域等に関する連絡調整方法
(4)　応援に必要な情報の収集・提供方法

第８節　通信計画

風水害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第１項　多様な通信手段の利用	防災関係機関、市町、 県（危機管理・広報課、消防防災課、資産活用課）

防災関係機関は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

１　県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平常時においては一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）及び有線回線（光ケーブル）により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、ＦＡＸ、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

区分 機関名		接続回線		通信内容				県庁から一斉指令可能
		地上系無線	有線（注１）	電話	FAX	映像（注２）	防災ﾃﾞｰﾀ	
県警察本部		○	○	○	○	○	○	○
県現地機関	土木事務所	○	○	○	○	○	○	○
	総合庁舎（土木無）	○	○	○	○	○		
	ダム管理所	16箇所		○	○	○	△	○
	その他の現地機関		○	○	○	○	△	△
市町（ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ）	無線ＬＡＮ	○	○	○	○	○	○	○
	ＭＣＡ	(○)		(○)				
消防機関		○	○	○	○	○	○	○
陸上自衛隊（第４特科連隊、九州補給処）唐津海上保安部		○		○			○	○
防災関係機関		△	○	○				

移動系無線	△		○				

注１）　○：あり　△：一部あり

２）　公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。

３）　映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能。

(1)　国、他都道府県への通信

県防災行政無線、消防庁及び国土交通省の無線回線（地上系、衛星系）を利用し、県と国及び他都道府県との間で情報の通信ができる。（電話、ＦＡＸ、映像）

県では、必要に応じ受信した情報を無線回線又は有線回線により市町、消防本部等に送信する。

(2)　被災現場からの通信

県防災行政無線及び移動系無線を利用し、被災現場からの通信を行う。また、携帯電話や可搬型衛星通信システム等の映像伝送システムも活用する。

(3)　通信統制

円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を優先的に確保するため、必要に応じ、県本庁（統制局）において通信の統制を行う。

(4)　その他

通信を行う場合は、「佐賀県防災行政無線通信運用管理規定」及び「地域衛星通信ネットワーク運用管理規定」に従う。

２　中央防災無線電話

国（内閣総理大臣官邸、非常災害対策本部、各省庁等）との通信を行うための電話。

【県における設置場所】　知事室（秘書課）、危機管理・広報課、
消防防災課(総括対策部)、宿直室、災害対策本部

３　防災相互通信用無線電話

防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。

【所 有 機 関】　県、県警察、海上保安部、１２市町

【県における設置場所】　消防防災課（総括対策部）、唐津土木事務所

【使用周波数】　１５８．３５ＭＨＺ及び４６６．７７５ＭＨＺの全国共通波

４　優先利用ができる一般加入電話

(1)　災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、契約者（公共機関等）からの申し出により協議のうえ設置している電話。

【県における設置場所】　消防防災課（総括対策部）
（電話番号：０９５２－２３－２２１１、０９５２－２４－２９７４）

(2)　非常・緊急通話

災害応急対策等に必要な内容の通話である場合、他の通話に先立って、ＮＴＴ西日本のオペ

レーターが直接相手に接続させる通話。

【利 用 方 法】　ダイヤル「１０２番」を回し、「非常通話」、「緊急通話」である旨を告げる。その後、ＮＴＴ西日本のオペレーターの指示に従って、通話する。

5　移動体通信（携帯電話等）

衛星携帯電話、携帯電話等

6　非常通信

風水害等非常の事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第５２条第４号及び第７４条第１項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

(1)　非常通信として、取り扱える通信の内容

ア　人命の救助、避難者の救護に関するもの。

イ　風水害の予報等に関するもの。

ウ　非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。

エ　気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。

オ　災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

(2)　非常通信の発信資格者又は依頼者

ア　県、市町、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社

イ　新聞社、通信社、放送局

ウ　その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

(3)　非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

≪非常通信のルート例≫

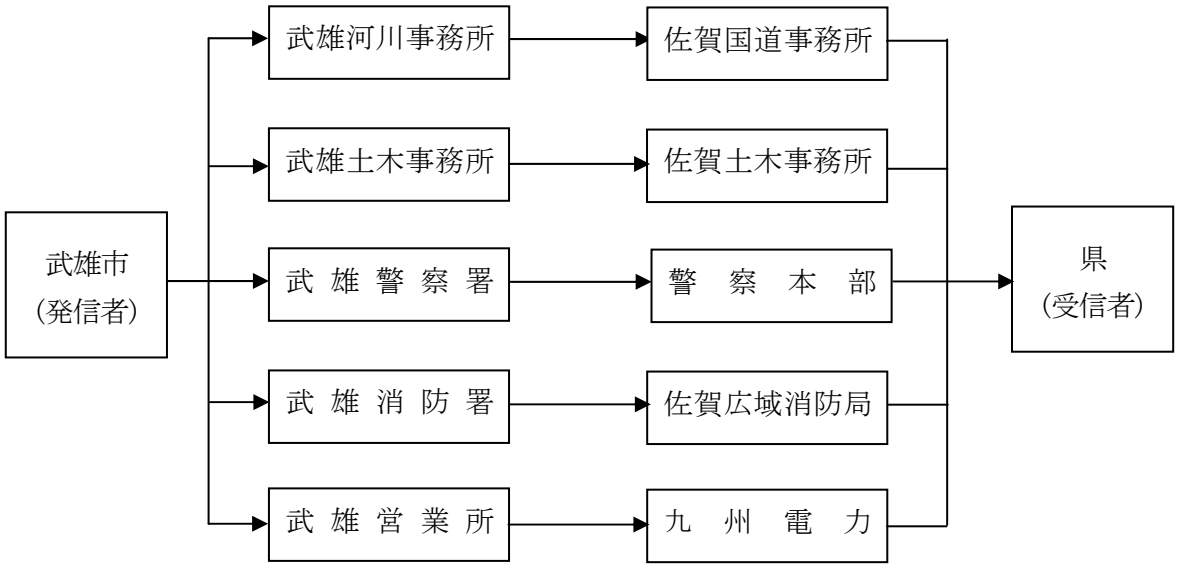

≪非常通信の使用例≫

防災行政無線による通信が不可能となった場合、武雄市は最寄りの武雄警察署で警察無線を利

用して、災害情報を県警察本部に連絡する。県警察本部は受信した情報を県に伝達する。

7　県警察通信設備の優先利用

県は、必要に応じ、「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定（昭和３９年９月４日締結）」に基づき、県警察通信設備を利用する。

8　放送機関の利用

県、市町は、風水害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があるときは、放送法第２条第２６号に規定する放送事業者に、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等で、迅速かつ正確に情報を伝達し、放送を行うことを求める。

但し、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

9　インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

10　その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

【資料編】

○　防災行政通信ネットワーク系統図及び電話番号一覧
○　防災相互通信用無線電話の配備状況
○　非常通信の利用方法
○　佐賀地区非常通信連絡会会則

第２項　通信施設の応急復旧	専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、電気通信事業者、放送事業者、 県（消防防災課）

1　一般加入電話

電気通信事業者は、風水害が発生した場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

2　県防災行政無線、県警察通信及び防災関係機関の専用通信

県、県警察及び専用通信設備を有する防災関係機関は、風水害が発生した場合、重要通信を確保し、或いは被災した通信設備を迅速に復旧するため、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行う

ものとする。

3　放送

放送事業者は、災害に伴う放送の中断に備えて、放送を速やかに再開できるように、応急復旧に必要な要員・資機材の確保等に留意して、有効・適切な対策の推進に努める。

第９節　救助活動計画

風水害により救助すべき者が発生した場合には、消防機関、市町、県、県警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

第１項　自主防災組織等の救助活動等	被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織、県民

風水害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防機関等が実施する救助活動に協力するよう努める。

１　近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
２　救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
３　救助活動に当たっては、可能な限り消防機関等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防機関等に連絡し、早期救助を図る。

第２項　救助活動	消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、 県（消防防災課）

１　消防機関及び市町

(1)　救助活動

消防機関及び市町は、風水害発生後速やかに、救助すべき者がいるか把握に努め、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行い、負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

(2)　応援要請

ア　消防機関は、市町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ　市町は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

ウ　被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

エ　市町は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3)　拠点等の確保

市町は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図るものとする。

2　消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

3　県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関及び市町、その他防災関係機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

(1)　県職員を派遣し、救助活動を支援する。
(2)　他の市町に対し、応援を指示する。
(3)　消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
(4)　自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
(5)　警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

4　県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の派遣を要請する。

(1)　被災者の救助・救護
(2)　行方不明者の捜索
(3)　救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

5　海上保安部

海上保安部は、船舶海難等により被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集・確認に当たるとともに、巡視船艇を出動させ、救助、捜索に当たる。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

6　自衛隊

自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防機関及び市町、県警察、その他の防災関係機関と協力して、救助活動を行う。

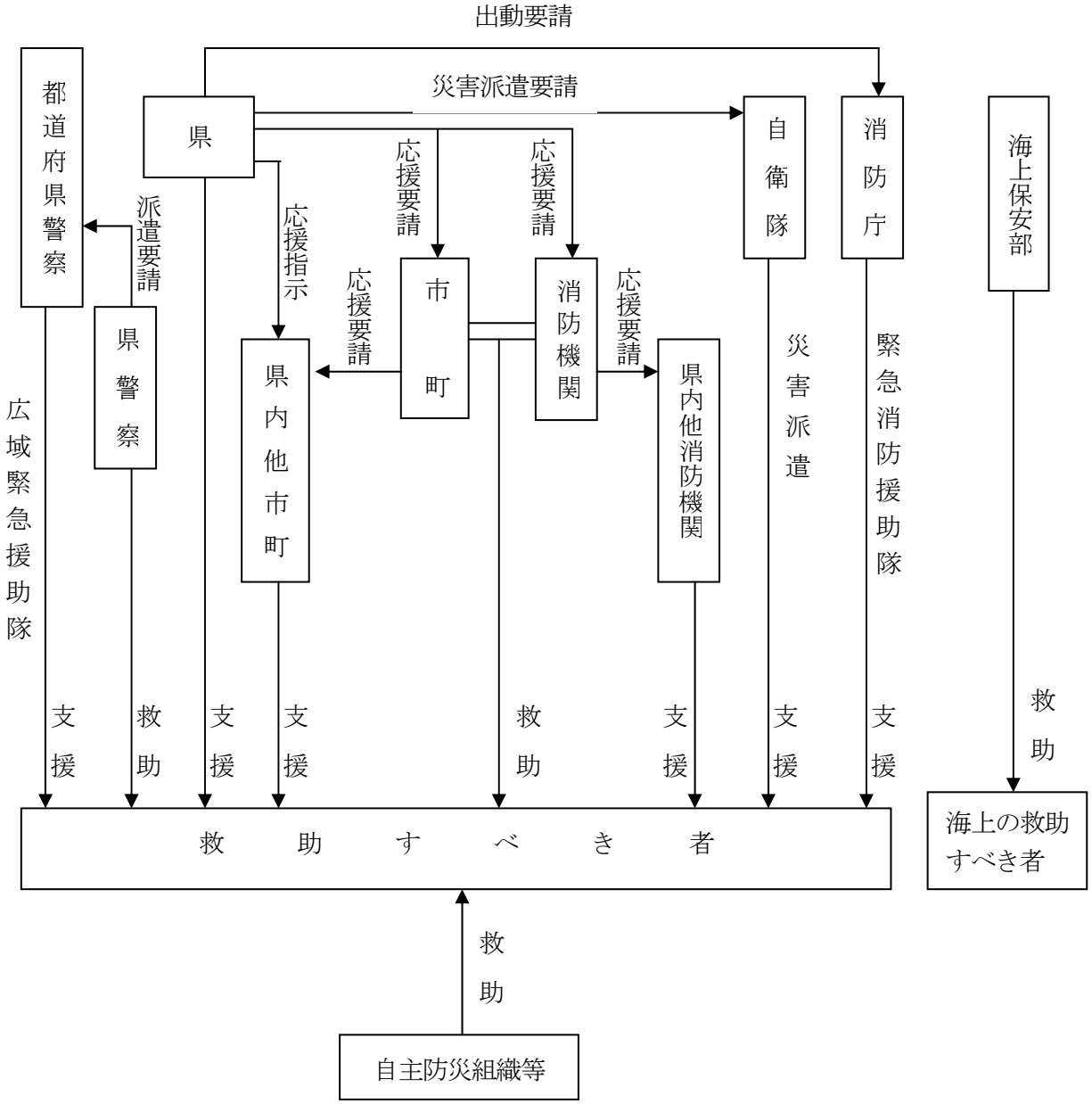

【資料編】

○　救助用資機材の保有状況

○　災害救助法による実施基準

第10節　医療活動計画

風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市町、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。その具体的な手順は、別に定める「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

また、県は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第１項　医療活動	国、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、市町、県（医務課、障害福祉課、健康増進課、職員課）

１　医療機関における医療活動の確保

(1)　公的医療機関等

風水害時に、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、市町及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2)　民間医療機関

県医師会及び県歯科医師会は、風水害時に、県から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう、要請し、医療活動の確保を図るものとする。

２　救護所の設置、運営

(1)　設置

市町は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、市町保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、所轄の保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置してもらうよう要請する。

県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、被災地を所轄する保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置する。

(2)　広報、報告

市町は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や住民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

県は、報道機関の協力を得て、救護所の設置内容等について広報する。

(3)　運営

市町は、救護所の運営に当たっては、郡市医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、郡市医師会、医療機関等の協力が得られるよう要請する。

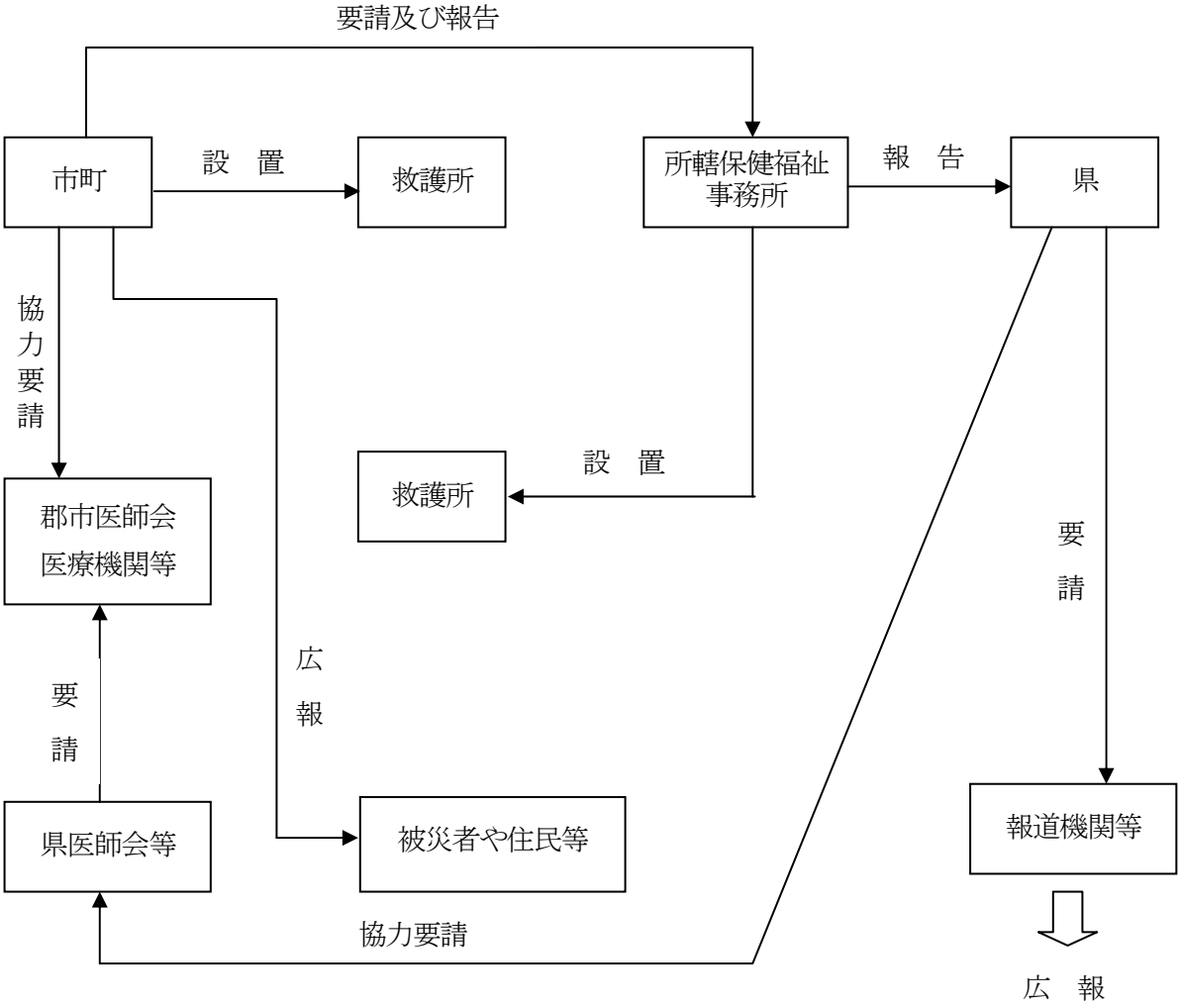

3　医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。以下同じ。）の編成、派遣

風水害時の傷病者等に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関があらかじめ設置している次の医療救護班が、救護所等において実施する。

(1)　県医療救護班
(2)　市町医療救護班
(3)　佐賀県医師会医療救護班
(4)　災害拠点病院医療救護班
(5)　独立行政法人国立病院機構医療救護班
(6)　国の医療救護班
(7)　日赤医療救護班
(8)　赤十字現地医療班

被災市町は、風水害により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

県は、被災市町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、要請を待たずに、あらかじめ設置している次の県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。

県は、県医療救護班全部を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、県医師会に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに、必要と認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合、又は災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。

佐賀県災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）指定病院は、県と締結した「佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」の定めるところにより、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣する。

4　被災地域外での医療活動

県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

5　人工透析対策

県及び市町は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市町は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、県、市町及び各透析医療機関は、社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

6　被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、県は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心となって、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関等と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

【資料編】

○　県内病院一覧

○　災害救助法による実施基準

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

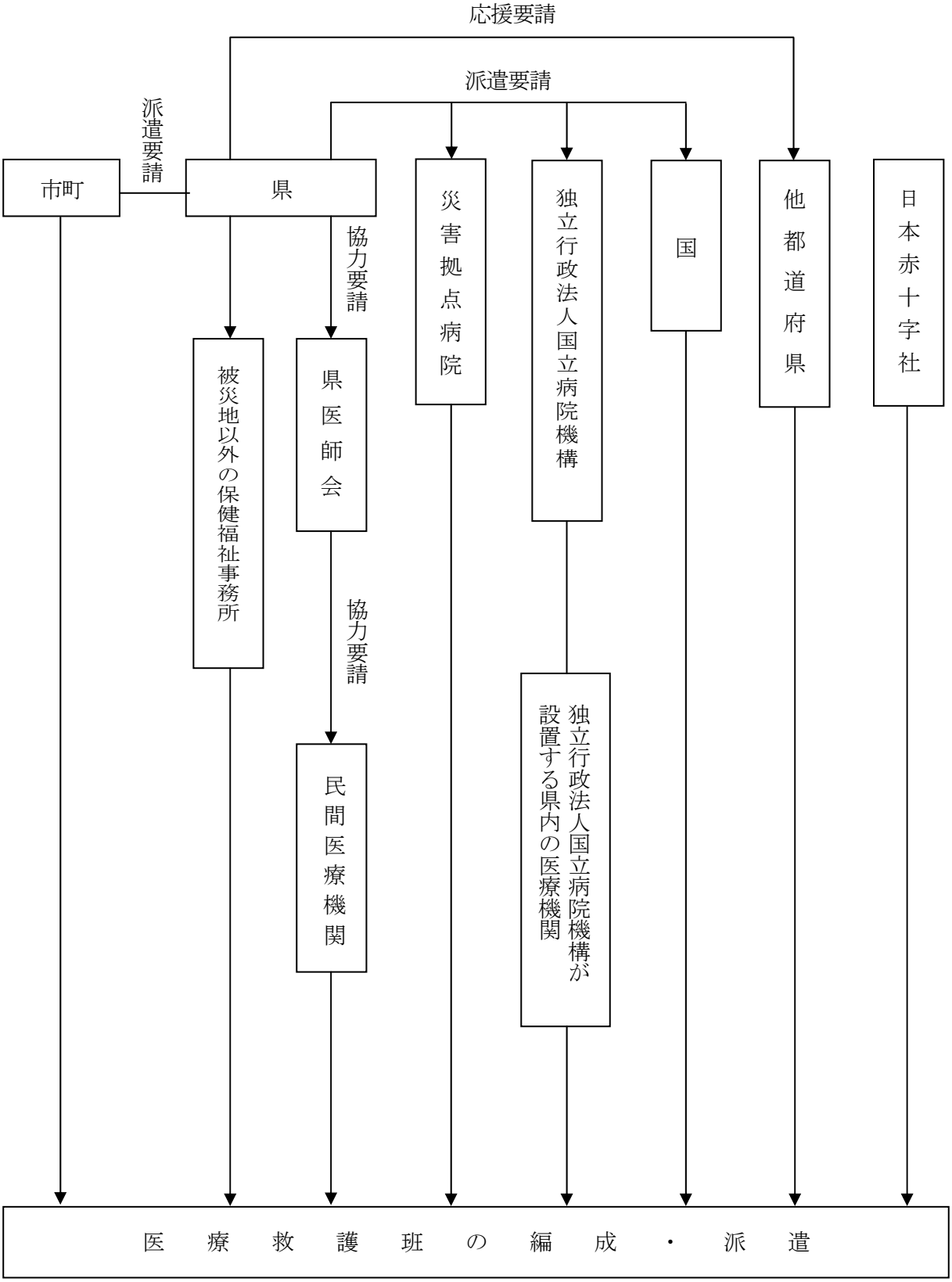
応援要請
派遣要請
派遣要請
市町
県
協力要請
被災地以外の保健福祉事務所
県医師会
協力要請
民間医療機関
災害拠点病院
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人国立病院機構が設置する県内の医療機関
国
他都道府県
日本赤十字社
医療救護班の編成・派遣

第２項　医薬品、医療資機材の調達	市町、国、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、 県薬剤師会、県医薬品卸業協会、県医療機器協会、 関係業者・団体、 県（医務課、薬務課、職員課）

1　需給状況の把握

市町は、郡市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

県は、市町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2　安定供給の確保

(1)　市町

ア　需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ　この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

(2)　県

ア　市町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会及び佐賀県医療機器協会に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ　医療救護班からの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。

ウ　これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づく応援の要請を行う。

エ　それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

3　薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市町から要請があった場合は、適当な数の薬剤管理班（薬剤師２名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

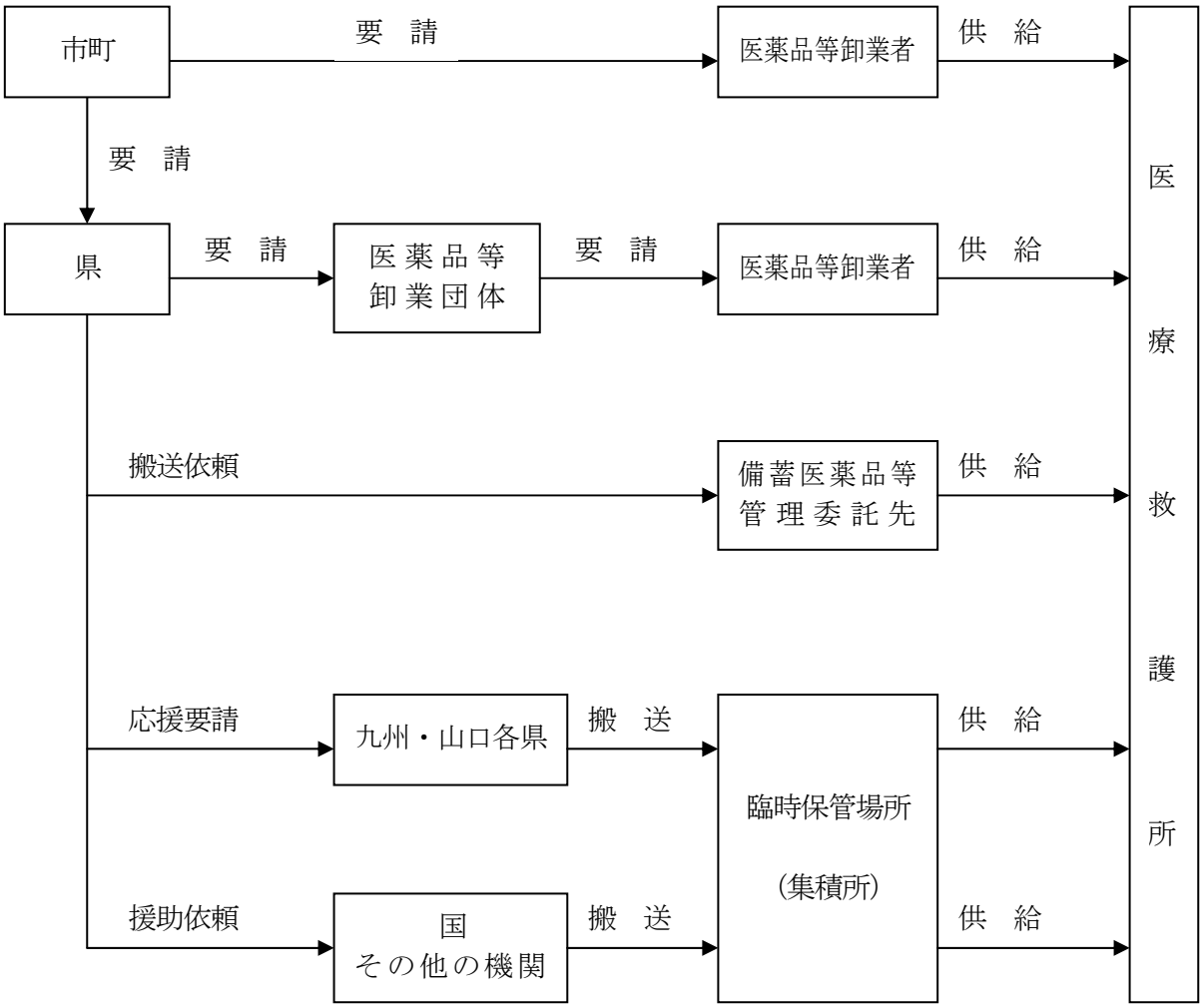

【資料編】

○　九州・山口災害時応援協定

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

○　医薬品等の備蓄状況

第３項　医療施設の応急復旧	市町、被災医療機関、 県（医務課）

被災地域内の医療機関は、風水害時には、速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

県及び市町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第４項　医療ボランティアへの対応	市町、 県（医務課、障害福祉課）

風水害時に、医療ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。

1　登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、医療ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

2　情報提供等

市町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市町からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを依頼する。

(1)　自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること

(2)　可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること

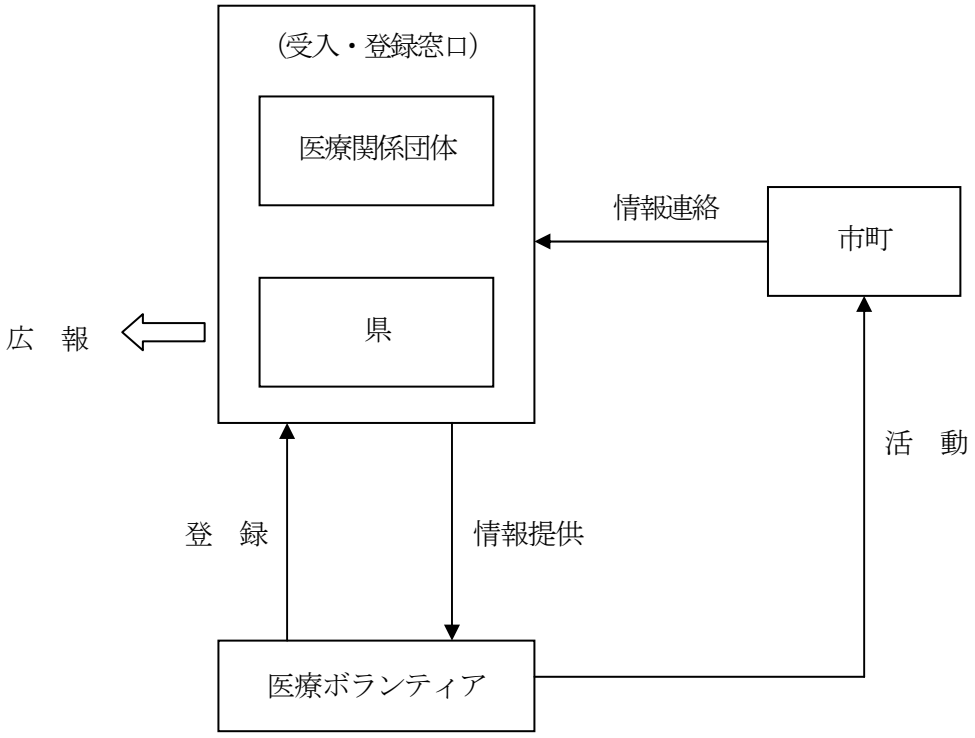

第11節　救急活動計画

第１項　救急活動計画	消防機関、市町、 県（消防防災課）

消防機関は、風水害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

1　救急活動

消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2　搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を消防署の救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、市町、県に対し、車両の調達を要請する。

消防機関、市町は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

また、消防機関は「福岡県、佐賀県及び大分県によるドクターヘリの運航に係る協定」及び「長崎県及び佐賀県によるドクターヘリの共同運航に係る協定」に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、この要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

3　後方医療機関の情報の把握

消防機関は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入れの可否等の情報を把握する。

4　応援要請

(1)　近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2)　緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第12節　惨事ストレス対策

第１項　惨事ストレス対策	救助・救急又は消火活動を実施する各機関

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第13節　水防活動計画と二次災害の防止活動

第１項　水防活動計画と二次災害の防止活動	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者、 県（消防防災課、林業課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課）

１　水防活動

風水害に伴い、河川、海岸、農業用用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、氾濫や、又は高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川・海岸・農業用用排水施設等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1)　施設の点検、補修

河川、海岸、農業用用排水施設等の管理者及び施行者並びに下水道施設管理者は、風水害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、農業用用排水施設等の管理者及び下水道施設管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2)　応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

風水害により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

２　土砂災害の発生、拡大防止

国、県及び市町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

国、県及び市町は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

３　風倒木対策

国、県及び市町は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、風倒木の除去など応急対策を講じる。

第14節　避難計画

風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、市町等は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮し、必要に応じ避難準備（要援護者避難）情報の発令あるいは早目の避難勧告・指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

第１項　避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示	避難準備（要援護者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令する者（市町長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）又はその者が属する機関、市町

１　避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示の種類

避難準備（要援護者避難）情報又は避難勧告・指示を発令する者は、事前に策定した避難勧告等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

実施責任者	要　件（根　拠）	内　　容	対象者	備　　考
●市町長 ○知事 （災害の発生により市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき） ○警察官又は海上保安官 （市町長が指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき）	●災害が発生するおそれがある場合で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき。	●要援護者に対しては、立退きの指示 （その他の者に対しては、立退きの準備情報の発令）	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	●市町長が行った場合は、知事に報告すること。 ●警察官又は海上保安官が行った場合は、市町長へ通知すること。
	●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	●立退きの勧告 ○立退き先の指示 （必要があると認めるとき）		
	●上記の場合で、急を要すると認めるとき。	●立退きの指示 ○立退き先の指示 （必要があると認めるとき）		
	（災害対策基本法§60、§61、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律§20）			
●知事 ●知事の命を受けた県の職員 ●水防管理者	洪水又は高潮のはん濫（津波も含まれる）により著しい危険が切迫していると認められるとき。 （水防法§22）	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は、管轄警察署長に通知すること。
●知事 ●知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 （地すべり等防止法§25）	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知すること。

<table>
<tr><td rowspan="2">●警察官

○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合)</td><td>●人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合</td><td>●警告を発すること</td><td>●その場に居合わせた者
●その事物の管理者
●その他関係者</td><td rowspan="2">●警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。

●自衛官が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告すること。</td></tr>
<tr><td>●上記の場合で、特に急を要する場合
(警察官職務執行法§4、自衛隊法§94)</td><td>●避難の措置</td><td>●危害を受けるおそれのある者</td></tr>
</table>

2　避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示の内容

避難準備（要援護者避難）情報又は避難勧告・指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

(1)　避難対象地域

(2)　避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示を発令する理由

(3)　避難先及び避難経路

(4)　避難時の留意事項等

3　関係機関への連絡及び住民への伝達

避難準備（要援護者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関は、速やかにその内容を、関係機関に対して連絡を行うとともに、当該地域の住民に対して伝達する。

避難準備（要援護者避難）情報又は避難勧告・指示の連絡を受けた市町は、住民に対してその周知徹底を図る。

(1)　関係機関への連絡

避難準備（要援護者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（市町、県、県警察、海上保安部、自衛隊及びＮＨＫ佐賀放送局等）と、その内容を相互に連絡する。

(2)　住民への伝達

避難準備（要援護者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市町は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防機関、消防団、自治会、民生委員・児童委員等を活用する。

ア　市町村防災行政無線

イ　広報車

ウ　船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）

エ　サイレン、警鐘

オ　テレビ、ラジオの放送
カ　携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、エリアメール等）
キ　その他実情に即した方法（ＦＡＸ、市町ホームページ、ツイッター等）

【資料編】
○　市町別通報・伝達方法一覧

第２項　警戒区域の設定	警戒区域の設定を実施する者（市町長等（市町長から委任を受けた市町の職員を含む）、警察官、海上保安官、 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）、 県（消防防災課）

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

実施責任者	要　件（根　拠）	内　　容	対 象 者	備　　考
●市町長等 （市町長から委任を受けた市町の職員を含む。以下同じ） ○警察官又は海上保安官 （市町長等が現場にいないとき、又は市町長等から要求があったとき） ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 （市町長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合） ○知事 （災害の発生により市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 （災害対策基本法§63、§73）	●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	●警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、市町長に通知すること。 ●知事が行う場合は、その旨公示すること。

第３項　避難誘導等	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、 避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む） 市町、 県（消防防災課）

１　避難誘導

避難の勧告・指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市町は、避難の勧告・指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、幼児等の災害時要援護者を優先して行うとともに、避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

2　避難

(1)　小規模な避難

避難の勧告・指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、勧告・指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、災害時要援護者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市町は、車輛・舟等を準備し、援助するものとする。

(2)　大規模な避難

被災地域が広範囲等の理由から大規模な避難が必要となり、市町において対応できない場合、市町は県に協力を要請するものとする。

要請を受けた県は、市町を越える避難が必要となった場合は、被災していない市町と調整して避難先を確保し、被災した市町に対して避難先の指示を行うものとし、県を越える避難が必要となった場合は、隣県等に要請して避難先を確保し、被災した市町に対して避難先の指示を行うものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3　自主避難

市町は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、住民においても、豪雨等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

なお、住民が自主的に避難を行う場合には、市町は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第４項　主な施設における避難	学校等・病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者、市町、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、教育政策課、学校教育課、体育保健課、社会教育・文化財課、教育支援課）

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の勧告・指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1　学校等

公立の学校は、生徒等の在校時に、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市町に対し、さらに、市町教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、市町及び関係機関とする。

2　病院等医療機関

病院等医療機関は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市町に対し、速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

3　社会福祉施設

社会福祉施設は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

この場合は、市町に対し、速やかにその旨連絡する。

風水害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市町は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防機関等と連絡をとりながら、直ちに救助活動を行う。

4　不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市町に対し、速やかにその旨連絡する。

第５項　避難所の設置・運営	市町、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、生活衛生課）

市町は、一時避難場所に避難した避難者等について、風水害の長期化等により収容する必要が生じた場合は、市町地域防災計画やあらかじめ作成したマニュアルに基づき、直ちに避難所を開設し、適切に運営する。

１　避難所の設置

避難所は、安全性を確認のうえ、適当な既存の建物を応急的に整備して使用する。

また、必要があれば、あらかじめ定めていた施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、避難所設置に当たっては、災害時要援護者に配慮して、他市町にあるものを含め、民間賃貸住宅、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

避難所を開設した場合、市町は、開設日時・場所、箇所数及び収容人員、設置期間の見込み等の開設状況を、速やかに県に報告するものとする。

なお、風水害が激甚であるなどにより被災市町内に避難所を設置することが困難な場合、当該市町は、次の事項を明らかにして県に対して支援を要請するものとする。

要請を受けた県は、市町を越える避難が必要となった場合は、被災していない市町と調整して避難先を確保し、被災した市町に対して避難先の指示を行うものとし、県を越える避難が必要となった場合は、隣県等に要請して避難先を確保し、被災した市町に対して避難先の指示を行うものとする。

(1)　避難希望地域
(2)　避難を要する人員
(3)　避難期間
(4)　輸送手段
(5)　その他必要事項

２　避難所の運営

市町は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。

市町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市町及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1)　避難者情報の把握及び開示

市町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅等被災者に係る情報についても把握するよう努める。

(2)　生活環境の維持

運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等の協力を得て、必要に応じて避難所運営組織を設置し、良好な生活環境の維持に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所におけるペットのためのスペースの確保にも配慮する。

(3)　男女双方の視点等への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4)　災害時要援護者への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び子ども等の災害時要援護者については、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5)　生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(6)　避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第15節　応急住宅対策計画

風水害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、県、市町は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第１項　応急仮設住宅の建設及び運営管理等	市町、県警察、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、建築住宅課）

１　応急仮設住宅の建設

市町又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当て、更には災害時要援護者に配慮する。

２　応急仮設住宅の運営管理

市町又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入にも配慮する。

３　民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。

また、県は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

○　応急仮設住宅の建設に必要な資材の供給可能先一覧

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第２項　被災住宅の応急修理	市町、 県（消防防災課、建築住宅課）

市町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市町において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第３項　公的住宅等の提供	国、市町、 県（建築住宅課、資産活用課）

1　公的住宅の提供

(1)　公営住宅

県及び市町は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

このための連絡・調整窓口として、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

また、県は、必要と認める場合は、「九州山口９県災害時応援協定」等に基づき、他都道府県内の公営住宅の提供について要請する。

(2)　職員宿舎

県及び市町は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用するものとする。

また、県は、必要に応じて、国家公務員宿舎等の活用について佐賀財務事務所と協議するものとする。

2　企業等の施設の供与

被災市町、県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

【資料編】

○　佐賀県公営住宅災害対策会議の概要

第16節　社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画

第１項　災害警備活動、治安維持活動	海上保安部、県警察

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察、海上保安部は、住民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

１　県警察

(1)　警備体制

ア　職員の招集・参集

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

イ　災害警備本部等の設置

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

ウ　警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和２９年法律第１６２号）の規定に基づき要請する。

(2)　情報の収集・連絡

ア　被害状況の把握及び連絡

県警察は、風水害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

イ　多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

(3)　救出救助活動等

ア　機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、広域緊急援助隊等を迅速に投入する。

イ　警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動に当たらせる。

また、消防機関等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配意する。

(4)　避難誘導等

県警察は、地域住民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意する。

ア　被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。

イ　高齢者及び障がい者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど、災害時要援護者に配意する。

ウ　警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市町の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5)　死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、県及び市町が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は市町への遺体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6)　二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するための調査班を編成し、災害危険箇所の調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、市町に伝達し、避難の勧告等の発令を促す。

(7)　危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

(8)　社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロール、巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、住民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9)　被災者等への情報提供活動

ア　被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対しては、提供方法に配慮する。

イ　相談活動の実施

県警察は、風水害時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。

ウ　多様な手段による情報提供

県警察は、住民の避難先、救援物資の配布場所等地域住民の地域安全情報を、警察本部、

警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファックスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10)　関係機関との相互連携

県警察は、指定公共機関、指定地方公共機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(11)　ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

２　海上保安部

海上保安部は、海上における人の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るため、関係機関と緊密な連携のもと、必要に応じ、次の措置を講じる。

(1)　巡視船艇を風水害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りの実施

(2)　警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒

(3)　治安の維持に必要な情報の収集　　等

【資料編】

○　県内幹部派出所、交番、警察官駐在所一覧表

第２項　物価の安定、物資の安定供給対策	県（くらしの安全安心課）

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

【資料編】

○　災害時における物価調査品目一覧表

第17節　交通及び輸送対策計画

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者、県警察及び海上保安部は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第１項　交通規制等による交通の確保対策	海上保安部、福岡空港事務所、県警察

１　陸上交通の確保

(1)　交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ＩＴＶ（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県は、相互に連絡を行い、把握している情報を共有する。

(2)　交通規制の実施

ア　緊急交通路

県警察は、風水害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

さらに、緊急交通路の交通規制を効率的に実施するため必要がある場合は、道路管理者に対しインターチェンジの閉鎖について申し入れを行う。

イ　緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救援物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

ウ　交通規制のための資機材の整備等

緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

２　海上交通の確保

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講じる。

(1)　船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を

行う船舶の円滑な航行への配慮

(2)　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合の船舶交通の制限、禁止

(3)　船舶の安全な航行に必要な情報の提供

3　航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保する。

第２項　交通対策	県警察、道路管理者、海上保安部、市町、 県（道路課、港湾課）

1　陸上交通

(1)　道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

また、建設業者との協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア　交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ　通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ　障害物の除去等

道路管理者は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

エ　道路の応急復旧

道路管理者は、風水害により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

(2)　通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

(3)　運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、市町及び防災関係機関と協力し、風水害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア　走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ　避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ　通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ　通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2　海上交通

(1)　応急復旧等

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

(2)　航路等の危険物除去

海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

3　航空交通

市町は、風水害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

【資料編】

○　災害時に活用する臨時ヘリポートの状況

第３項　輸送対策	防災関係機関、県警察、市町、 県（消防防災課、商工課、水産課、空港・交通課、総務事務センター）

1　緊急輸送の実施

各防災関係機関は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

(1)　人命の安全
(2)　被害の拡大防止
(3)　災害応急対策の円滑な実施

2　輸送の対象

輸送の対象については、次のとおりとする。

(1)　第１段階（災害発生直後）

ア　救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

イ　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等

エ　負傷者等の医療機関への搬送

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2)　第２段階（災害応急対策時）

ア　上記(1)の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3)　第３段階（災害復旧対策時）

ア　上記(2)の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

3　輸送手段の確保

各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段を確保できない市町は、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

市町から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達又はあっせんに努める。

(1)　車両

ア　県有車両の提供

イ　社団法人佐賀県トラック協会に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき要請

ウ　社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対し、車両の調達又はあっせんを要請（九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）

エ　九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）

オ　福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請

カ　自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2)　鉄道

ア　九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社、甘木鉄道株式会社及び松浦鉄道株式会社に対し、協力を要請

(3)　船舶

ア　県有船舶の提供

イ　輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請

ウ　船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

(4)　航空機（ヘリコプター）

ア　消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請

イ　自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

4　緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、風水害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5　緊急通行車両の確認及び事前届出

(1)　緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、風水害時において、災害対策基本法第７６条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

県は、原則として、県関係車両分についてのみ行うものとする。

(2)　緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、発災時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

6　緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

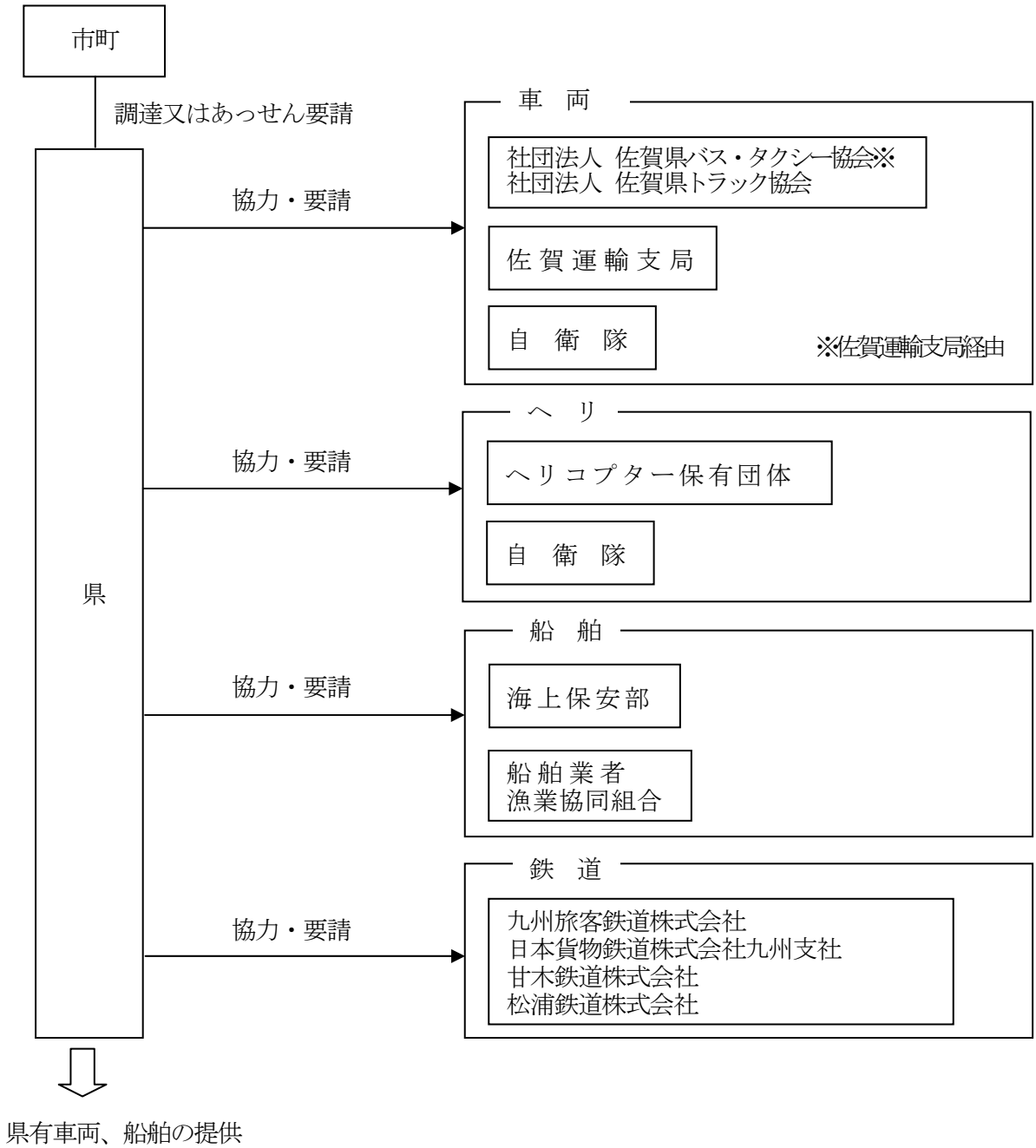

【資料編】

○　災害発生時からの経過時間ごとの緊急輸送の優先

○　緊急通行車両の確認手続

○　県有車両の災害時における使用可能台数調

○　船舶保有状況

○　根拠地別動力漁船の階層別隻数

○　災害救助法による実施基準

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第18節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市町、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、県は、備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災県民に供給できるよう、市町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。

また、物資の供給を円滑に進めるため、市町は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。

第１項　食料等（ボトル飲料を含む。）の供給計画	国（農林水産省生産局）、市町、 県（こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、農林水産商工本部企画・経営グループ、流通課、商工課）

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、市町、県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「第２項　飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

１　調達方法

(1)　市町

市町は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等災害時要援護者に対し配慮する。

ア　自ら備蓄している食料を供給する。

イ　供給可能業者等に対し、売却を要請する。

ウ　相互応援協定を締結している市町に対し、食料援助を要請する。

エ　このような措置を講じても、なお必要な食料の確保が困難な場合は、県に対し、応援を要請する。

オ　市町は、県等から食料の供給を受けたときは、それを被災者に適正かつ円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2)　県

県は、市町から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、市町への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。

ア　独自で備蓄している食料（栄養調整食品、アルファ米、おかゆ袋等）を供給する。

イ　農林水産省生産局を通じ、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給あっせんを要請する。また、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局に政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。

ウ　「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者等から調達を行う。なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じあっせんする。

エ　必要に応じ、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3)　米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、１人１食当たり、精米３００グラムの範囲内とする。

2　災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、市町は、農林水産省の定める「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

3　国の措置

国は、必要に応じて、次の措置を講じる。

(1)　パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品について、あらかじめ把握していた関係業者に対し、出荷を要請するとともに、近隣県への出荷要請を行う。

(2)　関係業者・団体等から食料の無償提供があった場合は、そのとりまとめを行い、被災県等との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

4　供給方法

「第４項　物資の配送計画」による。

なお、調理が必要な食料については、市町は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいて炊出し、食料の給与を行う。

≪炊出し≫

1　方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

2　器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

3　立会

炊出しに当たっては、市町職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

４　その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

【資料編】

○　供給、調達フロー

○　米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

○　災害救助法による実施基準

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

○　九州・山口９県災害時応援協定

○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

第２項　飲料水の供給計画	水道事業者等、市町、 県（生活衛生課）

風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者等、市町、県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

１　水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第２１節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

２　応急給水

(1)　市町

市町は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

ア　浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ　必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ　浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。

エ　あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。

オ　応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。

カ　自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2)　県

県は、市町からの要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、市町の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

ア　被害の程度や市町による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。

イ　必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ　必要に応じ、県内の他の市町、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。

エ　応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

○　九州・山口９県災害時応援協定

○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

第３項　生活必需品等の供給計画	市町、 県（地域福祉課）

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、県、市町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

１　生活必需品等の品目

品　　目	内　　容
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バ

	ケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

2　調達方法

(1)　市町

市町は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合、市町は、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。

これによっても不足する場合は、市町は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2)　県

県は、市町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、市町ごとに必要な供給品目、数量等の把握に努めつつ、自ら備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握していた調達可能業者等から調達し、市町に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもなお不足する場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

3　供給方法

「第４項　物資の配送計画」による。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準
○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧
○　九州・山口９県災害時応援協定
○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

第４項　物資の配送計画	市町、 県（地域福祉課、農林水産商工本部企画・経営グループ、流通課、商工課、道路課）

1　基本方針

災害の規模が小規模であり、市町で避難所への支援物資（市町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、県・国等から提供を受ける義援物資をいう。）（以下「緊急物資」という。）の配送が可能な場合には、市町が避難所へ緊急物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市町による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1)　災害の規模が小規模であり、市町で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市町で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市町は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第３章　第17節　第３項　輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

(2)　支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

災害の規模によっては、発災後、およそ３日間は、県民、市町及び県等の備蓄物資により対応せざるを得ない状況が続くと考えられるが、発災から４日目以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の救援物資の処理が必要となることが予想されるため、県及び市町は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

２　物資の配布

(1)　市町

市町は、被災者が置かれている環境に応じて予め必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、風水害が激甚などにより、市町での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

(2)　県

市町からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の備蓄物資又は調達物資（義援物資）を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市町に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市町が物資の配送を円滑に行えない場合において市町から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、被災市町が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3　在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生すると、自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

災害時には避難所は地域における防災拠点となるので、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うものとする。

【市町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】

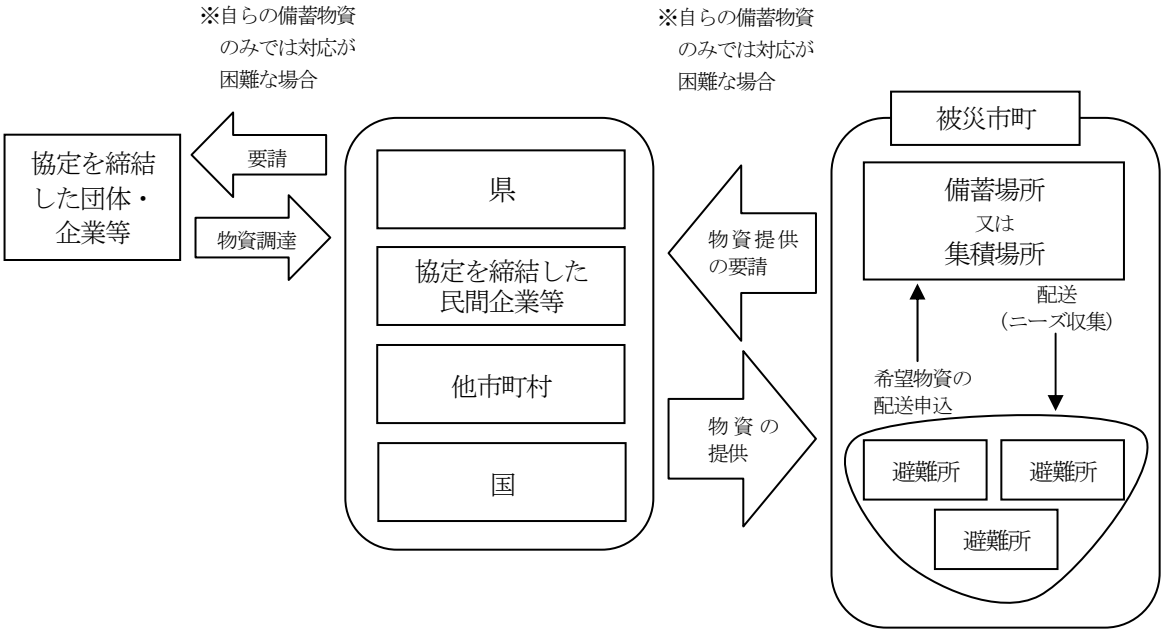

【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】

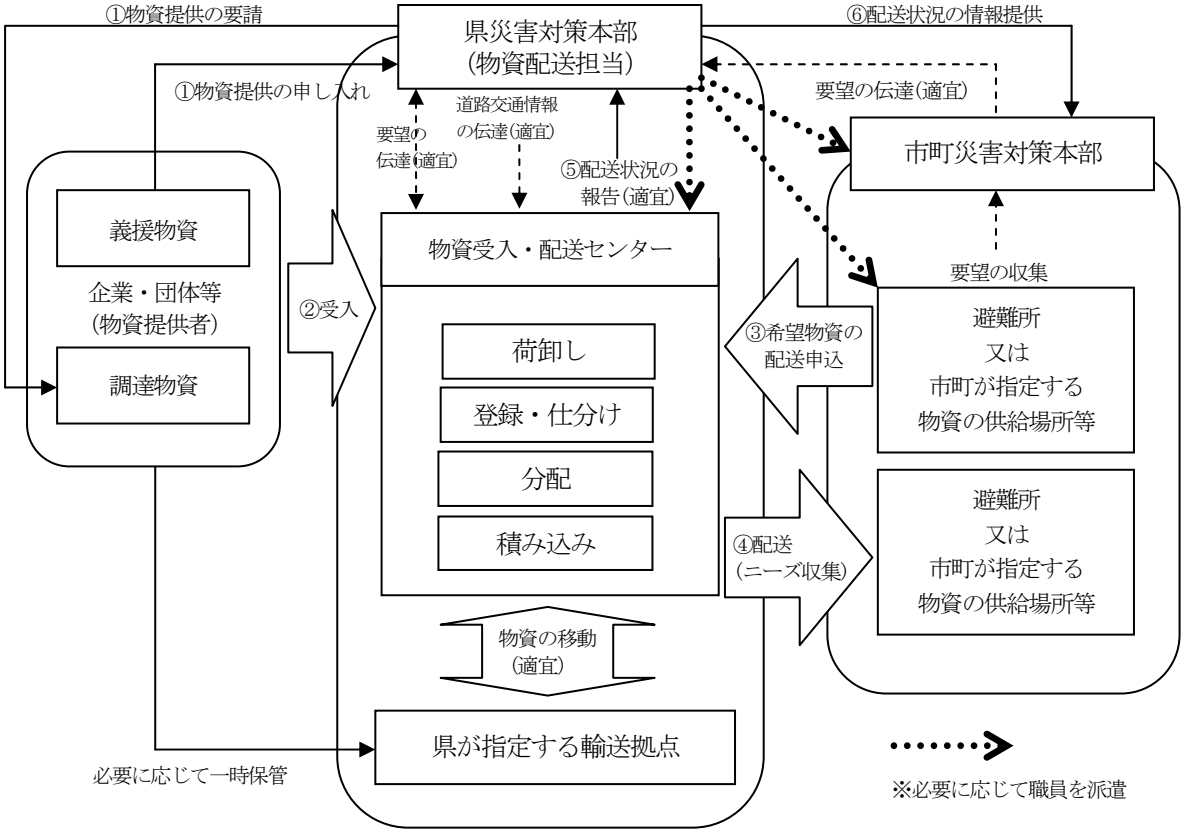

※県は、市町からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受け入れるものとする。

※センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。

※センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。

※ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。

※県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配送にあたっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請するなど、「第３章　第17節　第３項　輸送対策」に定めた輸送手段を活用する。

※供給場所への配送を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。

※センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを市町災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。

※被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

≪県が指定する輸送拠点≫

佐賀県消防学校	佐 賀 市
佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館	
唐津市文化体育館	唐 津 市
佐賀県競馬場	鳥 栖 市
伊万里市国見台公園（伊万里勤労青少年体育センター）	伊万里市
白岩運動公園（白岩体育館）	武 雄 市

第19節　広報、被災者相談計画

風水害時に浸水、土砂災害等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の県民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、市町、防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、被災者等住民からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に十分配慮し、消防機関、自治会、民生委員・児童委員等を活用するよう努める。

第１項　住民への情報提供	防災関係機関、市町、 県（消防防災課、危機管理・広報課、関係各所属）

県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネットポータル会社等の協力を求めて的確な情報を提供できるよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

１　県による災害広報の実施

県は、風水害時において県民に対し、必要な情報を提供することにより人心の安定を図るとともに、救援体制の強化等を図るため、あらかじめ報道機関等との協力体制を確立し、広報活動に万全を期する。

(1)　広報体制

県は、災害時に危機管理・報道監を災害広報責任者として、情報の一元化を図ることとする。

(2)　広報資料の収集

資料収集に当たっては、被災者に十分な配慮を図りつつ、必要に応じて職員を現地に派遣して直接広報資料の収集を行う。

(3)　広報の内容

ア　県民に対する広報

(ｱ)　広域災害情報の提供

県は、広域的かつ大規模な災害に関する県民への広報及び県内外への支援要請の災害広

報を、市町及び防災関係機関等と連携して実施する。その際、以下に示す災害時の時系列に応じた広報ニーズを踏まえ、災害広報を実施する。

a　警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

(a)　雨量、河川水位、潮位等の状況

(b)　浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等

(c)　県民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）

(d)　避難の必要の有無等

b　災害発生直後の広報

(a)　災害発生状況（人的被害、住家の被害等の概括的被害状況）

(b)　道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）

(c)　公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）

(d)　電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

(e)　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(f)　安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）

c　応急復旧活動段階の広報

(a)　被害発生状況（人的被害、住家被害等市町から報告等された被害状況の集計値）

(b)　安否情報（市町ごとの被災者数等）

(c)　食料、飲料水、生活必需品等の供給状況（被災市町・県民への支援内容等）

(d)　その他生活に密着した情報（県による被災者相談窓口の開設等県全域にわたる情報等）

(e)　河川・港湾・道路・橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況

d　外部からの支援の受入れに関する広報

(a)　ボランティア情報（県外からの支援者の受入窓口等に関する情報）

(b)　義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報

e　被災者及び県民等に対する注意・行動喚起情報

大規模な災害時において、特に被災市町が災害広報を的確に実施することが困難な場合、県は、県民に対する注意・行動喚起に関する広報を実施することにより、市町の応急対策活動を支援する。

(a)　災害時に当たっての心得（周辺危険箇所の二次災害への警戒、近隣の被災者救出活動への行動喚起、災害時要援護者に配慮した救援活動の呼びかけ等）

(b)　民心の安定及び社会秩序保持のため県民が取るべき措置等（乗用車の使用自粛、避難時のブレーカー切断、安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけ等）

(c)　防災関係機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望

(d)　被災地への救援物資等の発送に当たっての要望（送り先、内容明示等）

(e)　その他県民等（県外の住民含む）に対する要望事項

(ｲ)　地域災害情報の提供

集中豪雨に伴う浸水や土砂災害など、県は、緊急度・重要度を考慮し、必要に応じて当該被災地の状況に応じた災害広報を実施する。

(ｳ)　安心情報の提供

地域住民の民心の安定を図るため、ダム等の重要施設等については、当該施設等が被災していない場合においても、被災していない旨の安心情報を提供する。

(ｴ)　生活支援情報の提供

当該災害による被害がない場合においても、県民生活に密接に関連する交通機関の運行状況やライフラインの状況等の生活支援情報を提供する。

イ　報道機関に対する広報（プレスリリース）

上記の県民に対する広報内容については、同時に報道機関に対しても投げ込みを行う。ただし、危機管理・報道監が必要と判断した場合は、記者レクによる対応を行う。

(4)　広報の方法

ア　緊急広報

(ｱ)　知事記者会見による広報

災害の規模が激甚な場合等には、人心の安定を図るため、必要に応じて発災直後の緊急メッセージ、被害及び対策の状況等について知事記者会見による広報を実施する。

(ｲ)　放送媒体による広報

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関各社に緊急広報の放送を要請する。

(ｳ)　新聞・通信社等による広報

「災害時における報道要請に関する協定」に基づき、新聞・通信各社に緊急広報の報道を要請する。

イ　一般広報

(ｱ)　県は、保有する以下の広報手段等を活用するほか、防災関係機関と連携することにより、効果的な広報活動を実施する。

a　公用車による広報

b　テレビ、ラジオ等放送媒体による広報

c　広報誌による広報

d　インターネットによる広報

(a)　県ホームページを活用した広報

(b)　フェイスブックやツイッター等を活用した広報

e　携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、エリアメール等）による広報

2　市町による災害広報の実施

市町は、市町が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市町での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1)　広報の内容及び方法

市町の地域内の災害に関する広報については、市町が独自に、あるいは警察を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア　住民に対する広報

(ｱ)　広報内容

a　警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

(a)　雨量、河川水位、潮位等の状況

(b)　浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等

(c)　県民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）

(d)　避難の必要の有無等

b　災害発生直後の広報

(a)　災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）

(b)　災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）

(c)　道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）

(d)　公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）

(e)　電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

(f)　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(g)　安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）

c　応急復旧活動段階の広報

(a)　住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）

(b)　食料、飲料水、生活必需品等の供給状況

(c)　その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）

d　外部からの支援の受入れに関する広報

(a)　ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）

(b)　義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報

e　被災者に対する広報

安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

f　その他の必要事項

災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(ｲ)　広報の方法

市町が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害ＦＭの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）。

なお、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県（消防防災課［総括対策部］）に提供するものとする。

a　市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報

b　広報車による広報（消防広報車を含む）

c　ハンドマイクによる広報

d　テレビ、ラジオ放送による広報

e　広報誌、掲示板による広報

f　インターネット（ホームページ、フェイスブック、ツイッター等）による広報

g　携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、エリアメール等）による広報

イ　報道機関に対する広報

市町広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

3　防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、県、市町及び報道機関に要請して広報を実施する。

(1)　広報の内容

県及び市町の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2)　広報の方法

各防災関係機関は保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。

防災関係機関は、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県（消防防災課［総括対策部］）に提供するものとする。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。

(3)　ラジオを活用したライフライン被害等の災害広報

ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に県民に提供するため、県、市町、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関は連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

【資料編】

○　報道機関一覧

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第２項　被災者相談	防災関係機関、市町、 県（政策監グループ）

県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

県、市町は、必要と認める場合、住民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各関係本部（部）の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

第20節　文教対策計画

学校等は、風水害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第１項　生徒等の安全確保措置	学校等

１　臨時休業等の措置

学校等は、風水害の発生時または発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

２　登下校での措置

学校等は、風水害の発生または発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

３　応急救助及び手当の措置を行う。

第２項　学校施設の応急復旧	学校等、市町(教育委員会)、国立・私立の学校等の設置者等、 県（教育支援課）

１　被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、風水害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、市町に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を、市町に対し連絡する。連絡を受けた市町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

２　応急復旧

県、市町は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

第３項　応急教育の実施	学校等、市町(教育委員会)、国立・私立の学校等の設置者等、県（こども未来課、教育政策課、教職員課、学校教育課、体育保健課、教育支援課）

学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、風水害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

１　応急教育の実施場所

第１順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第２順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第３順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第４順位	応急仮校舎の建設

２　応急教育の方法

(1)　生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

(2)　教職員を動員し、授業再開に努める。

(3)　応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

(4)　生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

(5)　生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

３　教職員の確保

県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、風水害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

４　学用品の調達、給与

(1)　教科書

ア　県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ　災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含

む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2)　教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

≪支給の対象となる学用品≫

ア　教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

イ　文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ　通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5　給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市町、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6　保健衛生の確保

学校等は、県、市町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第４項　被災生徒等への支援	県（教育支援課）

1　授業料等の減免

県は、風水害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

２　育英資金の貸付

県は風水害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

第５項　避難所となる場合の対応	公立の学校等

公立の学校等は、市町から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、

体育館　⇒　特別教室　⇒　普通教室

の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第21節　公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

風水害により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市町及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう、速やかに応急復旧を実施する。

砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第１項　道路、橋梁	各道路管理者

１　被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、風水害により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び県、市町に対し、この旨連絡する。

２　応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第２項　河川、海岸等	河川管理者、海岸管理者、下水道管理者及び施行者

１　被害状況の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施行者は、風水害により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

２　応急復旧

河川管理者又は海岸管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第３項　砂防施設等	砂防施設等の管理者、市町、 県（河川砂防課）

１　被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、風水害により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2　応急措置

県、市町は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第４項　治山施設等	治山施設等の管理者

1　被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、風水害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2　応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第５項　港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（農山漁村課、港湾課）

1　被害状況の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2　応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう、迅速に応急復旧を実施する。

第６項　農地農業用施設	市町、農業用用排水施設管理者

１　被害状況の把握、連絡

市町、農業用用排水施設管理者は、風水害により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市町に対し、この結果を連絡する。

２　応急措置

市町、農業用用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第７項　空港施設	県（佐賀空港事務所）

１　被害状況の把握、連絡

空港施設管理者は、高潮などの風水害により、空港施設に被害が発生したおそれがある場合は、速やかに施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、管制官に対し、この結果を連絡する。

２　応急措置

空港施設管理者は、施設が被災した場合は、二次災害に留意しつつ、空港機能が確保されるよう速やかに応急復旧を行う。

第22節　ライフライン等公益施設の応急復旧計画

風水害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

国、県及び市町と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

第１項　水道施設	水道事業者等

水道事業者及び水道用水供給事業者は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

また、県、市町及び住民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第２項　下水道施設	下水道事業者

下水道管理者は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。

第３項　工業用水道施設	工業用水道事業者

工業用水道事業者は、風水害により施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、市町、利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じつつ、施設の迅速な応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

県、市町及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第４項　電力施設	九州電力株式会社佐賀支社

九州電力株式会社は、風水害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1　対策組織の設置等

本店、支店及び営業所等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

災害対策が円滑、適切に行われるよう、県、市町の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し協調を図る。

(1)　災害に関する情報の提供及び収集

(2)　災害応急対策及び災害復旧対策

2　災害応急対策

(1)　情報の収集、連絡

風水害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速、的確に把握することに努め、県、市町等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2)　広報

風水害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3)　危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、風水害時においても原則として、供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4)　応急工事

電力施設の応急復旧工事については，恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5)　復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は，原則として，あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

(6)　ダムの管理

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具観測、警報施設の点検整備を行う。

ダム放流については、ダム操作規程又はダム管理規程に基づいて、下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して、放流を行う。その際、必要に応じ、河川パトロールなども実施する。

このダム放流を行う前には、関係官庁、県、市町等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、警鐘スピーカー等により警告する。

(7)　協力要請

ア　他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ　県、市町等

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員しても、なお応援が必要と判断される場合は、県、市町等に対し、次の協力要請を行う。

(ｱ)　県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求

(ｲ)　県、市町に対し、広報の協力要請

(ｳ)　県、市町に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請

(ｴ)　その他県、市町等との事前協議に基づく協力の要請

【資料編】

○　九州電力営業所の所在地及び担当区域

○　電力設備の所在地及び送電系統図

第５項　電話施設	西日本電信電話株式会社佐賀支店、 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

西日本電信電話株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

１　対策組織の設置等

佐賀支店等は、情勢に応じ、受持区域内に非常態勢を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

２　災害応急対策

(1)　情報の収集、連絡

風水害が発生した場合は、電気通信設備等の被害状況、その他情報等を収集することに努め、県、市町等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2)　広報

風水害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消のため、通信の疎通及び利用制限の措置状況、電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接被災地へ周知する。

(3)　応急工事

電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急復旧計画を作成し、この計画に基づき、迅速、適切に実施する。

(4)　災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達若しくは資材部門等に要求する。

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等の確保が困難と思われる場合は、県、市町に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5)　応援、協力要請

ア　グループ会社等

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社等に対し、この旨連絡するとともに、災害対策に必要な要員、資機材、車両等について、協力を要請する。

イ　防災関係機関

必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

(ｱ)　要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）

(ｲ)　資材及び物資対策（県、市町に対する燃料、食糧等の特別配給の要請）

(ｳ)　交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第６項　ガス施設	都市ガス事業者、液化石油ガス事業者

1　都市ガス

(1)　対策本部の設置等

都市ガス事業者は、風水害時に、必要に応じ、対策本部を設置する。

(2)　情報連絡及び広報活動

都市ガス事業者は、次の情報連絡及び広報活動を行う。

ア　消防機関、県警察、県、市町等各防災関係機関との相互の情報連絡方法の確保

イ　風水害に伴うガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動

ウ　風水害時に、ガスの供給を継続する地区の需要家に対して、必要に応じて保安確保のための広報活動

(3)　施設の応急復旧

都市ガス事業者は、風水害によりガス施設が被災した場合又はガス供給の停止が発生した場合は、要員及び資機材を確保し、速やかに施設の復旧を行う。

(4)　二次災害の防止

都市ガス事業者は、ガス工作物の被害による二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を速やかに停止する。

(5)　応援要請

都市ガス事業者は、広範囲にわたり供給停止が発生した場合は、社団法人日本ガス協会地方部会へ救援要請する。

2　液化石油ガス（ＬＰガス）

(1)　被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生した時は、災害の発生防止のため、あらか

じめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

(2) 施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

(3) 二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合は、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講じるとともに、復旧に努める。

(4) 応援要請

液化石油ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第７項　鉄道施設	鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社九州支社、甘木鉄道株式会社、 松浦鉄道株式会社）

風水害時において、鉄道事業者は、被害を最小限に止どめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

1　風水害時の列車の運転規制
2　風水害時の代替輸送方法
3　災害対策本部の設置
4　連絡通報
5　応急措置（案内広報など）
6　施設の応急復旧

第８項　放送施設	放送事業者（日本放送協会佐賀放送局、株式会社サガテレビ、 長崎放送株式会社ＮＢＣラジオ佐賀局、 株式会社エフエム佐賀）

風水害により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

1　放送機等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。

２　放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設する。

第23節　災害対策用機材、復旧資材等の調達

第１項　災害対策用機材、復旧資材等の調達	防災関係機関、市町、 県（県土づくり本部企画・経営グループ、建設・技術課、下水道課、河川砂防課、道路課）

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

１　災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市町は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あっせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市町からあっせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あっせんを要請するものとする。

２　復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等の協定一覧

第24節　福祉サービスの提供計画

風水害時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないよう、県、市町は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第１項　対象者の状況の把握	市町

１　高齢者、障がい者

市町は、風水害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、あらかじめ状況を把握している台帳又は災害時要援護者避難支援プラン等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

２　要保護児童

市町は、風水害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

(1)　児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。

(2)　住民基本台帳による犠牲者の確認、風水害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第２項　高齢者及び障がい者対策	市町、 県（地域福祉課、長寿社会課、障害福祉課、職員課）

１　緊急保護

県及び市町は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

２　在宅サービス体制

県及び市町は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

３　応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、こ

れによっても不足する場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づき、応援を要請する。

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定

第３項　要援護者対策	市町

風水害の発生に際しては、この風水害を契機に新たに要援護者、要保護者となる者が発生することから、これら要援護者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市町は、以下の点に留意しながら、要援護者、要保護者対策を行う。

１　要援護者、要保護者を発見した場合には、当該要援護者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

(1)　避難所へ移動すること。

(2)　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

(3)　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

２　要援護者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災１週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、全ての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

第４項　児童対策	市町、 県（こども未来課、母子保健福祉課、障害福祉課）

１　保護等

県、市町は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

２　メンタルヘルス対策

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

３　児童の保護等のための情報伝達

市町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協

力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第25節　ボランティアの活動対策計画

風水害時に、多くのボランティアの申出がある場合は、県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第１項　受入れ体制の整備	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（男女参画・県民協働課、地域福祉課）

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

県・市町災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市町センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市町災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

第２項　ニーズの把握、情報提供	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県(消防防災課、男女参画・県民協働課、地域福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際交流課、建設・技術課、まちづくり推進課、建築住宅課、河川砂防課)

現地本部は、市町及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

市町は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県は、県本部等関係機関と連携・協力し、災害ボランティアの受入窓口に関する情報提供など現地本部の後方支援を行うとともに、専門的な知識・技術等を有するボランティアを育成、登録している団体等に対し、必要に応じて被災地市町への支援を要請する。

≪現地本部及び県本部の業務（例示）≫

1　災害及び被災状況の情報収集
2　ボランティアニーズの把握
3　ボランティアの受付、登録
4　ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
5　ボランティアの派遣・撤収の指示
6　ボランティア活動の記録
7　現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達
8　関係機関との連絡調整

第３項　支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、地域福祉課、長寿社会課､障害福祉課、国際交流課、建設・技術課、まちづくり推進課、建築住宅課、河川砂防課）

市町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、活動環境について配慮する。

第26節　外国人対策

第１項　外国人対策	市町、 県（国際交流課）

１　救護

市町は、風水害時に、必要と認める場合は、外国語が話せるボランティアの協力を得ながら、外国人について安否確認、避難誘導、救助活動を行う。

２　生活支援

(1)　情報提供

県及び市町は、必要に応じ報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

(2)　避難所における相談体制の整備

市町は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティアの協力を得ながら、相談体制を整備する。

３　応援

県は、被災市町からの要請等に応じ、外国語が話せる者を確保するため、県内の他市町、他県に対し、関係職員等の派遣を要請する。

第27節　帰宅困難者対策

第１項　帰宅困難者対策	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、県（消防防災課、商工課、観光課、空港・交通課）

県、市町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第28節　義援物資、義援金対策計画

風水害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、市町、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付けし、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第１項　義援物資	市町、 県（危機管理・広報課、地域福祉課、農林水産商工本部企画・経営グループ、流通課、商工課、道路課）

県及び市町は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

１　受入れの基本方針

(1)　企業・団体等からの大口受入れを基本とし、個人からの物資は原則として受け取らない（個人には、義援金としての支援に理解を求める）。

(2)　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。

(3)　物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。

(4)　可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

２　受入の広報

県及び市町は、円滑な物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

(1)　受付窓口

(2)　受入を希望する義援物資と受入を希望しない義援物資のリスト
（時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める）

(3)　送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）

(4)　個人からは、原則義援金として受付

(5)　一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

３　供給方法

「第３章　第18節　第４項　物資の配送計画」による。

第２項　義援金	市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会、 県（地域福祉課）

１　受付け

県及び市町は、必要に応じて義援金の受付に関する窓口を設ける。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。

佐賀県共同募金会は、義援金の受付体制を整備する。

２　受入れ、保管、配分

市町は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。

県は、県に寄せられた義援金を佐賀県共同募金会に預託する。

日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受け入れ、適切に保管する。

県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は義援金の受入額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定する。なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、１次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため１か月以内を目途に決定することとする。

市町は、自ら直接受け入れた義援金及び日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

第29節　災害救助法の適用

第１項　救助の本質

１　災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。

２　災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

３　国の責任において行われ、県・市町、日本赤十字社その他の団体及び県民の協力の下に行われる。

第２項　実施主体	市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（消防防災課）

１　知事は、災害救助法による救助を実施し、市町長はこれを補助する。
　ただし、救助に関する職権の一部を市町長に委任したときは、市町長が救助を実施する。

２　日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

【資料編】
　○　県と日本赤十字社との協定

第３項　適用基準	県（消防防災課）

　災害救助法による救助は、市町単位の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市町ごとに行う。

１　市町における住家の被害が、次表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数Ａに達したとき。

２　被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が１，０００世帯以上であって、市町の被害世帯数が当該市町の人口に応じ、次表の左欄の被害世帯数Ｂに達したとき。

市　町　の　人　口	被害世帯数 A	被害世帯数 B
5，000人未満	30世帯	15世帯
5，000人以上　15，000未満	40世帯	20世帯
15，000人以上　30，000未満	50世帯	25世帯
30，000人以上　50，000未満	60世帯	30世帯
50，000人以上　100，000未満	80世帯	40世帯
100，000人以上　300，000未満	100世帯	50世帯
300，000人以上	150世帯	75世帯

注）　被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の1／2世帯、床上浸水の場合は1／3世帯として換算する。

3　被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5，000世帯以上であって、市町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

4　市町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(1)　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(2)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたとき。

【資料編】

○　災害救助法による市町別適用基準表

第4項　被災世帯の算定基準	市町、 県（消防防災課）

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、県、市町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

1　住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

2　世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態

が別々であれば２世帯となる。

３　死者

当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

４　行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

５　負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

うち、重傷は１か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は１か月未満で治ゆできる見込みのものをいう。

６　全焼、全壊、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。

７　半焼、半壊

住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積が２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。

８　床上浸水

上記６及び７に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

９　床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10　一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

第５項　救助の種類	市町、 県（消防防災課）

救　　助　　の　　種　　類	実　施　主　体
1　避難所、応急仮設住宅の供与	知事、市町長
2　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長
3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長
4　医療及び助産	知事、市町長
5　災害にかかった者の救出	知事、市町長
6　災害にかかった住宅の応急修理	知事、市町長
7　学用品の給与	知事、市町長
8　埋葬	知事、市町長
9　死体の捜索及び処理	知事、市町長
10　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去	知事、市町長

第30節　行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬

風水害時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察及び海上保安部による検視のほか、市町は的確に捜索を行い、市町は処理収容、火葬を実施する。

第１項　捜索	市町、消防機関、海上保安部、県警察、 県（消防防災課）

市町及び消防機関は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第２項　処理収容	市町、消防機関、県警察、海上保安部

１　検視、身元確認

市町及び消防機関は、被災現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

県警察は、市町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市町に対し、遺体の引渡しを行う。

海上保安部は、市町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら海上において遺体を発見した場合は、必要に応じ、県警察と連携し、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市町に対し、遺体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

また、県警察又は海上保安部は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

２　遺体の収容

市町は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設けるものとする。

市町は、県警察又は海上保安部から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

市町は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

３　遺体の処理

市町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は医

療救護班による遺体の検案を実施する。

４　遺族等への遺体引渡し

市町は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第３項　火葬	市町、 県（生活衛生課）

市町は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

市町は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、市町からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、市町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、県及び市町は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

【資料編】

○　火葬場の現況

○　災害救助法による実施基準

第31節　廃棄物の処理計画

風水害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市町は、迅速かつ適切に収集処理を行うとともに、必要に応じ、廃棄物処理施設の応急復旧を実施する。

第１項　役割	市町、県民、事業者、 県（循環型社会推進課）

１　市町

(1)　事前に風水害時の災害廃棄物処理計画を策定する。

【風水害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容】

①　被災地域の予測

②　風水害廃棄物発生予測量

③　仮置場の確保と配置計画・運営計画

④　仮設トイレ調達、設置、運営計画

⑤　排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順

⑥　市町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制

⑦　仮置場での破砕・分別体制

⑧　収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策

⑨　収集運搬車輌とルート計画

⑩　災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）

⑪　住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2)　収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損個所等の措置を行う。

(3)　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。

(4)　予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。

(5)　必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。

(6)　必要に応じ、仮設トイレを設置する。

２　県

(1)　市町の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。

(2)　市町から要請があった場合、又は被災市町の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を被災市町の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等のあっせん又は紹介をする。

(3)　県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

3　住民、事業者

(1)　災害廃棄物を適正に分別し、排出する。

(2)　不必要に廃棄物を排出しない。

【資料編】

○　廃棄物処理施設整備状況

○　廃棄物収集運搬機材の整備状況

第２項　し尿の処理	市町、 県（循環型社会推進課）

1　仮設トイレの調達、設置、撤去

市町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

≪仮設トイレの調達≫

(1)　市町

市町は、予め、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

(2)　県

県は、予め、供給可能な業者及び個数を広域的に把握する。

市町から要請があった場合、「災害時における仮設トイレの調達に関する協定」に基づく要請を行うなど、調達及びあっせんに努める。

それでもなお対応が困難な場合は、国及び他都道府県に支援を要請する。

2　処理の方法

(1)　市町

ア　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

イ　予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。

ウ　水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取りを行う。

エ　収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

オ　必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。

カ　必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

(2)　県

ア　市町の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ　被災地域の市町から災害し尿等の収集運搬について協力要請があったとき、または必要に応じ、「無償団体救援協定（災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）」に基づき、佐賀県環境整備事業協同組合に支援協力を要請する。

ウ　被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第３項　ごみの処理	市町、被災者等、 県（循環型社会推進課）

１　市町

市町は、予め策定した風水害時の災害廃棄物処理計画に基づき、一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみ及び大量に発生するがれきについて、ごみ処理実施方針を立て、収集運搬及び処分を行う。

収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、仮置き場にごみを搬入する。

(1)　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

(2)　市町は、事前に策定した風水害時の一般廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針を立てる。

(3)　道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

(4)　廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。

(5)　仮置き場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。

(6)　建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。

(7)　災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）等の規定に従い、適正な処理を図る。

(8)　有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置き場での環境汚染を防止する。

(9)　必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。

(10)　必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。

(11)　最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

２　県

(1)　県は、必要に応じ、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づき社団法人佐賀県産業廃棄物協会に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

(2)　県は、被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第32節　防疫計画

第１項　防疫計画	市町、 県（健康増進課、薬務課、生活衛生課）

風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号、以下「感染症法」という。）に基づき、県及び市町は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

１　防疫活動

県、市町は、次の防疫活動を行う。

(1)　防疫組織の設置

市町は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2)　疫学調査及び健康診断等の実施

ア　疫学調査

県は、風水害の規模に応じ、市町、地区衛生組織、地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

イ　健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第１７条第１項の規定により健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ　感染症患者に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第１９条の規定により入院の勧告又は措置を行う。

この場合、この場合、県は入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送する。

(3)　清潔の保持

市町は、感染症の発生予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市町は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4)　消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第２７条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理者等に対し、消毒を命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市町に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第１４条の規定により行う。

(5)　ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき地域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は当該区域を管轄する市町に対し駆除の指示を

行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第１５条の規定により行う。

(6)　避難所における防疫指導

市町は、県の指導のもとに、衛生薬業センター等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7)　臨時予防接種

県は、感染症の発生予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市町に実施させる。

(8)　生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第３１条第１項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活用水管理者に対し、期間を定めてその使用又は供給を制限、又は禁止する。

その場合、市町は、感染症法第３１条第２項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は１人１日当り約２０リットルを標準とする。ただし、大規模な風水害等のため、標準量の供給が困難な場合は、３～５リットル程度とする。

2　情報の収集、報告及び広報

市町は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。また、県は、市町から報告のあった情報を、国に対し、報告する。

さらに、県は、各種感染症に関する情報を収集し、住民に対し、広報する。

3　支援措置、応援

県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

(1)　市町に対し、応援のための職員を派遣する。

(2)　市町に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。

(3)　上記の措置を講じてもまだ不足する場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4　防疫用薬剤の確保

市町は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市町から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。

【資料編】

○　防疫用資器材保有状況

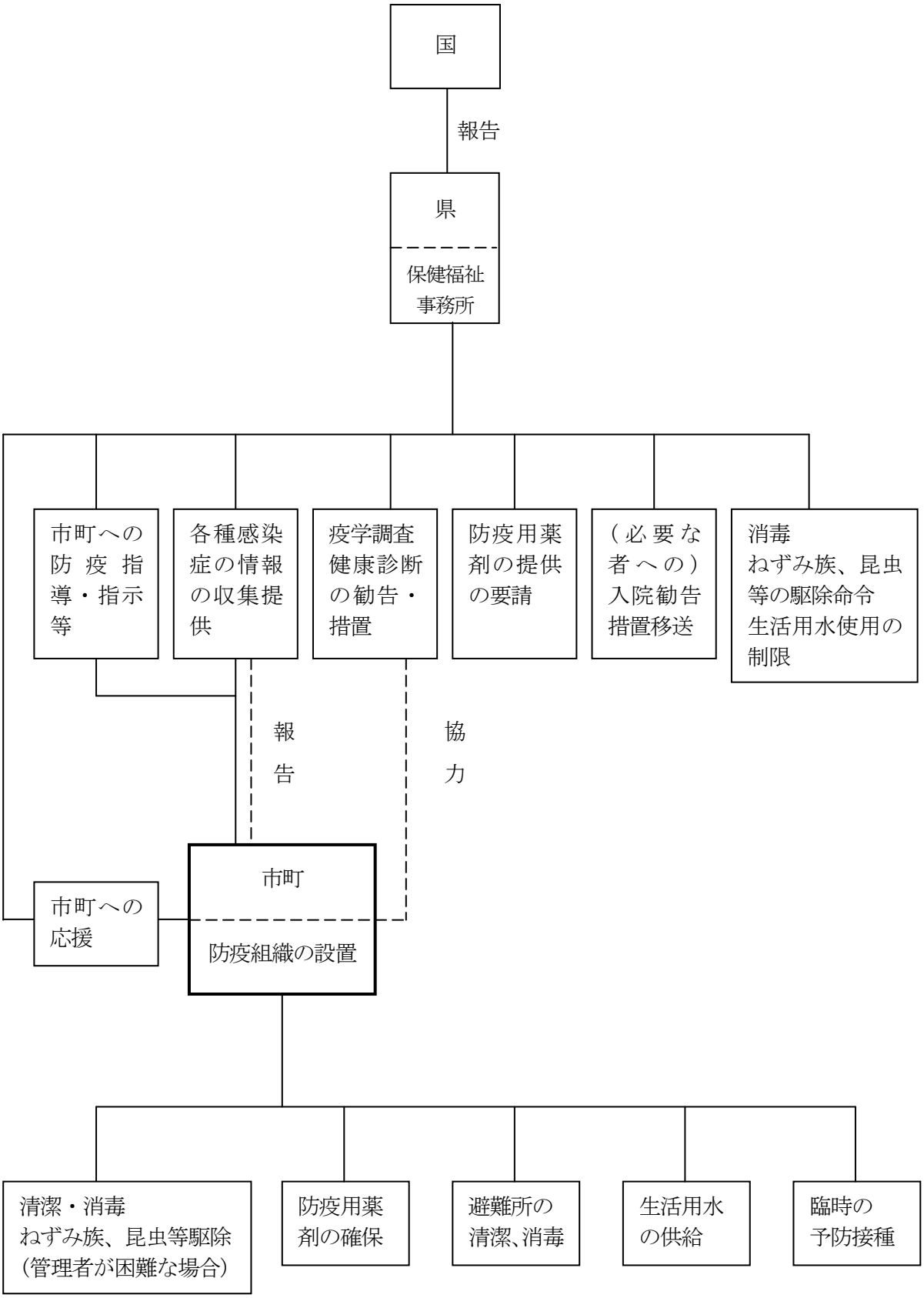
国
報告
県
保健福祉事務所
市町への防疫指導・指示等
各種感染症の情報の収集提供
疫学調査健康診断の勧告・措置
防疫用薬剤の提供の要請
（必要な者への）入院勧告措置移送
消毒
ねずみ族、昆虫等の駆除命令
生活用水使用の制限
報告
協力
市町への応援
市町
防疫組織の設置
清潔・消毒
ねずみ族、昆虫等駆除
(管理者が困難な場合)
防疫用薬剤の確保
避難所の清潔、消毒
生活用水の供給
臨時の予防接種

第33節　保健衛生計画

風水害時において、県及び市町は、被災者の健康保持や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、相互に連携し、適切な保健衛生活動を実施する。

第１項　被災者等の健康管理	市町、 県（地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、職員課）

県及び市町は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

特に、高齢者、障がい者及び子ども等の災害時援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。

なお、県は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づき、応援を要請するとともに、さらに、厚生労働省に対し、保健師等の派遣を要請する。

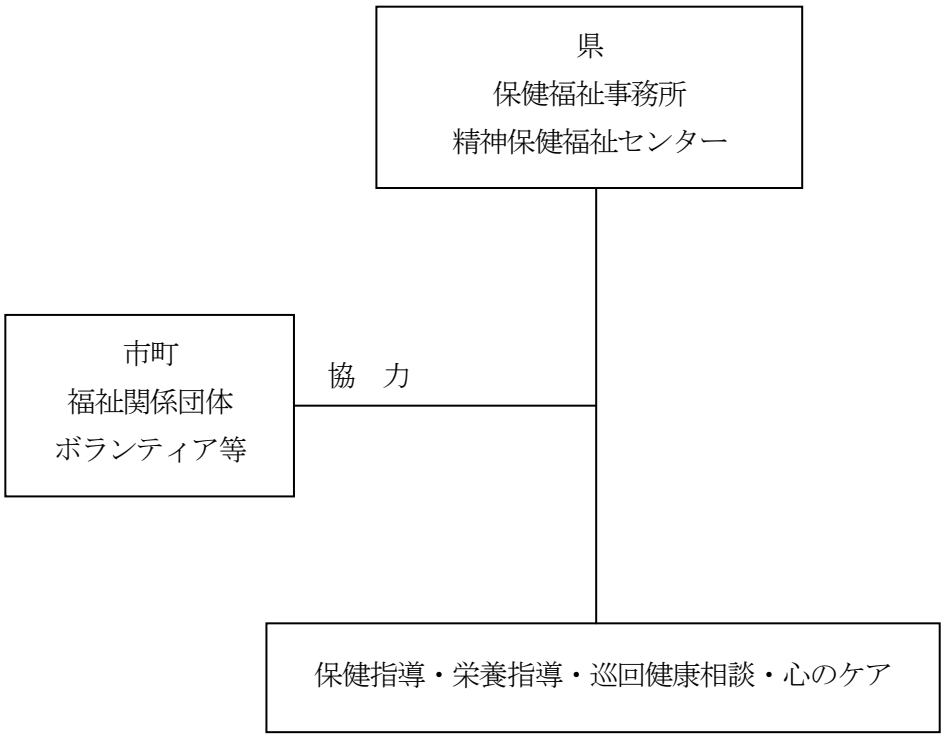

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定

第２項　食品衛生管理	県（生活衛生課）

県は、食品衛生の保持のため、食品の流通拠点や避難所等に、食品衛生監視員を派遣し、必要な指導を行う。

県は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、必要に応じ、改善を指導するとともに、県食品衛生協会の協力を得て、各種相談に応じる。

第34節　病害虫防除、動物の管理等計画

第１項　病害虫防除	市町、農業協同組合等、 県（園芸課）

県、市町は、風水害時における病害虫のまん延を防止するため、農業協同組合等の協力を得て、被災農家に対し、必要な防除対策を講じるよう指導する。

１　既設防除器具の活用

２　集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病害虫については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

３　防除薬剤の確保

防除薬剤は、農業協同組合等が農薬卸売業者から調達を図るものとするが、不足する場合には、県、市町は、農業協同組合等関係機関と連携のうえ、その調達のあっせんに努める。

【資料編】

○　植物病害虫防除器具保有状況

第２項　家畜の管理、飼料の確保	市町、 県（畜産課）

１　避難対策

市町は、風水害が発生し、畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市町は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

２　防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両（動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

(1)　健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

(2)　畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

(3)　家畜伝染性疾病の予防注射

風水害により発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

3　管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

4　飼料の確保

県は、風水害により飼料の確保が困難となり、市町から要請があった場合は、国に対し、国が備蓄する備蓄用飼料穀物の売渡しを要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。

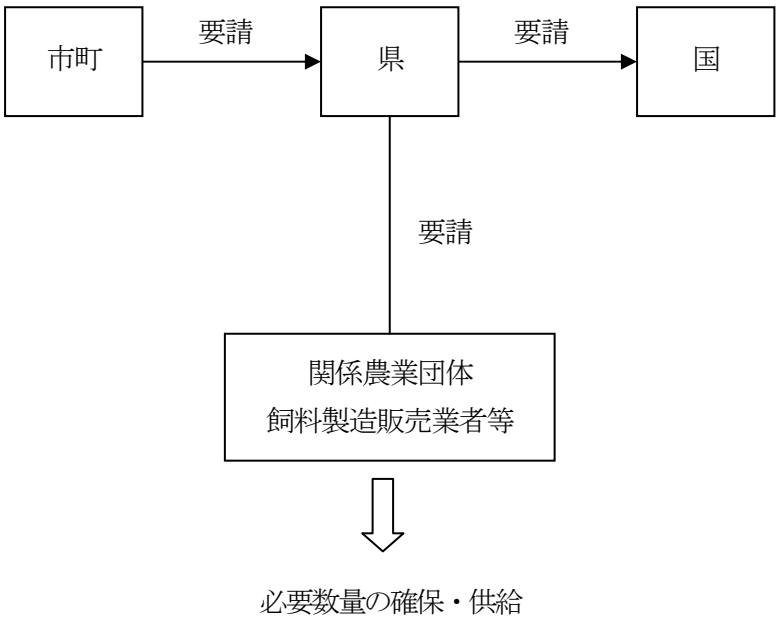

【資料編】

○　家畜防疫員一覧

○　家畜診療獣医師一覧

第３項　ペット等の保護等	市町、 県（生活衛生課）

県及び市町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

第35節　危険物等の保安計画

第１　火薬類	火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）、九州産業保安監督部、県警察、 海上保安部、 県（消防防災課）

１　被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、風水害により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　施設の応急措置

火薬類事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

３　その他の応急措置

県警察及び海上保安部は、市町から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を市町に通知する。

県警察及び海上保安部は、県及び市町と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

(1)　被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。

(2)　火薬類荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

(3)　港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。

(4)　被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

４　応援要請

火薬類事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第２　高圧ガス	高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）、九州産業保安監督部、県警察、海上保安部、 県（消防防災課）

１　被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　施設の応急措置

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

３　その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

４　応援要請

高圧ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第３　石油類及び化学製品類	石油類及び化学製品類の関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等（以下「危険物施設の管理者等」という。）、消防機関、県警察、海上保安部

１　被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、風水害により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

(1)　危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
(2)　危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
(3)　危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
(4)　異常が認められた施設の応急措置

3　その他の応急措置

市町又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4　応援要請

危険物施設の管理者等は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第4　放射性物質	放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射線同位元素等の使用者等」という。）

放射線同位元素等の使用者等は、風水害により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

1　発見した場合は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報する。
2　施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
3　汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
4　放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
5　放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
6　その他必要な防止措置を講じる。

第5　毒物・劇物	毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物取扱者等」という）、消防機関、県警察、県（薬務課）

毒物・劇物施設が風水害により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

1　毒物・劇物取扱者等は、ただちに県、保健福祉事務所、県警察、消防機関に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

2　県、県警察、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。

(1)　情報収集、被害区域の拡大防止措置
(2)　警戒区域の設定
(3)　市町・住民に対する周知
(4)　被災者の避難誘導、救出・救護
(5)　原因の特定・原因者に対する指導

第36節　石油等の大量流出の防除対策計画

第１項　石油等の大量流出の防除対策	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、 県（消防防災課、有明海再生・自然環境課、循環型社会推進課、水産課、農山漁村課、河川砂防課、港湾課）

風水害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

１　通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1)　通報連絡の系統

ア　内水面への流出の場合

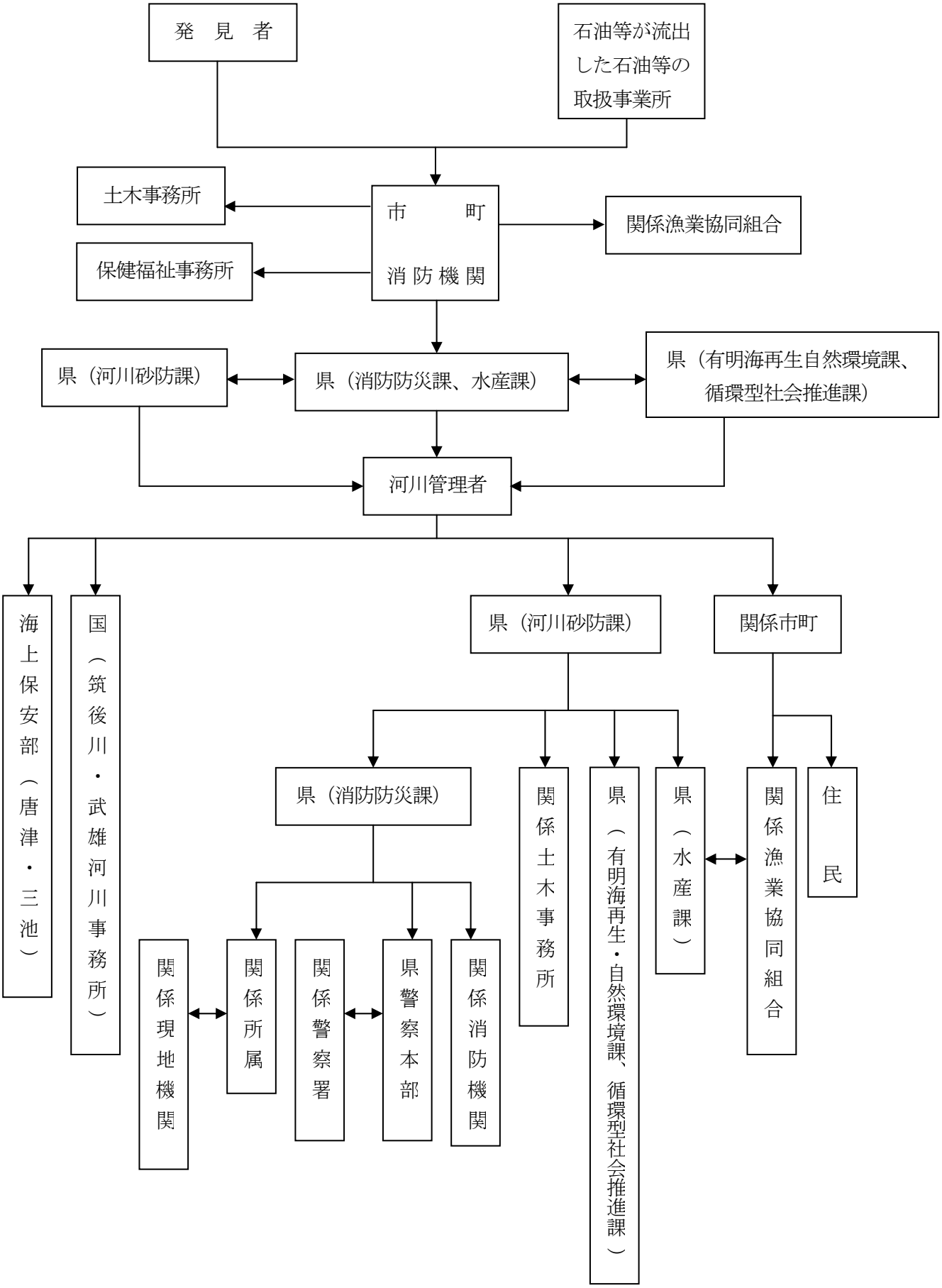

イ　海域への流出の場合

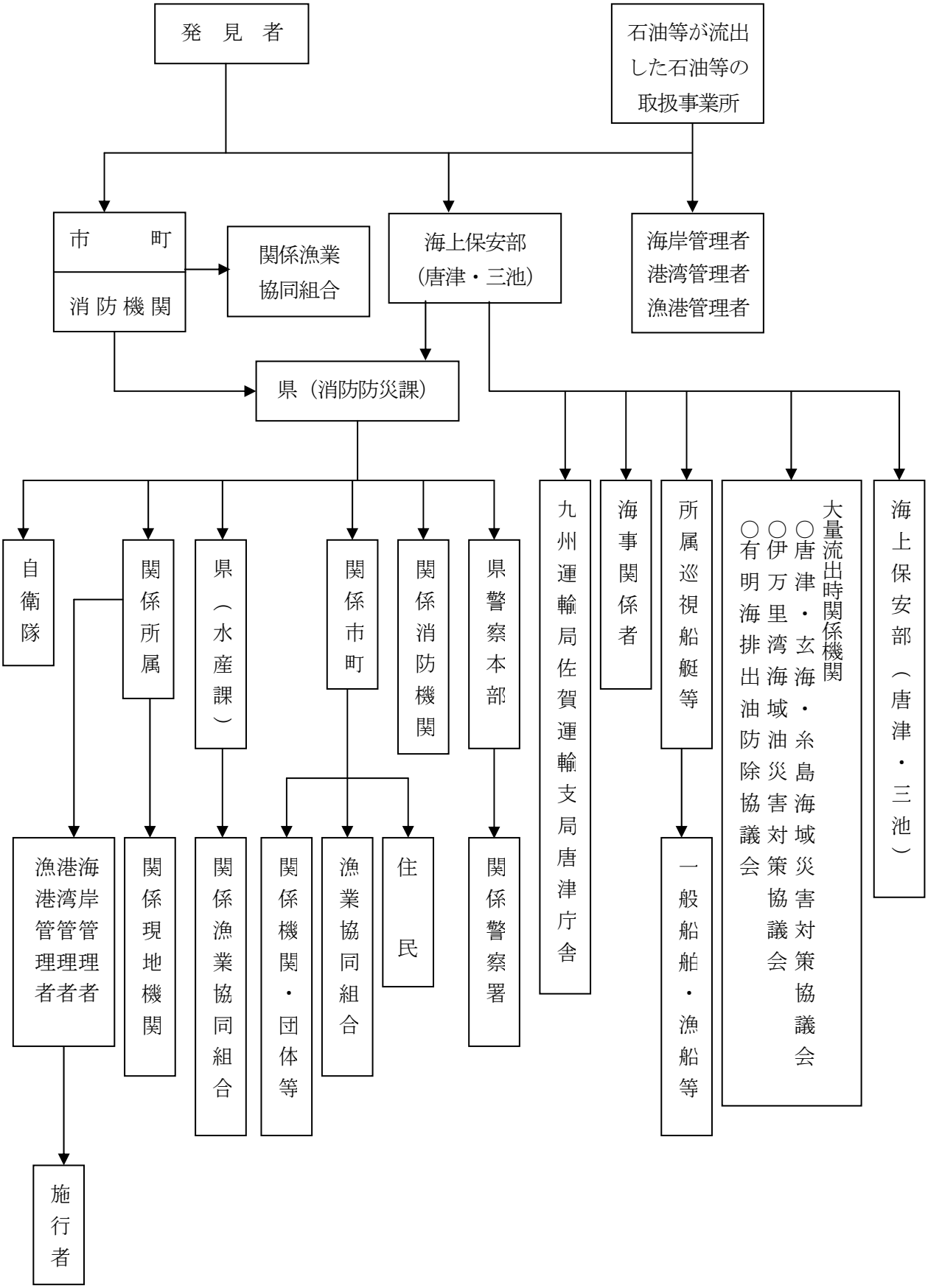
発　見　者
石油等が流出した石油等の取扱事業所
市　　町
消防機関
関係漁業協同組合
海上保安部（唐津・三池）
海岸管理者
港湾管理者
漁港管理者
県（消防防災課）
自衛隊
関係所属
県（水産課）
関係市町
関係消防機関
県警察本部
九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎
海事関係者
所属巡視船艇等
大量流出時関係機関
○唐津・玄海・糸島海域災害対策協議会
○伊万里湾海域油災害対策協議会
○有明海排出油防除協議会
海上保安部（唐津・三池）
漁港管理者
海港管理者
湾岸管理者
関係現地機関
関係漁業協同組合
関係機関・団体等
漁業協同組合
住民
関係警察署
一般船舶・漁船等
施行者

(2)　通報連絡の内容

ア　石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量

イ　発生日時及び場所

ウ　石油等の流出の概要

エ　気象、海象の状況

オ　流出石油等の状況

カ　今後予想される災害

キ　その他必要な事項

(3)　住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市町、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2　応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1)　石油等の取扱事業所の応急対策

ア　河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡

イ　オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散

ウ　石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え

エ　事業所の従業員等の救助

オ　火災等二次災害発生の防止

(2)　防災関係機関の応急対策

ア　災害対策連絡調整本部等の設置

(ｱ)　海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。

≪構成≫

海上保安部、県、県警察、沿岸市町、沿岸消防機関、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐することとする。

≪設置場所≫

海上保安部庁舎又は海上災害現場に近い適当な場所

≪役割≫

ａ　災害情報の交換、収集及び解析

b　総合的な応急対策の策定及び調整

c　関係機関等に対する協力要請

(ｲ)　河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

a　筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会

b　六角川・松浦川水系水質保全対策協議会

c　唐津・東松浦地区等環境保全対策協議会

d　伊万里・有田地区環境整備保全対策協議会

e　鹿島・藤津地区水質保全対策協議会

イ　主な応急対策

(ｱ)　石油等の取扱事業所の従業員等の救助

(ｲ)　流出石油等の拡散防止

(ｳ)　消火対策等

(ｴ)　漂着石油等の処理

(ｵ)　流出石油等の防除資機材の調達

【資料編】

○　油火災・流出用資機材保有状況

第37節　応急金融対策

第１項　応急金融対策	佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店（日本銀行佐賀事務所）

風水害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災関係機関は、万全の措置を講じる。

１　通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

(1)　通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2)　輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3)　金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

２　非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

(1)　非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。

ア　預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ　被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ　被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ　損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。

オ　必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

カ　証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

(2)　各種金融措置等に関する広報

上記１(3)及び２(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力

して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第38節　孤立地域対策活動

第１項　孤立地域対策活動	防災関係機関、市町、 県（消防防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課）

風水害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県及び市町は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

１　被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

県及び市町等各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

２　緊急物資等の輸送

陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、県及び市町は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。

３　道路の応急復旧による生活の確保

県及び市町は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第39節　生活再建対策

第１項　被災者生活再建支援金	国、市町、 県（消防防災課）

県は、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

第40節　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

第１項　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	防災関係機関、市町、 県（消防防災課、関係各所属）

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

風水害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。但し、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、市町及びその他の各防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

風水害対策に係る県災害対策本部における災害応急対策の着手時期

気象警報等の発表中

【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】

◇災害情報連絡室の設置
◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動
◇気象情報等の広報
◇避難準備（要援護者避難）情報の発令、災害時要援護者の避難開始
◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保

【避難判断水位（特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】

◇警報等の情報の伝達
◇避難勧告・避難指示の発令、避難開始
◇避難勧告等の広報

発災（大規模風水害）

災害発生～24時間（初期）

【人命優先に活動する時期】

◇防災活動体制の確立（職員の参集、災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料確保）
◇災害情報の収集・連絡
◇人命救助活動、警備活動
◇自衛隊の出動準備要請、派遣要請、連絡調整
◇医療機関における医療活動の確保、　救護所の設置
◇輸送ルートの確保、応急対策に必要な人員及び物資の緊急輸送
◇被害情報・避難所情報など住民への情報提供、知事等の緊急メッセージ発出
◇帰宅困難者対策、外国人対策
◇国への被害状況報告
◇水防活動と二次災害防止活動
◇行方不明者の捜索

災害発生～72時間（中期・終息期）

【被災者支援を開始する時期】

◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備
◇応援要請（緊急消防援助隊の派遣要請、国の機関等への応援要請、警察の広域緊急援助隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の応援要請）
◇医療活動（医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）含む。）の編成・派遣、ＤＭＡＴの派遣要請、人工透析受療の確保、 医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧）
◇避難所へ仮設トイレ設置・し尿処理
◇被災者相談窓口の設置
◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の調達供給
◇災害対策用機材・復旧資材等の調達
◇孤立地域対策（通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送）
◇ボランティアセンターの設置
◇災害救助法の適用
◇義援物資・義援金の受付窓口の設置、希望物資の情報提供

風水害の終息

終息後～72時間

【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】

◇公共施設等の点検・応急復旧
◇被災者等の健康管理、食品衛生管理
◇孤立地域の道路等の応急復旧
◇災害救助法の適用
◇義援金の受入・義援物資の受入、仕分け、配分
◇ボランティアの受入
◇学校施設の応急復旧、応急教育の実施

終息後～1週間

【被災者の生活再建に向けた対策を本格化する時期】

◇公営住宅等の提供、被災住宅の応急修理
◇被災者の心のケア
◇医療、住宅、融資等の相談窓口の確立
◇被災生徒へ授業料免除等への支援
◇災害廃棄物（ガレキ等）の処理
◇家畜の避難等、ペットの保護

終息後～1か月

【本格的な被災者の生活再建が行われる時期】

◇応急仮設住宅の建設
◇教育の再開
◇義援金の配分
◇被害者生活再建支援法の適用

※　災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第４章　災害復旧・復興計画

風水害後、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指した復旧・復興を、適切かつ速やかに行う。

第１節　災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第１項　復旧・復興に係る基本方向の決定	市町、 県（消防防災課、関係各所属）

被災市町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、

１　「迅速な原状復旧」を目指すのか、

又は

２　更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのか

について早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

県は、市町からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。

第２項　迅速な原状復旧	市町、県警察、関係施設の管理者等、 県（こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、新エネルギー･産業振興課、生産者支援課、水産課、林業課、県土づくり本部企画・経営グループ、まちづくり推進課、下水道課、農山漁村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港・交通課、道路課、港湾課、資産活用課、社会教育・文化財課、教育支援課）

市町及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市町及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

１　復旧事業の対象施設

(1)　公共土木施設

（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園）

(2)　空港施設
(3)　農林水産施設
(4)　都市施設
(5)　上水道、工業用水道
(6)　社会福祉施設
(7)　公立学校
(8)　社会教育施設
(9)　公営住宅
(10)　公立医療施設
(11)　ライフライン施設
(12)　交通輸送施設
(13)　その他の施設

２　資金の確保

県、市町及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

(1)　国庫負担又は補助を規定している主なもの

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）

イ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）

ウ　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和３９年８月１４日建設省都市局長通達）

エ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成２年３月３１日厚生省事務次官通知）

オ　社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成７年３月３０日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）

カ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）

キ　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）

(2)　地方債の発行が許可される主なもの

ア　補助災害復旧事業

イ　直轄災害復旧事業

ウ　単独災害復旧事業

エ　公営企業災害復旧事業

オ　歳入欠かん

３　激甚災害の指定

発生した風水害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県及び市町は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4　復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

【資料編】

○　激甚災害制度について

第３項　計画的復興	市町、 県（消防防災課、農山漁村課、まちづくり推進課、河川砂防課、森林整備課、社会教育・文化財課）

1　防災まちづくり

市町は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、復興計画を作成し、関係機関との調整を図り、住民の理解を求めつつ、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(1)　被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新

(2)　河川等の治水安全度の向上

(3)　土砂災害に対する安全性の確保　等

県は、市町が進める復興を支援する。

復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

2　文化財対策

(1)　指定文化財等の復旧

県（教育委員会）、市町（教育委員会）は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2)　埋蔵文化財の保護

県及び市町は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、県及び市町は、国や他県・市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第２節　被災者の生活再建等への支援

県及び市町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等のきめ細かな支援を行う。

第１項　被災者相談	防災関係機関、国、市町、 県（政策監グループ、関係各所属）

県、市町及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第２項　り災証明の交付等	市町

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。

第３項　災害弔慰金、見舞金等	国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（消防防災課、地域福祉課）

１　災害弔慰金の支給

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）及び条例の定めるところにより、風水害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

２　災害障害見舞金の支給

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）及び条例の定めるところにより、風水害により障がい者となった住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

３　日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

４　被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づき、被災者の生活再建が速や

かに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

【資料編】

○　災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

○　被災者生活再建支援制度の概要

第４項　就労支援	国（佐賀労働局（各公共職業安定所））、 県（雇用労働課）

県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

第５項　租税の徴収猶予、減免	国、市町、 県（税務課）

１　国税

(1)　国税の期限の延長（国税通則法第１１条、同法施行令第３条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から２か月】

(2)　法人税の申告期限の延長（法人税法第７５条）

(3)　所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第２条）

(4)　給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第３条）

２　県税

(1)　県税の期限の延長（地方税法第２０条の５の２、同法第４４条、県税条例第９条の２）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【２か月以内】

(2)　県税の徴収猶予（地方税法第１５条）

【１年（やむを得ない場合２年）以内】

(3)　県税の減免

ア　個人の県民税（地方税法第４５条）

イ　個人の事業税（地方税法第７２条の６２、県税条例第５６条）

ウ　不動産取得税（地方税法第７３条の３１、県税条例第６９条）

エ　鉱区税（地方税法第１９４条、県税条例第１２６条の２）

オ　軽油引取税（地方税法第１４４条の４２）
カ　狩猟税（地方税法第７００条の６２、県税条例第１７０条）

３　市町税
(1)　市町税の期限の延長（地方税法第２０条の５の２、各市町の税条例）
申告、申請、納付、納入等の期限延長
(2)　市町税の徴収猶予（地方税法第１５条）
(3)　市町税の減免
ア　市町民税（地方税法第３２３条、各市町の税条例）
イ　固定資産税（地方税法第３６７条、各市町の税条例）
ウ　軽自動車税（地方税法第４５４条、各市町の税条例）
エ　鉱産税（地方税法第５３２条、各市町の税条例）
オ　特別土地保有税（地方税法第６０５条の２、各市町の税条例）
カ　都市計画税（地方税法第７０２条の８、各市町の税条例）
キ　水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税（地方税法第７１７条、各市町の税条例）　注）特別徴収義務者に係るものを除く。

第６項　国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免	市町、国民健康保険組合

市町及び国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

１　国民健康保険税関係
(1)　徴収猶予（地方税法§１５）
(2)　申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法§２０の５の２、各市町の税条例）
(3)　減免（地方税法§７１７）
(4)　延滞金の減免（地方税法§７２３）

２　一部負担金の減免等（国民健康保険法§４４）
特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。
(1)　一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
(2)　保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第７項　郵政事業の災害特別事務取扱等	郵便事業株式会社、郵便局株式会社

１　郵便業務関係

(1)　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

(2)　被災者が差し出す郵便物の料金免除

(3)　被災地（県、市町、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

２　為替貯金業務関係

(1)　郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

(2)　郵便貯金の非常貸付け

(3)　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

３　簡易保険関係

(1)　保険料払込猶予期間の延伸

(2)　保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払

(3)　保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払

(4)　解約還付金の非常即時払

(5)　保険貸付金の非常即時払

第８項　生活資金の確保	市町、県社会福祉協議会、 県（地域福祉課、母子保健福祉課）

１　災害援護資金

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

２　生活福祉資金

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

３　母子寡婦福祉資金貸付金

県は、被災した２０歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」又は寡婦及び４０歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、

母子寡婦福祉資金貸付金を貸付ける。

【資料編】

○　災害援護資金、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金貸付金の制度概要

第９項　住宅の供給、資金の貸付け等	市町、 県（建築住宅課）

１　公営住宅の提供

県、市町は、被災市街地復興特別措置法第２１条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

２　住宅資金の貸付制度

第８項に記載

第10項　生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保	県（くらしの安全安心課、 県土づくり本部企画・経営グループ、建設・技術課、 河川砂防課、道路課）

１　生活必需物資供給の調整

県は、被災地の販売機構等の混乱に加えて、需要、供給の不均衡による物価の高騰の防止を図るため、状況に応じ、物資供給業者に対し、必需物資の売渡し勧告・価格の引下げ勧告などで供給の調整に努め、民生の安定を図る。

２　復旧用資機材の確保

県は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

【資料編】

○　災害時における物価調査品目一覧表

第３節　地域の経済復興の推進

第１項　中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	県（商工課）

県は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

１　被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。

２　佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。

また、激じん災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。

３　県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。

４　信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。

５　被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

【資料編】

○　県制度金融の内容一覧

第２項　農林、水産業に対する復旧・復興金融等の確保	市町、 県（生産者支援課）

県、市町は、風水害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

１　天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

２　日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

【資料編】

○　資金の貸付条件の概要（農林水産業向け）

佐賀県地域防災計画

第３編　地震・津波災害対策

佐　賀　県　防　災　会　議

目　　次

第３編　地震・津波災害対策

第１章　総則

第１節　計画の目的 …… １

第２節　地震に関する本県の特性 …… ２

第３節　被害想定 …… １０

第４節　地震・津波災害対策の実施に関する目標 …… １７

第５節　地震・津波災害に関する調査研究の推進 …… １８

第２章　地震災害対策

第１節　災害予防対策計画

第１項　安全・安心な県土づくり …… １９

第２項　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 …… ３９

第３項　地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画 …… ７０

第４項　県民等の防災活動の推進 …… ７２

第５項　災害救助基金の管理 …… ７８

第６項　技術者の育成・確保 …… ７９

第７項　孤立防止対策計画 …… ８０

第２節　災害応急対策計画

第１項　活動体制 …… ８１

第２項　地震、津波の情報伝達 …… ９８

第３項　災害情報の収集・連絡、報告 …… １０７

第４項　労務確保計画 …… １１６

第５項　従事命令及び協力命令 …… １１７

第６項　自衛隊災害派遣要請計画 …… １２０

第７項　応援協力体制 …… １２８

第８項　通信計画 …… １３９

第９項　救助活動計画 …… １４４

第10項　医療活動計画 …… １４７

第11項　消防活動計画 …… １５４

第12項　惨事ストレス対策 …… １５６

第13項　水防活動計画と二次災害の防止活動 …… １５７

第14項　避難計画 …… １５８

第15項　応急住宅対策計画 …… １６８

第16項　社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画 …… １７１

第17項　交通及び輸送対策計画 …… １７４

第18項　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 …… １８０

第19項　広報、被災者相談計画 …… １８９

第20項　文教対策計画 …… １９４
第21項　公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画 …… １９８
第22項　ライフライン等公益施設の応急復旧計画 …… ２０１
第23項　災害対策用機材、復旧資材等の調達 …… ２０６
第24項　福祉サービスの提供計画 …… ２０７
第25項　ボランティアの活動対策計画 …… ２１０
第26項　外国人対策 …… ２１２
第27項　帰宅困難者対策 …… ２１３
第28項　義援物資、義援金対策計画 …… ２１４
第29項　災害救助法の適用 …… ２１６
第30項　行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬 …… ２２０
第31項　廃棄物の処理計画 …… ２２２
第32項　防疫計画 …… ２２６
第33項　保健衛生計画 …… ２２９
第34項　動物の管理、飼料の確保等計画 …… ２３１
第35項　危険物等の保安計画 …… ２３３
第36項　石油等の大量流出の防除対策計画 …… ２３７
第37項　応急金融対策 …… ２４２
第38項　孤立地域対策活動 …… ２４４
第39項　生活再建対策 …… ２４５
第40項　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール …… ２４６
第３節　災害復旧・復興計画
第１項　災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 …… ２４８
第２項　被災者の生活再建等への支援 …… ２５２
第３項　地域の経済復興の推進 …… ２５７

第３章　津波災害対策
第１節　災害予防対策計画
第１項　津波に強い県土の形成 …… ２５９
第２項　津波避難計画等の策定 …… ２６０
第３項　避難収容活動 …… ２６０
第４項　防災知識の普及 …… ２６１
第２節　災害応急対策計画
第１項　活動体制 …… ２６３
第２項　津波警報等の情報伝達 …… ２６８
第３項　避難対策 …… ２７７
第４項　水防対策等 …… ２７８
第５項　津波に対する自衛措置 …… ２７９
第６項　防疫活動 …… ２８０

第３編　地震・津波災害対策

第１章　総　則

第1節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「法」という。）第４０条の規定に基づき、佐賀県防災会議が作成する佐賀県地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害又は津波災害に対処するための総合的な計画であり、県、市町（消防機関を含む）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が、この計画に基づく地震災害又は津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、県土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害又は津波災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第２節　地震に関する本県の特性

第１項　本県の地形、地質

本県の地形と地質概要は、図に示しているとおりであり、ほぼ中央部を東西に、中世代末期に発生した西日本構造線の一部、いわゆる松山～伊万里線が横断している。その同一線上に、川久保断層が東西に走っている。本県は、松山～伊万里線の内帯に属する脊振天山山系の北部山岳地帯、その外側の長崎デルタ地帯に堆積した第三紀層、火山岩丘陵地帯並びに東部平野地帯（佐賀平野）の３地域に分けられる。

脊振天山山系を中心として、図に示すように、その南北両斜面は、上層中央部の広い準平原から急角度に玄界灘及び佐賀平野が迫る、北が高く南に低い地形となっている。

地質を見てみると、松山～伊万里線の北側に当たる脊振天山山系では、大部分が中世代末期の花崗岩質の深成岩から成り、不安定な風化土層に覆われている。同線の南に当たる伊万里、武雄地域では、第三紀層及び火山岩類より成り、多良岳一帯は安山岩・玄武岩により構成されている。

一方、佐賀平野地域は、山麓地に沖積層、洪積層の一部が見られるほか、緑色沈泥、砂礫層の互層より成り、軟弱地盤地帯を形成している。

第２項　本県の地盤

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

図に示すとおり、県内には、軟弱な沖積層が広く分布しており、この地域で地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれがある。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの違いから大きな被害を受けることが分かっている。

このようなことから、本県の地盤状況については、今後とも、大学等研究機関の協力を得ながら、ボーリングデータ等の収集に努め、より詳細な地盤状況を把握することとする。

【 佐 賀 県 の 地 勢 】

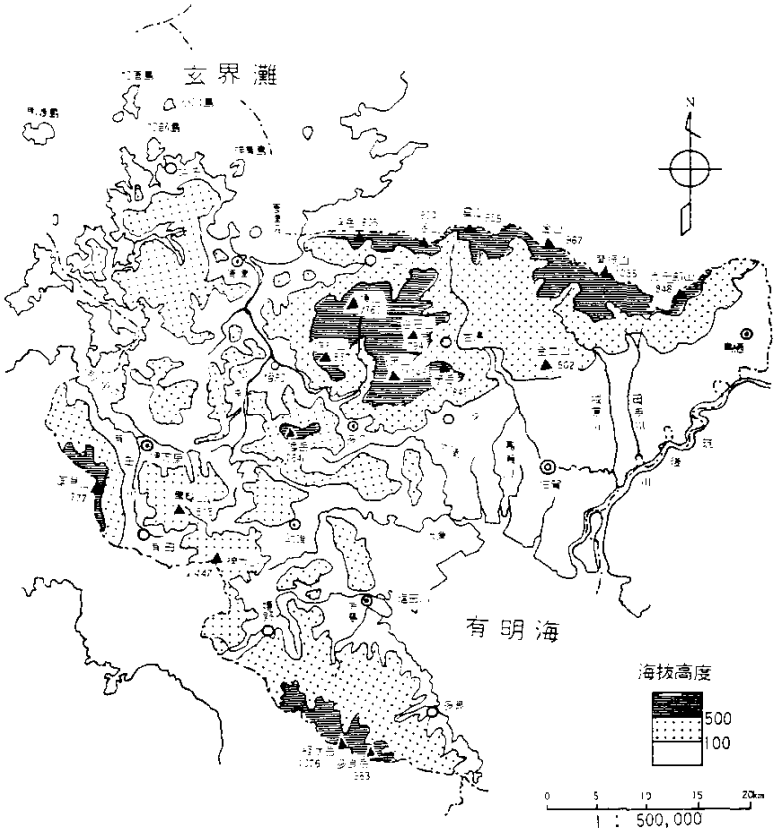

【 佐 賀 県 の 地 質 】

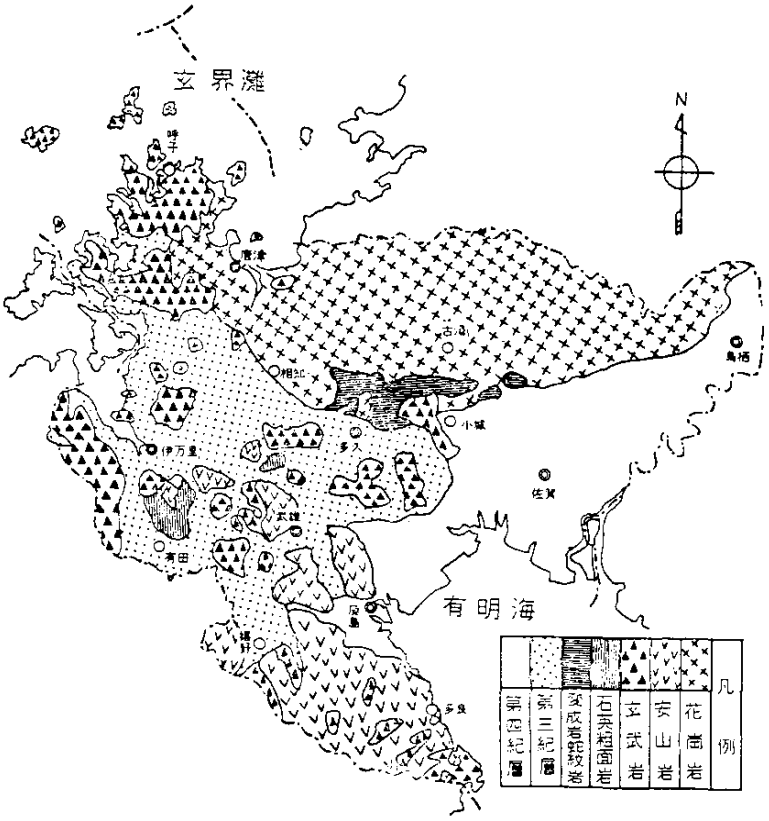

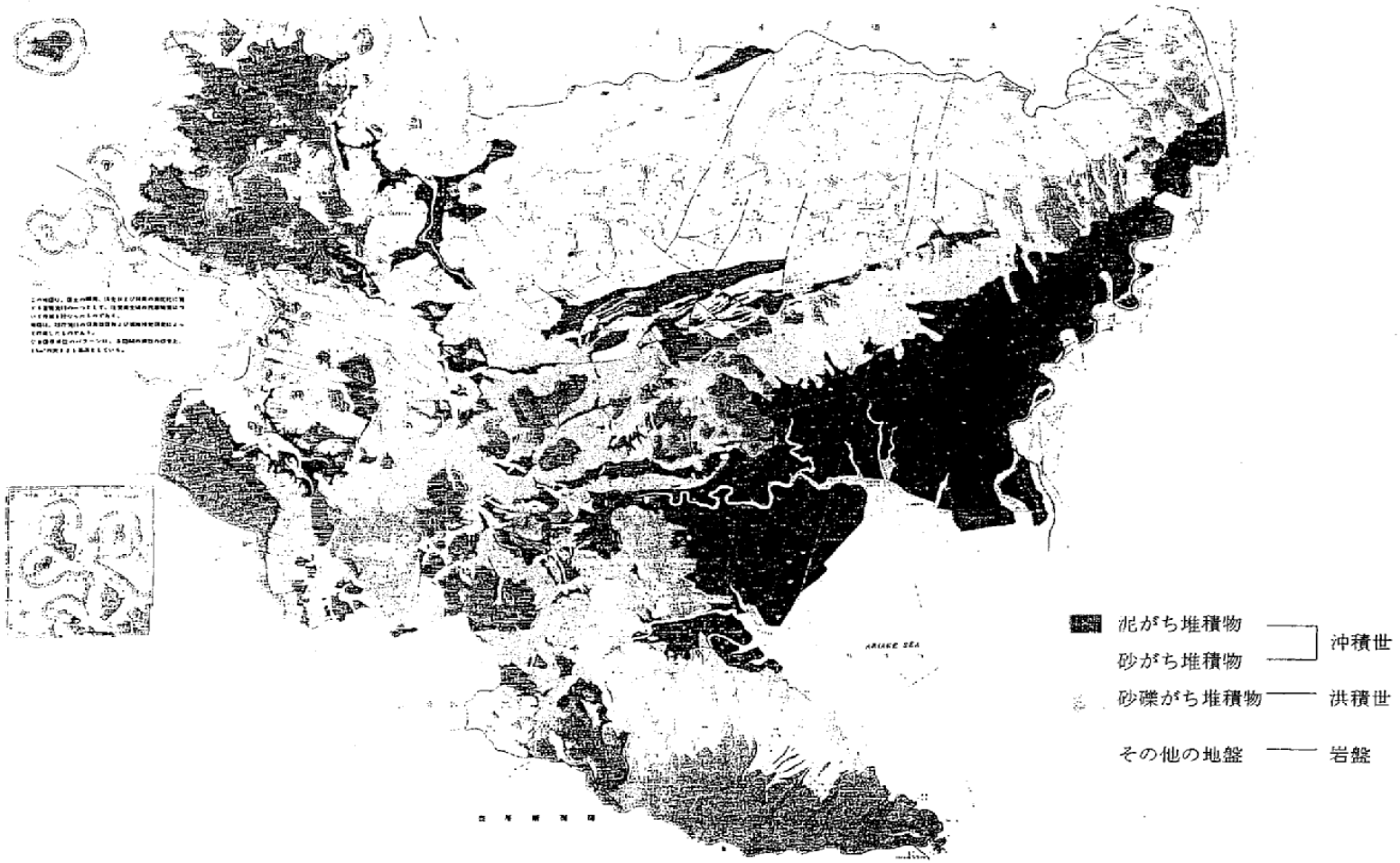

出典：土地分類図（佐賀県）―表層地質図―、経済企画庁総合開発局、監修、（財）日本地図センター発行、1974

表層地質図

第３項　活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約２００万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

地震の発生源となりうる活断層については、活断層研究会編「新編日本の活断層」（東京大学出版会　１９９１年）の認定によることが一般的であり、これには、存在の確かさ（確実度）、過去における活動の程度（活動度）等が評価されている。佐賀県内の活断層は、確実度、活動度ともに小さい。川久保断層が最大であるが、活動度はそれほど高くないとされている。

地震は、県境を越えて被害をもたらすので、県内だけの活断層ばかりでなく、佐賀県に被害をもたらしそうな県外の活断層にも注意を払う必要がある。この場合、最も県内に影響を与えそうな活断層は、水縄断層である。

この文献によると、県内に影響を与えると思われる主な活断層は次のとおりである。

活　断　層　名	所　在　地	長　さ	確実度	活動度
川久保断層	佐賀市、神埼市	８．８㎞	Ⅱ～Ⅲ	
男女神社付近	佐賀市、小城市	３．５㎞	Ⅱ～Ⅲ	
真名子～荒谷峠付近	唐津市、福岡県	６．０㎞	Ⅱ	
西葉（さえ）断層	鹿島市	３．５㎞	Ⅱ	Ｃ
水縄（みのう）断層＊	福岡県	２４．１㎞	Ⅰ、Ⅱ	Ｂ、Ｃ
警固（けご）断層	福岡県	２７．０㎞	Ⅰ、Ⅱ	＜Ｂ
大村-諫早付近断層帯	長崎県	２２．０㎞	Ⅱ	Ｃ
城山南断層＊	唐津市	１９．５㎞		

（注）確実度　Ⅰ：活断層であることが確実なもの
　　Ⅱ：活断層であると推定されるもの
　　Ⅲ：活断層の疑いのある形状
　　活動度　Ａ：第四紀における平均変位速度　　１～１０ｍ／千年
　　Ｂ：　　〃　　０．１～１ｍ／千年
　　Ｃ：　　〃　　０．１ｍ以下／千年

※ 水縄断層は、動く間隔が１万２千年程度と非常に長く、最新活動時期は１３００年前（西暦６７９年；筑紫地震）と推測され、断層活動による大規模な地震（マグニチュード７程度）の差し迫った発生の可能性は小さいとの調査結果が発表されている。

※ 城山南断層は「新編日本の活断層」には、記載されておらず、九州電力株式会社による独自調査結果を参考に記載している。

【 主 要 な 活 断 層 分 布 図 】

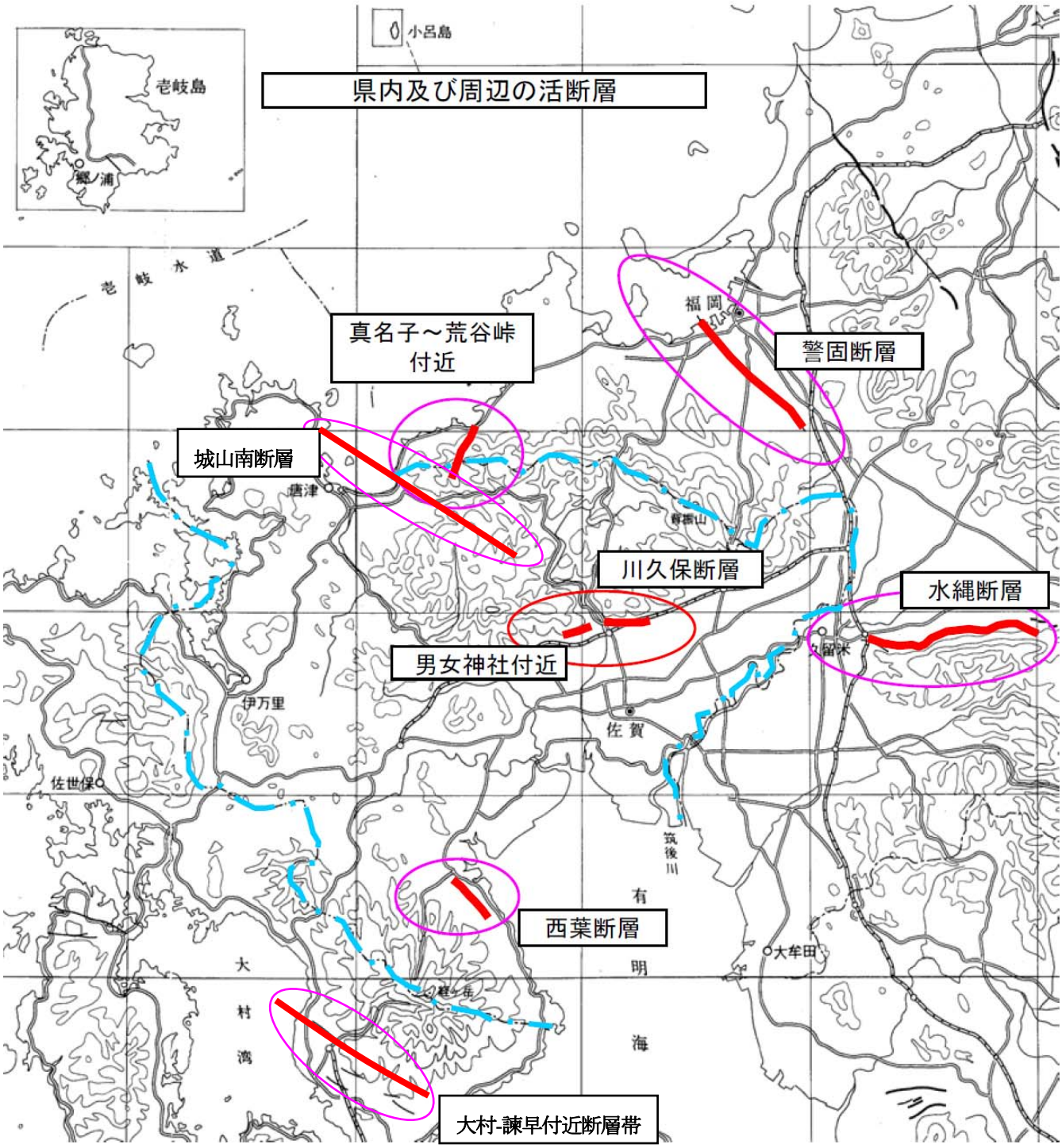

出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造

活断層研究会（1991）：新編　日本の活断層－分布図と資料－

長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告

地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について

原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所３号機耐震安全性評価結果（中間報告）

第４項　これまでの地震・津波災害

【地震災害】

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきたが、平成１６年まで本県において発生した記録に残る地震では、震度６弱以上のものはなく、発生頻度としては年３回程度、震度は３以下がほとんどで、震度４以上の地震は、近年では、２００１年３月２４日（震央　安芸灘）であり、その被害も大規模ではなかった。

しかし、平成１７年３月２０日（震央　福岡県北西沖）に発生した地震では、みやき町で県で初めて震度６弱を記録し、他の市町においても震度５強～４となった。

本県における過去の主要被害地震は、次表のとおりとなっている。

【津波災害】

本県において発生した津波災害は、１７９２年５月２１日、島原の眉山崩壊に伴うものだけが記録されている程度であり、少ない。

記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

しかし、平成２２年２月２７日チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した１９９９年４月以来初めて有明・八代海に津波警報が発表された。幸い、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、被害はなかった。チリ近海では５０年前にも大きな地震がおこり、日本では三陸沖海岸沿岸を中心に大きな被害を受けている。津波は遠方の地震でも日本に影響することも念頭におく必要がある。

また、平成２３年３月１１日東北地方太平洋沖を震源とする地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で０．２ｍの津波が観測された。

津波は遠方の地震でも影響することも念頭におく必要がある。

≪佐賀県における過去の主要被害地震≫

発生年月日	震央地名	地震の規模 (ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	記　　事
679年－月－日 (天武７年)	筑紫国	6.5～7.5	家屋倒壊多く、幅６ｍ、長さ１０㎞の地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐・対馬	７．０	佐賀・平戸（瓦落つ）有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小　城	不　明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向・豊後	７．７	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	６．４	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟（眉山崩壊による津波被害）
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥　前	６．１	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889年7月28日 (明治22年)	熊　本	６．３	神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1898年8月10～12日 (明治31年)	福岡県西部	６．０	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	５．１	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	７．１	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	８．０	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	５．５	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下。 陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	７．５	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線２か所切断、家庭用配線９か所切断
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	６．６	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	６．７	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 北西沖	７．０	みやき町で震度６弱を観測、 人的被害　重傷１名、軽傷１４名 家屋被害　半壊１件、一部損壊１３６件

（資料）　福岡管区気象台要報第25号(昭和45年3月)、第36号(昭和56年2月)
佐賀県災異誌第１巻(1964年3月)、第２巻(1974年3月)
日本被害地震総覧（1996年）
福岡管区気象台災害時自然現象報告書2005年第１号(平成17年４月)

第３節　被害想定

第１項　基本的考え方

本県は、プレート・テクトニクス論による海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、県内において、これによる大規模な地震被害の可能性は低く、また、活断層に起因する内陸地震についても、本県の場合、県内に存在する活断層はいずれも確実度、活動度とも小さく、大地震発生の可能性は低いと考えられ、さらに、これまで本県に被害をもたらした地震は、震度６弱以上のものはないなど、県内における地震での大規模な被害は考えにくい条件が揃っているとされてきた。

しかし、平成１７年３月２０日に発生した福岡県北西沖を震源とする地震では、県内で初めて震度６弱を記録し、地震はいつでも、どこでも起きるものであることを再認識した。

また、日本は、世界でも有数な地震国であり、他県ではたびたび大きな地震が発生している状況にある。

これらのことを勘案し、本県の地域防災計画の地震・津波災害対策をより実践的なものとするうえで、県域内にどういった地震災害や津波災害が発生するおそれがあるのか、また発生した場合の被害はどうなるのか等を把握し、想定地震の地域以外の地域で同規模の災害が発生した場合にも対応できる内容とすることが必要と考える。

また、津波についても県内に最も大きな津波による被害の影響を及ぼす可能性のある地震を想定し、これにも対応できる防災対策を講じることが必要と考える。

このため「佐賀県地震・津波等減災対策調査（平成２１年度）」を実施し、被害想定等を定めたところである。

第２項　想定地震等の設定

１　想定地震の設定

佐賀県に影響を及ぼす可能性のある代表的な活断層は、８つあげられている。

想定地震の設定にあたっては、防災対策の前提となるものであり、常に最悪の事態の発生を考慮することが必要なことから、県内・県外も含め、これら８つの活断層について評価し、さらに「全ての地域でいつ地震が発生するか分からない」という考え方に従って、各市町の直下で地震が発生した場合も加え、どの活断層が動いた場合に佐賀県に大きな揺れがおこり、被害が発生するかを想定した。その結果、確実度、活動度とも小さいものの発生した場合には、県内に最も影響を及ぼすおそれのある川久保断層に起因する地震を想定地震とする。

この想定地震をもとに、建物等の状況、地盤の特性、人口の分布状況など被害の原因となると考えられる要素を考慮のうえ、統計的に被害を推定することとした。

想定地震	［震源］　川久保断層系　　［規模］　Ｍ６．８＊

※産業技術総合研究所活断層研究センターの活断層データベースより記載

なお、この設定は、川久保断層が将来地震を起こすという予測や可能性を示唆したものではない。

また、他の断層による地震が発生する可能性を否定したものではない。

2　想定津波

津波は遠方で発生した地震によって発生し災害をもたらすことがある。津波の震源設定にあたっては、佐賀県周辺の海岸活断層分布、震源分布および海底地形分布を整理し、本県が有明海と玄界灘という２つの異なる海岸域を有する本県の特性を考慮し、それぞれの地域を分けて、佐賀県沿岸に大きな津波をもたらす地震を設定する。

有明海側では、雲仙地溝南縁断層帯の連動地震を震源とするマグニチュード７．７の地震によって引き起こされる津波を想定する。

玄界灘側では、対馬海峡東の断層を震源とするマグニチュード８．０の地震によって引き起こされる津波を想定する。

津波シミュレーションの対象とした活断層

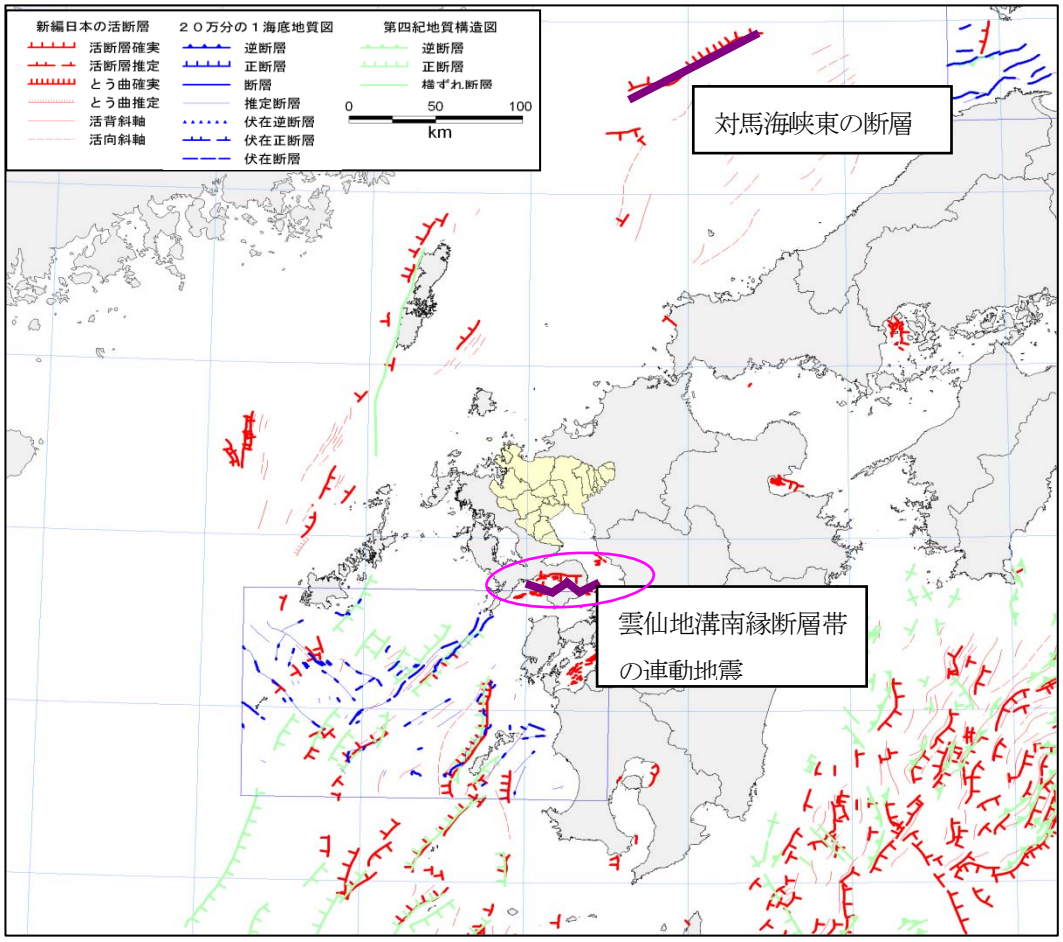

活断層研究会（1991）：新編　日本の活断層－分布図と資料－.

独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター（1975）：1/20万海洋地質図1「甑島海底地質図」海底地質図.

海域地質構造マップワーキンググループ（2001）：「日本周辺海域の中新世最末期以降の構造発達史」付図. 日本周辺海域の第四紀地質構造図、海洋調査技術、第１３巻第１号

想定地震	有明海側 ［震源］　雲仙地溝南縁断層帯の連動地震　［規模］Ｍ７．７
	玄界灘側 ［震源］　対馬海峡東の断層の地震　［規模］Ｍ８．０

なお、この設定は、それぞれの断層が将来地震をおこすという予測や可能性を示唆したものではない。また、他の断層により地震がおこり津波が発生する可能性を否定したものではない。

第３項　被害の想定

１　地震災害

地震による揺れの予測は、川久保断層について震源域の特に大きな地震動を発生させる部分（アスペリテイ注１）を考慮した震源のモデル化を行い、強震波形計算注２による手法（統計的グリーン関数法注３）を用いて地盤の増幅特性を考慮して詳細な検討を行っている。揺れによる被害予測は、中央防災会議注４の被害想定手法を採用して、建物の構造・年代、人口分布を加味し、建物被害と、それに伴う人的被害を算出している。

注１　地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく，大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが，地震時に急に大きくずれて強い地震動を発生する領域がある。この領域をアスペリティという。アスペリティとは、英語のAsperityのことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味がある。

注２　将来起こる可能性のある地震により生じる強い揺れ(強震動)の波形を予測する計算である。

注３　半経験的な手法で、多数の観測記録の平均的特性をもつ波形を要素波（グリーン関数）として、想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせる方法である。この方法を用いることによって、時刻歴波形を予測でき、破壊過程の影響やアスペリティの影響を考慮することができる。

注４　内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等を行う。

＜川久保断層系の地震による予測震度分布図＞

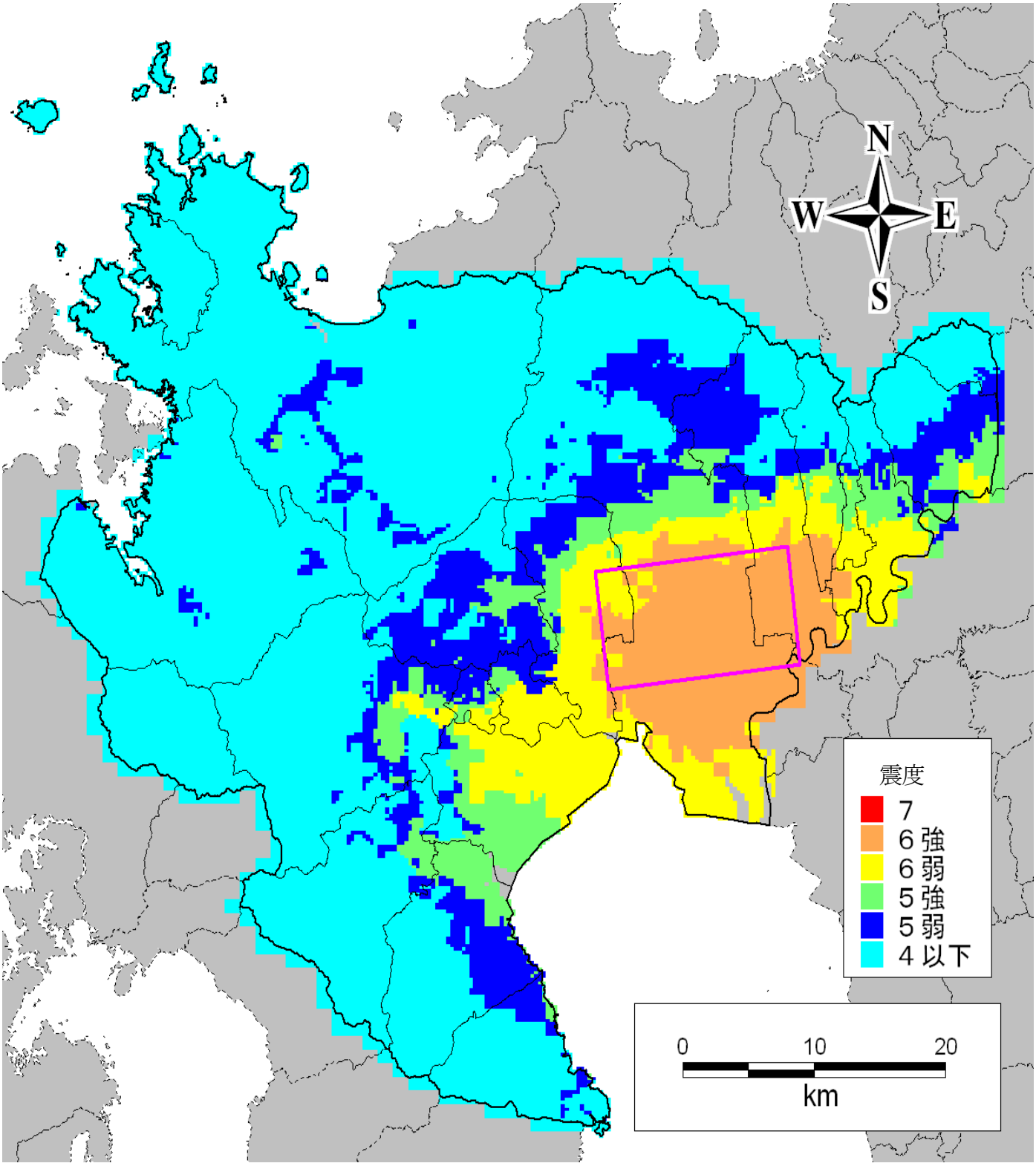

被害の概要

想定される主な被害は、次表のとおりである。

これは、以下の計算条件により推計しているものであることから、このことを前提に取り扱う必要がある。

(計算条件)

震源：「川久保断層系（M6.8）」とし、震源断層を特定した地震の強震動予測手法に則り、アスペリティを考慮した断層のモデル化を実施。

地盤：地震ハザードステーション（J-SHIS）注１において公開されている深部地盤・表層地盤を採用。

揺れ：統計的グリーン関数法を用いて深部地盤※上面での地震動を算出し、表層地盤注２の増幅度を考慮して地表での震度を予測。

建物：固定資産概要調書（平成20年3月）から市町の構造・年代別の建物割合を把握、GISデータ注４から建物分布を把握。

人口：平成１７年国勢調査・平成１８年事業所・企業統計調査地域メッシュ統計リンク結果注３より把握。

被害：予測震度分布図より、木造、非木造の建物全壊率を求め、中央防災会議の被害想定手法を採用して、建物の構造・年代、人口分布を加味し、人的被害に最も影響する揺れによる建物被害と、それに伴う人的被害を算出。

〈川久保断層系による地震の被害数量〉

被害項目		被害数量
建築物被害	全壊	17,582棟
	半壊	38,914棟
人的被害	死　者	817人
	負傷者	8,523人

注１：地震調査研究推進本部地震調査委員会により公表されている「全国地震動予測地図」を、（独）防災科学技術研究所がよりわかりやすくウェブ上で閲覧することができるシステムとして運用しているもの。
http://www.j-shis.bosai.go.jp/

注２：地震動予測を行うために、地盤をモデル化するものである。
深部地盤は、地中数キロにある地殻最上部の強固な岩盤（例えば、花崗岩でせん断波速度が3km/s程度の岩盤。「地震基盤」という）から構造物の基礎となる地層（工学的基盤、せん断波速度が300～700m/s程度の地層）までの地盤をいう。表層地盤は、浅部地盤ともいい、工学的基盤から地表までの地盤をいう。

注３：５年ごとに行われる国勢調査および事業所・企業統計調査などのデータを約1kmメッシュないしは約500mメッシュ単位で集計したもの。

注４：位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）のこと。GIS（地理情報システム：Geographic Information System）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

2　津波災害

津波による被害は、津波浸水予測をもとに過去の被災事例より得られた知見を用いて、最新の建物の構造・年代、人口分布等を加味して、被害量を推定する必要がある。そのため、津波が襲来したとき、どの地区がどのくらいの規模の浸水に見舞われるかを予測して避難する必要がある。津波浸水予測は、平成16年に内閣府・農林水産省・国土交通省が共同で策定した「津波・高潮ハザードマップマニュアル」で推奨されている時系列を考慮した数値計算シミュレーション方式を採用し、沿岸部の海域・陸域の地形を最小12.5mメッシュで細かくモデル化し、浅水理論式（非線形長波式）※に基づいて津波の伝播や沿岸域への遡上・浸水を予測している。その結果、有明海沿岸の太良町で津波高0.7m、玄界灘沿岸部の唐津市で津波高1.６mとなった。

想定地震の際に設定した計算条件と、推定された被害の概要は次のとおり。

（計算条件）

震源：「雲仙地溝南縁断層帯の連動地震（M7.7）」「対馬海峡東の断層の地震（M8.0）」とし、数値計算シミュレーション方式による予測手法に則り、断層のズレを考慮したモデル化を実施。

地形：最新の海底地形図、航空測量結果、海岸構造物データを活用。

浸水：浅水理論式（非線形長波式）を用いて海岸線から陸への遡上を数値計算シミュレーション方式により津波高を予測。

建物：固定資産概要調書（平成20年3月）から市町の構造・年代別の建物割合を把握、GISデータから建物分布を把握。

人口：平成１７年国勢調査・平成１８年事業所・企業統計調査地域メッシュ統計リンク結果より把握。時間帯（夜間人口）は、多くの住民が在宅していると考えられる朝5時を設定。

農地：国土交通省の国土数値情報（土地利用）のデータより、田及びその他農地を把握。

公共施設：国土地理院が発行する数値地図２５０００(地名・公共施設)より、公共施設の位置を把握。

被害：中央防災会議首都直下地震対策専門調査会で採用されている被害想定手法を採用し、浸水家屋数及び人的被害をはじめ、次表の項目について算出。その際、佐賀県に影響を及ぼす津波を発生させる地震では、震源からの距離が遠いため、揺れは小さくなり、構造物に致命的な被害が発生する可能性は低くなるので、表の数値は沿岸構造物が機能した場合を示している。第２項の想定津波により想定される主な被害は、次表のとおりである。

被害項目		被害数量（有明海側）	被害数量（玄界灘側）
浸水家屋数（浸水深１m以上）	全壊	― 棟	― 棟
	半壊	― 棟	218棟
人的被害	死者	― 人	― 人
	負傷者	― 人	304人
農地被害		― ha	12.2 ha
公共施設被害（浸水深１m以上）		― 棟	― 棟

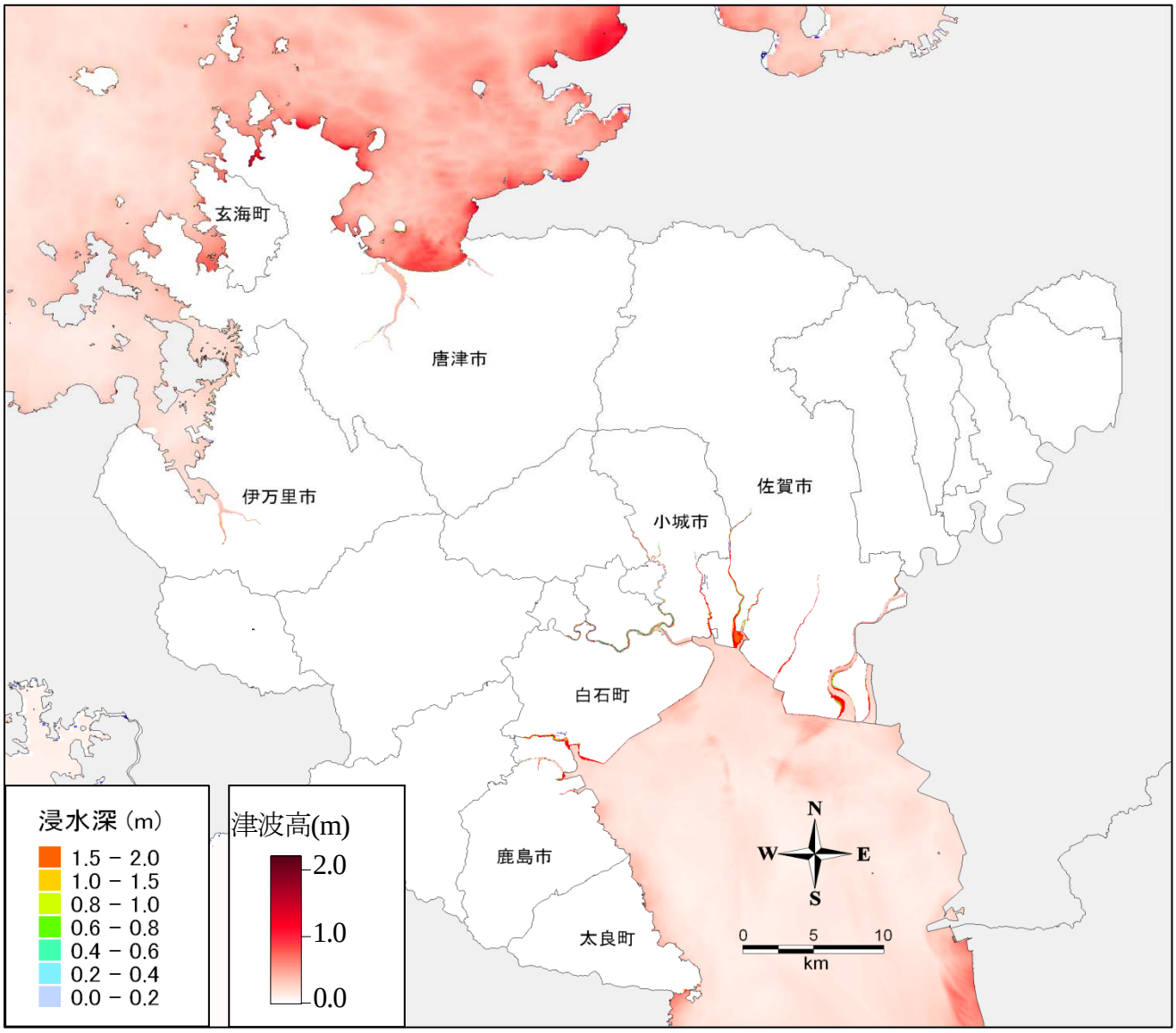

津波シミュレーション結果最大浸水深分布図

第４節　地震・津波災害対策の実施に関する目標

第１項　基本的考え方

平成１６年の新潟県中越地震、平成１７年の福岡県北西沖地震など、それまで想定されていなかった地域の直下で相次いで地震が発生するなど、地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、効果的かつ効率的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、地震・津波災害対策の実施に関する目標を定めることとする。

第２項　実施目標

地震・津波災害による人的被害の軽減を図ることを目標とする。

第３項　推進方法

この目標を達成するため、別に定める「佐賀県地震減災対策アクションプラン」を着実に推進することとし、基本理念として掲げる「自助、共助、公助の結びつきによる”防災・減災さが“の実現を目指します。」のもと、県が実施するアクションを着実に推進するとともに県民、地域コミュニテイ、事業者、市町などが主体となって行うアクションについても促進や支援に努めるものとする。

《推進体制イメージ》

【資料編】

○　佐賀県地震減災対策アクションプランの概要

第５節　地震・津波災害に関する調査研究の推進

第１項　地震・津波災害に関する調査研究の推進	各防災関係機関、 県（消防防災課）

同時かつ広範囲に、大規模な被害を生じる地震・津波災害に対して、総合的、計画的な防災対策を推進するためには、社会環境の変化に応じて、災害要因の研究、被害想定のより一層の充実を図っていくことが重要である。

このため、各防災関係機関は、地震・津波災害に関する各種の調査研究の実施に努めるものとする。

また、災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化に資することから、諸外国に対しても広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

１　活断層に関する調査

活断層については、平成７年阪神・淡路大震災において注目されたところであり、今後、本県においても調査研究に努めるものとする。

２　被害想定に関する調査研究

地震・津波災害に係る被害想定は、防災対策を進めていくうえで重要であり、本県においては、今後とも、科学の発展や社会的条件の変化などにより、大学等研究機関の協力を得て、必要に応じ、調査研究を進めるものとする。

第２章　地震災害対策

第１節　災害予防対策計画

第１項　安全・安心な県土づくり

第１　県土保全施設の整備	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、 下水道管理者、ため池の管理者、 県（循環型社会推進課、土地対策課、まちづくり推進課、 下水道課、農山漁村課、建築住宅課、河川砂防課、 森林整備課、港湾課）

１　地盤災害防止施設等の整備

(1)　治山施設の整備

ア　森林整備保全事業の推進

県は、森林の維持造成を通じて、地震に伴う山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備を推進する。

イ　山地災害危険箇所の点検

県、市町は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ　山地災害危険箇所の周知等

県は、山地災害危険箇所について、関係市町と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　　業　　内　　容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃渓流の復旧、又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し災害の防止を図る。	県
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、渓間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	

渓流等県土保全緊急対策	山腹崩壊地や荒廃渓流の県単独による防災工事	

(2)　砂防施設の整備

ア　砂防事業の推進

県は、地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

イ　砂防指定地の点検

県は、市町と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ　土石流危険渓流の周知等

県は、土石流発生の危険性が高い渓流について、関係市町と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　　業　　内　　容	事業主体
砂防事業	砂防指定地域内における堰堤工、流路工など	県

(3)　地すべり防止施設の整備

ア　地すべり防止事業の推進

県は、地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

イ　地すべり防止区域の点検

県は、市町と共同して、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ　地すべり防止区域の周知等

県は、地すべり防止区域について、関係市町と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　　業　　内　　容	事業主体
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工など	県

(4)　急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア　急傾斜地崩壊防止事業の推進

県及び市町は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ　急傾斜地崩壊危険区域の点検

県は、市町と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ　急傾斜地崩壊危険区域の周知等

県は、急傾斜地崩壊危険区域について、関係市町と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　　業　　内　　容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県・市町

(5)　土砂災害のソフト対策

ア　土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

①　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可制)

②　建築基準法に基づく建築物の構造規制

③　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

④　勧告による移転者への融資及び資金の確保

イ　土砂災害警戒情報等の提供

市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市町へ伝達する。

市町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話のエリアメールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

(ｱ)　土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(ｲ)　土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

ウ　警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂

災害警戒区域等情報の提供を行う。

市町の長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

① 避難勧告等の発令基準

市町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

② 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

③ 避難勧告等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難勧告等の発令対象区域を設定する。

④ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

⑤ 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

⑥ 災害時要援護者への支援

災害時要援護者関連施設、在宅の災害時要援護者に対する情報の伝達体制を定め、災害時要援護者情報の共有を図る。

⑦ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

エ 緊急調査

県は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

(6) ボタ山の災害防止対策の推進

ア ボタ山防護施設の維持管理

県は、ボタ山の崩壊による災害を未然に防止するため、県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の点検を行い、老朽化及び破損等によりその機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものについて補修工事を実施する。

イ ボタ山崩壊防止区域の周知等

県は、崩壊の危険性のあるボタ山について、関係市町と連携し、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
ボタ山等環境整備事業	県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものの補修工事	県

(7)　採石災害防止対策の推進

県は、地震に伴う採石場の災害を防止するため、岩石の採取の事業について、その事業者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を実施する。

ア　採石業者への指導監督の強化

県は、採石事業の認可に当たって、採取の場所、面積、期間、採石跡地に対する措置などを確認するとともに、危険が予想される採石場等については、随時点検を実施し、防災措置などについて指導するものとする。

イ　採石跡地の防災対策

県は、採石跡地の防災対策を推進するため、採石跡地の緑化等を行うよう、採石業者に対し指導を行う。

(8)　開発行為における安全性の確保

県は、各種法令等の規定に基づく宅地造成等の開発行為の許可（届出）に当たって、地震に対する安全性にも配慮した審査・指導を実施するものとする。（都市計画法、森林法、採石法、土地利用対策指導要綱）

(9)　災害危険住宅等の移転対策の推進

ア　災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、市町の意見を聞いたうえで、建築基準法第３９条（昭和２５年法律第２０１号）に基づく建築基準法施行条例（昭和４６年条例第２５号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

イ　災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物（住宅の用に供するものを除く。）の建築は、原則として鉄筋コンクリート造またはこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努めるものとする。

ウ　災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ｱ)　県又は市町は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第３９条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和４７年法律第１３２号））

(ｲ)　市町は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和４９年条例第４号））

(10)　地盤の液状化対策の推進

県、市町等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、住民への適切な情報提供等を図る。

(11)　地盤沈下防止等対策の推進

国、県、市町は、地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地下水の採取目標の設定、適切な地下水の採取の指導、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を実施する。

２　河川、クリーク、海岸、下水道及びため池施設の整備

(1)　河川関係施設の整備

ア　河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、堤防、ダム、水門、排水施設などの河川関係施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

イ　水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　　業　　内　　容	事業主体
低地対策河川事業	高潮防御及び地盤沈下地区の内水対策等河川事業の推進を図る。	県
広域河川改修事業	治水安全度の低い区間、改修効果の早期発現等効率的な事業の推進を図る。	
河川環境整備事業	自然環境の保全、利便施設の整備を図ることにより、良好な水辺空間の創出を図る。	国
直轄河川改修事業	直轄河川の治水安全度向上、情報基盤整備、堤防耐震対策などを実施する。	

(2)　クリークの整備

ア　クリークの整備の推進

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・保全のために護岸整備・除草等の河道の確保対策を推進する。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、災害に対する安全性を確保するため、護岸整備・除草等の河道の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

イ　水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
クリーク防災機能保全対策事業	地域を洪水から守る防災機能の強化・保全するために、クリークの護岸整備・除草等の河道の確保対策を実施する。	県

(3)　海岸施設の整備

ア　海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の地震及び津波に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握した上で、適正な維持管理を行うよう努める。

イ　水門等の管理

海岸管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い速やかに水門、樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、背後地における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設･改修など	県・市町
侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。	
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。	県・市町

(4)　下水道施設の整備

下水道管理者は、地震に対する安全性を確保するため、雨水幹線水路及び排水機場等の計画的な整備に努める。

また、日常の巡視及び点検を実施するとともに、地震後には速やかに点検するものとする。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市町

(5)　ため池施設の整備

ア　ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

イ　ため池の危険度の周知等

ため池の管理者は、堤防決壊時の危険区域について地域住民に周知するとともに、災害時の連絡体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　　業　　内　　容	事業主体
ため池等整備事業	老朽化等によるため池災害を未然に防止するため、ため池施設の整備工事を実施する。	県

【資料編】

○　山地災害危険地の現況
○　地すべり等防止法に基づく指定地一覧表
○　災害防止工事施工ボタ山一覧表
○　岩石採取場一覧表
○　筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の概要
○　土砂災害危険箇所
○　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定状況
○　河川災害危険区域

第２　公共施設、交通施設等の整備	国、県警察、市町、消防機関、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、 県（消防防災課、農山漁村課、建築住宅課、空港･交通課、道路課、港湾課、資産活用課、教育支援課）

国、県、市町及びその他防災関係機関は、災害対策の中枢となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、主要な道路、港湾、空港等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

１　構造物・施設等の耐震設計の基本方針

(1)　供用期間中に１～２程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。

(2)　直下型地震または海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。

(3)　構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

ア　一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ　地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの

ウ　多数の人々を収容する建築物等

(4)　構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2　公共施設等の耐震性の確保

国、県、県警察、市町、消防機関は、昭和５６年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室及び備蓄倉庫を整備し、避難所としての機能を向上させる。

≪防災上重要な施設≫

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、出先庁舎、警察本部庁舎、警察署
救護活動施設	消防関係施設、保健福祉事務所、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設など
多数の者が利用する施設	図書館、博物館、集会施設、福祉施設など

3　交通施設の耐震性の確保

主要な道路、鉄道、港湾、漁港、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計や国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化などにより耐震性の確保に努めるものとする。

(1)　道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないよう年次毎に耐震点検目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

≪特に重点とする施設≫

ア　橋梁及び横断歩道橋

イ　トンネル

ウ　信号機

エ　落石等通行危険箇所対策

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　　業　　内　　容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 市町
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策等耐震対策の実施	

(2)　鉄道

鉄道事業者は、大規模地震においても列車の安全が確保できるよう、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、災害時における中核的な役割を果たすターミナル駅にあっては、駅耐震の整備に努める。

(3)　港湾・漁港

県は、災害時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、大規模地震災害時にも緊急物資や人員の海上輸送が確保できるような耐震強化岸壁等の整備について検討を行い、必要に応じて耐震強化岸壁等の整備に努める。

(4)　空港・臨時ヘリポート

県は、佐賀空港について、災害時における他県からのヘリコプター・航空機での応援基地として、また、緊急物資や人員の空輸の拠点としての活用を図る。また、県、市町は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

【資料編】

○　災害時に活用する臨時ヘリポートの状況

第３　ライフライン施設等の機能の確保	市町、水道事業者等、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力株式会社佐賀支社、電気通信事業者、都市ガス事業者、事業所、 県（情報課、商工課、関係各所属）

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策の促進を計画的に進め、施設の安全性の確保とともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、地震時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

１　水道施設の整備

(1)　水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

≪重要度の高い基幹施設≫

〇浄水場、配水池の構造物

〇主な管路

≪防災上重要な施設≫

〇医療機関、社会福祉施設等

(2)　水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア　耐震性の高い管材料の採用

イ　伸縮可能継手の採用

(3)　断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4)　資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2　下水道

(1)　下水道施設の耐震化

下水道管理者は、下水道施設の耐震対策指針と解説（社団法人日本下水道協会）などに基づき下水道施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

(2)　下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3)　資機材、図面の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

3　工業用水道施設の整備

(1)　工業用水道施設の耐震化

工業用水道事業者は、重要度の高い基幹施設等について耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張・改良に併せて計画的な整備に努める。

≪重要度の高い基幹施設≫

〇浄水場、配水池の構造物

〇主な管路

(2)　工業用水道施設の点検・整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア　耐震性の高い管材料の採用

イ　伸縮可能継手の採用

(3)　断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図り、緊急時の工業用水の確保に努める。

(4)　資機材、図面の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4　電力施設等の整備

(1)　電力設備の耐震化

九州電力株式会社は、災害対策基本法第３９条に基づき定めた「九州電力株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

(2)　電気工作物の巡視，点検，調査等

ア　九州電力株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ　九州電力株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

5　電気通信設備等の整備

(1)　電気通信設備等の耐震化

電気通信事業者は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の高信頼化のための整備を推進する。

ア　津波のおそれがある地域にある電気通信設備等については、耐水構造化を実施する。

イ　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

(2)　電気通信システムの耐震化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア　主要な伝送路を多ルート構成或いはループ構成とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　通信ケーブルの地中化を促進する。

エ　主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ　重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２重ルート化を推進する。

6　都市ガス施設

(1)　都市ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

都市ガス事業者は、ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工するとともに、耐震性のあるポリエチレン管への入れ替え及び敷設を推進する。

(2)　都市ガス工作物の巡視、点検及び検査

都市ガス事業者は、都市ガス工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、事故を未然に防止するため、定期的に都市ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施する。

(3)　マイコンメーターの普及

都市ガス事業者は、一般家庭に、地震災害時に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターの普及を促進する。

(4)　災害防止のための体制の確立

ア　要員の確保等

都市ガス事業者は、都市ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、あらかじめ緊急措置及び復旧活動のための組織体制、要員の確保体制等の整備を図る。

イ　連絡体制の整備

都市ガス事業者は、事業所内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を職員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況等連絡票、需要家名簿等を整備する。

ウ　関連工事会社等との協力体制の確立

都市ガス事業者は、あらかじめ関連の工事会社等との間で、災害防止のための人員及び資機材の提供に関する協力体制を確立する。

エ　教育訓練

都市ガス事業者は、災害時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順などについて必要な職員教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

オ　資機材等の整備

都市ガス事業者は、災害時の被害を最小限にするための応急措置・早期復旧を行うのに必要な資機材・図面を備えておくとともに、復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査しておく。

7　バックアップ対策の促進

県及び市町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようＩＣＴ部門の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第４　建築物等の耐震性の確保	国、市町、一定の建築物等の所有者又は管理者、文化財等及びこれらを収容する博物館等の所有者又は管理者、 県（建築住宅課、社会教育・文化財課）

1　特定建築物

劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用するなど特定の建築物については、当該建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成８年法律第１２３号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとし、国、県及び市町は、その指導に当たる。

2　一般建築物

県、市町は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3　落下物、ブロック塀等

県、市町は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井、窓ガラス及び看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀等の転倒を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉

えて正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難経路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

４　文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市町指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市町指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

≪実施方法≫

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。

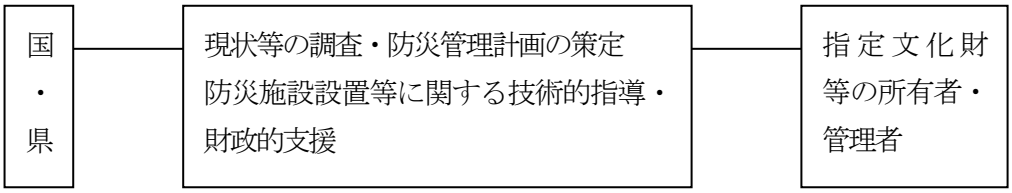

【資料編】

○　市町別指定文化財数一覧

第５　危険物施設等の保安の強化	国、海上保安部、市町、消防機関、危険物施設等の管理者等、 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、薬務課）

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

国、県及び市町は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的実施など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

１　危険物

(1)　施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和２３年法律第１８６号）別表に定める

危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2)　保安指導等の強化

ア　監督指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

イ　消防体制の強化

消防機関は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

ウ　防災教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(3)　取扱事業所等の自主保安の強化

ア　法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

イ　事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ　保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年６月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

２　高圧ガス、液化石油ガス（ＬＰガス）

(1)　施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2)　保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア　情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ　初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ　保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3)　液化石油ガス消費者対策

ア　県等は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布、テレビ・ラジオ等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

イ　県等は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

ウ　県等は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

3　火薬類

(1)　施設の保全及び耐震化

火薬類施設（火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2)　保安体制の整備

火薬類事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア　情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ　初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ　保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練の実施等について事業者等を指導する。

4　毒物・劇物

(1)　施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。また、前２法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）に基づき、保健衛生上必要に応じ立入検査を実施するとともに、耐震化の推進に努める。

(2)　保安体制の整備

ア　情報連絡体制の整備

県等は、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって住民の保健衛生上の危害を生じる恐れがあるときは、直ちに保健福祉事務所、警察署又は消防機関に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう平常時から指導する。

イ　自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

5　放射性物質

(1)　施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和３２年法律第１６７号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2)　保安体制の整備

ア　自主保安の強化

放射性同位元素等の使用者等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期するものとする。

イ　安全の指導の強化

県及び関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑にするため、次のような安全管理等の指導に努める。

(ｱ)　放射線被ばくの予防対策の実施

(ｲ)　自衛消防体制の充実

(ｳ)　通報体制の整備

(ｴ)　関係者の教育・訓練の実施

6　危険物積載船舶の保安の確保

(1)　危険物等積載船舶に対する指示等

海上保安部は、港則法（昭和２３年法律第１７４号）及び危険物船舶輸送及び貯蔵規則の定めるところにより、特定港（唐津港、伊万里港）及び特定港以外の港（呼子港、住ノ江港、諸富港）に入港する爆発物、その他の危険物を積載した船舶の停泊、停留、荷役、輸送等について、保安確保に必要な指示又は命令を行うものとする。

(2)　危険物等積載船舶に対する巡視等

海上保安部は、爆発物、その他の危険物を積載した船舶の荷役現場に、随時巡視艇、海上保安官を立ち会わせ、法令の遵守及びに荷役状況の確認、監視、指導を実施するものとする。

(3)　安全の指導の強化

ア　情報連絡体制の整備

海上保安部は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、船舶所有者等を指導する。

イ　保安教育等の充実

海上保安部は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について船舶所有者等を指導する。

【資料編】

○　危険物貯蔵主要施設の状況

○　高圧ガス製造・貯蔵主要施設の状況、高圧ガス防災協議会防災事業所・連絡所一覧

○　火薬類製造施設・火薬庫設置状況

○　放射性同位元素等事業所一覧表

第６　都市の防災構造の強化	国、市町、 県（まちづくり推進課、道路課）

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

１　防災空間、防災拠点の体系的整備

県、市町は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備する。

(1)　防災ブロックの形成

県、市町は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2)　住民の避難路の確保

県、市町は、住民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3)　防火対策の推進

市町は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域・準防火地域の指定、及び既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

２　都市の再開発の促進

(1)　土地区画整理事業の推進

県、市町は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

(2)　市街地再開発事業等の推進

県、市町は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

(3)　広域防災拠点の機能を有する都市公園の整備

国、県は、災害時の緊急輸送、情報通信等の救援、復旧・活動の大規模拠点として、広域避難地等と緊急輸送道路等で連絡された大規模な都市公園を整備する。

都市公園名	所　　在　　地	事業主体
森林公園	佐賀市	県
吉野ヶ里歴史公園	神埼市、吉野ヶ里町	国、県

第２項　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備等	市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、西日本電信電話株式会社佐賀支店、 県（消防防災課、県土づくり本部企画・経営グループ、河川砂防課、関係各所属）

県、市町及び各防災関係機関は、地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。

１　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　関係機関相互の連絡体制の整備

県、市町及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める

(2)　多様な情報収集手段の活用等

県、市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、報道機関や住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(3)　観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

県、市町及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、観測施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の災害情報を瞬時に伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努める。

(4)　県における体制の整備

ア　県防災行政通信施設の整備

本県の防災行政通信施設は、災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達手段の確保を図るため、基幹的な通信基盤として構築したものである。

この県防災行政通信施設は、県現地機関、県警察、市町、消防機関、自衛隊、国、防災関係機関を結ぶ、重要な通信施設であり、地震災害時においてもその機能が十分発揮できるよう、施設の耐震性を確保するとともに、庁舎用非常用電源設備の整備や平素からの非常用電源を用いた訓練の実施、的確な操作の徹底等停電対策を充実するものとする。

また、県防災行政通信施設の二重化を図るとともに、緊急時における防災情報を直接住民へ提供することができるよう、市町防災行政無線との接続などを図り、大規模地震時にも情報通信機能が確保できるようその強化に努める。

イ　中央防災無線網の整備

県は、地震災害時における国（内閣総理大臣官邸、非常災害対策本部、各省庁等）との通信手段を確保するため、県庁に中央防災無線回線を整備している。

なお、端末は、知事室（秘書課）、危機管理・広報課、消防防災課、宿直室に設置し、危機管理センターには電話機とテレビ会議システムを設置している。。

ウ　県防災情報システムの整備

県は、防災情報、災害情報の迅速な処理、災害の予測を図るため、情報通信技術を活用した、防災情報システム等の整備を図る。

(ｱ)　防災情報システムの概要

防災情報システムは、気象情報、被害情報などの各種情報や、画像情報等の多様な情報を一元的に収集・管理し、各関係機関に提供するシステムである。このシステムにより、必要な情報が、正確・迅速に共有できるようになり、より確実な防災対策を講じることが可能となる。

(ｲ)　防災情報システムの主な機能

a　一斉指令システム（気象予・警報、地震情報等）

b　被害情報システム（人的・住家・道路被害情報等）

c　防災地図情報システム（各種被害情報に基づく地図作成）

d　画像情報システム（各種画像情報）

(ｳ)　防災情報システムの平常時の活用

平常時においては、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化等を図ることで、防災体制の充実に資する。

【通信系統図】

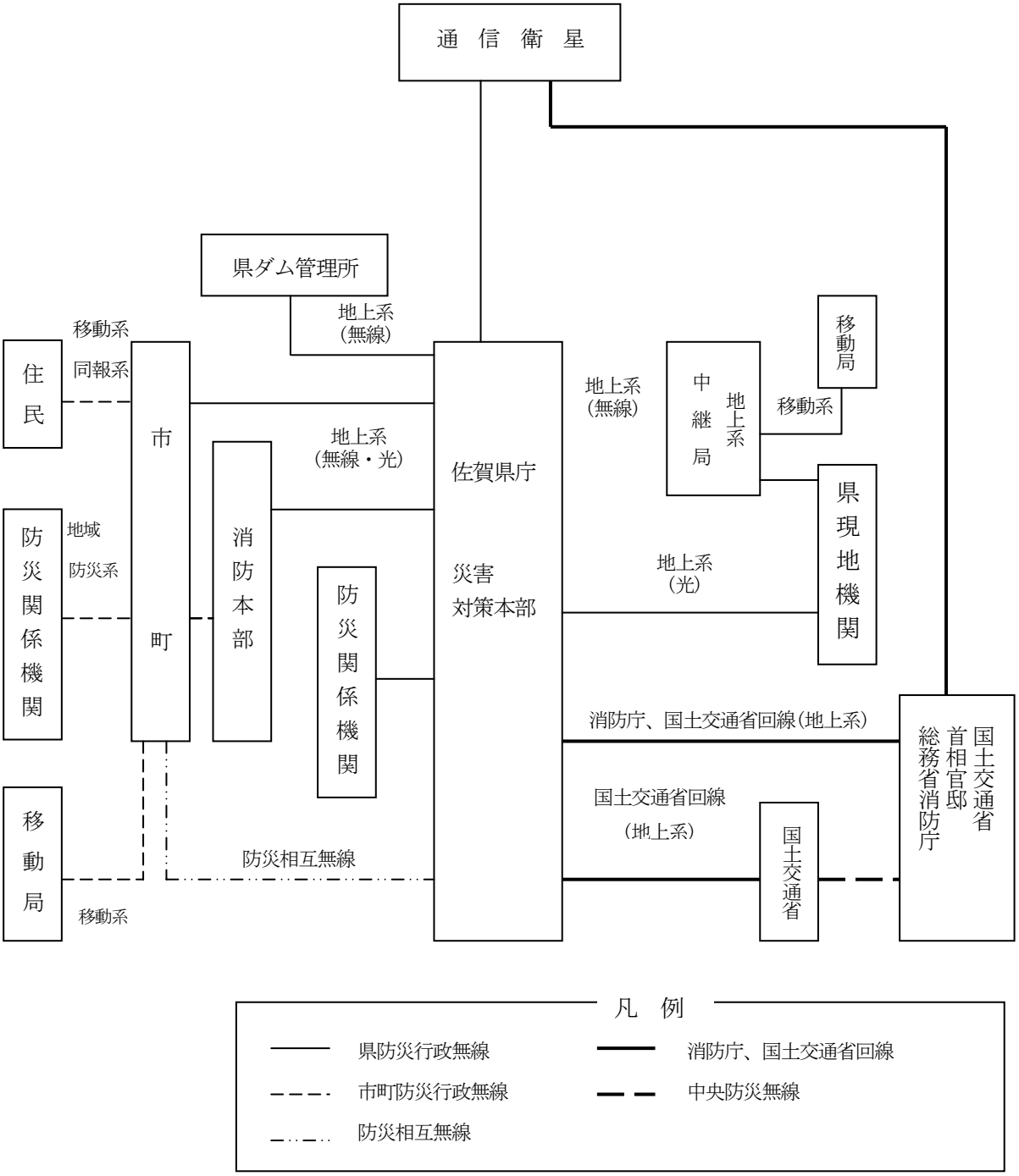

エ　震度情報ネットワークシステムの充実

県は、大規模地震が発生した場合に、被害の全体像を早期に推定把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内市町に計測震度計を設置し、市町から震度情報を収集するとともに、その情報を消防庁及び佐賀地方気象台に発信する「佐賀県震度情報ネットワークシステム」を整備した。

また、地震発生時に自動的に送られてくる震度情報をもとに、全県の地震動、家屋被害状況、人的被害状況等を即時に推測するシステムの整備を図る。

【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】

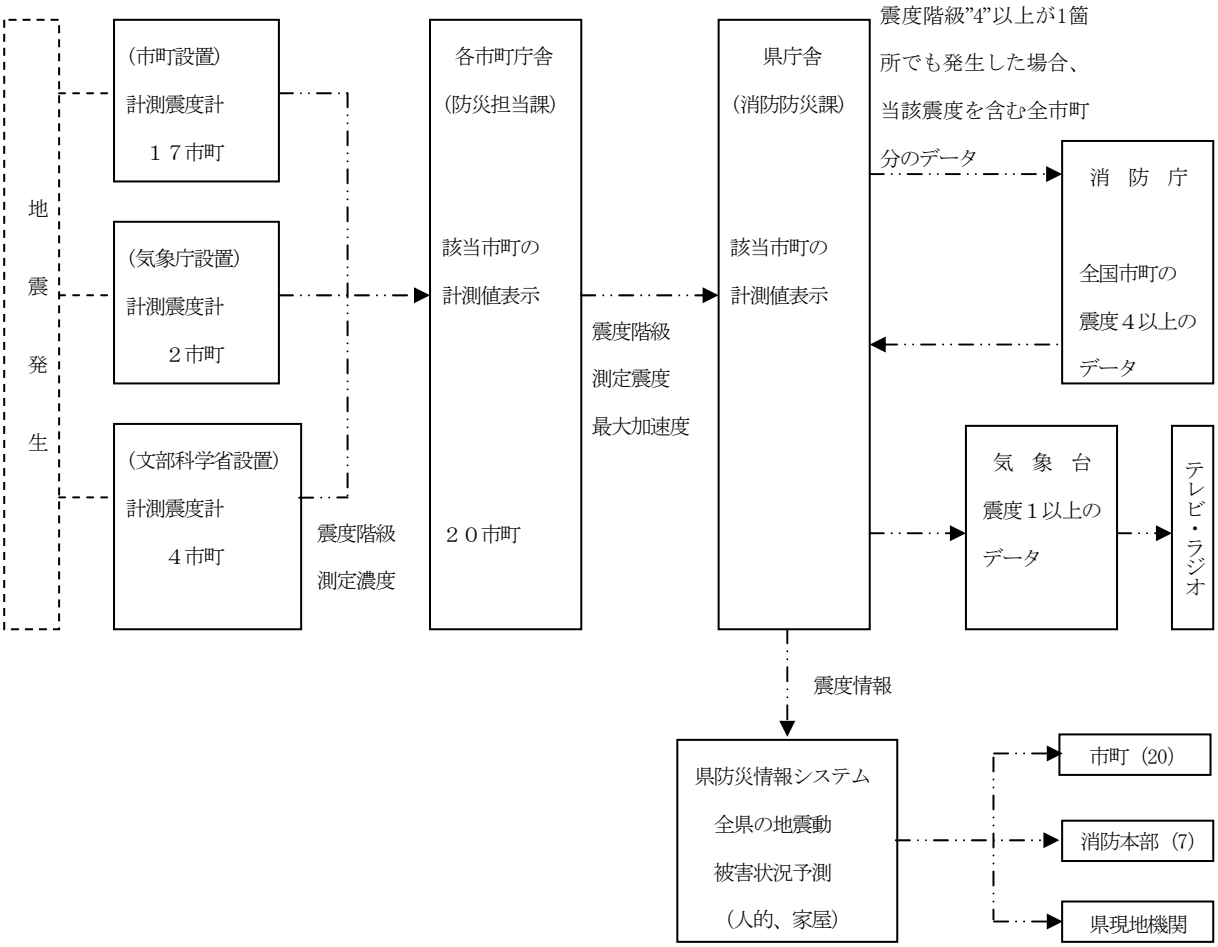

オ　カメラ画像の受信システムの活用

県は、国土交通省が設置するカメラや佐賀広域消防局が設置している高所監視カメラの画像を県庁で受信するシステムを活用し、情報収集を行う。

カ　衛星可搬局、ヘリコプターテレビシステム等の活用

県は、衛星可搬局、ヘリコプター搭載テレビカメラ等からの映像を県庁で見ることができるシステムを活用し、情報収集を行う。

キ　災害情報提供システムの整備

県は、防災情報、災害情報等を住民等へ提供するため、災害情報提供システムの整備を図る。

(ｱ)　災害情報提供システムの概要

災害情報提供システムは、気象情報、防災情報、交通情報等の各種災害関連情報等を、県ホームページやメールで提供することにより、県民の防災活動に資するものとする。

(ｲ)　主な災害情報提供システム

a　防災ポータルサイト（県ホームページによる情報提供）

b　携帯端末向けホームページ（携帯端末への情報提供）

c　防災ネットあんあん（登録した住民へのメールによる情報提供）

【防災情報連絡系統図】

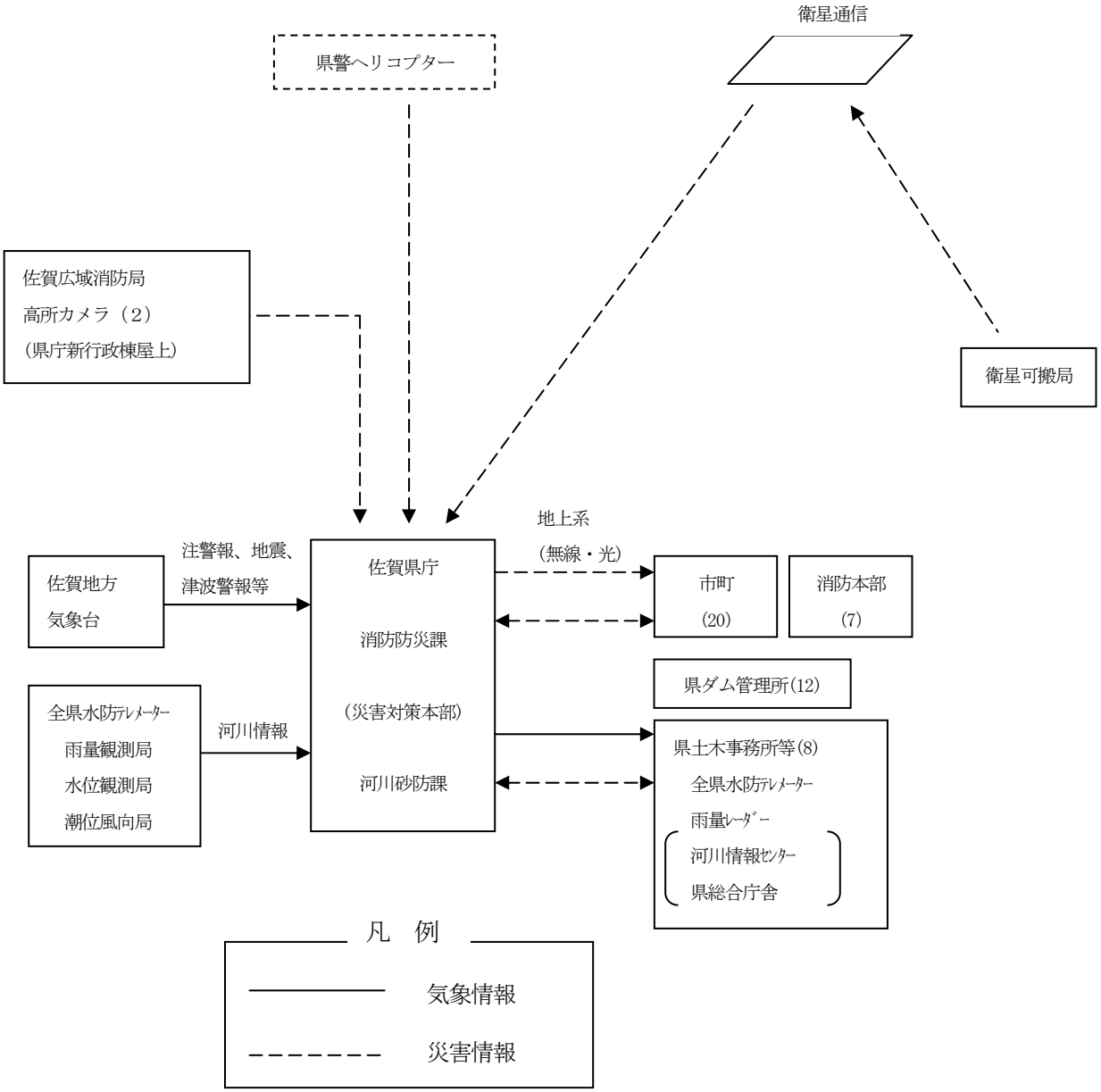

(5)　県警察における体制の整備

県警察は、警察通信施設の耐震性の強化に努めるとともに、予備電源の整備や衛星携帯電話等の整備を図る。

また、情報の収集手段の多様化を図るため、通信指令システム、ヘリコプターテレビシステム、ＩＴＶ（交通流監視カメラ）等による画像情報の収集・連絡システムの充実を図るとともに、国土交通省が設置するカメラの画像を受信するシステムの導入を図る。

(6)　市町における体制の充実・強化

市町は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、市町村防災行政無線や全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備に努めるものとし、すでに導入している市町においても、施設・設備の管理に万全を期すとともに、地震災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

なお、ケーブルテレビ、オフトーク通信などが普及している市町においては、これらの活用

を図る。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティＦＭや臨時災害放送局（以下「災害ＦＭ」という。）の活用が有効であるため、市町は、コミュニティＦＭ局との協定締結や災害ＦＭの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

【市町村防災行政無線系統図】

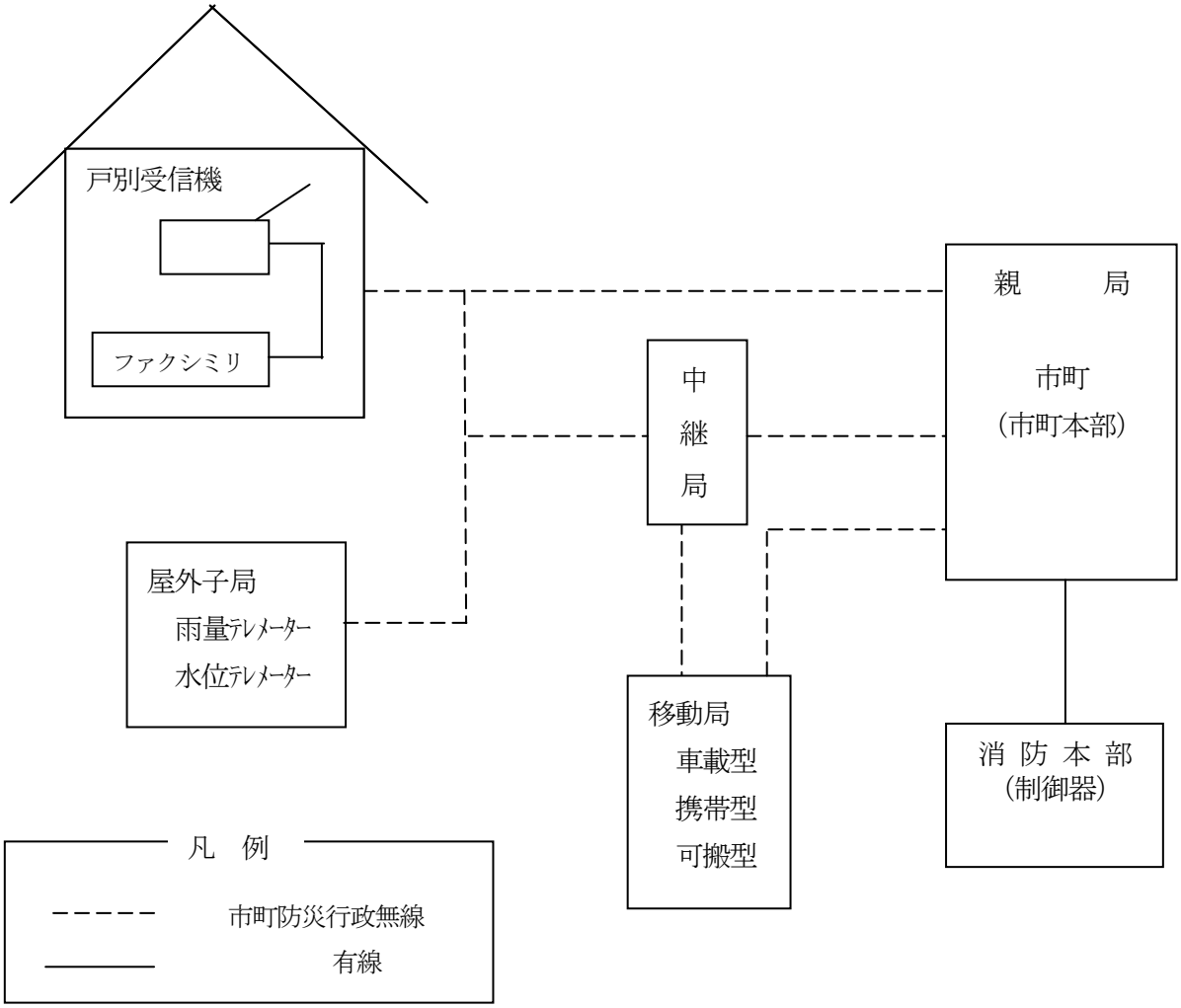

2　情報の分析整理

県、市町及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3　電気通信事業者による体制等

(1)　電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、地震災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐震及び耐火構造化を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、主要な中継交換機の分散設置、主要な電気通信設備等への予備電源の設置な

どによる通信網の整備を実施する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

県及び市町は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、県民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市町は、平常時から通信各社と連携し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において西日本電信電話株式会社が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制について、県及び市町は西日本電信電話株式会社と協議しておく。

≪災害用伝言サービス≫

〇西日本電信電話株式会社

・ 災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

・ 災害用ブロードバンド伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

〇携帯電話・ＰＨＳ各社

・ 災害用伝言板

携帯電話・ＰＨＳのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・ＰＨＳ番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

地震災害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

県、市町及びその他防災関係機関は、地震災害が発生した場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）を図ることとなっている。

(2) 非常通信の普及・啓発

防災関係機関に対し、地震災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用

促進について、普及・啓発を図る。

【資料編】

○　県内の非常通信の状況

○　市町防災行政無線の整備状況

第２　防災活動体制の整備	県警察、市町、消防機関、防災関係機関、 県（情報課、消防防災課、資産活用課、職員課、 関係各所属）

県、県警察、市町、消防機関、各防災関係機関は、地震災害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

１　職員の体制

(1)　県職員の参集体制の整備

ア　１時間以内参集可能職員の確保

県は、県庁舎の近傍に居住する県職員の中から、災害発生後１時間以内に参集し、「緊急初動班」として情報収集等に当たる職員（１００名程度）を確保する。

イ　２４時間体制の推進

県は、災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため、整備した宿日直による２４時間体制の的確な運用を進める。

ウ　連絡手段の整備

県の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、情報収集に努めるものとする。

エ　災害時の職員の役割の徹底

県災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる本部（部）長は、各対策部が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図るものとする。

(2)　防災関係機関の参集体制の整備

市町など防災関係機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(3)　応急活動マニュアル等の作成

県、市町及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

２　災害対策本部室（県危機管理センター）等の整備

(1)　災害対策本部室（県危機管理センター）等

県、県警察、市町及び消防機関は、災害時に、防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等について、情報通信機器の整備など、必要な機能の充

実を図るとともに、耐震診断を実施し、必要があれば、施設・設備等の耐震性の強化を図るための措置を講じる。

さらに、地震により本庁舎等が使用できない場合に、代わりに災害対策本部等を設置する施設をどこにするかあらかじめ決定しておく。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

また、県は、情報通信機器を備えた常設の災害対策本部室（県危機管理センター）を整備する。

(2)　食料等の確保

県、県警察、市町及び消防機関は、大規模地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも２日ないし３日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(3)　非常用電源の確保

県、県警察、市町及び消防機関は、地震災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、平常時より、非常用電源施設の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(4)　非常用通信手段の確保

県、県警察、市町及び消防機関は、地震災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

3　防災拠点施設の整備

県は、大規模地震災害発生時に、災害応急対策の中枢基地として機能する防災拠点施設の整備に努める。

(1)　防災拠点施設

県は、災害時に、本庁舎が被災した場合の代替機能を果たすとともに、災害時に県内の緊急物資輸送（ヘリポート機能を含む。）、備蓄、要員確保等の災害対策活動の拠点となり、さらに、平常時には防災に関する啓発、教育、訓練を行う場となる防災拠点施設の整備に努める。

(2)　県消防学校

県は、県消防学校の整備・充実を図るものとする。

4　市町の防災拠点の整備

市町は、地震災害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも市町に１箇所以上の防災拠点の整備を図る。

≪主な機能≫

○　緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース

○　地域の防災活動のためのオープンスペース

○　ヘリポート機能

○　情報通信機能
○　耐震性防火水槽

5　コミュニティ防災拠点の整備

市町は、住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる消火、防災資機材等の整備に努める。

≪主な機能≫
○　避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
○　避難場所としての広場
○　情報通信機器
○　耐震性防火水槽

6　災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用用排水施設の管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

7　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

県及び市町は、災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

また、定期的な点検を行い必要な見直しを行う等、計画が実効性あるものとなるよう努める。

8　災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

県、市町及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

なお、県は、県消防防災課［総括対策部］など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入するとともに、災害対策本部の各対策部に含まれていない所属（各種委員会事務局（教育委員会を除く。）及び議会事務局）の職員及び所属の人数が災害対策業務やＢＣＰにおいて災害時にも住民が必要とする重要な行政サービスと位置付けられている業務に必要な人数を上回る所属の職員が応援要請に応えられるよう態勢を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

9　救援活動拠点の確保

県及び市町は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

第３　広域防災体制の強化	市町、消防機関、防災関係機関、 県（危機管理・広報課、消防防災課、循環型社会推進課、地域福祉課、医務課、薬務課、農林水産商工本部企画・経営グループ、商工課、県土づくり本部企画・経営グループ建設・技術課、建築住宅課）

各防災関係機関は、地震災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが円滑に実施できるよう情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結にあたっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結にも考慮する。

１　都道府県間の相互応援

県は、九州・山口の各県との間で、職員の派遣、食料等の提供、避難・収容施設や住宅の提供、医療支援等についての「九州・山口９県災害時応援協定」を締結（平成２３年）するとともに、全都道府県との間で「全国都道府県災害時相互応援協定」を締結（平成８年）している。

また、九州地方知事会は、関西広域連合との間で「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」を締結（平成２３年）している。

なお、毎年関係資料の更新を行う等、これら協定が実効あるものとなるよう努める。

２　県と防災関係機関等との応援協定

県は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間企業等との協定の締結を促進する。

≪現在締結している協定≫

協　定　名［所管部署］	協　定　締　結　の　相　手　方
災害時における放送要請に関する協定　［危機管理・広報課］	長崎放送株式会社ＮＢＣラジオ佐賀局、 株式会社サガテレビ、 日本放送協会佐賀放送局、株式会社エフエム佐賀、 佐賀シティビジョン株式会社、 株式会社多久ケーブルメディア、 伊万里ケーブルテレビジョン株式会社、 株式会社ケーブルワン、 有田ケーブル・ネットワーク株式会社、 藤津ケーブルテレビジョン株式会社、株式会社テレビ九州、 株式会社唐津ケーブルテレビジョン、 有限会社ネットフォー、株式会社ネット鹿島、 唐津市有線テレビジョン放送、ふじ有線テレビ、

	西海テレビ株式会社、鏡テレビ共同受信組合、 ＦＭからつ株式会社
災害時における報道要請に関する協定　　［危機管理・広報課］	朝日新聞社佐賀支局、読売新聞社佐賀支局、 日本経済新聞社佐賀支局、西日本新聞社佐賀総局、 日刊工業新聞社佐賀支局、毎日新聞社佐賀支局、 佐賀新聞社、共同通信社佐賀支局、 時事通信社佐賀支局
災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定 ［消防防災課］	佐賀県警察本部長
アマチュア無線による災害時応援協定　　［消防防災課］	社団法人日本アマチュア無線連盟佐賀県支部
九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定 ［県土づくり本部企画経営グループ］	国土交通省九州地方整備局企画部
災害時における応急対策に関する協定　　［建設・技術課］	社団法人佐賀県建設業協会
災害時の防災拠点及び技術支援等に関する協定　　［消防防災課］	西日本高速道路株式会社九州支社
（佐賀県と日本赤十字社との医療、助産及び死体の処理に関する）協定　　［医務課］	日本赤十字社佐賀県支部
災害時における医療救護に関する協定　　［医務課］	社団法人佐賀県医師会
佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定　　［医務課］	国立大学法人佐賀大学、 日本赤十字社佐賀県支部、 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館、 医療法人清明会、
災害時における医薬品等の供給に関する協定　　［薬務課］	佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会
無償団体救援協定（災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬） ［循環型社会推進課］	佐賀県環境整備事業協同組合
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定　　［循環型社会推進課］	社団法人佐賀県産業廃棄物協会
災害時における仮設トイレの調達に関する協定 ［循環型社会推進課］	株式会社レンタルのニッケン、株式会社ソクト

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定　　［商工課］	社団法人佐賀県トラック協会
災害時における物資の受入及び配送等に関する協定 ［農林水産商工本部企画・経営ｸﾞﾙｰﾌﾟ］	ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店
災害時における物資の調達に関する協定　　［消防防災課］	株式会社リョーユーパン、イオン九州株式会社、 株式会社ローソン、日興食品株式会社、 佐賀県生活協同組合連合会、 グリコ乳業株式会社佐賀工場、 株式会社セブン－イレブン・ジャパン、 株式会社イズミ、 ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター、 佐賀県石油商業組合、株式会社ファミリーマート
災害時におけるＬＰガスの調達に関する協定　　［消防防災課］	社団法人佐賀県エルピーガス協会
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定　［建築住宅課］	社団法人プレハブ建築協会
災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定 ［建築住宅課］	社団法人佐賀県宅地建物取引業協会、 社団法人全日本不動産協会佐賀県本部
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定　［消防防災課］	エムエス九州株式会社、株式会社ココストア、 ＪＲ九州リテール株式会社、 株式会社セブン－イレブン・ジャパン、 株式会社デイリーヤマザキ、 株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、 株式会社ローソン、株式会社壱番屋、 株式会社吉野家ディー・アンド・シー、 佐賀県石油商業組合、 株式会社モスフードサービス

3　市町村間の相互応援

市町は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

4　市町・消防機関と防災関係機関等との相互協力

市町、消防機関は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

5　相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

○　九州・山口９県災害時応援協定

○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

○　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

○　市町における災害時相互応援協定の締結状況

第４　救助、医療及び消防活動体制の整備	国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、 日本赤十字社佐賀県支部、 県（消防防災課、医務課、薬務課）

１　救助活動体制の整備

消防機関及び市町、県警察、自衛隊及び海上保安部は、救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、地震災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

２　医療活動体制の整備

(1)　災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の耐震化、地震災害時の患者受入機能及び医療救護班派遣機能の強化、患者搬送車の整備、応急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、地震災害時の医療体制の整備に努める。

ア　基幹災害医療センター

病　　院　　名	所　　在　　地
地方独立行政法人佐賀県立病院好生館	佐賀市水ヶ江１－１２－９
国立大学法人佐賀大学医学部附属病院（研修機能担当）	佐賀市鍋島５－１－１

イ　地域災害医療センター

病　　院　　名	所　　在　　地
多久市立病院	多久市多久町１７７１－４
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘２－１４３
唐津赤十字病院	唐津市二タ子１－５－１

有田共立病院	西松浦郡有田町立部乙２４８５－３
白石共立病院	杵島郡白石町福田１２９６

(2)　災害時医療救護マニュアルの普及・活用

県は、この計画に基づく詳細な医療活動の手順を規定した「災害時医療救護マニュアル（平成１５年９月策定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。

(3)　大学病院等との連携

県は、大規模地震災害時における救急医療を確保するため、あらかじめ大学病院、公的医療機関、県医師会等と協定を締結するなど連携の強化に努める。

(4)　医療応援体制の整備

ア　都道府県間の応援体制

県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

イ　関係機関の応援体制

県、市町、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(5)　広域災害・救急医療情報システムによる情報収集・伝達

県及び関係機関は、災害時、特に発災時に医療救護活動が適切に実施できるよう、平常時から平成１１年１月に整備した「広域災害・救急医療情報システム」の操作等の研修・活用訓練を定期的に実施するなどして、災害時の医療活動に必要な情報を迅速かつ正確に収集・伝達する。

(6)　市町における災害時医療体制の整備

市町は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(7)　救護資機材の整備の充実

日本赤十字社佐賀県支部は、自己完結型による災害救護体制が確立できるよう必要な災害救護資機材の整備充実を図るとともに、救護物資について、災害時に迅速な配分ができるよう分散配置に努める。

(8)　災害時緊急医薬品等の備蓄

国、県及び市町は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

３　消防活動体制の整備

(1)　火災防止の啓発

市町及び消防機関は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

(2)　消防施設等の整備強化

市町及び消防機関は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等

について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。

(3)　市町及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4)　救急搬送体制の強化

消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

【資料編】

○　救助用資機材の保有状況
○　災害拠点病院の救命医療機器・救護資機材の保有状況
○　医薬品等の備蓄状況
○　消防施設・設備の整備状況、消防水利の状況
○　高規格救急自動車の配備状況

第５　緊急輸送活動	国、海上保安部、県警察、道路管理者、港湾管理者、県（消防防災課、商工課、水産課、農山漁村課、空港・交通課、道路課、港湾課）

1　緊急輸送ネットワークの指定

県は、大規模地震災害発生時における緊急輸送を確保するため、施設の代替性、各種輸送手段の活用による多重化に配慮しながら、緊急物資の受入れ、搬送などの輸送拠点及び道路、港湾、漁港、飛行場、ヘリポートなどの輸送施設を調整し、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークを指定する。

また、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送拠点及び輸送施設は、耐震性の強化を図る。

(1)　輸送拠点の指定

県は、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点をあらかじめ指定するものとする。

≪輸送拠点≫

佐賀県消防学校	佐賀市
佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館	
唐津市文化体育館	唐津市

佐賀県競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（伊万里勤労青少年体育センター）	伊万里市
白岩運動公園（白岩体育館）	武雄市

(2)　輸送施設の指定

ア　海上輸送施設の指定

県は、港湾・漁港施設が地震災害時に救援物資、応急復旧資材、人員の輸送基地として重要な役割を担っていることを考慮し、緊急輸送ネットワークとの連携を図り、海上輸送施設を指定する。

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港

イ　航空輸送施設の指定

県は、地震災害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、航空輸送施設を指定する。

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港

ウ　陸上輸送施設（緊急輸送ネットワーク）の指定

道路は、地震災害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを構築する。

(ｱ)　第１次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

(ｲ)　第２次緊急輸送道路

第１次道路とネットワークを構成し、市町庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(3)　輸送拠点、輸送施設の耐震化

県は、輸送拠点及び輸送施設に指定された施設等について、耐震点検を実施するとともに、耐震性の強化を図るため必要があれば、計画的に整備に努める。

緊急輸送道路網図

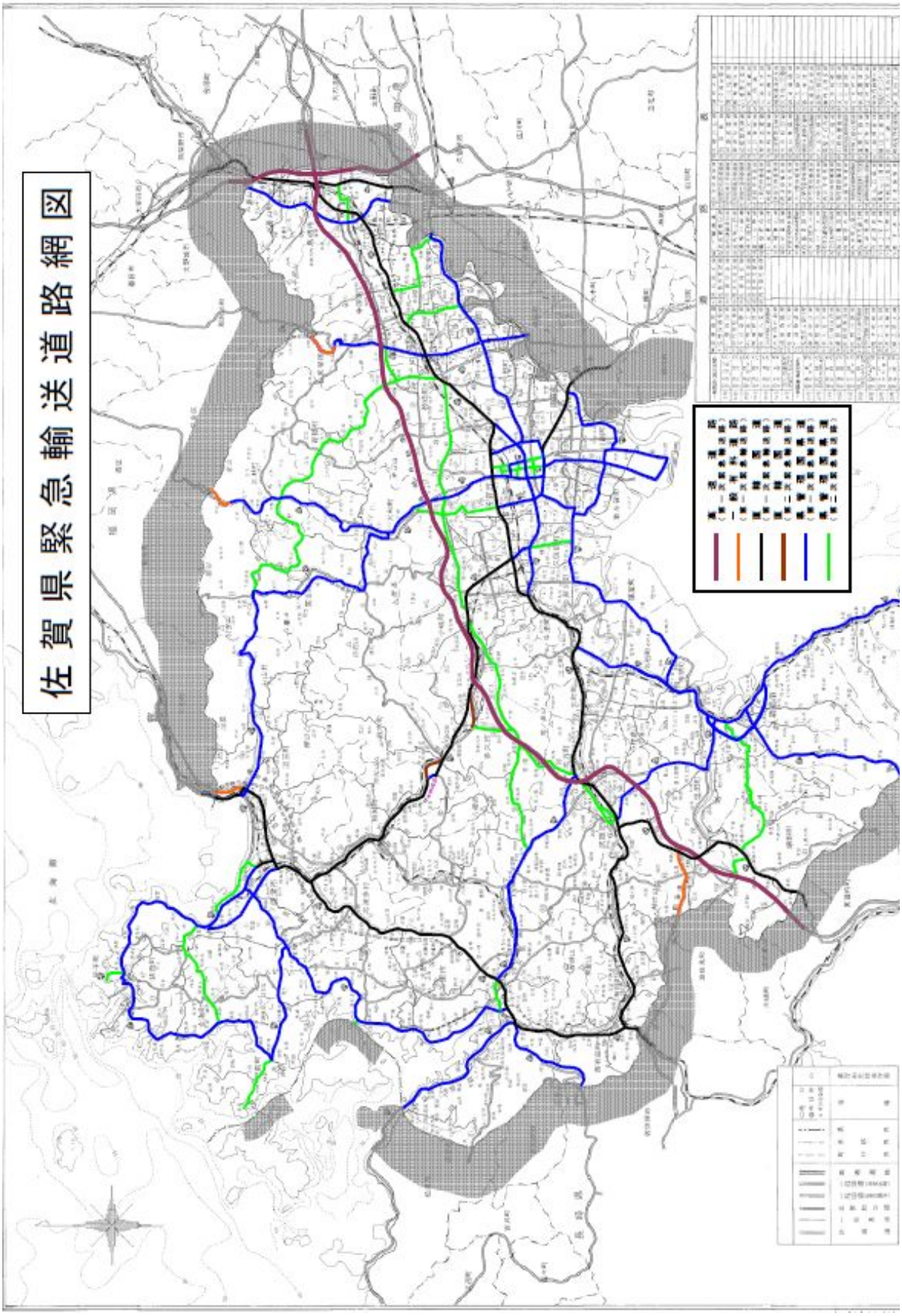

2　道路輸送の確保

(1)　道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の耐震性の強化にに努めるとともに、県警察は、警察庁、隣接又は近接の県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

(2)　関係機関等との協力関係の構築

ア　道路管理者

道路管理者は、建設業者と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

イ　県警察

県警察は、警備業者との協定に基づき、地震災害時における緊急輸送道路の確保、災害情報の収集などについて、支援協力が得られるよう連携の強化を進めるとともに、信号機、道路標識等の保守点検業者と協定を締結するなど、災害発生後の信号機、道路標識等の故障、倒壊等に対応するため、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

(3)　緊急輸送体制の整備

県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

3　鉄道輸送の確保

県は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、鉄道事業者との協力体制の整備を進める。

4　海上輸送の確保

港湾管理者は、災害発生後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携のもと港湾機能の維持・継続のための体制を検討し、建設業者と協定を締結するなど、必要な対策を講じる。

県は、関係団体との協定の締結を検討するなど、緊急輸送のための海上輸送の協力体制の整備を進める。

海上保安部では、次に掲げるようなものについて巡視船艇による緊急輸送活動が可能であるので、県は、要請手続等について海上保安部と調整しておくものとする。

(1)　救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

(2)　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

(3)　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等

(4)　負傷者等の医療機関への搬送

(5)　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資　等

5　航空防災体制の強化

県は、地震災害時に、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な緊急輸送活動が実施できるよう航空防災体制の整備に努める。

第６　避難収容及び情報提供活動	国、市町、「幼稚園・小学校・中学校高等学校及び特別支援学校」（以下「学校等」という。）・病院等・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）・不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際交流課、林業課、県土づくり本部企画・経営グループ、建設・技術課、建築住宅課、体育保健課、社会教育・文化財課、教育支援課）

１　市町の避難計画

市町は、住民の人命の安全を第一に、あらかじめ避難場所（避難所として使用する場合を含む）、避難経路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

災害時要援護者の避難については、災害時要援護者避難支援プランに基づき、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。

また、市町地域防災計画の中に、避難誘導やこれら対策に関する計画を定めておく。

(1)　避難場所

市町は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、次の基準により一時（いっとき）避難場所（災害時の危険を回避するために緊急的に避難する場所）及び避難所（災害により被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に収容し保護する場所）を指定しておくものとする。

県は、市町が県有施設を避難場所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、避難所としての指定を受けた県立学校については、災害時要援護者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

ア　一時避難場所

(ｱ)　選定基準

a　地震に伴う火災や建築物の倒壊等に対する安全が確保できる公園・緑地・学校のグラウンド・団地の広場等であること。

b　避難区域内の可能な限り多くの住民を収容できるよう配置すること。

イ　避難所

(ｱ)　選定基準

a　火災、土砂災害、浸水、余震などに対する安全が確保できる場所（河川付近及び低地などでは水害、山間部では土砂災害、沿岸地域では高潮・津波の危険性も考慮した場所）で、生活空間に配慮した施設であること（公民館、学校等が適当）。

b　避難者１人当たり概ね２㎡以上確保できる施設であること。

c　災害想定等により避難が予想される住民を収容できるよう配置すること。

(ｲ)　機能の強化

市町は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、高齢者、障がい者及び子ども等の災害時要援護者、男女双方の視

点並びにペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

a　必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

b　非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

c　テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

d　避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

e　飲料水の給水体制の整備

f　支援者等の駐車スペースの確保

(2)　避難経路及び誘導体制

市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、一時避難場所に通じる避難経路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者その他の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した災害時要援護者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

ア　災害時要援護者の実態把握

イ　避難経路の整備及び選定

ウ　避難場所の受入環境

エ　避難誘導責任者及び援助者の選定

さらに、避難誘導にあたっては、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮する必要がある。

(3)　避難所の管理運営

市町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。

(4)　避難生活上必要となる基本的事項

ア　情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ　飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ　保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ　プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ　高齢者、障がい者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市町が策定した災害時要援護者避難支援プランに基づき、平常時から地域内の災害時要援護者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ　在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

キ　居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る必要がある。

2　学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1)　学校等

ア　避難計画等の整備

学校等の管理者は、地震時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

イ　教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2)　病院等

ア　避難計画等の整備

病院等の管理者は、地震災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

イ　教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3)　社会福祉施設

ア　避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ　教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4)　不特定多数の者が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(5)　指導の充実

県、市町は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。

3　応急住宅

(1)　建設資材の調達

県、市町は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2)　仮設住宅の建設場所

大規模地震災害が発生し、仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市町は、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

(3)　公営住宅等への収容

県、市町は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

【資料編】

○　市町別避難所一覧表

第７　災害時要援護者対策の強化	市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、避難所に指定された施設の管理者、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、国際交流課、建築住宅課）

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者は、地震災害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等での防災対策の充実など、これら災害時要援護者に配慮した防災対策の推進を図る。

1　地域における災害時要援護者の支援体制づくり

(1)　地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、地震災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、県及び市町は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

【地域安心システムのイメージ】

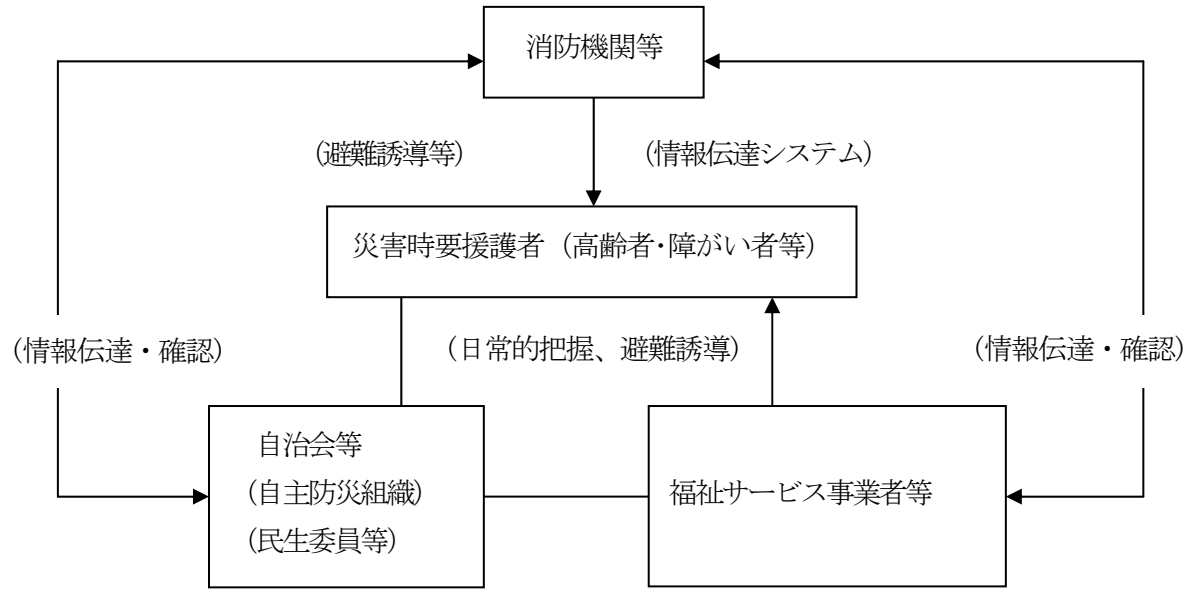

(2)　災害時要援護者の把握と支援体制の整備

ア　災害時要援護者の日常的把握

市町は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業者等の活動を通じ、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者の状況を把握し、その台帳を作成するなど、実態把握に努める。

イ　情報伝達体制の確立

市町は、消防機関による災害時要援護者への災害情報伝達システムを整備するとともに、災害時要援護者に対し、確実に情報伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない災害時要援護者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる分かりやすい情報伝達体制の整備に努める。

ウ　地域全体での支援体制づくり

市町は、地震災害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

エ　災害時要援護者避難支援プラン等の策定

市町、消防機関等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、災害時要援護者やその家族が、地震災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた災害時要援護者避難支援プラン等を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に災害時要援護者避難支援プランの個人プランについては、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

オ　在宅の災害時要援護者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市町は、災害時要援護者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等災害時要援護者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、災害時要援護者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市町は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2　社会福祉施設、病院等における災害時要援護者対策

(1)　災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するとともに、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

(2)　組織体制の整備

地震災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ災害時要援護者に配慮した防災関係施設・設備、資機材等の整備に努めるとともに、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3)　地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

(4)　緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある災害時要援護者の発生に備え、一時入所措置等の取扱が円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5)　県、市町の支援

県及び市町は、社会福祉施設を指導、支援し、地震災害時の安全性の確保並びに災害時要援護者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

3　外国人の安全確保対策

県、市町は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

4　避難所の災害時要援護者対策

(1)　避難所の整備

あらかじめ避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2)　支援体制の整備

県、市町は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3)　公的施設等への受入体制の整備

避難所での生活は、災害時要援護者には厳しい環境となることが考えられるため、県、市町及び社会福祉施設の管理者は、災害時要援護者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

第８　帰宅困難者への対策	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課）

県、市町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど避難場所の確保に努める。

第９　食料、飲料水及び生活必需品等の調達	市町、水道事業者等、事業所、県民、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、薬務課、生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、林業課）

地震災害時における県民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から食料、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、県及び市町は、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

１　確保の役割分担

(1)　県民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で３日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2)　市町

市町は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、

食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。

(3)　県

県は、市町への支援を目的として、必要な食料・飲料水・生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を行う。

2　備蓄方法等

県及び市町は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3　食料・飲料水

(1)　食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア　精米等

県は、地震災害時における精米を調達するため、農林水産省生産局を通じ米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給のあっせんを要請し、被災者に対し円滑に供給できる体制を整備する。

県は、応急用備蓄食料について、県が独自で備蓄を行うとともに、自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。

県は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ袋等の備蓄を行うものとする。

イ　その他の食料

県及び市町は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう市場、関係団体等との連絡体制を整備する。

(2)　飲料水の確保及び資機材の整備等

県、市町及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。（１人１日３リットル）

市町及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

また、県、市町及び水道事業者等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、必要に応じて備蓄を行うものとする。

4　生活必需品

県及び市町は、地震災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

5　医薬品

市町は、郡市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

県は、市町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、市町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行う。

6　木材等の確保

県は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体の協力を得る等して、その供給体制の整備に努めるものとする。

【資料編】

○　食料の備蓄状況
○　応急給水用資機材の保有状況
○　水道の現況
○　生活必需品の備蓄状況

第10　応急復旧及び二次災害の防止活動	市町、水道事業者等、下水道施設管理者、工業用水道事業者、九州電力株式会社佐賀支社、電気通信事業者、都市ガス事業者、 県（循環型社会推進課、県土づくり本部企画･経営グループ、建設・技術課、下水道課、河川砂防課、道路課）

1　迅速な応急復旧体制の確立

県、市町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

2　資機材等の確保

県、市町及びライフライン事業者は、地震災害の発生に備えるため、二次災害の防止や応急復

旧に必要な各種資機材の保管状況について平常時から把握しておくよう努める。

３　迅速な廃棄物処理体制の構築

県及び市町は、迅速な応急復旧の支障となる災害時の廃棄物の処理について、関係団体と連携して、平常時から活動体制や広域応援体制等の確立に努める。

第11　防災訓練	市町、県警察、消防機関、防災関係機関、自主防災組織・事業所等、県民、 県（消防防災課、関係各所属）

広範囲にかつ同時に発生する地震災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び災害時要援護者を含めた住民等は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

１　県

(1)　総合防災訓練

ア　大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における県、市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

イ　訓練は次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練を適宜取り入れて行うものとする。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

(ｱ)　非常召集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請

(ｲ)　火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（災害時要援護者を含む。）、救助、救急

(ｳ)　地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災

(ｴ)　避難所設置、給水、炊き出し

(ｵ)　交通規制、道路等の障害物除去、応急架橋、無線通信

(ｶ)　上下水道施設復旧、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧

(ｷ)　救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け等

ウ　実地の対応力向上を図るため、図上訓練の導入等、訓練の実施方法や内容等について、適宜見直していく。

(2)　個別訓練

ア　情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、市町及び防災関係機関等と協力して実施する。

イ　職員の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を適宜実施する。

(3)　通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線及び非常通信連絡会の会員の通信機等を使用して、防災情報の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

(4)　緊急消防援助隊に関する訓練

各消防機関等の技術及び連携活動能力の向上を図るため、関係機関と連携し、共同で適宜訓練を実施する。

(5)　訓練後の評価

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

2　市町

防災訓練については市町防災計画に定め、その実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うこと。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすること。

≪訓練の内容例≫

(1)　災害発生時の広報

(2)　避難誘導、避難勧告、避難勧告の指示及び警戒区域の設定

(3)　災害時要援護者の安全確保

(4)　消防、水防活動

(5)　救助・救急活動

(6)　ボランティアの活動体制の確立

(7)　食料・飲料水、医療その他の救援活動

(8)　被災者に対する生活情報の提供

(9)　避難所の設置運営

3　防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

4　事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、県民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1)　事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施

設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として当該市町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2)　自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3)　県民の訓練

県民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、市町及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

第12　災害復旧・復興への備え	市町、防災関係機関、建築物の所有者、 県（消防防災課、情報課、循環型社会推進課、建築住宅課、法務課、市町村課、関係各所属）

1　災害廃棄物の発生への対応

県、市町、防災関係機関及び建築物の所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

また、県及び市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域応援体制等の確立に努める。

2　各種データの整備保全

県及び市町は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項等について整備しておくものとする。

(1)　各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

(2)　不動産登記の保全

3　復興対策の検討

県、市町及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第３項　地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

第１　地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	市町、 県（消防防災課、関係各所属）

地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成８年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は、次の方針に基づき、平成１８年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、特に緊急を要する施設等の積極的な整備を推進していくものとする。

１　対象地区

対象地区は、全県とする。

２　計画年度

平成２３年度～２７年度（５箇年）

３　計画対象事業

(1)　避難地
(2)　避難路
(3)　消防用施設
(4)　消防活動が困難である区域の解消に資する道路
(5)　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
(6)　共同溝、電線共同溝などの電線、水管等の公益物件を収容するための施設
(7)　公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(8)　社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(8)-2　公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(9)　公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(10)　公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(11)　不特定多数のものが利用する公的建築物のうち、地震防災上補強を要するもの
(12)　海岸保全施設または河川管理施設
(13)　砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋密集地域の地震防災上補強を要するもの
(14)　地域防災拠点施設
(15)　防災行政無線その他の施設又は設備
(16)　井戸、貯水層、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
(17)　非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
(18)　救護施設等地震時における応急的な措置に必要な設備または資機材

(19)　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

4　市町における事業の推進

市町は、市町地域防災計画に位置づけられ、地震防災緊急事業五箇年計画に記載された、市町が実施する事業について、積極的な推進に努める。

【資料編】

○　地震防災緊急事業五箇年計画の概要

第４項　県民等の防災活動の推進

第１　防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、教育政策課、学校教育課、体育保健課）

１　職員への防災教育の実施

地震発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、地震に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1)　研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他地震対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2)　講習会

各防災関係機関は、地震の原因、対策等の科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3)　現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4)　災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

２　県民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、県民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。

この場合、防災知識の普及にあたっては、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1)　防災知識の普及・啓発等

県、市町及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

ア　家庭での予防・安全対策（３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の

確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策など）

イ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動

ウ　災害時の家族内の連絡体制の確保

(2)　緊急地震速報（警報）の周知・広報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。緊急地震速報（警報）は、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。佐賀地方気象台は、県、市町、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3)　地震・津波対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、地域防災アセスメントを行うとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや地震時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(4)　報道機関の活用及び協力要請

災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から県民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5)　地震防災教育の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。

また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

(6)　防災関連設備等の普及

県及び市町は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品の普及に努める。

第２　消防団の育成強化	市町、消防機関、 県（消防防災課）

消防団は、常備消防と並んで、地域防災力の中核として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

県及び市町は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

１　消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

２　消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3　消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第３　自主防災組織等の育成強化	市町、事業所、県民、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課）

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件も重なることが予想されることから、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、県民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、災害時要援護者への援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市町は、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

1　地域住民等の自主防災組織

市町は、市町地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

県及び市町は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

≪自主防災組織の活動例≫

平常時	防災知識の普及 防災訓練 地域内の安全点検 防災資機材の整備・点検
災害時	出火防止・初期消火 救出・救護 避難誘導（災害時要援護者の援助） 情報の収集・伝達 避難所運営への協力

２　活動拠点及び資機材の充実

市町は、自主防災組織の活動拠点の整備や、消火、救助、救護のための資機材の充実に努める。

【資料編】

○　自主防災組織の状況

第４　企業防災の促進	市町、事業所、 県（消防防災課、商工課）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

県及び市町は、こうした取り組みに資する情報提供等の取り組みを行うものとするとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

第５　ボランティア活動の環境整備	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、地域福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、薬務課、国際交流課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）

災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

１　ボランティアの育成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、相互に連携を図りながら、ボランティアの総合的な登録、養成・研修、支援・調整等を実施する。

２　ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての

研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3　ボランティア活動支援機関の体制強化

県及び市町は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4　ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区　　分	活　　動　　内　　容
専門ボランティア	(1)　被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2)　建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3)　土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア協会） (4)　医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） (5)　整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6)　福祉（介護、手話通訳等） (7)　無線（アマチュア無線技士） (8)　特殊車両操作（大型重機等） (9)　通訳（語学） (10)　災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11)　公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災エキスパート会等） (12)　その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1)　救援物資の仕分け、配分、配送 (2)　避難所の運営補助 (3)　炊出し (4)　清掃 (5)　災害時要援護者等への生活支援 (6)　その他軽作業

【資料編】

○　ボランティアの登録状況

第６　災害教訓の伝承	市町、 県（消防防災課、関係各所属）

県及び市町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第５項　災害救助基金の管理

第１　災害救助基金の管理	県（消防防災課）

県は、災害救助の実施及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助法に基づき、災害救助基金を積み立てる。

１　積立額

災害救助法第３８条の規定により、災害救助基金の各年度における最少額（県の当該年度の前年度の前３年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の１，０００分の５相当額）以上を積み立てるものとする。

２　運用方法

(1)　銀行への預金

(2)　債券の応募又は買入

(3)　救助物資の事前購入

【資料編】

○　県災害救助基金の積立状況

第６項　技術者の育成・確保

第１　技術者の育成・確保	市町、 県（障害福祉課、まちづくり推進課、建築住宅課、河川砂防課）

県、市町は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技　術　者　名	業　　務　　内　　容
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
防災エキスパート	公共土木施設や公共建物等の被害状況の把握・通報、応急対応等への助言、現地対策本部等への支援
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

【資料編】

○　技術者の登録状況

第７項　孤立防止対策計画

第１　孤立防止対策計画	市町、事業所、県民、 県（消防防災課、地域福祉課、長寿社会課、障害福祉課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課）

市町及び県は、地震災害により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

１　県

(1)　災害時の孤立地域を予測し、市町との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。

(2)　孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を市町と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

２　市町

(1)　住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。

(2)　県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。

(3)　孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。

(4)　孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の耐震化等の整備を推進するものとする。

(5)　孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

３　県民等

(1)　救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から災害時要援護者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第２節　災害応急対策計画

第１項　活動体制

各防災関係機関は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第１　県の活動体制	県（消防防災課、関係各所属）

県は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波警報・津波注意報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

１　災害情報連絡室

(1)　設置基準

ア　県内で震度４の地震が発生した場合（自動設置）

イ　県内沿岸（津波予報区　佐賀県北部、有明・八代海）に津波注意報が発表された場合（自動設置）

ウ　県内で震度３の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で、消防防災課長（不在のときは、国民保護・防災対策監）が必要と認める場合

(2)　所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(3)　構成

消防防災課、危機管理・広報課、生産振興、県土づくり、交通政策の各本部(部)連絡員所属、情報収集が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害情報連絡室長は、消防防災課長をもって充て、消防防災課長が不在のときは、国民保護・防災対策監が代理する。

(4)　配備要員

災害情報連絡室の要員として、消防防災課長、危機管理・広報課長、関係所属長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

(5)　知事等幹部職員への連絡

休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害情報連絡室自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(6)　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

２　災害警戒本部

(1)　設置基準

ア　県内で震度５（強・弱）の地震が発生した場合（自動設置）

イ　県内沿岸に津波警報（津波）が発表された場合（自動設置）

ウ　県内で震度４の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で、副知事（防災監）（不在のときは、総合防災統括監）が必要と認める場合

エ　津波により大きな被害が発生した場合で、副知事（防災監）（不在のときは、総合防災統括監）が必要と認める場合

(2)　所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

(3)　構成

消防防災課、危機管理・広報課、各本部(部)連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、総合防災統括監が代理する。

(4)　配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

(5)　知事等幹部職員への連絡

休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(6)　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

３　災害対策本部

(1)　災害対策本部

ア　設置基準

(ｱ)　県内で震度６弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

(ｲ)　県内沿岸に津波警報（大津波）が発表された場合（自動設置）

(ｳ)　県内で震度５強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合で、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順の者）が必要と認める場合

(ｴ)　津波により甚大な被害が生じた場合で、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順の者）が必要と認める場合(1)　設置基準

イ　所掌事務

県域に係る災害予防及び災害応急対策の実施

ウ　設置場所

本庁舎新行政棟「佐賀県危機管理センター」に置く。

「佐賀県危機管理センター」が使用できない場合は、適当な現地機関を選定する。

エ　指揮命令系統

知事が不在又は事故にあった場合には、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ　知事の早期帰庁

災害対策本部が設置された場合に、知事が出張等により不在の場合は、ヘリコプターの活用など早期帰庁のための措置をとるものとする。

カ　組織

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

キ　配備体制

災害対策本部設置時の配備体制は、次のとおりとし、知事が定める。

種　別	体　制　の　基　準	配備要員の基準
第１体制	局地的に甚大な被害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき	１／２程度の職員
第２体制	①　県内全域に甚大な被害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき ②　県内で震度６弱以上の地震が発生したとき 又は県内沿岸に津波警報（大津波）が発表 されたとき（災害対策本部は自動設置）	災害対策に従事する ことができる全職員

（注）　各対策部の具体的配備については各対策部長が上記基準に基づき定め、各地区対策班の具体的配備については地区対策総括班長（土木事務所長）が上記基準に基づき、各班長（関係現地機関の長）と協議の上、定める。

ク　知事等幹部職員への連絡

休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害対策本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(2)　現地災害対策本部

災害対策本部長（知事）は、佐賀県災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（知事）が必要と認める場合は、災害対策本部長（知事）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

(3)　緊急初動班

ア　緊急初動班の設置

地震災害、津波災害により電話等の情報通信が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、総合防災統括監の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、消防防災課長をもってあて、臨機に対応する。

緊急初動班長は、総合防災統括監と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮し、エの業務や総合防災統括監から指示のあった事項について、その活動に当たる。

イ　緊急初動班要員の確保（電話等途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な地震（震度６弱以上）を感知し、または県内沿岸に津波警報（大津波）が発表された場合で電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

災害発生後１時間以内に、緊急初動班の要員として、概ね１００名確保するものとする。

ウ　緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所に置く。

エ　緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

(ｱ)　通信機材の確保

a　通信機器の点検

b　携帯用テレビ、ラジオ等の調達

(ｲ)　情報の収集

a　県警察、消防機関、市町、県民その他からの情報収集

b　自衛隊に対して、ヘリコプター等による情報収集の依頼

c　テレビ、ラジオによる情報収集

d　職員が登庁時に集めた情報の収集

(ｳ)　その他緊急に必要な事項

a　国への通報連絡

b　各対策部長及び配備要員の確保

c　本庁舎の電気、給水設備等の点検

(4)　国との連携

国において、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

(5)　その他

佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】

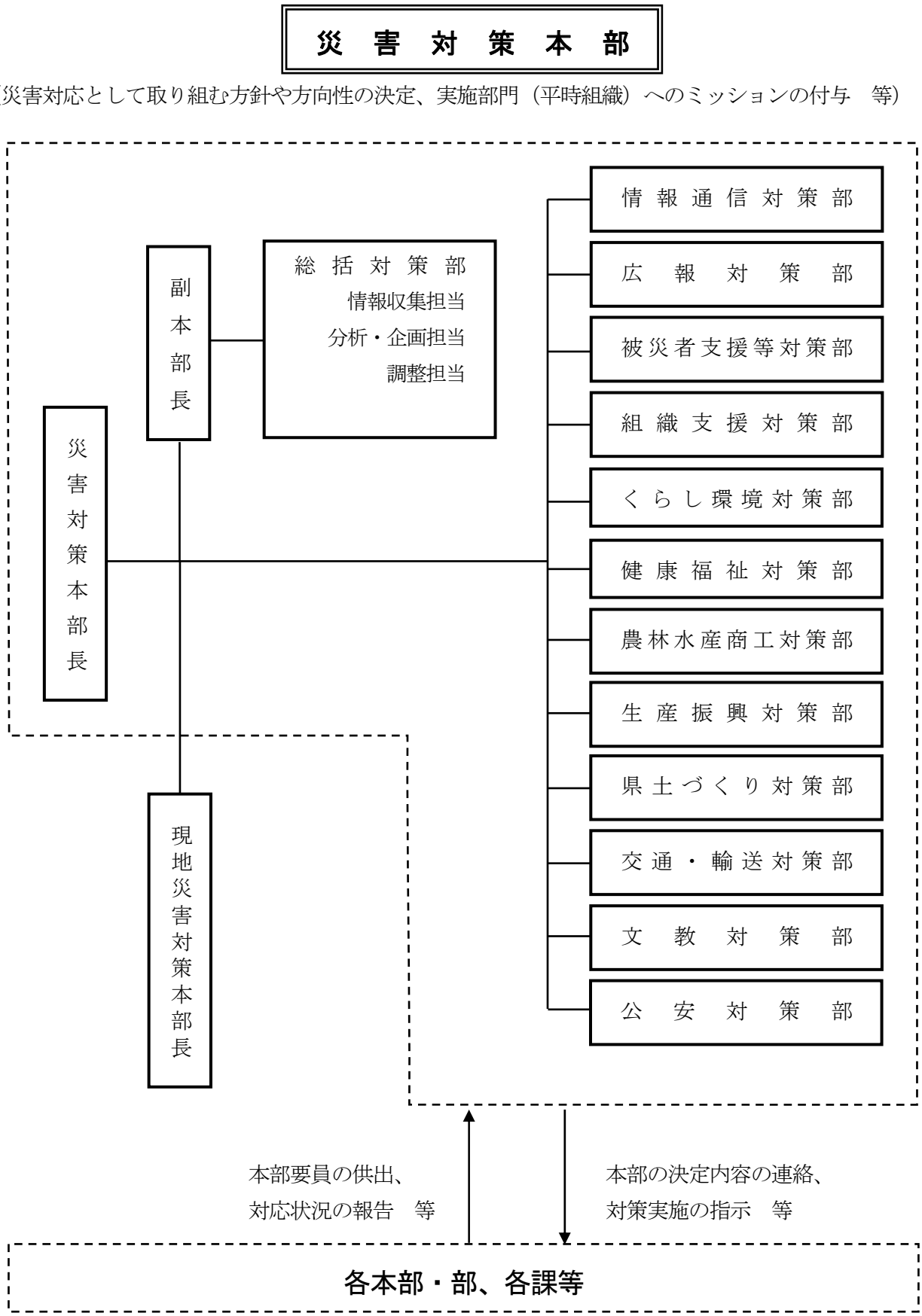

（災害対策本部の配備体制、所掌事務）

※「対策部長の担任事務」：「◇」の者は、対策部長の事務のうち当該担任事務のとりまとめ等を行う。

※「関係（対応）課等」：各対策部長の判断により、以下に掲げる課等のほか対策の検討に必要な課等に参加を要請できる。

※各対策部長の担任事務について専門的知識を必要とする場合は、総括対策部をはじめとした他の対策部や当該担任事務の平時の担当課等と相談・連携しながら対策を検討する。

対策部 対策部長	対策部長の担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
総括対策部 ●防災監	災害対策の総括 ◇総合防災統括監 ※総括対策部に、各対策本部から、原則として副本部長級職員１名及び課長級職員1名、その他職員１名を配置。 （所属は総括対策部とする。）	・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること （情報収集関係） ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること （分析・企画関係） ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・退避の指示、警戒区域の設定に関すること ・従事命令の発動に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・孤立地域対策に関すること （調整関係） ・市町との連絡・全体調整に関すること（業務支援の調整を含む。） ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・活動調整に関すること（広域避難の調整含む。） ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること ・国等関係機関への陳情等に関すること ・視察・調査の対応、応接に関すること	政策監グループ （（広聴・調査担当）以外） 防災企画グループ 消防防災課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う

		・被災地の慰問、激励等への対応に関すること	
情報通信対策部 ●最高情報統括監	情報通信手段の確保等 ◇情報課長	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町のＩＣＴに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に関すること	情報課 消防防災課 資産活用課
広報対策部 ●危機管理・報道監	県民等への情報発信、報道対応等 ◇危機管理・広報課長	・県ホームページ・エリアメール等による災害情報等の提供に関すること ・報道機関を通じた県民への情報提供に関すること ・県本部の広報に関すること ・報道機関との連絡及び相互協力に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること ・地域コミュニティＦＭとの情報連携・提供に関すること ・生活関連情報の提供に関すること ・報道機関からの照会への対応に関すること ・各種支援策に係る住民への周知に関すること ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の種類や提供方法等）等の情報発信に関すること ・海外からの支援等の問合せに関すること ・上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理・記録に関すること	危機管理・広報課 国際交流課
被災者支援等対策部 ●統括本部長	被災者等の相談対応 ◇政策監（広聴・調査担当）	・県民からの要望の受付に関すること ・被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関すること	政策監グループ （広聴・調査担当） ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集
	被災者支援に関すること ◇統括本部副本部長	・義援金に関すること ・被災者生活再建支援法の適用に関すること ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害	消防防災課 地域福祉課　ほか

		援護資金に関すること ・他都道府県等からの災害見舞金に関すること	
	県議会対策 ◇統括本部副本部長（議会担当）	・県議会との連絡調整に関すること ・統括本部の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	統括本部企画・経営グループ
	ライフライン情報の収集・提供 ◇統括本部副本部長	・ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関すること	情報課 原子力安全対策課 新エネルギー・産業振興課 生活衛生課 下水道課　ほか
	災害救助法 ◇統括本部副本部長	・災害救助法に関すること	統括本部企画・経営グループ 消防防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（こども未来課、地域福祉課、医務課、生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、建築住宅課、学校教育課ほか）
	本部長秘書 ◇秘書課長	・本部長の秘書に関すること ・視察者等の応接に関すること（本部長の対応に係る分）	秘書課
組織支援対策部 ●経営支援本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇経営支援本部副本部長	・経営支援本部関係の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	経営支援本部企画・経営グループ
	対応要員確保、外部支援職員の支援 ◇職員課長	・災害対策要員の動員、調整に関すること ・災害対策要員の健康管理に関すること ・国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関すること ・国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舎確保に関する全体調整	職員課
	庁内応援要員の確保・調整 ◇経営支援本部副本部長	応援チーム（各種委員会事務局のほか各対策本部内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て	職員課（応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、新エネルギー・産業振興課、入札・検査センター、法務課、統計調査課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持

			たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員）
	災害対策本部の予算 ◇財務課長	・災害対策費の予算措置に関すること ・災害対策用調達物品の審査に関すること	財務課
	県有資産の管理・活用 ◇資産活用課長	・県庁舎、総合庁舎、宿舎の被害調査及び災害対策に関すること ・本部業務に必要な場所の確保に関すること ・自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関すること	資産活用課
	市町の行財政支援 ◇市町村課長	・被災市町の行財税政の調査及び助言に関すること ・被災市町の応急対策資金のあっせんに関すること ・市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関すること	市町村課
	災対本部の運営支援 ◇総務事務センター長	・災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関すること ・災害対策用自動車の調達及び配車に関すること ・災害対策関係物品の調達及び出納に関すること ・災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関すること	総務事務センター
	税務関係 ◇税務課長	・災害による県税の減免等に関すること	税務課
くらし環境対策部 ●くらし環境本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	くらし環境本部企画・経営グループ
	ボランティア・男女共同参画 ◇男女参画・県民協働課長	・ボランティア活動の総合調整に関すること ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンターに関すること ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関すること	男女参画・県民協働課
	物価の監視 ◇くらしの安全安心課長	・物価の監視及び生活物資の安定供給に関すること	くらしの安全安心課
	自然公園対策 ◇有明海再生･自然環境課	・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること	有明海再生･自然環境課
	公害防止、廃棄物処理等対策 ◇循環型社会推進課長	・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること ・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定	循環型社会推進課ほか

		に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること ・倒壊家屋、自動車等の撤去等に関すること	
健康福祉対策部 ●健康福祉本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	健康福祉本部企画・経営グループ
	災害時要援護者対策 ◇健康福祉本部副本部長	・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること ・災害時要援護者の避難に係る各種調整に関すること ・被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関すること ・被災したこどもに対する福祉サービスに関すること ・被災高齢者に対する福祉サービスに関すること ・被災障がい者に対する福祉サービスに関すること ・手話通訳の派遣、点字資料の作成に関すること ・その他の災害時要援護者対策に関すること	こども未来課 地域福祉課 母子保健福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 健康増進課
	避難所対策 ◇地域福祉課長	・避難所の設置・運営に関すること	地域福祉課　ほか
	医療対策 ◇医務課長	・医療救護班の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・被災者の救護（助産を含む。）に関すること ・他都道府県、国への医療従事者（DMAT含む。）の派遣要請に関すること ・団体（医師会、NHO等）への医療従事者の派遣要請に関すること ・医療機関への医療活動情報の提供に関すること ・ボランティア（医療支援）に関すること	健康福祉本部企画・経営グループ 医務課
	健康対策 ◇健康増進課長	・被災地における防疫に関すること ・住民の健康管理に関すること ・各種栄養相談及び指導の実施に関すること	健康増進課
	薬務、医療資機材対策 ◇薬務課長	・毒物・劇物に係る被害調査及び災害対策に関すること ・応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関すること	薬務課

		・医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関すること	
	衛生対策 ◇健康福祉本部副本部長	・水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること ・水質検査の実施に係る関係団体との調整に関すること ・食品衛生に関すること ・仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関すること ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること ・避難に伴うペット対策に関すること ・遺体の一時安置場所、棺、ドライアイス等の確保に関すること ・遺体の処理（遺体の洗浄・縫合・消毒等、一次保存、検案）に関すること ・遺体安置所への搬送、埋葬に関すること（広域処理に係る調整を含む。）	循環型社会推進課 医務課 生活衛生課
農林水産商工対策部 ●農林水産商工本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	農林水産商工本部 企画・経営グループ
	支援物資対策 ◇農林水産商工本部副本部長	（物流関係） ・物資全般の状況把握、調整に関すること ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整に関すること ・物資全般の配送に係る市町の支援に関すること ・物資の集積場所、輸送中継基地の確保に関すること （物資関係） ・生活必需品等の供給に関すること ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関すること ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関すること ・市町からの応援要請の受付、把握に関すること ・県備蓄物資の供給に関すること ・協定締結団体等への要請に関すること ・国、他都道府県、団体との調整に関すること ・受入品の決定に関すること ・ニーズの報道提供に関すること ・自衛隊、日赤等へ炊出しの要請に関すること	危機管理・広報課 地域福祉課 生活衛生課 農林水産商工本部 企画・経営グループ 流通課 商工課　ほか
	外国人対策	・県内在住外国人の被害調査及び支援に	国際交流課

	◇国際交流課長	関すること	
	企業対策 ◇企業立地課長	・誘致企業・工業団地の被害調査及び災害対策に関すること ・工業用水道施設の被害調査及び災害対策に関すること	企業立地課
	雇用・労働者対策 ◇雇用労働課長	・労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関すること ・その他労働対策に関すること	雇用労働課
	流通対策 ◇流通課長	・卸売市場の被害調査及び災害対策に関すること ・貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関すること	流通課 商工課
	商工業対策 ◇商工課長	・商工業者の被害の収集に関すること ・商工業者の災害融資あっせんに関すること	商工課
	観光、一時滞在者対策 ◇農林水産商工本部副本部長	・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること ・帰宅困難者対策に関すること	商工課 観光課 空港・交通課　ほか
生産振興対策部 ●生産振興部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇農林水産商工本部副本部長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・農林水産関係団体との連絡調整に関すること	農林水産商工本部企画・経営グループ
	農業者対策 ◇生産者支援課長	・農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関すること ・被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び漁船保険に関すること	生産者支援課
	水田等対策 ◇農産課長	・水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に関すること	農産課
	園芸対策 ◇園芸課長	・園芸作物の被害調査及び災害対策に関すること ・災害時における病害虫の発生予防及び防除に関すること	園芸課
	畜産対策 ◇畜産課長	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること	畜産課
	水産業対策 ◇水産課長	・水産物等の被害調査及び災害対策に関すること	水産課
	林業対策 ◇林業課長	・林業関係の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用木材、薪炭の確保に関すること	林業課
県土づくり対策部 ●県土づくり本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること	県土づくり本部企画・経営グループ

	建設業、建築資機材等対策 ◇建設技術課長	・建設業者の確保に関すること ・災害対策の技術指導に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること	建設技術課
	都市計画対策 ◇まちづくり推進課長	・都市施設の被害調査及び災害対策に関すること ・復興都市計画に関すること	まちづくり推進課
	下水道対策 ◇下水道課長	・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び災害対策に関すること	下水道課
	農地、農業用施設対策 ◇県土づくり本部副本部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	農山漁村課 農地整備課
	住宅対策 ◇県土づくり本部副本部長	・公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること ・被災住宅の応急修理等に関すること ・住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・家屋被害調査に係る支援に関すること ・被災者に対する住宅資金の融資に関すること ・応急仮設住宅の土地の確保に関すること ・応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関すること ・被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関すること ・被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管理者間の調整に関すること ・職員宿舎の被災者への提供に関すること及び職員宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関すること ・被災者への国の宿舎、雇用促進住宅等の提供の調整に関すること ・他都道府県との住家提供の調整に関すること	雇用労働課 土地対策課 建築住宅課 資産活用課 教育支援課　ほか
	河川砂防対策 ◇河川砂防課長	・河川、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること ・ぼた山の被害調査及び災害対策に関すること ・採石場の被害調査及び災害対策に関すること ・水防活動の総括に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・ボランティア(砂防ボランティア、防災エキスパート)に関すること	河川砂防課

	治山、林業用施設対策 ◇森林整備課長	・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	森林整備課
交通・輸送対策部 ●交通政策部長 ※災害時要援護者の避難について、特殊な福祉関係車両の調整・確保は健康福祉対策部が、自衛隊車両の調整・確保は総括対策部が実施	交通・輸送に係る全体調整等 ◇交通政策部副本部長	・空港、鉄道、道路、港湾、船舶、バスなど交通・輸送インフラ全般の被害状況のとりまとめや、運行状況等に係る整理及び関係者への情報提供に関すること ・避難者の輸送、交通手段の全体調整に関すること	県土づくり本部企画・経営グループ
	運輸関係及び緊急ヘリポート対策 ◇交通政策部副本部長	・空港関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・新幹線施設の被害調査及び災害対策に関すること ・定期バス及び離島航路に関すること ・臨時ヘリポートの確保に関すること ・緊急輸送における空港の使用に関すること ・緊急輸送（鉄道）に関すること	空港交通課 新幹線活用・整備推進課 港湾課
	道路対策 ◇道路課長	・道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート、う回路の選定及び選定支持に関すること ・パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること	道路課
	港湾対策（漁港等含む） ◇港湾課長	・港湾（海岸堤防、漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること ・緊急輸送における港湾の使用に関すること	農山漁村課 港湾課
	船舶対策 ◇水産課長	・緊急輸送（漁船）に関すること	水産課
	車両対策 ◇商工課長	・緊急輸送（バス、トラック）に関すること	商工課
文教対策部 ●教育長	文教対策全般の総括 ◇教育庁危機管理・広報監	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・学校の生徒等の避難の総合調整に関すること ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関すること ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関すること	こども未来課 教育庁危機管理・広報グループ （避難所協力） 教育政策課 教職員課 学校教育課 体育保健課 教育支援課
	生徒等の安全確保 ◇体育保健課長	・公立・私立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・生徒等の避難その他の対策に関するこ	学校教育課 体育保健課

		と	
	学校施設復旧対策 ◇教育支援課長	・公立・私立学校施設の被害調査に関すること ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関すること	教育支援課
	応急教育の実施 ◇学校教育課長	・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関すること ・教職員の確保・調整に関すること ・被災生徒等の把握及び心のケアに関すること ・生徒指導・就学指導に関すること ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関すること ・学校施設内の保健衛生の確保に関すること ・学校給食に関すること ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関すること ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関すること	教職員課 学校教育課 体育保健課 教育支援課
	特別支援学校対策 ◇教育政策課長	・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関すること ・特別支援学校の応急教育の実施に関すること	教育政策課
	私立学校対策 ◇こども未来課長	・私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校）に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導に関すること。 ・私立学校の応急教育に係る指導に関すること	こども未来課
	体育施設対策 ◇体育保健課長	・体育施設の被害調査及び災害対策に関すること ・体育施設の利用者の避難に関すること	体育保健課
	社会教育・文化財対策 ◇社会教育・文化財課長	・社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること ・社会教育施設の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること ・文化財等の被害調査及び災害対策に関すること	社会教育・文化財課
	対策部内の支援 （その他の課等） ◇企画・経営グループ長	・対策部内の応援に関すること ※教育庁の各課は、文教対策部内での応援を基本	
公安対策部	公安対策	・公安対策部の運営及び治安対策に関すること	

●県警本部長	◇警備第二課長	・災害交通規制に関すること ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること ・広域緊急援助隊の活動支援に関すること ・住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関すること ・立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に関すること ・住民等への情報伝達に関すること	

4　職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1)　勤務時間外においては、次のアからウのとおりとする。

ア　災害対策本部設置に伴う登庁の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに登庁するものとする。

イ　県内で震度６弱以上の地震が発生したことを知った場合又は県内沿岸に津波警報（大津波）が発表されたことを知った場合は、直ちに登庁するものとする。

ウ　地震や津波の規模などが確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

(2)　次のアからエに該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。

ア　居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

イ　職員自身が重大な負傷等により、登庁できないときは、(1)の規定は適用しない。

ウ　職員の家族が被災し、救助や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

エ　遠隔地に出張中等、物理的に直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努めるものとする。

ただし、災害対策本部員、課（室）長、消防防災課及び危機管理・広報課職員等の防災担当職員にあっては、業務としての災害対策につくため、アの規定は、適用しない。

(3)　(2)の場合において、上司との連絡がとれるときは、その指示を受けるものとする。

(4)　参集場所の例外

職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に登庁できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受けるものとする。

上司等と連絡がとれないときは、最寄りの県の機関に参集し、その機関の長の指示に従うものとする。

【資料編】

○　佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領

第２　市町の活動体制	市町

市町は、市町の地域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波警報・津波注意報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

市町地域防災計画やその他マニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第３　防災関係機関の活動体制	防災関係機関

各防災関係機関は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波警報・津波注意報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第２項　地震、津波の情報伝達

地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、県、市町及び防災関係機関は、気象庁が発表する津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第１　緊急地震速報（警報）、津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の種類、内容等	佐賀地方気象台

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

ア　緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

気象庁震度階級関連解説表（一部）

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
６弱	立っていることが困難になる。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。

7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。

津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の種類

イ　津波警報・津波注意報の種類

種　類		予　報　文	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで３m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	３m、４m、６m、８m、１０m以上
	津　波	高いところで２m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	１m、２m
津波注意報		高いところで０．５m程度の津波が予想されますので、注意してください。	０．５m

（注）　「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ　地震及び津波に関する情報

情報の種類		解説
地震情報	緊急地震速報（警報）	最大震度５弱以上と予想した地震の際に、強い揺れ（震度４以上）が予想される地域名を発表
	震度速報	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の発生時刻を発表。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表するもの。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

	推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表。
	各地の満潮時刻・津波 の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

エ　津波予報

発表基準	内　　容
津波が予想されないとき	（地震情報に含めて発表） 津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の心配がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表

【資料編】

○　気象庁震度階級関連解説表

○　津波警報・津波注意報の通知形式

○　地震及び津波に関する情報の発表形式

第２　情報の伝達	防災関係機関、 県（消防防災課）

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

【津波警報・津波注意報の伝達】

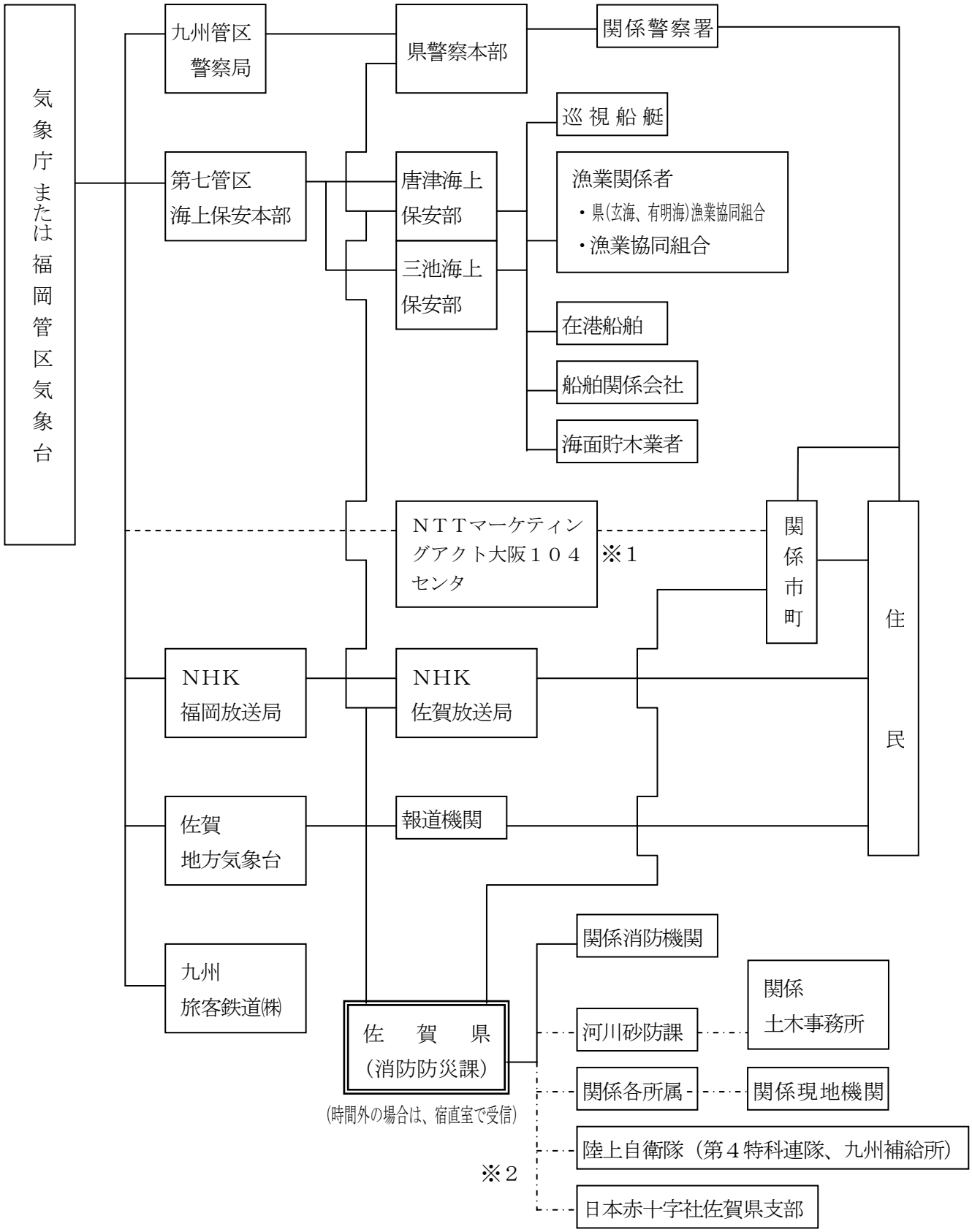

※１（ ---- ）：津波警報のみ伝達

※２（ －･－ ）：時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた消防防災課職員が登庁した後伝達
（緊急の場合は、自宅から）

【地震及び津波に関する情報の伝達】

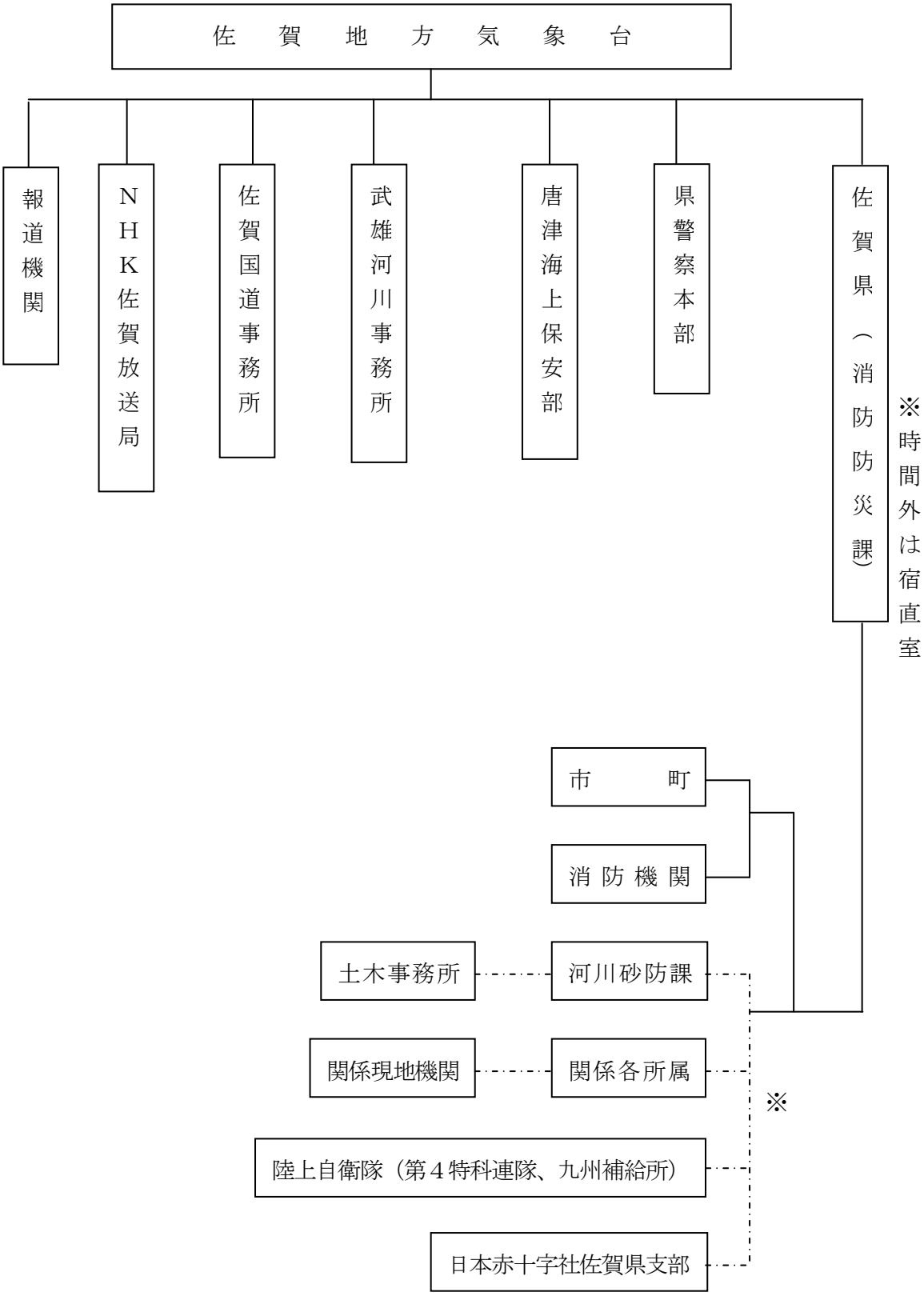

※　時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた消防防災課職員が登庁した後、伝達（緊急の場合は、自宅から）

第３　関係機関による措置事項	佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、西日本電信電話株式会社、 県（消防防災課）

１　気象台

(1)　津波警報・津波注意報の伝達

ア　気象庁、福岡管区気象台

防災情報提供システム、専用回線及び加入電話により、九州管区警察局、第七管区海上保安本部、ＮＴＴマーケティングアクト大阪１０４センタ、ＮＨＫ福岡放送局、佐賀地方気象台、九州旅客鉄道株式会社に通知する。

イ　佐賀地方気象台

防災情報提供システム及び専用回線等により、県警察、唐津海上保安部、ＮＨＫ佐賀放送局、報道機関、県に通知する。

(2)　地震及び津波に関する情報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察、唐津海上保安部、ＮＨＫ佐賀放送局等に通知する。

(3)　津波予報区の範囲

予報区　・・・・・・　佐賀県北部、有明・八代海

２　県

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システム等により市町及び消防機関に通知するとともに、関係本部（部）及び関係の防災関係機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。

(2)　近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度４以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防機関、県警察に伝達するとともに、関係本部（部）及び関係する防災関係機関に通報する。

(3)　地震・津波災害に関する重要な情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防機関、県警察に対して伝達するとともに、関係本部（部）、関係する防災関係機関に通報する。

通報を受けた本部（部）は、直ちに、所属関係現地機関に通報する。

(4)　防災関係機関等への津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の送信方法

市町、消防機関及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを

得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

3　県警察

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の通報

県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台から津波警報・津波注意報の通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。

(2)　地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、住民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。

4　市町

県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考に以下により取り扱うものとする。

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

ア　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、ＮＴＴから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

イ　沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、伝達先に漏れがないよう注意する。

ウ　地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(2)　近地地震津波に対する自衛措置

ア　近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、沿岸部の市町は、直ちに、次の措置を講ずる。

(ｱ)　海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう避難準備（要援護者避難）情報・勧告・指示を行う。

(ｲ)　海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ　市町に対する津波警報・津波注意報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間（１時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市町は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

ウ　災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市町は、気象業務法施行令第８条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるもの

とする。

エ　市町に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、上記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。

(3)　地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(4)　県からの津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

5　消防機関

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

(2)　近地地震津波に対する情報の伝達

沿岸の消防機関は、強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

(3)　地震・津波災害に関する情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）を収集又は入手したときは、これを市町、県（消防防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

6　海上保安部

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、第七管区海上保安本部、佐賀地方気象台等から通報を受けたときは、

ア　無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し、注意喚起する。

イ　津波の到達まで十分時間がある場合は、巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。

ウ　あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により漁業関係者、関係事業所等に周知する。

7　西日本電信電話株式会社

(1)　津波警報の伝達

気象庁からＮＴＴマーケティングアクト大阪１０４センタ等へ伝達された津波警報について、気象業務法に基づき、ＦＡＸにより沿岸市町に連絡する。

(2)　警報の取扱い順位等

警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。

【津波警報の伝達経路】

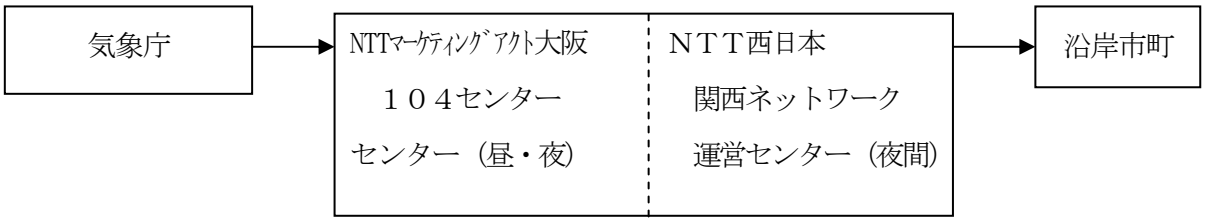

【資料編】

○　津波警報・注意報、地震・津波情報

○　佐賀県津波避難計画策定指針の概要

第３項　災害情報の収集・連絡、報告

防災関係機関は、地震災害時において応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。

また、県、市町は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

第１　収集する災害情報の種類	防災関係機関

防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第１段階】　緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

１　震度情報ネットワークシステムの情報

(1)　県内の各市町の震度

２　画像情報

(1)　画像伝送システムによる情報

(2)　ヘリコプターによる被害情報

(3)　国土交通省等の設置するカメラからの情報

(4)　電子メールによる情報

３　主要緊急被害情報

(1)　概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害、危険物施設等の被害状況、火災・津波・土砂災害の発生状況等）

(2)　ライフライン被害の範囲

(3)　医療機関へ来ている負傷者の状況

(4)　１１９番通報が殺到する状況　　等

【第２段階】　被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

１　人的被害（行方不明者の数を含む。）

２　住家被害

３　ライフライン被害

４　危険物施設等の被害

５　公共施設被害

６　農林水産、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害）　等

【第３段階】　対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

(1)　応急対策の活動状況

(2)　災害対策本部の設置、活動状況　等

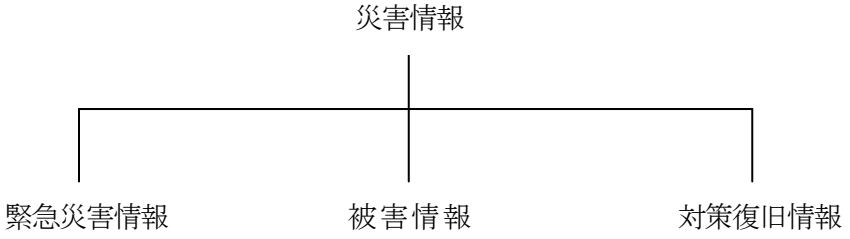

第２　災害情報の収集	防災関係機関、県警察、 県（消防防災課）

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、災害情報を収集する。

県警察は、交番、駐在所等の要員及び、ヘリコプター、パトカー等により被害状況及び交通状況等を把握するものとする。

特に、地震被害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

また、「防災画像情報の相互提供に関する協定」により、国土交通省九州地方整備局と県は、収集した防災画像情報（災害発生状況、災害復旧状況、防災訓練などの防災活動に関するもの）について相互に提供する。

１　画像伝送システム及びヘリコプターによる緊急災害情報の収集

早期に被害の概要を把握するため県は、佐賀市内においては画像伝送システムを活用するほか、必要に応じ、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、第七管区海上保安本部、陸上自衛隊、国土交通省九州地方整備局及び他県へ応援を要請）により、画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

２　参集途上職員による緊急災害情報の収集

各防災関係機関の職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後所属機関の長に報告する。報告を受けた所属機関の長は、県（消防防災課〔総括対策部〕）へ、その映像を添え報告するものとする。

３　その他機関からの情報の活用

県は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や県民等から得られる情報も活用するものとする。

また、市町、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合は、直接職員を被災市町の災害対策本部等現地に派遣し、情報収集に努めるものとする。

第３　災害情報の連絡方法	防災関係機関、 県（消防防災課）

防災関係機関は、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

災害情報の連絡に当たっては、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により確実に行うものとする。さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

県は、防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関に対し、連絡する。

国から「防災画像情報の相互提供に関する協定」により提供された画像情報は、「防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ」により、必要に応じ県（現地機関を含む）、市町、消防本部（佐賀広域消防局含む）及び県警察本部へ配信する。

【情報収集・連絡系統図】

＜被害・対策の状況＞

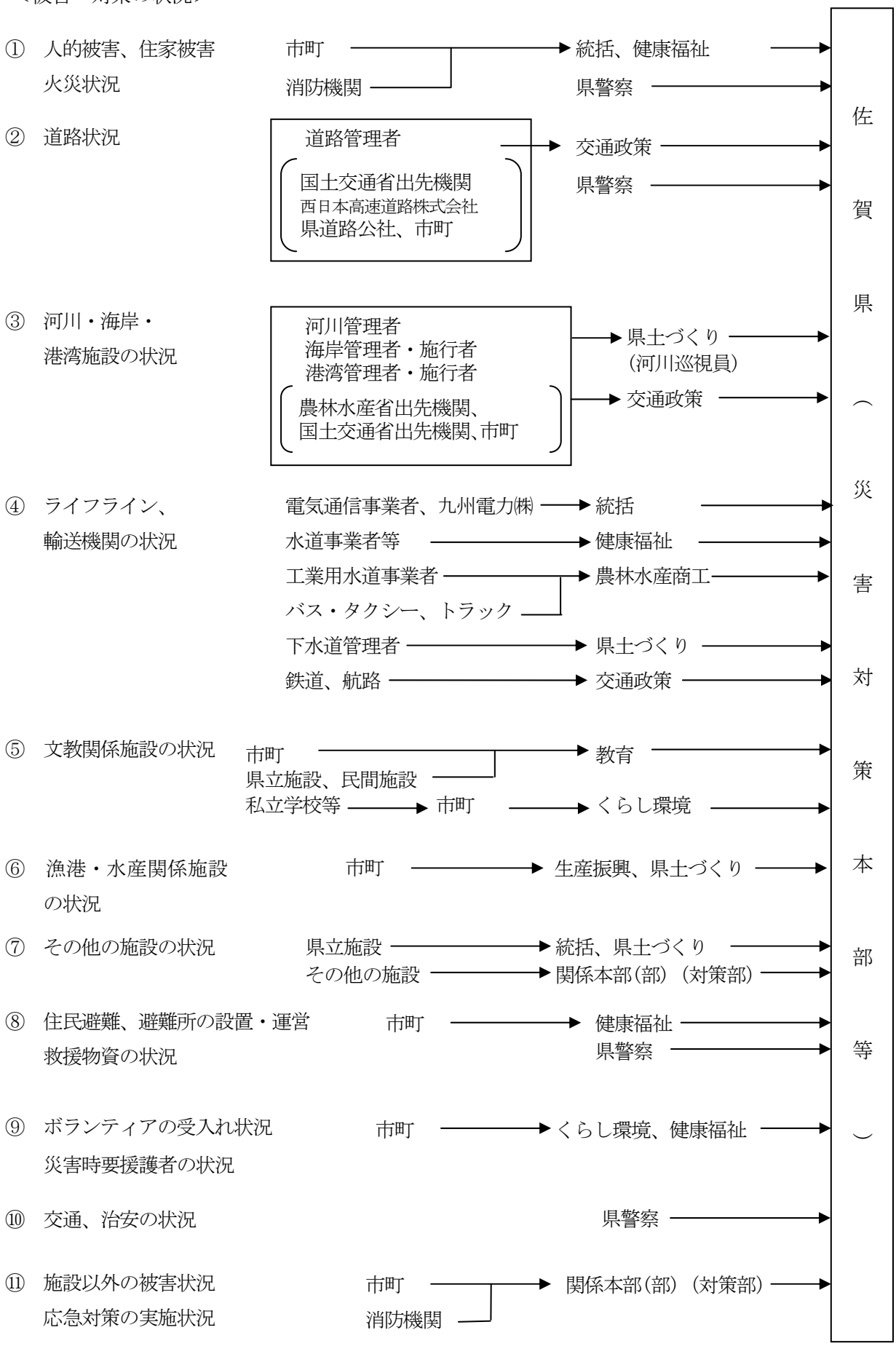

第４　被害状況等の報告	防災関係機関、市町、 県（消防防災課）

県、市町及び消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和４５年４月１０日付け消防防第２４６号）及び火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

１　報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、防災関係機関は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

２　報告の要領

(1)　報告の種類等

種　　類	報　告　す　る　情　報	時　　期
被害概況即報	緊急災害情報 ア　震度情報ネットワークシステムの情報 イ　画像情報 ウ　主要緊急被害情報 (ｱ)　概括的被害状況 （人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災･津波･土砂災害等の発生状況等） (ｲ)　ライフライン被害の範囲 (ｳ)　医療機関へ来ている負傷者の状況 (ｴ)　１１９番通報が殺到する状況　等	災害の覚知後直ちに （特に、震度４以上の地震が発生した場合、又は津波注意報、津波警報が発表された場合には、３０分以内に、応急対策の状況を含めて、報告する。）
被害状況即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害　等 対策復旧情報 ア　応急対策の活動状況 イ　災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害　等 対策復旧情報 ア　応急対策の活動状況 イ　災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 ２０日以内

(2)　報告を必要とする災害の基準

災害対策基本法第５３条第２項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの （災害対策基本法第５３条第１項の規定に基づき、市町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む）	ア　県において災害対策本部を設置した災害 イ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ　ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	ア　災害救助法の適用基準に合致する災害 イ　県又は市町が災害対策本部を設置した災害 ウ　２県以上にまたがるもので、１の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ　被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ　被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害になるおそれがある災害 カ　地震が発生し、県の区域内で震度４以上を記録した地震災害 キ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められる災害

災害対策基本法に基づき県（又は市町）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3)　報告の要領

ア　被害概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、地震災害又は津波災害の発生後直ちに、市町は、県関係現地機関、県各本部(部)（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

また、防災関係機関及びその他機関は、県各本部(部)（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部(部)（各対策部）に報告できない場合は、直接県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

県（消防防災課〔総括対策部〕）は、市町、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

なお、震度４以上の地震が発生した場合、又は津波注意報（津波注意）、津波警報が発表された場合には、市町、防災関係機関は、地震発生又は津波注意報（津波注意）、津波警報の発表後２０分以内に、把握できた範囲内の概括的被害情報（人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・津波・土砂災害等の発生状況等）及び応急対策の状況等について、様式（県災害対策運営要領）により、直接県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告するものとし、県（消防防災課〔総括対策部〕）は、３０分以内に、消防庁に報告するものとする。

ただし、市町は、当該区域内で、震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）又は、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、直接、消防庁へ報告するものとする。その後、県に報告する（県と連絡がとれるようになった場合も）ものとする。

また、消防機関への通報が殺到した場合、市町は、その状況を県のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

イ　被害状況即報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市町は、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経て、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

また、防災関係機関及びその他機関は、県各本部(部)（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部(部)（各対策部）に報告できない場合は、直接県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

県（消防防災課〔総括対策部〕）は、市町、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市町は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

市町は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の２分の１に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

ウ　災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後２０日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

≪連絡窓口≫

消防庁

回線別＼区　分		平日（９：３０～１８：１５） 応急対策室	左記以外 宿直室
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	ＴＥＬ	９０－４９０１３	９０－４９１０２
	ＦＡＸ	９０－４９０３３	９０－４９０３６
地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	９－０４８－５００－９０－４９０１３	９－０４８－５００－９０―４９１０２
	ＦＡＸ	９－０４８－５００－９０－４９０３３	９－０４８－５００－９０―４９０３６

県

回線別＼区　分		平日（８：３０～１７：１５） 消防防災課 (総括対策部)	左記以外 守衛室
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	０９５２－２５－７０２６ ０９５２－２５－７０２７	０９５２－２４－３８４２
	ＦＡＸ	０９５２－２５－７２６２	
消防防災無線	ＴＥＬ	７２１	
	ＦＡＸ	７２８	
地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	９－７３３	
	ＦＡＸ	９－７８１１	

(4)　防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、県及び市町が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて県及び市町に通報または連絡を行うものとする。

【資料編】

○　佐賀県災害対策運営要領
○　災害報告取扱要領
○　火災・災害等即報要領
○　防災画像情報の相互提供に関する協定
○　防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ

第５　異常現象発見時の通報	市町

市町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受け

た警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（消防防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1　通報系統図

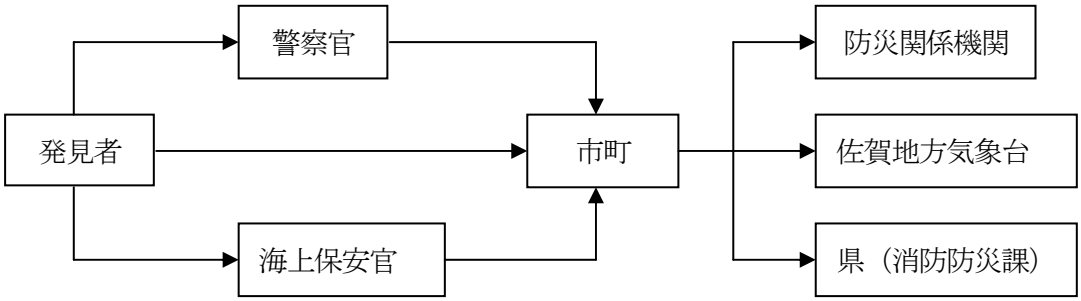

2　通報を要する異常現象

異常潮位　・・・・・・・・　天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

異常波浪　・・・・・・・・　海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

地震動により引き起こされる現象　・・・・　地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭　等

その他地震に関するもの　・・・・　群発地震、噴火現象

3　通報項目

(1)　現象名

(2)　発生場所

(3)　発見日時分

(4)　その他参考となる情報

第４項　労務確保計画

第１　実施責任	防災関係機関

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第２　労働者の確保	防災関係機関、 県（雇用労働課）

地震災害又は津波災害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保を行うための協力要請を行う。

防災関係機関は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

１　職種別求人数
２　作業場所及び作業内容
３　作業時間
４　賃金の額
５　雇用日数

第３　労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

１　瓦礫等の除去、道路等復旧作業
２　り災者の避難、救出
３　医療及び助産における移送
４　救援物資の整理配分及び輸送
５　遺体の捜索、処理等（埋葬を除く）

第５項　従事命令及び協力命令

知事、市町長等（市町長、市町長の委任を受けてその職権を行う市町の吏員、市町長若しくはこの吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第１　従事命令等の種類	市町、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、 水防管理者、水防団長、 県（消防防災課、河川砂防課）

１　従事命令等の種類と執行者

対　象　作　業	種　　類	執行者	根　拠　法　令
災害応急対策作業 （応急措置一般）	・従事命令 ・協力命令	知　　事 （委任された場合は市町長）	災害対策基本法第７１条 第１項・第２項
災害救助作業 （救助法に基づく救助）	・従事命令 ・協力命令	知　　事	災害救助法第２４条、２５条
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	・従事命令	市町長等	災害対策基本法第６５条 第１項、第２項
危害防止のための措置	・措置命令	警　察　官	警察官職務執行法第４条
非常事変に際し必要があるときの協力	・協力命令	海上保安官	海上保安庁法第１６条
消防作業	・従事命令	消防吏員、消防団員	消防法第２９条第５項
水防作業	・従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第２４条

2　従事命令または協力命令の対象者

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1)　医師、歯科医師又は薬剤師 (2)　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3)　土木技術者又は建築技術者 (4)　大工、左官、とび職 (5)　土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6)　地方鉄道業者及びその従業者 (7)　軌道経営者及びその従業者 (8)　自動車運送業者及びその従業者 (9)　船舶運送業者及びその従業者 (10)　港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町長・警察官・海上保安官の従事命令	市町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場附近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第２　発動方法等（補償等を含む）	県（消防防災課）

1　従事命令等の公用令書の交付

(1)　災害対策基本法による公用令書の交付（災害対策基本法第８１条、同法施行令第３４条）

知事は、従事命令又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取消すときは、それぞれ公用令書を交付して行なうものとする。

(2)　公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第７条に定めるところによる。

2　災害救助法による公用令書の交付（災害救助法第２４条第４項（同法第２３条の２第２項を準用）、同法施行規則第４条）

(1)　知事は、従事命令を発するとき、又は発した命令を取消すときは、公用令書又は公用取消令書を交付して行なうものとする。
(2)　公用令書の様式は、災害救助法施行細則第１０条に定めるところによる。

3　従事できない場合の届出（災害救助法施行細則第１２条）
公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事情により従事又は協力することができない場合には、次に掲げる書類を付して知事（公用令書を発した機関）に届け出るものとする。
(1)　負傷又は疾病等により、指定の日時に出頭することができないときは、医師の診断書
(2)　天災その他避けることができない事故により、指定の日時及び場所に出頭できないときは、市町長・警察官・船長又は駅長の証明書

4　実費弁償（災害対策基本法第８２条第２項、災害救助法第２４条第５項）
知事が災害対策基本法及び災害救助法に基づき発した従事命令により、災害応急対策及び災害救助に従事した者に対しては、災害救助法施行細則第１３条に定めるところにより実費を弁償する。

5　損害補償（災害対策基本法第８４条第２項、災害救助法第２９条）
知事が発する従事命令・協力命令により、災害応急措置及び災害救助に従事又は協力した者が、これらにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げるところにより、それぞれ損害を補償し、または扶助金を支給する。
(1)　災害に伴う応急措置の業務に従事し、又は協力した者に対する損害補償に関する条例（昭和３８年佐賀県条例第７号）
(2)　災害救助法施行令（第１３条～第２２条）

第６項　自衛隊災害派遣要請計画

地震災害、津波災害が発生し、県民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、知事は、自衛隊法第８３条第１項の規定に基づき、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

第１　災害派遣要請基準	自衛隊、 県（消防防災課）

１　地震、津波による災害が発生して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合

２　自衛隊の災害派遣要請について、市町から要求があった場合
（一般に、公共性、緊急性、非代替性の要件が必要とされる。）

第２　災害派遣要請の手続	自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所、市町、 県（消防防災課）

１　要請者
知事（他に、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長）

２　要請先

区　　分	部　隊　の　長	担　任　部　署
陸上自衛隊	第４特科連隊長	第３科
	九州補給処長	装備計画部企画課
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第３幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

ただし、緊急の場合は、「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第３条に規定する次表の自衛隊の部隊の長に対し、要請することができる。

３　要請の手続
知事は、２の要請先に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を行う。
なお、災害により第１項の基準を満たすおそれが高いと予想されるときは、電話等によりあら

かじめ出動準備の要請を行うものとするが、事態の推移により要請しないと決定したときは、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1)　災害の状況及び派遣を要請する事由

(2)　派遣を希望する期間

(3)　派遣を希望する区域及び活動内容

(4)　その他参考になるべき事項

この要請は、消防防災課（総括対策部）が担当する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第３条に規定する自衛隊の部隊の長一覧

区分	部　隊　の　長	住　　所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任
陸上自衛隊	西部方面総監	熊本市東町１－１－１	(096) 368-5111	九州
	第４師団長	福岡県春日市大和町5-12 (師団司令部第３部)	(092) 591-1020	福岡県，佐賀県 長崎県，大分県
	第４特科連隊長	久留米市国分町１００ (連隊本部第３科)	(0942) 43-5391	佐賀県（鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡を除く）
	九州補給処長	神埼郡吉野ヶ里町立野 (企画課防衛班)	(0952) 52-2161	鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡
海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第３幕僚室)	(0956) 23-7111	九州（大分県、宮崎県を除く）及び山口県の一部
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町３－１－１ (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州（宮崎県を除く）、広島県、岡山県、愛媛県、高知県
	第８航空団司令	福岡県築上郡椎田町 西八田	(0930) 56-1150	

	第３術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋１４５５－１	(093) 223-0981	

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

４　市町長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

市町長は、市町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を２の要請先に通知することができる。

また、市町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、２の要請先に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

市町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】

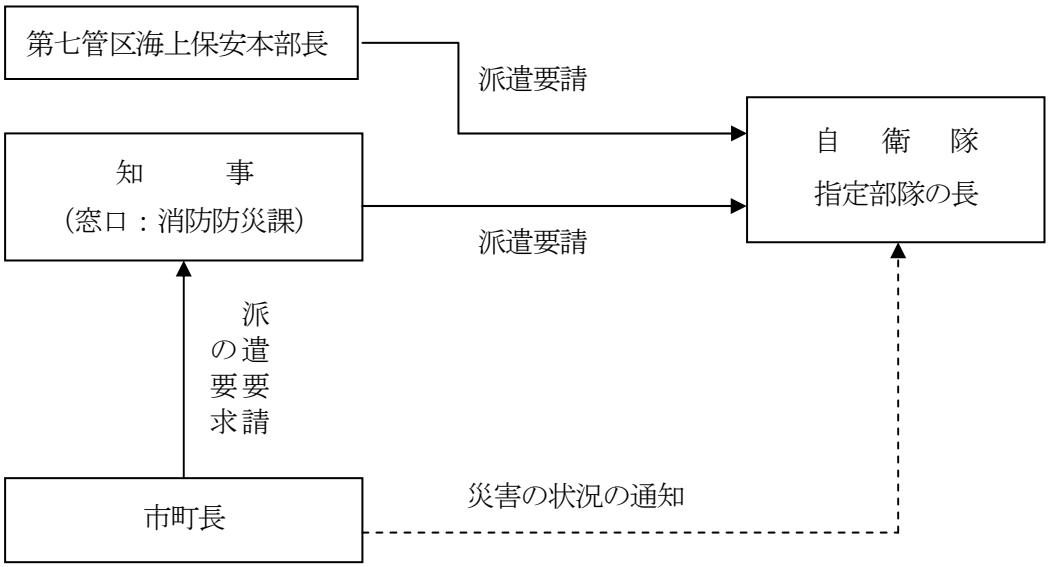

注）　-------- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

【資料編】

○　佐賀県災害対策運営要領

第３　自衛隊の自主派遣	自衛隊

地震災害、津波災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついと

まがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。（自衛隊法第８３条第２項）

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第３の６の(2)のとおりである。

第４　自衛隊の活動範囲	自衛隊

活 動 項 目	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては，土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療，救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和３３年総理府令第１号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注＊）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて，火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。

その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

注）　被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限３か月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市町長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第５　派遣部隊との連絡調整	自衛隊、 県（消防防災課）

１　情報連絡

(1)　県は、活動が円滑に行われるよう、自衛隊に対し、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等についての情報収集に積極的に努めるものとする。

(2)　震度５弱以上の地震に際し、自衛隊が内部規定により、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行った場合においては、その情報を必要に応じ、県に伝達し、県も的確な災害情報の提供に努めるものとする。

２　県との連絡

(1)　自衛隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を派遣するものとする。

(2)　災害対策本部を設置しない場合でも、被害の発生のおそれがある時又は被害が発生した時において、自衛隊が必要と認める時は、県と協議の上、消防防災課（災害警戒本部等）に連絡員を派遣するものとする。

(3)　派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。

３　計画の策定

県は、派遣部隊の防災活動の効率化に資するため、常に先行性のある計画を策定し、派遣部隊の長と協議する。

４　防災関係機関との調整

県は、被災地の災害応急対策の緊急度に応じ、派遣部隊の長等と協議のうえ、防災活動計画を作成するとともに、自衛隊と他の防災関係機関との防災活動が円滑に行われるよう常に調整を図るものとする。

５　活動記録

県は、自衛隊の県庁連絡班を通じて、防災活動に従事する自衛隊の活動内容を把握し、下記事

項について、適時記録するものとする。

(1)　要請日時

(2)　派遣部隊名、指揮官階級氏名、部隊人員

(3)　活動内容

(4)　主なる使用器材

(5)　活動日程等（完了または撤収予定月日）

【資料編】

○　災害時における地上と陸上自衛隊航空隊との交信法

第６　派遣部隊への措置 （受入れ体制）	自衛隊、市町、その他受入機関、 県（消防防災課、県土づくり本部企画・経営グループ）

１　県の措置

県（災害対策本部）は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、被災地の市町等との業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。

(1)　連絡所の設置

県庁内及び被災地を所管する土木事務所の庁舎内に、自衛隊連絡所を設置する。

(2)　宿泊所のあっせん

派遣部隊の宿舎を必要とする場合は、県が、関係市町と協議してあっせんする。

(3)　災害派遣部隊用の施設

県は、派遣部隊の用に供するためあらかじめ指定した施設を充てるものとする。派遣部隊の長は、災害対策本部長（知事）、現地災害対策本部長又は地区対策班総括班長（土木事務所長）に申し出て、いつでもこの施設を使用するものとする。

２　市町長の措置

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

(1)　部隊の受入準備

ア　市町の吏員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ　連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ　部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。

(2)　部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3)　自衛隊の活動等に関する報告

市町は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県消防防災課に報告するものとする。

3　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における災害派遣部隊の受入措置は、市町の場合に準じて行うものとする。

【資料編】

○　自衛隊災害派遣部隊受入施設一覧

第７　活動用資機材の準備	自衛隊、市町、 県（消防防災課）

1　自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

(1)　通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材

(2)　自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等

(3)　山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあっては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品

(4)　自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類

(5)　派遣部隊等の糧食

(6)　派遣部隊等の車両燃料及び油脂

(7)　派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等

自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて県又は関係市町が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市町で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2　相互連絡

県及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、あらかじめ相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第８　経費の負担	自衛隊、市町、 県（消防防災課）

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

1　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
2　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
3　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
4　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
5　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第９　撤収手続	自衛隊、 県（消防防災課）

1　撤収時期
(1)　災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
(2)　市町長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から、災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。

2　撤収方法
知事は、市町等から撤収の依頼を受け、又は自ら撤収の必要を認める場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と十分協議して行うものとする。

3　撤収要請の手続き
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

【資料編】
○　佐賀県災害対策運営要領

第７項　応援協力体制

地震災害、津波災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、市町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、防災関係機関は、地震災害、津波災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

【地震災害時の応急対策協力関係図】

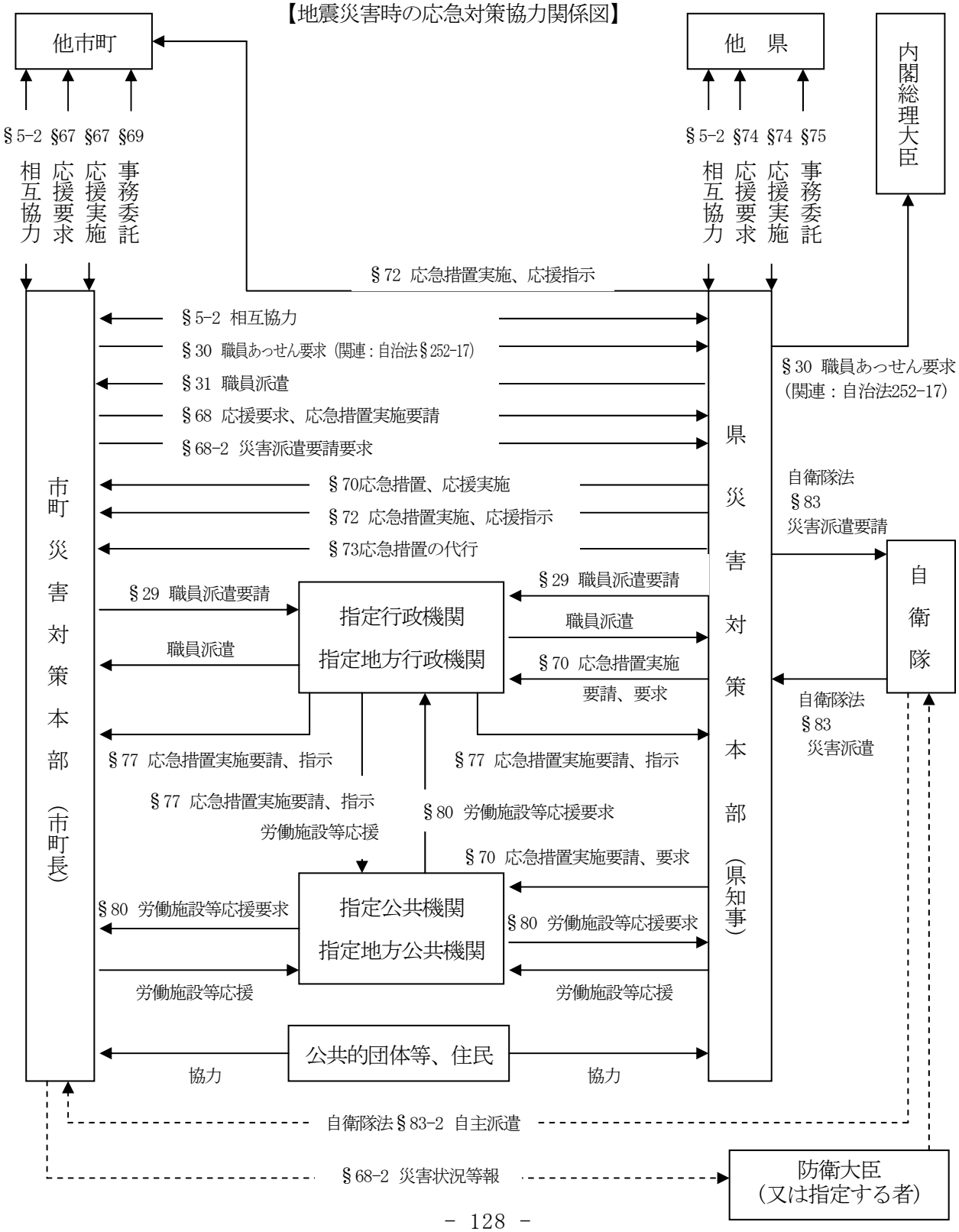

第１　相互協力体制	指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、 県（消防防災課、地域福祉課、関係各所属）

１　市町、消防機関が実施する措置

(1)　他の市町への応援要請

市町は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

(2)　緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

市町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊運用要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。

県は、要請を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。

【緊急消防援助隊の要請図】

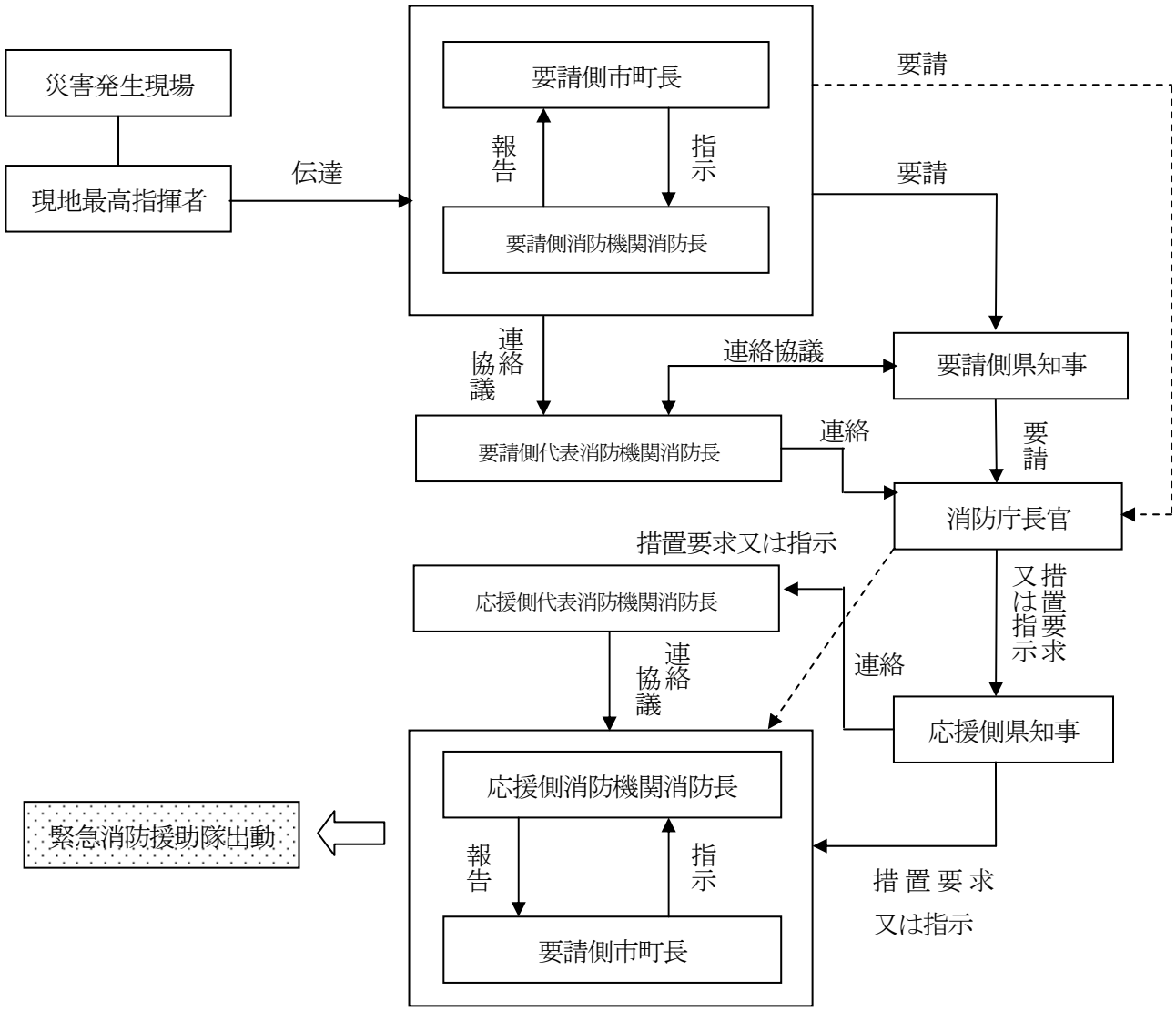

＜広域航空消防応援の要請図（都道府県がヘリコプターを保有する場合＞

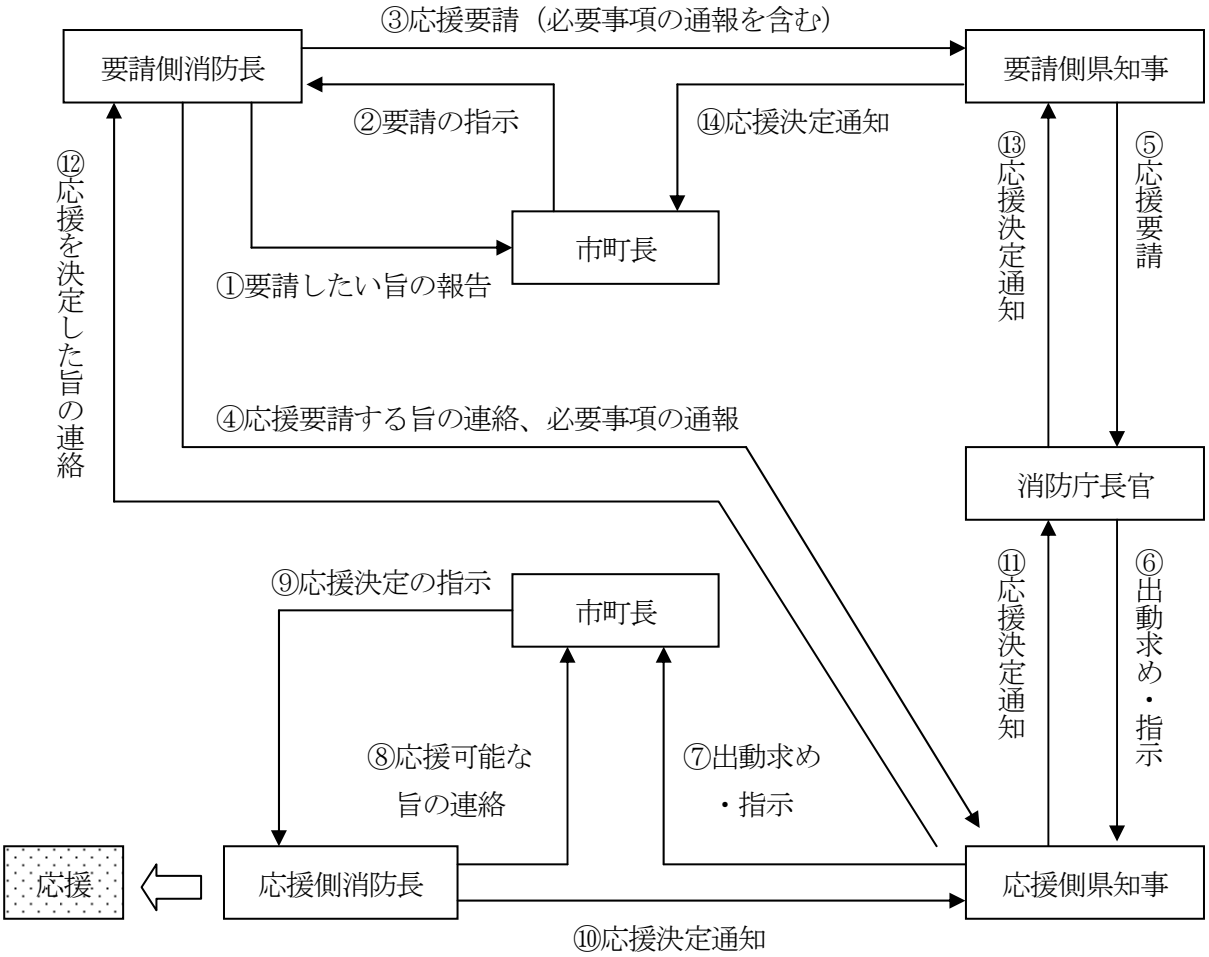

(3)　県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

ア　市町は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、県に対し、応援を求め、又は応急措置の実施について要請するものとする。

イ　市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

ウ　派遣要請者は、市町長、市町の委員会又は委員で、要請先は県消防防災課（総括対策部）とする。

エ　要請必要事項

要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4)　指定地方行政機関等への職員の派遣要請

市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

≪市町が実施する応援要請の必要事項及び根拠≫

要請の内容	要請に必要な事項	備考
他の市町に対する応援要請 県への応援要請又は応急措置の実施要請	(ｱ) 災害の状況 (ｲ) 応援（応急処置の実施）を要請する理由 (ｳ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (ｴ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (ｵ) 応援を必要とする活動内容 （必要とする応急処置） (ｶ) その他必要な事項	災害対策基本法 第６７条 災害対策基本法 第６８条
自衛隊災害派遣要請（要求）	本章第６節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第８３条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(ｱ) 派遣のあっせんを求める理由 (ｲ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (ｳ) 派遣を必要とする期間 (ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (ｵ) その他必要な事項	災害対策基本法 第２９条 同法第３０条 地方自治法 第２５２条の１７
他県消防の応援の要請を求める場合	(ｱ) 災害発生日時 (ｲ) 災害発生場所 (ｳ) 災害の種別・状況 (ｴ) 人的・物的被害の状況 (ｵ) 応援要請日時 (ｶ) 必要部隊数 (ｷ) その他の情報	消防組織法 第４４条

(5) 消防団との協力

消防団は、市町や消防機関等との協力体制の下、地震災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

ア 避難誘導活動

イ 河川やがけ地などの危険個所の警戒巡視活動

ウ 被災者の救出・救助活動

エ 土のう積みなどの災害防除活動

オ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む）は、市町との協力体制の下、地震災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

ア　地震発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力

イ　避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力

ウ　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力

エ　被災地域内の社会秩序維持への協力

オ　その他の災害応急対策業務（地域、市町の体制等勘案して）への協力

2　県が実施する相互協力措置

(1)　市町、消防機関からの要請への対応

県は、市町、消防機関から応援の要請があった場合、他の市町に対し、応援すべきことを指示するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

(2)　国の機関に対する要請・あっせん

県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、内閣総理大臣に対し、職員の派遣あっせんを求める。

なお、この場合の要請に必要な事項は、上記市町の場合と同様である。

さらに、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」により、県は国土交通省九州地方整備局に対し、ヘリコプター等による施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築、災害応急措置に係る資機材の貸与や職員の応援等を要請する。

また、「地方自治体等への災害対策車等貸付要領」により、県及び市町は、管理する道路又は河川等に災害が発生した時などに、災害対策車等を借り受けることができる。

≪要請・あっせんの相手方及び根拠≫

区　分	派　遣　の　相　手　方		
	他 市 町	県	指定地方行政機関 指定行政機関 指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。）
派遣要請	地方自治法 第２５２条の１７	地方自治法 第２５２条の１７	災害対策基本法 第２９条第１項
派遣あっせん （あっせん要請先）	－ （－）	災害対策基本法 第３０条第２項 （内閣総理大臣）	災害対策基本法 第３０条第１項 （内閣総理大臣）

注１）要請者は、知事、県の委員会又は委員である。

注２）県の委員会又は委員が要請しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

(3)　市町の代行、業務支援

県は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、当該市町が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、当該市町に代わって実施する。

事　　項	根　　拠
ア　避難の勧告・指示	災害対策基本法第６０条第５項
イ　警戒区域の設定 ウ　物的応急公用負担及び障害物の除去等 エ　人的公用負担	災害対策基本法第７３条第１項

また、県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町が十分な災害応急対策活動が行えていないと判断した場合、市町災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、市町災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

(4)　他県への要請

県は、応急対策を実施するため必要があると認める時は、他の都道府県に対し、応援を求める。

この場合の応援要請に必要な事項は、市町が行う場合の必要な事項（１の(3)に記載）に準じる。

県は、災害救助法に基づく救助を実施する場合において必要とする時は、他の都道府県に対して、救助の応援を要請することができる。

また、主務大臣等に対しても、他の都道府県からの応援の措置を要請することができる。

(5)　県警察

県警察は、警察庁と協議し、広域緊急援助隊の派遣を関係都道府県警察に要請する。

(6)　緊急消防援助隊の応援及び広域航空消防応援の要請

県は必要があると認める場合は、緊急消防援助隊の応援又は広域航空消防応援の要請を行うものとする。

なお、県は県内に災害発生市町が２以上ある場合において、緊急の必要があると認めるときは、消防応援活動調整本部の意見を踏まえ、すでに県内で行動している緊急消防援助隊に対し、県内の他の市町を応援することを指示するものとする。

３　指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関、指定地方公共機関は、その所掌する業務に係る応急対策を実施するため、特に必要があると認める時は、法令等に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について、応援又はあっせんを求めるものとする。

この場合の県への応援要請、あっせんを依頼しようとするときは、次の事項について県消防防

災課（総括対策部）を窓口に、とりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(1)　災害の状況及び応援を求める理由（あっせんを求める理由）
(2)　応援を希望する機関名
(3)　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
(4)　応援を必要とする期間
(5)　応援を必要とする場所
(6)　応援を必要とする活動内容
(7)　その他必要な事項

【資料編】

○　緊急消防援助隊運用要綱
○　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
○　九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書
○　地方自治体等への災害対策車等貸付要領
○　佐賀県緊急消防援助隊受援計画

第２　相互協力の実施	防災関係機関

１　基本的事項

防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、各防災関係機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

２　応援を受けた場合の費用の負担

(1)　他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、法第９２条に定めるとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。
(2)　費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。
ア　派遣職員の旅費相当額
イ　応急措置に要した資材の経費
ウ　応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
エ　救援物資の調達、輸送に要した経費
オ　車両機器等の燃料費、維持費

第３　応援協定	市町、消防機関、 県（危機管理・広報課、消防防災課、循環型社会推進課、地域福祉課、医務課、薬務課、生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、商工課、県土づくり本部企画・経営グループ、建設・技術課、建築住宅課、道路課、職員課）

県、市町、消防機関は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

１　県の応援協定

(1)　都道府県間の相互応援協定

県内で大規模な地震災害、津波災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合には、「九州・山口９県災害時応援協定」、「全国都道府県災害時相互応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を求めるものとする。

(2)　防災関係機関等との協定

災害時において、防災関係機関又は民間企業等の円滑な協力が得られるよう、県は、次のとおり協定を締結しており、これにより協力を要請する。

協　定　の　名　称	協 定 の 相 手 先	協定締結年月日
災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会佐賀放送局	昭和57年 3月29日
	ＮＢＣラジオ佐賀局	昭和40年 3月20日
	株式会社サガテレビ	昭和46年 5月 1日
	株式会社エフエム佐賀	平成 5年 6月 1日
	佐賀シティビジョン株式会社	平成17年 3月23日
	株式会社多久ケーブルメディア	平成17年 3月23日
	伊万里ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ株式会社	平成17年 3月23日
	株式会社ケーブルワン	平成17年 3月23日
	有田ｹｰﾌﾞﾙ･ﾈｯﾄﾜｰｸ株式会社	平成17年 3月23日
	藤津ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ株式会社	平成17年 3月23日
	株式会社テレビ九州	平成17年 3月23日
	株式会社唐津ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ	平成17年 3月23日
	有限会社ネットフォー	平成17年 3月23日
	株式会社ネット鹿島	平成17年 3月23日
	唐津市有線テレビジョン放送	平成17年 3月23日
	ふじ有線テレビ	平成17年 3月23日
	西海テレビ株式会社	平成17年 3月23日
	鏡テレビ共同受信組合	平成17年 3月23日

	ＦＭからつ株式会社	平成22年10月14日
災害時における報道要請に関する協定	朝日新聞社佐賀支局 読売新聞社佐賀市局 日本経済新聞社佐賀市局 西日本新聞社佐賀総局 日刊工業新聞社佐賀支局 毎日新聞社佐賀支局 佐賀新聞社 共同通信社佐賀支局 時事通信社佐賀支局	平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日
災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定	佐賀県警察本部長	昭和39年 9月 4日
アマチュア無線による災害時応援協定	社団法人日本アマチュア無線連盟佐賀県支部	平成17年 3月31日
九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局企画部	平成23年 3月 7日
災害時における応急対策に関する協定	社団法人佐賀県建設業協会	平成18年 9月 1日
災害時の防災拠点及び技術支援等に関する協定	西日本高速道路株式会社九州支社	平成23年 3月 4日
(佐賀県と日本赤十字社との医療、助産及び死体の処理に関する)協定	日本赤十字社佐賀県支部	昭和35年 6月 1日
災害時における医療救護に関する協定	社団法人佐賀県医師会	平成14年 7月 8日
佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定	国立大学法人佐賀大学 日本赤十字社佐賀県支部 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 医療法人清明会	平成21年 4月 1日 平成21年 4月 1日 平成22年 4月 1日 平成22年10月 1日
災害時における医薬品等の供給に関する協定	佐賀県医薬品卸業協会 佐賀県医療機器協会	平成 9年 3月13日 平成 9年 3月13日
無償団体救援協定 （災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）	佐賀県環境整備事業協同組合	平成15年 9月 1日
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	社団法人佐賀県産業廃棄物協会	平成20年 9月 9日
災害時における仮設トイレの調達に関する協定	株式会社ソクト 株式会社レンタルのニッケン	平成17年 4月28日 平成17年 4月28日
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	社団法人佐賀県トラック協会	平成13年 3月23日
災害時における物資の受入及び配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店	平成24年 2月 8日

災害時における物資の調達に関する協定	株式会社リョーユーパン イオン九州株式会社 株式会社ローソン 日興食品株式会社 佐賀県生活協同組合連合会 グリコ乳業株式会社佐賀工場 株式会社ｾﾌﾞﾝｰｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ 株式会社イズミ NPO法人コメリ災害対策センター 佐賀県石油商業組合 株式会社ファミリーマート	平成17年 6月24日 平成17年 6月24日 平成17年 7月13日 平成17年11月 2日 平成17年12月21日 平成18年 1月21日 平成18年 2月10日 平成18年11月27日 平成20年 6月26日 平成21年 4月22日 平成21年10月 1日
災害時におけるＬＰガスの調達に関する協定	社団法人佐賀県エルピーガス協会	平成17年 8月30日
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	社団法人プレハブ建築協会	平成 9年 3月31日
災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人佐賀県宅地建物取引業協会 社団法人全日本不動産協会佐賀県本部	平成23年 6月27日 平成23年 6月27日
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	エムエス九州株式会社 株式会社ココストア ＪＲ九州リテール株式会社 株式会社ｾﾌﾞﾝｰｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ 株式会社デイリーヤマザキ 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ 株式会社ローソン 株式会社壱番屋 株式会社吉野家ﾃﾞｨｰ･ｱﾝﾄﾞ･ｼｰ 佐賀県石油商業組合 株式会社モスフードサービス	平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成21年 4月22日 平成22年 8月12日

２　市町、消防機関の応援協定

(1)　消防相互応援

県内各市町は隣接市町と、消防機関は他の全消防機関と消防相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

県境の市町は、隣接の県外市町と消防の相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

(2)　市町の災害時相互応援協定

災害時相互応援協定を締結している市町は、これにより応援を求める。

また、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、支援に係る輸送方法やルート等の確認に努める。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧
○　九州・山口９県災害時応援協定
○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
○　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
○　市町における災害時相互応援協定の締結状況

第４　派遣職員にかかる身分、給与等	県（職員課）

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第３２条、同法施行令第１７条及び第１８条の規定に基づき行う。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員については、佐賀県職員給与条例の規定に基づき、災害派遣手当を支給するものとする。

第５　受援計画	市町、防災関係機関、 県（消防防災課、関係各所属）

県、市町及び防災関係機関は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、応援を求めた機関が中心となり行うことが適当な事務等について受援計画を定め、受入れに必要な措置を講ずるものとする。

≪受援計画に定める事項例≫

(1)　地元の被災状況や災害ニーズの把握・伝達方法
(2)　参集場所・活動拠点等に関する情報
(3)　活動地域等に関する連絡調整方法
(4)　応援に必要な情報の収集・提供方法

第８項　通信計画

地震、津波の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第１　多様な通信手段の利用	防災関係機関、市町、 県（危機管理・広報課、消防防災課、資産活用課）

防災関係機関は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

１　県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平常時においては一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）及び有線回線（光ケーブル）により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、ＦＡＸ、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

区分 / 機関名		接続回線		通信内容				県庁から一斉指令可能
		地上系無線	有線（注１）	電話	FAX	映像（注２）	防災データ	
県警察本部		○	○	○	○	○	○	○
県現地機関	土木事務所	○	○	○	○	○	○	○
	総合庁舎（土木無）	○	○	○	○	○		
	ダム管理所	16箇所		○	○	○	△	○
	その他の現地機関		○	○	○	○	△	△
市町（バックアップ）	無線ＬＡＮ	○	○	○	○	○	○	○
	ＭＣＡ	(○)		(○)				
消防機関		○	○	○	○	○	○	○
陸上自衛隊（第４特科連隊、九州補給処）唐津海上保安部		○		○			○	○

防災関係機関	△	○	○				
移動系無線	△		○				

注１）　○：あり　△：一部あり

２）　公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。

３）　映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能。

(1)　国、他都道府県への通信

県防災行政無線、消防庁及び国土交通省の無線回線（地上系、衛星系）を利用し、県と国及び他都道府県との間で情報の通信ができる。（電話、ＦＡＸ、映像）

県では、必要に応じ受信した情報を無線回線又は有線回線により市町、消防本部等に送信する。

(2)　被災現場からの通信

県防災行政無線及び移動系無線を利用し、被災現場からの通信を行う。また、携帯電話や可搬型衛星通信システム等の映像伝送システムも活用する。

(3)　通信統制

円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を優先的に確保するため、必要に応じ、県本庁（統制局）において通信の統制を行う。

(4)　その他

通信を行う場合は、「佐賀県防災行政無線通信運用管理規定」及び「地域衛星通信ネットワーク運用管理規定」に従う。

２　中央防災無線電話

国（内閣総理大臣官邸、非常災害対策本部、各省庁等）との通信を行うための電話。

【県における設置場所】　知事室（秘書課）、危機管理・広報課、
消防防災課(総括対策部)、宿直室、災害対策本部

３　防災相互通信用無線電話

防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話。

【所 有 機 関】　県、県警察、海上保安部、１２市町

【県における設置場所】　消防防災課（総括対策部）、唐津土木事務所

【使 用 周 波 数】　１５８．３５MHZ及び４６６．７７５MHZの全国共通波

４　優先利用ができる一般加入電話

(1)　災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、契約者（公共機関等）からの申し出により協議のうえ設置している電話。

【県における設置場所】　消防防災課（総括対策部）
（電話番号：０９５２－２３－２２１１、０９５２－２４－２９７４）

(2)　非常・緊急通話

災害応急対策等に必要な内容の通話である場合、他の通話に先立って、ＮＴＴ西日本のオペレーターが直接相手に接続させる通話。

【利 用 方 法】　ダイヤル「１０２番」を回し、「非常通話」、「緊急通話」である旨を告げる。その後、ＮＴＴ西日本のオペレーターの指示に従って、通話する。

5　移動体通信（携帯電話等）

衛星携帯電話、携帯電話等

6　非常通信

地震災害、津波災害等非常の事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第５２条第４号及び第７４条第１項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

(1)　非常通信として、取り扱える通信の内容

ア　人命の救助、避難者の救護に関するもの。

イ　津波警報・津波注意報等に関するもの。

ウ　非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。

エ　気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。

オ　災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

(2)　非常通信の発信資格者又は依頼者

ア　県、市町、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社

イ　新聞社、通信社、放送局

ウ　その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

(3)　非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

≪非常通信のルート例≫

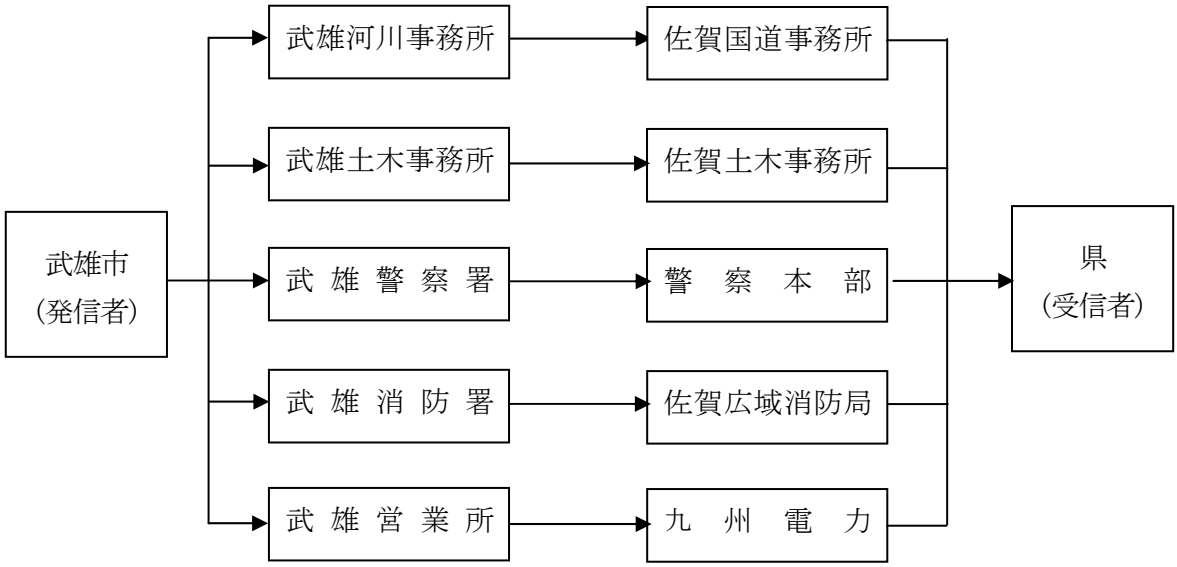

≪非常通信の使用例≫

防災行政無線による通信が不可能となった場合、武雄市は最寄りの武雄警察署で警察無線を利用して、災害情報を県警察本部に連絡する。県警察本部は受信した情報を県に伝達する。

7　県警察通信設備の優先利用

県は、必要に応じ、「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定（昭和３９年９月４日締結）」に基づき、県警察通信設備を利用する。

8　放送機関の利用

県、市町は、地震災害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要がある時は、放送法第２条第２６号に規定する放送事業者に、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等で、迅速かつ正確に情報を伝達し、放送を行うことを求める。

但し、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

9　インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

10　その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

【資料編】

○　県防災行政通信ネットワーク構成図及び電話番号一覧
○　防災相互通信用無線電話の配備状況
○　非常通信の利用方法
○　佐賀地区非常通信連絡会会則

第２　通信施設の応急復旧	専用通信設備を有する防災関係機関、県警察、 電気通信事業者、放送事業者、 県（消防防災課）

1　一般加入電話

電気通信事業者は、地震災害が発生した場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

2　県防災行政無線、県警察通信及び防災関係機関の専用通信

県、県警察及び専用通信設備を有する防災関係機関は、地震災害が発生した場合、重要通信を確保し、あるいは被災した通信設備を迅速に復旧するため、応急復旧に必要な要員・資機材を確

保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

3　放送

放送事業者は、災害に伴う放送の中断に備えて、放送を速やかに再開できるように、応急復旧に必要な要員・資機材の確保等に留意して、有効・適切な対策の推進に努める。

第９項　救助活動計画

地震災害により救助すべき者が発生した場合には、消防機関、市町、県、県警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

第１　自主防災組織等の救助活動等	被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織、県民

地震が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防機関等が実施する救助活動に協力するよう努める。

１　近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
２　救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
３　救助活動に当たっては、可能な限り消防機関等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防機関等に連絡し、早期救助を図る。

第２　救助活動	消防機関、市町、県警察、海上保安部、自衛隊、 県（消防防災課）

１　消防機関及び市町

(1)　救助活動

消防機関及び市町は、地震発生後速やかに、救助すべき者がいるか把握に努め、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行い、負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

(2)　応援要請

ア　消防機関は、市町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ　市町は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

ウ　被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

エ　市町は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3)　拠点等の確保

市町は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図るものとする。

2　消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

3　県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関及び市町、その他防災関係機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

(1)　県職員を派遣し、救助活動を支援する。
(2)　他の市町に対し、応援を指示する。
(3)　消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
(4)　自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
(5)　警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

4　県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の派遣を要請する。

(1)　被災者の救助・救護
(2)　行方不明者の捜索
(3)　救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

5　海上保安部

海上保安部は、船舶海難等により被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集・確認に当たるとともに、巡視船艇を出動させ、救助、捜索に当たる。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

6　自衛隊

自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防機関及び市町、県警察、その他の防災関係機関と協力して、救助活動を行う。

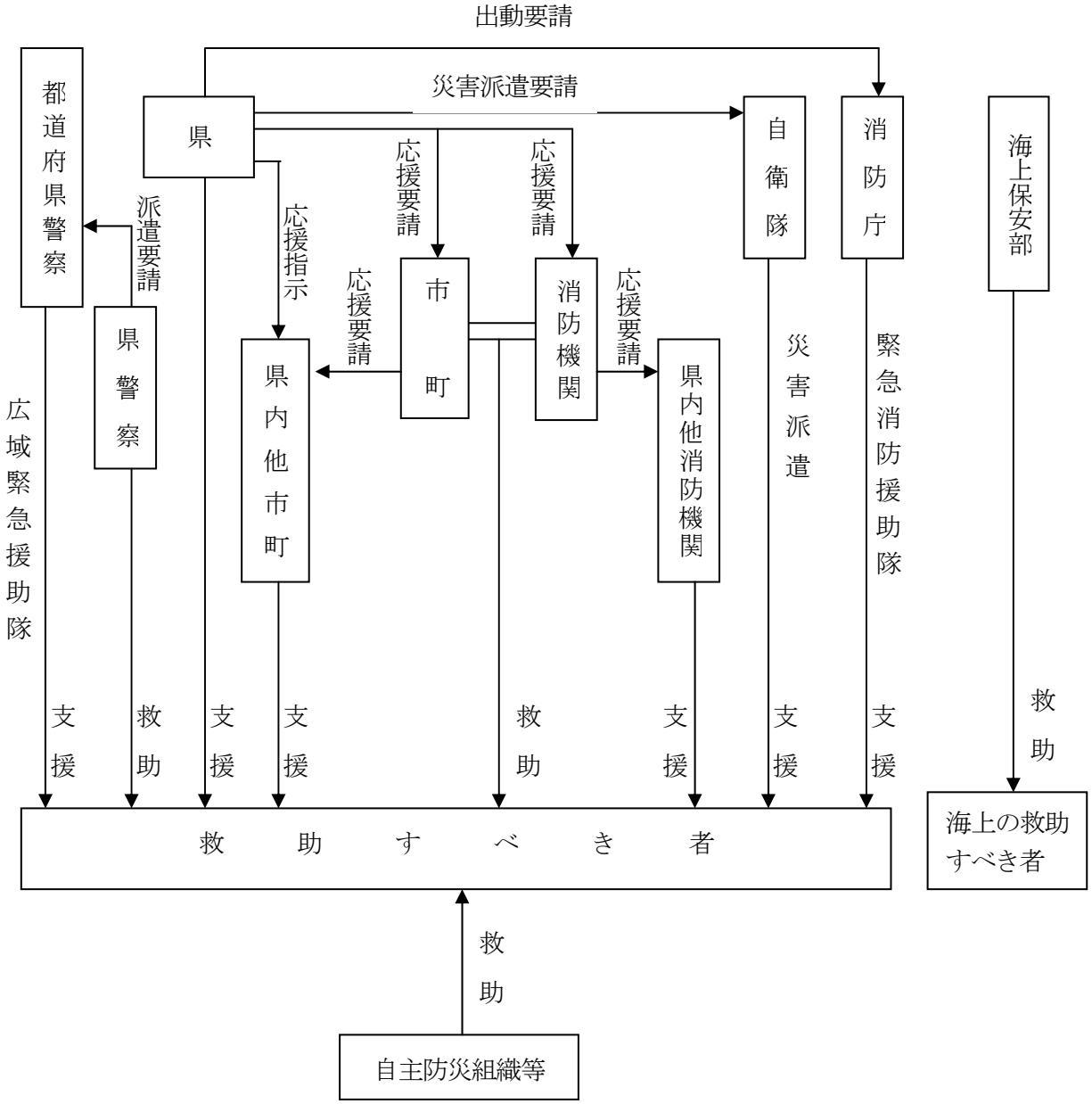

【資料編】

○　救助用資機材の保有状況

○　災害救助法による実施基準

第10項　医療活動計画

地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市町、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。その具体的な手順は、別に定める「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

また、県は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第１　医療活動	国、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、市町、県（医務課、障害福祉課、健康増進課、職員課）

１　医療機関における医療活動の確保

(1)　公的医療機関等

地震発生時に、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、市町及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2)　民間医療機関

県医師会及び県歯科医師会は、地震発生時に、県から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう、要請し、医療活動の確保を図るものとする。

２　救護所の設置、運営

(1)　設置

市町は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、市町保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、所轄の保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置してもらうよう要請する。

県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、被災地を所轄する保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置する。

(2)　広報、報告

市町は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や住民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

県は、報道機関の協力を得て、救護所の設置内容等について広報する。

(3)　運営

市町は、救護所の運営に当たっては、郡市医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、郡市医師会、医療機関等の協力が得られるよう要請する。

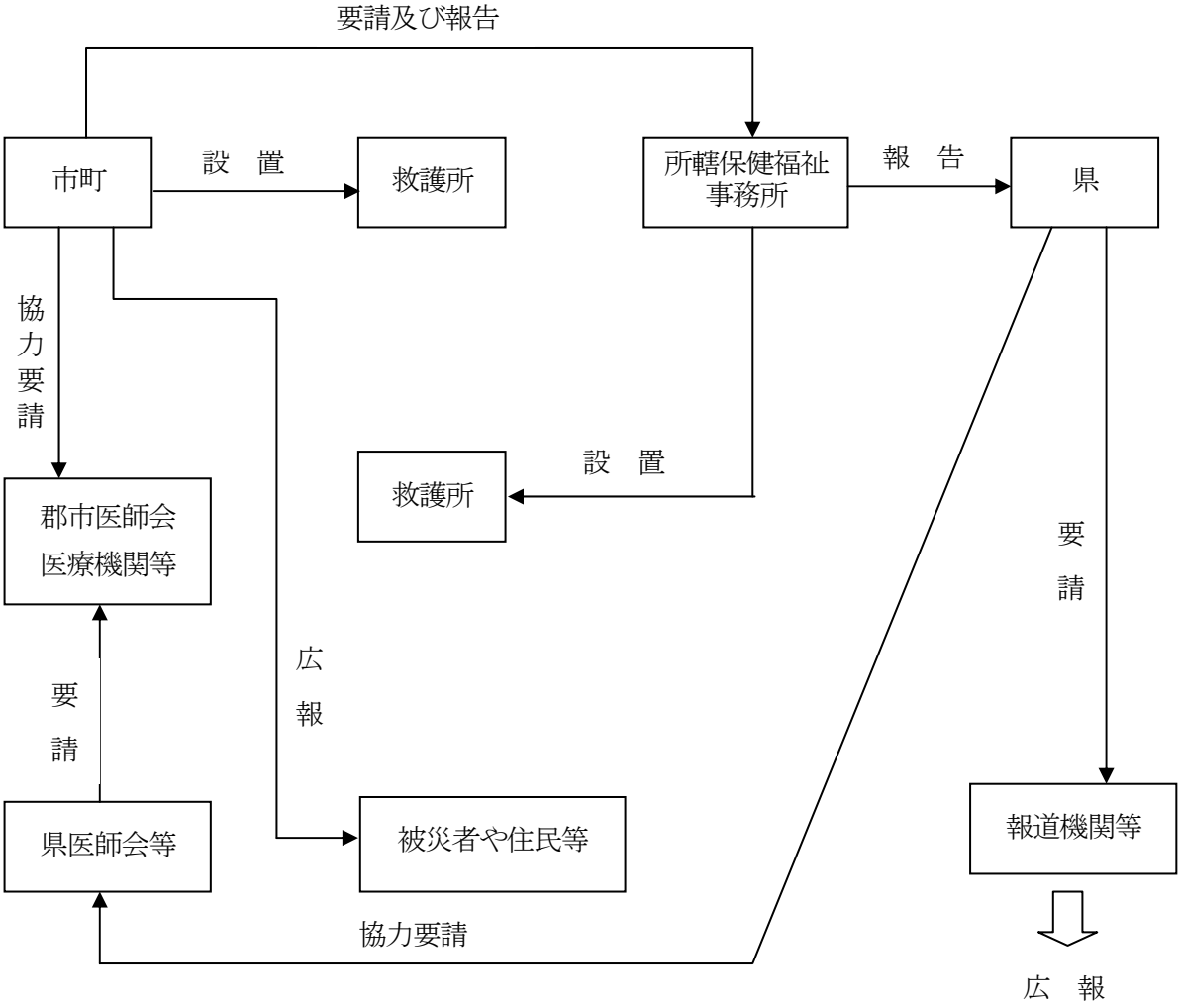

3　医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。以下同じ。）の編成、派遣

地震災害時の傷病者等に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関があらかじめ設置している次の医療救護班が、救護所等において実施する。

(1)　県医療救護班
(2)　市町医療救護班
(3)　佐賀県医師会医療救護班
(4)　災害拠点病院医療救護班
(5)　独立行政法人国立病院機構医療救護班
(6)　国の医療救護班
(7)　日赤医療救護班
(8)　赤十字現地医療班

被災市町は、地震により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

県は、被災市町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、要請を待たずに、あらかじめ設置している次の県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。

県は、県医療救護班全部を派遣しても、十分に対処できないと認める場合は、県医師会に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに、必要と認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合、又は災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。

佐賀県災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）指定病院は、県と締結した「佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」の定めるところにより、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣する。

4　被災地域外での医療活動

県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

5　人工透析対策

県及び市町は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市町は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、県、市町及び各透析医療機関は、社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

6　被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、県は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心となって、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関等と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

【資料編】

○　県内病院一覧

○　災害救助法による実施基準

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

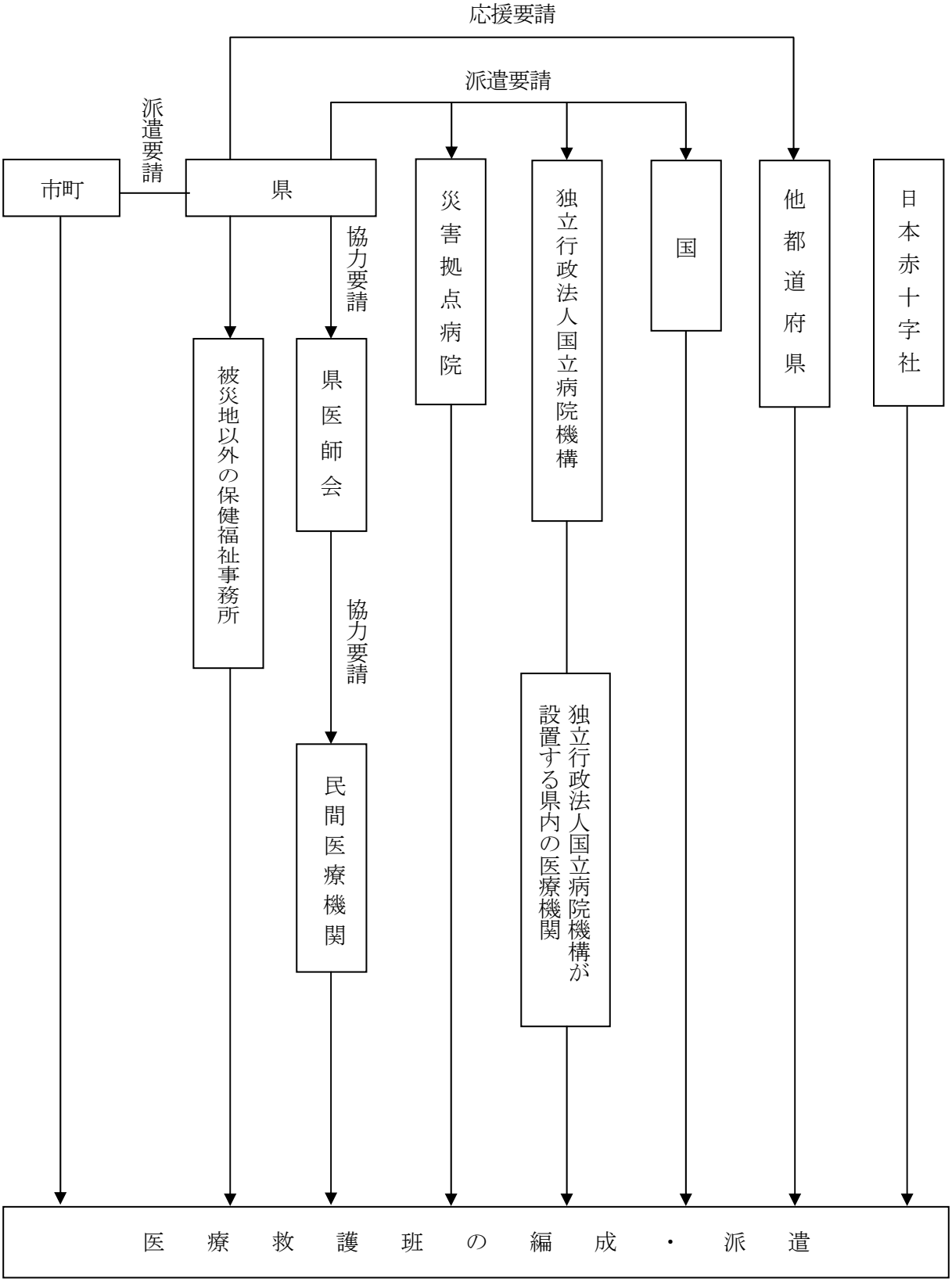
応援要請
派遣要請
派遣要請
市町
県
協力要請
被災地以外の保健福祉事務所
県医師会
協力要請
民間医療機関
災害拠点病院
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人国立病院機構が設置する県内の医療機関
国
他都道府県
日本赤十字社
医療救護班の編成・派遣

第２　医薬品、医療資機材の調達	市町、国、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、 県薬剤師会、県医薬品卸業協会、県医療機器協会、 関係業者・団体、 県（医務課、薬務課、職員課）

１　需給状況の把握

市町は、郡市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

県は、市町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

２　安定供給の確保

(1)　市町

ア　需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ　この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

(2)　県

ア　市町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会及び佐賀県医療機器協会に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ　医療救護班からの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。

ウ　これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づく応援の要請を行う。

エ　それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

３　薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市町から要請があった場合は、適当な数の薬剤管理班（薬剤師２名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

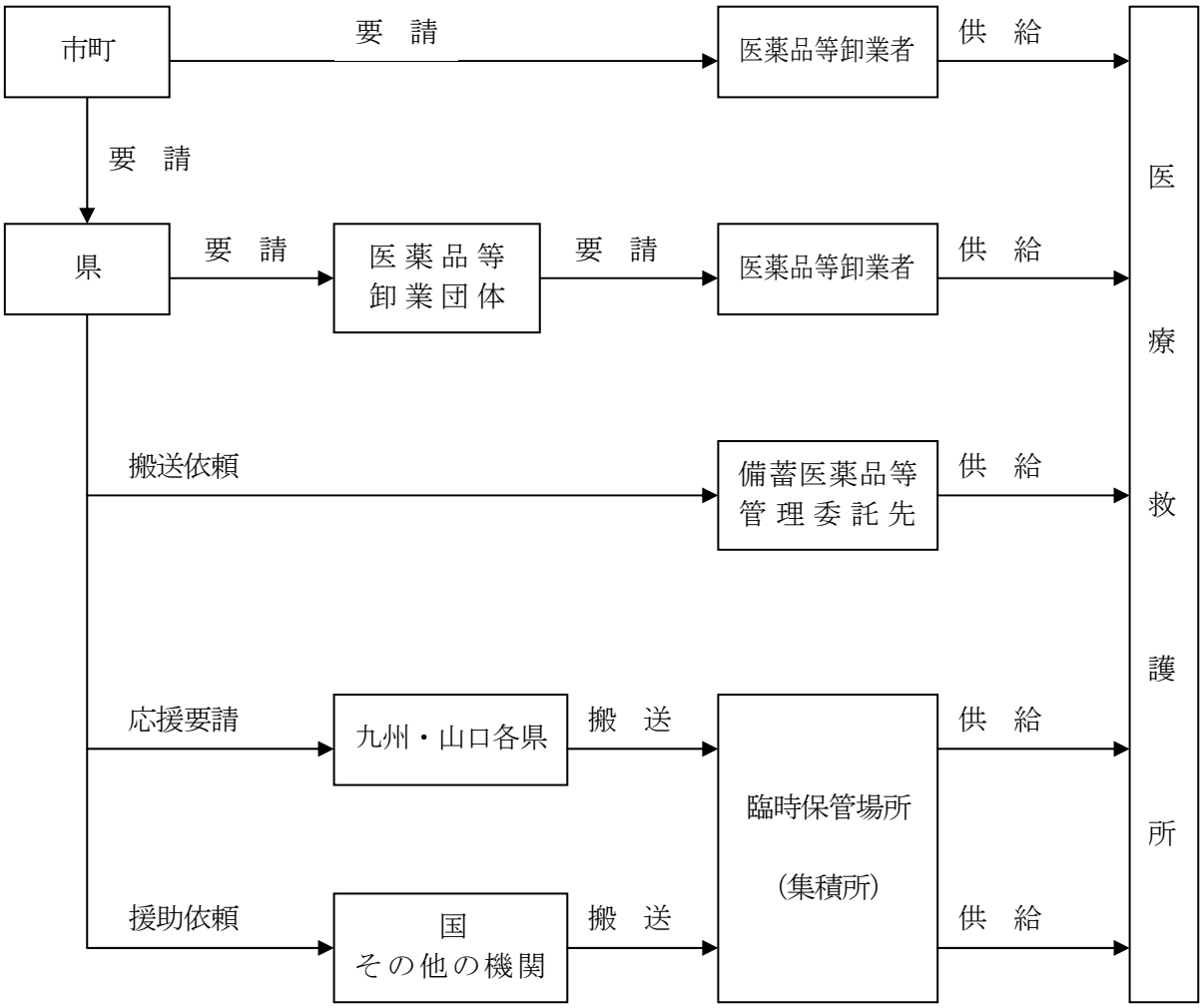

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定

○　災害時における医薬品等の供給に関する協定

○　医薬品等の備蓄状況

第３　医療施設の応急復旧	市町、被災医療機関、 県（医務課）

被災地域内の医療機関は、地震発生後速やかに、病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

県及び市町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第４　医療ボランティアへの対応	市町、 県（医務課、障害福祉課）

地震災害時に、医療ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。

1　登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、医療ボランティアの受入・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

2　情報提供等

市町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市町からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを依頼する。

(1)　自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること

(2)　可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること

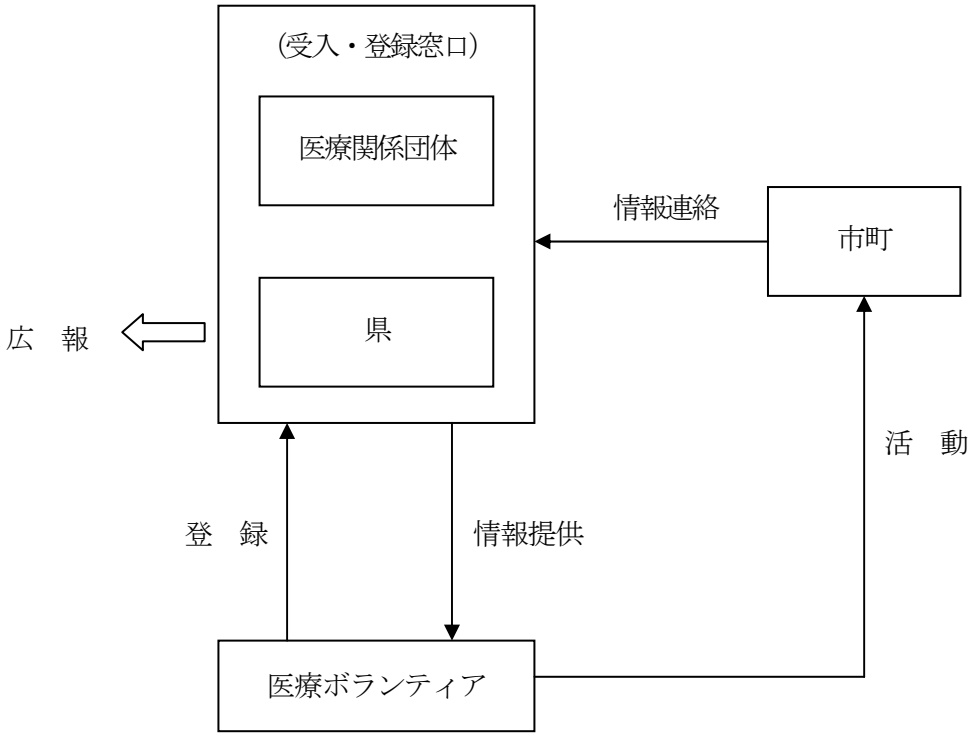

第11項　消防活動計画

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

被災地の住民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防機関に協力するよう努める。

消防機関は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などの消防活動を実施する。

県及び市町は、消防機関の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

第１　出火防止、初期消火	市町、消防機関、自主防災組織、事業所、県民

市町及び消防機関は、地震発生時に、住民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。

住民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

第２　消火活動	消防機関、市町

市町及び消防機関は、地震により火災が発生した場合は、市町地域防災計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難の勧告・指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

第３　応援の要請	消防機関、市町、 県（消防防災課）

１　近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

被災地の市町及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

２　緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

被災地の市町及び消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第４　救急活動	消防機関、市町、 県（消防防災課）

消防機関は、地震災害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

１　救急活動

消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

２　搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を消防署の救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、市町、県に対し、車両の調達を要請する。

消防機関、市町は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

また、消防機関は「福岡県、佐賀県及び大分県によるドクターヘリの運航に係る協定」及び「長崎県及び佐賀県によるドクターヘリの共同運航に係る協定」に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、この要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

３　後方医療機関の情報の把握

消防機関は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

４　応援要請

消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、第３項に準じて、応援を要請する。

第12項　惨事ストレス対策

第１　惨事ストレス対策	救助・救急又は消火活動を実施する各機関

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第13項　水防活動計画と二次災害の防止活動

第１　水防活動計画と二次災害の防止活動	国、市町、河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、砂防施設の管理者、下水道施設管理者、県（消防防災課、下水道課、農山漁村課、河川砂防課、道路課）

１　水防活動

地震発生に伴い、河川、海岸、ため池等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、津波による河川、海岸等の堤防、護岸及び施設等の損壊及び山腹の崩壊などの被害が生じ、そのためせきとめ、溢流、氾濫や、又は高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川、ため池、海岸等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1)　施設の点検、補修

河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者並びに下水道管理者は、地震により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、ため池等の管理者及び下水道管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2)　応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、地震により津波及び浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、通常の状態における流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

２　土砂災害の発生、拡大防止

国、県及び市町は、発災後の降雨・余震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

国、県及び市町は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

第14項　避難計画

地震発生後、津波、火災、崖くずれ等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、市町等は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮し、必要に応じ避難準備（要援護者避難）情報の発令あるいは早目の避難勧告・指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

第１　避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示	避難準備（要援護者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令する者（市町長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）又はその者が属する機関、市町

１　避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示の種類

避難準備（要援護者避難）情報又は避難勧告・指示を発令する者は、事前に策定した避難勧告等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

実施責任者	要　件（根　拠）	内　　容	対象者	備　　考
●市町長 ○知事 （災害の発生により市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき） ○警察官又は海上保安官 （市町長が指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき）	●災害が発生するおそれがある場合で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき。	●要援護者に対しては、立退きの指示 （その他の者に対しては、立退きの準備情報の提供）	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	●市町長が行った場合は、知事に報告すること。 ●警察官又は海上保安官が行った場合は、市町長へ通知すること。
	●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	●立退きの勧告 ○立退き先の指示 （必要があると認めるとき）		
	●上記の場合で、急を要すると認めるとき。	●立退きの指示 ○立退き先の指示 （必要があると認めるとき）		
	（災害対策基本法§60、§61、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律§20）			
●知事 ●知事の命を受けた県の職員 ●水防管理者	洪水又は高潮のはん濫（津波も含まれる）により著しい危険が切迫していると認められるとき。 （水防法§22）	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は、管轄警察署長に通知すること。
●知事 ●知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 （地すべり等防止法§25）	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知すること。

<table>
<tr><td rowspan="2">●警察官

○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合)</td><td>●人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合</td><td>●警告を発すること</td><td>●その場に居合わせた者
●その事物の管理者
●その他関係者</td><td rowspan="2">●警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。

●自衛官が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告すること。</td></tr>
<tr><td>●上記の場合で、特に急を要する場合
(警察官職務執行法§4、自衛隊法§94)</td><td>●避難の措置</td><td>●危害を受けるおそれのある者</td></tr>
</table>

2　避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示の内容

避難準備（要援護者避難）情報又は避難勧告・指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

(1)　避難対象地域

(2)　避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示を発令する理由

(3)　避難先及び避難経路

(4)　避難時の留意事項等

3　関係機関への連絡及び住民への伝達

避難準備（要援護者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関は、速やかにその内容を、関係機関に対して連絡を行うとともに、当該地域の住民に対して伝達する。

避難準備（要援護者避難）情報又は避難勧告・指示の連絡を受けた市町は、住民に対してその周知徹底を図る。

(1)　関係機関への連絡

避難準備（要援護者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（市町、県、県警察、海上保安部、自衛隊及びＮＨＫ佐賀放送局等）と、その内容を相互に連絡する。

(2)　住民への伝達

避難準備（要援護者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市町は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防機関、消防団、自治会、民生委員・児童委員等を活用する。

ア　市町村防災行政無線

イ　広報車

ウ　船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）

エ　サイレン、警鐘
オ　テレビ、ラジオの放送
カ　携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、エリアメール等）
キ　その他実情に即した方法（ＦＡＸ、市町ホームページ、ツイッター等）

【資料編】
○　市町別通報・伝達方法一覧

第２　警戒区域の設定	警戒区域の設定を実施する者（市町長等（市町長から委任を受けた市町の職員を含む）、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）、 県（消防防災課）

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

実施責任者	要　件（根　拠）	内　　容	対 象 者	備　　考
●市町長等 （市町長から委任を受けた市町の職員を含む。以下同じ） ○警察官又は海上保安官 （市町長等が現場にいないとき、又は市町長等から要求があったとき） ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 （市町長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合） ○知事 （災害の発生により市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 （災害対策基本法§63、§73）	●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	●警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、市町長に通知すること。 ●知事が行う場合は、その旨公示すること。

第３　避難誘導等	避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の勧告・指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）、市町、 県（消防防災課）

１　避難誘導

避難の勧告・指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市町は、避難の勧告・指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、幼児等の災害時要援護者を優先して行うとともに、避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

2　避難

(1)　小規模な避難

避難の勧告・指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、勧告・指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、災害時要援護者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市町は、車輛・舟等を準備し、援助するものとする。

(2)　大規模な避難

被災地域が広範囲等の理由から大規模な避難が必要となり、市町において対応できない場合、市町は県に協力を要請するものとする。

要請を受けた県は、市町を越える避難が必要となった場合は、被災していない市町と調整して避難先を確保し、被災した市町に対して避難先の指示を行うものとし、県を越える避難が必要となった場合は、隣県等に要請して避難先を確保し、被災した市町に対して避難先の指示を行うものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3　自主避難

市町は、崖くずれなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、住民においても、地震等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

なお、住民が自主的に避難を行う場合には、市町は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第４　主な施設における避難	学校等・病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者、市町、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、教育政策課、学校教育課、体育保健課、社会教育・文化財課、教育支援課）

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の勧告・指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

１　学校等

公立の学校等は、生徒等の在校時に、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市町に対し、さらに、市町教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、市町及び関係機関とする。

２　病院等医療機関

病院等医療機関は、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市町に対し、速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

３　社会福祉施設

社会福祉施設は、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

この場合は、市町に対し、速やかにその旨連絡する。

地震により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市町は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防機関等と連絡をとりながら、直

ちに救助活動を行う。

4　不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市町に対し、速やかにその旨連絡する。

第５　避難所の設置・運営	市町、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、生活衛生課）

市町は、一時避難場所に避難した避難者等について、地震災害の長期化等により収容する必要が生じた場合は、市町地域防災計画やあらかじめ作成したマニュアルに基づき、直ちに避難所を開設し、適切に運営する。

1　避難所の設置

避難所は、安全性を確認のうえ、適当な既存の建物を応急的に整備して使用する。

また、必要があれば、あらかじめ定めていた施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、避難所設置に当たっては、災害時要援護者に配慮して、他市町にあるものを含め、民間賃貸住宅、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

避難所を開設した場合、市町は、開設日時・場所、箇所数及び収容人員、設置期間の見込み等の開設状況を、速やかに県に報告するものとする。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

なお、地震災害が激甚であるなどにより被災市町内に避難所を設置することが困難な場合、当該市町は、次の事項を明らかにして県に対して支援を要請するものとする。

要請を受けた県は、市町を越える避難が必要となった場合は、被災していない市町と調整して避難先を確保し、被災した市町に対して避難先の指示を行うものとし、県を越える避難が必要となった場合は、隣県等に要請して避難先を確保し、被災した市町に対して避難先の指示を行うものとする。

(1)　避難希望地域
(2)　避難を要する人員
(3)　避難期間
(4)　輸送手段
(5)　その他必要事項

2　避難所の運営

市町は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。

市町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市町及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1)　避難者情報の把握及び開示

市町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅等被災者に係る情報についても把握するよう努める。

(2)　生活環境の維持

運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等の協力を得て、必要に応じて避難所運営組織を設置し、良好な生活環境の維持に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所におけるペットのためのスペースの確保にも配慮する。

(3)　男女双方の視点等への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4)　災害時要援護者への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び子ども等の災害時要援護者については、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5)　生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(6)　避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第15項　応急住宅対策計画

地震発生時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、県、市町は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第１　被災住宅の応急危険度判定等	市町、 県（建築住宅課）

１　広報活動

県、市町は、地震発生後、被災住宅が余震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

２　被災住宅の応急危険度判定

県、市町は、技術職員により又はあらかじめ養成し、登録している「建築物応急危険度判定士」の協力を得て、被災住宅の応急危険度判定を行い、応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等を実施する。

県は、応急危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、他県に対し、応援を要請する。

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定

○　被災建築物応急危険度判定要綱

第２　応急仮設住宅の建設及び運営管理等	市町、県警察、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、生活衛生課、建築住宅課）

１　応急仮設住宅の建設

市町又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当て、更には災害時要援護者に配慮する。

2　応急仮設住宅の運営管理

市町又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入にも配慮する。

3　民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。

また、県は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

○　応急仮設住宅の建設に必要な資材の供給可能先一覧

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第３　被災住宅の応急修理	市町、 県（消防防災課、建築住宅課）

市町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市町において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第４　公的住宅等の提供	国、市町、 県（建築住宅課、資産活用課）

1　公的住宅の提供

(1)　公営住宅

県及び市町は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

このための連絡・調整窓口として、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

また、県は、必要と認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」等に基づき、他都道府県内の公営住宅の提供について要請する。

(2)　職員宿舎

県及び市町は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用するものとする。

また、県は、必要に応じて、国家公務員宿舎等の活用について佐賀財務事務所と協議するものとする。

2　企業等の施設の供与

被災市町、県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

【資料編】

○　「佐賀県公営住宅災害対策会議」の概要

第16項　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第１　災害警備活動、治安維持活動	海上保安部、県警察

地震発生時において、県警察、海上保安部は、住民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

１　県警察

(1)　警備体制

ア　職員の招集・参集

県警察は、地震発生後、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

イ　災害警備本部等の設置

県警察は、地震災害が発生した場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

ウ　警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和２９年法律第１６２号）の規定に基づき要請する。

(2)　情報の収集・連絡

ア　被害状況の把握及び連絡

県警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

イ　多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

(3)　救出救助活動等

ア　機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等を迅速に投入する。

イ　警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動に当たらせる。

また、消防機関等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配意する。

(4)　避難誘導等

県警察は、地域住民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意する。

ア　被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。

イ　高齢者及び障がい者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど、災害時要援護者に配意する。

ウ　警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市町の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5)　死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、県及び市町が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は市町への遺体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6)　二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するための調査班を編成し、住宅地域を中心に調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、市町に伝達し、避難の勧告等の発令を促す。

(7)　危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

(8)　社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロール、巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、住民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9)　被災者等への情報提供活動

ア　被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対しては、提供方法に配慮する。

イ　相談活動の実施

県警察は、地震災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談等の設置に努める。

ウ　多様な手段による情報提供

県警察は、住民の避難先、救援物資の配布場所等地域住民の地域安全情報を、警察本部、

警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファックスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10)　関係機関との相互連携

県警察は、指定公共機関、指定地方公共機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(11)　ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

２　海上保安部

海上保安部は、海上における人の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るため、関係機関と緊密な連携のもと、必要に応じ、次の措置を講じる。

(1)　巡視船艇を地震災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りの実施

(2)　警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒

(3)　治安の維持に必要な情報の収集　　等

【資料編】

○　県内幹部派出所、交番、警察官駐在所一覧表

第２　物価の安定、物資の安定供給対策	県（くらしの安全安心課）

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

【資料編】

○　災害時における物価調査品目一覧表

第17項　交通及び輸送対策計画

地震災害時において、救助、救急、医療、消火活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者、県警察及び海上保安部は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第１　交通規制等による交通の確保対策	海上保安部、福岡空港事務所、県警察

１　陸上交通の確保

(1)　交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ＩＴＶ（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県は、相互に連絡を行い、把握している情報を共有する。

(2)　交通規制の実施

ア　緊急交通路

県警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

さらに、緊急交通路の交通規制を効率的に実施するため必要がある場合は、道路管理者に対しインターチェンジの閉鎖について申し入れを行う。

イ　緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救援物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

ウ　交通規制のための資機材の整備等

緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

２　海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講じる。

(1)　船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を行う船舶の円滑な航行への配慮

(2)　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合の船舶交通の制限、禁止

(3)　船舶の安全な航行に必要な情報の提供

3　航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保する。

第２　交通対策	県警察、道路管理者、海上保安部、市町、 県（道路課、港湾課）

1　陸上交通

(1)　道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

また、建設業者との協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア　交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ　通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ　障害物の除去等

道路管理者は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

エ　道路の応急復旧

道路管理者は、地震により道路に破損、欠壊等が生じ、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

(2)　通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、広報を実施する。

(3)　運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、市町及び防災関係機関と協力し、地震災害時に運転者がとるべ

き措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア　走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ　避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ　通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ　通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2　海上交通

(1)　応急復旧等

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

(2)　航路等の危険物除去

海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

3　航空交通

市町は、地震災害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

【資料編】

○　災害時に活用する臨時ヘリポートの状況

第３　輸送対策	防災関係機関、県警察、市町、 県（消防防災課、商工課、水産課、空港・交通課、総務事務センター）

1　緊急輸送の実施

各防災関係機関は、地震災害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

(1)　人命の安全

(2)　被害の拡大防止
(3)　災害応急対策の円滑な実施

2　輸送の対象
輸送の対象については、次のとおりとする。
(1)　第１段階（災害発生直後）
ア　救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
イ　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
エ　負傷者等の医療機関への搬送
オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等
(2)　第２段階（災害応急対策時）
ア　上記(1)の続行
イ　食料、水等生命の維持に必要な物資
ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
(3)　第３段階（災害復旧対策時）
ア　上記(2)の続行
イ　災害復旧に必要な人員及び物資
ウ　生活必需品

3　輸送手段の確保
各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。
必要となる車両等輸送手段を確保できない市町は、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。
市町から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達・あっせんに努める。
(1)　車両
ア　県有車両の提供
イ　社団法人佐賀県トラック協会に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき要請
ウ　社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対し、車両の調達又はあっせんを要請（九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）
エ　九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）
オ　福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
カ　自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請
(2)　鉄道
ア　九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社、甘木鉄道株式会社及び松浦鉄道

株式会社に対し、協力を要請

(3)　船舶

ア　県有船舶の提供

イ　輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請

ウ　船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

(4)　航空機（ヘリコプター）

ア　消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請

イ　自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

4　緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、地震発生からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5　緊急通行車両の確認及び事前届出

(1)　緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、地震災害時において、災害対策基本法第７６条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

県は、原則として、県関係車両分についてのみ行うものとする。

(2)　緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、発災時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

6　緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

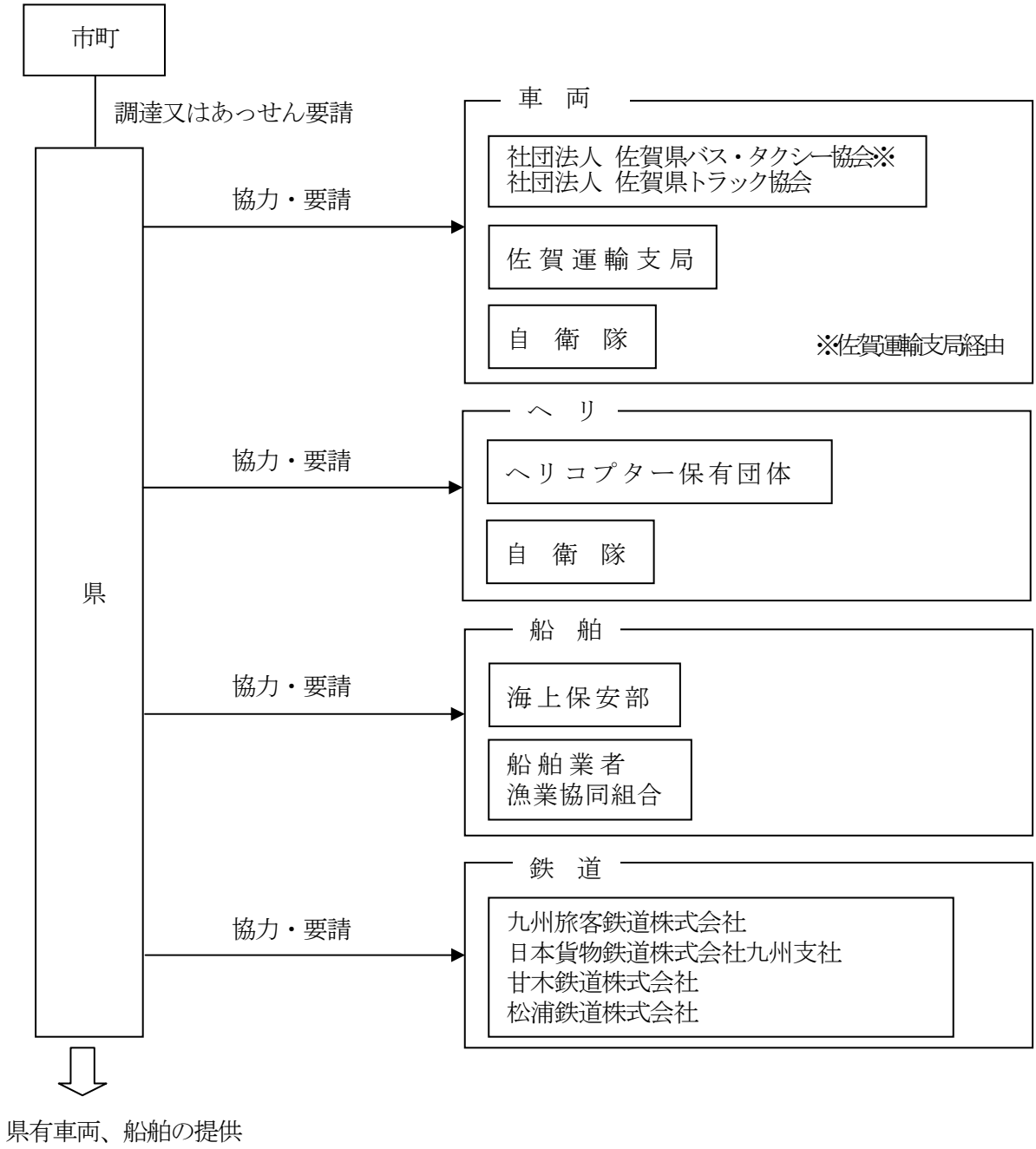

【資料編】

○　災害発生時からの経過時間ごとの緊急輸送の優先
○　緊急通行車両の確認手続
○　県有車両の災害時における使用可能台数調
○　船舶保有状況
○　根拠地別動力漁船の階層別隻数
○　災害救助法による実施基準
○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第18項　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

大規模地震災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市町、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、県は、備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災県民に供給できるよう、市町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。

また、物資の供給を円滑に進めるため、市町は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。

第１　食料等（ボトル飲料を含む。）の供給計画	国（農林水産省生産局）、市町、 県（こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、農林水産商工本部企画・経営グループ、流通課、商工課）

大規模地震災害が発生し、被災者等に対し食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、市町、県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「第２　飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

１　調達方法

(1)　市町

市町は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等災害時要援護者に対し配慮する。

ア　自ら備蓄している食料を供給する。

イ　供給可能業者等に対し、売却を要請する。

ウ　相互応援協定を締結している市町に対し、食料援助を要請する。

エ　このような措置を講じても、なお必要な食料の確保が困難な場合は、県に対し、応援を要請する。

オ　市町は、県等から食料の供給を受けたときは、それを被災者に適正かつ円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2)　県

県は、市町から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、市町への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。

ア　独自で備蓄している食料（栄養調整食品、アルファ米、おかゆ袋等）を供給する。

イ　農林水産省生産局を通じ、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給あっせんを要請する。また、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局に政

府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。

ウ　「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者から調達を行う。なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じあっせんする。

エ　必要に応じ、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3)　米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、１人１食当たり、精米３００グラムの範囲内とする。

2　災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とするとき、市町は、農林水産省の定める「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

3　国の措置

国は、必要に応じて、次の措置を講じる。

(1)　パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品について、あらかじめ把握していた関係業者に対し、出荷を要請するとともに、近隣県への出荷要請を行う。

(2)　関係業者・団体等から食料の無償提供があった場合は、そのとりまとめを行い、被災県等との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

4　供給方法

「第４　物資の配送計画」による。

なお、調理が必要な食料については、市町は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいて炊出し、食料の給与を行う。

≪炊出し≫

1　方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

2　器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

3　立会

炊出しに当たっては、市町職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

4　その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

【資料編】

○　供給、調達フロー
○　米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
○　災害救助法による実施基準
○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧
○　九州・山口９県災害時応援協定
○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

第２　飲料水の供給計画	水道事業者等、市町、 県（生活衛生課）

地震災害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者等、市町、県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

１　水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第２１項の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

２　応急給水

(1)　市町

市町は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

ア　浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ　必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ　浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。

エ　あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。

オ　応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。

カ　自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2)　県

県は、市町からの要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、市町の応急

給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

ア　被害の程度や市町による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。

イ　必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ　必要に応じ、県内の他の市町、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。

エ　応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

○　九州・山口９県災害時応援協定

○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

第３　生活必需品等の供給計画	市町、 県（地域福祉課）

地震災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、県、市町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

１　生活必需品等の品目

品　　目	内　　容
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウェットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等

光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

2　調達方法

(1)　市町

市町は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合、市町は、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。

これによっても不足する場合は、市町は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2)　県

県は、市町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、市町ごとに必要な供給品目、数量等の把握に努めつつ、自ら備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握していた調達可能業者等から調達し、市町に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもなお不足する場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

3　供給方法

「第４　物資の配送計画」による。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準
○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧
○　九州・山口９県災害時応援協定
○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

第４　物資の配送計画	市町、 県（地域福祉課、農林水産商工本部企画・経営グループ、流通課、商工課、道路課）

1　基本方針

災害の規模が小規模であり、市町で避難所への支援物資（市町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、県・国等から提供を

受ける義援物資をいう。）（以下「緊急物資」という。）の配送が可能な場合には、市町が避難所へ緊急物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市町による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1) 災害の規模が小規模であり、市町で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市町で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市町は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第２章　第２節　第 17 項　第３　輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

(2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

災害の規模によっては、発災後、およそ３日間は、県民、市町及び県等の備蓄物資により対応せざるを得ない状況が続くと考えられるが、発災から４日目以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の救援物資の処理が必要となることが予想されるため、県及び市町は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

2　物資の配布

(1) 市町

市町は、被災者が置かれている環境に応じて予め必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、地震災害が激甚などにより、市町での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

(2) 県

市町からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の備蓄物資又は調達物資（義援物資）を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市町に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市町が物資の配送を円滑に行えない場合において市町から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、被災市町が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3　在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生すると、自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフライ

ンの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

災害時には避難所は地域における防災拠点となるので、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うものとする。

【市町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】

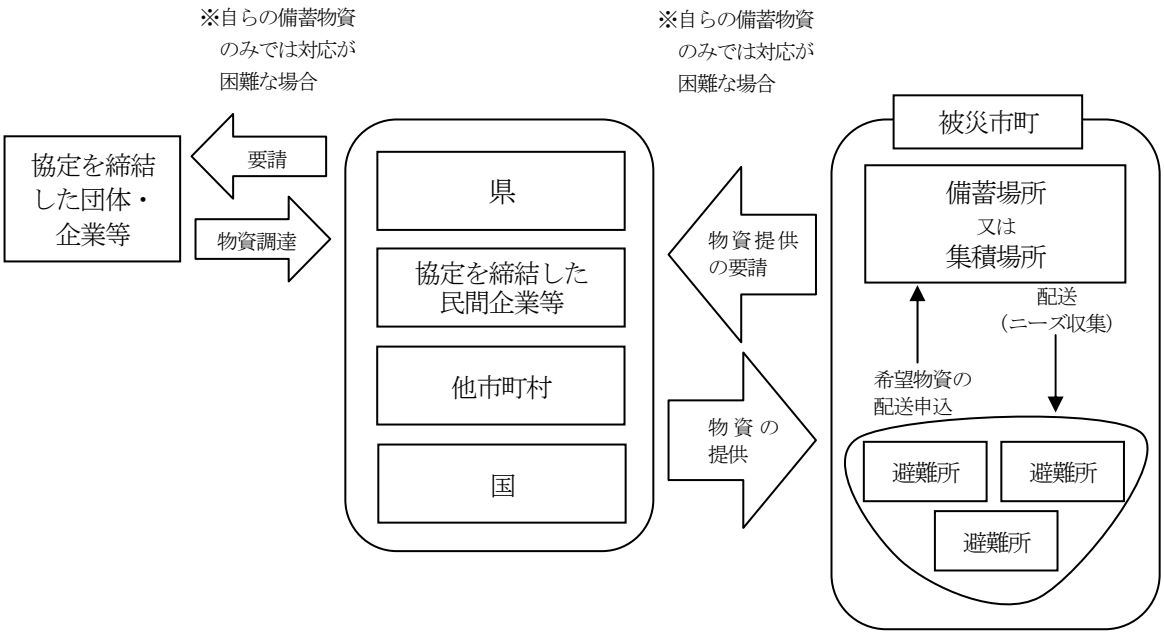

【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】

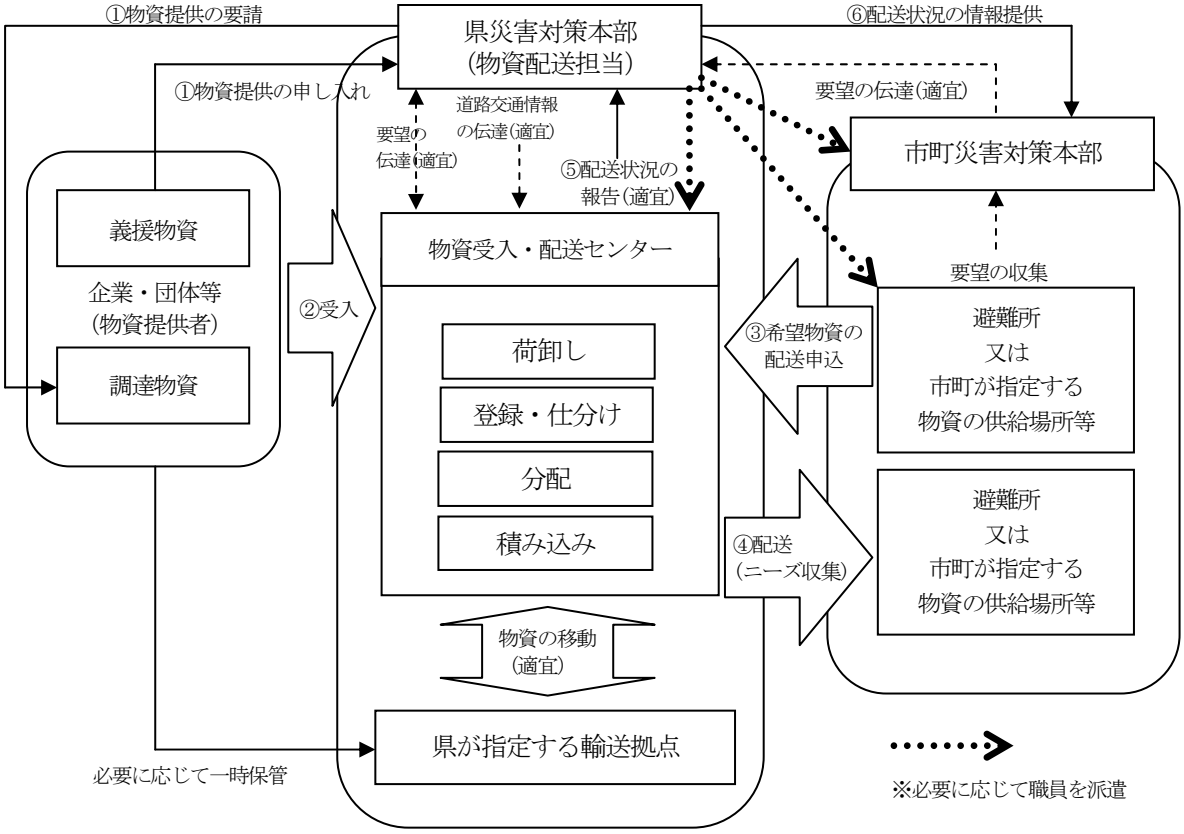

※県は、市町からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受け入れるものとする。

※センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。

※センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。

※ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。

※県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配送にあたっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請するなど、「第2章 第2節 第17項 第3 輸送対策」に定めた輸送手段を活用する。

※供給場所への配送を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。

※センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを市町災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。

※被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

≪県が指定する輸送拠点≫

佐賀県消防学校	佐 賀 市
佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館	
唐津市文化体育館	唐 津 市
佐賀県競馬場	鳥 栖 市
伊万里市国見台公園（伊万里勤労青少年体育センター）	伊万里市
白岩運動公園（白岩体育館）	武 雄 市

第19項　広報、被災者相談計画

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の県民に対し、適切な判断による行動が取れるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、市町、防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得て、正確な情報の提供を迅速に行うとともに、県ホームページを利用した情報提供に努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に十分配慮し、消防機関、自治会、民生委員・児童委員等を活用するよう努める。

第１　住民への情報提供	防災関係機関、市町、 県（消防防災課、危機管理・広報課、関係各所属）

県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネットポータル会社等の協力を求めて的確な情報を提供できるよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

１　県による災害広報の実施

県は、地震災害時において県民に対し、必要な情報を提供することにより人心の安定を図るとともに、救援体制の強化等を図るため、報道機関、市町広報組織等との協力体制を確立し、広報活動に万全を期する。

(1)　広報体制

県は、災害時に危機管理・報道監を災害広報責任者として、情報の一元化を図ることとする。

(2)　広報資料の収集

資料収集に当たっては、被災者に十分な配慮を図りつつ、必要に応じて職員を現地に派遣して直接広報資料の収集を行う。

(3)　広報の内容

ア　県民に対する広報

(ｱ)　広域災害情報の提供

県は、広域的な地震災害に関する県民への広報及び県内外への支援要請の災害広報を、

市町及び防災関係機関等と連携して実施する。その際、以下に示す地震災害時の時系列に応じた広報ニーズを踏まえ、災害広報を実施する。

a　地震発生直後の広報

(a)　地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震への警戒）

(b)　津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報発表状況）

(c)　避難の必要の有無等（津波警報や避難勧告・指示発令を察した場合は、即時広報）

b　地震による被害発生時の広報

(a)　災害発生状況（人的被害、住家の被害等の概括的被害状況）

(b)　道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）

(c)　公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）

(d)　電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

(e)　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(f)　安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）

c　応急復旧活動段階の広報

(a)　被害発生状況（人的被害、住家被害等市町から報告等された被害状況の集計値）

(b)　安否情報（市町ごとの被災者数等）

(c)　食料、飲料水、生活必需品等の供給状況（被災市町・県民への支援内容等）

(d)　その他生活に密着した情報（県による被災者相談窓口の開設等県全域にわたる情報等）

(e)　河川・港湾・道路・橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況

d　外部からの支援の受入れに関する広報

(a)　ボランティア情報（県外からの支援者の受入窓口等に関する情報）

(b)　義援金・必要とする救援物資の一覧及び受入方法・窓口等に関する情報

e　被災者及び県民等に対する注意・行動喚起情報

大規模な災害時において、特に被災市町が災害広報を的確に実施することが困難な場合、県は、県民に対する注意・行動喚起に関する広報を実施することにより、市町の応急対策活動を支援する。

(a)　地震時の行動に当たっての心得（出火防止、周辺危険箇所の二次災害への警戒、近隣の被災者救出活動への行動喚起、災害時要援護者に配慮した救援活動の呼びかけ等）

(b)　民心の安定及び社会秩序保持のため県民が取るべき措置等（乗用車の使用自粛、避難時のブレーカー切断、安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけ等）

(c)　防災関係機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望

(d)　被災地への救援物資等の発送に当たっての要望（送り先、内容明示等）

(e)　その他県民等（県外の住民含む）に対する要望事項

(ｲ)　地域災害情報の提供

地震に伴う土砂災害や危険物災害の発生など、県は、緊急度・重要度を考慮し、必要に

応じて当該被災地の状況に応じた災害広報を実施する。

(ｳ) 安心情報の提供

地域住民の民心の安定を図るため、原子力発電施設、ダム等の重要施設等については、当該施設等が被災していない場合においても、被災していない旨等の安心情報を提供する。

(ｴ) 生活支援情報の提供

当該災害による被害がない場合においても、県民生活に密接に関連する交通機関の運行状況やライフラインの状況等の生活支援情報を提供する。

イ 報道機関に対する広報（プレスリリース）

上記の県民に対する広報内容については、同時に報道機関に対しても投げ込みを行う。ただし、危機管理・報道監が必要と判断した場合は、記者レクによる対応を行う。

(4) 広報の方法

ア 緊急広報

(ｱ) 知事記者会見による広報

災害の規模が激甚な場合等には、人心の安定を図るため、必要に応じて発災直後の緊急メッセージ、被害及び対策の状況等について知事記者会見による広報を実施する。

(ｲ) 放送媒体による広報

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関各社に緊急広報の放送を要請する。

(ｳ) 新聞・通信社等による広報

「災害時における報道要請に関する協定」に基づき、新聞・通信各社に緊急広報の報道を要請する。

イ 一般広報

(ｱ) 県は、保有する以下の広報手段等を活用するほか、防災関係機関と連携することにより、効果的な広報活動を実施する。

a 公用車による広報

b テレビ、ラジオ等放送媒体による広報

c 広報誌による広報

d インターネットによる広報

(a) 県ホームページを活用した広報

(b) フェイスブックやツイッター等を活用した広報

e 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、エリアメール等）による広報

2 市町による災害広報の実施

市町は、市町が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市町での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

市町の地域内の災害に関する広報については、市町が独自に、あるいは警察を始めとする防

災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア　住民に対する広報

(ｱ)　広報内容

a　地震発生直後の広報

(a)　地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震への警戒）

(b)　津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報発表状況）

(c)　県民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）

(d)　避難の必要の有無等（津波警報発表や避難勧告・指示発令を察した場合は、即時広報）

b　地震による被害発生時の広報

(a)　災害発生状況（人的被害、住家の被害等の概括的被害状況）

(b)　災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）

(c)　道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）

(d)　公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）

(e)　電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

(f)　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(g)　応急危険度判定体制の設置状況（必要性と要請方法）

(h)　安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）

c　応急復旧活動段階の広報

(a)　住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）

(b)　食料、飲料水、生活必需品等の供給状況

(c)　その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）

d　外部からの支援の受入れに関する広報

(a)　ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）

(b)　義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報

e　被災者に対する広報

安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

f　その他の必要事項

災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(ｲ)　広報の方法

市町が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害ＦＭの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）。

なお、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県（消防防災課［総括対策部］）に提供するものとする。

a　市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報

b　広報車による広報（消防広報車を含む。）

c　ハンドマイクによる広報

d　テレビ、ラジオ放送による広報

e　広報誌、掲示板による広報

f　インターネット（ホームページ、フェイスブック、ツイッター等）による広報

g　携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、エリアメール等）による広報

イ　報道機関に対する広報

市町広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

3　防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた地震災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、県、市町及び報道機関に要請して広報を実施する。

(1)　広報の内容

県及び市町の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2)　広報の方法

各防災関係機関は保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。

防災関係機関は、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県（消防防災課［総括対策部］）に提供するものとする。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。

(3)　ラジオを活用した災害広報

ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に県民に提供するため、県、市町、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関は連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

【資料編】

○　報道機関一覧

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第２　被災者相談	防災関係機関、市町 県（政策監グループ）

県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

県、市町は、必要と認める場合、住民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各関係本部（部）の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

第20項　文教対策計画

学校等は、地震災害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第１　生徒等の安全確保措置	学校等

１　臨時休業等の措置

学校等は、地震災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

２　登下校での措置

学校等は、地震災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

３　応急救助及び手当の措置を行う。

第２　学校施設の応急復旧	学校等、市町(教育委員会)、国立・私立の学校等の設置者等、 県（教育支援課）

１　被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、地震発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、市町に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を、市町に対し連絡する。連絡を受けた市町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

２　応急復旧

県、市町は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

第３　応急教育の実施	学校等、市町(教育委員会)、国立・私立の学校等の設置者等、県（こども未来課、教育政策課、教職員課、学校教育課、体育保健課、教育支援課）

学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、地震により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

１　応急教育の実施場所

第１順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第２順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第３順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第４順位	応急仮校舎の建設

２　応急教育の方法

(1)　生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

(2)　教職員を動員し、授業再開に努める。

(3)　応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

(4)　生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

(5)　生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

３　教職員の確保

県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、地震による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

４　学用品の調達、給与

(1)　教科書

ア　県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ　災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含

む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2)　教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

≪支給の対象となる学用品≫

ア　教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

イ　文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ　通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5　給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市町、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6　保健衛生の確保

学校等は、県、市町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第４　被災生徒等への支援	県（教育支援課）

1　授業料免除

県は、地震により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

２　育英資金貸付金

県は地震災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

第５　避難所となる場合の対応	公立の学校等

公立の学校等は、市町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、

体育館　⇒　特別教室　⇒　普通教室

の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第21項　公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

地震災害により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市町及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう、速やかに応急復旧を実施する。

砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第１　道路、橋梁	各道路管理者

１　被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、地震により、道路、橋梁に被害が発生したおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び県、市町に対し、この旨連絡する。

２　応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第２　河川、海岸等	河川管理者、海岸管理者、下水道管理者及び施行者

１　被害状況の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施行者は、地震により、各施設に被害のおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

２　応急復旧

河川管理者又は海岸管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

また、必要に応じて、適切な警戒避難体制の整備など、

第３　砂防施設等	砂防施設等の管理者、市町、 県（河川砂防課）

1　被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、地震により、砂防施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2　応急措置

県、市町は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第４　治山施設等	治山施設等の管理者

1　被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、地震により、治山施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2　応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第５　港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者、 県（農山漁村課、港湾課）

1　被害状況の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、地震災害が発生した場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2　応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう、迅速に応急復旧を実施する。

第６　農地農業用施設	市町、農業用用排水施設管理者

１　被害状況の把握、連絡

市町、農業用用排水施設管理者は、地震災害が発生した場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市町に対し、この結果を連絡する。

２　応急措置

市町、農業用用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第７　空港施設	県（佐賀空港事務所）

１　被害状況の把握、連絡

空港施設管理者は、地震により、空港施設に被害が発生したおそれがある場合は、速やかに施設の点検、応急危険度判定を行い、被害状況を把握するとともに、県、管制官に対し、この結果を連絡する。

２　応急措置

空港施設管理者は、施設が被災した場合は、余震等による二次災害に留意しつつ、空港機能が確保されるよう速やかに応急復旧を行う。

第22項　ライフライン等公益施設の応急復旧計画

地震災害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

国、県及び市町と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

第１　水道施設	水道事業者等

水道事業者及び水道用水供給事業者は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

また、県、市町及び住民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第２　下水道施設	下水道管理者

下水道管理者は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。

第３　工業用水道施設	工業用水道事業者

工業用水道事業者は、地震発生後、施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、市町、利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じつつ、施設の迅速な応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

県、市町及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第４　電力施設	九州電力株式会社佐賀支社

九州電力株式会社は、地震災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1　対策組織の設置等

本店並びに支店及び営業所等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

特に供給区域内で震度５弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置し、対策要員は、呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

災害対策が円滑、適切に行われるよう、県、市町の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し協調を図る。

(1)　災害に関する情報の提供及び収集

(2)　災害応急対策及び災害復旧対策

2　災害応急対策

(1)　情報の収集、連絡

地震災害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速、的確に把握することに努め、県、市町等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2)　広報

地震災害の発生が予想される場合、又は地震災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3)　危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、地震災害時においても原則として、供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4)　応急工事

電力施設の応急復旧工事については，恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5)　復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は，原則として，あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

(6)　協力要請

ア　他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ、電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ　県、市町

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員してもなお応援が必要と判断される場合は、県、市町等に対し、次の協力要請を行う。

(ｱ)　県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求

(ｲ)　県、市町に対し、広報の協力要請

(ｳ)　県、市町に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請
(ｴ)　その他県、市町等との事前協議に基づく協力の要請

【資料編】
○　九州電力営業所の所在地及び担当区域
○　電力設備の所在地及び送電系統図

第５　電話施設	西日本電信電話株式会社佐賀支店、 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

西日本電信電話株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、地震災害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

１　対策組織の設置等
佐賀支店等は、情勢に応じ、受持区域内に非常態勢を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

２　災害応急対策
(1)　情報の収集、連絡
地震災害が発生した場合は、電気通信設備等の被害状況、その他情報等を収集することに努め、県、市町等の防災関係機関に対し、連絡する。
(2)　広報
地震災害の発生が予想される場合、又は地震災害が発生した場合は、通信ができないことによる社会不安の解消のため、通信及び利用制限の措置状況、電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。
広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接被災地へ周知する。
(3)　応急工事
電気通信設備等の応急復旧は，恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急復旧計画を作成し、この計画に基づき、迅速、適切に実施する。
(4)　災害対策用資機材の確保
予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達若しくは資材部門等に要求する。
災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。
災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等の確保が困難と思われる場合は、県、市町に依頼して、この迅速な確保を図る。
(5)　応援、協力要請
ア　グループ会社等

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社等に対し、この旨連絡するとともに、災害対策に必要な要員、資機材、車両等について、協力を要請する。

イ　防災関係機関

必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

(ｱ)　要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）

(ｲ)　資材及び物資対策（県、市町に対する燃料、食糧等の特別配給の要請）

(ｳ)　交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第６　ガス施設	都市ガス事業者、液化石油ガス事業者

１　都市ガス

(1)　対策本部の設置等

都市ガス事業者は、地震発生後、必要に応じ、対策本部を設置する。

ただし、気象庁の発表した震度階級が５弱以上のときは、対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められた職員が自動出勤する。

(2)　情報連絡及び広報活動

都市ガス事業者は、次の情報連絡及び広報活動を行う。

ア　消防、警察、地方自治体等各防災関係機関との相互の情報連絡方法の確保

イ　地震発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動

ウ　地震発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対して、必要に応じて保安確保のための広報活動

(3)　施設の応急復旧

都市ガス事業者は、地震によりガス施設が被災した場合又はガス供給の停止が発生した場合は、要員及び資機材を確保し、速やかに施設の復旧を行う。

(4)　二次災害の防止

都市ガス事業者は、ガス工作物の被害による二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を速やかに停止する。

(5)　応援要請

都市ガス事業者は、広範囲にわたり供給停止が発生した場合は、社団法人日本ガス協会地方部会へ救援要請する。

２　液化石油ガス（ＬＰガス）

(1)　被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、地震による被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防、警察、地方自治体等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

(2)　施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、地震による被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害の発生の防止のため応急措置を行う。

(3)　二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合は、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講じるとともに、復旧に努める。

(4)　応援要請

液化石油ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第７　鉄道施設	鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社九州支社、甘木鉄道株式会社、 松浦鉄道株式会社）

地震災害時において、鉄道事業者は、被害を最小限に止どめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

1　地震災害時の列車の運転規制
2　地震災害時の代替輸送方法
3　災害対策本部の設置
4　連絡通報
5　応急措置（案内広報など）
6　施設の応急復旧

第８　放送施設	放送事業者（日本放送協会佐賀放送局、 株式会社サガテレビ、 長崎放送株式会社ＮＢＣラジオ佐賀局、 株式会社エフエム佐賀）

地震により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

1　放送機等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。

2　放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設する。

第23項　災害対策用機材、復旧資材等の調達

第１　災害対策用機材、復旧資材等の調達	防災関係機関、市町、 県（県土づくり本部企画・経営グループ、建設技術課、下水道課、河川砂防課、道路課）

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

１　災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市町は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あっせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市町からあっせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あっせんを要請するものとする。

２　復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等の協定一覧

第24項　福祉サービスの提供計画

地震発生時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないよう、県、市町は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第１　対象者の状況の把握	市町

１　高齢者、障がい者

市町は、地震発生後直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、あらかじめ状況を把握している台帳又は災害時要援護者避難支援プラン等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

２　要保護児童

市町は、地震発生後直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

(1)　児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。

(2)　住民基本台帳による犠牲者の確認、地震災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第２　高齢者及び障がい者対策	市町、 県（地域福祉課、長寿社会課、障害福祉課、職員課）

１　緊急保護

県及び市町は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取り扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

２　在宅サービス体制

市町は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

３　応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づき、応援を要請する。

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定

第３　要援護者対策	市町

地震災害の発生に際しては、この地震災害を契機に新たに要援護者、要保護者となる者が発生することから、これら要援護者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市町は、以下の点に留意しながら、要援護者、要保護者対策を行う。

１　要援護者、要保護者を発見した場合には、当該要援護者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

(1)　避難所へ移動すること。

(2)　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

(3)　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

２　要援護者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災１週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、全ての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

第４　児童対策	市町、 県（こども未来課、母子保健福祉課、障害福祉課）

１　保護等

県、市町は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

２　メンタルヘルス対策

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

３　児童の保護等のための情報伝達

市町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協

力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第25項　ボランティアの活動対策計画

地震発生時に、多くのボランティアの申出がある場合は、県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第１　受入れ体制の整備	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（男女参画・県民協働課、地域福祉課）

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

県・市町災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市町センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市町災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

第２　ニーズの把握、情報提供	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、地域福祉課、長寿社会課、障害福祉課、国際交流課、建設・技術課、まちづくり推進課、建築住宅課、河川砂防課）

現地本部は、市町及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

市町は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県は、県本部等関係機関と連携・協力し、災害ボランティアの受入窓口に関する情報提供など現地本部の後方支援を行うとともに、専門的な知識・技術等を有するボランティアを育成、登録している団体等に対し、必要に応じて被災地市町への支援を要請する。

≪現地本部及び県本部の業務（例示）≫

1　災害及び被災状況の情報収集
2　ボランティアニーズの把握
3　ボランティアの受付、登録
4　ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
5　ボランティアの派遣・撤収の指示
6　ボランティア活動の記録
7　現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達
8　関係機関との連絡調整

第３　支援	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、地域福祉課、長寿社会課､障害福祉課、国際交流課、建設・技術課、まちづくり推進課、建築住宅課、河川砂防課）

市町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、活動環境について配慮する。

第26項　外国人対策

第１　外国人対策	市町、 県（国際交流課）

１　救護

市町は、地震発生時に、必要と認める場合は、外国語が話せるボランティアの協力を得ながら、外国人について安否確認、避難誘導、救助活動を行う。

２　生活支援

(1)　情報提供

県及び市町は、必要に応じ報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

(2)　避難所における相談体制の整備

市町は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティアの協力を得ながら、相談体制を整備する。

３　応援

県は、被災市町からの要請等に応じ、外国語が話せる者を確保するため、県内の他市町、他県に対し、関係職員等の派遣を要請する。

第27項　帰宅困難者対策

第１　帰宅困難者対策	市町、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、 県（消防防災課、商工課、観光課、空港・交通課）

県、市町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第28項　義援物資、義援金対策計画

地震災害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、市町、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付し、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第１　義援物資	市町、 県（危機管理・広報課、地域福祉課、農林水産商工本部企画・経営グループ、流通課、商工課、道路課）

県及び市町は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

１　受入れの基本方針

(1)　企業・団体等からの大口受入れを基本とし、個人からの物資は原則として受け取らない（個人には、義援金としての支援に理解を求める）。

(2)　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。

(3)　物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。

(4)　可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

２　受入の広報

県及び市町は、円滑な物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

(1)　受付窓口

(2)　受入を希望する義援物資と受入を希望しない義援物資のリスト
（時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める）

(3)　送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）

(4)　個人からは、原則義援金として受付

(5)　一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

３　供給方法

「第２章　第２節　第18項　第４　物資の配送計画」による。

第２　義援金	市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会、 県（地域福祉課）

１　受付

県及び市町は、必要に応じて、速やかに義援金の受付に関する窓口を設ける。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。

佐賀県共同募金会は、義援金の受付体制を整備する。

２　受入れ、保管、配分

市町は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。

県は、県に寄せられた義援金を佐賀県共同募金会に預託する。

日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受け入れ、適切に保管する。

県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は義援金の受入額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定する。なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、１次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため１か月以内を目途に決定することとする。

市町は、自ら直接受け入れた義援金及び日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

第29項　災害救助法の適用

第１　救助の本質

１　災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。

２　災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

３　国の責任において行われ、県・市町、日本赤十字社その他の団体及び県民の協力の下に行われる。

第２　実施主体	市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（消防防災課）

１　知事は、災害救助法による救助を実施し、市町長はこれを補助する。
　ただし、救助に関する職権の一部を市町長に委任したときは、市町長が救助を実施する。

２　日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

【資料編】
　○　県と日本赤十字社との協定

第３　適用基準	県（消防防災課）

　災害救助法による救助は、市町単位の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市町ごとに行う。

１　市町における住家の被害が、次表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数Ａに達したとき。

２　被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が１，０００世帯以上であって、市町の被害世帯数が当該市町の人口に応じ、次表の左欄の被害世帯数Ｂに達したとき。

市　町　の　人　口	被害世帯数 A	被害世帯数 B
5，000人未満	30世帯	15世帯
5，000人以上　15，000未満	40世帯	20世帯
15，000人以上　30，000未満	50世帯	25世帯
30，000人以上　50，000未満	60世帯	30世帯
50，000人以上　100，000未満	80世帯	40世帯
100，000人以上　300，000未満	100世帯	50世帯
300，000人以上	150世帯	75世帯

注）　被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の1／2世帯、床上浸水の場合は1／3世帯として換算する。

3　被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5，000世帯以上であって、市町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

4　市町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(1)　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(2)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じたとき。

【資料編】

○　災害救助法による市町別適用基準表

第4　被災世帯の算定基準	市町、 県（消防防災課）

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、県、市町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

1　住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

2　世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態

が別々であれば２世帯となる。

３　死者

当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

４　行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

５　負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

うち、重傷は１か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は１ケ月未満で治ゆできる見込みのものをいう。

６　全焼、全壊、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。

７　半焼、半壊

住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積が２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。

８　床上浸水

上記６及び７に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

９　床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10　一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

第５　救助の種類	市町、 県（消防防災課）

救　　助　　の　　種　　類	実　施　主　体
1　避難所、応急仮設住宅の供与	知事、市町長
2　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長
3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長
4　医療及び助産	知事、市町長
5　災害にかかった者の救出	知事、市町長
6　災害にかかった住宅の応急修理	知事、市町長
7　学用品の給与	知事、市町長
8　埋葬	知事、市町長
9　死体の捜索及び処理	知事、市町長
10　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去	知事、市町長

第30項　行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬

地震発生時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察及び海上保安部による見分のほか、市町は、的確に捜索、処理収容、火葬を実施する。

第１　捜索	市町、消防機関、海上保安部、県警察、 県（消防防災課）

市町及び消防機関は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第２　処理収容	市町、消防機関、県警察、海上保安部

１　検視、身元確認

市町及び消防機関は、被災現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

県警察は、市町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市町に対し、遺体の引渡しを行う。

海上保安部は、市町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら海上において遺体を発見した場合は、必要に応じ、県警察と連携し、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市町に対し、遺体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

また、県警察又は海上保安部は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

２　遺体の収容

市町は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設けるものとする。

市町は、県警察又は海上保安部から引き渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

市町は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

３　遺体の処理

市町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は医療救護班による遺体の検案を実施する。

4　遺族等への遺体引渡し

市町は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

【資料編】

○　災害救助法による実施基準

第３　火葬	市町 県（生活衛生課）

市町は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引き渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

市町は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、市町からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、市町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、県及び市町は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

【資料編】

○　火葬場の現況

○　災害救助法による実施基準

第31項　廃棄物の処理計画

地震発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市町は、迅速かつ適切に収集処理を行うとともに、必要に応じ、廃棄物処理施設の応急復旧を実施する。

第１　役割	市町、県民、事業者、 県（循環型社会推進課）

１　市町

(1)　事前に地震災害時の災害廃棄物処理計画を策定する。

【地震災害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容】

①　がれき等の災害廃棄物発生量の推計

②　仮置場の確保と配置計画・運営計画

③　仮設トイレ調達、設置、運営計画

④　排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）

⑤　市町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制

⑥　有害廃棄物対策（特にアスベスト）

⑦　収集運搬車輌とルート計画

⑧　災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）

⑨　住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2)　収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損個所等の措置を行う。

(3)　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。

(4)　予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。

(5)　必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。

(6)　必要に応じ、仮設トイレを設置する。

２　県

(1)　市町の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。

(2)　市町から要請があった場合、又は被災市町の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を被災市町の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等のあっせん又は紹介をする。

(3)　県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

３　住民、事業者

(1)　災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
(2)　不必要に廃棄物を排出しない。

【資料編】
○　廃棄物処理施設整備状況
○　廃棄物収集運搬機材の整備状況

第２　し尿の処理	市町、 県（循環型社会推進課）

1　仮設トイレの調達、設置、撤去

市町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

≪仮設トイレの調達≫

(1)　市町

市町は、予め、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

(2)　県

県は、予め、供給可能な業者及び個数を広域的に把握する。

市町から要請があった場合、「災害時における仮設トイレの調達に関する協定」に基づく要請を行うなど、調達及びあっせんに努める。

それでもなお対応が困難な場合は、国及び他都道府県に支援を要請する。

2　処理の方法

(1)　市町

ア　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
イ　予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。
ウ　収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
エ　必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
オ　必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

(2)　県

ア　市町の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ　被災地域の市町から災害し尿等の収集運搬について協力要請があったとき、または必要に応じ、「無償団体救援協定（災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）」に基づき、佐賀県環境整備事業協同組合に支援協力を要請する。

ウ　被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第３　ごみの処理	市町、被災者等、 県（循環型社会推進課）

1　市町

市町は、予め策定した地震災害時の災害廃棄物処理計画に基づき、一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみ及び大量に発生するがれきについて、ごみ処理実施方針を立て、収集運搬及び処分を行う。

収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、仮置き場にごみを搬入する。

(1)　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

(2)　市町は、事前に策定した地震災害時の一般廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針を立てる。

(3)　道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

(4)　廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。

(5)　仮置き場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。

(6)　建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。

(7)　災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）等の規定に従い、適正な処理を図る。

(8)　有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置き場での環境汚染を防止する。

(9)　必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。

(10)　必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。

(11)　最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2　県

(1)　県は、必要に応じ、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づき社団法人佐賀県産業廃棄物協会に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

(2)　県は、被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第32項　防疫計画

第１　防疫計画	市町、 県（健康増進課、薬務課、生活衛生課）

地震発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号、以下「感染症法」という。）に基づき、県及び市町は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

１　防疫活動

県、市町は、次の防疫活動を行う。

(1)　防疫組織の設置

市町は、防疫対策の推進を図るため、地震災害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2)　疫学調査及び健康診断等の実施

ア　疫学調査

県は、地震災害の規模に応じ、市町、地区衛生組織、郡市医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

イ　健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第１７条第１項の規定による健康診断を実施する。

ウ　感染症患者等に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第１９条の規定により入院の勧告又は措置を行う。この場合、県は入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送する。

(3)　清潔の保持

市町は、感染症の発生予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市町は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4)　消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第２７条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理者等に対し、消毒を命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市町に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第１４条の規定により行う。

(5)　ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき地域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は当該区域を管轄する市町に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第１５条の規定により行う。

(6)　避難所における防疫指導

市町は、県の指導のもとに、薬業衛生センター等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7)　臨時予防接種

県は、感染症の発生予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市町に実施させる。

(8)　生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第３１条第１項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活用水管理者に対し、期間を定めてその使用又は供給を制限、又は禁止する。

その場合、市町は、感染症法第３１条第２項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は１人１日当り約２０リットルを標準とする。ただし、大規模な地震災害等のため、標準量の供給が困難な場合は、３～５リットル程度とする。

2　情報の収集、報告及び広報

市町は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。

また、県は、市町から報告のあった情報を国に対し報告する。

さらに、県は、各種感染症に関する情報を収集し住民に対し広報する。

3　支援措置、応援

県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

(1)　市町に対し、応援のための職員を派遣する。

(2)　市町に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。

(3)　上記の措置を講じてもまだ不足する場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4　防疫用薬剤の確保

市町は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市町から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。

【資料編】

○　防疫用資器材保有状況

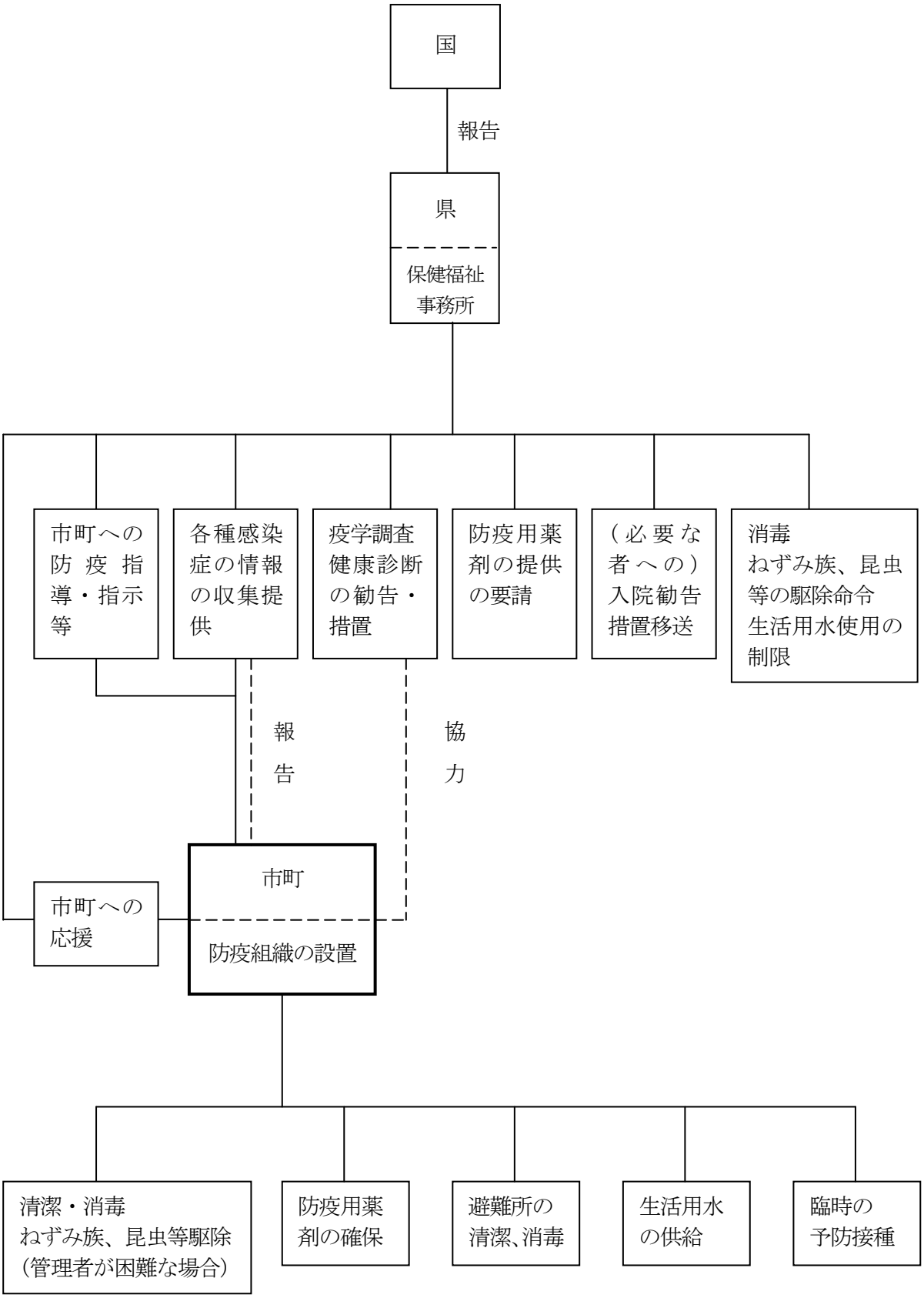
国
報告
県
保健福祉事務所
市町への防疫指導・指示等
各種感染症の情報の収集提供
疫学調査健康診断の勧告・措置
防疫用薬剤の提供の要請
（必要な者への）入院勧告措置移送
消毒
ねずみ族、昆虫等の駆除命令
生活用水使用の制限
報告
協力
市町への応援
市町
防疫組織の設置
清潔・消毒
ねずみ族、昆虫等駆除
(管理者が困難な場合)
防疫用薬剤の確保
避難所の清潔、消毒
生活用水の供給
臨時の予防接種

第33項　保健衛生計画

地震発生時において、県及び市町は、被災者の健康保持や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、相互に連携し、適切な保健衛生活動を実施する。

第１　被災者等の健康管理	市町 県（地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、職員課）

県及び市町は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

特に、高齢者、障がい者及び子ども等の災害時援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。

なお、県は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づき、応援を要請するとともに、さらに、厚生労働省に対し、保健師等の派遣を要請する。

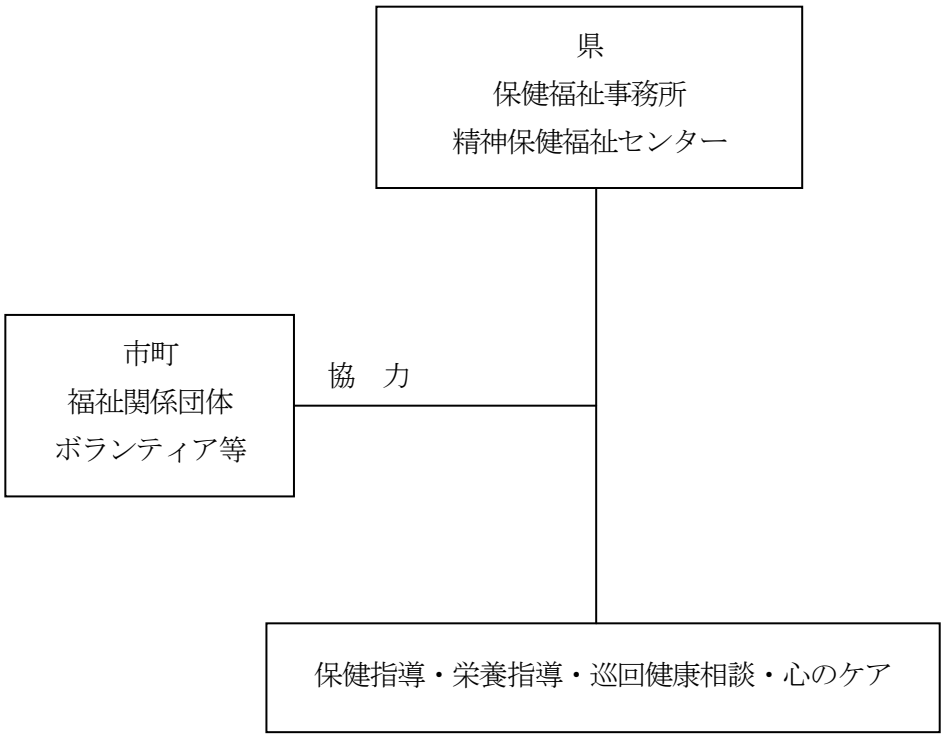

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定

第２　食品衛生管理	県（生活衛生課）

県は、食品衛生の保持のため、食品の流通拠点や避難所等に、食品衛生監視員を派遣し、必要な指導を行う。

県は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、必要に応じ、改善を指導するとともに、県食品衛生協会の協力を得て、各種相談に応じる。

第34項　動物の管理、飼料の確保等計画

第１　家畜の管理、飼料の確保	市町、 県（畜産課）

１　避難対策

市町は、地震発生後、余震による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市町は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

２　防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両（動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

(1)　健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

(2)　畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

(3)　家畜伝染性疾病の予防注射

地震災害後、発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

３　管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

４　飼料の確保

県は、地震災害により飼料の確保が困難となり、市町から要請があった場合は、国に対し、国が備蓄する備蓄用飼料穀物の売渡しを要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。

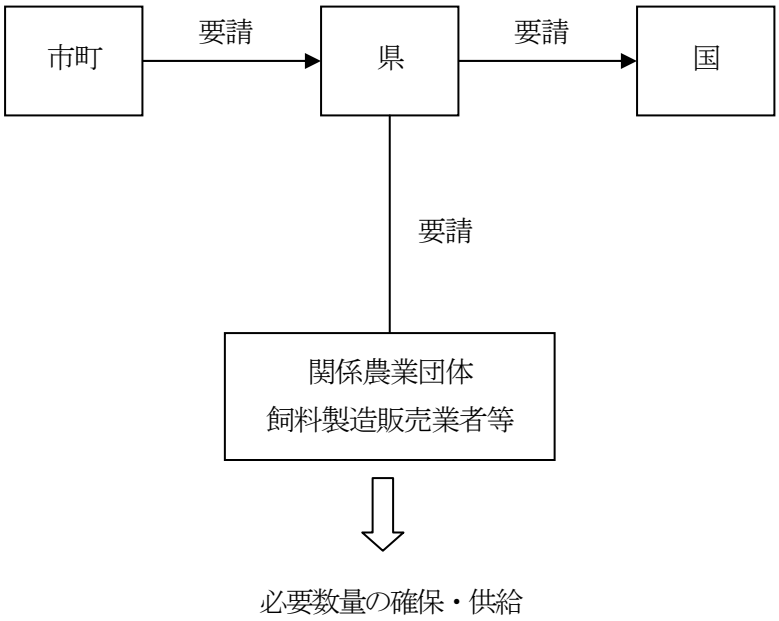

【資料編】

○　家畜防疫員一覧

○　家畜診療獣医師一覧

第２　ペット等の保護等	市町、 県（生活衛生課）

県及び市町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

第35項　危険物等の保安計画

第１　火薬類	火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）、九州産業保安監督部、県警察、 海上保安部、 県（消防防災課）

１　被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、地震により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　施設の応急措置

火薬類事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

３　その他の応急措置

県警察及び海上保安部は、市町から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を市町に通知する。

県警察及び海上保安部は、県及び市町と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

(1)　被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。

(2)　火薬類荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

(3)　港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。

(4)　被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

４　応援要請

火薬類事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第２　高圧ガス	高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）、九州産業保安監督部、県警察、海上保安部 県（消防防災課）

１　被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　施設の応急措置

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

３　その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

４　応援要請

高圧ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第３　石油類及び化学製品類	石油類及び化学製品類の関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等（以下「危険物施設の管理者等」という。）、消防機関、県警察、海上保安部

１　被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

(1)　危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
(2)　危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
(3)　危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
(4)　異常が認められた施設の応急措置

3　その他の応急措置

市町又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4　応援要請

危険物施設の管理者等は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第４　放射性物質	放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射線同位元素等の使用者等」という。）

放射線同位元素等の使用者等は、地震により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

1　発見した場合は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報する。
2　施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
3　汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
4　放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
5　放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
6　その他必要な防止措置を講じる。

第５　毒物・劇物	毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物取扱者等」という）、消防機関、県警察 県（薬務課）

毒物・劇物施設が地震により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

1　毒物・劇物取扱者等は、ただちに県、保健福祉事務所、県警察、消防機関に届け出るとともに、

回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

2　県、県警察、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。

(1)　情報収集、被害区域の拡大防止措置

(2)　警戒区域の設定

(3)　市町・住民に対する周知

(4)　被災者の避難誘導、救出・救護

(5)　原因の特定・原因者に対する指導

第36項　石油等の大量流出の防除対策計画

第１　石油等の大量流出の防除対策	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、市町、消防機関、県警察、県（消防防災課、有明海再生・自然環境課、循環型社会推進課、水産課、農山漁村課、河川砂防課、港湾課）

地震災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

１　通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1)　通報連絡の系統

ア　内水面への流出の場合

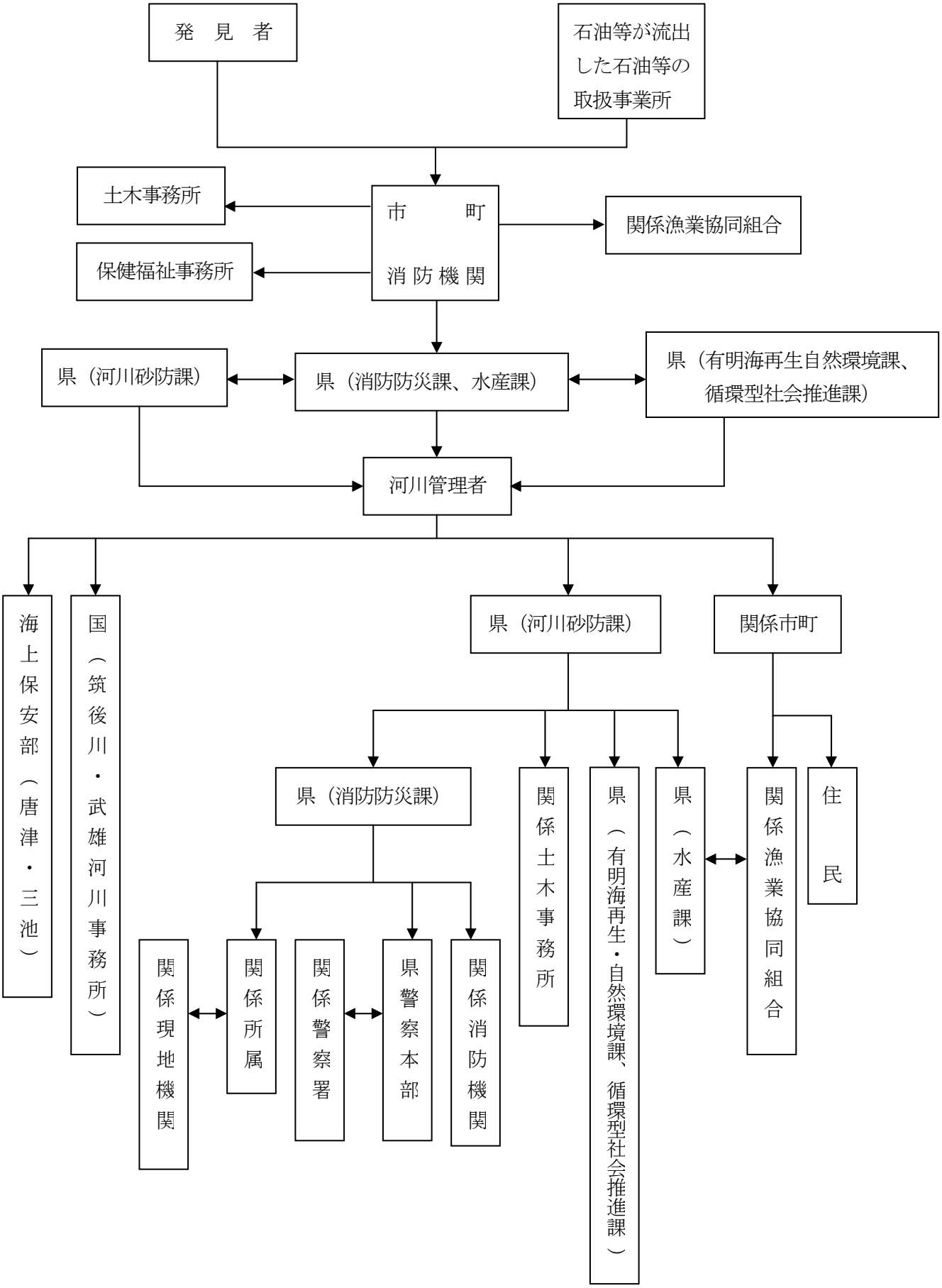

イ　海域への流出の場合

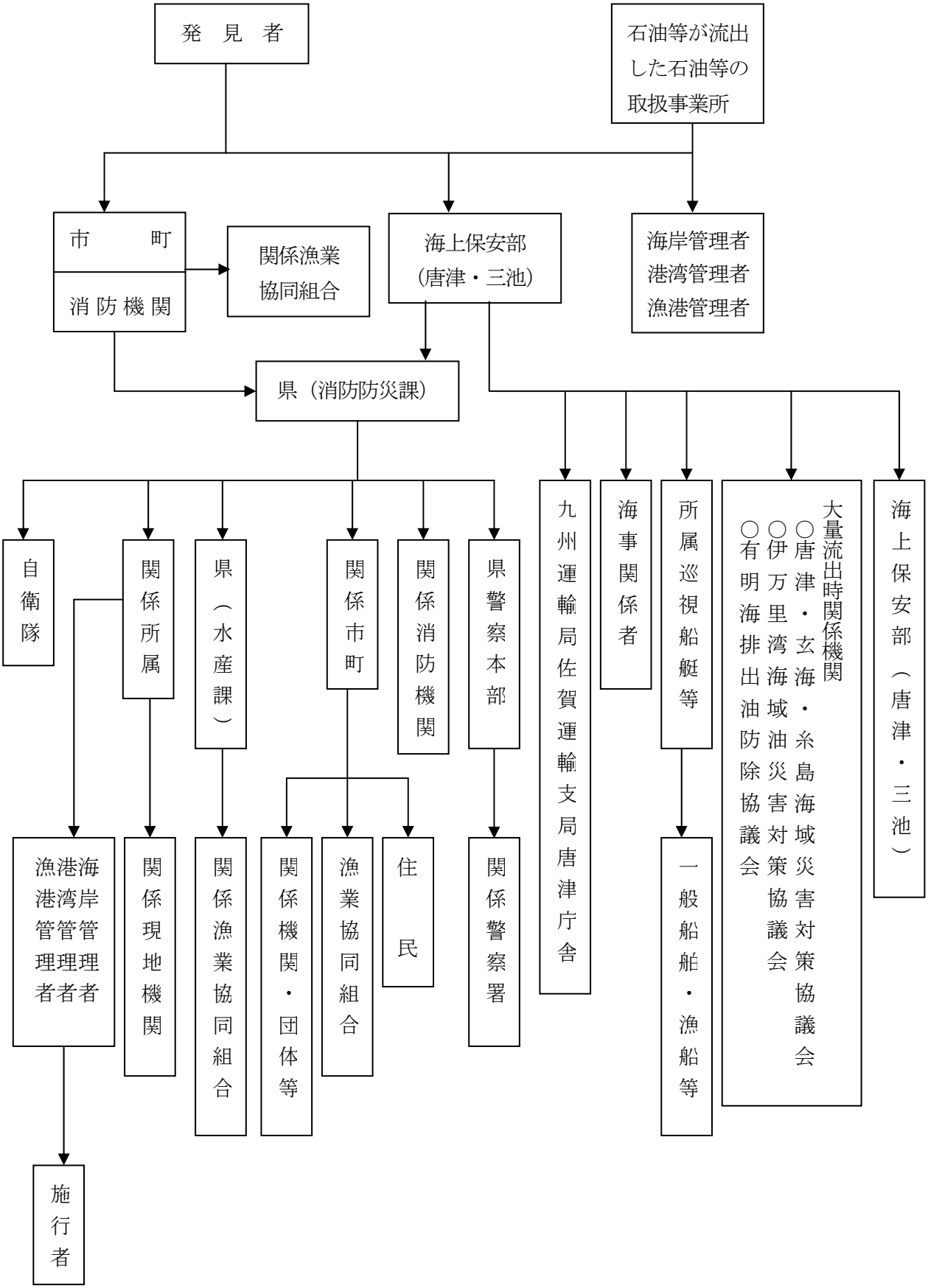
発　見　者
石油等が流出した石油等の取扱事業所
市　　町
消防機関
関係漁業協同組合
海上保安部（唐津・三池）
海岸管理者
港湾管理者
漁港管理者
県（消防防災課）
自衛隊
関係所属
県（水産課）
関係市町
関係消防機関
県警察本部
九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎
海事関係者
所属巡視船艇等
大量流出時関係機関
○唐津・玄海・糸島海域災害対策協議会
○伊万里湾海域油災害対策協議会
○有明海排出油防除協議会
海上保安部（唐津・三池）
漁港管理者
海岸管理者
港湾管理者
関係現地機関
関係漁業協同組合
関係機関・団体等
漁業協同組合
住民
関係警察署
一般船舶・漁船等
施行者

(2)　通報連絡の内容

ア　石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量

イ　発生日時及び場所

ウ　石油等の流出の概要

エ　気象、海象の状況

オ　流出石油等の状況

カ　今後予想される災害

キ　その他必要な事項

(3)　住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市町、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2　応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1)　石油等の取扱事業所の応急対策

ア　河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡

イ　オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散

ウ　石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え

エ　事業所の従業員等の救助

オ　火災等二次災害発生の防止

(2)　防災関係機関の応急対策

ア　災害対策連絡調整本部等の設置

(ｱ)　海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。

≪構成≫

海上保安部、県、県警察、沿岸市町、沿岸消防機関、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐することとする。

≪設置場所≫

海上保安部庁舎又は海上災害現場に近い適当な場所

≪役割≫

a　災害情報の交換、収集及び解析

b　総合的な応急対策の策定及び調整

c　関係機関等に対する協力要請

(ｲ)　河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

a　筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会

b　六角川・松浦川水系水質保全対策協議会

c　唐津・東松浦地区等環境保全対策協議会

d　伊万里・有田地区環境整備保全対策協議会

e　鹿島・藤津地区水質保全対策協議会

イ　主な応急対策

(ｱ)　石油等の取扱事業所の従業員等の救助

(ｲ)　流出石油等の拡散防止

(ｳ)　消火対策等

(ｴ)　漂着石油等の処理

(ｵ)　流出石油等の防除資機材の調達

【資料編】

○　油火災・流出用資機材保有状況

第37項　応急金融対策

第１　応急金融対策	佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店（日本銀行佐賀事務所）

地震災害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災関係機関は、万全の措置を講じる。

１　通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

(1)　通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2)　輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3)　金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

２　非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

(1)　非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。

ア　預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ　被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ　被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ　損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。

オ　必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

カ　証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

(2)　各種金融措置等に関する広報

上記１(3)及び２(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力

して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第38項　孤立地域対策活動

第１　孤立地域対策活動	防災関係機関、市町、 県（消防防災課、観光課、農地整備課、河川砂防課、森林整備課、道路課）

地震災害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県及び市町は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

１　被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

県及び市町等各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、被災地の状況を把握するとともに、迅速な救急救助活動を実施するほか、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

２　緊急物資等の輸送

陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、県及び市町は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。

３　道路の応急復旧による生活の確保

県及び市町は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第39項　生活再建計画

第１　被災者生活再建支援金	国、市町、 県（消防防災課）

県は、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

第40項　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

第１　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	防災関係機関、市町、 県（消防防災課、関係各所属）

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

災害発生時・発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。但し、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、市町及びその他の各防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

地震災害対策に係る県災害対策本部における災害応急対策の着手時期

発災（震度６強）

～1 時間

【情報収集に全力を上げつつ、人命優先に活動する時期】

◇地震、津波の情報伝達
◇防災活動体制の確立（職員参集、災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料の確保）
◇災害情報の収集・連絡、国への被害状況報告
◇人命救助活動、初期消火活動、医療機関における医療活動、警備活動
◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保
◇自衛隊への出動準備要請、派遣要請、連絡調整
◇広報活動（被害情報・避難所情報など住民への情報提供、知事等の緊急メッセージ発出）

～24 時間

【人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始する時期】

◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備
◇応援要請（国の機関等への応援要請、緊急消防援助隊の派遣要請、広域緊急援助隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の応援要請）
◇医療活動（医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）含む）の編成・派遣、DMATの派遣要請、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧）
◇行方不明者の捜索　◇被災者相談窓口の設置
◇輸送ルートの確保、道路・海上交通の応急復旧
◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の物資の調達及び供給
◇ボランティアセンターの設置　◇外国人対策、帰宅困難者対策
◇災害対策用機材・復旧資材等の調達、公共施設等の応急復旧
◇孤立地域対策（通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送）
◇避難所へ仮設トイレの設置・し尿処理
◇災害救助法の適用　◇遺体の一時安置所の確保
◇義援物資・義援金の受付窓口設置、希望物資の情報提供
◇被災者等の健康管理、食品衛生管理　◇被災建築物の応急危険度判定

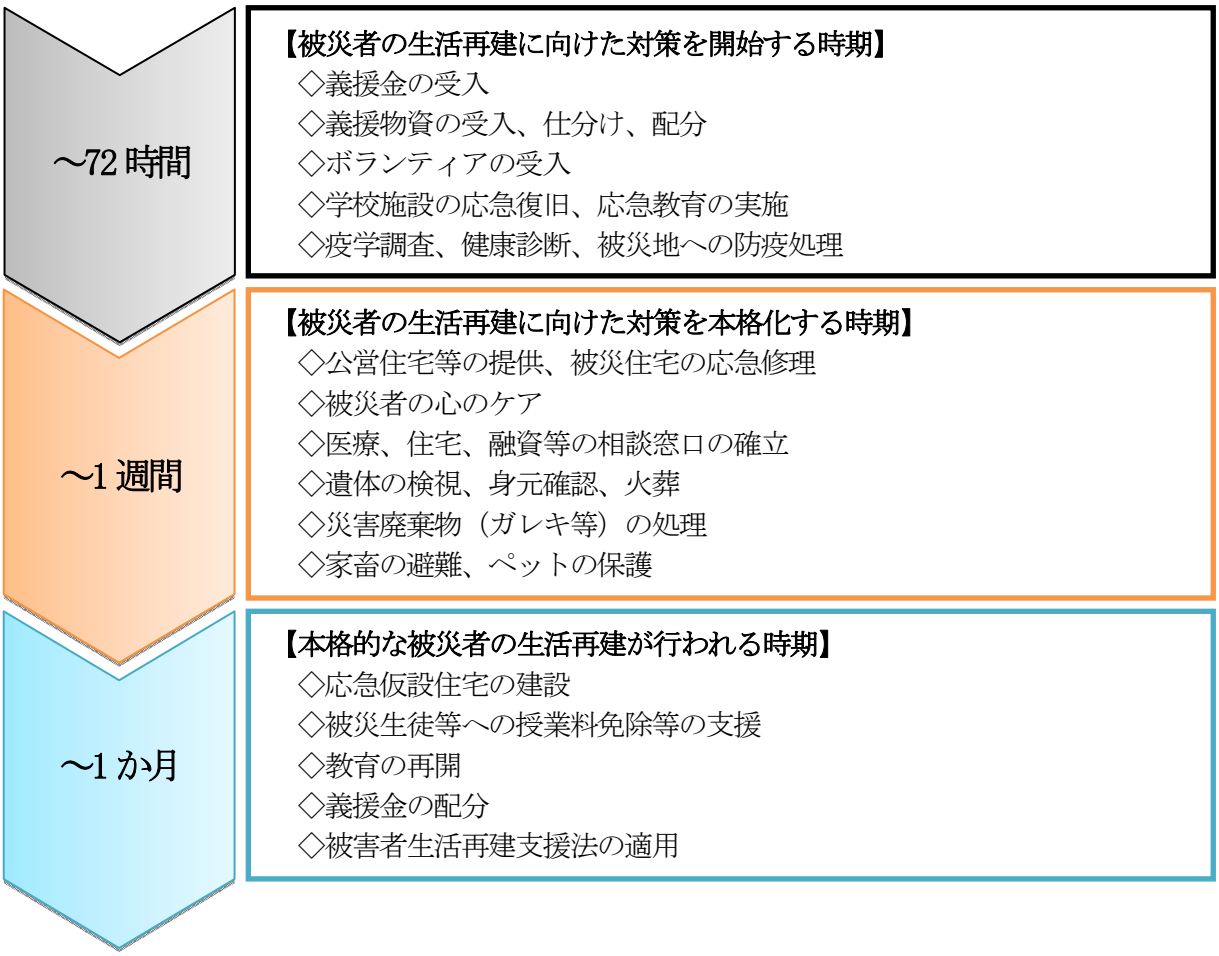

※　災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第３節　災害復旧・復興計画

地震災害後、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指した復旧・復興を、適切かつ速やかに行う。

第１項　災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第１　復旧・復興に係る基本方向の決定	市町、 県（消防防災課、関係各所属）

被災市町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、

１「迅速な原状復旧」を目指すのか、

又は

２　更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのか

について早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

県は、市町からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。

第２　迅速な原状復旧	市町、県警察、関係施設の管理者等、 県（こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、新エネルギー・産業振興課、生産者支援課、水産課、林業課、県土づくり本部企画・経営グループ、まちづくり推進課、下水道課、農山漁村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港・交通課、道路課、港湾課、資産活用課、社会教育・文化財課、教育支援課）

市町及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市町及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原形復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

１　復旧事業の対象施設

(1)　公共土木施設

（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園）

(2)　空港施設

(3)　農林水産施設
(4)　都市施設
(5)　上水道、工業用水道
(6)　社会福祉施設
(7)　公立学校
(8)　社会教育施設
(9)　公営住宅
(10)　公立医療施設
(11)　ライフライン施設
(12)　交通輸送施設
(13)　その他の施設

２　資金の確保

県、市町及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

(1)　国庫負担又は補助を規定している主なもの

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）

イ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）

ウ　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和３９年８月１４日建設省都市局長通達）

エ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成２年３月３１日厚生省事務次官通知）

オ　社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成７年３月３０日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）

カ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）

キ　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）

(2)　地方債の発行が許可される主なもの

ア　補助災害復旧事業

イ　直轄災害復旧事業

ウ　単独災害復旧事業

エ　公営企業災害復旧事業

オ　歳入欠かん

３　激甚災害の指定

発生した地震災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県及び市町は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4　復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

【資料編】

○　激甚災害制度について

第３　計画的復興	市町、ライフライン事業者 県(消防防災課、まちづくり推進課、下水道課、建築住宅課、社会教育・文化財課)

1　防災まちづくり

市町は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、復興計画を作成し、関係機関との調整を図り、住民の理解を求めつつ、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(1)　被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新

(2)　避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設（防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など）及び防災安全街区の整備

(3)　被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等

(4)　建築物や公共施設の耐震・不燃化

(5)　耐震性貯水槽の設置　等

県は、市町が進める復興を支援する。

復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

2　文化財対策

(1)　指定文化財等の復旧

県（教育委員会）、市町（教育委員会）は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2)　埋蔵文化財の保護

県及び市町は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文

化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、県及び市町は、国や他県・市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第２項　被災者の生活再建等への支援

県及び市町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等のきめ細かな支援を行う。

第１　被災者相談	防災関係機関、市町、国、 県（政策監グループ、関係各所属）

県、市町及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第２　り災証明の交付等	市町

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。

第３　災害弔慰金、見舞金等	国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、 県（消防防災課、地域福祉課）

１　災害弔慰金の支給

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）及び条例の定めるところにより、地震災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

２　災害障害見舞金の支給

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）及び条例の定めるところにより、地震災害により障がい者となった住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

３　日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

４　被災者に対する生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づき、被災者の生活再建が速や

かに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

【資料編】

○　災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

○　被災者生活再建支援制度の概要

第４　就労支援	国（佐賀労働局（各公共職業安定所））、 県（雇用労働課）

県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

第５　租税の徴収猶予、減免	国、市町、 県（税務課）

１　国税

(1)　国税の期限の延長（国税通則法第１１条、同法施行令第３条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から２か月】

(2)　法人税の申告期限の延長（法人税法第７５条）

(3)　所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第２条）

(4)　給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第３条）

２　県税

(1)　県税の期限の延長（地方税法第２０条の５の２、同法第４４条、県税条例第９条の２）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【２月以内】

(2)　県税の徴収猶予（地方税法第１５条）

【１年（やむを得ない場合２年）以内】

(3)　県税の減免

ア　個人の県民税（地方税法第４５条）

イ　個人の事業税（地方税法第７２条の６２、県税条例第５６条）

ウ　不動産取得税（地方税法第７３条の３１、県税条例第６９条）

エ　鉱区税（地方税法第１９４条、県税条例第１２６条の２）

オ　軽油引取税（地方税法第１４４条の４２）
カ　狩猟税（地方税法第７００条の６２、県税条例第１７０条）

３　市町税
(1)　市町税の期限の延長（地方税法第２０条の５の２、各市町の税条例）
申告、申請、納付、納入等の期限延長
(2)　市町税の徴収猶予（地方税法第１５条）
(3)　市町税の減免
ア　市町民税（地方税法第３２３条、各市町の税条例）
イ　固定資産税（地方税法第３６７条、各市町の税条例）
ウ　軽自動車税（地方税法第４５４条、各市町の税条例）
エ　鉱産税（地方税法第５３２条、各市町の税条例）
オ　特別土地保有税（地方税法第６０５条の２、各市町の税条例）
カ　都市計画税（地方税法第７０２条の８、各市町の税条例）
キ　水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税（地方税法第７１７条、各市町の税条例）　注）特別徴収義務者に係るものを除く。

第６　国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免	市町、国民健康保険組合

市町及び国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

１　国民健康保険税関係
(1)　徴収猶予（地方税法§１５）
(2)　申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法§２０の５の２、各市町の税条例）
(3)　減免（地方税法§７１７）
(4)　延滞金の減免（地方税法§７２３）

２　一部負担金の減免等（国民健康保険法§４４）
特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。
(1)　一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
(2)　保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第７　郵政事業の災害特別事務取扱等	郵便事業株式会社、郵便局株式会社

１　郵便業務関係

(1)　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

(2)　被災者が差し出す郵便物の料金免除

(3)　被災地（県、市町、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

２　為替貯金業務関係

(1)　郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

(2)　郵便貯金の非常貸付け

(3)　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

３　簡易保険関係

(1)　保険料払込猶予期間の延伸

(2)　保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払

(3)　保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払

(4)　解約還付金の非常即時払

(5)　保険貸付金の非常即時払

第８　生活資金の確保	市町、県社会福祉協議会、 県（地域福祉課、母子保健福祉課）

１　災害援護資金

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

２　生活福祉資金

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

３　母子寡婦福祉資金貸付金

県は、被災した２０歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」又は寡婦及び４０歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、母子寡婦福祉資金貸付金を貸し付ける。

【資料編】

○　災害援護資金、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金貸付金の制度概要

第９　住宅の供給、資金の貸し付け等	市町、 県（建築住宅課）

１　公営住宅の提供

県、市町は、被災市街地復興特別措置法第２１条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

２　住宅資金の貸付制度

第８に記載

第10　生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保	県（くらしの安全安心課、 県土づくり本部企画・経営グループ、建設・技術課、 河川砂防課、道路課）

１　生活必需物資供給の調整

県は、被災地の販売機構等の混乱に加えて、需要、供給の不均衡による物価の高騰の防止を図るため、状況に応じ、物資供給業者に対し、必需物資の売渡し勧告・価格の引下げ勧告などで供給の調整に努め、民生の安定を図る。

２　復旧用資機材の確保

県は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

【資料編】

○　災害時における物価調査品目一覧表

第３項　地域の経済復興の推進

第１　中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	県（商工課）

県は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

１　被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。

２　佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。

また、激じん災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。

３　県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。

４　信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。

５　被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

【資料編】

○　県制度金融の内容一覧

第２　農林、水産業に対する復旧・復興金融の確保	市町 県（生産者支援課）

県、市町は、地震災害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

１　天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

２　日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

【資料編】

○　資金の貸付条件の概要（農林水産業向け）

第３章　津波災害対策

この津波災害対策計画は、地震等により発生する可能性のある津波に対処することを目的に各防災関係機関が処理すべき対策について、特記すべき事項を記述する。

なお、この計画に定めのない事項については、「第３編　第２章　地震災害対策」によるものとする。

第１節　災害予防対策計画

第１項　津波に強い県土の形成	海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、 河川管理者、市町、 県（消防防災課、こども未来課、循環型社会推進課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、まちづくり推進課、農山漁村課、河川砂防課、港湾課）

１　県土保全施設の整備等

海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者及び河川管理者は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を図るとともに、各施設については地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。また、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

２　津波に強いまちの形成

県及び沿岸市町等は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保するものとする。

また、浸水の危険性の低い場所を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような一時避難場所やそこに通じる避難経路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図る。

行政関連施設、災害時要援護者に係わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の対浪化、非常用電源の設置箇所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

３　地盤沈下対策

県及び沿岸市町は、地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制に努める。

第２項　津波避難計画等の策定	沿岸市町

1　市町津波避難計画の策定

沿岸市町は、地震等による津波災害の発生に備え、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」等を参考に、津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。なお、津波災害を防止するためには、防潮堤が整備されている場合であっても避難計画に関しては、避難者の安全に万全を期するため、これら施設が有する防止効果は考慮しないものとする。

【津波避難計画に記述すべき内容例】

○目的
○職員の初動体制
○避難準備情報（要援護者避難）・勧告・指示
○水門等の閉鎖措置
○避難計画
○災害時要援護者対策
○避難対策の留意点
○ハザードマップの作成周知
○津波対策の教育、啓発
○訓練の実施

2　地域住民、民間事業者との協働

市町が避難計画を策定するにあたっては、県が作成した津波浸水想定区域図を参考に地域住民、民間事業者、地域内で活動している公共的団体、自主防災組織、行政が協働し、計画をまとめていくことが望まれる。

3　津波避難計画の見直し

津波避難計画の対象となる地域においては、人口やその年齢構成、道路や避難場所等の地域状況が経年的に変化していき、また防災に関する技術面の進歩もあることから、毎年検討を加え、必要に応じ修正することが重要である。

【資料編】

○　佐賀県津波避難計画策定指針の概要

第３項　避難収容活動	沿岸市町、防災関係機関

1　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成等

沿岸市町長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成１７年３月）」に沿って、津波災害の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

２　避難場所

沿岸市町は、津波災害に備えて、一時（いっとき）避難場所（災害時の危険を回避するために緊急的に避難する場所）及び避難所（災害により被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に収容し保護する場所）を指定しておくものとする。

一時避難場所は、津波に対する安全が確保できる公園・緑地・学校のグラウンド・団地の広場・複数階の建造物等が適当で、できる限り多くの住民を収容できるよう配慮すること。

３　防災対応職員等の安全確保

沿岸市町及び防災関係機関は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

第４項　防災知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、 県（消防防災課、教育政策課、学校教育課、体育保健課）

１　防災知識の普及・啓発等

県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(1)　避難行動に関する知識（沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど）

(2)　津波の特性に関する情報（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）

(3)　津波に関する想定・予測の不確実性（地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性が

あること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど）

(4)　家庭での予防・安全対策（３日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策など）

(5)　警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動

(6)　災害時の家族内の連絡体制の確保

２　津波防災教育の推進

学校等は、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な津波防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は、全県的に行うものとする。

また、県及び市町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを開発するなどして、津波災害と防災に関する県民の理解向上に努める。

第２節　災害応急対策計画

第１項　活動体制

各防災関係機関は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第１　県の活動体制	県（消防防災課、関係各所属）

県は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波警報・津波注意報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

１　災害情報連絡室

(1)　設置基準

ア　県内で震度４の地震が発生した場合（自動設置）

イ　県内沿岸（津波予報区　佐賀県北部、有明・八代海）に津波注意報が発表された場合（自動設置）

ウ　県内で震度３の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で、消防防災課長（不在のときは、国民保護・防災対策監）が必要と認める場合

(2)　所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(3)　構成

消防防災課、危機管理・広報課、生産振興、県土づくり、交通政策の各本部(部)連絡員所属、情報収集が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害情報連絡室長は、消防防災課長をもって充て、消防防災課長が不在のときは、国民保護・防災対策監が代理する。

(4)　配備要員

災害情報連絡室の要員として、消防防災課長、危機管理・広報課長、関係所属長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

(5)　知事等幹部職員への連絡

休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害情報連絡室自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(6)　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

２　災害警戒本部

(1)　設置基準

ア　県内で震度５（強・弱）の地震が発生した場合（自動設置）

イ　県内沿岸に津波警報（津波）が発表された場合（自動設置）

ウ　県内で震度４の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で、副知事（防災監）（不在のときは、総合防災統括監）が必要と認める場合

エ　津波により大きな被害が発生した場合で、副知事（防災監）（不在のときは、総合防災統括監）が必要と認める場合

(2)　所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

(3)　構成

消防防災課、危機管理・広報課、各本部(部)連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、総合防災統括監が代理する。

(4)　配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

(5)　知事等幹部職員への連絡

休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(6)　その他

３　災害対策本部

(1)　災害対策本部

ア　設置基準

(ｱ)　県内で震度６弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

(ｲ)　県内沿岸に津波警報（大津波）が発表された場合（自動設置）

(ｳ)　県内で震度５強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合で、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順の者）が必要と認める場合

(ｴ)　津波により甚大な被害が生じた場合で、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順の者）が必要と認める場合(1)　設置基準

イ　所掌事務

県域に係る災害予防及び災害応急対策の実施

ウ　設置場所

本庁舎新行政棟「佐賀県危機管理センター」に置く。

「佐賀県危機管理センター」が使用できない場合は、適当な現地機関を選定する。

エ　指揮命令系統

知事が不在又は事故にあった場合には、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順

に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ　知事の早期帰庁

災害対策本部が設置された場合に、知事が出張等により不在の場合は、ヘリコプターの活用など早期帰庁のための措置をとるものとする。

カ　組織

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

キ　配備体制

災害対策本部設置時の配備体制は、次のとおりとし、知事が定める。

種　別	体　制　の　基　準	配備要員の基準
第１体制	局地的に甚大な被害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき	１／２程度の職員
第２体制	①　県内全域に甚大な被害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき ②　県内で震度６弱以上の地震が発生したとき 又は県内沿岸に津波警報（大津波）が発表 されたとき（災害対策本部は自動設置）	災害対策に従事する ことができる全職員

（注）　各対策部の具体的配備については各対策部長が上記基準に基づき定め、各地区対策班の具体的配備については地区対策総括班長（土木事務所長）が上記基準に基づき、各班長（関係現地機関の長）と協議の上、定める。

ク　知事等幹部職員への連絡

休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害対策本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(2)　現地災害対策本部

災害対策本部長（知事）は、佐賀県災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（知事）が必要と認める場合は、災害対策本部長（知事）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

(3)　緊急初動班

ア　緊急初動班の設置

地震災害、津波災害により電話等の情報通信が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、総合防災統括監の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、消防防災課長をもってあて、臨機に対応する。

緊急初動班長は、総合防災統括監と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮し、エの業務や総合防災統括監から指示のあった事項について、その活動に当たる。

イ　緊急初動班要員の確保（電話等途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な地震（震度６弱以上）を感知し、ま

たは県内沿岸に津波警報（大津波）が発表された場合で電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

災害発生後１時間以内に、緊急初動班の要員として、概ね１００名確保するものとする。

ウ　緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所に置く。

エ　緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

(ｱ)　通信機材の確保

a　通信機器の点検

b　携帯用テレビ、ラジオ等の調達

(ｲ)　情報の収集

a　県警察、消防機関、市町、県民その他からの情報収集

b　自衛隊に対して、ヘリコプター等による情報収集の依頼

c　テレビ、ラジオによる情報収集

d　職員が登庁時に集めた情報の収集

(ｳ)　その他緊急に必要な事項

a　国への通報連絡

b　各対策部長及び配備要員の確保

c　本庁舎の電気、給水設備等の点検

(4)　国との連携

国において、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

(5)　その他

佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

4　職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1)　勤務時間外においては、次のアからウのとおりとする。

ア　災害対策本部設置に伴う登庁の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに登庁するものとする。

イ　県内で震度６弱以上の地震が発生したことを知った場合又は県内沿岸に津波警報（大津波）が発表されたことを知った場合は、直ちに登庁するものとする。

ウ　地震や津波の規模などが確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

(2)　次のアからエに該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。

ア　居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

イ　職員自身が重大な負傷等により、登庁できないときは、(1)の規定は適用しない。

ウ　職員の家族が被災し、救助や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

エ　遠隔地に出張中等、物理的に直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努めるものとする。

ただし、災害対策本部員、課（室）長、消防防災課及び危機管理・広報課職員等の防災担当職員にあっては、業務としての災害対策につくため、アの規定は、適用しない。

(3)　(2)の場合において、上司との連絡がとれるときは、その指示を受けるものとする。

(4)　参集場所の例外

職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に登庁できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受けるものとする。

上司等と連絡がとれないときは、最寄りの県の機関に参集し、その機関の長の指示に従うものとする。

【資料編】

○　佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領

第２　市町の活動体制	市町

市町は、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波警報・津波注意報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

市町地域防災計画やその他マニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第３　防災関係機関の活動体制	各防災関係機関

各防災関係機関は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波警報・津波注意報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第２項　津波警報等の情報伝達

地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、県、市町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、気象庁が発表する津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第１　緊急地震速報（警報）、津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の種類、内容等	佐賀地方気象台

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

ア　緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

気象庁震度階級関連解説表（一部）

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
６弱	立っていることが困難になる。

６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
7	

津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の種類

イ　津波警報・津波注意報の種類

種　類		予　　報　　文	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで３m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	３m、４m、６m、８m、１０m以上
	津　波	高いところで２m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	１m、２m
津波注意報		高いところで０．５m程度の津波が予想されますので、注意してください。	０．５m

（注）　「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ　地震及び津波に関する情報

情報の種類		解説
地震情報	緊急地震速報（警報）	最大震度５弱以上と予想した地震の際に、強い揺れ（震度４以上）が予想される地域名を発表
	震度速報	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の発生時刻を発表。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表するもの。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをｍ単位で発表。
	各地の満潮時刻・津波 の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

エ　津波予報

発表基準	内　　容
津波が予想されないとき	（地震情報に含めて発表） 津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の心配がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表

【資料編】

○　気象庁震度階級関連解説表

○　津波警報・津波注意報の通知形式

○　地震及び津波に関する情報の発表形式

第２　情報の伝達	各防災関係機関、 県（消防防災課）

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

【津波警報・津波注意報の伝達】

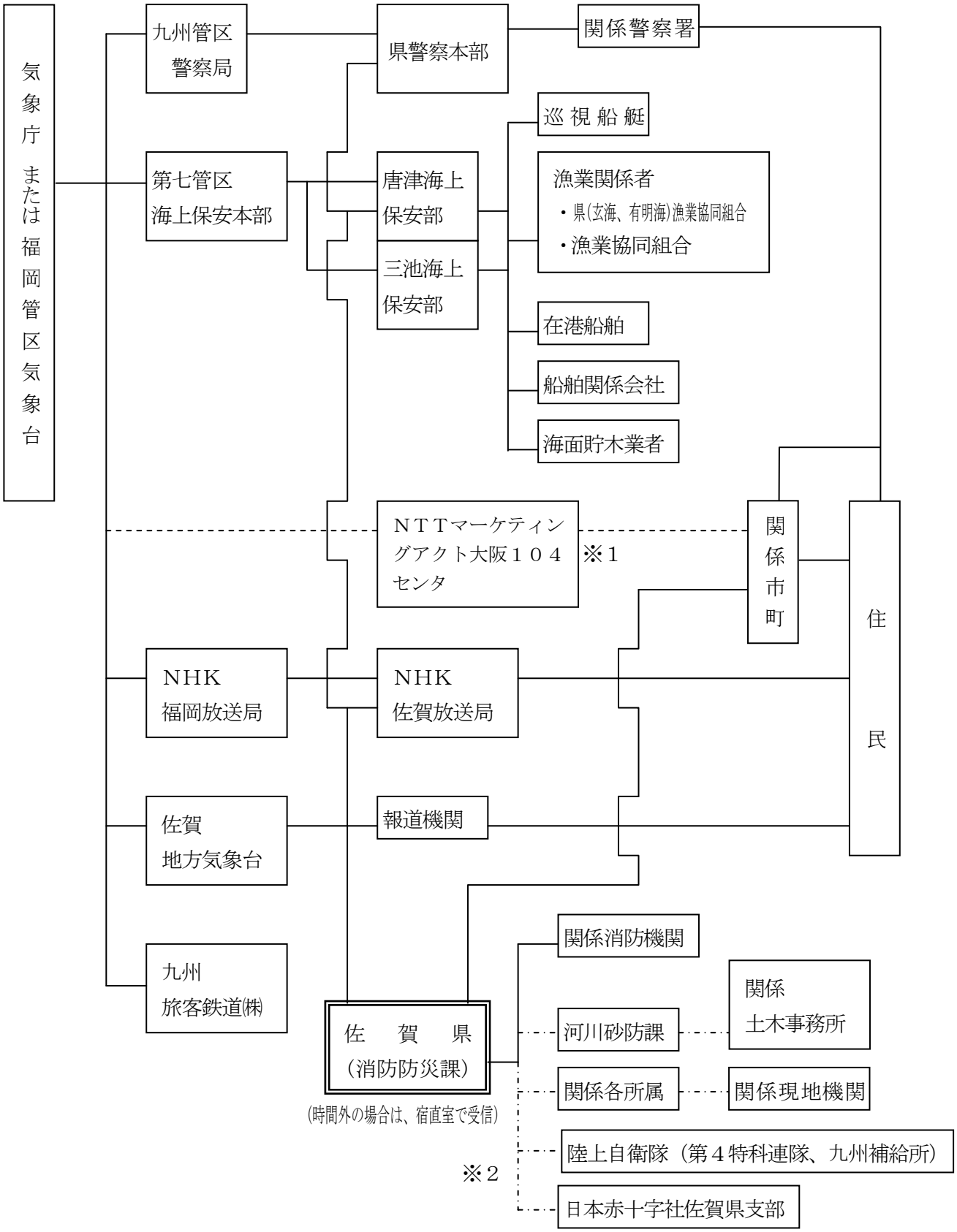

※１（ ---- ）：津波警報のみ伝達

※２（ −·− ）：時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた消防防災課職員が登庁した後伝達
（緊急の場合は、自宅から）

【地震及び津波に関する情報の伝達】

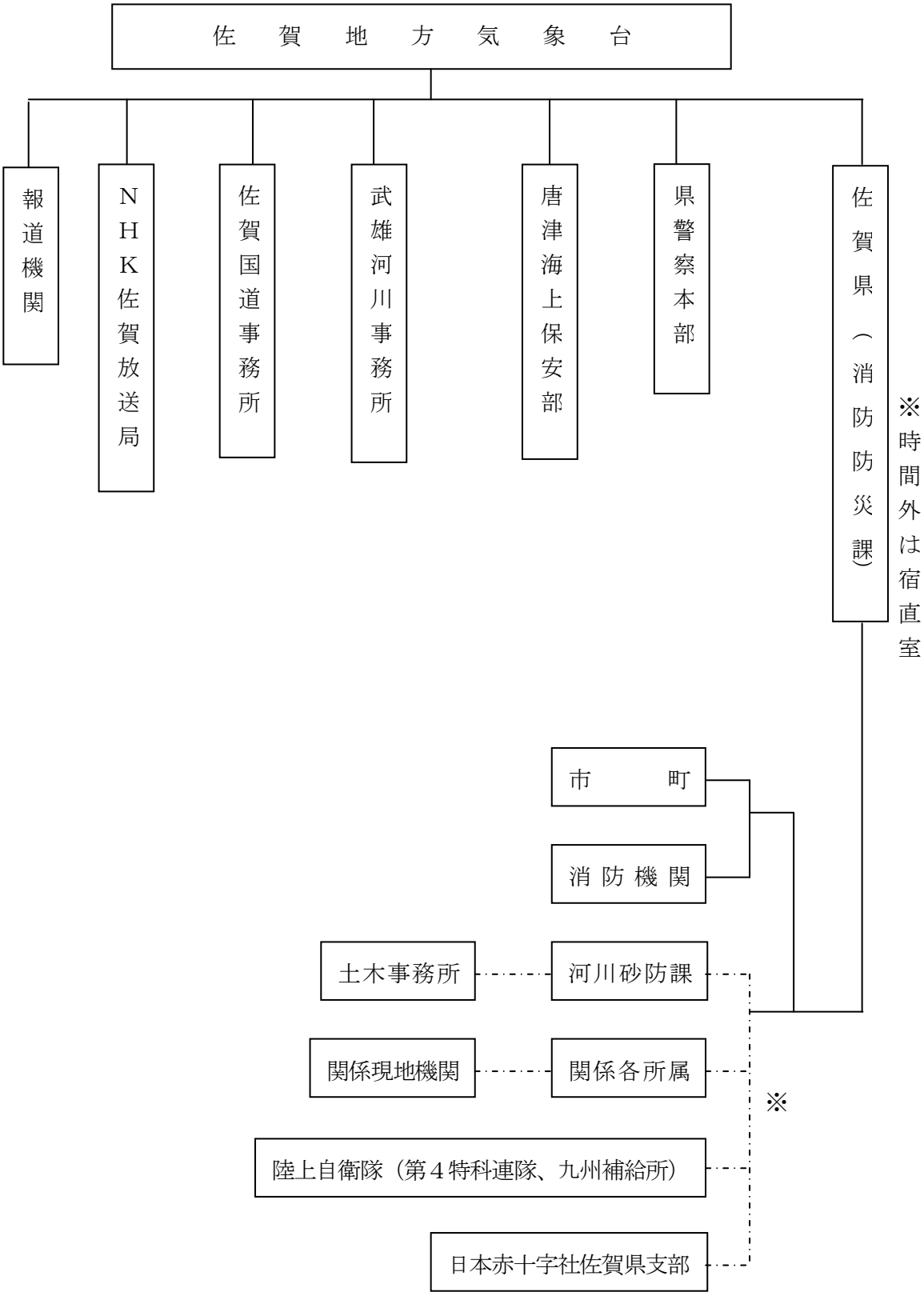

※　時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた消防防災課職員が登庁した後、伝達（緊急の場合は、自宅から）

第３　関係機関による措置事項	佐賀地方気象台、県警察、市町、消防機関、海上保安部、西日本電信電話株式会社、 県（消防防災課）

１　気象台

(1)　津波警報・津波注意報の伝達

ア　気象庁、福岡管区気象台

防災情報提供システム、専用回線及び加入電話により、九州管区警察局、第七管区海上保安本部、ＮＴＴマーケティングアクト大阪１０４センタ、ＮＨＫ福岡放送局、佐賀地方気象台、九州旅客鉄道株式会社に通知する。

イ　佐賀地方気象台

防災情報提供システム及び専用回線等により、県警察、唐津海上保安部、ＮＨＫ佐賀放送局、報道機関、県に通知する。

(2)　地震及び津波に関する情報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察、唐津海上保安部、ＮＨＫ佐賀放送局等に通知する。

(3)　津波予報区の範囲

予報区　・・・・・・　佐賀県北部、有明・八代海

２　県

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システム等により市町及び消防機関に通知するとともに、関係本部（部）及び関係の防災関係機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。

(2)　近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度４以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防機関、県警察に伝達するとともに、関係本部（部）及び関係する防災関係機関に通報する。

(3)　地震・津波災害に関する重要な情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防機関、県警察に対して伝達するとともに、関係本部（部）、関係する防災関係機関に通報する。

通報を受けた本部（部）は、直ちに、所属関係現地機関に通報する。

(4)　防災関係機関等への津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の送信方法

市町、消防機関及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを

得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

3　県警察

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の通報

県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台から津波警報・津波注意報の通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。

(2)　地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、住民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。

4　市町

県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考に以下により取り扱うものとする。

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

ア　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、ＮＴＴから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

イ　沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、伝達先に漏れがないよう注意する。

ウ　地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(2)　近地地震津波に対する自衛措置

ア　近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、沿岸部の市町は、直ちに、次の措置を講ずる。

(ｱ)　海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう避難準備（要援護者避難）情報・勧告・指示を行う。

(ｲ)　海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ　市町に対する津波警報・津波注意報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間（１時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市町は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

ウ　災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市町は、気象業務法施行令第８条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるもの

とする。

エ　市町に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、上記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。

(3)　地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(4)　県からの津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

5　消防機関

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

(2)　近地地震津波に対する情報の伝達

沿岸の消防機関は、強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

(3)　地震・津波災害に関する情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）を収集又は入手したときは、これを市町、県（消防防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

6　海上保安部

(1)　津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、第七管区海上保安本部、佐賀地方気象台等から通報を受けたときは、

ア　無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し、注意喚起する。

イ　津波の到達まで十分時間がある場合は、巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。

ウ　あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により漁業関係者、関係事業所等に周知する。

7　西日本電信電話株式会社

(1)　津波警報の伝達

気象庁からＮＴＴマーケティングアクト大阪１０４センタ等へ伝達された津波警報について、気象業務法に基づき、ＦＡＸにより沿岸市町に連絡する。

(2)　警報の取扱い順位等

警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。

【津波警報の伝達経路】

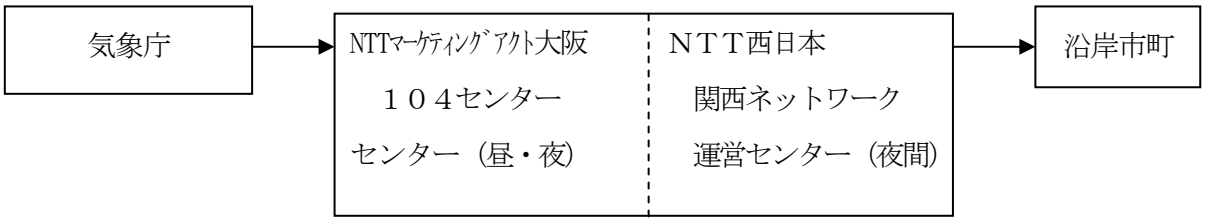

【資料編】

○　津波警報・注意報、地震・津波情報

○　佐賀県津波避難計画策定指針の概要

第３項　避難対策

第１　避難対策等	沿岸市町、消防機関、県警察、防災関係機関

沿岸市町及び消防機関は、強い地震（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示を実施し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、災害時要援護者に十分配慮する。

また、津波警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。

避難対策にあたっては、佐賀県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考とするものとする。

沿岸市町、消防機関、県警察及び防災関係機関は、消防職団員、警察官、市町職員など避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、災害時要援護者の避難支援等の対策を行うものとする。

第４項　水防対策等

第１　水防対策等	国（国土交通省）、水防管理団体、 県（河川砂防課）

県、水防管理団体は、津波警報が発表され、必要と認める場合には、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、防潮水門を閉鎖するなど適切な緊急対策を行う。

国土交通省及び県は、あらかじめ指定した河川及び海岸において堤防の漏水・沈下等又は津波によって災害が発生するおそれがあるときは、水防法第１６条第１項に基づき、水防警報を発令する。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき及びその他の河川、海岸において水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

なお、佐賀県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考とするものとする。

第５項　津波に対する自衛措置

第１　津波に対する自衛措置	沿岸付近の住民、海浜にある観光客等

沿岸付近の住民、海浜にある海水浴客、釣り人、観光客等は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報や避難指示等を待たず、直ちに海浜、海岸から退避し、急いで避難場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

第６項　防疫活動

第１　防疫活動	市町、 県（循環型社会推進課、生活衛生課）

津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分配慮するものとする。

佐賀県地域防災計画

第４編　原子力災害対策

佐　賀　県　防　災　会　議

目　　次

第４編　原子力災害対策

第１節　総則

第１項　計画の目的 …… １
第２項　計画の性格 …… １
第３項　計画の周知徹底 …… ２
第４項　計画の作成又は修正に際し、尊重すべき指針 …… ２
第５項　防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等 …… ２
第６項　災害の想定 …… ３
第７項　防災関係機関の事務又は業務の大綱 …… ３

第２節　災害予防対策

第１項　基本方針 …… ９
第２項　原子力事業者の防災業務計画の作成等 …… ９
第３項　立入検査と報告の徴収 …… ９
第４項　原子力防災専門官との連携 …… １０
第５項　情報の収集、連絡体制等の整備 …… １０
第６項　組織体制等の整備 …… １２
第７項　緊急時モニタリング実施要領の策定及び実施体制の整備 …… １４
第８項　広域防災体制の整備 …… １５
第９項　避難収容活動体制の整備 …… １６
第 10 項　緊急被ばく医療体制の整備 …… １８
第 11 項　学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等の避難計画等 …… １９
第 12 項　行政機関、学校等の退避計画及び業務継続計画の策定 …… ２０
第 13 項　緊急輸送活動体制の整備 …… ２１
第 14 項　救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備 …… ２１
第 15 項　住民等への的確な情報伝達体制の整備 …… ２２
第 16 項　原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発 …… ２３
第 17 項　防災業務関係者に対する研修 …… ２３
第 18 項　防災訓練の実施 …… ２４
第 19 項　原子力発電所等上空の飛行規制 …… ２５
第 20 項　災害復旧への備え …… ２５
第 21 項　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備 …… ２５

第３節　災害応急対策

第１項　基本方針 ･･･ ２７
第２項　通報連絡、情報収集活動 ･･･ ２７
第３項　活動体制の確立 ･･･ ３２
第４項　防災業務関係者の安全確保 ･･････････････････････････････････････ ５５
第５項　緊急時モニタリング活動 ･･･ ５７
第６項　屋内退避、避難等の防災活動 ･････････････････････････････････････ ６０
第７項　医療活動等 ･･･ ６３
第８項　学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等 ･･････････ ６５
第９項　行政機関、学校等の退避 ･･･ ６６
第 10 項　治安の確保 ･･･ ６６
第 11 項　飲料水、飲食物の摂取制限等 ･･･････････････････････････････････ ６７
第 12 項　緊急輸送活動 ･･･ ６９
第 13 項　救助・救急及び消火活動 ･･･････････････････････････････････････ ７１
第 14 項　住民等への的確な情報伝達活動 ･････････････････････････････････ ７２
第 15 項　文教対策計画 ･･･ ７５
第 16 項　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 ･･･ ７８
第 17 項　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール ･･････････････････ ７９

第４節　災害復旧対策

第１項　基本方針 ･･･ ８１
第２項　職員の派遣要請 ･･･ ８１
第３項　放射性物質による汚染の除去等 ･･･････････････････････････････････ ８１
第４項　放射性物質の付着した廃棄物の処理 ･･･････････････････････････････ ８２
第５項　各種制限措置の解除 ･･･ ８３
第６項　環境モニタリングの実施と結果公表 ･･･････････････････････････････ ８３
第７項　災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等 ･･･････････ ８３
第８項　風評被害等の影響の軽減 ･･･ ８４
第９項　被災中小企業等に対する支援 ･････････････････････････････････････ ８４
第 10 項　心身の健康相談活動 ･･･ ８５
第 11 項　物価の監視 ･･･ ８５

第５節　複合災害対策

第１項　総則 ･･･ ８６
第２項　災害予防対策計画 ･･･ ８６
第３項　災害応急対策計画 ･･･ ８６
第４項　復旧対策 ･･･ １０８

第４編　原子力災害対策

第１節　総　則

第１項　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第２項　計画の性格

１　佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図った上で作成したものである。

県及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するものとする。

２　佐賀県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「佐賀県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「佐賀県地域防災計画（第２編風水害対策、第３編震災対策）」によるものとする。

３　市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県地域防災計画と整合性を図るとともに、必要な事項については、各市町において具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に協力するものとする。

４　原子力事業者防災業務計画との関係

原子力事業者が防災業務計画を作成又は修正するに当たっては、この計画との整合性を図るとと

もに、必要な事項については、具体的な計画を定めておくものとする。

５　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認められる場合には、これを変更するものとする。

第３項　計画の周知徹底

この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期すものとする。

第４項　計画の作成又は修正に際し、尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、国の原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成２２年８月一部改訂、以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第５項　防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（ＥＰＺ）のめやす」を基準として地域を定めるものとし、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、玄海原子力発電所から半径１０ｋｍの円内（以下、「対象地域」という。）とし、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町は、この地域を含む玄海町、唐津市（以下、「避難計画策定市町」という。）とする。

ただし、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえた国の防災指針の改訂が行われるまでの暫定的な対策として、玄海原子力発電所から半径２０ｋｍの円内の地域について避難計画の策定等の必要な対策を講じることとし、この地域を含む玄海町、唐津市、伊万里市（以下、「避難計画策定市町」という。）において地域防災計画（原子力災害対策編）を作成するものとする。

なお、避難計画策定市町以外の市町（以下「その他市町」という。）においても、緊急時環境放射線モニタリング及び必要な情報伝達等の対策を行うこととし、また、避難者の受入を行うこととなることから、各市町における地域防災計画の適切な箇所に緊急時環境モニタリングの活動への協力、情報伝達・広報活動、避難者の受入等に係る事項を記載するものとする。

第６項　災害の想定

県は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の検討に努める。

第７項　防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、避難計画策定市町、その他市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、佐賀県地域防災計画第１編総則第２章第２節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱

１　県

機　関　名	所　掌　事　項
佐　賀　県	(1)　原子力防災体制の整備 (2)　通信施設及び通信連絡体制の整備 (3)　緊急時モニタリング施設及び体制の整備 (4)　応急対策活動に要する資機材等の整備 (5)　緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の整備・維持 (6)　環境条件の把握 (7)　原子力防災に関する知識の普及啓発 (8)　教育及び訓練の実施 (9)　事故発生時における国、市町等との連絡調整 (10)　国等から派遣される専門家等の受入及び調整 (11)　災害に関する情報収集及び伝達 (12)　緊急時モニタリングの実施 (13)　市町長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示・助言 (14)　行政機関、学校等の退避 (15)　市町長に対する汚染飲食物の摂取制限の指示等 (16)　市町長に対する汚染農林水産物等の出荷制限の指示等 (17)　被ばく者の診断及び措置 (18)　放射性物質による汚染の除去 (19)　放射性物質の付着した廃棄物の処理

	(20)　市町長に対する各種制限措置の解除の指示 (21)　風評被害等の影響の軽減 (22)　文教対策 (23)　その他災害対策に必要な措置

2　警察

機　　関　　名	所　　掌　　事　　項
佐賀県警察	(1)　住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助 (2)　立入禁止地区及びその周辺の警備、交通規制等 (3)　広域緊急援助隊に関すること

3　市町

機　　関　　名	所　　掌　　事　　項
(1)　避難計画策定市町	ア　原子力防災体制の整備 イ　応急対策活動に要する資機材等の整備 ウ　通信施設及び通信連絡体制の整備 エ　環境条件の把握 オ　原子力防災に関する知識の普及・啓発 カ　教育及び訓練の実施 キ　事故発生時における国、県等との連絡調整 ク　災害に関する情報収集、伝達及び広報 ケ　緊急時モニタリングへの協力 コ　住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 サ　行政機関、学校等の退避 シ　汚染飲食物の摂取制限 ス　汚染農林水産物等の出荷制限等 セ　被ばく者の診断及び措置への協力 ソ　放射性物質による汚染の除去 タ　放射性物質の付着した廃棄物の処理 チ　各種制限措置の解除 ツ　損害賠償の請求等に必要な資料の整備 テ　風評被害等の影響の軽減 ト　文教対策 ナ　その他災害対策に必要な措置
(2)　その他市町	ア　原子力防災に関する知識の普及・啓発 イ　教育及び訓練の実施 ウ　災害に関する情報収集、伝達及び広報 エ　緊急時モニタリングへの協力 オ　計画策定市町の住民等の避難受入に係る協力

機　　関　　名	所　　掌　　事　　項
	カ　汚染飲食物の摂取制限 キ　汚染農林水産物等の出荷制限等 ク　被ばく者の診断及び措置への協力 ケ　放射性物質による汚染の除去 コ　放射性物質の付着した廃棄物の処理 サ　各種制限措置の解除 シ　損害賠償の請求等に必要な資料の整備 ス　風評被害等の影響の軽減 セ　文教対策

4　消防機関

機　　関　　名	所　　掌　　事　　項
避難計画策定市町を管轄する消防機関	(1)　住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助 (2)　一般傷病者の救急看護 (3)　被ばく者の診断及び措置への協力 (4)　避難等の誘導に係る資料の整備 (5)　防護対策を講ずべき地域の消防対策

5　指定地方行政機関

機　関　名	所　　掌　　事　　項
(1)　九州管区警察局	ア　広域緊急援助隊の運用及び広域応援の指導調整 イ　広域的な交通規制の指導調整 ウ　災害に関する情報収集及び連絡調整
(2)　福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	ア　災害時の財政金融、国有財産の管理及び調整
(3)　九州厚生局	ア　独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整 イ　独立行政法人国立病院機構への被災傷病者の収容、治療の要請
(4)　九州農政局	ア　災害時の農地、農業用施設、家畜・家きん、農畜水産物等に関する状況の把握及び安全性確認のための指導 イ　応急用食料等の確保等に関する指導 ウ　農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導 エ　被災地周辺の家畜･家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解除に関する指導
(5)　九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア　林野、林産物の状況の把握
(6)　九州経済産業局	ア　原子力発電所の安全確保及び防災に関する指導監督 イ　復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

機　関　名	所　　掌　　事　　項
(7) 九州産業保安監督部	ア　原子力発電所の安全確保に関する指導助言 イ　原子力災害合同対策協議会に対する支援
(8) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、 佐賀運輸支局唐津庁舎)	ア　災害時における輸送用車両の斡旋、確保 イ　災害時における船舶の調達、斡旋 ウ　自動車運送業者に対する運送命令等 エ　運送等の安全確保に関する指導
(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所)	ア　航空機による輸送の安全確保に必要な措置 イ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
(10) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	ア　災害時における気象情報の発表及び伝達 イ　緊急モニタリング本部への支援
(11) 九州総合通信局	ア　災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理
(12) 第七管区 海上保安本部 (唐津海上保安部)	ア　災害時における船舶の退避及び立入制限の措置 イ　緊急時海上モニタリングの支援 ウ　救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援 エ　海上における救急・救助活動の実施
(13) 佐賀労働局	ア　労働者の被ばく管理の監督指導 イ　労働災害調査及び労働者の労災補償
(14) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、 筑後川河川事務所)	ア　国管理の国道、一級河川の管理及び調整 イ　交通規制及び輸送路の確保

6　自衛隊

機　　関　　名	所　　掌　　事　　項
(1) 陸上自衛隊 西部方面隊	ア　緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 イ　住民の避難等における陸上輸送支援 ウ　その他災害応急対策の支援
(2) 海上自衛隊 佐世保地方総監部	ア　緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 イ　住民の避難等における海上輸送支援 ウ　その他災害応急対策の支援
(3) 航空自衛隊 西部航空方面隊	ア　その他災害応急対策の支援

7　指定公共機関及び指定地方公共機関

機　　関　　名	所　　掌　　事　　項
(1) 九州旅客鉄道 株式会社	ア　災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(2) 西日本電信電話 株式会社（佐賀支店）	ア　災害時における通信の確保
(3) 株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ（佐賀支店）	
(4) 日本銀行 （福岡支店、佐賀事務所）	ア　通貨の円滑な供給確保 イ　災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
(5) 日本赤十字社 （佐賀県支部）	ア　災害時における医療救護等の実施
(6) 社団法人 佐賀県医師会	ア　災害時における医療救護等の実施
(7) 社団法人 佐賀県看護協会	ア　災害時における看護、保健指導
(8) 西日本高速道路 株式会社(九州支社、 佐賀管理事務所)	ア　高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること
(9) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	ア　災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(10) 社団法人佐賀県 バス・タクシー協会	
(11) 社団法人佐賀県 トラック協会	
(12) 郵便事業株式会社 (佐賀支店)	ア　災害時における郵政業務の確保に関すること イ　災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
(13) 郵便局株式会社 (佐賀中央郵便局)	
(14) 日本放送協会 (佐賀放送局)	ア　災害情報の伝達 イ　原子力防災知識の普及
(15) 長崎放送株式会社 ＮＢＣラジオ佐賀局	
(16) 株式会社サガテレビ	
(17) 株式会社エフエム佐賀	

8　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機　　関　　名	所　　掌　　事　　項
(1) 農業協同組合、 森林組合、 漁業協同組合、 商工会議所及び 商工会	ア　被害状況調査、災害応急対策等への協力
(2) 国立大学法人佐賀大学 医学部附属病院	ア　災害時における医療救護等の実施

9　原子力事業者

機　　関　　名	所　　掌　　事　　項
九州電力株式会社	(1)　原子力発電所の災害予防 (2)　原子力発電所の防災体制の整備 (3)　緊急時の応急対策活動体制の整備 (4)　通信連絡施設及び通信連絡体制の整備 (5)　応急対策活動に要する資機材等の整備 (6)　緊急時モニタリング設備及び機器類の整備 (7)　教育及び訓練の実施 (8)　原子力防災に関する知識の普及・啓発 (9)　事故発生時における国、県、市町等への通報連絡 (10)　災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供 (11)　原子力発電所の施設内の応急対策 (12)　緊急時モニタリングの実施 (13)　県、関係市町、防災関係機関が実施する防災対策への協力 (14)　緊急時医療措置の実施のための協力 (15)　相談窓口の設置等災害復旧

第２節　災害予防対策

第１項　基本方針

本節は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備を中心に定める。

第２項　原子力事業者の防災業務計画の作成等	避難計画策定市町、原子力事業者、 県（消防防災課、原子力安全対策課）

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成するとともに、各種届出を行い、県は届出を受けた場合は避難計画策定市町に送付する。

１　原子力事業者防災業務計画の協議

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正する場合は、県及び玄海町と協議するものとする。

県及び玄海町は、県地域防災計画等との整合性を保つため、原子力事業者防災業務計画について協議するとともに、県は、避難計画策定市町（玄海町を除く。）から意見を聴取する。

２　原子力防災管理者の選任等の届出の避難計画策定市町への送付

県は、原子力事業者から、原子力防災組織の原子力防災要員現況届出や原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況届出があった場合は、避難計画策定市町（玄海町を除く。）に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第３項　立入検査と報告の徴収	玄海町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課）

県及び玄海町は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

１　立入検査等

県及び玄海町は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害対策のための措置が適切に行われているかどうかについて確認を行う。

２　身分証の携帯

立入検査を実施するにあたっては、県の職員は知事から、玄海町の職員は玄海町長から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証を携帯して、立入検査を行う。

第４項　原子力防災専門官との連携	国（原子力防災専門官）、避難計画策定市町 県（消防防災課、原子力安全対策課）

県及び避難計画策定市町は、原子力防災専門官と、地域防災計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業者の防災対策に関する事項、防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民への原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制などの緊急時の対応等について、平常時から密接な連携を図るものとする。

第５項　情報の収集、連絡体制等の整備	国（安全規制担当省庁、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、各本部(部)等連絡員所属部署、関係各課）

県、国、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

１　情報の収集、連絡体制の整備

(1)　県及び関係機関相互の連携体制

県、県警察、国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官、海上保安部、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。その際、休日夜間等においても対応できる体制を整備する。

(2)　機動的な情報収集体制

県及び県警察は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

(3)　情報の収集、連絡にあたる要員の指定

県、県警察、避難計画策定市町及びその他市町は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、避難計画策定市町内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

２　情報の分析整理と活用体制の整備

(1)　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び避難計画策定市町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2)　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県、国、避難計画策定市町及び原子力事業者は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が図られるよう情報のデータベース化等の推進に努める。

(3)　防災対策上必要とされる資料の対策拠点施設等への備え付け

県及び避難計画策定市町は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設及び対策拠点施設に備え付けるものとする。

ア　原子力事業所及び施設に関する資料

イ　周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料

ウ　周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング資料等の放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

エ　防災資機材の配備状況等に関する資料

原子力事業者は、防災対策上必要な資料を提供するものとする。

3　通信手段の確保

県、国及び避難計画策定市町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備等の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努める。

(1)　専用回線網の整備

ア　県と国、避難計画策定市町との間の専用回線網

県は、国（安全規制担当省庁、消防庁）と連携し、避難計画策定市町との間の通信体制を充実、強化するため、専用回線網の整備、維持に努める。

イ　対策拠点施設との間の専用回線網

県及び国（安全規制担当省庁）は、対策拠点施設と県及び避難計画策定市町との間に通信連絡のための専用回線網の整備、維持に努める。

ウ　原子力事業者の通報連絡網

原子力事業者は、県、避難計画策定市町及び対策拠点施設の間に、通報連絡のための電話連絡網の整備、維持に努める。

(2)　市町村防災行政無線

避難計画策定市町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、市町村防災行政無線の整備を推進する。

(3)　通信手段、経路の多様化

ア　通信手段の二重ルート化

県は、通信手段について、地上系無線と光通信回線の二重ルート化を図る。

イ　多様な情報収集、伝達システム

県及び県警察は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システムの円滑な活用が図られるよう努める。

ウ　災害時優先電話等の活用

県及び避難計画策定市町は、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用が図られるよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

エ　非常通信連絡会との連携

県及び避難計画策定市町は、佐賀地区非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有

線･無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

オ　移動通信系

県、避難計画策定市町及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、ＭＣＡ無線、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

カ　電源喪失時の対応

県及び避難計画策定市町は、庁舎が停電した場合に備え、バッテリー内蔵の衛星携帯電話や、黒電話（電源不要）の活用が円滑に図られるよう努める。

(4)　電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

県及び市町は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(5)　災害用伝言サービスの活用促進

県、避難計画策定市町及びその他市町は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第６項　組織体制等の整備	国（安全規制担当省庁、原子力防災専門官）、 避難計画策定市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、 各本部(部)関係所属、関係各課）

県、国、避難計画策定市町及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、あらかじめマニュアルを整備するなど必要な体制を整備しておくものとする。

１　警戒態勢を取るために必要な体制等の整備

(1)　警戒態勢を取るために必要な体制

県及び避難計画策定市町は、特定事象（原災法第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の通報を受けた場合又は県災害警戒本部等を設置した場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行うために必要な体制を整備する。また、災害対策のための警戒態勢に関するマニュアルの整備など必要な体制の整備に努める。

その他防災関係機関は、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行うために必要な体制を整備する。

(2)　対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県及び原子力事業者は、特定事象発生の通報を受けた場合又は県が災害警戒本部を設置した場合に、原子力防災専門官と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備しておくものとする。

(3)　国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県、避難計画策定市町及び原子力事業者は、国が対策拠点施設において開催する国現地事故

対策連絡会議への派遣要請に対し、迅速に職員を派遣するため、あらかじめ派遣する職員を指定しておくものとする。

2　災害対策本部体制の整備

県及び避難計画策定市町は、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は知事若しくは避難計画策定市町の長がその必要を認めた場合において、災害対策本部を迅速に設置、運営するため、設置場所、組織、所掌事務、職員の参集体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

県は、現地災害対策本部の設置、運営について、あらかじめ定めておくものとする。

3　原子力災害合同対策協議会等の対策拠点施設における体制の整備

(1)　原子力災害合同対策協議会等の組織体制

県、国、避難計画策定市町及び原子力事業者は、緊急事態宣言の発出後、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織するための体制を整備しておくものとする。

(2)　合同対策協議会への現地災害対策本部要員の配置

県及び県警察は、合同対策協議会の機能別に分けた対策班に、現地災害対策本部の要員を配置し、緊急時モニタリングや医療等の活動、住民の屋内退避や避難状況の把握等を行うための体制を整備しておくものとする。

(3)　派遣職員等

県、県警察、避難計画策定市町及び原子力事業者は、対策拠点施設において防災対策に従事する職員、派遣方法及びその役割等について、あらかじめ定めておくものとする。

4　職員のバックアップ体制

県は、消防防災課［統括対策部統括班］、原子力安全対策課［くらし環境対策部原子力班］など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入するとともに、災害対策本部の各対策部に含まれていない所属（各種委員会事務局（教育委員会を除く。）及び議会事務局）の職員及び所属の人数が災害対策業務やＢＣＰにおいて災害時にも住民が必要とする重要な行政サービスと位置付けられる業務に必要な人数を上回る所属の職員が応援要請に応えられるよう体制を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

5　対策拠点施設の整備

県は、国（安全規制担当省庁）と連携して対策拠点施設を整備し、平常時から訓練等に活用する。

また、県及び国は、相互に連携して、対策拠点施設の施設、設備の維持管理に努めるとともに、防災資機材及び関係資料等を適切に管理する。

県は、国（安全規制担当省庁）と連携して、対策拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる場所を、県庁内に確保しておくものとする。

第７項　緊急時モニタリング実施要領の策定及び実施体制の整備	国（安全規制担当省庁、文部科学省）、 避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者、 その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター）

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）実施要領の策定、設備及び機器の整備並びに維持、要員の確保、関係機関との協力体制の確立等により、県内全域に係る緊急時モニタリング実施体制を整備する。

１　緊急時モニタリング実施要領の策定

県は、原子力安全委員会が定める防災指針などに基づき県内全域に係る緊急時モニタリング実施要領を策定する。

２　緊急時モニタリング設備、機器の整備

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等を整備、維持するとともに、その操作の習熟に努める。

３　緊急時モニタリング体制の整備

県は、緊急モニタリング本部の体制並びに緊急モニタリング本部長及びモニタリングチームの役割等を定めておくものとする。

４　緊急時モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

避難計画策定市町、その他市町及びその他モニタリング関係機関は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。

原子力事業者は、県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

５　関係機関との協力体制の整備

県は、国（安全規制担当省庁）、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と、緊急時モニタリングに関して平常時から緊密な連携を図るとともに、国、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について調整する。

６　緊急時迅速放射能環境予測ネットワークシステムの整備・維持

県は、国、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能環境予測ネットワ

ークシステム（以下「ＳＰＥＥＤＩネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメーターシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備、維持に努める。

【資料編】

○緊急時環境放射線モニタリング実施要領

第８項　広域防災体制の整備	国（安全規制担当省庁、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、放射線医学総合研究所、関係道府県、県警察、避難計画策定市町、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、緊急被ばく医療機関等、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課）

県及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、広域的な応援体制の整備に努める。

１　防災関係機関相互の情報交換

県は、平常時から国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官、原子力施設が立地する道府県（以下「関係道府県」という。）、九州・山口の各県、避難計画策定市町、県警察、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

２　広域的な応援協力体制の整備

県は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、関係道府県との応援協定の締結を図るとともに、原子力事業者の協力の内容等に関して、あらかじめ必要な調整を行う。

避難計画策定市町及びその他市町は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定の締結に努める。

また、避難計画策定市町は、原子力事業者の協力の内容等に関して、あらかじめ必要な調整を行う。

原子力事業者は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の原子力事業者との応援協定の締結を図る。また、県及び避難計画策定市町への協力に関して、あらかじめ必要な調整を行う。

３　広域緊急援助隊の受入体制の整備

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、緊急かつ広域的な活動を行うための広域緊急援助隊の受入体制などの整備を図る。

４　緊急消防援助隊の受入体制の整備

県は、消防庁と協力し、消防相互応援体制の整備促進に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅

速な派遣要請のための手順の整備に努める。

消防機関は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

5　自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくなど必要な体制を整備する。

避難計画策定市町は、以下の手続きが迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくなど必要な体制を整備する。

(1)　知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求

(2)　派遣要請先に対する要請の要求をした旨及び災害の状況の通知

(3)　派遣要請先に対する要請の要求ができない旨及び災害の状況等の通知

6　専門家の派遣要請手続の整備

県及び避難計画策定市町は、原子力事業者から特定事象の発生の通報を受けた場合又は災害警戒本部等を設置した場合に、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続きを、あらかじめ定めておくものとする。

7　緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請体制の整備

県は、緊急被ばく医療体制の充実を図るため、三次被ばく医療機関等からなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手順についてあらかじめ定めるとともに、受入体制を整備する。

第９項　避難収容活動体制の整備	国（安全規制担当省庁、文部科学省、海上保安部、自衛隊）、県警察、避難計画策定市町、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、国際課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、国際交流課、商工課、教育支援課）

県、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関は、住民等の安全確保を図るため、平常時から屋内退避及び住民避難の場合における体制の整備に努める。

1　避難計画の策定

県は、避難計画策定市町に対し、国（安全規制担当省庁、文部科学省）、自衛隊、県警察、海上保安部、原子力事業者及び県バス・タクシー協会の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について必要な協力を行う。

避難計画策定市町は、国、県、自衛隊、海上保安部、原子力事業者、県バス・タクシー協会及び関係機関の協力のもと、玄海原子力発電所から半径２０ｋｍの円内に居住する住民については屋内退避及び避難誘導計画を策定し、半径２０～３０ｋｍの円内に居住する住民については屋内

退避に備えるとともに、避難が必要となる場合に備え、あらかじめ避難先を指定しておくものとする。なお、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するものとする。

2　避難所の指定等

(1)　避難所

県は、避難計画策定市町及びその他市町に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難所としてあらかじめ指定するよう助言する。

避難計画策定市町及びその他市町は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。

(2)　避難誘導用資機材

県は、避難計画策定市町及び消防機関に、住民等の避難誘導に必要な資機材を整備するよう助言する。

県警察、避難計画策定市町及び消防機関は、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

(3)　コンクリート屋内退避体制

県は、避難計画策定市町及び消防機関に、コンクリート屋内退避体制の整備について助言する。

避難計画策定市町は、国、県等と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備に努める。

3　災害時要援護者の災害時要援護者避難支援プラン等の整備

県は、避難計画策定市町に対し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するための災害時要援護者避難支援プラン等を整備するよう助言する。

避難計画策定市町は、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る災害時要援護者避難支援プラン等を整備するとともに、災害時要援護者避難支援プランの個人プランについては、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

4　住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、避難計画策定市町に対し、避難のために立ち退きの勧告又は指示等を行った場合に、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備するよう助言する。

避難計画策定市町は、避難のために立ち退きの勧告又は指示等を行った場合に、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

5　避難所、避難方法等の周知

県は、避難計画策定市町に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法について、日ごろから住民への周知徹底に努めるよう助言するとともに、その他市町に対し、避難者を受け入れる避難所、

避難方法について、日ごろから住民への周知徹底に努めるよう助言する。

避難計画策定市町は、避難所、避難方法、屋内退避の方法について、日ごろから住民への周知徹底に努める。

その他市町は、避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日ごろから住民への周知徹底に努める。

第 10 項 緊急被ばく医療体制の整備	避難計画策定市町、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、緊急被ばく医療機関 県（医務課）

県、消防機関、避難計画策定市町及び原子力事業者等は、その役割に応じて医療活動に必要な資機材等の整備に努める。

1　緊急被ばく医療活動体制の整備

(1)　緊急被ばく医療機関の定義

国の防災指針に基づく緊急被ばく医療機関として、外来診療を行う初期被ばく医療機関、入院診療を行う二次被ばく医療機関及び専門的入院診療を行う三次被ばく医療機関は、以下のとおりとする。

ア　初期被ばく医療機関

医療救護所、原子力事業所内の医療施設

イ　二次被ばく医療機関

唐津赤十字病院、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館

ウ　三次被ばく医療機関

国の指定する医療機関又はこれに準ずる医療機関

(2)　緊急被ばく医療マニュアルの普及・活用

県は、この計画に基づく詳細な緊急被ばく医療活動の手順を規定した「緊急被ばく医療マニュアル（平成１８年６月策定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な緊急被ばく医療活動に役立てる。

(3)　緊急被ばく医療活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき医療資機材に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

(4)　大学病院等との連携

県は、原子力災害時における医療を確保するため、あらかじめ大学病院、公的医療機関、県医師会等と協定を締結するなど連携の強化に努める。

(5)　広域災害・救急医療情報システムによる情報収集・伝達

県及び関係機関は、「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、災害時の医療活動に必要な情報を迅速かつ正確に収集・伝達する。

【資料編】

○佐賀県緊急被ばく医療マニュアル ver3

第 11 項　学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等の避難計画等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等という。」）・病院等医療機関・社会福祉施設 社会福祉施設（保育所等の第２種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者、避難計画策定市町、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関 県（こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、教育庁危機管理・広報グループ、教育政策課、学校教育課、体育保健課、社会教育・文化財課、教育支援課）

１　学校等

(1)　避難計画の整備

玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内の地域に所在する学校等の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

(2)　教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や児童・生徒に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

２　病院等医療機関

(1)　避難計画等の整備

玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内の地域に所在する病院等医療機関の管理者は、原子力災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円外の避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

県は、病院等医療機関の避難に備え、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておく。

(2)　教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

３　社会福祉施設

(1)　避難計画等の整備

玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内の地域に所在する社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円外の避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を

作成する。

特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

県は、社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行う。

(2) 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

4 不特定多数が使用する特定施設等

玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内の地域に所在する不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円外の避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

5 指導の充実

県、避難計画策定市町は、学校等、病院等、社会福祉施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。

第 12 項 行政機関、学校等の退避計画及び業務継続計画の策定	学校等、避難計画策定市町、事業所 県（消防防災課、情報課、こども未来課、 健康福祉本部企画・経営グループ、 農林水産商工本部企画・経営グループ、商工課、 県土づくり本部企画・経営グループ、 経営支援本部企画・経営グループ、職員課、 教育庁企画・経営グループ、 教育庁危機管理・広報グループ、教育政策課、 学校教育課、教育支援課）

県及び避難計画策定市町は、庁舎や学校等の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先をあらかじめ決定し、退避計画の策定に努めるものとする。なお、私立の学校等においても同様に退避計画の策定に努めるものとする。

県及び避難計画策定市町は、退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）（ＩＣＴ部門のＢＣＰを含む。）の策定に努める。

なお、企業においても、災害時の企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において原子力災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとし、県及び避難計画策定市町は、この取り組みに資する情報提供等の取り組みを行うものとする。

第 13 項 緊急輸送活動体制の整備	国、避難計画策定市町及びその他市町の道路管理者、県警察 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、商工課、道路課、総務事務センター、関係各課）

県、県警察、国、避難計画策定市町及びその他市町の道路管理者は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

1　専門家の移送体制の整備

県は、放射線医学総合研究所などの指定公共機関等からの緊急時モニタリング要員、医療等に関する専門家などの現地への移送協力について関係機関と協議しておくものとする。

2　交通管理体制等の整備

(1)　道路管理

国、県、避難計画策定市町及びその他市町は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図る。

(2)　交通管理

県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うための計画をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

また、県警察は、交通情報板等の道路交通関連施設の整備を進めるなど、広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3)　運転者の義務の周知等

県警察及び道路管理者は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

第 14 項 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備	国（原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、避難計画策定市町、消防機関、日赤佐賀県支部、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課）

県、県警察、国、海上保安部、消防機関、避難計画策定市町及び原子力事業者等は、その役割に応じて救助・救急活動、消火活動に必要な資機材等の整備に努める。

1　救助・救急活動用資機材の整備

県警察及び海上保安部は、応急対策の実施に必要な救助用資機材の整備に努める。

消防機関は、救助工作車、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

2　消火活動用資機材等の整備

玄海町は、平常時から原子力事業者等と連携し、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保及びその指導に努める。

原子力事業者は、平常時から原子力施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努める。

消防機関は、平常時から原子力事業者等と連携し、火災等に適切に対処するため、消火活動用資機材の整備に努める。

3　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1)　資機材

県、県警察及び原子力事業者は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。

(2)　情報交換

県、国（原子力防災専門官）、避難計画策定市町及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第 15 項　住民等への的確な情報伝達体制の整備	国（安全規制担当省庁、原子力防災専門官）、 避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、危機管理・広報課、政策監グループ、 長寿社会課、障害福祉課、国際交流課、 各本部(部)等連絡員所属部署、関係各課）

県、国（安全規制担当省庁、原子力防災専門官）、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者は、住民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1　情報項目の整理

県、国（安全規制担当省庁、原子力防災専門官）、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者は、事故あるいは特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

2　情報伝達体制の整備

県は、報道関係機関に対し的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ避難計画策定市町及びその他市町を指導する。

避難計画策定市町及びその他市町は、住民等へ的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障害者、外国人その他の災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

3　住民相談窓口設置体制の整備

県、国、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者は、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、２４時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

４　多様なメディアの活用体制の整備

県、国、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者は、ホームページ・ツイッター（インターネット）、ＣＡＴＶ、災害FM等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第16項　原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	国（安全規制担当省庁、文部科学省、消防庁）、 避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、関係各課）

県、国（安全規制担当省庁、文部科学省、消防庁）、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者は、住民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、その他の災害時要援護者への普及啓発が図られるよう努める。

１　放射性物質及び放射線の特性に関すること
２　原子力施設の概要に関すること
３　原子力災害とその特性に関すること
４　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
５　緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
６　屋内退避や避難に関すること
７　緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
８　放射性物質による汚染の除去に関すること
９　放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第17項　防災業務関係者に対する研修	国、県警察、避難計画策定市町、その他市町、消防機関、指定公共機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、 各本部(部)等連絡員所属部署、関係各課）

県、県警察、避難計画策定市町、その他市町及び消防機関は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者を、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。

1　原子力防災体制に関すること
2　原子力施設の概要に関すること
3　原子力災害とその特性に関すること
4　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5　緊急時モニタリングに関すること
6　原子力防災対策上の諸設備に関すること
7　緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
8　緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
9　緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
10　その他緊急時対応に関すること

第 18 項　防災訓練の実施	国（安全規制担当省庁、原子力防災専門官）、県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各本部(部)等関係所属、関係各課）

県、県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、国等の支援を受けて訓練計画を策定するとともに、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

1　訓練計画

(1)　訓練計画

県、県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は協力し、国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官等の支援を受けて、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

ア　災害対策本部等の設置、運営訓練
イ　対策拠点施設への参集、運営訓練
ウ　緊急時通信連絡訓練
エ　緊急時モニタリング訓練
オ　緊急被ばく医療対策訓練
カ　住民等に対する情報伝達訓練
キ　住民参加訓練
ク　その他必要な訓練

(2)　国の総合防災訓練計画

国（安全規制担当省庁）が、県及び避難計画策定市町等と総合的な防災訓練を実施するため、その計画を策定する場合、県及び避難計画策定市町は訓練実施計画の企画立案に参画する。

2　訓練の実施

(1)　訓練

県、県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、策定した計画に基づいて定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

(2)　国の総合防災訓練

国（安全規制担当省庁）が、県及び避難計画策定市町等と総合的な防災訓練を実施する場合、県及び避難計画策定市町は、国、原子力事業者及び防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を行う。

3　訓練の工夫と事後評価

県、県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、訓練を実施するに当たり、訓練想定について国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資するなど、効果的なものとなるよう工夫する。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、訓練において確認項目の設定を行うとともに、訓練終了後、専門家の活用にも努めながら訓練の評価を行い、必要に応じ訓練やマニュアルの作成に活かしていくなど、原子力防災体制の充実に取り組むものとする。

第 19 項　原子力発電所等上空の飛行規制	国（国土交通省）

国（国土交通省）は、原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置を行う。

第 20 項　災害復旧への備え	国（安全規制担当省庁）、避難計画策定市町、 その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課）

県、避難計画策定市町及びその他市町は、災害復旧に資するため、国（安全規制担当省庁）及び原子力事業者と協力しながら、放射性物質の除染に関する資料の収集、整備等に努める。

第 21 項　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	国（安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府、 海上保安部）、県警察、市町、消防機関、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、 関係各課）

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（本項及び第３節第 16 項において「原子力事業者等」という。）、国、県、県警察、市町、消防機関及び海上保安部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情

報の提供等の協力に努める。

1　原子力事業者等

(1)　原子力事業者等は、事故時に次の措置が迅速かつ的確にとれるよう、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

ア　国（安全規制担当省庁）、県、県警察、消防機関及び海上保安部等への迅速な通報

イ　消火、延焼防止の措置

ウ　核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置

エ　モニタリングの実施

オ　運搬に従事する者や付近にいる者の退避

カ　核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去

キ　放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

ク　その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2)　原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ、国（安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、県、事故発生場所を所管する市町、県警察、消防機関及び海上保安部など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

2　県及び市町

県及び市町は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、必要な措置を実施するための体制を整備する。

3　県警察

県警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて，警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して，人命救助、避難誘導，交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

4　消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を都道府県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

5　海上保安部

海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第３節　災害応急対策

第１項　基本方針

本節は、原災法第 10 条に基づき原子力事業者から特定事象の発生の通報があった場合の対応及び同法第 15 条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に準じて対応する。

第２項　通報連絡、情報収集活動	国（安全規制担当省庁、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、各本部(部)等連絡員所属部署、関係各課）

特定事象等が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

1　特定事象発生情報等の連絡

(1)　原子力事業者からの特定事象発生の通報

ア　原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15 分以内を目途として、県、国（内閣官房、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、避難計画策定市町、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ　国からの連絡

国（安全規制担当省庁）は、通報を受けた事象について、緊急事態宣言を発出すべきか否かを判断し、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、県、玄海町、県警察及びその他関係機関に連絡する。

ウ　国の専門官の確認等

原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を速やかに原子力防災専門官へ連絡する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、国（安全規制担当省庁）及び玄海町に連絡する。

エ　県からの連絡

県は、原子力事業者、国（安全規制担当省庁）又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、避難計画策定市町、その他市町、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。

オ　避難計画策定市町からの連絡

避難計画策定市町は、原子力事業者、国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官又は県か

ら通報、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。

なお、「火災・災害等速報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号消防庁長官通知）」の直接速報基準に該当する火災・災害等については、直接消防庁へ報告する。

(2)　県のモニタリングポストで特定事象発生通報を行うべき数値を検出した場合の通報

ア　原子力事業者への確認及び原子力防災専門官への通報

県は、特定事象発生の通報がない状態において県が設置したモニタリングポストで、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力事業者に確認するとともに、原子力防災専門官に連絡する。

イ　原子力防災専門官の確認

原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県に連絡する。

ウ　原子力事業者の通報

原子力事業者は、施設の状況確認を行なうとともに、特定事象の発生が確認された場合は、直ちに特定事象の発生通報に基づいて関係機関へ通報を行う。

(3)　特定事象発生通報基準以下の場合における通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生の通報基準に至らない事象（以下「通報基準以下の事象」という。）であっても、周辺環境に影響が及ぶ又はそのおそれがある場合は、直ちに県、避難計画策定市町、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に当該事象発生について文書を送信するとともに、その着信を確認するなど、特定事象発生に準じて対応するものとする。

県は、原子力事業者から通報を受けた事項について、避難計画策定市町及びその他の市町に連絡する。

【特定事象発生時の情報伝達経路】

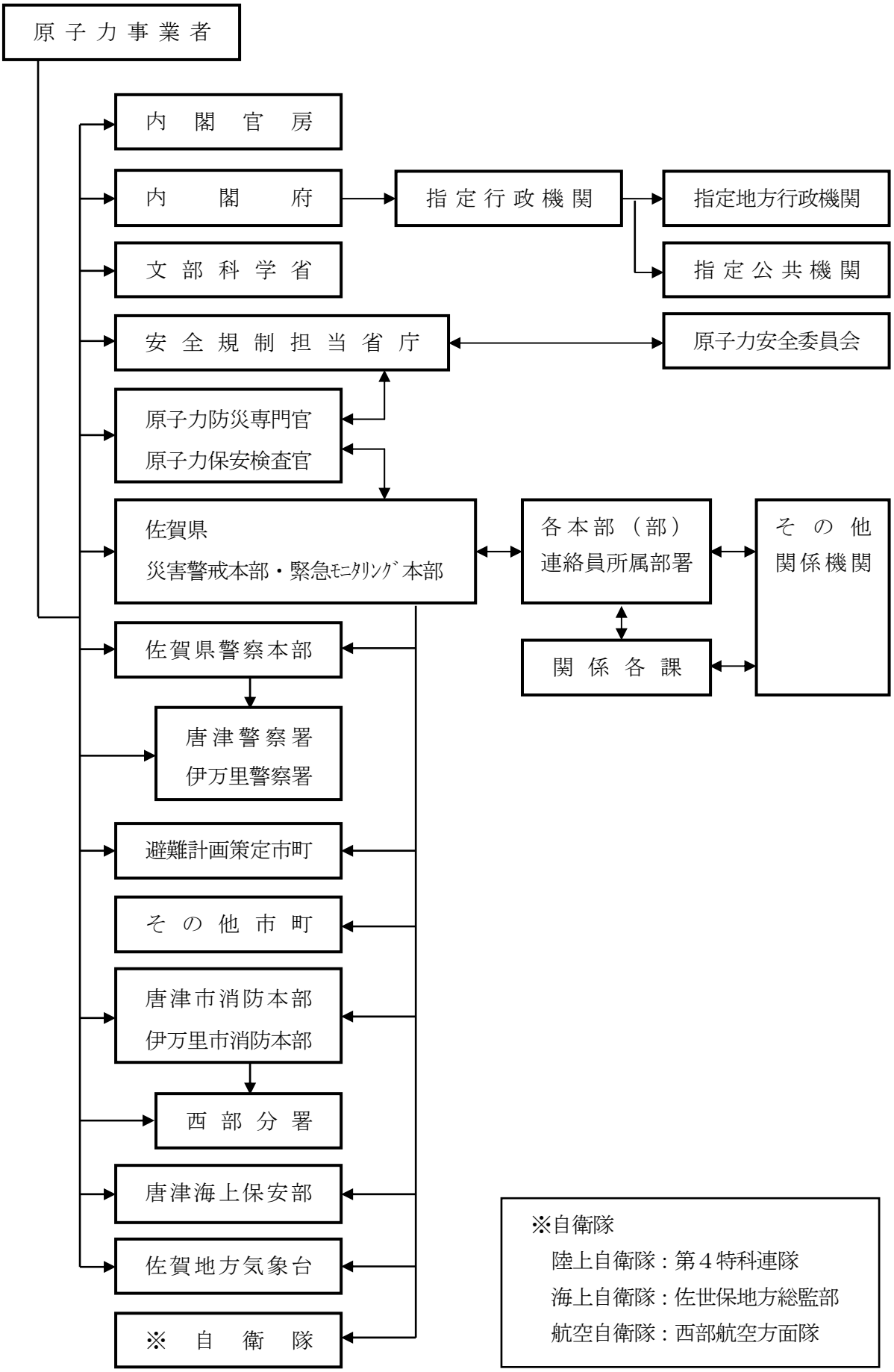

2　応急対策活動情報の連絡

(1)　特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア　原子力事業者の通報

原子力事業者は、県、国（内閣官房、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、避難計画策定市町、県警察、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について定期的に文書をもって連絡するとともに、状況に変化がある場合は直ちに連絡する。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ　県、国及び避難計画策定市町の相互連絡

県、国（安全規制担当省庁）、原子力防災専門官及び避難計画策定市町は、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互に連絡を密にするものとする。

県は、自ら行う応急対策活動状況等を国（消防庁）に随時連絡するなど、相互に連絡を密にするものとする。

ウ　県と関係機関等との連絡

県は、県警察、気象台、海上保安部、自衛隊及びその他防災関係機関との間において、原子力事業者及び国（安全規制担当省庁）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ　避難計画策定市町と関係機関との連絡

避難計画策定市町は、関係機関との間において、原子力事業者及び国（安全規制担当省庁）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

オ　現地事故対策連絡会議との連携

県、避難計画策定市町及び原子力事業者は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連携を密にするものとする。

(2)　緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

ア　情報の共有

県（現地災害対策本部）、国（原子力災害現地対策本部）、指定公共機関、避難計画策定市町災害対策本部長から委任を受けた職員、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、対策拠点施設において情報収集活動を行う。

また、県は、機能別に分けた対策班に職員を配置することにより、原子力施設の状況やモニタリング情報、医療関係情報、避難や屋内退避の状況等について、国等の防災関係機関と連絡協議し、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ　派遣職員の業務

県、避難計画策定市町、原子力事業者及びその他防災関係機関は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の防災関係機関と連絡協議を踏まえたモニタリング情報等をそれぞれの対策本部に連絡する。

ウ　原子力防災専門官の業務

原子力防災専門官は、対策拠点施設において、災害情報の収集・整理を行うとともに、県、避難計画策定市町、原子力事業者及びその他防災関係機関との間の連絡・調整等を行う。

【緊急事態宣言発出後の情報伝達経路】

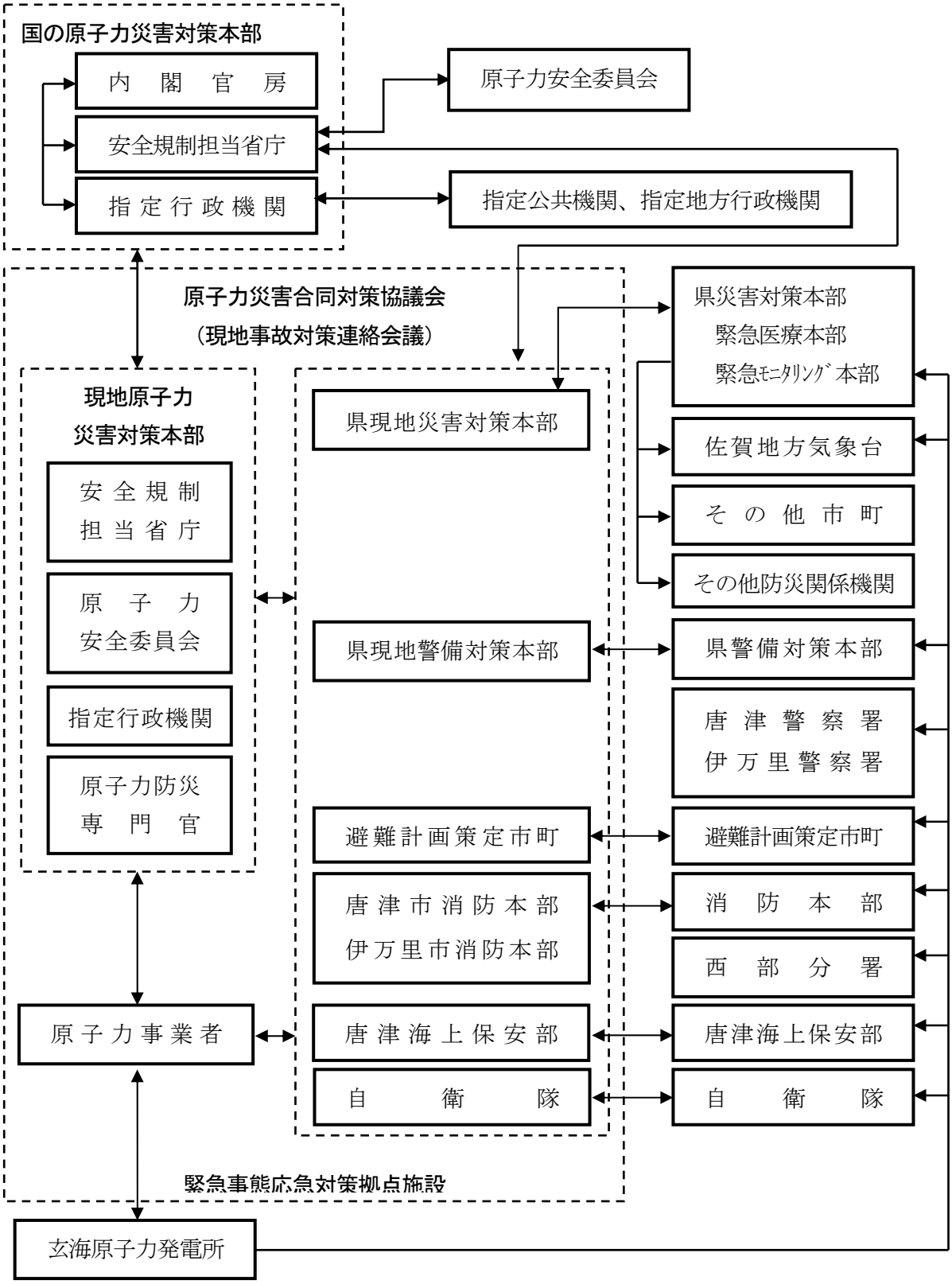

（注）緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。

第３項　活動体制の確立	国（安全規制担当省庁、原子力防災専門官、自衛隊等） 県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各本部(部)等連絡員所属部署、関係各課）

県、避難計画策定市町及び防災関係機関は、原子力災害に対処するため災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

１　活動体制の確立

(1)　県の活動体制

ア　災害警戒本部

(ｱ)　災害警戒本部の設置

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、又は放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはそのおそれがあるとして副知事（防災監）が必要と認めた場合、副知事（防災監）を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、避難計画策定市町及び原子力事業者等防災関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとるものとする。

なお、副知事（防災監）が不在の場合は、総合防災統括監が代理する。

(ｲ)　対策拠点施設の設営準備

県は、災害警戒本部を設置した場合は、必要に応じて原子力防災専門官が行う対策拠点施設の設営に協力する。

(ｳ)　現地事故対策連絡会議への職員派遣

県は、国から現地事故対策連絡会議を対策拠点施設で開催するとして、県に職員の派遣要請があった場合は、速やかに職員を派遣する。

県は、現地事故対策連絡会議に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の対応状況を災害警戒本部に報告するなど、国及び避難計画策定市町等との連絡・調整、情報の共有化を図る。

(ｴ)　災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ａ　国の指導・助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

ｂ　災害対策本部が設置されたとき。

(ｵ)　災害警戒本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。

（災害警戒本部の組織）

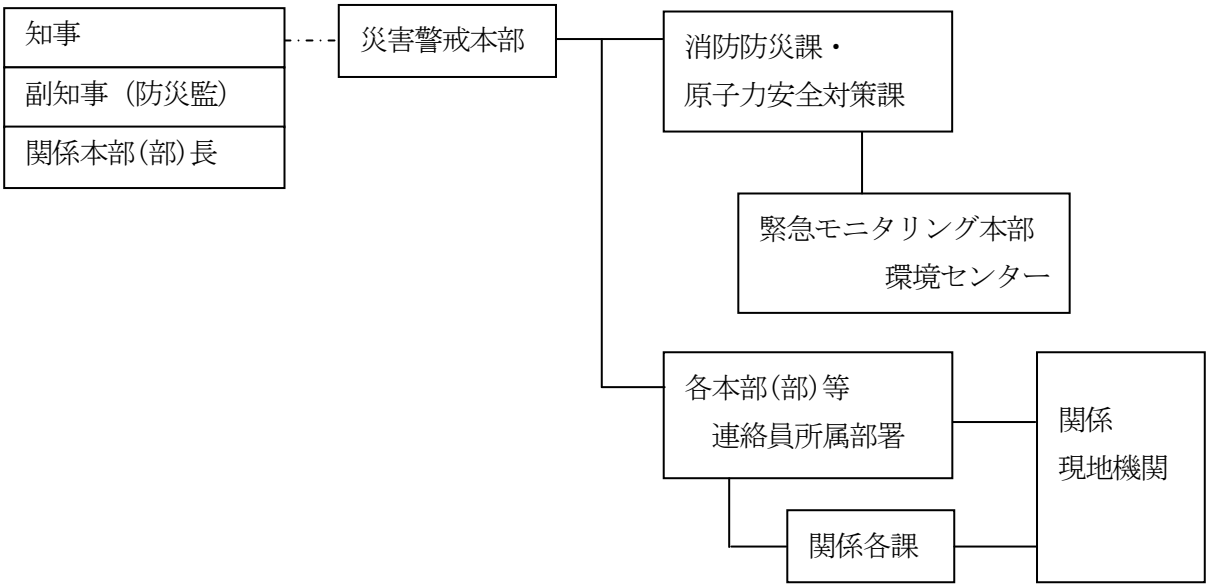

（災害警戒本部の配備体制、所掌事務）

本部(部)名	課(室)名	所　掌　事　務
統括本部	消防防災課	○　県災害警戒本部の設置、運営に関すること ○　災害情報の収集及び状況の把握に関すること ○　国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること ○　災害警戒体制の総合調整に関すること ○　対策拠点施設の設営準備に関すること
	企画・経営ｸﾞﾙｰﾌﾟ	○　統括本部内の連絡調整に関すること
	政策監グループ	○　県民からの問いあわせに関すること
	危機管理・広報課	○　報道機関との連絡及び相互協力に関すること
くらし環境本部	原子力安全対策課	○　国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及び原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること ○　緊急モニタリング本部の設置及び運営に関すること ○　緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ○　原子力施設の状況把握に関すること
	企画・経営ｸﾞﾙｰﾌﾟ	○　くらし環境本部内の連絡調整に関すること
	環境センター	○　緊急モニタリング本部の設置及び運営に関すること ○　緊急時モニタリングの実施に関すること
健康福祉本部	企画・経営ｸﾞﾙｰﾌﾟ	○　健康福祉本部内の連絡調整に関すること
	地域福祉課	○　福祉関係施設の状況把握に関すること

本部(部)名	課(室)名	所　掌　事　務
健康福祉本部	医務課	○　医療関係機関との連絡調整に関すること ○　医療関係施設の状況把握に関すること
	唐津保健福祉事務所 伊万里保健福祉事務所	○　医療関係施設の状況把握に関すること ○　緊急時モニタリングへの協力に関すること
農林水産商工本部	企画・経営ｸﾞﾙｰﾌﾟ	○　農林水産商工本部内の連絡調整に関すること
	商工課	○　輸送関係機関の状況把握に関すること
	観光課	○　観光客数等の状況把握に関すること
生産振興部	農林水産商工本部企画・経営ｸﾞﾙｰﾌﾟ	○　生産振興部内の連絡調整に関すること ○　農林水産物の出荷状況等の把握に関すること
	水産課	○　漁獲等の状況把握に関すること
県土づくり本部	企画・経営ｸﾞﾙｰﾌﾟ	○　県土づくり本部内の連絡調整に関すること
	唐津土木事務所 伊万里土木事務所	○　道路状況の把握に関すること
交通政策部	道路課	○　道路状況の把握に関すること
経営支援本部	企画・経営ｸﾞﾙｰﾌﾟ	○　経営支援本部内の連絡調整に関すること
	唐津県税事務所	○　対策拠点施設の設営準備に関すること
教育庁	危機管理・広報ｸﾞﾙｰﾌﾟ	○　教育庁内の連絡調整に関すること
	教育支援課	○　教育関連施設の状況把握に関すること
警察本部	警備第二課	○　警察本部内の連絡調整に関すること

イ　災害対策本部

(ｱ)　災害対策本部の設置

県は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合、又は住民の安全確保のために知事が必要と認めた場合は、本庁舎新行政棟「佐賀県危機管理センター」に知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、副知事を本部長とする現地災害対策本部を対策拠点施設に設置する。

なお、災害の進展等により、知事が必要と認める場合は、知事は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

知事又は副知事が不在の場合は、それぞれ副知事（防災監)、副知事、総合防災統括監の順に指揮を執り、指揮系統を確立する。

(ｲ)　廃止の基準

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

a　原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

b　国の指導、助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

(ｳ)　災害対策本部の組織、配備体制等

災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。

【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】

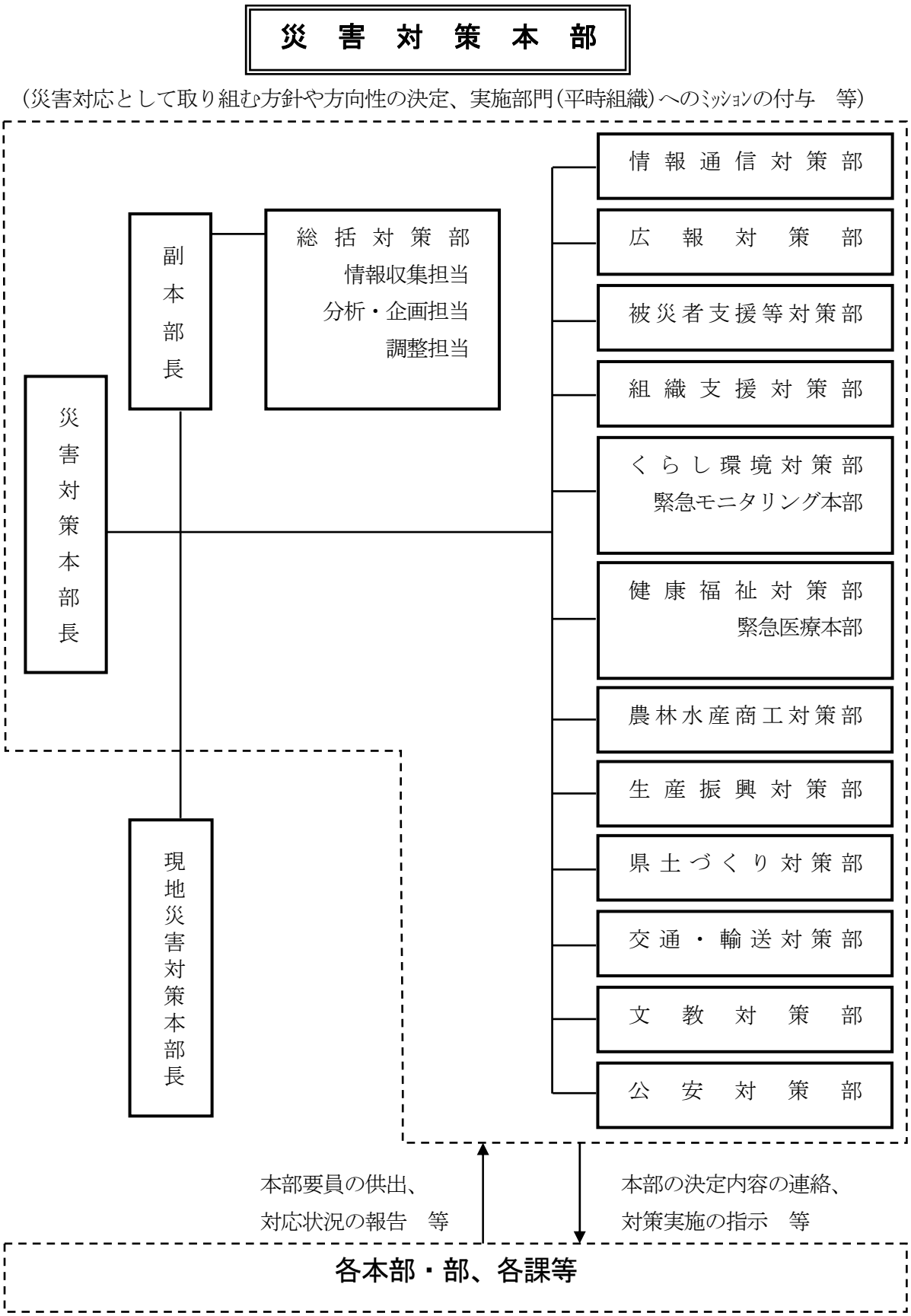

【現地災害対策本部の組織】

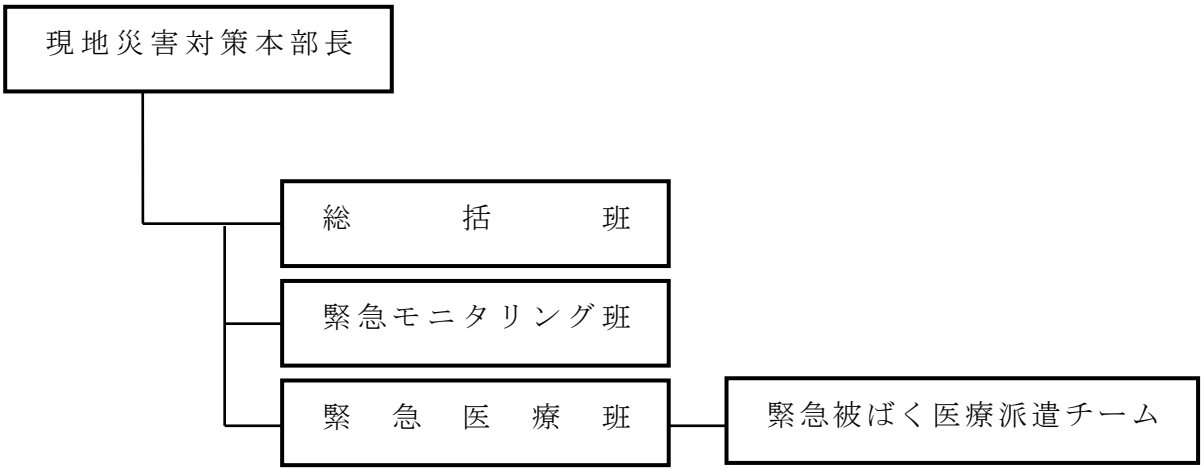

（災害対策本部の配備体制、所掌事務）

※「対策部長の担任事務」:「◇」の者は、対策部長の担任事務のうち「左の主な内容」に掲げるものについてのとりまとめ等を行う。

※「関係（対応）課等」: 各対策部長の判断により、以下に掲げる課等のほか対策の検討に必要な課等に参加を要請できる。

※各対策部長の担任事務について専門的知識を必要とする場合は、総括対策部をはじめとした他の対策部や当該担任事務の平時の担当課等と相談・連携しながら対策を検討する。

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
総括対策部 ●防災監	災害対策の総括 ◇総合防災統括監 ◇くらし環境本部副本部長 ※総括対策部に、各対策本部から、原則として副本部長級職員１名及び課長級職員１名、その他職員１名を配置。（所属は総括対策本部とする。）	・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること （情報収集関係） ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること （分析・企画関係） ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること （調整関係） ・市町との連絡・全体調整に関すること	政策監グループ （（広聴・調査担当）以外） 防災企画グループ 消防防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
		（行政機能の移転、支援に関することを含む） ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派遣要請・活動調整に関すること（広域避難の調整含む） ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること ・国等関係機関への陳情等に関すること ・視察・調査の対応、応接に関すること ・被災地の慰問、激励等への対応に関すること （原子力施設関係） ・原子力施設との連絡に関すること ・原子力施設の状況把握に関すること ・原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関すること ・原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関すること	
情報通信 対策部 ●最高情報 統括監	情報通信手段の 確保等 ◇情報課長	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町の ICT に係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・現地機関の移転先における情報通信環境の整備の支援に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く）及び電話回線の確保に関すること ・代替オフサイトセンターの臨時電話等の設置に関すること	情報課 消防防災課 資産活用課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
広報対策部 ●危機管理・報道監	県民等への情報発信、報道対応等 ◇危機管理・広報課長	・県ホームページによる事故情報・災害情報等の提供に関すること ・報道機関を通じた県民への情報提供に関すること ・県本部の広報に関すること ・報道機関との連絡及び相互協力に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること ・地域コミュニティーFMとの情報連携・提供に関すること ・生活関連情報の提供に関すること ・報道機関からの照会への対応に関すること ・各種支援策に係る住民への周知に関すること ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の種類や提供方法等）等の情報発信に関すること ・海外からの支援等の問合せに関すること ・国対策本部との報道発表内容の調整に関すること ・誤情報拡散防止への対応 ・放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に関すること（出荷制限・摂取制限に係る注意喚起等を含む。） ・風評被害に対応する広報の実施に関すること ・上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理・記録に関すること	危機管理・広報課 国際交流課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
被災者支援等対策部 ●統括本部長	被災者等の相談対応（24 時間対応を基本） ◇政策監（広聴・調査担当）	・県民からの要望の受付に関すること ・被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関すること ・放射線等に係る相談、問合せの応対に関すること	政策監グループ（広聴・調査担当） ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集
	被災者支援に関すること ◇統括本部副本部長	・義援金に関すること ・被災者生活再建支援法の適用に関すること ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること ・他都道府県等からの災害見舞金に関すること	消防防災課 地域福祉課　ほか
	県議会対策等 ◇統括本部副本部長（議会担当）	・県議会との連絡調整に関すること ・統括本部の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	統括本部企画・経営グループ
	ライフライン情報の収集・提供 ◇統括本部副本部長	・ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関すること	情報課 生活衛生課 新エネルギー・産業振興課 下水道課　ほか
	災害救助法 ◇統括本部副本部長	・災害救助法に関すること	統括本部企画・経営グループ 消防防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（こども未来課、地域福祉課、医務課、生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、建築住宅課、学校教育課　ほか）
	本部長秘書 ◇秘書課長	・本部長の秘書に関すること ・視察者等の応接に関すること（本部長の対応に係る分）	秘書課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
組織支援 対策部 ●経営支援 本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇経営支援本部副本部長	・経営支援本部関係の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	経営支援本部企画・経営グループ
	対応要員確保、外部支援職員の支援 ◇職員課長	・災害対策要員の動員、調整に関すること ・災害対策要員の健康管理に関すること ・国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関すること ・国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舎確保に関する全体調整	職員課
	庁内応援要員の確保・調整 ◇経営支援本部副本部長	・応援チーム（各種委員会事務局のほか各対策本部内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て	職員課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、新エネルギー・産業振興課、入札・検査センター、法務課、統計調査課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員）
	災害対策本部の予算 ◇財務課長	・災害対策費の予算措置に関すること ・災害対策用調達物品の審査に関すること	財務課
	県有資産の管理・活用 ◇資産活用課長	・県庁舎、総合庁舎、宿舎の被害調査及び災害対策に関すること ・本部業務に必要な場所の確保に関すること ・現地機関の機能移転に係る支援に関すること ・自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関すること	資産活用課 総合庁舎以外の単独庁舎の所管部署

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
組織支援 対策部 （続き）	市町の行財政支援 ◇市町村課長	・被災市町の行財税政の調査及び助言に関すること ・被災市町の応急対策資金の斡旋に関すること ・市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関すること	市町村課
	災害対策本部の運営支援 ◇総務事務センター長	・災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関すること ・災害対策用自動車の調達及び配車に関すること ・災害対策関係物品の調達及び出納に関すること ・災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関すること	総務事務センター
	税務関係 ◇税務課長	・災害による県税の減免等に関すること	税務課
くらし環境 対策部 ●くらし環境本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	くらし環境本部企画・経営グループ
	緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	・現地災害対策本部緊急モニタリング班との連絡調整に関すること ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること	原子力安全対策課 環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課　ほか
	こども、妊産婦等対策 ◇くらし環境本部副本部長	・子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関すること	こども未来課 母子保健福祉課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
くらし環境 対策部 （続き）	放射性物質等による汚染対策 ◇くらし環境本部副本部長	・放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること ・放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること ・稲わら・飼料の流通に関すること ・森林の放射性物質による汚染対策に関すること ・林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること ・汚染された上下水道汚泥の対策に関すること ・農地の放射性物質による汚染対策に関すること ・住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関すること ・その他の放射性物質による汚染対策に関すること	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山漁村課 農地整備課 森林整備課 ほか
	ボランティア・男女共同参画 ◇男女参画・県民協働課長	・ボランティア活動の総合調整に関すること ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンターに関すること ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関すること	男女参画・県民協働課
	物価の監視 ◇くらしの安全安心課長	・物価の監視及び生活物資の安定供給に関すること	くらしの安全安心課
	自然公園対策 ◇有明海再生・自然環境課	・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること	有明海再生・自然環境課
	公害防止、廃棄物処理対策 ◇循環型社会推進課長	・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること ・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること	循環型社会推進課 ほか

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
健康福祉 対策部 ●健康福祉 本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	健康福祉本部企画・経営グループ
	緊急医療本部 ◇健康福祉本部副本部長	・緊急医療本部の設置及び運営に関すること ・住民等の汚染検査・除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること ・医薬品等の供給に関すること	医務課 健康増進課 薬務課
	災害時要援護者対策 ◇健康福祉本部副本部長	・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること ・災害時要援護者の避難に係る各種調整に関すること ・被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関すること ・被災したこどもに対する福祉サービスに関すること ・被災高齢者に対する福祉サービスに関すること ・被災障害者に対する福祉サービスに関すること ・手話通訳の派遣、点字資料の作成に関すること ・その他の災害時要援護者対策に関すること	こども未来課 地域福祉課 母子保健福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 健康増進課
	避難所対策 ◇地域福祉課長	・避難所の設置、運営に関すること	地域福祉課　ほか

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
健康福祉 対策部 （続き）	医療対策 ◇医務課長	・医療救護班の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること ・被災者の救護（助産を含む。）に関すること ・他都道府県、国への医療従事者の派遣要請に関すること ・団体（医師会、NHO 等）への医療従事者の派遣要請に関すること ・医療機関への医療活動情報の提供に関すること ・ボランティア（医療支援）に関すること	健康福祉本部企画・経営グループ 医務課
	健康対策 ◇健康増進課長	・住民の健康管理に関すること ・各種栄養相談及び指導の実施に関すること	健康増進課
	薬務、医療資機材対策 ◇薬務課長	・応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関すること ・医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関すること	薬務課
	衛生対策 ◇健康福祉本部副本部長	・水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること ・水質検査の実施に係る関係団体との調整に関すること ・水源の取水停止の指示に関すること ・飲料水の摂取制限の指示に関すること ・出荷制限農林水産物に関する店頭調査に関すること ・食品衛生に関すること ・仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関すること ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること ・避難に伴うペット対策に関すること	循環型社会推進課 生活衛生課 医務課 流通課 生産者支援課 農産課 園芸課 畜産課 水産課 林業課
農林水産 商工対策部 ●農林水産商工本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	農林水産商工本部 企画・経営グループ

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
農林水産 商工対策部 （続き）	支援物資対策 ◇農林水産商工 本部副本部長	（物流関係） ・物資全般の状況把握、調整に関すること ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整に関すること ・物資全般の配送に係る市町の支援に関すること ・物資の集積場所、輸送中継基地の確保に関すること （物資関係） ・生活必需品等の供給に関すること ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関すること ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関すること ・市町からの応援要請の受付、把握に関すること ・県備蓄物資の供給に関すること ・協定締結団体等への要請に関すること ・国、他都道府県、団体との調整に関すること ・受入品の決定に関すること ・ニーズの報道提供に関すること ・自衛隊、日赤等へ炊出しの要請に関すること	危機管理・広報課 地域福祉課 生活衛生課 農林水産商工本部 企画・経営グループ 流通課 商工課 生産者支援課 ほか
	外国人対策 ◇国際交流課長	・県内在住外国人の被害調査及び支援に関すること	国際交流課
	企業対策 ◇企業立地課長	・誘致企業・工業団地の被害調査及び災害対策に関すること	企業立地課
	雇用・労働者対策 ◇雇用労働課長	・労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関すること ・その他労働対策に関すること	雇用労働課
	流通対策 ◇流通課長	・卸売市場の被害調査及び災害対策に関すること ・貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関すること	流通課 商工課
	商工業対策 ◇商工課長	・商工業者の被害の収集に関すること ・商工業者の災害融資斡旋に関すること	商工課
	観光、一時滞在者対策 ◇農林水産商工 本部副本部長	・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること	生活衛生課 観光課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
生産振興 対策部 ●生産振興 部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇農林水産商工本部副本部長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・農林水産関係団体との連絡調整に関すること ・緊急モニタリングへの協力に関すること	農林水産商工本部 企画・経営グループ
	風評被害対策 ◇農林水産商工本部副本部長	・商工業製品、観光業に係る風評被害に関すること ・農林水産物に係る風評被害に関すること ・残留放射線量等に係る証明書の発行に関すること	流通課 商工課 観光課 農産課 園芸課 畜産課 水産課 林業課　ほか
	作付・出荷制限等対策 ◇農林水産商工本部副本部長	・作付制限に関すること ・農林水産物等（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関すること ・出荷制限農林水産物に関する県民への注意喚起に関すること	農産課 園芸課 畜産課 水産課 林業課　ほか
	農業者対策 ◇生産者支援課長	・農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関すること ・被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び漁船保険に関すること ・直売所への出荷停止などの情報連絡に関すること	生産者支援課
	水田等対策 ◇農産課長	・水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に関すること	農産課
	園芸対策 ◇園芸課長	・園芸作物の被害調査及び災害対策に関すること	園芸課
	畜産対策 ◇畜産課長	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること ・家畜の避難・処分等に関すること ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること	畜産課
	水産業対策 ◇水産課長	・水産物等の被害調査及び災害対策に関すること	水産課
	林業対策 ◇林業課長	・林業関係の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用木材、薪炭の確保に関すること	林業課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
県土づくり 対策部 ●県土づくり本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	県土づくり本部企画・経営グループ
	建設業、建築資機材等対策 ◇建設技術課長	・建設業者の確保に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること	建設技術課
	都市計画対策 ◇まちづくり推進課長	・都市施設の被害調査及び災害対策に関すること ・復興都市計画に関すること	まちづくり推進課
	下水道対策 ◇下水道課長	・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び災害対策に関すること	下水道課
	農地、農業用施設対策 ◇県土づくり本部副本部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	農地整備課 農山漁村課
	住宅対策 ◇県土づくり本部副本部長	・公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・被災者に対する住宅資金の融資に関すること ・応急仮設住宅の土地の確保に関すること ・応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関すること ・被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関すること ・被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管理者間の調整に関すること ・職員宿舎の被災者への提供に関すること及び職員宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関すること ・被災者への国の宿舎、雇用促進住宅等の提供の調整に関すること ・他都道府県との住家提供の調整に関すること	雇用労働課 土地対策課 建築住宅課 資産活用課 教育支援課　ほか

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
県土づくり 対策部 （続き）	河川砂防対策 ◇河川砂防課長	・河川、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること	河川砂防課
	治山、林業用施設対策 ◇森林整備課長	・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	森林整備課
交通・輸送対策部 ●交通政策部長	交通・輸送に係る全体調整 ◇交通政策部副本部長	・空港、鉄道、道路、港湾、船舶、バスなど交通・輸送インフラ全般の被害状況のとりまとめや、運行状況等に係る整理及び関係者への情報提供に関すること ・避難者の輸送、交通手段の全体調整に関すること	県土づくり本部企画・経営グループ ※災害時要援護者の避難について、特殊な福祉関係車両の調整・確保は健康福祉対策部が、自衛隊車両の調整・確保は総括対策部が実施
	運輸関係及び緊急ヘリポート対策 ◇交通政策部副本部長	・定期バス及び離島航路に関すること ・臨時ヘリポートの確保に関すること ・緊急輸送における空港の使用に関すること ・緊急輸送（鉄道）に関すること	空港交通課 港湾課
	道路対策 ◇道路課長	・道路橋梁の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・う回路の選定及び選定支持に関すること ・パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること	道路課
	港湾対策 （漁港等含む） ◇港湾課長	・港湾（海岸堤防、漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること ・緊急輸送における港湾の使用に関すること	農山漁村課 港湾課
	船舶対策 ◇水産課長	・緊急輸送（漁船）に関すること	水産課
	車両対策 ◇商工課長	・緊急輸送（バス、トラック）に関すること	商工課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
文教対策部 ●教育長	文教対策全般の総括 ◇教育庁危機管理・広報監	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・学校の生徒等の避難の総合調整に関すること ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関すること ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関すること	こども未来課 危機管理・広報グループ （避難所協力） 教育支援課 教職員課 教育政策課 学校教育課 体育保健課
	生徒等の安全確保 ◇体育保健課長	・公立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・生徒等の避難その他の対策に関すること	学校教育課 体育保健課
	学校施設復旧対策 ◇教育支援課長	・公立学校施設の被害調査に関すること ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関すること	教育支援課
	応急教育の実施 ◇学校教育課長	・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関すること ・教職員の確保・調整に関すること ・被災生徒等の把握及び心のケアに関すること ・生徒指導・就学指導に関すること ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関すること ・学校施設内の保健衛生の確保に関すること ・学校給食に関すること ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関すること ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関すること	教育支援課 教職員課 学校教育課 体育保健課
	特別支援学校対策 ◇教育政策課長	・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関すること ・特別支援学校の応急教育の実施に関すること	教育政策課
	私立学校対策 ◇こども未来課長	・私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校）に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導に関すること。	こども未来課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
文教対策部 （続き）	体育施設対策 ◇体育保健課長	・体育施設の被害調査及び災害対策に関すること ・体育施設の利用者の避難に関すること	体育保健課
	社会教育・文化財対策 ◇社会教育・文化財課長	・社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること ・社会教育施設の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること ・文化財等の被害調査及び災害対策に関すること	社会教育・文化財課
	対策部内の支援 （その他の課等） ◇企画・経営グループ長	・対策部内の応援に関すること ※教育庁の各課は、文教対策部内での応援を基本	教育庁企画・経営グループ
公安対策部 ●県警本部長	公安対策 ◇警備第二課長	・公安対策部の運営及び治安対策に関すること ・災害交通規制に関すること ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること ・広域緊急援助隊の活動支援に関すること ・住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関すること ・立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に関すること ・住民等への情報伝達に関すること	警備第二課

（現地災害対策本部の配備体制、所掌事務）

対策班 班長	班長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
総括班 ●統括本部副本部長	災害対策の総括	（情報収集関係） ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報収集に関すること （分析・企画関係） ・現地災害対策本部の設置・運営に関すること ・原子力災害合同対策協議会に関すること （調整関係） ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整に関すること ・防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等との連絡調整に関すること	消防防災課 原子力安全対策課 各本部企画・経営グループ 唐津保健福祉事務所 伊万里保健福祉事務所 上場営農センター 東松浦農業改良普及センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター 唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育庁危機管理・広報グループ 東松浦教育事務所 警備第二課
緊急モニタリング班 ●環境センター副所長	緊急モニタリング本部との連絡調整	・災害対策本部緊急モニタリング本部との連絡調整に関すること ・オフサイトセンター放射線班との連絡調整に関すること	環境センター
緊急医療班 ●健康福祉副本部長	緊急医療本部との連絡調整	・災害対策本部緊急医療本部との連絡調整に関すること ・緊急被ばく医療派遣チームとの連絡調整に関すること	医務課

（参考：オフサイトセンター機能班の所掌事務、県からの派遣要員）

班名	所　掌　事　務	県からの派遣要員
総括班	・オフサイトセンターにおける情報管理 ・全体統括 ・屋内退避・避難勧告案作成 ・協議会運営 ・班間反感連絡調整 ・国本部、県・市町村本部等との連絡調整	副責任者 ◇消防防災課副課長 班員 　消防防災課 　原子力安全対策課
広報班	・原子力災害合同対策協議会での決定事項の発表 ・報道機関への対応 ・住民への広報 ・住民からの問合せ等への対応	副責任者 ◇危機管理・広報課副課長 班員 　危機管理・広報課 　消防防災課
プラント班	・事故状況の把握及び進展予測 ・プラント情報収取 ・事故の進展予測（派遣要員なし） 放射線班・放射線影響評価・予測 ・被ばく線量の予測 ・屋内退避・避難勧告の検討 ・飲食物摂取制限勧告の検討 ・緊急時モニタリングに関する指示 ・緊急時モニタリングデータのとりまとめ	副責任者 ◇環境センター副所長 班員 　環境センター
医療班	・被災者の医療活動の調整 ・被害状況の把握 ・ヨウ素剤投入指示の検討 ・被ばくを受けた者の救急搬送の検討	責任者 ◇健康福祉本部副本部長 班員 　医務課
住民安全班	・被災者の救助活動及び社会秩序の維持 ・屋内退避・避難の調整 ・救助・救急活動の調整 ・交通規制等の調整 ・緊急輸送の調整 ・飲食物摂取制限の調整 ・物資調達、供給活動の調整	責任者 ◇統括本部副本部長 副責任者 ◇警察本部警備部参事官 班員 　消防防災課 　警備第二課
運営支援班	・オフサイトセンターの管理 ・対策拠点施設参集者の食料等の調達 ・対策拠点施設内の環境整備 ・対策拠点施設の出入管理	副責任者 ◇唐津県税事務所長 班員 　消防防災課 　唐津県税事務所

(2)　避難計画策定市町の活動体制

ア　災害警戒本部

避難計画策定市町は、特定事象発生の通報を受けた場合、県が災害警戒本部を設置した場合又は市町長が必要と認めた場合は、警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとるものとする。

また、国から現地事故対策連絡会議を対策拠点施設で開催するとして、職員の派遣要請があった場合は、速やかに職員を派遣する。

イ　災害対策本部

避難計画策定市町は、緊急事態宣言が発出された場合、県が災害対策本部を設置した場合又は市町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

市町長が不在の場合は、これに代わって指揮を執る者をあらかじめ定め、指揮系統を確立しておくものとする。

(3)　その他市町の活動体制

その他市町は、速やかに職員の非常参集、緊急時環境モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた住民への情報伝達体制等必要な体制をとるとともに、国、県、避難計画策定市町及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された場合、当該勧告又は指示の対象となった地域の避難先となる市町においては、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

(4)　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、避難計画策定市町及び原子力事業者等の防災関係機関と密接な連携を図るものとする。

2　合同対策協議会の設置及び職員の派遣

県、国、避難計画策定市町及び原子力事業者は、緊急事態宣言が発出されたときは、対策拠点施設において、緊急事態に関する情報を交換し、応急対策について相互に協力するため、合同対策協議会を組織する。

県は現地災害対策本部長及び関係職員を、避難計画策定市町及び原子力事業者は責任ある判断を行える者をそれぞれ派遣し、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

緊急事態宣言発出前に、県が対策拠点施設に現地災害対策本部を設置した場合も、県、避難計画策定市町及び原子力事業者はこれに準じて職員を派遣し、応急措置の実施方法等について協議する。

県は、あらかじめ定められた者を現地災害対策本部に派遣して防災対策に従事させるとともに、原子力施設の状況、緊急時モニタリング情報、医療関係情報、避難・屋内退避の状況把握などの活動に従事させる。

3　専門家の派遣要請

(1)　派遣要請

県及び避難計画策定市町は、特定事象発生の通報等がなされた場合、必要に応じ、国（安全規制担当省庁）に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2)　国の専門家との協力

県及び避難計画策定市町は、原子力安全委員会、国から派遣された専門家と十分協力して応急対策を実施する。

4　応援要請及び職員の派遣要請等

(1)　応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、関係道府県に対し応援要請を行う。

県は、避難計画策定市町から緊急消防援助隊の出動要請依頼を受けた場合又は自ら必要があると認めた場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

県警察は、警察活動について、応援の必要を認めた場合は、県公安委員会を通じ、他の都道府県警察に対して、広域緊急援助隊等の派遣を要請する。

(2)　職員の派遣要請等

知事及び避難計画策定市町長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事及び避難計画策定市町長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5　自衛隊の派遣要請等

避難計画策定市町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請の要求を行うものとする。この場合において、派遣要請先に対し、派遣要請の要求を行った旨及び災害の状況を通知することができる。

また、避難計画策定市町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、派遣要請先に通知することができる。この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

避難計画策定市町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

知事は、避難計画策定市町長から自衛隊の派遣要請の要求があった場合又は自ら必要と認める場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、自ら派遣を要請し、原子力災害対策本部設置後においては、知事又は原子力災害対策本部長が派遣を要請する。

第４項　防災業務関係者の安全確保	国、県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者、 その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、関係各課）

県、国、県警察、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関は、原子力緊急事態応急対策に関わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

１　被ばく管理のための連携確保

県、国、県警察、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関は、防災業務関係者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部等と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

２　防護対策

(1)　防災資機材の装備

県は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示するとともに、県警察、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示するとともに、県警察、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の装備等必要な措置をとるよう指示する。

県警察、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関は、その管轄する防災業務関係者が、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合において、自ら必要と認めた場合又は指示を受けた場合は、防護服、防護マスク及び線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとる。

(2)　防災資機材の調達

避難計画策定市町は、防災資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防災資機材の調達を要請する。

県は、必要に応じ原子力事業者に対し、資機材の貸与、原子力防災要員の派遣等を要請するとともに、関係道府県及び国（緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部）に対し、防災資機材の提供等の支援を要請する。

３　防災業務関係者の被ばく管理

(1)　防災業務関係者の防護指標

県、県警察、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関は、防災業務関係者の被ばく管理について、国の原子力安全委員会が防災指針で示した次の指標をもとに、適切に行うものとする。

ア　災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で５０ｍＳｖを上限とする。

イ　防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の職員、国から派遣される専門家、警察及び消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で１００ｍＳｖを上限とする。また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で３００ｍＳｖ、皮膚については等価線量で１Ｓｖをあわせて上限として用いる。

なお、この防災業務関係者の放射線防護にかかる指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。

(2)　各機関の被ばく管理

県、県警察、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関は、独自に防災業務関係者の被ばく管理を行うものとし、被ばく管理を担う要員を置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して適切に実施するものとする。また、必要に応じて除染等の医療措置を行う。

県の被ばく管理を担う要員は、緊急モニタリング本部、緊急医療本部及び緊急被ばく医療派遣チームとの緊密な連携のもとに被ばく管理を行う。また、必要に応じて緊急被ばく医療機関の協力を得るものとする。

避難計画策定市町は、必要に応じて県及び防災関係機関に除染等の医療措置を要請する。

(3)　緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請

県は、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部）に対し、緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。

(4)　情報交換

県、国、県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において密接に情報交換を行うものとする。

第５項　緊急時モニタリング活動	国（安全規制担当省庁、文部科学省、自衛隊、 海上保安部）、避難計画策定市町、その他市町、 原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、 関係各課）

県は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置するとともに、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者等の協力を得ながら、県内全域における緊急時モニタリングを開始する。なお、環境センター所長が不在の場合においては、環境センター副所長が代理する。

緊急時モニタリング活動は、この計画に定めるもののほか、別に定める「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を基本に実施する。

１　緊急時モニタリングの体制等

(1)　緊急モニタリング本部の設置

県は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、直ちに、環境センターに緊急モニタリング本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立、要員の派遣要請等必要な措置をとるとともに、緊急時モニタリングを開始する。

(2)　緊急モニタリング本部の組織及び業務

緊急モニタリング本部は、緊急モニタリング本部長及びその指揮下にある企画評価班、情報収集班、環境調査班で構成する。

各班の所掌事務は次のとおり。

ア　企画評価班

(ｱ)　緊急時モニタリング実施計画の作成に関すること

(ｲ)　空間放射線量率の予測に関すること

(ｳ)　大気中放射性物質の拡散予測に関すること

(ｴ)　予測線量の推定に関すること

(ｵ)　実効線量の解析・評価に関すること

イ　情報収集班

(ｱ)　緊急時モニタリングデータの収集に関すること

(ｲ)　緊急時モニタリングに必要な情報の収集に関すること

(ｳ)　災害警戒本部又は災害対策本部及び現地災害対策本部との連絡調整に関すること

(ｴ)　合同対策協議会の放射線班との連絡調整に関すること

(ｵ)　関係機関との連絡調整に関すること

ウ　環境調査班

(ｱ)　空間放射線量率の測定に関すること

(ｲ)　積算線量の測定に関すること

(ｳ)　大気中放射性物質の測定に関すること

(ｴ)　環境試料の測定に関すること

(ｵ)　緊急時モニタリング要員に関すること

(ｶ)　緊急時モニタリング資機材等に関すること

(3)　関係機関の協力

県は、必要に応じ、関係機関から緊急時モニタリング活動に関する下記内容について協力を得ることとする。

ア　国（文部科学省）等

専門家の派遣、モニタリング要員の派遣及び資機材の貸与等

イ　関係道府県

モニタリング要員の派遣及び資機材の貸与等

ウ　原子力事業者

モニタリング要員の派遣及び資機材の貸与等

エ　計画策定市町及びその他市町

環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング、モニタリングポストの設置・起動等

オ　自衛隊及び海上保安部

船舶及び航空機（回転翼機）によるモニタリングへの支援等

(4)　緊急時モニタリング要員の派遣要請等

県は、必要に応じ、国、関係道府県、計画策定市町、その他市町、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関に対し、緊急時モニタリングを実施するために必要となる要員の派遣要請や、資機材の貸与要請等を行う。

2　緊急時モニタリングの実施

(1)　警戒段階のモニタリング

災害警戒本部が設置された場合は、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者等の関係機関の協力を得ながら、県内全域における空間放射線量率及び放出された大気中の放射性物質の濃度の把握を中心に迅速にモニタリングを行うとともに、県警戒本部は市町に対し、モニタリングポストの設置及び起動についての指示を行うものとする。

(2)　第１段階のモニタリング

災害対策本部が設置された場合は、適切な防護対策（避難・屋内退避、飲食物摂取制限、防災関係者の被ばく管理等）に資するため、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者等の関係機関の協力を得ながら、

・県内全域における空間放射線量率及び放出された大気中の放射性物質の濃度の把握

・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の把握

・周辺環境における予測線量の推定

を行うものとする。

なお、このモニタリングは防護対策の実施が想定される地域について重点的に実施するものとする。

また、退避等の措置が実施された場合には、状況に応じ避難先の地域におけるモニタリングを実施するものとする。

(3)　第２段階のモニタリング

事故の状態の予測が確実になり、放射性物質又は放射線の放出が減少してきた場合には、第

２段階のモニタリングに移行する。

第２段階のモニタリングは、放射性物質及び放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価・確認するとともに、周辺住民等が実際に被ばくしたと考えられる線量を評価するために行う。

このモニタリングの実施に際しては、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先してモニタリングを実施する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

このモニタリング結果は、各種防護対策の解除に用いる。

(4)　船舶によるモニタリング

県は、原子力施設の状況、気象状況から必要と認めた場合は、関係機関の協力を得て船舶を用いたモニタリングを実施する。また、必要に応じ、離島における試料採取等を行う。

(5)　航空機（回転翼機）によるモニタリング

県は、原子力施設の状況等により必要と認めた場合は、自衛隊と協議のうえ、回転翼機によるモニタリングを実施する。また、必要に応じ、離島における試料採取等を行う。

3　緊急時モニタリング結果の報告等

緊急時モニタリングの結果等は、県災害警戒本部又は県災害対策本部等を通じて避難計画策定市町及びその他市町に連絡するとともに、原子力防災専門官を通じて国（安全規制担当省庁）に連絡する。また、現地事故対策連絡会議及び災害警戒本部又は合同対策協議会及び災害対策本部において緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。

第６項　屋内退避、避難等の防災活動	県警察、避難計画策定市町、その他市町、消防機関、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、道路課、国際交流課、教育政策課、学校教育課、体育保健課、社会教育・文化財課、教育支援課）

県及び避難計画策定市町は、原災法第２０条第３項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じるとともに、食料品等の供給対策を実施する。

１　屋内退避、避難等の防災活動の実施

(1)　避難の指示等

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、玄海原子力発電所から５ｋｍの円内に居住する住民について、避難のための立ち退きの指示を行うよう、国との調整に努める。

その後については、原子力災害対策本部長の指示、又は住民の安全確保のために必要と認めた場合は独自の判断に基づき、避難計画策定市町に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡、指示等必要な緊急事態応急対策を実施する。

避難計画策定市町は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うとともに、避難計画に定める避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。

その他市町は、避難を受け入れる場合、避難計画策定市町の避難計画に定める避難所を提供し、避難所において避難計画策定市町の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

なお、県は、あらかじめ避難計画を定めた地域及び避難先を確保した地域以外の地域において避難が必要になる等、避難計画に定める避難先以外へ避難する必要が生じた場合、県有施設の活用、「九州・山口９県災害時応援協定」等に基づく県外への避難等を実施するために必要な調整を行う。

屋内退避の指示を行った地域について、退避の期間が長期に及ぶ又はその恐れがある等必要と認めた場合、県は国及び避難計画策定市町と調整のうえ、原子力災害対策本部長の指示又は独自の判断に基づいて、当該地域を含む避難計画策定市町に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、指示を行うものとし、避難計画策定市町は国及び県と調整のうえ、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、当該地域の住民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(2)　情報の提供

県、避難計画策定市町、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は相互に、避難誘導時において、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(3)　避難状況の確認

避難計画策定市町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難所における確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。

なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指すものとする。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：ｍＳｖ）		防　護　対　策　の　内　容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
１０～５０	１００～５００	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
５０以上	５００以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注）１　予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。

２　予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

３　外部被ばくによる実効線量と放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

（出典：「防災指針」第５章５－３　表２）

そ　の　他　の　指　標

基準となる数値	防　護　対　策　の　内　容
積算線量が １年間で２０ｍＳｖ	住民は、国、県及び市町から指示される期間内に順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。
校庭・園庭等の空間線量が １時間あたり３．８μＳｖ	校庭・園庭等での屋外活動を制限すること。

注）上記指標は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策等の基準を参考とした指標であり、国の防災指針の改訂が行われるまでの暫定的なものである。

２　避難及びその勧告・指示の実効を上げるための措置

(1)　避難方法

避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し市町等の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市町からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。

避難所の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

(2)　避難誘導等

避難住民の受入を行う市町は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

(3)　離島における避難

離島の住民の避難にあたっては、避難計画策定市町は船舶等の輸送手段の確保に努める。

移動手段が不足する場合は、県は避難計画策定市町からの要請を受け、県有船舶の提供、防災関係機関への協力要請等の措置を講じ、輸送手段の調達、斡旋に努める。

(4)　警戒区域設定による立入制限等

避難計画策定市町は、避難の勧告又は指示した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立入を制限するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、避難計画策定市町長等が避難を勧告又は指示した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限する。

県は、避難計画策定市町長等が避難を勧告又は指示した区域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

3　災害時要援護者への配慮

避難計画策定市町は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などいわゆる災害時要援護者に十分配慮する。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。また、災害時要援護者に対する情報の提供や生活環境について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や避難所のバリアフリー化等、十分配慮するものとする。

県は、避難計画策定市町が行う災害時要援護者に対する措置に協力する。

4　飲食物、生活必需品等の供給

避難計画策定市町は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

県は、避難計画策定市町から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

第７項　医療活動等	国（消防庁、自衛隊）、放射線医学総合研究所、 独立行政法人国立病院機構、避難計画策定市町、 その他市町、消防機関、原子力事業者、 日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、 関係郡市医師会、その他防災関係機関 県（消防防災課、医務課、健康増進課）

県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて医療活動を実施する。

なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、別に定める「緊急被ばく医療マニュアル」を基本に実施する。

１　医療活動等

(1)　組織等

ア　緊急医療本部の設置

県は、災害対策本部に緊急医療本部を設置するとともに、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。

イ　緊急医療本部の組織及び業務

緊急医療本部は、健康福祉本部の職員で組織する。その業務は、緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療活動を統括し、かつ、災害対策本部に対して、医療に関する助言を行う。

また、緊急医療本部は、関係行政機関、関係医療施設等の職員で構成する汚染検査班、医療救護班、健康管理班を避難所等に派遣し、医療救護所を設置する。

各班の所掌事務は次のとおり。

(ｱ)　汚染検査班

a　放射線被ばく及び放射能汚染に関する検査に関すること

b　除染の必要性の判断に関すること

c　簡易な除染に関すること

(ｲ)　医療救護班

a　問診等による身体的異常の確認に関すること

b　放射線被ばく、放射能汚染及び緊急時の混乱等により生じた一般的傷病者等に関する応急措置に関すること。

診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに医療機関への緊急輸送の措置をとるよう当該避難計画策定市町に指示する。

(ｳ)　健康管理班

避難所等における住民の健康管理に関すること

ウ　緊急被ばく医療活動

(ｱ)　初期被ばく医療活動

主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、避難住民

等を対象に汚染検査班、医療救護班及び健康管理班が所要の措置を行う。

原子力事業所内の医療施設では、被ばく患者等が発生した場合、独自に定める応急処置体制に基づき、適切に対応する。

また、初期被ばく医療機関で対応できない場合は、搬送機関と連携し、二次被ばく医療機関へ搬送する。

(ｲ) 二次被ばく医療活動

唐津赤十字病院及び地方独立行政法人佐賀県立病院好生館は、搬送された被ばく患者に対し、以下の診療を行う。

a 全身の除染

b 汚染創傷の治療

c 汚染状況及び被ばく線量の測定

d 局所被ばく患者、高線量被ばく患者等の治療

二次被ばく医療は高度の専門性が要求されるため、必要に応じ、国から派遣される緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を受けて行う。

また、唐津赤十字病院及び地方独立行政法人佐賀県立病院好生館で対応できない場合は、搬送機関と連携し、三次被ばく医療機関等へ搬送する。

(ｳ) 三次被ばく医療活動

二次被ばく医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、三次被ばく医療機関又はこれに準ずる医療機関に搬送し、専門の治療を行う。

(2) 医療従事者の派遣要請等

県は、医療救護活動、汚染検査等の実施のため、必要と認める場合は、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院、市町立病院、県医師会及び関係郡市医師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

(3) 三次被ばく医療機関等への搬送

県は、医療機関や消防機関等から被ばく患者の三次被ばく医療機関等への搬送について要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、消防庁、自衛隊等に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。

(4) 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国の原子力災害対策本部（合同対策協議会設置後は、国の原子力災害現地対策本部）から、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、避難計画策定市町に住民の安全のため、安定ヨウ素剤の服用を指示する。

避難計画策定市町は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配付計画に基づいて安定ヨウ素剤を住民に配付し、服用を指示する。

(5) 避難計画策定市町及びその他市町等の医療対策

避難計画策定市町、その他市町、県医師会及び関係郡市医師会は、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

第８項　学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	避難計画策定市町、学校等、 国立・私立の学校等の設置者等、 病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者 県（こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、教育庁危機管理・広報グループ、教育政策課、学校教育課、体育保健課、社会教育・文化財課、教育支援課）

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の勧告・指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

１　学校等

玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内の地域に所在する公立の学校等は、生徒等の在校時に、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市町に対し、さらに、市町教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内の地域に所在する他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、市町及び関係機関とする。

２　病院等医療機関

玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内の地域に所在する病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、他の医療機関等に対し、応援を要請する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。また、県内の医療機関では転院に対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請する。

３　社会福祉施設

玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内の地域に所在する社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福

祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。

４　不特定多数の者が利用する特定施設等

玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内の地域に所在する不特定多数の者が利用する特定施設等は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

第９項　行政機関、学校等の退避	学校等、避難計画策定市町、その他防災関係機関 県（こども未来課、健康福祉本部企画・経営グループ、 農林水産商工本部企画・経営グループ、 県土づくり本部企画・経営グループ、 経営支援本部企画・経営グループ、 教育庁危機管理・広報グループ、教育政策課、 学校教育課、教育支援課）

県及び避難計画策定市町は、庁舎や学校等の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。私立の学校等においても、同様に退避を実施する。

県及び避難計画策定市町は、行政機関や学校等の退避にあたり、防災対策に必要な資機材が当該庁舎や学校等に置かれている場合は、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を佐賀土木事務所へ搬送するものとする。なお、放射性物質放出後は、搬送を中止する。

県及び避難計画策定市町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

なお、避難計画策定市町は、区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する等、当該勧告又は指示を受けていない地域における行政サービスを維持するものとする。

第 10 項　治安の確保	国（海上保安部）、県警察

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退き勧告又は指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努める。

海上保安部は、緊急事態応急対策実施区域内の海域及び周辺海域における治安の確保について、万全を期すものとする。

第 11 項　飲料水、飲食物の摂取制限等	国、避難計画策定市町、その他市町、 農協・漁協等の関係機関 県（危機管理・広報課、生活衛生課、 農林水産商工本部企画・経営グループ、農産課、 園芸課、畜産課、水産課、林業課）

県は、飲食物摂取制限に関する指標を踏まえ、避難計画策定市町、その他市町に、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限を指示する。

1　飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力安全委員会が定めた防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう避難計画策定市町及びその他市町に指示する。

避難計画策定市町及びその他市町は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

県、避難計画策定市町及びその他市町は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

飲食物摂取制限に関する指標

対　　象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：Ｉ－１３１）
飲　料　水	３×１０^{2} Ｂｑ／ｋｇ　以上 （注）
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	２×１０^{3} Ｂｑ／ｋｇ　以上
魚介類	

対　　象	放　射　性　セ　シ　ウ　ム
飲　料　水	２×１０^{2} Ｂｑ／ｋｇ　以上
牛乳・乳製品	
野　菜　類	５×１０^{2} Ｂｑ／ｋｇ　以上
穀　　類	
肉・卵・魚・その他	

「（出典：「防災指針」第５章５－３　表３）」

（注）１×１０^{2}Ｂｑ／ｋｇを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導する。

2　農林畜水産物等の採取及び出荷制限

県は、原子力安全委員会の指導・助言を踏まえ、避難計画策定市町及びその他市町に対し、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に下記の措置をとることを指示するよう指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

(1)　農作物の作付け制限

(2)　農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止

(3)　農林畜水産物等の出荷制限

(4)　肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限

(5)　その他必要な措置

避難計画策定市町及びその他市町は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、上記の措置を講じるよう指示する。

県、避難計画策定市町及びその他市町は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、避難計画策定市町及びその他市町の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び
飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標

対　　象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	4×10^{2} Ｂｑ／ｋｇ　以上
飼料（牛、馬、豚、家きん等用）	3×10^{2} Ｂｑ／ｋｇ　以上 (注)
飼料（養殖魚用）	1×10^{2} Ｂｑ／ｋｇ　以上

（注）　１　粗飼料は水分含有量８割ベース、その他資料は製品重量

２　上記指標は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策等の基準を参考とした指標であり、国の防災指針の改訂が行われるまでの暫定的なものである。

3　飲料水、飲食物の供給

避難計画策定市町及びその他市町は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市町地域防災計画に基づいて、住民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を避難計画策定市町及びその他市町に指示した場合において、避難計画策定市町及びその他市町から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、地域防災計画第２編風水害対策及び第３編震災対策に基づいて、避難計画策定市町及びその他市町の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

第 12 項　緊急輸送活動	国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、 避難計画策定市町、消防機関、道路管理者、 その他防災関係機関 県（消防防災課、農林水産商工本部企画・経営グループ、 商工課、水産課、空港・交通課、道路課、 総務事務センター）

県、県警察、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送活動を行う。

1　緊急輸送活動

(1)　緊急輸送の順位

県、県警察、避難計画策定市町、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第１順位　救助、救急活動に必要な輸送、少人数の緊急事態応急対策方針決定会議メンバーの輸送

第２順位　避難者の輸送、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材の輸送

第３順位　災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第４順位　住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第５順位　その他災害応急対策のために必要な輸送

(2)　緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア　避難者、負傷者等

イ　救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

ウ　災害応急対策要員（国現地対策本部要員、合同対策協議会構成員、県現地災害対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要な資機材

エ　コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ　その他緊急に輸送を必要とするもの

(3)　緊急輸送体制の確立

ア　緊急輸送活動の実施

県、避難計画策定市町及び防災関係機関は、輸送の優先順位、輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

イ　輸送手段の確保

防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。

必要な輸送手段を確保できない避難計画策定市町は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

避難計画策定市町からの要請を受けた場合、県は次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達、斡旋に努める。

(ｱ)　車両

a　県有車両の提供

b　社団法人佐賀県トラック協会、社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対して、車両の調達又は斡旋の要請（県バス・タクシー協会へは九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）

c　九州運輸局佐賀運輸支局に対して、車両の確保を要請（輸送命令の措置も含む。）

d　福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請

e　自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

(ｲ)　船舶

a　県有船舶の提供

b　海上保安部に対して、協力を要請

c　船舶業者、漁業協同組合等に対して、協力を要請

d　自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

(ｳ)　航空機（ヘリコプター）

a　自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

ウ　合同対策協議会での応援要請

県及び避難計画策定市町は、上記イによっても人員、車両等が不足するときは、合同対策協議会の場において、人員及び車両等の確保に関する支援を要請する。

2　緊急輸送のための交通確保

(1)　緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送にかかる交通を確保するため、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して緊急交通路の指定その他の交通規制等を行う。

(2)　交通規制等による交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ＩＴＶ（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、合同対策協議会等において、相互に密接な連絡をとるものとする。

第 13 項　救助・救急及び消火活動	国（消防庁、海上保安部、自衛隊）、県警察、 避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者、 その他防災関係機関 県（消防防災課）

県、消防機関、海上保安部、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて救助・救急及び消火活動を実施する。

1　救助・救急活動

(1)　救助・救急活動の実施

県警察、海上保安部及び消防機関は、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関との連携のもとに救助活動を行う。

消防機関は、傷病者が発生した場合は迅速に医療機関に搬送する。

(2)　応援の要請

消防機関は、災害の状況等から必要と認められる場合は、避難計画策定市町を通じて、県に緊急消防援助隊の応援要請、あるいは自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3)　消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、救助・救急活動について応援要請があったとき、又は自ら災害の状況等から必要と認められるときは、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援を消防庁に、あるいは自衛隊に応援を要請するとともに、その結果を要請した避難計画策定市町に連絡する。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

ア　災害の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ　応援要請を行う救助・救急活動の種別と人員

ウ　避難計画策定市町への進入経路及び集結（待機）場所

2　消火活動

(1)　消火活動の実施

原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

消防機関は、原子力施設又はその周辺における火災に対しては、原子力事業者と密接な連携を図り、自らの安全確保を図りながら消火活動を行うとともに、自らの消防力では対処できない場合は、玄海町を通じて県に緊急消防援助隊の応援要請、あるいは自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(2)　緊急消防援助隊等の応援要請

県は、応援要請を受けた場合又はその状況から当該消防機関では対処できないと認められる場合は、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援を消防庁に、あるいは自衛隊に応援を要請し、その結果を玄海町に連絡する。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

ア　火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
イ　応援要請を行う消火活動の種別と人員
ウ　玄海町への進入経路及び集結（待機）場所

第 14 項　住民等への的確な情報伝達活動	国（安全規制担当省庁、海上保安部）、 避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者、 その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、危機管理・広報課、 政策監グループ、各本部(部)等連絡員所属部署、 関係各課）

県、避難計画策定市町、その他市町及びその他防災関係機関は、住民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、住民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

1　住民等への情報伝達活動

(1)　住民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する的確な情報提供が迅速かつ的確に行われるよう国（安全規制担当省庁）、避難計画策定市町及びその他市町との連携を図るとともに、放送事業者等の報道機関への報道要請によるテレビ・ラジオ等の有効活用や、防災ネットあんあんの活用により住民等への情報伝達を図る。

避難計画策定市町は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

ア　市町村防災行政無線
イ　広報車
ウ　船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）
エ　テレビ、ラジオの放送
オ　携帯電話のメール（エリアメール、防災ネットあんあん等）
カ　その他実情に即した方法（ＦＡＸ、市町ホームページ、ツイッター等）

また、その他市町は、あらゆる手段を用いて、次の事項について情報提供活動を実施する。

ア　事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
イ　災害応急対策の実施状況
ウ　避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
エ　不安解消のための住民に対する呼びかけ

海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図るものとする。

(2)　実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

ア　情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、

専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ　繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

ウ　速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

エ　各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

(3)　広報内容及び災害時要援護者への配慮

県、避難計画策定市町及びその他市町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者に配慮する。

(4)　広報内容の確認

県、国、避難計画策定市町及び原子力事業者は、合同対策協議会での協議を踏まえ、十分に内容を確認した上で住民に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。

また、発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合うものとする。

(5)　多様な情報伝達手段の活用

県、国、避難計画策定市町及びその他市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報提供に努める。

2　誤情報の拡散への対処

県、国、避難計画策定市町及びその他市町は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

3　住民等からの問い合わせに対する対応

県、国、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて２４時間受付体制等の対応を実施する。

また、県、国、避難計画策定市町、その他市町及び原子力事業者は、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

県、避難計画策定市町及びその他市町は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】

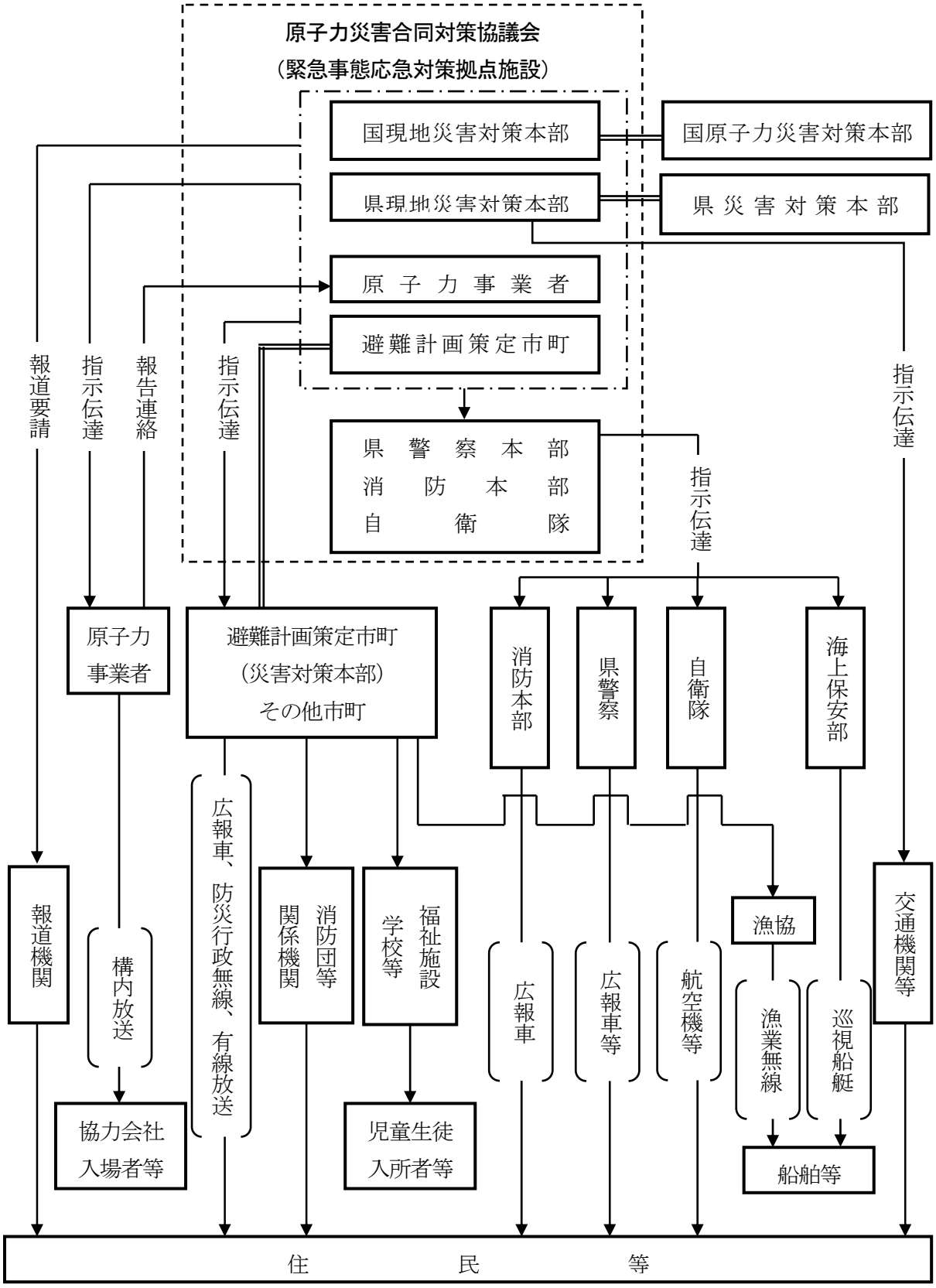

第 15 項　文教対策計画	学校等、避難計画策定市町、その他市町、 国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、教育政策課、教職員課、 学校教育課、体育保健課、教育支援課）

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1　生徒等の安全確保措置

(1)　臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2)　登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3)　屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

2　学校施設の応急復旧

(1)　被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、県、避難計画策定市町及びその他市町に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を、避難計画策定市町及びその他市町に対し連絡する。連絡を受けた避難計画策定市町及びその他市町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、避難計画策定市町、その他市町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

(2)　応急復旧

県、避難計画策定市町及びその他市町は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3　応急教育の実施

学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1)　応急教育の実施場所

第１順位　地域内の小・中学校及び高等学校

第２順位　地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第３順位　地域外の学校又は公民館等の公共施設

第４順位　応急仮校舎の建設

(2)　応急教育の方法

ア　生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

イ　教職員を動員し、授業再開に努める。

ウ　応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

エ　生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ　生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3)　教職員の確保

県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4)　学用品の調達、給与

ア　教科書

(ｱ)　県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

(ｲ)　災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

イ　教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

≪支給の対象となる学用品≫

(ｱ)　教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

(ｲ)　文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

(ｳ)　通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5)　給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市町、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

(6)　保健衛生の確保

学校等は、県、市町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

4　被災生徒等への支援

(1)　授業料免除

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

(2)　育英資金貸付金

県は原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

5　避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第 16 項　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	国（安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府、海上保安部）、県警察、市町、消防機関、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、関係各課）

1　原子力事業者等

(1)　原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、１５分以内を目途として、国（安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、県、事故発生場所を所管する市町、県警察、消防機関、海上保安部など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2)　原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2　県及び市町

県及び事故発生場所を所管する市町は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じる。

3　県警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4　消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

5　海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全を図りつつ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

第 17 項　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各本部(部)等連絡員所属部署、関係各課）

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、原子力災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

原子力災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。但し、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、県警察、避難計画策定市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

原子力災害対策に係る県災対本部の応急対策の着手時期

原災法
１０条通報
段階

【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始する時期】

・災害警戒本部の設置、現地対策連絡会議への職員派遣
・特定事象発生の関係機関等への連絡
・特定事象発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡
・緊急時モニタリング本部設置
・警戒段階の緊急時モニタリングの開始
・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置
・専門家の派遣要請

原災法
１５条通報
段階

【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】

・特定事象発生の関係機関等への連絡
・特定事象発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡
・自衛隊へ出動準備要請
・防災資機材の調達
・学校の休校・避難準備
・専門家の派遣要請

緊急事態宣言発出後

【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】

・災害対策本部の設置
・合同対策協議会の設置・職員の派遣、現地災害対策本部の設置
・情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整
・自衛隊・緊急被ばく医療チーム・緊急消防援助隊・広域緊急援助隊の派遣要請、関係道府県への応援要請、指定行政機関・指定地方公共機関への職員派遣要請
・第１段階の緊急時モニタリング
・防災資機材の装備
・防災業務関係者の被ばく管理

避難指示等が出された場合（大量の放射性物質が放出された場合）

【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】

・屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認（外国人対策を含む）
・避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施
・避難者への飲食物、生活必需品等の供給
・被ばく医療活動（緊急医療本部の設置、緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請、緊急被ばく医療活動、医療従事者の派遣要請、三次被ばく医療機関等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示）
・緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保
・飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査
・風評被害に対する相談窓口の設置
・治安の維持
・災害救助法の適用
・除染、廃棄物処理　など

大量の放射性物質放出が長期に及んだ場合

【被災者の生活再建に向けた対策の時期】

・警戒区域の設定
・応急教育の実施、教育の再開
・仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保
・心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生
・風評被害対策
・家畜対策
・義援物資・義援金の受入
・健康管理対策
・除染、廃棄物処理　など

第４節　災害復旧対策

第１項　基本方針

本節は、原災法第１５条第４項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

第２項　職員の派遣要請	国、避難計画策定市町 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、関係各課）

知事及び避難計画策定市町長は、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事及び避難計画策定市町長は、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求めるものとする。

第３項　放射性物質による汚染の除去等	国、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関、県民 県（消防防災課、原子力安全対策課、各本部(部)等連絡員所属部署、関係各課）

県、国、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関及び県民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、避難計画策定市町及びその他市町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県、避難計画策定市町及びその他市町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

１　除染の実施

県、避難計画策定市町、その他市町、その他防災関係機関及び県民は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の

指示に基づいて対応する。

(1)　線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。

(2)　水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。

(3)　除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(4)　除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

【資料編】

除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月　環境省）

第４項　放射性物質の付着した廃棄物の処理	国、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、循環型社会推進課、環境センター、関係各課）

県、国、避難計画策定市町及びその他市町並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

県、避難策定市町及びその他市町は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

県、避難策定市町及びその他市町は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第５項　各種制限措置の解除	国、県警察、避難計画策定市町、その他市町、 その他防災関係機関、農協、漁協、森林組合、 市場等の関係機関 県（生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、 農産課、園芸課、畜産課、水産課、林業課）

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえて、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を避難計画策定市町、その他市町及び防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

避難計画策定市町及びその他市町は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第６項　環境モニタリングの実施と結果公表	原子力事業者、避難計画策定市町、その他市町 県（原子力安全対策課、環境センター）

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。

原子力事業者は、県からの要請に基づいて、環境モニタリングに必要な防災資機材を貸与するとともに、原子力防災要員を派遣する。

避難計画策定市町及びその他市町は、県が実施する環境モニタリングに協力する。

第７項　災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	国、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、商工課、観光課、農林水産商工本部企画・経営グループ、水産課各本部(部）連絡員所属部署、関係各課）

県、避難計画策定市町及びその他市町は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

１　災害地域住民の登録

県は、避難計画策定市町が避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとられた措置を、あらかじめ定められた様式で登録することに協力する。

避難計画策定市町は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

２　影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

避難計画策定市町及びその他市町は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

３　災害対策措置状況の記録

県、避難計画策定市町及びその他市町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

４　相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第８項　風評被害等の影響の軽減	国、避難計画策定市町、その他市町 県（危機管理・広報課、国際交流課、商工課、観光課、流通課）

国、県、避難計画策定市町及びその他市町は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第９項　被災中小企業等に対する支援	国、避難計画策定市町、その他市町 県（商工課、生産者支援課）

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

県は、国、避難計画策定市町及びその他市町と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 10 項　心身の健康相談活動	国、避難計画策定市町、その他市町、県医師会、 関係郡市医師会 県（障害福祉課、医務課、健康増進課）

県、国、避難計画策定市町、その他市町、県医師会及び関係郡市医師会は、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

県は、国、避難計画策定市町、その他市町及び防災関係機関の協力を得て、住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

第 11 項　物価の監視	国 県（くらしの安全安心課）

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第４節　複合災害対策

第１項　総則

第１　計画の目的

本節は、東日本大震災を踏まえ、原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本節においては特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第２項　災害予防対策計画

各編の災害予防対策の定めるところによる。

ただし、各編の予防対策の実施に当たっては、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努めるものとする。

第３項　災害応急対策計画

各編の災害応急対策の定めるところによる。

ただし、複合災害時においては、各編の災害応急対策の実施に当たり以下の点に留意するものとする。

第１　災害応急対策実施に当たっての基本的考え方

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、県、市町その他の防災関係機関は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展にかんがみ、災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール表に記載されている対策について、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対

応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に県、市町その他の防災関係機関は情報収集及び情報共有に努めるものとする。

第２　活動体制

各防災関係機関は、複合災害時に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

１　県の活動体制

(1)　方針

県は、複合災害時には、災害対策本部を設置する。

(2)　設置基準

各編の災害対策本部設置基準に該当する場合又は住民の安全確保等のために知事が必要と認めた場合は、本庁新行政棟「佐賀県危機管理センター」に知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、副知事（防災監以外）を本部長とする現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部については、災害対策本部との連携を密にする観点、人員の効率的活用の観点から、対策拠点施設の場所を県庁本庁舎に設置するよう国・関係機関と調整を行い、設置する。

なお、知事が不在の場合には、副知事（防災監）、副知事（防災監以外）、総合防災統括監の順に指揮を執り、指揮系統を確立する。

(3)　廃止基準

災害対策本部の廃止基準は、災害ごとに各編の定めるところによる。ただし、住民の安全確保等のために知事が必要と認めた場合は、この限りではない。

(4)　災害対策本部の組織、配備体制等

災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。

【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】

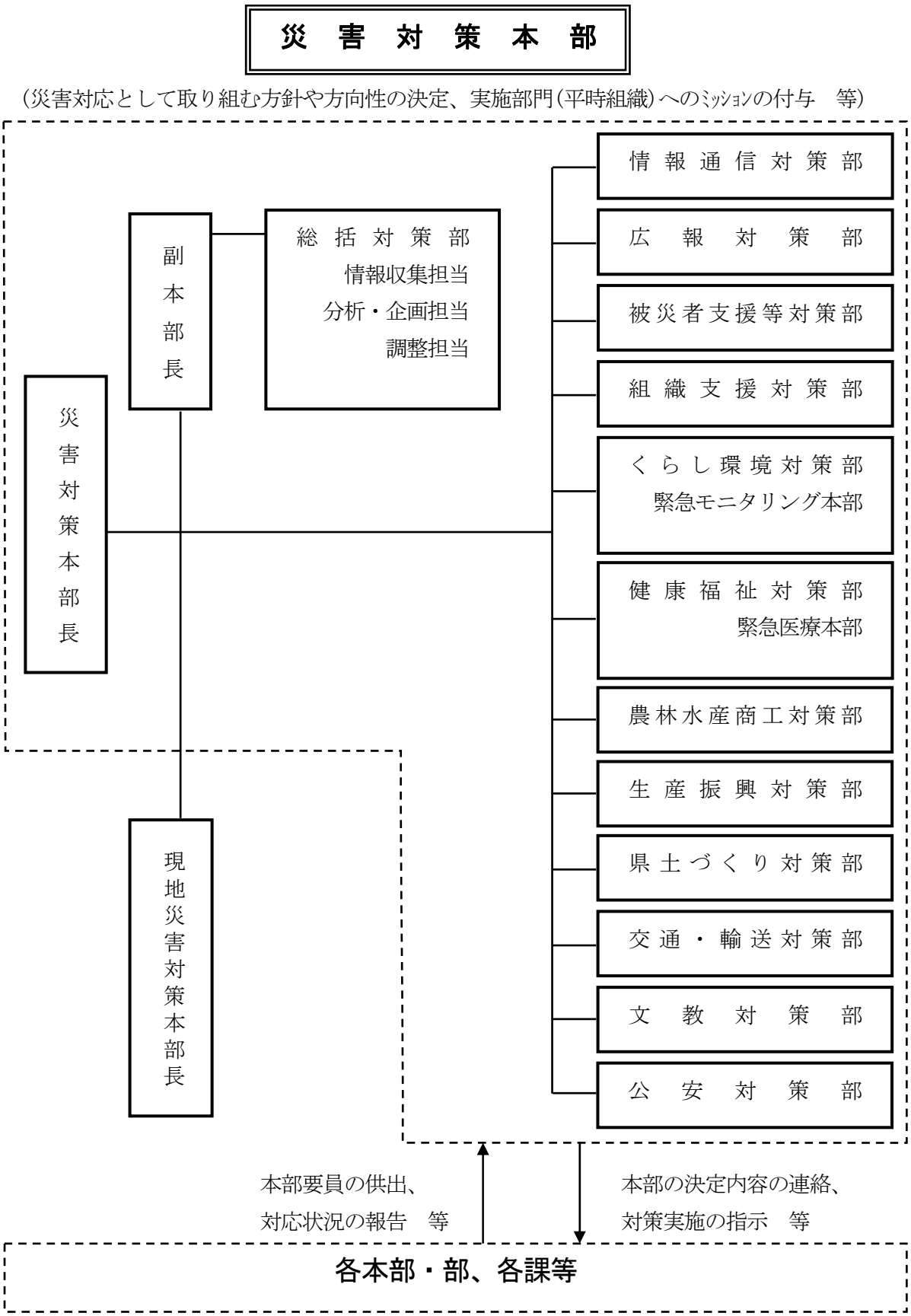

（災害対策本部の配備体制、所掌事務）

※「対策部長の担任事務」:「◇」の者は、対策部長の担任事務のうち「左の主な内容」に掲げるものについてのとりまとめ等を行う。

※「関係（対応）課等」: 各対策部長の判断により、以下に掲げる課等のほか対策の検討に必要な課等に参加を要請できる。

※各対策部長の担任事務について専門的知識を必要とする場合は、総括対策部をはじめとした他の対策部や当該担任事務の平時の担当課等と相談・連携しながら対策を検討する。

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
総括対策部 ●防災監	災害対策の総括 ◇総合防災統括監 ◇くらし環境本部副本部長 ※総括対策部に、各対策本部から、原則として副本部長級職員１名及び課長級職員１名、その他職員１名を配置。（所属は総括対策本部とする。）	・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること （情報収集関係） ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること （分析・企画関係） ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること ・退避の指示、警戒区域の設定に関すること ・従事命令の発動に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・孤立地域対策に関すること （調整関係） ・市町との連絡・全体調整に関すること（行政機能の移転、支援に関することを含む） ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・専	政策監グループ （（広聴・調査担当）以外） 防災企画グループ 消防防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
		門家等の派遣要請・活動調整に関すること（広域避難の調整含む） ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること ・国等関係機関への陳情等に関すること ・視察・調査の対応、応接に関すること ・被災地の慰問、激励等への対応に関すること （原子力施設関係） ・原子力施設との連絡に関すること ・原子力施設の状況把握に関すること ・原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関すること ・原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関すること	
情報通信 対策部 ●最高情報 統括監	情報通信手段の 確保等 ◇情報課長	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町の ICT に係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・現地機関の移転先における情報通信環境の整備の支援に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災対本部の設備に関すること ・電源（災対本部の非常用電源を除く）及び電話回線の確保に関すること ・代替オフサイトセンターの臨時電話等の設置に関すること	情報課 消防防災課 資産活用課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
広報対策部 ●危機管理・報道監	県民等への情報発信、報道対応等 ◇危機管理・広報課長	・県ホームページによる事故情報・災害情報等の提供に関すること ・報道機関を通じた県民への情報提供に関すること ・県本部の広報に関すること ・報道機関との連絡及び相互協力に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること ・地域コミュニティーFMとの情報連携・提供に関すること ・生活関連情報の提供に関すること ・報道機関からの照会への対応に関すること ・各種支援策に係る住民への周知に関すること ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の種類や提供方法等）等の情報発信に関すること ・海外からの支援等の問合せに関すること ・国対策本部との報道発表内容の調整に関すること ・誤情報拡散防止への対応 ・放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に関すること（出荷制限・摂取制限に係る注意喚起等を含む。） ・風評被害に対応する広報の実施に関すること ・上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理・記録に関すること	危機管理・広報課 国際交流課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
被災者支援等対策部 ●統括本部長	被災者等の相談対応（24 時間対応を基本） ◇政策監（広聴・調査担当）	・県民からの要望の受付に関すること ・被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関すること ・放射線等に係る相談、問合せの応対に関すること	政策監グループ（広聴・調査担当） ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集
	被災者支援に関すること ◇統括本部副本部長	・義援金に関すること ・被災者生活再建支援法の適用に関すること ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること ・他都道府県等からの災害見舞金に関すること	消防防災課 地域福祉課　ほか
	県議会対策等 ◇統括本部副本部長（議会担当）	・県議会との連絡調整に関すること ・統括本部の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	統括本部企画・経営グループ
	ライフライン情報の収集・提供 ◇統括本部副本部長	・ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関すること	情報課 生活衛生課 新エネルギー・産業振興課 下水道課　ほか
	災害救助法 ◇統括本部副本部長	・災害救助法に関すること	統括本部企画・経営グループ 消防防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（こども未来課、地域福祉課、医務課、生活衛生課、農林水産商工本部企画・経営グループ、建築住宅課、学校教育課　ほか）
	本部長秘書 ◇秘書課長	・本部長の秘書に関すること ・視察者等の応接に関すること（本部長の対応に係る分）	秘書課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
組織支援 対策部 ●経営支援 本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇経営支援本部副本部長	・経営支援本部関係の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	経営支援本部企画・経営グループ
	対応要員確保、外部支援職員の支援 ◇職員課長	・災害対策要員の動員、調整に関すること ・災害対策要員の健康管理に関すること ・国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関すること ・国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舎確保に関する全体調整	職員課
	庁内応援要員の確保・調整 ◇経営支援本部副本部長	・応援チーム（各種委員会事務局のほか各対策本部内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て	職員課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、新エネルギー・産業振興課、入札・検査センター、法務課、統計調査課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員）
	災害対策本部の予算 ◇財務課長	・災害対策費の予算措置に関すること ・災害対策用調達物品の審査に関すること	財務課
	県有資産の管理・活用 ◇資産活用課長	・県庁舎、総合庁舎、宿舎の被害調査及び災害対策に関すること ・本部業務に必要な場所の確保に関すること ・現地機関の機能移転に係る支援に関すること ・自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関すること	資産活用課 総合庁舎以外の単独庁舎の所管部署

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
組織支援 対策部 （続き）	市町の行財政支援 ◇市町村課長	・被災市町の行財税政の調査及び助言に関すること ・被災市町の応急対策資金の斡旋に関すること ・市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関すること	市町村課
	災害対策本部の運営支援 ◇総務事務センター長	・災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関すること ・災害対策用自動車の調達及び配車に関すること ・災害対策関係物品の調達及び出納に関すること ・災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関すること	総務事務センター
	税務関係 ◇税務課長	・災害による県税の減免等に関すること	税務課
くらし環境 対策部 ●くらし環境本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	くらし環境本部企画・経営グループ
	緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	・現地災害対策本部緊急モニタリング班との連絡調整に関すること ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること	原子力安全対策課 環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課　ほか
	こども、妊産婦等対策 ◇くらし環境本部副本部長	・子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関すること	こども未来課 母子保健福祉課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
くらし環境 対策部 （続き）	放射性物質等による汚染対策 ◇くらし環境本部副本部長	・放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること ・放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること ・稲わら・飼料の流通に関すること ・森林の放射性物質による汚染対策に関すること ・林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること ・汚染された上下水道汚泥の対策に関すること ・農地の放射性物質による汚染対策に関すること ・住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関すること ・その他の放射性物質による汚染対策に関すること	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山漁村課 農地整備課 森林整備課 ほか
	ボランティア・男女共同参画 ◇男女参画・県民協働課長	・ボランティア活動の総合調整に関すること ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンターに関すること ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関すること	男女参画・県民協働課
	物価の監視 ◇くらしの安全安心課長	・物価の監視及び生活物資の安定供給に関すること	くらしの安全安心課
	自然公園対策 ◇有明海再生・自然環境課	・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること	有明海再生・自然環境課
	公害防止、廃棄物処理対策 ◇循環型社会推進課長	・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること ・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること ・倒壊家屋、自動車等の撤去等に関すること	循環型社会推進課 ほか

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
健康福祉 対策部 ●健康福祉 本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	健康福祉本部企画・経営グループ
	緊急医療本部 ◇健康福祉本部副本部長	・緊急医療本部の設置及び運営に関すること ・住民等の汚染検査・除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること ・医薬品等の供給に関すること	医務課 健康増進課 薬務課
	災害時要援護者対策 ◇健康福祉本部副本部長	・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること ・災害時要援護者の避難に係る各種調整に関すること ・被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関すること ・被災したこどもに対する福祉サービスに関すること ・被災高齢者に対する福祉サービスに関すること ・被災障害者に対する福祉サービスに関すること ・手話通訳の派遣、点字資料の作成に関すること ・その他の災害時要援護者対策に関すること	こども未来課 地域福祉課 母子保健福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 健康増進課
	避難所対策 ◇地域福祉課長	・避難所の設置、運営に関すること	地域福祉課　ほか

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
健康福祉 対策部 （続き）	医療対策 ◇医務課長	・医療救護班の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること ・被災者の救護(助産を含む。)に関すること ・他都道府県、国への医療従事者（DMAT含む。）の派遣要請に関すること ・団体（医師会、NHO等）への医療従事者の派遣要請に関すること ・医療機関への医療活動情報の提供に関すること ・ボランティア(医療支援)に関すること	健康福祉本部企画・経営グループ 医務課
	健康対策 ◇健康増進課長	・被災地における防疫に関すること ・住民の健康管理に関すること ・各種栄養相談及び指導の実施に関すること	健康増進課
	薬務、医療資機材対策 ◇薬務課長	・毒物・劇物に係る被害調査及び災害対策に関すること ・応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関すること ・医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関すること	薬務課
	衛生対策 ◇健康福祉本部副本部長	・水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること ・水質検査の実施に係る関係団体との調整に関すること ・水源の取水停止の指示に関すること ・飲料水の摂取制限の指示に関すること ・出荷制限農林水産物に関する店頭調査に関すること ・食品衛生に関すること ・仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関すること ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること ・避難に伴うペット対策に関すること ・遺体の一時安置場所、棺、ドライアイス等の確保に関すること ・死体の処理（死体の洗浄・縫合・消毒等、一次保存、検案）に関すること ・遺体安置所への搬送、埋葬に関すること（広域処理に係る調整を含む。）	循環型社会推進課 生活衛生課 医務課 流通課 生産者支援課 農産課 園芸課 畜産課 水産課 林業課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
農林水産 商工対策部 ●農林水産 商工本部 長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	農林水産商工本部 企画・経営グループ
	支援物資対策 ◇農林水産商工本部副本部長	（物流関係） ・物資全般の状況把握、調整に関すること ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整に関すること ・物資全般の配送に係る市町の支援に関すること ・物資の集積場所、輸送中継基地の確保に関すること （物資関係） ・生活必需品等の供給に関すること ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関すること ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関すること ・市町からの応援要請の受付、把握に関すること ・県備蓄物資の供給に関すること ・協定締結団体等への要請に関すること ・国、他都道府県、団体との調整に関すること ・受入品の決定に関すること ・ニーズの報道提供に関すること ・自衛隊、日赤等へ炊出しの要請に関すること	危機管理・広報課 地域福祉課 生活衛生課 農林水産商工本部 企画・経営グループ 流通課 商工課 生産者支援課 ほか
	外国人対策 ◇国際交流課長	・県内在住外国人の被害調査及び支援に関すること	国際交流課
	企業対策 ◇企業立地課長	・誘致企業・工業団地の被害調査及び災害対策に関すること ・工業用水道施設の被害調査及び災害対策に関すること	企業立地課
	雇用・労働者対策 ◇雇用労働課長	・労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関すること ・その他労働対策に関すること	雇用労働課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
農林水産 商工対策部 （続き）	流通対策 ◇流通課長	・卸売市場の被害調査及び災害対策に関すること ・貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関すること	流通課 商工課
	商工業対策 ◇商工課長	・商工業者の被害の収集に関すること ・商工業者の災害融資斡旋に関すること	商工課
	観光、一時滞在者対策 ◇農林水産商工本部副本部長	・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること ・帰宅困難者対策に関すること	生活衛生課 商工課 観光課 空港・交通課 ほか
生産振興 対策部 ●生産振興部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇農林水産商工本部副本部長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・農林水産関係団体との連絡調整に関すること ・緊急モニタリングへの協力に関すること	農林水産商工本部 企画・経営グループ
	風評被害対策 ◇農林水産商工本部副本部長	・商工業製品、観光業に係る風評被害に関すること ・農林水産物に係る風評被害に関すること ・残留放射線量等に係る証明書の発行に関すること	流通課 商工課 観光課 農産課 園芸課 畜産課 水産課 林業課　ほか
	作付・出荷制限等対策 ◇農林水産商工本部副本部長	・作付制限に関すること ・農林水産物等（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関すること ・出荷制限農林水産物に関する県民への注意喚起に関すること	農産課 園芸課 畜産課 水産課 林業課　ほか
	農業者対策 ◇生産者支援課長	・農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関すること ・被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び漁船保険に関すること ・直売所への出荷停止などの情報連絡に関すること	生産者支援課
	水田等対策 ◇農産課長	・水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に関すること	農産課
	園芸対策 ◇園芸課長	・園芸作物の被害調査及び災害対策に関すること ・災害時における病害虫の発生予防及び防疫に関すること	園芸課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
生産振興 対策部 （続き）	畜産対策 ◇畜産課長	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること ・家畜の避難・処分等に関すること ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること	畜産課
	水産業対策 ◇水産課長	・水産物等の被害調査及び災害対策に関すること	水産課
	林業対策 ◇林業課長	・林業関係の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用木材、薪炭の確保に関すること	林業課
県土づくり 対策部 ●県土づくり本部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇企画・経営グループ長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること	県土づくり本部企画・経営グループ
	建設業、建築資機材等対策 ◇建設技術課長	・建設業者の確保に関すること ・災害対策の技術指導に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること	建設技術課
	都市計画対策 ◇まちづくり推進課長	・都市施設の被害調査及び災害対策に関すること ・復興都市計画に関すること	まちづくり推進課
	下水道対策 ◇下水道課長	・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び災害対策に関すること	下水道課
	農地、農業用施設対策 ◇県土づくり本部副本部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	農地整備課 農山漁村課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
県土づくり 対策部 （続き）	住宅対策 ◇県土づくり本部副本部長	・公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること ・被災住宅の応急修理等に関すること ・住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・家屋被害調査に係る支援に関すること ・被災者に対する住宅資金の融資に関すること ・応急仮設住宅の土地の確保に関すること ・応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関すること ・被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関すること ・被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管理者間の調整に関すること ・職員宿舎の被災者への提供に関すること及び職員宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関すること ・被災者への国の宿舎、雇用促進住宅等の提供の調整に関すること ・他都道府県との住家提供の調整に関すること	雇用労働課 土地対策課 建築住宅課 資産活用課 教育支援課　ほか
	河川砂防対策 ◇河川砂防課長	・河川、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること ・ぼた山の被害調査及び災害対策に関すること ・採石場の被害調査及び災害対策に関すること ・水防活動の総括に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・ボランティア(砂防ボランティア、防災エキスパート)に関すること	河川砂防課
	治山、林業用施設対策 ◇森林整備課長	・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	森林整備課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
交通・輸送対策部 ●交通政策部長	交通・輸送に係る全体調整 ◇交通政策部副本部長	・空港、鉄道、道路、港湾、船舶、バスなど交通・輸送インフラ全般の被害状況のとりまとめや、運行状況等に係る整理及び関係者への情報提供に関すること ・避難者の輸送、交通手段の全体調整に関すること	県土づくり本部企画・経営グループ ※災害時要援護者の避難について、特殊な福祉関係車両の調整・確保は健康福祉対策部が、自衛隊車両の調整・確保は総括対策部が実施
	運輸関係及び緊急ヘリポート対策 ◇交通政策部副本部長	・空港関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・新幹線施設の被害調査及び災害対策に関すること ・定期バス及び離島航路に関すること ・臨時ヘリポートの確保に関すること ・緊急輸送における空港の使用に関すること ・緊急輸送（鉄道）に関すること	空港交通課 新幹線活用・整備推進課 港湾課
	道路対策 ◇道路課長	・道路橋梁の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ・緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・う回路の選定及び選定支持に関すること ・パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること	道路課
	港湾対策 （漁港等含む） ◇港湾課長	・港湾（海岸堤防、漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること ・緊急輸送における港湾の使用に関すること	農山漁村課 港湾課
	船舶対策 ◇水産課長	・緊急輸送（漁船）に関すること	水産課
	車両対策 ◇商工課長	・緊急輸送（バス、トラック）に関すること	商工課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課 等
文教対策部 ●教育長	文教対策全般の 総括 ◇教育庁危機管理・広報監	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・学校の生徒等の避難の総合調整に関すること ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関すること ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関すること	こども未来課 危機管理・広報グループ （避難所協力） 教育支援課 教職員課 教育政策課 学校教育課 体育保健課
	生徒等の安全確保 ◇体育保健課長	・公立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・生徒等の避難その他の対策に関すること	学校教育課 体育保健課
	学校施設復旧対策 ◇教育支援課長	・公立学校施設の被害調査に関すること ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関すること	教育支援課
	応急教育の実施 ◇学校教育課長	・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関すること ・教職員の確保・調整に関すること ・被災生徒等の把握及び心のケアに関すること ・生徒指導・就学指導に関すること ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関すること ・学校施設内の保健衛生の確保に関すること ・学校給食に関すること ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関すること ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関すること	教育支援課 教職員課 学校教育課 体育保健課
	特別支援学校対策 ◇教育政策課長	・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関すること ・特別支援学校の応急教育の実施に関すること	教育政策課
	私立学校対策 ◇こども未来課長	・私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校）に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導に関すること。	こども未来課

対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
文教対策部 （続き）	体育施設対策 ◇体育保健課長	・体育施設の被害調査及び災害対策に関すること ・体育施設の利用者の避難に関すること	体育保健課
	社会教育・文化財対策 ◇社会教育・文化財課長	・社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること ・社会教育施設の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること ・文化財等の被害調査及び災害対策に関すること	社会教育・文化財課
	対策部内の支援 （その他の課等） ◇企画・経営グループ長	・対策部内の応援に関すること ※教育庁の各課は、文教対策部内での応援を基本	教育庁企画・経営グループ
公安対策部 ●県警本部長	公安対策 ◇警備第二課長	・公安対策部の運営及び治安対策に関すること ・災害交通規制に関すること ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること ・広域緊急援助隊の活動支援に関すること ・住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関すること ・立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に関すること ・住民等への情報伝達に関すること	警備第二課

【現地災害対策本部の組織】

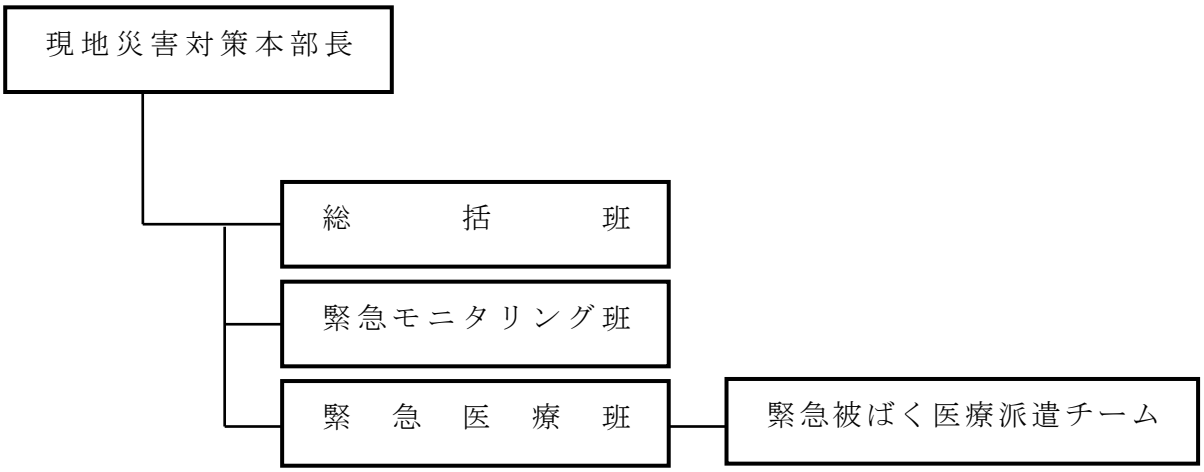

※自然災害の状況等に応じて、本部長の判断で適宜必要な班を設置することができる。

（現地災害対策本部の配備体制、所掌事務）

対策班 班長	班長の 担任事務	左の主な内容	関係（対応）課等
総括班 ●統括本部 副本部長	災害対策の 総括	（情報収集関係） ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報収集に関すること （分析・企画関係） ・現地災害対策本部の設置・運営に関すること ・原子力災害合同対策協議会に関すること （調整関係） ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整に関すること ・防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等との連絡調整に関すること	消防防災課 原子力安全対策課 各本部企画・経営グループ 唐津保健福祉事務所 伊万里保健福祉事務所 上場営農センター 東松浦農業改良普及センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター 唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育庁危機管理・広報グループ 東松浦教育事務所 警備第二課
緊急モニタリング班 ●環境ｾﾝﾀｰ 副所長	緊急モニタリング本部との連絡調整	・災害対策本部緊急モニタリング本部との連絡調整に関すること ・オフサイトセンター放射線班との連絡調整に関すること	環境センター
緊急医療班 ●健康福祉 副本部長	緊急医療本部との連絡調整	・災害対策本部緊急医療本部との連絡調整に関すること ・緊急被ばく医療派遣チームとの連絡調整に関すること	医務課

(5)　職員の体制

総括対策部等の業務が集中することが予想される対策部については、パーマネントスタッフ（防災業務経験者の登録）を活用する他、配備要員の基準には含まれていない各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員等の応援要員を活用し、本部対策要員の充足を図る。

2　市町の活動体制

避難計画策定市町及びその他の市町は、複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

なお、市町地域防災計画やその他マニュアル等において、あらかじめ複合災害における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めることとし、これに従い的確な活動体制を構築する。

3　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

第３　応急対策活動に係る留意点

1　情報の収集

複合災害時には、県は災害対策本部又は対策拠点施設において、ライフライン事業者からのライフラインの被災状況や道路管理者、県、避難計画策定市町、その他の市町等からの避難経路や避難施設に係る自然災害による被災情報を早急かつ適確に把握・提供するとともに、これを市町及びその他の防災関係機関で共有を図るものとのとする。

2　住民への情報提供、相談体制に係る留意点

県並びに避難計画策定市町及びその他の市町は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数の増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

3　避難等の防災活動

県、避難計画策定市町、その他の市町、その他の防災関係機関は、１により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行う。

その上で、予め定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避

難等の防護対策を行うものとする。

その際、避難計画策定市町は、自然災害による家屋の倒壊等の危険性が想定されるときは、避難誘導その他の防護対策にあたり十分留意する。

県及び避難計画策定市町は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が避難計画策定市町、その他の市町、その他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る避難所としての使用状況に基づき、避難計画策定市町に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。

4　防災設備・機材の損壊時に対応に係る留意点

(1)　緊急時モニタリング体制

自然災害による固定型モニタリングポストの倒壊や電源供給の途絶又は通信施設の倒壊等により観測ができなくなったときは、緊急時モニタリング実施要領に基づき、モニタリングチームは可搬型モニタリングポストを所定の場所に設置するものとする。

なお、道路の被災状況や要員の参集状況により所定の場所に設置し難い場合には、県は、状況に応じた緊急時モニタリング計画を速やかに作成し、緊急時モニタリングを行うものとする。

また、資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、関係道府県等の応援を受け、その体制の確保を図るものとする。

(2)　その他の医療・救助・救急・消火活動体制

医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、市町は県内市町を始めとした相互及び関係団体等との協力により、県は九州地方知事会、関西広域連合等の応援及び関係団体等との協力により、その体制の確保を図るものとする。

5　緊急輸送活動

県並びに避難計画策定市町及びその他の市町は、１により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替輸送路を速やかに確保する。また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を速やかに行う。

第４　災害廃棄物の広域処理に係る留意点

大規模な複合災害に伴う災害廃棄物の処理にあたっては、安全かつ迅速な処理を行い、また、他都道府県又は他市町村に受入を要請する必要があることにかんがみ、本県内の仮置場において放射能濃度の測定を行うものとする。

第４項　復旧対策

各編の復旧対策の定めるところによる。

佐賀県地域防災計画

第５編　その他の災害対策

佐　賀　県　防　災　会　議

目　　次

第５編　その他の災害対策

第１章　総則 …… １

第２章　航空災害対策
第１節　災害予防対策計画
第１項　情報の収集・連絡手段の整備等 …… ２
第２項　参集体制の整備 …… ３
第３項　広域防災体制の強化 …… ４
第４項　捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備 …… ５
第５項　交通管理体制の整備 …… ６
第６項　県民等への情報提供体制の整備 …… ７
第７項　職員への周知及び防災訓練 …… ７

第２節　災害応急対策計画
第１項　活動体制の確立 …… ８
第２項　災害情報の収集・連絡、報告 …… １０
第３項　自衛隊災害派遣要請 …… １６
第４項　捜索活動 …… １９
第５項　救助・救急及び消火活動 …… １９
第６項　医療活動 …… ２１
第７項　警戒区域の設定等 …… ２３
第８項　交通規制等による交通対策 …… ２３
第９項　輸送対策 …… ２４
第10項　県民等への情報提供活動 …… ２６
第11項　遺体の処理収容 …… ２７
第12項　こころのケア対策 …… ２８

第３章　林野火災対策
第１節　災害予防対策計画
第１項　予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進 …… ２９
第２項　防火林道等の整備 …… ３０
第３項　消火活動体制の整備 …… ３１
第４項　避難・収容体制の整備 …… ３２

第２節　災害応急対策計画
第１項　林野火災警戒活動 ･･･ ３５
第２項　活動体制の確立 ･･･ ３５
第３項　災害情報の収集・連絡、報告 ･････････････････････････････････ ３８
第４項　消火活動 ･･･ ４４
第５項　警戒区域の設定 ･･･ ４５
第６項　避難・収容対策 ･･･ ４６
第７項　二次災害の防止 ･･･ ４７

第３節　災害復旧計画
第１項　災害復旧活動 ･･･ ４９

第４章　海上災害対策
第１節　災害予防対策計画
第１項　海上災害防止活動の推進 ･････････････････････････････････････ ５０
第２項　消火活動体制の整備 ･･･ ５０
第３項　油等の大量流出時における防除資機材等の整備 ･････････････････ ５１
第４項　流出油の防除に関する協議会の会員の連携強化 ･････････････････ ５１
第５項　二次災害の防止活動体制の整備 ･･････････････････････････････ ５２

第２節　災害応急対策計画
第１項　活動体制の確立 ･･･ ５４
第２項　災害情報の収集・連絡、報告 ･････････････････････････････････ ５６
第３項　救助・救急活動 ･･･ ６３
第４項　消火活動 ･･･ ６４
第５項　二次災害の危険防止活動 ･････････････････････････････････････ ６５
第６項　大量の流出油等に対する防除・回収活動 ･･････････････････････ ６５
第７項　回収油の処理活動 ･･･ ６８
第８項　環境影響調査 ･･･ ６８
第９項　回収作業従事者の健康対策 ･･････････････････････････････････ ６８
第10項　ボランティアの活動対策 ･････････････････････････････････････ ６９
第11項　油流出事故が発生した場合の補償対策 ･････････････････････････ ７０

第３節　災害復旧計画
第１項　漁業・水産関係の復旧 ･････････････････････････････････････ ７２
第２項　事後の監視等の実施 ･･･ ７２

第５章　大規模火事災害対策
第１節　災害予防対策計画
第１項　火災予防思想の普及等 ･･･ ７３
第２項　火災に強い街づくりの推進 ･････････････････････････････････････ ７４
第３項　火災に対する建築物の安全性の確保 ･････････････････････････････ ７４
第４項　消火活動体制の整備 ･･ ７５
第５項　避難・収容体制の整備 ･･ ７６

第２節　災害応急対策計画
第１項　活動体制の確立 ･･ ８０
第２項　災害情報の収集・連絡、報告 ････････････････････････････････････ ８２
第３項　消火活動 ･･ ８７
第４項　消防警戒区域の設定 ･･ ８８
第５項　警戒区域の設定 ･･ ８９
第６項　避難・収容対策 ･･ ８９

第３節　災害復旧・復興計画
第１項　災害復旧・復興活動 ･･ ９４

第６章　鉄道災害対策
第１節　災害予防対策計画
第１項　鉄道の安全運行の確保 ･･ ９５
第２項　鉄道事業者の防災体制の整備 ････････････････････････････････････ ９６
第３項　防災関係機関との連絡体制の整備 ････････････････････････････････ ９６
第４項　輸送手段の確保 ･･ ９７

第２節　災害応急対策計画
第１項　活動体制の確立 ･･ ９９
第２項　災害情報の収集・連絡、報告 ････････････････････････････････････ １０１
第３項　二次災害の防止 ･･ １０５
第４項　救助活動 ･･ １０５
第５項　救急活動 ･･ １０６
第６項　医療活動 ･･ １０７
第７項　代替交通手段の確保 ･･ １０９

第３節　災害復旧計画
第１項　災害復旧活動 ･･ １１１

第５編　その他の災害対策

第１章　総則

１　本編においては、風水害対策、地震・津波災害対策及び原子力災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述する。

○　航空災害対策
○　林野火災対策
○　海上災害対策
○　大規模火事災害対策
○　鉄道災害対策

２　これまでに記述した災害対策以外のその他の災害対策については、必要に応じ、第２編（風水害対策）、第３編（地震・津波災害対策）、第４編（原子力災害対策）及びこの編に記述している各種防災対策に準じて、適切に必要な措置を講じる。

第２章　航空災害対策

この航空災害対策計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「航空災害時等」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき防災対策について定める。

第１節　災害予防対策計画

第１項　情報の収集・連絡手段の整備等	県警察、市町、消防機関、航空運送事業者、 その他防災関係機関、 県（消防防災課、空港・交通課、佐賀空港事務所）

県、県警察、市町、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、情報の収集及び連絡手段の確保を図るため、情報の収集機能の充実、情報連絡手段の整備などに努める。

また、県及び各防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努めるものとする。

さらに、県及び各防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。

１　情報収集機能の充実

(1)　情報収集施設・設備の充実

県は、国土交通省が設置するカメラや佐賀広域消防局が設置している高所監視カメラの画像、衛星可搬局、ヘリコプター搭載テレビカメラ等からの映像を県庁で見ることができるシステムを活用し、情報収集を行う。

県警察は、情報の収集手段の多様化を図るため、通信指令システム、ヘリコプターテレビシステム及びＩＴＶ（交通流監視カメラ）等による画像情報の収集・連絡システムの充実を図るとともに、国土交通省が設置するカメラの画像を受信するシステムの導入を図る。

市町、消防機関、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、情報収集のための施設・設備の充実に努める。

(2)　情報収集体制の整備

県及び市町は、事故発生現場での情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡にあたる職員を指定し、必要に応じて災害時の情報分析のため、専門家等の意見を活用する体制の整備を図る。

(3)　防災関係機関相互の連絡体制の整備

県、県警察、市町、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、各機関における連絡体制を整備するとともに、自ら入手した事故情報等について、円滑に他の防災関係機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。

２　情報連絡手段の整備等

(1)　県防災行政無線施設の点検と運用方法の習熟

県は防災行政無線施設の機能が十分発揮できるよう、無線設備の総点検を定期的に実施する。

県、県警察、市町、消防機関その他防災関係機関は、機器の運用方法の習熟等を図るため他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加するように努める。

(2)　警察通信施設の整備

県警察は、警察通信施設の整備を図るとともに、その運用方法について習熟しておくものとする。

(3)　電気通信事業者の通信機器の操作方法の周知

県及び市町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用できるよう、その操作方法について周知しておくものとする。

(4)　非常通信体制の整備

県、市町及びその他防災関係機関は、航空災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条の規定に基づく非常手段の活用を図るものとし、佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて、非常通信体制の整備・充実に努める。

【資料編】

○　県内の非常通信の状況

第２項　参集体制の整備	県警察、市町、消防機関、航空運送事業者、 その他防災関係機関、 県（消防防災課、空港・交通課、佐賀空港事務所、 関係各所属）

県、県警察、市町、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

１　県

(1)　職員の確保

県は、航空災害時等応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、配備体制や職員の参集基準を明確にし、これに当たる職員の確保を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2)　連絡手段の整備

県の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、情報収集に努めるものとする。

(3)　航空事故時の職員の役割の徹底

県災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる本部（部）長と、班長となる課長は、各対策部及び各班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図る。

２　各防災関係機関

県警察、市町、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、あらかじめ航空災害時等の対策推進のための配備体制や職員の参集基準などを明確にし、職員に周知するなど参集体制の整備を図る。

第３項　広域防災体制の強化	県警察、市町、消防機関、その他防災関係機関、 県（消防防災課、空港・交通課、佐賀空港事務所、 関係各所属）

県、県警察、市町、消防機関その他防災関係機関は、関係機関と十分に協議のうえ、相互応援協定の締結等により連携強化に努める。

１　県

(1)　都道府県間の相互応援

県は、九州・山口の各県との間で、職員の派遣、食料等の提供、避難・収容施設や住宅の提供、医療支援等についての「九州・山口９県災害時応援協定」を締結（平成２３年）するとともに、全都道府県との間で「全国都道府県災害時相互応援協定」を締結（平成８年）している。

また、九州地方知事会は、関西広域連合との間で「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」を締結（平成２３年）している。

なお、毎年関係資料の更新を行う等、これら協定が実効あるものとなるよう努める。

(2)　防災関係機関等との連携強化

県は、災害応急活動を円滑に実施するため、必要に応じて、他の防災関係機関又は民間団体との協定の締結等平常時より連携を強化しておくものとする。

２　県警察

県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うため、他の県警察広域緊急援助隊との連携強化を図る。

３　市町、消防機関

(1)　市町間の相互応援

市町は、県内及び県外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。

(2)　防災関係機関等との連携の強化

市町及び消防機関は、災害応急活動を円滑に実施するため、必要に応じて、他の防災関係機関又は民間団体との協定の締結等連携の強化に努める。

４　その他防災関係機関

各防災関係機関は、円滑な災害応急活動が実施できるよう、相互の連携強化に努めるとともに、必要に応じて、民間団体との協定の締結等を推進する。

5　「佐賀空港緊急計画」に定められた防災関係機関等

県、県警察、市町、消防機関その他防災関係機関等は、「佐賀空港緊急計画」に定められた災害応急活動を円滑に実施するため、連携強化を図るものとする。

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定
○　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
○　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧
○　市町における災害時相互応援協定の締結状況
○　佐賀空港緊急計画
○　佐賀空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

第４項　捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	県警察、市町、消防機関、海上保安部、自衛隊、その防災関係機関、県（消防防災課、空港・交通課、佐賀空港事務所、医務課、薬務課）

県、県警察、市町、消防機関、海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、航空災害時等の捜索、救助・救急及び消火活動に必要な資機材等の整備に努めるとともに、医療活動体制の整備に努める。

1　捜索用資機材等の整備

県警察は、捜索活動を行うために必要な装備、資機材、船艇、車両等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備の実施に努める。

海上保安部は、捜索活動を行うために必要な装備、資機材、船艇の整備を行う。

2　救助・救急及び消火用資機材等の整備

県、市町及び消防機関は、救助・救急及び消火活動を行うために必要な資機材、化学消防車、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

県警察、海上保安部及び自衛隊は、救助用資機材の整備に努める。

県は、市町、消防機関、海上保安部その他防災関係機関に係る資機材等の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

3　医療活動体制の整備

(1)　災害時医療救護マニュアルの普及・活用

県は、この計画に基づく詳細な医療活動の手順を規定した「災害時医療救護マニュアル（平成１５年９月策定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。

(2)　大学病院等との連携

県は、航空災害時における救急医療を確保するため、あらかじめ大学病院、公的医療機関、県医師会等と協定を締結するなど連携の強化に努める。

(3)　広域災害・救急医療情報システムによる情報収集・伝達

県及び関係機関は、災害時、特に発災時に医療救護活動が適切に実施できるよう、平常時から平成11年1月に整備した「広域災害・救急医療情報システム」の活用訓練を実施するなどして、災害時の医療活動に必要な情報を迅速かつ正確に収集・伝達するよう努める。

(4)　医療救護資機材等の備蓄

県、市町その他防災関係機関は、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療救護資機材の備蓄に努める。

(5)　市町における計画の作成

市町は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

消防機関は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

【資料編】

○　救助用資機材の保有状況
○　災害拠点病院の救命医療機器・救護資機材の保有状況
○　医薬品等の備蓄状況
○　高規格救急自動車の配備状況、救急救命士の状況
○　消防施設・設備の整備状況及び水防水利の状況
○　佐賀空港医療救護活動に関する協定
○　佐賀空港事務所救急医療搬送車搭載等資器材明細表

第５項　交通管理体制の整備	県警察、道路管理者、 県（消防防災課、道路課）

県警察及び道路管理者は、航空災害時における消火、救助活動等が円滑に実施されるよう交通管理体制の整備に努める。

1　道路交通管理体制の整備

(1)　道路交通管理施設の整備

県警察及び道路管理者は、信号機、交通情報板等の道路交通管理施設の整備に努める。

(2)　広域的な交通管理体制の整備

県警察は、警察庁と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

2　交通規制の周知

県警察は、航空災害時において交通規制が実施された場合の運転者がとるべき措置について、車両運転者に対しその内容の周知を図っておくものとする。

第６項　県民等への情報提供体制の整備	放送事業者、 県（政策監グループ、消防防災課、危機管理・広報課）

県、放送事業者及び航空運送事業者は、県民や家族等へ正確な情報を提供するための体制を整備しておくものとする。

１　情報提供体制の整備

県、放送事業者及び航空運送事業者は、県民等へ航空災害に関する正確な情報を適切に提供できるような体制の整備を図る。

２　被災者の家族等への対応体制の整備

県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応するため、窓口や情報伝達の手段等について計画しておくものとする。

航空運送事業者は、多数の死傷者が発生した場合に、関係機関と協議して、安否確認情報や災害の状況等の情報提供窓口を設置する体制の整備を図る。

第７項　職員への周知及び防災訓練	県警察、市町、消防機関、航空運送事業者、 その他防災関係機関、 県（消防防災課、空港・交通課、佐賀空港事務所）

航空災害に対する応急対策活動が円滑に実施できるよう、そのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知させるとともに、防災訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

１　防災担当職員等への周知徹底

県、県警察、市町、消防機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関の実情に応じて、応急活動の実施のためのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知するものとする。

２　防災訓練の実施

県、県警察、市町、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関は、情報伝達の経路及び体制の確認、活動の手順、使用する資機材や装備の使用方法の習熟、他の機関との連携等について徹底を図るため、職員の参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、救助・救急訓練、通信訓練、交通規制訓練などの個別訓練を相互に連携させた訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

また、自ら処理すべき事務又は業務に関する防災訓練を個別に継続して実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善に努めるものとする。

第２節　災害応急対策計画

第１項　活動体制の確立	市町、航空運送事業者、その他防災関係機関、 県（消防防災課、危機管理・広報課、空港・交通課、 佐賀空港事務所、医務課、関係各所属）

県、市町、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

１　県

(1)　災害情報連絡室

ア　設置基準

多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生するおそれがある場合、あるいは小型飛行機及び回転翼航空機等の墜落事故・行方不明が発生し、又は発生するおそれがある場合

イ　所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

ウ　構成

消防防災課、危機管理・広報課、空港・交通課、情報収集が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害情報連絡室長は、消防防災課長をもって充て、消防防災課長が不在のときは、国民保護・防災対策監が代理する。

なお、必要に応じ、第七管区海上保安本部や自衛隊等防災関係機関を構成員とするものとする。

エ　配備要員

災害情報連絡室の要員として、消防防災課長、危機管理・広報課長、関係所属長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

オ　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

(2)　災害対策本部

ア　設置基準

多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順）が必要と認める場合

イ　所掌事務

航空災害応急対策の実施

ウ　設置場所

本庁舎新行政棟に「佐賀県危機管理センター」を置く。

「佐賀県危機管理センター」が使用できないときは、本庁舎新行政棟「大会議室」に置く。

エ　指揮命令系統

知事が不在又は事故にあった場合には、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の

順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ　組織

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

カ　配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、捜索、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

各地区対策班の配備要員は、地区対策総括班長（土木事務所長）が、各班長（関係現地機関の長）と協議のうえ、定める。

キ　配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又は航空災害の発生を覚知した場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

ク　現地災害対策本部

災害対策本部長（知事）は、必要に応じ、佐賀県災害対策本部条例等の規定に基づき、災害が発生した場所を管轄する土木事務所に現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（知事）が必要と認める場合は、災害対策本部長（知事）は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

災害の発生場所が佐賀空港内及びその周辺海上の場合は、緊急事態調整本部を現地災害対策本部とする。

ケ　国との連携

国土交通省東京空港事務所に設置されている東京救難調整本部や、国において非常災害対策本部又は非常災害現地対策本部等が設置された場合には、当該対策本部と連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

コ　その他

佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

(3)　緊急事態調整本部

佐賀空港内及びその周辺海上において、航空機事故が発生した場合、佐賀空港事務所は、「佐賀空港緊急計画」に基づき緊急事態調整本部を設置し、事故対策の実施、関係機関への通報等を行う。

ア　設置基準

佐賀空港内及びその周辺海上において航空機事故が発生し、必要と認める場合

イ　所掌事務

「佐賀空港緊急計画」に定められた業務

ウ　構成

佐賀空港事務所、国土交通省大阪航空局佐賀空港出張所、気象庁福岡航空測候所佐賀空港出張所、関係医療機関、関係消防機関、関係警察機関、関係市町、日本赤十字社佐賀県支部、関係航空会社、佐賀ターミナルビル株式会社、西日本電信電話株式会社等の代表者等で構成し、緊急事態調整本部長は、佐賀空港事務所長をもって充てる。

佐賀空港事務所長が不在の場合は、佐賀空港事務所副所長又は佐賀空港事務所総務課長が代理する。

エ　その他

「佐賀空港緊急計画」の定めるところによる。

2　市町

市町は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

その場合、市町地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準、並びにその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、災害発生地の市町以外の市町は、航空災害を覚知した時は、あらかじめ関係市町により締結された災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3　航空運送事業者

航空運送事業者は、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

4　その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

【資料編】

○　佐賀県災害対策本部条例

○　佐賀県災害対策本部規程

○　佐賀空港緊急計画

第２項　災害情報の収集・連絡、報告	県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、 航空運送事業者、その他防災関係機関、 県（消防防災課、空港・交通課、佐賀空港事務所、医務課、関係各所属）

県、県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

県及び市町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1　航空事故発生時等の情報連絡ルート

(1)　災害情報連絡室の場合

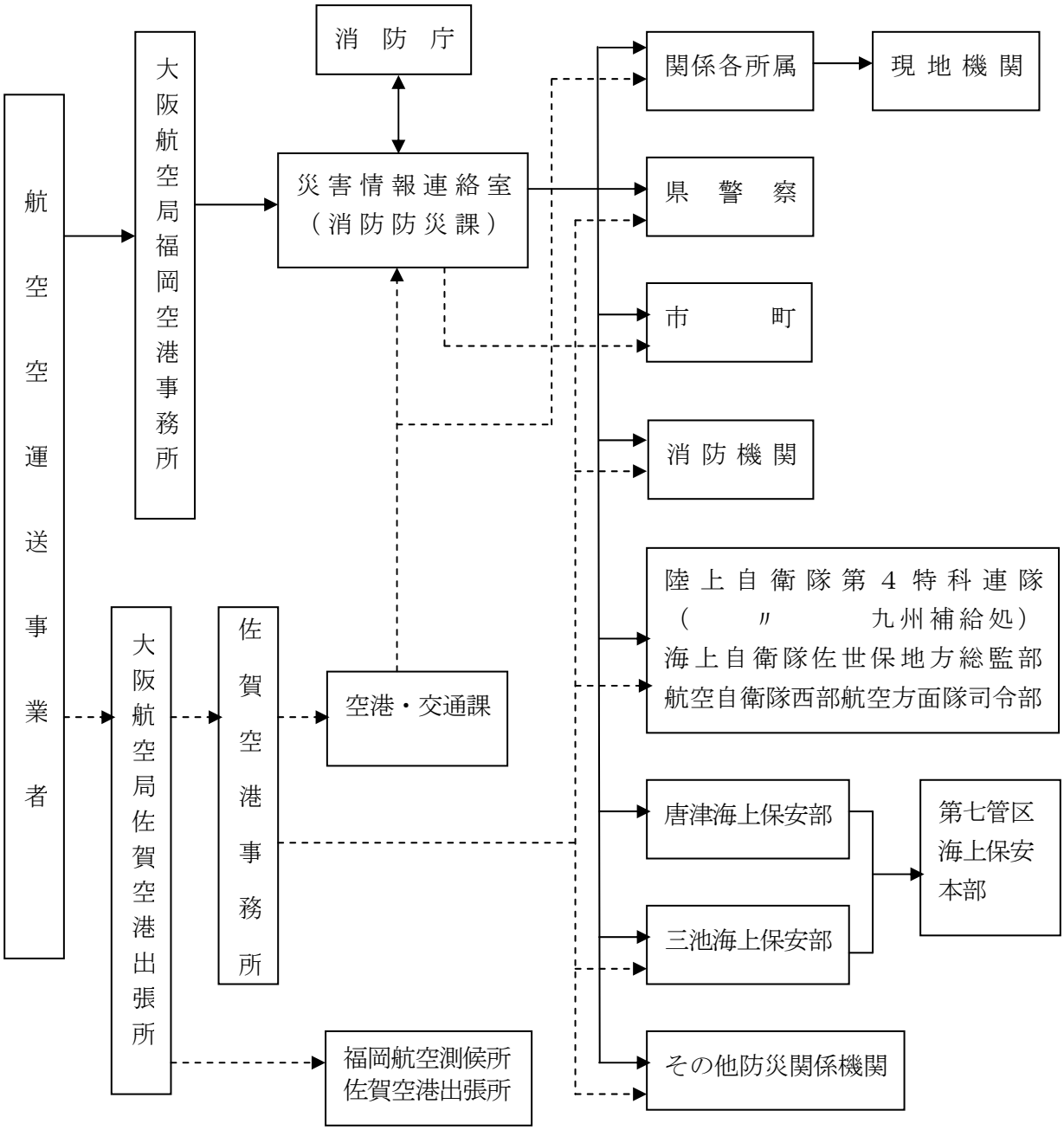

※ -------は、「佐賀空港緊急計画」に基づく連絡ルート

(2)　災害対策本部の場合

ア　【佐賀空港内及び空港周辺の場合】

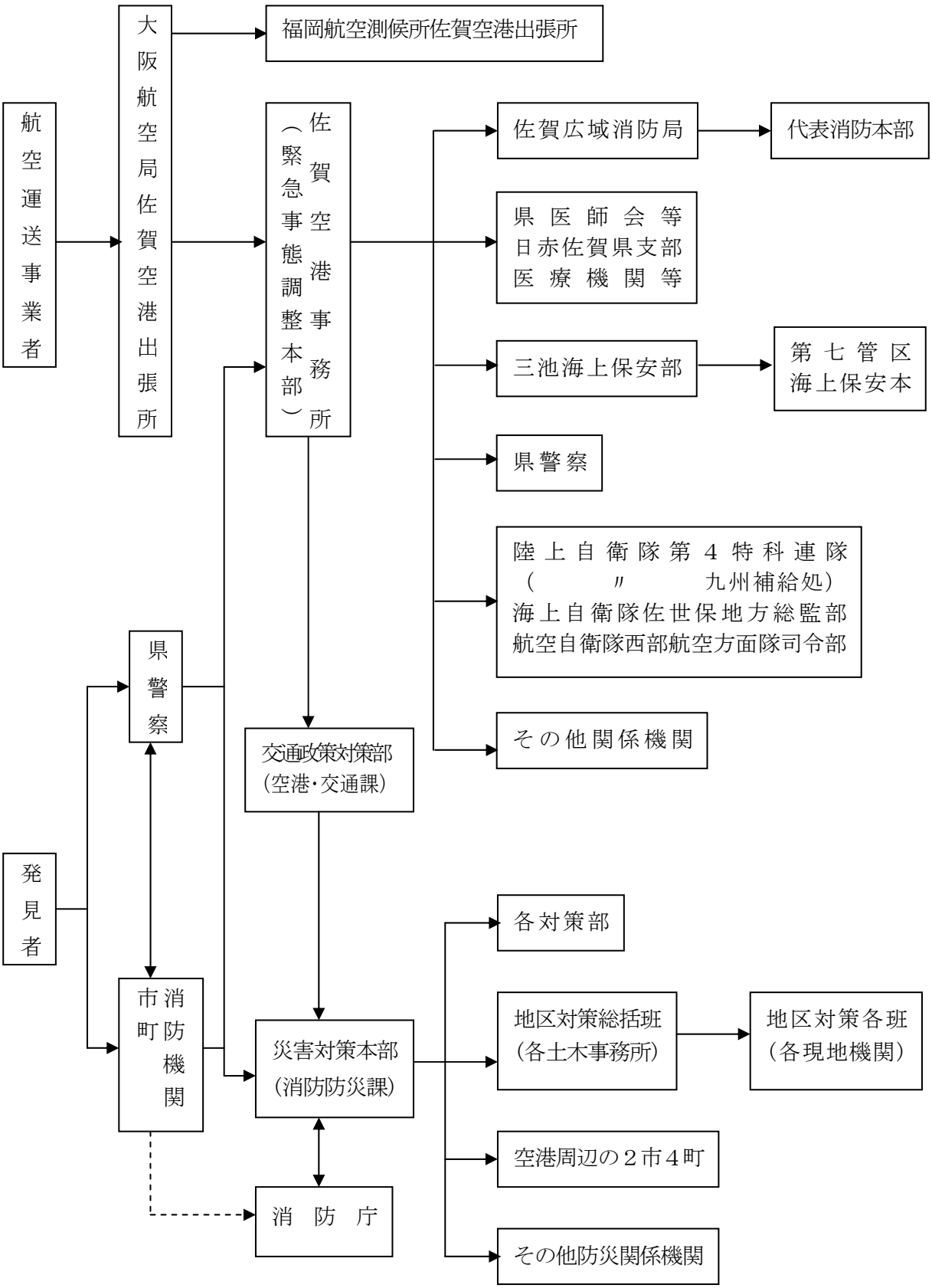

※ ------ は、必要に応じて連絡

イ　【ア以外の場合】

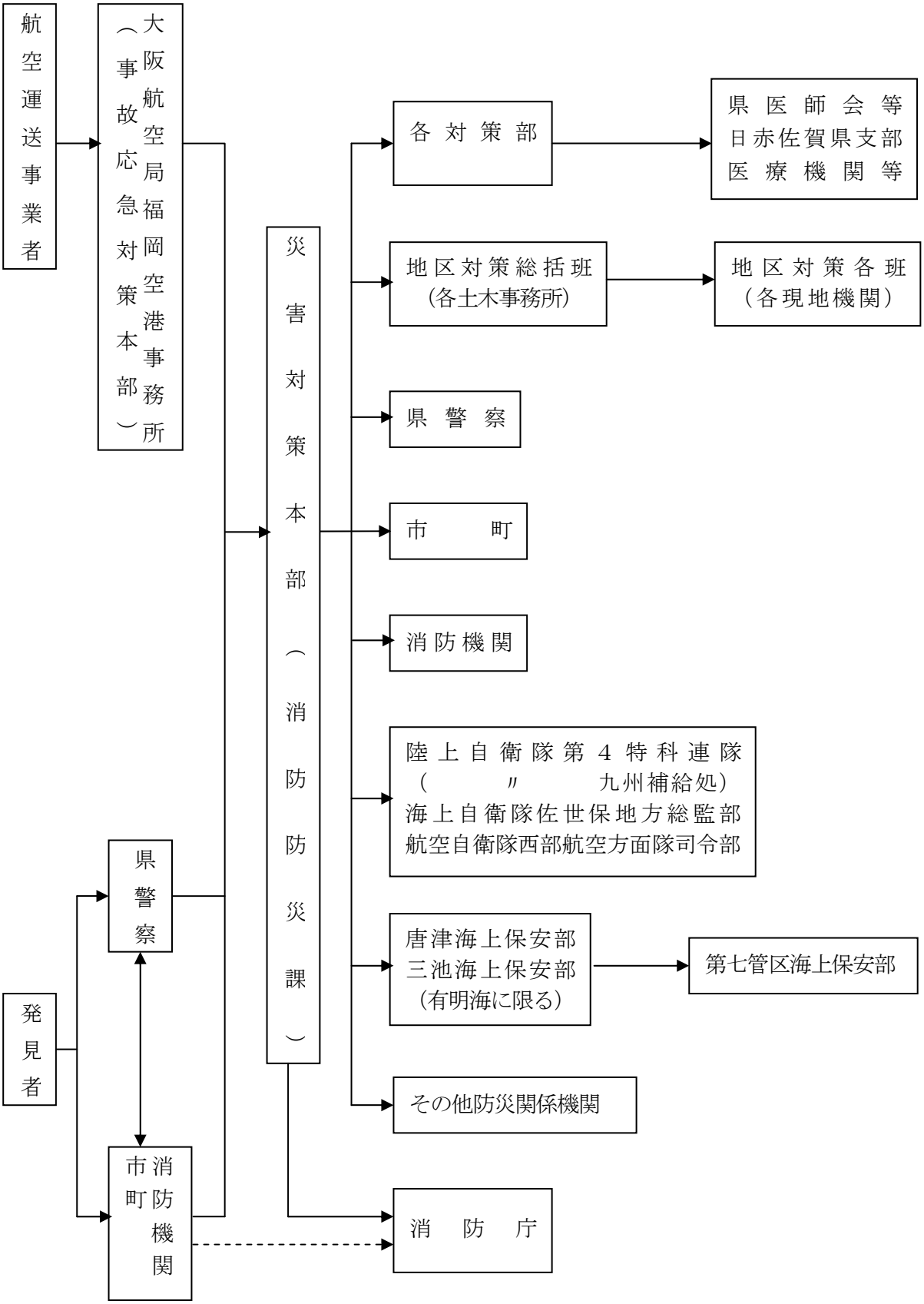

※ ------ は、必要に応じて連絡

2　災害情報の収集・連絡

(1)　災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

［第１段階］緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

ア　概括的被害情報（航空機の破損状況等）

イ　事故発生時刻、発生場所

ウ　事故に遭った航空機の便名及び航空会社名

エ　搭乗人員及び搭乗者名

［第２段階］

ア　被害情報

(ｱ)　人的被害状況（事故発生地での死傷者数）

(ｲ)　搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数

(ｳ)　医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）

(ｴ)　航空事故に伴う周辺の被害状況

イ　応急対策活動情報

(ｱ)　応急対策の活動状況

(ｲ)　災害対策本部の設置、活動状況等

(2)　災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア　ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に被害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて第七管区海上保安本部、自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し被害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（消防防災課［総括対策部］）へ報告するものとする。

イ　各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

＜被害・対策の状況＞

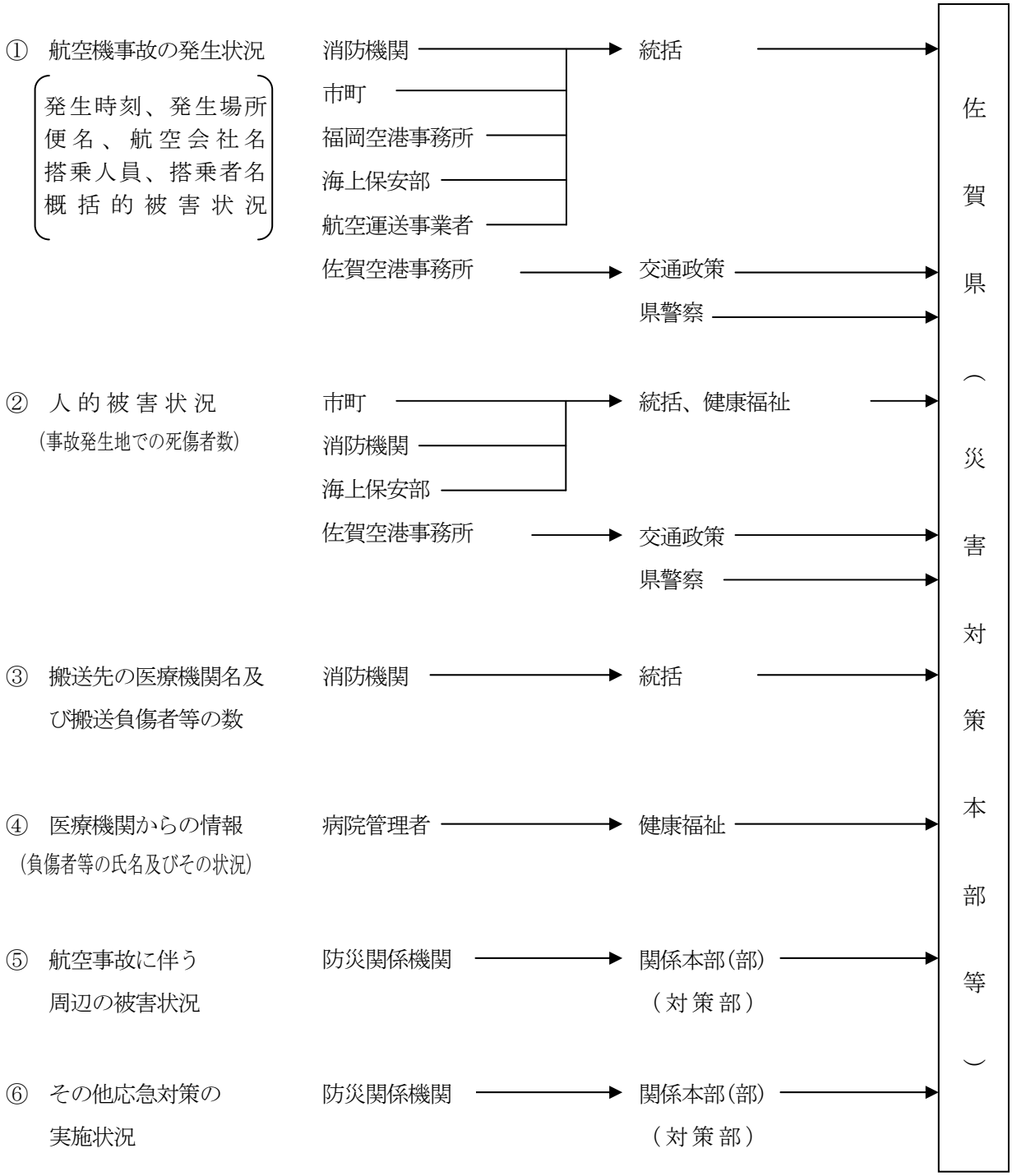

３　国への被害状況等の報告

市町及び消防機関は、航空災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和４５年４月１０日付け消防防第２４６号）及び火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

なお、次の基準に該当する場合は、市町が第１報を直接消防庁にも、覚知後３０分以内に報告を行う。

また、報告に当たっては、第２編「風水害対策」第３章　第３節　第４項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

［直接即報基準］

○航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

【資料編】

○　災害報告取扱要領

○　火災・災害等即報要領

第３項　自衛隊災害派遣要請	海上保安部、自衛隊 県（消防防災課、空港・交通課）

知事は、航空災害が発生し、被害状況の把握、遭難者等の捜索救助、応急医療、緊急輸送などのため自衛隊の支援が必要と認める場合には、自衛隊法第８３条第１項の規定に基づき、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

第七管区海上保安本部長は、海上において航空災害が発生し、必要があると認める時は、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

１　知事の災害派遣要請

(1)　災害派遣要請基準

航空災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合。

自衛隊の災害派遣について、市町から要求があった場合。

(2)　災害派遣要請の手続き

ア　要請先

区　　分	部　隊　の　長	担　任　部　署
陸上自衛隊	第４特科連隊長	第３科
	九州補給処長	装備計画部企画課
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第３幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

イ　要請の手続き

知事は、アの要請先に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を行う。

なお、災害により(1)の基準を満たすおそれが高いと予想されるときは、電話等によりあらかじめ出動準備の要請を行うものとするが、事態の推移により要請しないと決定したときは、直ちにその旨を連絡するものとする。

(ｱ)　災害の状況及び派遣を要請する事由

(ｲ)　派遣を希望する期間

(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ)　その他参考になるべき事項

この要請は、消防防災課（総括対策部）が担当する。

但し、「佐賀空港緊急計画」に基づき緊急事態調整本部が設置された場合は、空港・交通課（交通・輸送対策部）が担当する。

なお、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭または電話によるものとし、事後において速やかに文書を提出する。

2　第七管区海上保安本部長の災害派遣要請

(1)　災害派遣要請基準

海上において航空災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要と認める場合。

(2)　災害派遣要請の手続き

ア　要請先

海上自衛隊	佐世保地方隊
航空自衛隊	西部航空方面司令官

イ　要請の手続き

第七管区海上保安本部と自衛隊の災害協定による。

３　市町長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

市町長は、市町の地域に係る航空災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を１－(2)アの要請先に通知することができる。

また、市町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、１－(2)アの要請先に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

市町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】

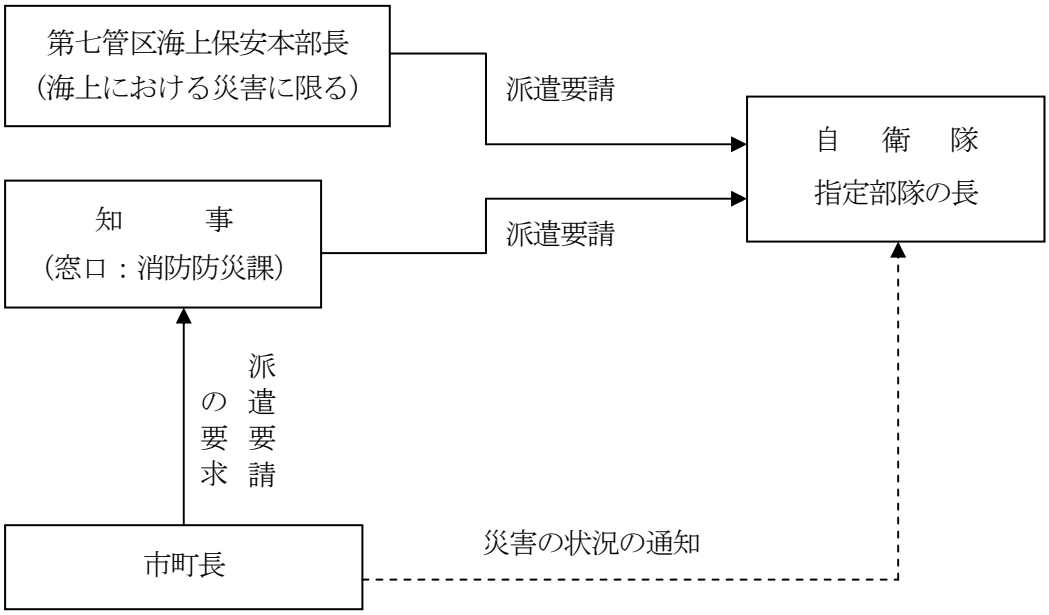

注）　-------- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

４　自衛隊の自主派遣

自衛隊は、航空災害に際し、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外措置として、例えば、大規模な航空事故が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、運航中の航空機に異常な事態が発生したことを探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣など、特に、緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。（自衛隊法第８３条第２項）

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、緊密な連携のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

自衛隊の活動範囲及び自衛隊の派遣部隊との連絡調整等に関しては、第２編「風水害対策」第３章　第６節　第４項から第９項までに準じるものとする。

第４項　捜索活動	県警察、市町、消防機関、海上保安部、自衛隊、 県（消防防災課）

県、県警察、海上保安部、市町、消防機関及び自衛隊は、相互に協力して航空機の事故発生場所の捜索活動を円滑・迅速に実施する。

１　県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関及び市町、その他防災関係機関の捜索活動の状況に応じて、次の措置をとる。

(1)　他の市町に対し、応援を指示する。

(2)　消防庁に対し、広域航空消防応援を要請する。

(3)　自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

２　県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、ヘリコプターなどによる捜索活動を実施するとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の派遣を要請する。

３　海上保安部

海上保安部は、海上において巡視船艇等による捜索活動に当たる。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

４　消防機関及び市町

消防機関及び市町は、他の防災関係機関との密接な連携のもとに、捜索活動を行う。

５　自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、捜索活動を実施する。

【資料編】

○　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目

第５項　救助・救急及び消火活動	県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、 県（消防防災課、空港・交通課、佐賀空港事務所）

県、県警察、海上保安部、市町、消防機関及び自衛隊は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施する。

1　県

(1)　応援の指示又は出動・派遣の要請

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関及び市町、他の防災関係機関の救助・救急及び消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。

ア　他の市町に対し、応援を指示する。

イ　消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

ウ　自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

(2)　「佐賀空港緊急計画」に基づく活動

佐賀空港事務所は、空港内及びその周辺海上において航空機事故が発生した場合には、「佐賀空港緊急計画」に基づき、速やかに被害状況を把握するとともに、救助・救急活動及び消火活動を実施する。

また、佐賀空港周辺陸上での航空機事故については、空港管理上支障がない限り、積極的に支援活動を行なう。

2　県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の派遣を要請する。

(1)　被災者の救助・救護

(2)　行方不明者の捜索

(3)　救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3　海上保安部

海上保安部は、海上において航空災害が発生した場合は巡視船艇等を出動させ、救助・救急及び消火活動を実施する。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

4　消防機関及び市町

(1)　救助・救急活動

消防機関及び市町は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

消防機関は、負傷者等の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防機関は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

(2)　消火活動

消防機関及び市町は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

5　自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救助・救急及び消火活動を実施する。

【資料編】

○　緊急消防援助隊要綱
○　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目
○　佐賀空港緊急計画
○　佐賀空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

第６項　医療活動	国（九州厚生局）、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、市町、 県（医務課、薬務課、空港・交通課、佐賀空港事務所）

県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

１　救護所の設置、運営

(1)　県

県は、自ら必要と認めた場合又は市町から要請があった場合は、県医師会等に対し、郡市医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

佐賀空港事務所は、空港及びその周辺海上における航空事故により負傷者等が発生した場合は、「佐賀空港緊急計画」に基づき、トリアージ地区及び救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、医師会、医療機関等に協力を要請する。

また、佐賀空港周辺陸上での航空機事故については、空港管理上支障がない限り医療資機材搬送車を活用した支援活動を実施する。

(2)　市町

市町は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、郡市医師会、医療機関に協力を要請する。

なお、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

２　医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含む。以下同じ。）の編成、派遣

(1)　医療救護班の編成

各医療機関は航空災害が発生した情報を得た場合には、医療救護班を編成しておくものとする。

ア　県医療救護班
イ　市町医療救護班

ウ　佐賀県医師会医療救護班

エ　災害拠点病院医療救護班

オ　独立行政法人国立病院機構医療救護班

カ　国の医療救護班

キ　日赤医療救護班

ク　赤十字現地医療班

(2)　医療救護班の派遣

ア　市町

市町は、救護所の運営に当たって、十分に対処できないと認めるときは、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

イ　県

県は、自ら必要と認めた場合又は市町からの要請があった場合は、あらかじめ編成している県医療救護班の中から必要と判断した班数を派遣する。

県医療救護班のみでは、十分に対処できない場合は、県医師会に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国（九州厚生局）に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに、必要と認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

ウ　佐賀県医師会

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

エ　災害拠点病院

災害拠点病院は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣する。

オ　国等

独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

カ　日本赤十字社

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合又は災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。

キ　佐賀県災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院

佐賀県災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院は、県と締結した「佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」の定めるところにより、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。

3　医療機関における医療活動

(1)　公的医療機関等

災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、市町及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、航空事故による負傷者等に対する医療活動を実施する。

また、必要に応じ、民間医療器機関に対して医療活動の協力を求める。

(2)　民間医療機関

県医師会は郡市医師会及び会員に対し、また、県歯科医師会は会員に対し、航空事故による負傷者等に対する医療活動を実施するよう要請し、医療活動の確保を図る。

4　薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市町から要請があった場合は、適当な数の薬剤管理班（薬剤師２名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定
○　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
○　県内病院一覧
○　佐賀空港緊急計画
○　佐賀空港医療救護活動に関する協定
○　民間企業及び防災機関等との協定一覧

第７項　警戒区域の設定等	警戒区域の設定を実施する者（市町長等（市町長から委任を受けた市町の職員を含む）、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）、県（消防防災課）

警戒区域の設定を実施する者は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第８項　交通規制等による交通対策	県警察、海上保安部、道路管理者

県警察、海上保安部及び道路管理者は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を実施し、緊急輸送路の確保に努める。

1　陸上交通の確保

(1)　交通情報の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ＩＴＶ（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

(2)　緊急交通路確保のための交通規制の実施

県警察は、緊急輸送を確保するため、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

また、必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺区域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(3)　運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、市町及び防災関係機関と協力し、運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア　走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ　通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに、車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ　通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2　海上交通の確保

海上保安部は、緊急輸送を円滑に実施するため、必要に応じ、次のような措置を講じる。

(1)　必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を行う船舶の円滑な航行への配慮

(2)　災害発生現場への船舶の立入制限及び禁止

(3)　船舶の安全な航行に必要な情報の提供

第９項　輸送対策	県警察、市町、その他防災関係機関、 県（消防防災課、商工課、空港・交通課、水産課、総務事務センター）

県、県警察、市町その他防災関係機関は、航空災害の応急対策に必要な人員、物資等の円滑な輸送の確保に努める。

1　緊急輸送の実施

県、県警察、市町その他防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

(1)　人命の安全

(2)　被害の拡大防止

(3)　災害応急対策の円滑な実施

2　輸送手段の確保

県、県警察、市町その他防災関係機関は、自ら所有するものを使用し、又は供給可能な関係業

者から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等、輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段が確保できない市町は、県に対して、その調達またはあっせんを要請する。

県は、市町から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達またはあっせんに努める。

(1)　車両

ア　県有車両の提供

イ　社団法人佐賀県トラック協会に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき要請

ウ　社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対し、車両の調達又はあっせんを要請（九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）

エ　九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両確保を要請（運送命令の措置を含む）

オ　社会福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請

カ　自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2)　船舶

ア　県有船舶の提供

イ　船舶事業者、漁業協同組合等に対し、協力の要請

ウ　自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(3)　航空機（ヘリコプター）

ア　消防庁に対し、広域航空消防応援の要請

イ　自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

3　緊急通行車両の確認及び事前届出

(1)　緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、災害対策基本法第７６条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

県は、原則として、県関係車両分について行う。

(2)　緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、発災時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

【資料編】

○　県有車両の災害時における使用可能台数調

○　船舶保有状況

○　根拠地別動力漁船の階層別隻数

○　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目

○　緊急通行車両の確認手続

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第10項　県民等への情報提供活動	県警察、市町、航空運送事業者、その他防災関係機関、 県（政策監グループ、危機管理・広報課、空港・交通課、 佐賀空港事務所）

県、県警察、市町、航空運送事業者その他防災関係機関は、航空災害の状況等について正確な情報を適切に提供するものとする。

1　県民等への情報提供

(1)　県

ア　広報資料の収集

県は、県警察、市町、航空運送事業者及びその他防災関係機関から収集した情報を広報資料として整理する。

イ　広報活動

公用車、テレビ（ケーブルテレビを含む。）・ラジオ等放送媒体、インターネット（県ホームページ、フェイスブック、ツイッター等）等の保有する広報手段を活用するとともに、必要に応じて「災害時における報道要請に関する協定」並びに「災害時における放送要請に関する協定」に基づき報道機関、新聞・通信各社に緊急広報を要請する。

(ｱ)　航空機事故の発生状況

(ｲ)　人的被害及び救助・救急活動の状況

(ｳ)　火災・消火活動の状況

(ｴ)　負傷者等の収容状況

(ｵ)　その他必要と認められる情報

(2)　各防災関係機関等

各防災関係機関等は、情報の公表、広報活動の際には、その内容について相互に通知し情報交換を行う。

2　被災者の家族等への情報伝達

県、市町、航空運送事業者その他防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に正確かつ適切に伝達する。

県、市町及び航空運送事業者は、必要と認める場合、専用電話、ファックス及びパソコン等を備えた総合窓口を設置する。

【資料編】

○　報道機関一覧

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第11項　遺体の処理収容	県警察、市町、消防機関、海上保安部、 日本赤十字社佐賀県支部

航空災害により多数の死亡者が発生した場合には、県警察、海上保安部による検視、日本赤十字社佐賀県支部による洗浄等の処置のほか、市町は必要に応じ安置所を設置する。

1　検視、身元確認等

(1)　県警察

県警察は、市町から連絡があった場合又は自ら災害発生現場において遺体を発見した場合は、刑事訴訟法又は死体取扱規則、検視規則等に基づき、速やかに検視等を行い、その後、遺族又は市町に対し、遺体の引き渡しを行う。

また、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物についてもらさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

(2)　海上保安部

海上保安部は、市町から連絡があった場合又は自ら発災現場において遺体を発見した場合は、海上保安庁死体取扱規則等に基づき速やかに検視等を行い、その後、遺族又は市町に対し、遺体の引き渡しを行う。

また、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物についてもらさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

(3)　市町及び消防機関

市町及び消防機関は、災害発生現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

(4)　日本赤十字社佐賀県支部

日本赤十字社佐賀県支部は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

2　遺体の収容

市町は、必要と認める場合は、遺体を一時安置し、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設置するものとする。

【資料編】

○　防災関係機関・民間企業等との協定一覧

第12項　こころのケア対策	市町、 県（障害福祉課）

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障がい（ＰＴＳＤ）など精神的に不安な状況になるなど、こころの健康に大きな影響を及ぼす。

このため、県、市町及び航空運送事業者は、メンタルヘルスケアに努めるものとする。

この場合、県は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。

第３章　林野火災対策

この林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第１節　災害予防対策計画

第１項　予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進	森林管理署、市町、消防機関、森林所有者（管理者、占有者を含み、国、県、市町を除く。）をいう。以下同じ。）、県（消防防災課、林業課、森林整備課、学校教育課）

県、森林管理署、市町、消防機関及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取り扱いによるものであることから、林野火災の未然防止を図るため住民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。

１　住民等への予防思想の普及啓発

県、森林管理署、市町及び消防機関は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く住民等への予防思想の普及啓発に努める。

(1)　ポスターの掲示、チラシ等の配布

(2)　学校等を通じた生徒、児童等への広報

(3)　広報車による巡回広報

(4)　その他の情報提供手段の利用

森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。

２　入山者に対する失火防止対策

県、森林管理署、市町及び消防機関は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

(1)　山林内の休憩所、作業所及び駐車場への火災防止標識板の設置

(2)　山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置並びに簡易吸殻入れの携帯の推進

３　火入れ対策

市町及び消防機関は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。

(1)　火入れを行う場合は、火入れに関する条例に基づき必ず市町長の許可を受けること。

(2)　市町火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を市町長に通知すること。

(3)　火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。

(4)　火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。

(5)　強風注意報、火災気象通報又は市町が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。

(6)　火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え市町及び消防機関への連絡手段等を確保すること。

4　林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区域内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

第２項　防火林道等の整備	森林管理署、市町、森林所有者、 県（消防防災課、林業課、森林整備課）

県、森林管理署、市町及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努めるとともに、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する市町は、林野火災特別地域の決定並びに林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進に努める。

1　防火林道の整備

県、森林管理署及び市町は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2　防火線及び防火樹帯の整備

県、森林管理署、市町及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3　林野火災特別地域の決定

林野火災対策事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等を考慮し、要件に該当する区域内の関係市町が県と協議して決定する。

4　林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する市町は、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の特性に配慮しつつ、県と協議のうえ、おおむね次の事項を内容とする林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、当該事業計画に定める各種予防対策の推進に努める。

(1)　防火思想の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
(2)　火災予防上の林野管理に関する事項
(3)　消防施設等の整備に関する事項
(4)　火災防ぎょ訓練に関する事項
(5)　その他林野火災の防止に関する事項

第３項　消火活動体制の整備	市町、消防機関、 県（消防防災課、林業課、森林整備課）

県、市町及び消防機関は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。

また、空中消火が迅速かつ的確に実施できるようその体制の整備に努める。

１　消防施設の整備

県及び市町は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

２　消火用資機材等の整備

市町及び消防機関は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

県は、空中消火用資機材の整備に努めるとともに、消防機関と協議の上、適正な分散配置に努める。

３　林野火災用防災マップの作成

県、市町及び消防機関は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、消防用車両が通行可能な林道や防火水槽などを図示した林野火災用防災マップの作成に努める。

４　空中消火の実施体制の整備

(1)　市町及び消防機関

市町及び消防機関は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努めておくものとする。

ア　現場における統轄的指揮体系

イ　空中消火資機材の補給体制

(ｱ)　補給基地及び臨時ヘリポートの確保

(ｲ)　空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備

(ｳ)　必要人員の把握

ウ　補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策

(2)　県

県は、空中消火用資機材の搬送体制及び搬送の指示伝達ルート等について定めておく。

また、臨時ヘリポートの選定及び空中消火資機材の搬送状況について自衛隊との連絡調整が迅速かつ的確に行えるよう、あらかじめ連絡窓口、連絡方法等を取り決めておく。

【資料編】

○　消防施設・設備の整備状況及び消防水利の状況

○　災害時に活用する臨時ヘリポートの指定状況

○　空中消火用資機材の配備状況

第４項　避難・収容体制の整備	市町、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、国際交流課、林業課、建築住宅課）

市町は、避難場所の指定及び住民への周知並びに避難場所の整備に努めるとともに、避難誘導体制の整備に努める。

１　避難場所の指定等

(1)　避難場所の指定及び周知

市町は、公民館及び学校等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難場所を指定し住民への周知徹底に努める。

(2)　避難場所の機能の強化

市町は、あらかじめ指定した避難場所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、高齢者、障がい者及び子ども等の災害時要援護者、男女双方の視点並びにペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

ア　必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

イ　非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

ウ　テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

エ　避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保。及び食料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

オ　飲料水の給水体制の整備

カ　支援者等の駐車スペースの確保

(3)　避難所の管理運営体制の整備

市町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。

２　避難誘導体制の整備

市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、一時避難場所に通じる避難経路

（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者その他の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、災害時要援護者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

さらに、避難誘導にあたっては、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮する必要がある。

【資料編】

○　市町別避難所一覧表

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

事　　項	準拠する計画	編	章	節	項
情報の収集・連絡手段の整備等	航空災害対策	5	2	1	1
参集体制の整備	航空災害対策	5	2	1	2
広域防災体制の強化	航空災害対策	5	2	1	3
捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	航空災害対策	5	2	1	4
交通管理体制の整備	航空災害対策	5	2	1	5
県民等への情報提供体制の整備	航空災害対策	5	2	1	6
職員への周知及び防災訓練	航空災害対策	5	2	1	7

第２節　災害応急対策計画

第１項　林野火災警戒活動	市町、消防機関、佐賀地方気象台、 県（消防防災課）

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、直ちに市町及び消防機関へ通報し、通報を受けた市町及び消防機関は、必要に応じ林野火災防止のための警戒活動を行う。

１　県

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、県防災行政無線の自動一斉指令等により、直ちに市町及び消防機関に通報する。

２　市町

市町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、市町火災予防条例で定める火の使用を制限する。

また、防災行政無線、広報車、警鐘等により、入山者等に周知徹底を図る。

３　消防機関

消防機関は、火災に関する警報が発令された場合、消火用資機材等の準備を行うとともに、パトロールにより入山者等への注意の喚起を図る。

第２項　活動体制の確立	森林管理署、市町、森林所有者、その他防災関係機関、 県（消防防災課、危機管理・広報課、林業課、森林整備課、 各本部(部)連絡員所属部署、関係各所属）

県、森林管理署、市町その他防災関係機関は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

１　県

(1)　災害情報連絡室

ア　設置基準

林野火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、消防防災課長（不在のときは、国民保護・防災対策監）が必要と認める場合

(ｱ)　焼損面積が５ｈａ以上と推定される場合

(ｲ)　住家等へ延焼するおそれがある場合

(ｳ)　その他林野火災に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

ウ　構成

消防防災課、危機管理・広報課、森林整備課、情報収集が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害情報連絡室長は、消防防災課長をもって充て、消防防災課長が不在のときは、国民保護・防災対策監が代理する。

エ　配備要員

災害情報連絡室の要員として、消防防災課長、危機管理・広報課長、関係所属長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

オ　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

(2)　災害警戒本部

ア　設置基準

林野火災が拡大し、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、総合防災統括監）が必要と認める場合

(ｱ)　焼損面積が１０ｈａ以上と推定される場合

(ｲ)　火災により３人以上の死者又は死者及び負傷者の合計が１０人以上生じた場合

(ｳ)　火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とする場合

(ｴ)　集落等へ延焼し、又は延焼のおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(ｵ)　その他林野火災に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整並びに空中消火の実施に関すること。

ウ　構成

消防防災課、危機管理・広報課、森林整備課、各本部(部)連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、総合防災統括監が代理する。

エ　配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

オ　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

(3)　災害対策本部

ア　設置基準

延焼拡大により林野火災が広範囲にわたり、次のいずれかに該当し、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順）が必要と認める場合

(ｱ)　焼損面積が２０ｈａ以上に達すると推定される場合

(ｲ)　多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合

(ｳ)　その他林野火災に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

林野火災応急対策の実施

ウ　設置場所

本庁舎新行政棟「佐賀県危機管理センター」に置く。

「佐賀県危機管理センター」が使用できないときは、本庁舎新行政棟「大会議室」に置く。

エ　指揮命令系統

知事が不在または事故にあった場合には、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ　組織

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

カ　配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

各地区対策班の配備要員は、地区対策総括班長（土木事務所長）が、各班長（関係現地機関の長）と協議のうえ、定める。

キ　配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又はこれを知った場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

ク　現地災害対策本部

災害対策本部長（知事）は、必要に応じ、佐賀県災害対策本部条例等の規定に基づき、災害が発生した場所を所管する土木事務所に現地災害対策本部を設置する。

ケ　国との連携

国において、非常災害対策本部又は非常災害現地対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

コ　その他

佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

2　森林管理署

森林管理署は、国有林において大規模な林野火災が発生した場合は、防災業務計画等に基づき活動体制を確立する。

3　市町

市町は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

その場合、市町地域防災計画や市町消防計画等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、災害発生地の市町の隣接市町は、林野火災を覚知した時は、あらかじめ関係市町により締結された災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4　その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

5　森林所有者

森林所有者は、県、県警察、市町及び消防機関との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

【資料編】

○　佐賀県災害対策本部条例

○　佐賀県災害対策本部規程

第３項　災害情報の収集・連絡、報告	県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊、 その他防災関係機関、 県（消防防災課、森林整備課、医務課、関係各所属）

県、県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

県及び市町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1　林野火災発生時等の情報連絡ルート

(1)　県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合

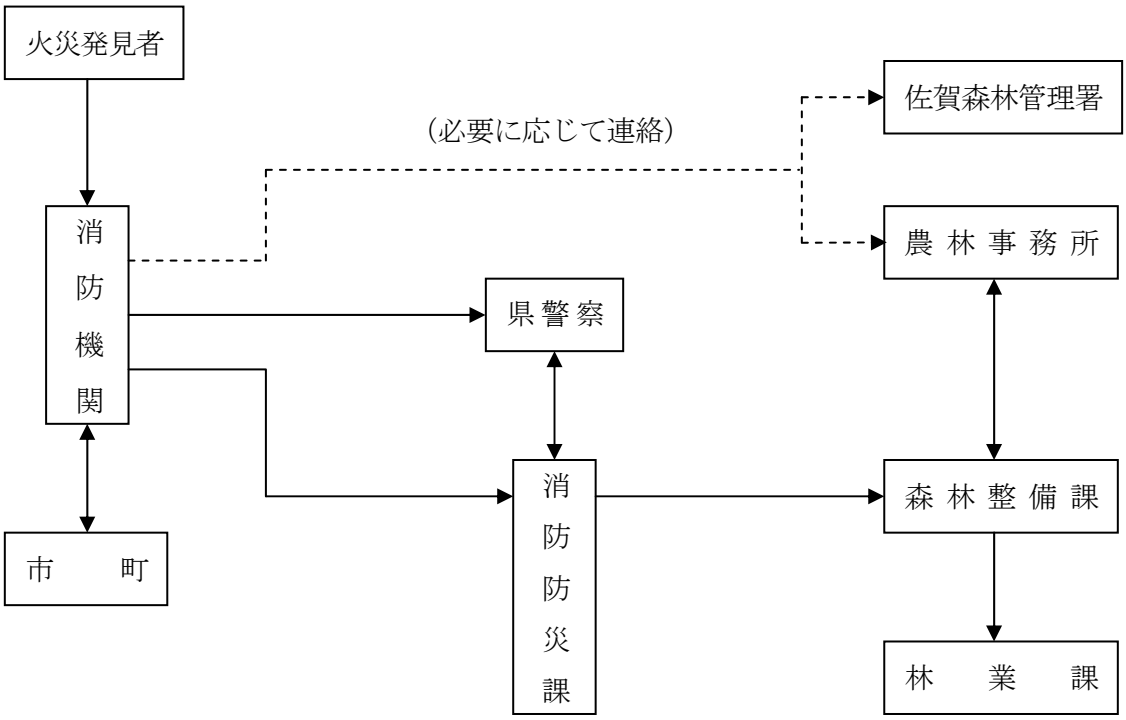

(2)　災害情報連絡室の設置以降（焼損面積が概ね５ｈａ以上）

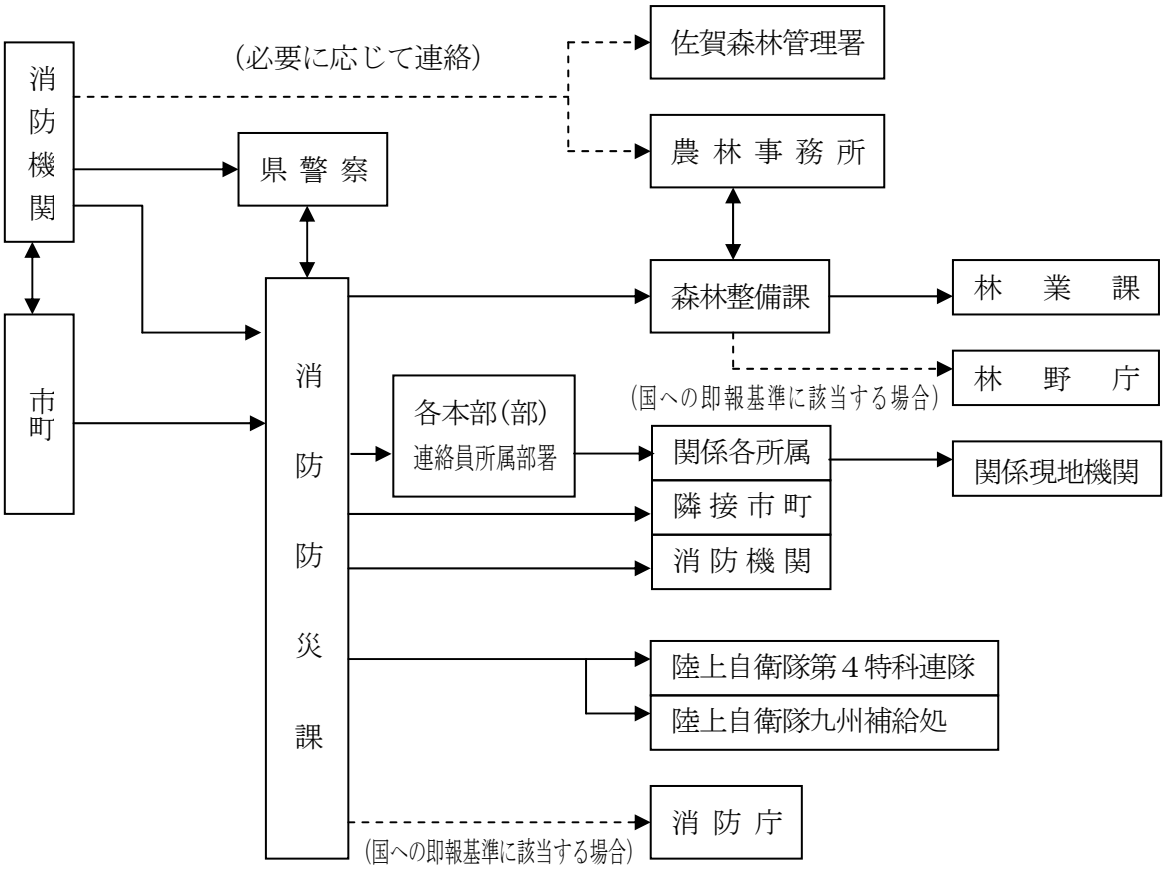

(3)　林野火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）

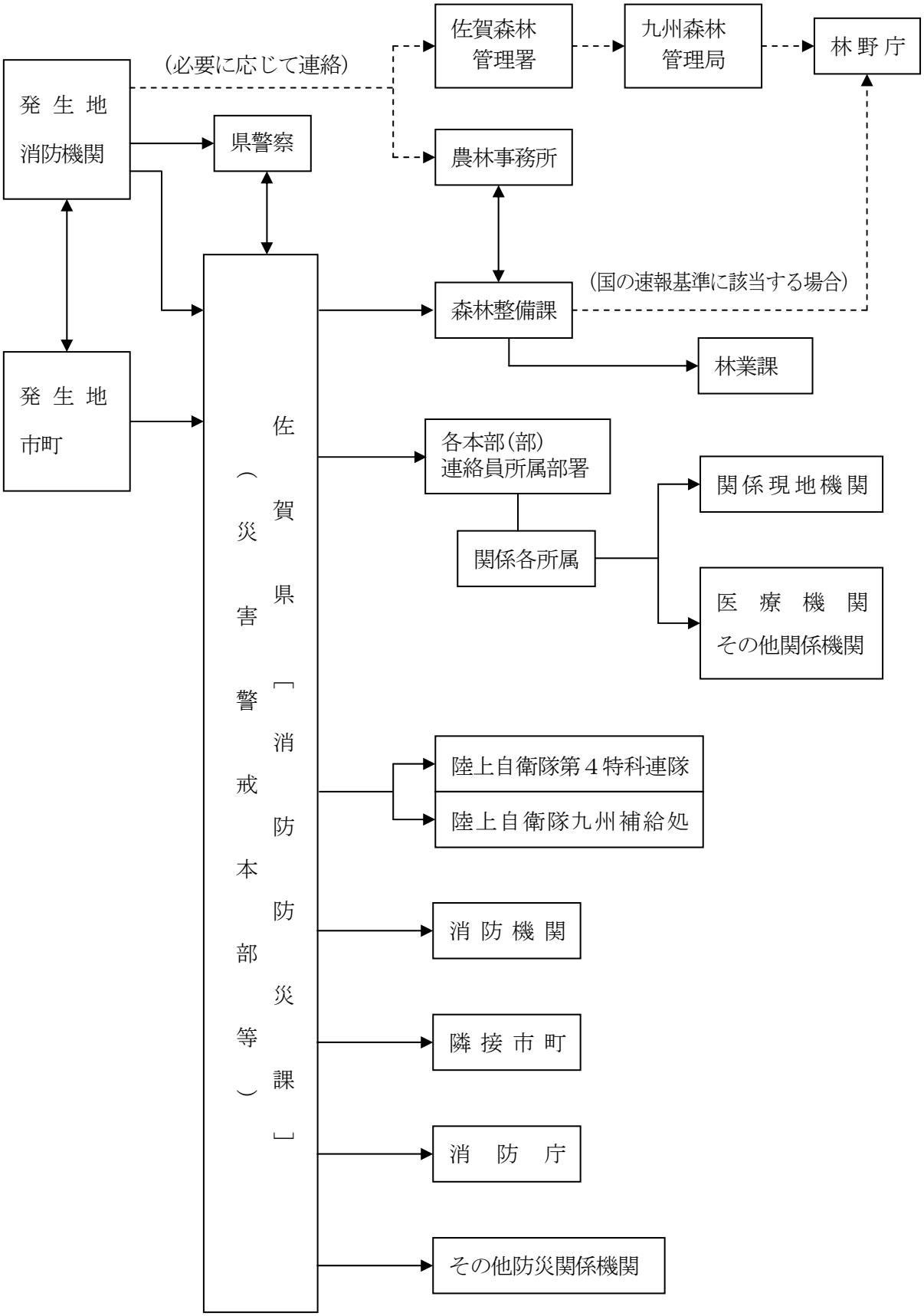

2　災害情報の収集・連絡

(1)　災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

［第１段階］緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

ア　火災発生時刻、発生場所（地図上に明記）

イ　概括的被害情報（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等）

ウ　火勢に対する消防力の状況

エ　気象条件等から予測される延焼方向

オ　周辺の人家等の状況及びその予測される影響

［第２段階］災害情報

ア　応急対策に必要な情報

(ｱ)　林道等の進入路、水利の状況、その他防ぎょ活動に必要な事項

(ｲ)　人的被害状況（火災発生地での死傷者数）

(ｳ)　搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数

(ｴ)　医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）

(ｵ)　住民等の避難状況及び避難場所

イ　応急対策活動情報

(ｱ)　災害対策本部等の設置状況

(ｲ)　応急対策の活動状況

(2)　災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア　ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県への応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集する。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（消防防災課「総括対策部」）へ報告するものとする。

イ　市町及び消防機関の情報収集と連絡

市町及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ　各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

＜被害・対策の状況＞

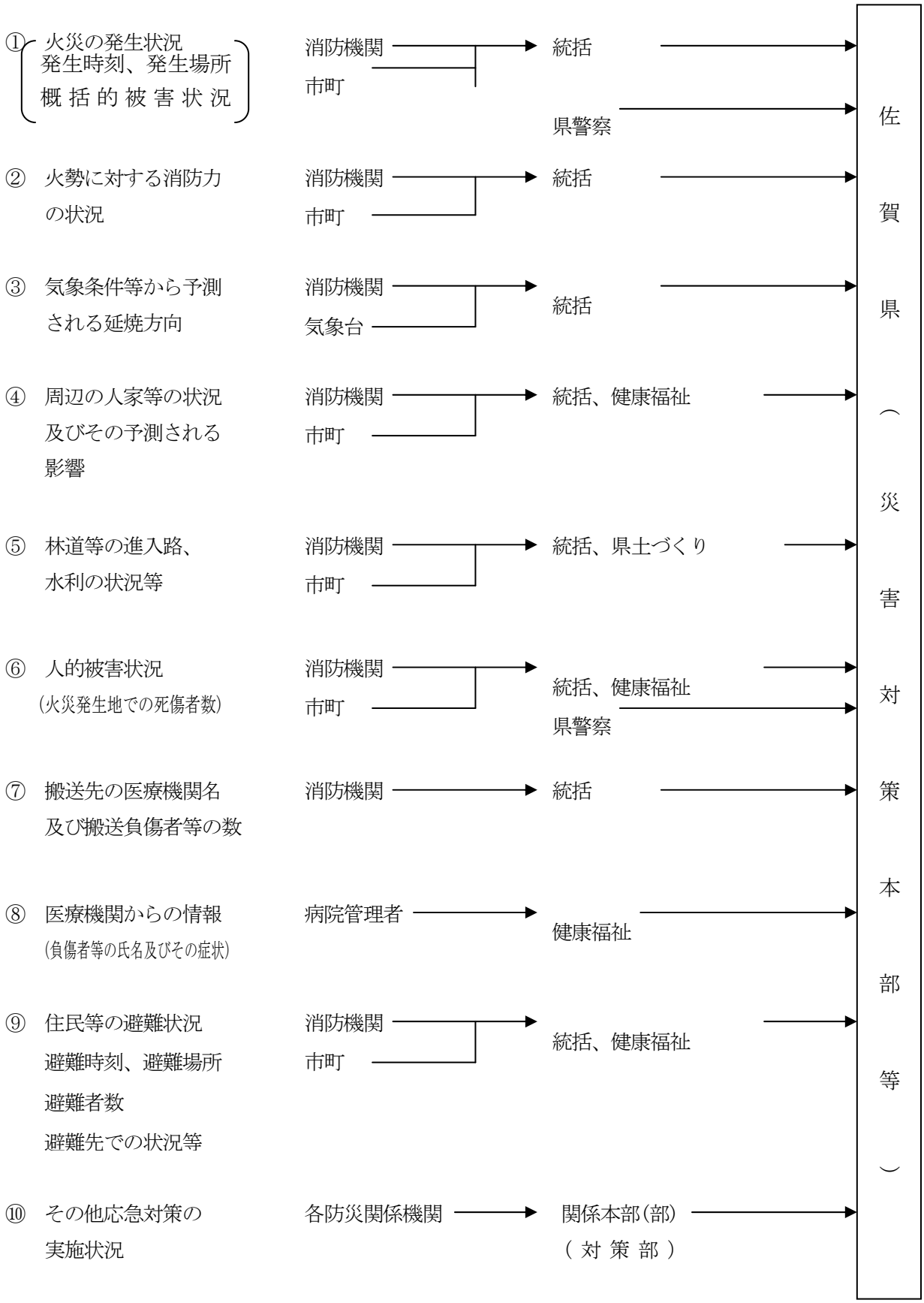

3　県、国への被害状況等の報告

(1)　市町及び消防機関から県への報告

市町及び消防機関は、林野火災が発生した場合は、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）及び林野火災時における対応について（平成８年４月２５日付け消第１５８号）に基づき、県に対し報告を行うほか、次のいずれかの基準に該当する場合又は市町が必要と認めるときは、即報を行うとともに、その後状況の変化に応じて随時報告する。

［即報基準］

ア　焼損面積が１ｈａ以上と推定される場合

イ　火災による死者又は負傷者が生じた場合

ウ　住家等へ延焼するおそれがある場合

(2)　県から国への報告

県は、林野火災が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）及び林野火災速報について（平成３年３月２９日付け３－９）に基づき、国に対し被害状況等の報告を行う。

なお、報告にあたっては、第２編「風水害対策」第３章　第３節　第4項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

［国への即報（速報）基準］

ア　消防庁への即報基準

(ｱ)　一般基準

ａ　死者３人以上生じたもの

ｂ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(ｲ)　個別基準（林野火災）

ａ　焼損面積１０ｈａ以上と推定されるもの

ｂ　空中消火を要請又は実施したもの

ｃ　住家へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

イ　林野庁への速報基準

ａ　焼損面積（１０ｈａ以上のもの）

ｂ　人身事故を伴ったもの

ｃ　住家等施設焼失を伴ったもの

ｄ　重要な森林（保安林、自然公園等）で、県が特に必要と認めたもの

第４項　消火活動	市町、消防機関、自衛隊、 県（消防防災課）

県、市町、消防機関及び自衛隊は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

１　現場指揮本部の設置

市町及び消防機関は、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

(1)　消火活動に関する指揮

(2)　自衛隊などの関係機関との連絡調整

(3)　延焼面積や延焼方向などの情報収集

(4)　その他消防活動に必要な措置

２　地上における消火活動

(1)　火災防ぎょ活動

市町及び消防機関は、地上における火災防ぎょ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎょ活動を実施する。

(2)　安全管理

市町及び消防機関は、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努めなければならない。

(3)　残火処理

市町及び消防機関は、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

３　空中消火活動

(1)　空中消火の実施の決定

市町及び消防機関は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を決定する。

ア　地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ　火災規模に対して、地上の防ぎょ能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ　人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

エ　火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(2)　応援要請

ア　市町及び消防機関

市町及び消防機関は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

(ｱ)　県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(ｲ)　県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

イ　県

県は、自衛隊の災害派遣の要請又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援の要請を受け、必要と認めた場合は、直ちに自衛隊又は消防庁に対し要請を行う。

(3)　空中消火の実施

ア　市町及び消防機関

市町及び消防機関は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講じる。

(ｱ)　補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議の上で決定する。

(ｲ)　散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。

(ｳ)　空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。

(ｴ)　空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

イ　県

県は、市町及び消防機関から空中消火用資機材の調達の要請を受けた場合又は自ら必要と認めた場合は、他の消防機関に対し、保管している空中消火用資機材を空中消火活動の拠点となる補給基地へ輸送するよう要請する。

また、火勢等の状況から、空中消火用資機材が不足又は不足するおそれがある場合は、隣県等に資機材の提供及び輸送を要請する。

ウ　ヘリコプター運用機関

ヘリコプター運用機関は、県、市町及び消防機関と連携を図りながら空中消火活動を実施する。

【資料編】

○　空中消火用資機材の配備状況

○　災害時に活用する臨時ヘリポートの指定状況

第５項　警戒区域の設定	警戒区域の設定を実施する者（市町長等（市町長から委任を受けた市町の職員を含む）、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）、 県（消防防災課）

警戒区域の設定を実施する者は、林野火災により被害が周辺住民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺住民や入山者の安全確保を図る。

第６項　避難・収容対策	避難の勧告・指示を実施した者（市町長、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）又はその者が属する機関、避難の勧告・指示を受けた住民等、 市町

避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関、市町は、林野火災が拡大し、住民等に被害を及ぼすおそれがある場合において、住民等の人命、身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、避難のための措置をとるものとする。

避難措置に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、子ども等の災害時要援護者等に十分配慮し、必要に応じ早目の避難勧告・指示を実施する。

また、避難の勧告・指示を受けた住民等は、勧告・指示の内容に従って避難するものとする。

１　避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

(1)　避難対象地域

(2)　避難の勧告・指示をする理由

(3)　避難先及び避難経路

(4)　避難時の留意事項等

２　関係機関への連絡及び住民への伝達

(1)　関係機関への連絡

避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関は、速やかにその内容を関係機関（市町、消防機関、県、県警察、自衛隊）に対して連絡する。

(2)　住民への伝達

市町及び避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、迅速に当該地域の住民等に対して伝達し、その周知徹底を行う。

ア　市町村防災行政無線

イ　広報車

ウ　船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）

エ　サイレン、警鐘

オ　テレビ、ラジオの放送

カ　携帯電話等のメール（エリアメール、防災ネットあんあん等）

キ　その他実情に即した方法（ＦＡＸ、市町ホームページ、ツイッター等）

３　避難誘導

市町及び避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関は、迅速かつ的確に避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者を優先して行う。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

4　住民等の避難

避難の勧告・指示が実施された場合は、その対象となった住民等は、勧告・指示の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、災害時要援護者等自力で避難することが困難な者については、市町が事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関及び市町は、車両等を準備し、援助するものとする。

5　自主避難への対応

避難の勧告・指示が実施される以前に、住民が自主的に避難を行う場合には、市町は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

6　避難所の開設

市町は、避難場所に避難した避難者等について、火災の長期化又は住家の消失等により必要があると認めた場合は、市町地域防災計画等に基づき、避難所を開設する。

7　避難所の運営

市町は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

運営に当たっては、食料、水及び寝具等の配布、情報提供、避難者のプライバシーの確保等を図るとともに、住民による自主運営組織の結成などにより、良好な生活環境の維持に努める。

特に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者については、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

第７項　二次災害の防止	森林管理署、市町、 県（林業課、森林整備課、河川砂防課）

県、森林管理署及び市町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

県及び市町は、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺住民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

事　　項	準拠する計画	編	章	節	項
自衛隊災害派遣要請	航空災害対策	5	2	2	3
救助・救急及び消火活動	航空災害対策	5	2	2	5
医療活動	航空災害対策	5	2	2	6
交通規制等による交通対策	航空災害対策	5	2	2	8
輸送対策	航空災害対策	5	2	2	9
県民等への情報提供活動	航空災害対策	5	2	2	10
遺体の処理収容	航空災害対策	5	2	2	11

第３節　災害復旧計画

第１項　災害復旧活動	森林管理署、市町、 県（林業課、森林整備課）

県、森林管理署及び市町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。

第４章　海上災害対策

この海上災害対策計画は、船舶の衝突、転覆及び火災等の海難の発生による多数の死傷者等の発生、又は船舶からの油等の大量流出による著しい海洋汚染や火災等の発生（以下「海上災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び海上運送事業者等（海上運送事業者、石油事業団体及びその他の民間事業者をいう。以下同じ。）が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第１節　災害予防対策計画

第１項　海上災害防止活動の推進	海上保安部、九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎、 九州地方整備局唐津港湾事務所、 県（港湾課）

県、海上保安部、九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎及び九州地方整備局唐津港湾事務所は、海上における災害の防止を図るため、海上事故防止活動の推進に努める。

１　海上災害防止思想の普及

海上保安部は、海上災害防止に関する知識・技能の習得を図るための訪船指導や海難防止講習会等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

２　船舶の安全な運航の確保

九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎は、海上運送事業者等に対し、発航前検査の励行、航海当直体制の確保及び船内巡視制度の確立等の運航管理について指導を行い、船舶の安全な運航の確保に努める。

３　船舶の安全性の確保

九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎は、危険物運搬船等の構造及び設備等の検査の実施に際し、必要な指導等を行うことにより船舶の安全性の確保に努める。

４　海上交通環境の整備

県及び九州地方整備局唐津港湾事務所は、海上交通の安全性の向上のため港湾の整備に努める。

第２項　消火活動体制の整備	海上保安部、市町、消防機関

海上保安部、市町及び消防機関は、海上火災の発生に備えた消火用資機材等の整備等による消火活動体制の整備に努める。

1　消火用資機材等の整備

海上保安部は、消防設備を有する船艇及び資機材の整備に努める。

市町及び消防機関は、消火用資機材等の整備に努める。

2　消火活動にかかる連携の強化

海上保安部及び消防機関は、船舶火災に関し協定等の締結を推進し、必要に応じて入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況など必要な資料及び情報を常時相互に交換するなど連携の強化に努める。

【資料編】

○　消防施設・設備の整備状況及び消防水利の状況

第３項　油等の大量流出時における防除資機材等の整備	海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、市町、消防機関、海上運送事業者等、その他防災関係機関、県（消防防災課、水産課、農山漁村課、港湾課）

県、海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、市町、消防機関、海上運送事業者等その他防災関係機関は、各々必要に応じて、油等が大量に流出した場合に備えて、船艇、オイルフェンス、油回収装置、油処理剤及び油吸着マットなどの資機材等の整備に努める。

また、県、海上保安部及び市町は、防災関係機関等の資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行う。

【資料編】

○　流出油防除、油火災用資機材の保有状況

第４項　流出油の防除に関する協議会の会員の連携強化	唐津・玄海・糸島海域災害対策協議会、伊万里湾海域油災害対策協議会、有明海排出油防除協議会

唐津・玄海・糸島海域災害対策協議会、伊万里湾海域油災害対策協議会及び有明海排出油防除協議会は、大量の流出油事故に迅速な対応ができるよう、会員が有する資機材等についての情報交換、流出油防除に関する調査研究及び訓練の実施等により会員の連携強化に努める。

【資料編】

○　唐津・玄海・糸島海域災害対策協議会会則

○　伊万里湾海域油災害対策協議会会則

○　有明海排出油防除協議会会則

第５項　二次災害の防止活動体制の整備	県警察、海上保安部、市町、消防機関

海上保安部は、海上災害が発生した場合、現場付近の船舶による新たな事故等の二次災害の発生を防止するため、船舶の航行制限・禁止、避難誘導等の措置及び航行中の船舶に対し迅速な周知活動を行う体制の整備に努める。

県警察、市町及び消防機関は、係留中の船舶等に火災、爆発、油流出等の海上災害が発生した場合、二次災害の発生を防止するため、付近住民への迅速な周知活動並びに避難誘導を行う体制の整備に努める。

【その他必要な事項】

その他必要な事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

事　　項	準拠する計画	編	章	節	項
情報の収集・連絡手段の整備等	航空災害対策	5	2	1	1
参集体制の整備	航空災害対策	5	2	1	2
広域防災体制の強化	航空災害対策	5	2	1	3
捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	航空災害対策	5	2	1	4
交通管理体制の整備	航空災害対策	5	2	1	5
県民等への情報提供体制の整備	航空災害対策	5	2	1	6
職員への周知及び防災訓練	航空災害対策	5	2	1	7

第２節　災害応急対策計画

第１項　活動体制の確立	海上保安部、市町、事故の原因者（事故船舶の船長及びその所有者等をいう。以下同じ）、その他防災関係機関、 県（消防防災課、危機管理・広報課、医務課、水産課、港湾課、各本部（部）連絡員所属部署、関係各所属）

県、海上保安部、市町、事故の原因者その他防災関係機関は、海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

１　県

(1)　災害情報連絡室

ア　設置基準

海上災害が発生し、次のいずれかに該当する場合で、消防防災課長（不在のときは、国民保護・防災対策監）が必要と認める場合。

(ｱ)　県海域を航行中又は係留中の客船等において火災、爆発等の事故が発生した場合

(ｲ)　県又は近隣の海域で、大量の油流出事故が発生した場合

(ｳ)　その他海上災害に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

ウ　構成

消防防災課、危機管理・広報課、水産課、港湾課、情報収集が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害情報連絡室長は、消防防災課長をもって充て、消防防災課長が不在のときは、国民保護・防災対策監が代理する。

エ　配備要員

災害情報連絡室の要員として、消防防災課長、危機管理・広報課長、関係所属長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

オ　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

(2)　災害警戒本部

ア　設置基準

海上災害の発生又はその拡大により、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、総合防災統括監）が必要と認める場合

(ｱ)　救助を要する者が多数発生した場合

(ｲ)　大量の油流出事故が発生し、流出油の漂流進路予測等から県沿岸に流出油が漂着し又はそのおそれがあるなど、相当な被害が予想される場合

(ｳ)　その他海上災害に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

ウ　構成

消防防災課、危機管理・広報課、水産課、港湾課、各本部(部)連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、総合防災統括監が代理する。

エ　配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者。

オ　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

(3)　災害対策本部

ア　設置基準

次のいずれかに該当する海上災害が発生した場合で、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順）が必要と認める場合

(ｱ)　客船の事故等により多数の死傷者が発生し、又はそのおそれがある場合

(ｲ)　タンカーの事故等により大量の流出油が県沿岸の広範囲に漂着するなどその防除に相当な期間を要すると認められ、県が総合的な対策を講じる必要がある場合

(ｳ)　その他海上災害に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

海上災害応急対策の実施

ウ　設置場所

本庁舎新行政棟に「佐賀県危機管理センター」を置く。

「佐賀県危機管理センター」が使用できないときは、本庁舎新行政棟「大会議室」に置く。

エ　指揮命令系統

知事が不在又は事故にあった場合には、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ　組織

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

カ　配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、救助・救急、医療、消防、広報、流出油の防除その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

各地区対策班の配備要員は、地区対策総括班長（土木事務所長）が、各班長（関係現地機関の長）と協議のうえ、定める。

キ　配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

ク　現地災害対策本部

災害対策本部長（知事）は、必要に応じ、佐賀県災害対策本部条例等の規定に基づき、災害が発生した場所を所管する土木事務所に現地災害対策本部を設置する。

ケ　国との連携

国において、非常災害対策本部又は非常災害現地対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

コ　その他佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

2　海上保安部

海上保安部は、事故発生後速やかに、防災業務計画及び排出油防除計画等に基づき災害対策本部等の体制を確立し、災害の拡大防止のための必要な措置を講じる。

3　市町

市町は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

その場合、市町地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、被災地市町以外の市町は、海上災害を覚知した時は、あらかじめ関係市町により締結された災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4　事故の原因者

事故の原因者は、事故発生後、速やかに災害の拡大防止のための必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

5　その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

【資料編】

○　佐賀県災害対策本部条例

○　佐賀県災害対策本部規程

第２項　災害情報の収集・連絡、報告	県警察、海上保安部、市町、消防機関、事故の原因者、 その他防災関係機関、 県（消防防災課）

県、県警察、海上保安部、市町、消防機関、事故の原因者その他防災関係機関は、海上災害発生時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情

報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

県及び市町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1　海上災害発生時等の情報連絡ルート

(1)　災害情報連絡室の設置以降

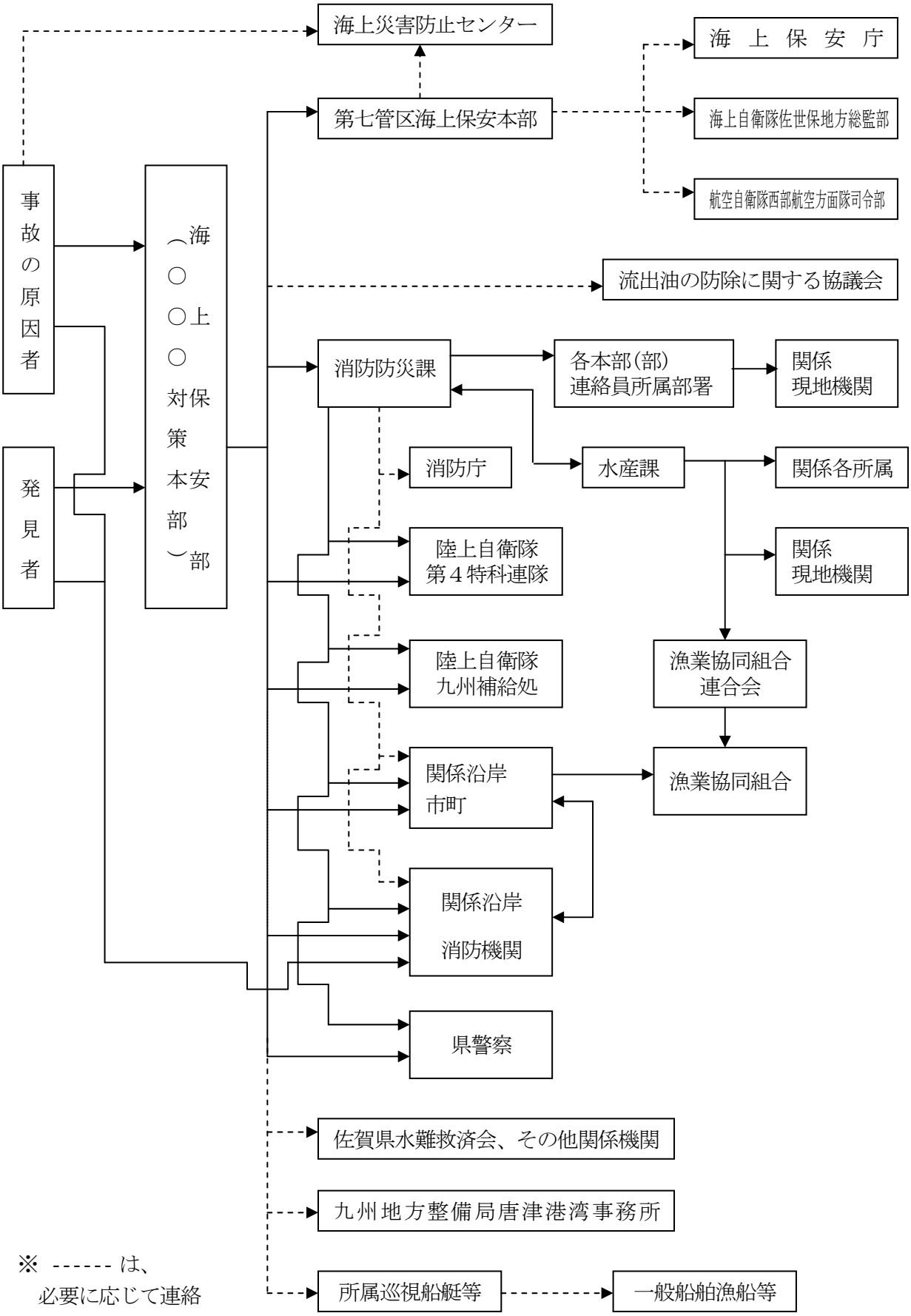

※ ------ は、
必要に応じて連絡

(2)　海上災害拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）

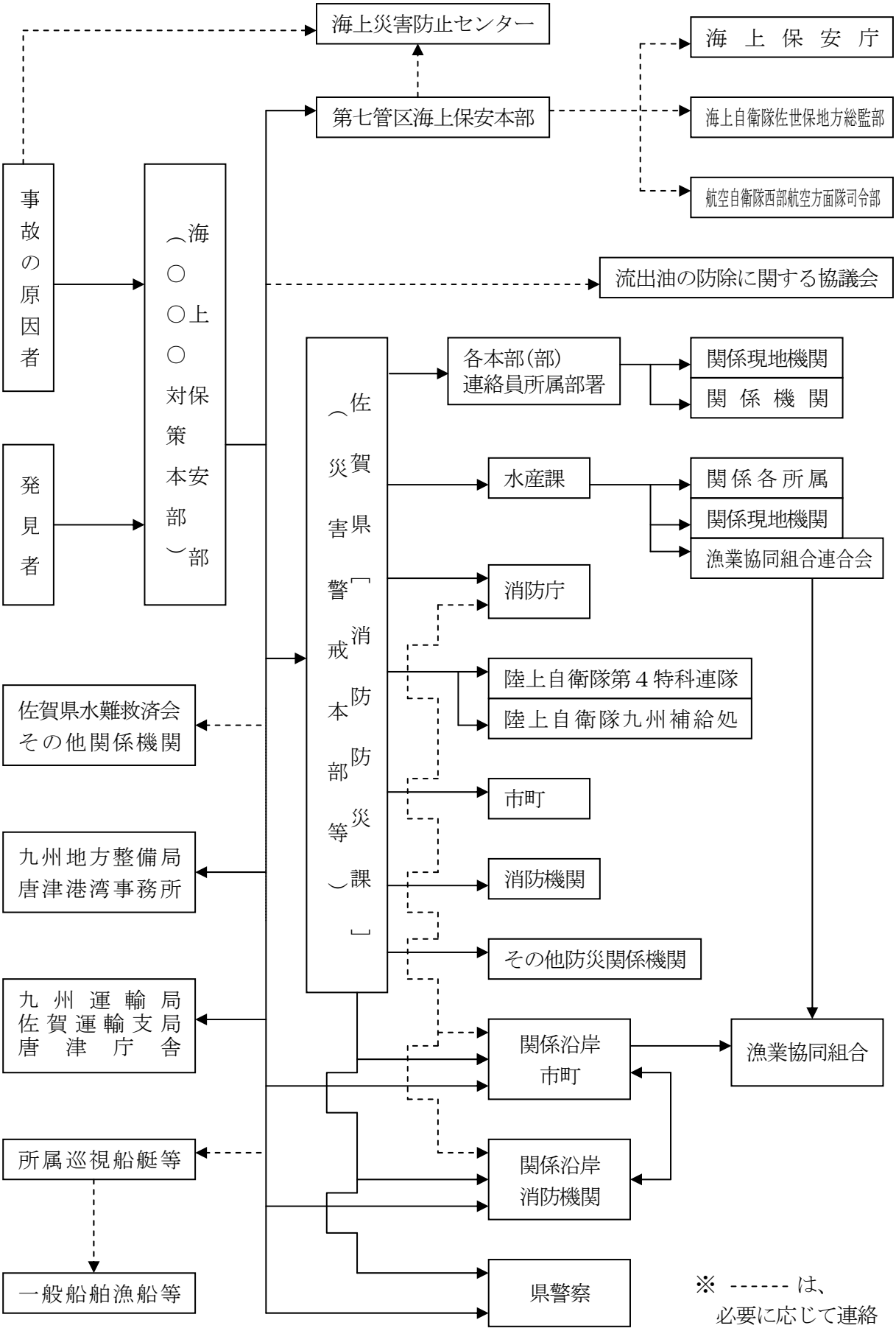

2　災害情報の収集・連絡

(1)　災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

［第１段階］緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

ア　事故発生時刻、発生場所

イ　概括的被害情報（船舶の規模、種類、破損状況等）

ウ　事故に遭った船舶名及び船舶会社

エ　乗客人員数及び乗組員数

オ　油等の流出状況等

(ｱ)　船体破損部等の油流出箇所の状況

(ｲ)　流出油の種類及び性状並びに積載量及び積載状況

(ｳ)　流出油の推定量

(ｴ)　流出油の漂流状況

(ｵ)　付近海域における気象・海流等の状況

［第２段階］災害情報

ア　応急対策に必要な情報

(ｱ)　人的被害状況（死傷者数、行方不明者数）

(ｲ)　搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数

(ｳ)　医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）

(ｴ)　油等の流出、漂流及び漂着状況

a　流出油の推定量及び引き続き流出するおそれの有無

b　流出油の漂流予測

c　流出油の海岸等への漂着のおそれの有無及び予測時間

(ｵ)　流出油による水産資源及び環境への影響

イ　応急対策活動情報

(ｱ)　災害対策本部等の設置状況

(ｲ)　応急対策の活動状況

(2)　災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア　ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に被害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて第七管区海上保安本部、自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を海上保安部に派遣し被害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（消防防災課「総括対策部総括班」）へ報告するものとする。

イ　事故の原因者の情報収集と連絡

事故の原因者は、速やかに被害状況を把握し、海上保安部及びその他関係機関に対し連絡する。

ウ　各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

＜被害・対策の状況＞

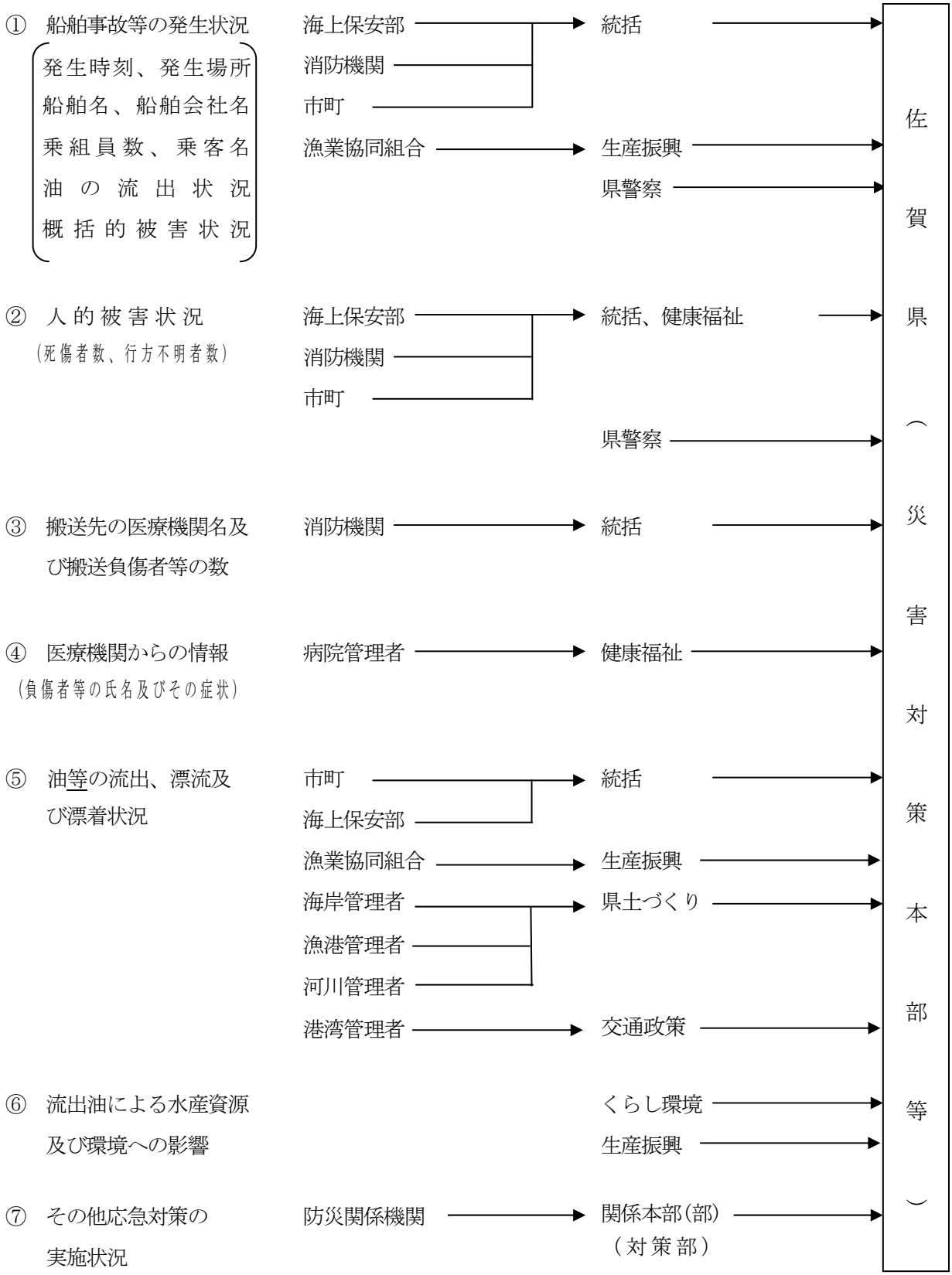

３　県、国への被害状況等の報告

市町及び消防機関は、海上災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和４５年４月１０日付け消防防第２４６号）及び火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

なお、次の基準に該当する場合は、市町が第１報を直接消防庁にも、覚知後３０分以内に報告を行う。

また、報告にあたっては、第２編「風水害対策」第３章　第３節　第４項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

［直接即報基準］

○　大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む）

【資料編】

○　災害報告取扱要領

○　火災・災害等即報要領

第３項　救助・救急活動	県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、 県（消防防災課、水産課）

県、県警察、海上保安部、市町、消防機関及び自衛隊は、海上災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

１　県

県は、自ら必要と認めた場合又は海上保安部、消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、救助・救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。

(1)　県の所有する船舶による救助を行う。

(2)　他の市町に対し、応援を指示する。

(3)　消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

２　県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の派遣を要請する。

(1)　被災者の救助・救護

(2)　行方不明者の捜索

(3)　救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

３　海上保安部

海上保安部は、海上災害が発生した場合は、巡視船艇等を出動させ、救助・救急活動を実施する。

また、必要に応じ、佐賀県水難救済会に対し、出動を要請するほか、第七管区海上保安本部に

対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

4　市町及び消防機関

市町及び消防機関は、海上保安部からの通報を受けた場合、救助者の引渡し場所等を確認し、負傷者等について、引渡し場所から医療機関（救護所を含む）への搬送活動を実施する。

消防機関は、負傷者等の搬送に当たっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防機関は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

5　自衛隊

自衛隊は、知事又は第七管区海上保安本部長からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救助・救急活動を実施する。

【資料編】

○　緊急消防援助隊要綱

○　大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目

第４項　消火活動	海上保安部、市町、消防機関、事故の原因者、 海上災害防止センター、 県（消防防災課）

県、海上保安部、市町、消防機関、事故の原因者及び海上災害防止センターは、海上火災が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1　県

県は、海上保安部からの通報を受けて必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。

(1)　他の市町に対し、応援を指示する。

(2)　消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

2　海上保安部

海上保安部は、船舶において火災等による海上災害が発生した場合には、巡視船艇等の出動による消火活動を実施し、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇等の増援を要請する。

また、係留中の船舶又は入渠中の船舶に火災等が発生した場合には、消防機関と協力して、消火活動を実施する。

３　市町及び消防機関

市町及び消防機関は、係留中の船舶又は入渠中の船舶に火災等が発生した場合には、海上保安部と協力し、迅速に消火活動を実施する。

また、海上航行又は沖合停泊中の船舶において火災等の海上災害が発生した場合は、可能な限り海上保安部と協力して消火活動の実施に努める。

４　事故の原因者及び海上災害防止センター

事故の原因者は、海上火災が発生した場合は、直ちに消火及び延焼防止のための応急措置を講じるとともに、海上火災の現場付近にある船舶に対し注意を喚起するための措置を講じる。

海上災害防止センターは、船舶所有者等からの委託に基づいて、消火活動を実施する。

【資料編】

○　緊急消防援助隊要綱

○　大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目

第５項　二次災害の危険防止活動	県警察、海上保安部、消防機関

海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、事故の原因者に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

県警察及び消防機関は、係留中の船舶に火災、爆発等の海上災害が発生した場合には、速やかに付近の危険物施設への引火防止措置、火気の使用禁止措置及びその周知、立入禁止区域の設定並びに住民等への避難の周知及び誘導などの二次災害の防止活動を実施する。

第６項　大量の流出油等に対する防除・回収活動	県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、 事故の原因者、流出油の防除に関する協議会、 海上災害防止センター、海岸管理者、港湾管理者、 漁港管理者、河川管理者、その他防災関係機関 県（消防防災課、水産課、県土づくり本部企画経営グループ、 建設・技術課、農山漁村課、河川砂防課、港湾課、職員課、 総務事務センター、関係各所属）

県、県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、事故の原因者、流出油の防除に関する協議会、海上災害防止センター、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者その他防災関係機関は、大量の流出油に対し、迅速かつ的確な防除・回収活動を実施する。

1　海上における防除活動

(1)　県

県は、海上保安部から要請を受けた場合又は自ら必要と認めた場合は、保有しているオイルフェンス、油吸着マット等の資機材の提供又は調達、あっせんを行うとともに、県所有の船舶による防除活動を実施する。

また、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア　他の防災関係機関への協力要請

イ　九州・山口９県災害時応援協定に基づく資機材等の応援の要請

(2)　海上保安部

ア　事故の調査及び分析・評価

海上保安部は、流出油事故の状況等を迅速に調査し、その調査結果に基づき、次の事項について分析・評価を行う。

(ｱ)　流出油の推定量及び引き続き流出するおそれの有無

(ｲ)　流出油の漂流予測（拡散方向及び拡散速度）

(ｳ)　流出油による被害及び影響の程度

(ｴ)　調達可能な流出油防除資機材等及び要員の動員可能数

(ｵ)　その他の流出油防除活動に必要な諸要件

イ　防除活動の実施

海上保安部は、事故の原因者に対し、流出油の除去その他必要な措置を指示するとともに、流出油の防除に関する協議会等に対し、防除活動のための出動を要請し、巡視船艇等による防除活動を実施する。

また、必要に応じて、第七管区海上保安本部に対し、次のことを要請する。

(ｱ)　流出油防除資機材の供給及び油回収船等の出動

(ｲ)　海上災害防止センターへの防除活動の指示

(ｳ)　自衛隊に対する災害派遣の要請

また、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し流出した油等の除去その他必要な措置を講ずることを要請する。

(3)　市町及び消防機関

市町及び消防機関は、必要に応じ保有している油吸着マット、油処理剤等の資機材を提供するなど防除活動に努める。

(4)　自衛隊

自衛隊は、知事又は第七管区海上保安本部長から災害派遣の要請を受けた場合は、他の防災関係機関と協力して、防除活動を実施する。

(5)　事故の原因者及び海上災害防止センター

事故の原因者は、直ちに流出した油等の拡大防止及び油等の流出の防止並びに流出した油等の除去のための応急措置を講ずるものとする。

海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等からの委託に基づいて、流出油の防除措置を実施する。

(6)　流出油の防除に関する協議会

流出油の防除に関する協議会会長から出動の要請を受けた協議会会員は、流出油の防除活動

に協力するものとする。

(7)　その他防災関係機関

その他防災関係機関は、油防除資機材等の提供など防除活動に協力する。

2　沿岸における防除活動

(1)　県

ア　回収用資機材の支援

県は、市町から応援を求められた場合又は自ら必要と認めた場合は、県所有のもの及び調達により資機材を提供するとともに、他の市町に対する協力要請、九州・山口９県災害時応援協定に基づく応援の要請及びその他防災関係機関への要請等による支援を行う。

イ　漂着油回収作業の支援

県は、市町の回収作業のみでは対処できないと認めた場合は、防災関係機関などに応援の要請を行うとともに、必要に応じ自ら回収作業を実施する。

(2)　県警察

県警察は、漂着油の回収作業の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、次の措置を実施する。

ア　ヘリコプター、警備艇による沿岸線付近の漂着油の状況、防除・回収活動等の状況についての情報収集

イ　回収作業現場周辺等における立入禁止区域の設定

ウ　災害に対応する要員の集結、資機材の搬入に伴う交通規制の実施及び交通整理

エ　現場周辺等における警戒活動

オ　雑踏警備活動

(3)　海上保安部

海上保安部は、随時、漂着する可能性のある油に関する情報を関係機関へ提供するとともに、防除活動を実施する。

(4)　市町

市町は、地域内の自然環境及び社会環境の保全を図る観点から、必要と認めた場合は、漁業協同組合、地元住民及びボランティア等の協力を得ながら、次の防除活動を実施する。

ア　地図上に明示した漂着マップの作成

イ　回収用資機材の試算及びその調達

ウ　作業地区の分担表の作成

エ　その他必要な防除活動

また、自らの防除活動のみでは対処できないと認める場合は、県及びその他防災関係機関に応援を要請する。

(5)　消防機関

消防機関は、市町と連携し漂着油の回収作業を実施する。

(6)　自衛隊

自衛隊は、知事又は第七管区海上保安本部長から災害派遣の要請を受けた場合は、他の防災関係機関と協力して、漂着する可能性のある油及び漂着油の回収作業を実施する。

(7)　事故の原因者、海上災害防止センター

事故の原因者及び海上保安庁長官の指示等により出動した海上災害防止センターは、速やかに、県、市町及び防災関係機関の協力を得ながら、必要な資機材の調達、回収油の一時集積場所の選定、漂着油の回収作業を実施する。

(8)　海岸、港湾及び漁港管理者

海岸、港湾及び漁港管理者は、管理する施設の漂着油に対する防除活動を実施する。

(9)　河川管理者

河川管理者は、流出油により河川が汚濁し、河川の管理に重大な支障を生じるおそれがある場合は、その他防災関係機関と連携して必要な防除活動を実施する。

(10)　その他防災関係機関

その他防災関係機関は、漂着油の防除に関し、各々の機関に応じて必要な措置を講じるとともに、他の機関に対する協力に努める。

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定

第７項　回収油の処理活動	事故の原因者、海上災害防止センター、 県（循環型社会推進課）

事故の原因者及び海上保安庁長官の指示等により出動した海上災害防止センターは、回収油の収集、運搬、処分を行う。

県は、事故の原因者及び海上災害防止センターが行う回収油の処理活動について、廃棄物処理基準に従い適正に行われるよう指導する。

第８項　環境影響調査	県（循環型社会推進課、有明海再生・自然環境課、水産課、関係各所属、関係現地機関）

県は、流出油による汚染の状況及び環境生態系への環境影響調査を実施する。

第９項　回収作業従事者の健康対策	市町、 県（医務課、健康増進課）

県及び市町は、必要に応じ相談所及び救護所を設置するなど、健康対策活動を実施する。

１　県

県は、市町が行う健康相談活動について指導するとともに、市町から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、保健師等を派遣する。

また、他の市町に対し、保健師等の派遣を要請する。

2　市町

市町は、漂着油の回収作業従事者の回収作業の長期化に伴う精神的・肉体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、必要に応じ医師、保健師等による健康相談チームを編成し、相談所の設置又は巡回相談を実施する。

また、相談所及び救護所の運営に当たっては、郡市医師会及び医療機関等に協力を要請し、十分に対処できない場合は、県に対し、医師、保健師の派遣を要請する。

第10項　ボランティアの活動対策	市町、県・市町社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、日本赤十字社佐賀県支部、 県（男女参画・県民協働課、国際交流課、地域福祉課）

県、市町、県・市町社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関及び日本赤十字社佐賀県支部は、ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に受入体制等の整備を行う。

1　県

県は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市町災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

2　市町

市町は、市町災害ボランティアセンター等の関係機関と連携・協力し、求められるボランティアの内容、必要人員及び活動場所等被災地のニーズを把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。

また、必要に応じ、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努める。

3　県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターは、佐賀県民災害救援本部を設置し、次の業務を実施する。

(1)　県災害対策本部との連絡・調整

(2)　全国社会福祉協議会との連絡・調整

(3)　市町の災害ボランティア現地救援本部との連絡・調整・物資の調達

(4)　救援ボランティアの募集・受入れ・調整

ア　救援ボランティアの募集・受付・登録

イ　ボランティア保険加入の手続き

(5)　その他ボランティア活動に必要な業務

4　市町災害ボランティアセンター

市町災害ボランティアセンターは、被災地の市町に災害ボランティア現地救援本部を設置し、次の業務を実施する。

(1)　市町災害対策本部との連絡・調整
(2)　佐賀県民災害救援本部との連絡・調整
(3)　救援ボランティアの募集・受入れ・調整
　ア　救援ボランティアの募集・受付・登録
　イ　ボランティア保険加入の手続き
(4)　その他ボランティア活動に必要な業務

5　日本赤十字社佐賀県支部

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに救援ボランティア本部及び救援ボランティア事務所の活動に協力するとともに、赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行う。

第11項　油流出事故が発生した場合の補償対策	市町、油流出事故による被害を受けた者、 県（消防防災課、国際交流課、観光課、水産課、関係各所属）

県、市町及び油流出事故による被害を受けた者は、補償請求に備え、それぞれ自らが実施した流出油の防除及び清掃等に要した経費の把握並びに写真等の証拠書類の整理を行う。

また、県及び市町は、漁業協同組合、観光業者等が行う補償請求について助言を行う。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

事　　項	準拠する計画	編	章	節	項
自衛隊災害派遣要請	航空災害対策	5	2	2	3
捜索活動	航空災害対策	5	2	2	4
医療活動	航空災害対策	5	2	2	6
交通規制等による交通対策	航空災害対策	5	2	2	8
輸送対策	航空災害対策	5	2	2	9
県民等への情報提供活動	航空災害対策	5	2	2	10
遺体の処理収容	航空災害対策	5	2	2	11

第３節　災害復旧計画

第１項　漁業・水産関係の復旧	市町、 県（生産者支援課、水産課）

県及び市町は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講じる。

第２項　事後の監視等の実施	市町、 県（循環型社会推進課、有明海再生・自然環境課、水産課、関係各所属）

県及び市町は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質及び動植物等への影響の調査を綿密に実施し、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じる。

第５章　大規模火事災害対策

この大規模火事災害対策計画は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生（以下「大規模火事災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第１節　災害予防対策計画

第１項　火災予防思想の普及等	市町、消防機関、 県（消防防災課、学校教育課）

市町及び消防機関は、広報活動、住宅防火対策の推進及び自主防災組織等の育成・充実により住民等への火災予防思想の普及に努めるとともに、消火訓練の実施促進に努める。

県は自主防火組織等に対する研修の充実により住民等への火災予防思想の普及に努める。

１　広報活動

市町及び消防機関は、春及び秋の全国火災予防運動等を通じて、次に掲げる手段等により、広く住民等への火災予防思想の普及に努める。

(1)　ポスターの掲示、チラシ等の配布

(2)　学校等を通じた生徒、児童等への啓発

(3)　巡回車による広報

(4)　広報パレードの実施

(5)　その他情報提供手段の利用

２　住宅防火対策の推進

市町及び消防機関は、近年における建物火災による死者のうち、住宅火災の占める割合が多いことから次の住宅防火に関する火災予防思想の普及に努める。

(1)　独居高齢者宅への家庭訪問による防火指導

(2)　家庭訪問による住宅防火診断の実施

(3)　各家庭への防火チラシ等の配布

(4)　住宅用火災警報器など住宅用防災機器及び防炎製品等の普及の推進

３　自主防災組織等の育成・充実

(1)　市町、消防機関

市町及び消防機関は、事業所の自衛消防組織、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等自主防災組織の育成・充実を図る。

(2)　県

県は、消防学校において次に掲げる研修を充実させ、防火意識の高揚と防火に関する知識・技術の向上を図る。

ア　自衛消防指導員研修、自衛消防員防災研修

イ　婦人防火クラブ員防災研修
ウ　少年消防クラブ員防災研修

4　初期消火の充実
市町及び消防機関は、全国火災予防運動等を通じて、自衛消防組織及び防火クラブの消火訓練の実施促進を図るとともに、消防署及び消防団との合同訓練の実施に努める。
また、訓練の際には消火器の取扱いや消火方法等について適切な指導を行い、初期消火の充実に努める。

第２項　火災に強い街づくりの推進	市町、 県（まちづくり推進課、建築住宅課、道路課）

県及び市町は、大規模火事災害に強い都市づくりを進めるため、都市公園などの公共空間の整備と市街地の再開発などによる密集市街地の解消を推進する。

1　防災空間、防災拠点の整備
県及び市町は、市街地における避難地や避難経路の整備等を推進する。
(1)　避難地、緑地の整備
県及び市町は、都市公園等の避難地を計画的に整備し、住民の避難救援活動の拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の整備により延焼防止のための遮断帯の確保を図る。
(2)　住民の避難等に配慮した道路の整備
県及び市町は、住民が安全に避難出来るよう、また消防車両が火災現場に迅速に到着できるよう十分な幅員を有する道路の整備を図るとともに、複数ルートによる出入が可能となるよう都市内道路の総合的・計画的な整備を推進する。
(3)　防火地域等の指定
市町は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

2　都市の再開発の推進
県及び市町は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、火災に強い都市づくりを推進する。

第３項　火災に対する建築物の安全性の確保	市町、消防機関、 県（建築住宅課）

県、市町及び消防機関は、火災に対する建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法又は消防

法に基づく防火指導に努める。

1　建築基準法に基づく防火指導

県は、建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築確認に際して、建築物の防火規制の徹底とその指導に努める。

特に、不特定多数の人が利用する既存の建築物については、適正維持管理のもとに、防火性能を確保するため、その建築物の所有者等に対する定期的な調査の実施及び保守状況の報告を求め、安全性の確保を図る。

2　消防法に基づく防火指導

消防機関は、建築時において建築物の用途構造等の実態を踏まえ、消防法上の技術的な基準に適合し、かつ適切な設備が設置されるよう指導を行い、建築物の防火性能の確保に努める。

また、建築物の用途、規模等に応じて、予防査察を計画的に実施するとともに、建築物の所有者等に対し、消防用施設等の点検及び点検結果の報告の実施について指導することにより、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3　防火管理者の設置

消防機関は、学校、病院、工場、事業場及び百貨店等の所有者等に防火管理者を置くよう指導するとともに、防火管理者に対しては消防計画の作成や定期的な訓練の実施等を指導する。

4　高層建築物等の防火対象物における防炎対象物品の使用

消防機関は、高層建築物や劇場等の防火対象物の所有者等に、消防法に定める基準に適合する防炎対象物品を使用するよう指導に努める。

第４項　消火活動体制の整備	市町、消防機関、 県（消防防災課）

市町及び消防機関は、市街地の火災発生時の消火活動に必要な消防水利の確保、消火用資機材等の整備等消火活動体制の整備に努める。

県は消防職員及び消防団員の教養訓練の充実等に努める。

1　市町消防計画の作成

市町は、火災防ぎょ活動の効果的な実施のために、市町消防計画の作成に努める。

2　消防水利の確保

市町及び消防機関は、消火栓、防火水槽の設置に努めるとともに、プール、河川等を消防水利に指定するなど消防水利の確保に努める。

3　消火用資機材等の整備

市町及び消防機関は、消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。

4　教養訓練の充実

県は、消防学校において消防職員及び消防団員の教養訓練の充実を図る。

【資料編】

○　消防施設・設備の整備状況及び水防水利の状況

第５項　避難・収容体制の整備	森林管理署、市町、 県（消防防災課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、国際交流課、林業課、建築住宅課）

市町は、避難場所の指定及び避難誘導体制の整備等に努めるとともに、県、森林管理署及び市町は、応急住宅の整備に努める。

1　避難場所の指定等

(1)　避難場所の指定及び周知

市町は、公民館及び学校等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難場所を指定し、住民への周知徹底に努める。

(2)　避難場所の機能の強化

市町は、あらかじめ指定した避難場所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、高齢者、障がい者及び子ども等の災害時要援護者、男女双方の視点並びにペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

ア　必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

イ　非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

ウ　テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

エ　避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保。及び食料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

オ　飲料水の給水体制の整備

カ　支援者等の駐車スペースの確保

(3)　避難所の管理運営体制の整備

市町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施す

るものとする。

(4)　避難所生活上必要となる基本的事項

ア　情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、外に情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ　飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については、避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ　保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ　プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ　高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、子ども等に配慮した対応

市町が策定した災害時要援護者避難支援プランに基づき、平常時から地域内の災害時要援護者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について配慮する必要がある。

カ　車上生活者等に配慮した対応

車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により情報や物資等が届かない場合があるため、これらの車上生活者等に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

キ　居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る必要がある。

2　避難誘導体制の整備

市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、一時避難場所に通じる避難経路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者その他の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、災害時要援護者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

さらに、避難誘導にあたっては、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮する必要がある。

3　応急住宅

(1)　建設資材の調達

県及び市町は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

森林管理署は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2)　仮設住宅の建設場所

大規模火事災害が発生し、仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市町は、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

(3)　公営住宅等への収容

県及び市町は、公営住宅等の空き家状況を平常時から把握しておき、迅速に被災者へ提供できるよう入居選考基準、手続き等について定めておく。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

事　　項	準拠する計画	編	章	節	項
情報の収集・連絡手段の整備等	航空災害対策	5	2	1	1
参集体制の整備	航空災害対策	5	2	1	2
広域防災体制の強化	航空災害対策	5	2	1	3
捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	航空災害対策	5	2	1	4
交通管理体制の整備	航空災害対策	5	2	1	5
県民等への情報提供体制の整備	航空災害対策	5	2	1	6
職員への周知及び防災訓練	航空災害対策	5	2	1	7

第２節　災害応急対策計画

第１項　活動体制の確立	市町、その他防災関係機関、 県（消防防災課、危機管理・広報課、医務課、 各本部（部）連絡員所属部署、関係各所属）

県、市町その他防災関係機関は、大規模火事災害が発生した場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

１　県

(1)　災害情報連絡室

ア　設置基準

火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、消防防災課長（不在のときは、国民保護・防災対策監）が必要と認める場合

(ｱ)　隣接の消防本部に応援要請が行われた場合

(ｲ)　火災気象通報が発令されている状況下で、市街地での建物焼損面積が　３，０００平方メートル以上に及ぶと推定される場合

(ｳ)　その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関との相互連絡及び調整

ウ　構成

消防防災課、危機管理・広報課、情報収集が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害情報連絡室長は、消防防災課長をもって充て、消防防災課長が不在のときは、国民保護・防災対策監が代理する。

エ　配備要員

災害情報連絡室の要員として、消防防災課長、危機管理・広報課長、関係所属長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

オ　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

(2)　災害警戒本部

ア　設置基準

火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、総合防災統括監）が必要と認める場合

(ｱ)　隣接の消防本部を超えて応援要請が行われた場合

(ｲ)　延焼拡大により、多数の住民の避難・収容が必要な場合

(ｳ)　その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

ウ　構成

消防防災課、危機管理・広報課、各本部（部）連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、総合防災統括監が代理する。

エ　配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

オ　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

(3)　災害対策本部

ア　設置基準

火災の延焼が広範囲にわたり、次のいずれかに該当し、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順）が必要と認める場合

(ｱ)　県内の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の派遣要請が必要な場合

(ｲ)　災害救助法の適用を受ける被害が発生又はそのおそれがある場合

(ｳ)　その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

大規模な火事災害応急対策の実施

ウ　設置場所

本庁舎新行政棟に「佐賀県危機管理センター」を置く。

「佐賀県危機管理センター」が使用できないときは、本庁舎新行政棟「大会議室」に置く。

エ　指揮命令系統

知事が不在または事故にあった場合には副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ　組織

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

カ　配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

各地区対策班の配備要員は、地区対策総括班長（土木事務所長）が、各班長（関係現地機関の長）と協議のうえ、定める。

キ　配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又は多数の死傷者を伴う大規模火事の発生を覚知した場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

ク　現地災害対策本部

災害対策本部長（知事）は、必要に応じ、佐賀県災害対策本部条例等の規定に基づき、災害が発生した場所を管轄する土木事務所に現地災害対策本部を設置する。

ケ　国との連携

国において、非常災害対策本部又は非常災害現地対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

コ　その他

佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

2　市町

市町は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

その場合、市町地域防災計画や市町消防計画等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、災害発生地の市町以外の市町は、大規模火事災害を覚知した時は、あらかじめ関係市町により締結された災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3　その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

【資料編】

○　佐賀県災害対策本部条例

○　佐賀県災害対策本部規程

第２項　災害情報の収集・連絡、報告	県警察、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（消防防災課、医務課、関係各所属）

県、県警察、市町、消防機関、自衛隊及びその他防災関係機関は、大規模火事災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

県及び市町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1　大規模火災発生時等の情報連絡ルート

(1)　県への即報基準に該当する火災が発生した場合

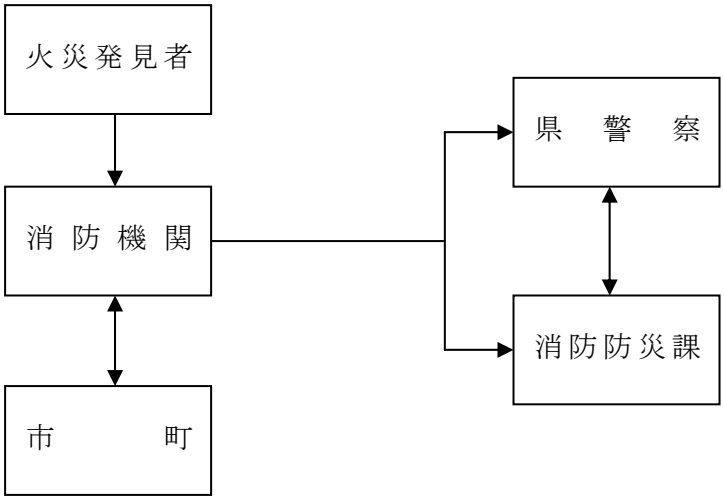

(2)　災害情報連絡室の設置以降

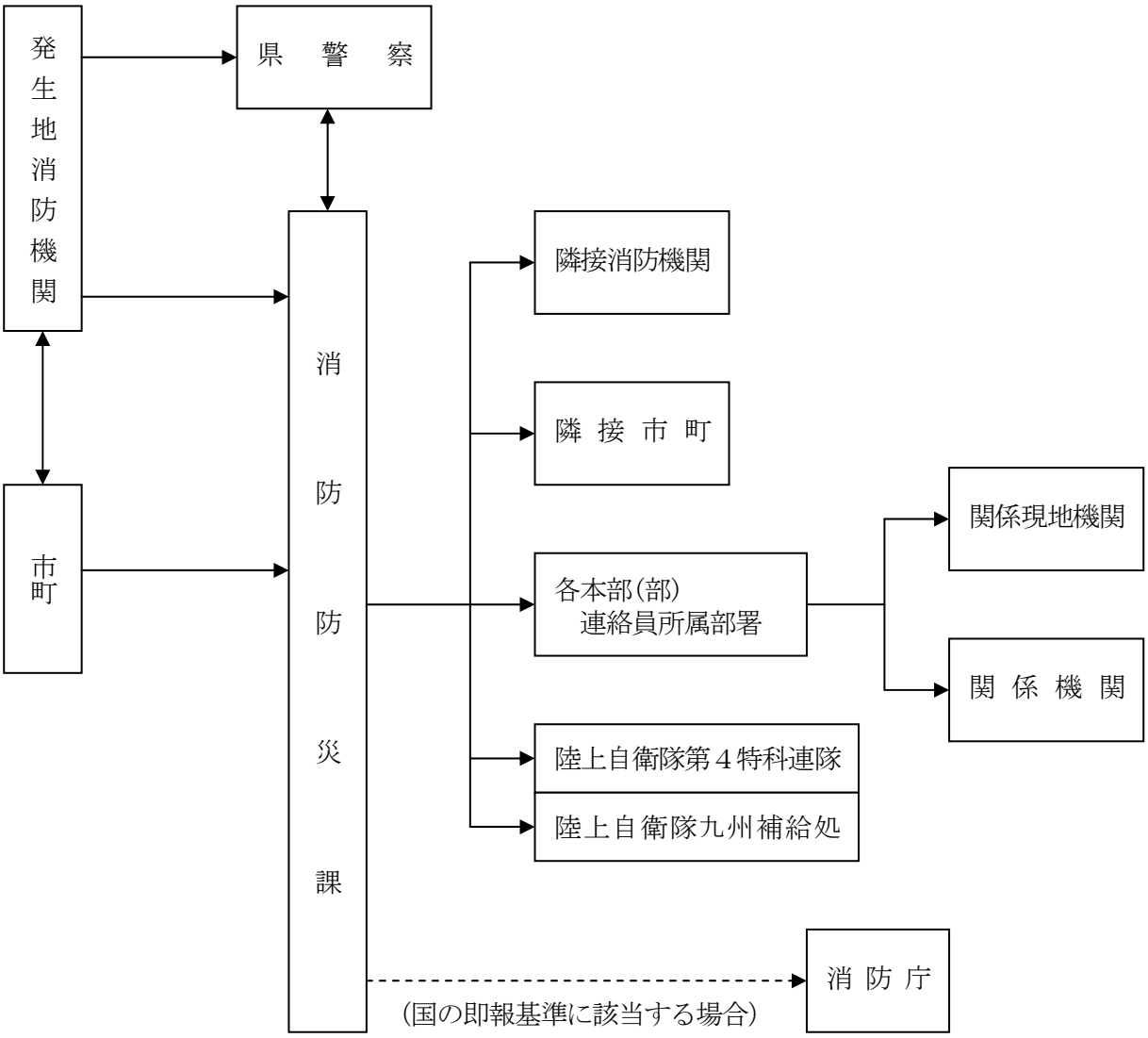

(3)　大規模火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）

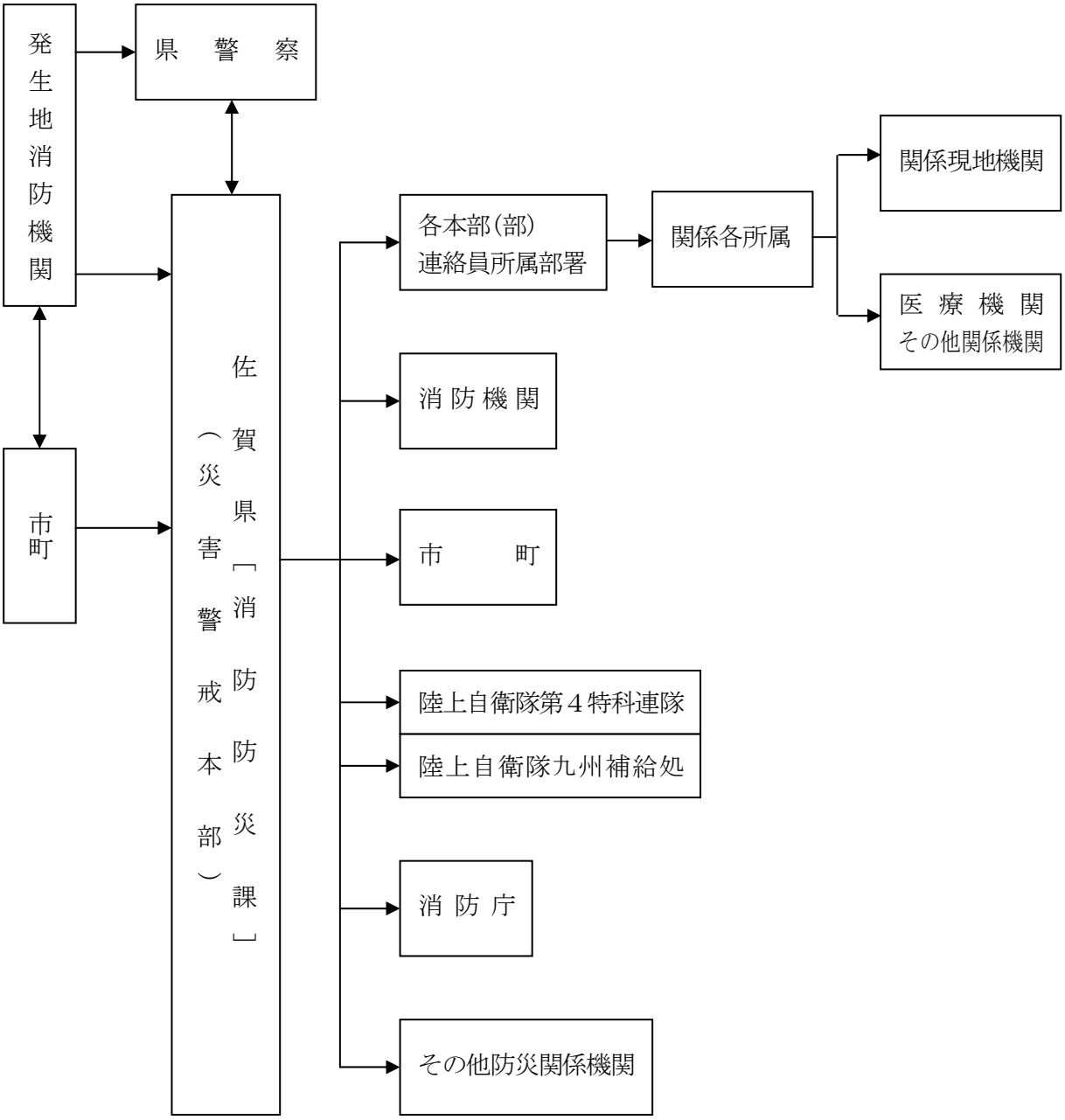

2　災害情報の収集・連絡

(1)　災害情報の種類

各防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

［第１段階］緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

ア　火災発生時刻、発生場所（住所、地番等）

イ　概括的被害情報（火災の延焼棟数、火勢等の状況）

ウ　火勢に対する消防力の状況

エ　気象条件等から予測される延焼方向

［第２段階］災害情報

ア　応急対策に必要な情報

(ｱ)　周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況

(ｲ)　人的被害状況（火災発生地での死傷者数）

(ｳ)　搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数

(ｴ)　医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）

(ｵ)　住民等の避難状況及び避難場所

イ　応急対策活動情報

(ｱ)　災害対策本部等の設置状況

(ｲ)　応急対策の活動状況

(2)　災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア　ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（消防防災課［総括対策部総括班］）へ報告するものとする。

イ　市町及び消防機関の情報収集と連絡

市町及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ　各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

＜被害・対策の状況＞

① 大規模火災の発生状況 発生時刻、発生場所 概括的被害状況	消防機関 市町	統括 県警察	佐賀県（災害対策本部等）
② 火勢に対する消防力の状況	消防機関 市町	統括	
③ 気象条件等から予測される延焼方向	消防機関 気象台	統括	
④ 周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況	鉄道	交通政策	
	ﾊﾞｽ・ﾀｸｼｰ、ﾄﾗｯｸ 商店街等	農林水産商工	
	文教施設	教育	
	福祉施設、医療施設 水道事業者等	健康福祉	
	電気通信事業者、九州電力	統括	
	工業用水事業者	農林水産商工	
	周辺の道路交通	県警察	
⑤ 人的被害状況 （火災発生地での死傷者数）	消防機関 市町	統括、健康福祉 県警察	
⑥ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数	消防機関	統括	
⑦ 医療機関からの情報 （負傷者等の氏名及びその症状）	病院管理者	健康福祉	
⑧ 住民等の避難状況 避難時刻、避難場所、避難者数 避難先での状況等	消防機関 市町	統括、健康福祉	
⑨ その他応急対策の実施状況	各防災関係機関	関係本部(部) （対策部）	

3　県、国への被害状況等の報告

市町及び消防機関は、火災が発生した場合は、災害対策基本法及び火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日消防災第２６７号）に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

報告に当たっては、第２編「風水害対策」第３章　第３節　第４項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

(1)　一般基準

ア　死者３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2)　建物火災

ア　特定防火対象物の火災で死者が発生した場合

イ　高層建築物の１１階以上の階において発生した火災で利用者等が避難した場合

ウ　建物焼損延べ３，０００平方メートル以上と推定される場合

エ　損害額１億円以上と推定される火災の場合

【資料編】

○　火災・災害等即報要領

第３項　消火活動	市町、消防機関、 県（消防防災課）

県、市町及び消防機関は、大規模火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

１　県

県は、市町及び消防機関から要請を受けた場合又は火災の状況から判断して自ら必要と認める場合は、消防庁に、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

２　市町及び消防機関

市町及び消防機関は、火災が発生した場合は、火点確認、出場順路選定、水利選定を迅速に行い、次の消火活動を実施する。

(1)　現場指揮本部の設置

市町及び消防機関は、大規模火事災害の状況が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために現場指揮本部を設置し、次の活動を行う。

ア　消火活動に関する指揮

イ　他の消防機関など関係機関との連絡調整

ウ　延焼面積や延焼方向などの情報収集

エ　その他消防活動に必要な措置

(2)　火災現場での消火活動

市町及び消防機関は、火災の状態を速やかに把握し、次のことに注意しながら消火活動を実

施する。

ア　風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。

イ　同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。

(ｱ)　危険物貯蔵施設等

(ｲ)　病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺

(ｳ)　住宅等の密集地域に面する場所

ウ　火災の規模に対して消防力が不足する場合は、道路、河川、耐火建造物等の配置状況を勘案し、その活用を図りながら火災の消火及び延焼防止を図る。

エ　強風下における火災の場合は延焼速度が増すことから、逐次火勢の把握に努め、延焼方向の側面から消火活動を行うとともに、風下に対しては事前放水や飛火警戒などにより、延焼防止を図る。

(3)　他の消防機関への応援要請

市町及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」に基づき、近隣の消防機関に応援を要請するとともに、それでも消防力が不足すると認める場合は、県内の他の消防機関に応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

(4)　緊急消防援助隊の出動要請

市町及び消防機関は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

3　消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。

【資料編】

○　緊急消防援助隊要綱

第４項　消防警戒区域の設定	消防警戒区域の設定を実施する者（消防吏員、消防団員、警察官）

消防警戒区域の設定を実施する者は、消火活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

第５項　警戒区域の設定	警戒区域の設定を実施する者（市町長等（市町長から委任を受けた市町の職員を含む）、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官） 県（消防防災課）

警戒区域の設定を実施する者は、大規模火災により被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第６項　避難・収容対策	避難の勧告・指示を実施した者（市町長、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）又はその者が属する機関、避難の勧告・指示を受けた住民等、市町、 県（消防防災課、男女参画・県民協働課、こども未来課、地域福祉課、母子保健福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、健康増進課、建築住宅課）

避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関、市町は、大規模な火事災害により、住民等に危険を及ぼすおそれがある場合において、住民等の人命、身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、避難のための措置をとるものとする。

避難措置に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、子ども等の災害時要援護者等に十分配慮し、必要に応じ早目の避難勧告・指示を実施する。

また、避難の勧告・指示を受けた住民等は、勧告・指示の内容に従って避難するものとする。

１　避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

(1)　避難対象地域

(2)　避難の勧告・指示をする理由

(3)　避難先及び避難経路

(4)　避難時の留意事項等

２　関係機関への連絡及び住民への伝達

(1)　関係機関への連絡

避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関は、速やかにその内容を関係機関（市町、県、県警察、自衛隊等）に対して連絡する。

(2)　住民への伝達

避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市町は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、迅速に当該地域の住民等に対して伝達し、その周知徹底を行う。

ア　市町村防災行政無線

イ　広報車
ウ　船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）
エ　サイレン、警鐘
オ　テレビ、ラジオの放送
カ　携帯電話等のメール（エリアメール、防災ネットあんあん等）
キ　その他実情に即した方法（ＦＡＸ、市町ホームページ、ツイッター等）

3　避難誘導

市町及び避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関は、延焼の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるよう迅速かつ的確に避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者を優先して行う。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

4　住民等の避難

避難の勧告・指示が実施された場合は、その対象となった住民等は、勧告・指示の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、災害時要援護者等自力で避難することが困難な者については、市町は事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の勧告・指示を実施した者又はその者が属する機関及び市町は、車両等を準備し、援助するものとする。

5　自主避難への対応

避難の勧告・指示が実施される以前に、住民が自主的に避難を行う場合には、市町は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、必要に応じ関係機関に対し、このことを連絡する。

6　避難所の開設

市町は、避難場所に避難した避難者等について、火災の長期化又は住家の焼失等により必要があると認めた場合は、避難所を開設する。

7　避難所の運営

市町は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。

市町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市町及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1)　避難者情報の把握及び開示

市町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅等被災者に係る情報についても把握するよう努める。

(2)　生活環境の維持

運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等の協力を得て、必要に応じて避難所運営組織を設置し、良好な生活環境の維持に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所におけるペットのためのスペースの確保にも配慮する。

(3)　男女双方の視点等への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4)　災害時要援護者への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び子ども等の災害時要援護者については、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5)　生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(6)　避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

8　公営住宅等の提供及び応急仮設住宅の建設

市町又は県は、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用して、避難者を入居させるものとする。

また、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき速やかに計画を作成の上、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設や簡易トイレの設置に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。

さらに、県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請するとともに、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当て、さらには災害時要援護者に配慮する。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

事　　項	準拠する計画	編	章	節	項
食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	地震・津波災害対策	3	2	2	18
ライフライン等公益施設の応急復旧計画	地震・津波災害対策	3	2	2	22
災害救助法の適用	地震・津波災害対策	3	2	2	29
廃棄物の処理計画	地震・津波災害対策	3	2	2	31
自衛隊災害派遣要請	航空災害対策	5	2	2	3
救助・救急及び消火活動	航空災害対策	5	2	2	5
医療活動	航空災害対策	5	2	2	6
交通規制等による交通対策	航空災害対策	5	2	2	8
輸送対策	航空災害対策	5	2	2	9
県民等への情報提供活動	航空災害対策	5	2	2	10
遺体の処理収容	航空災害対策	5	2	2	11

第３節　災害復旧・復興計画

第１項　災害復旧・復興活動	市町、その他防災関係機関、 県（消防防災課、関係各所属）

大規模な火事災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等に関する活動については、第３編「地震・津波災害対策」第３節「災害復旧・復興計画」に準じる。

第６章　鉄道災害対策

この鉄道災害対策計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生（以下（鉄道災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び鉄道事業者等が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第１節　災害予防対策計画

第１項　鉄道の安全運行の確保	九州運輸局、鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社、松浦鉄道株式会社、甘木鉄道株式会社をいう。以下同じ。）、道路管理者（県を除く）、 県（道路課、空港・交通課）

県、道路管理者及び鉄道事業者は、鉄道災害を防止するため、鉄道の安全な運行体制の整備を図る。

九州運輸局は、鉄道事業者に対して安全対策の指導を行う。

１　鉄道事故防止に関する知識の普及啓発

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の鉄道事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を通じて、ポスターの掲示、チラシの配布等を行い、事故の防止に関する知識の普及啓発に努める。

２　鉄道施設の安全対策の推進

(1)　安全指導

九州運輸局は、鉄道事業者に対し、法令等に基づいて定期的又は必要に応じて立入検査を実施し、安全対策について指導を行う。

(2)　踏切道における安全対策

県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道における鉄道事故の防止を図るため、踏切の立体交差化、舗装改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等の推進に努める。

(3)　車両及び安全運行施設の整備

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策並びに信号や警報器等の踏切保安設備、ＣＴＣ（列車集中制御装置）及びＡＴＳ（自動列車停止装置）等の設備の整備・改良に努める。

(4)　保守点検による事故防止

鉄道事業者は、法令及び各事業者の保安規定等に基づき、車両、線路、橋梁、トンネル及び信号保安設備等の保守点検を定期的に実施し、鉄道事故の防止に努める。

(5)　検査技術の向上による安全対策

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上を図るとともに、検査データを分析し、車両等の保守管理に反映させるよう努める。

３　土砂災害等に対する安全対策

鉄道事業者は、土砂災害等から鉄道の保全を図るため、落石覆その他線路防護施設の定期的な点検を行うよう努める。

また、関係機関は、鉄道事業者の土砂災害等に対する安全対策について、相互に協力し、その整備に努める。

４　安全教育・訓練

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員等に対し、列車の安全運行のための教育を徹底するとともに、鉄道災害の発生を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災対策の習熟に努める。

第２項　鉄道事業者の防災体制の整備	鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道災害時における応急対策活動が円滑に実施されるよう防災体制の整備に努める。

１　防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災業務計画を作成し、鉄道災害発生時における指揮系統、対応の手順、社員の参集基準と動員計画及び旅客の避難計画等をあらかじめ定めておく。

２　応急対策資機材の整備

鉄道事業者は、各事業者の保安規定に基づき、鉄道災害発生時の応急対策に必要なジャッキ、角材及び溶接用品などの資機材を整備しておく。

３　消防本部との連携

鉄道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防本部と災害応急対策時の安全対策に関する連携の強化に努めることとする。

第３項　防災関係機関との連絡体制の整備	県警察、市町、消防機関、鉄道事業者、 その他防災関係機関、 県（消防防災課、空港・交通課）

県、県警察、市町、消防機関、鉄道事業者その他防災関係機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に、迅速に防災関係機関への連絡が行えるよう災害優先電話や無線設備の整備に努める。

第４項　輸送手段の確保	鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に応急活動のための人員又は応急資機材等を迅速に輸送するための緊急自動車を確保しておく。

また、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努めておく。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

事　　項	準拠する計画	編	章	節	項
情報の収集・連絡手段の整備等	航空災害対策	5	2	1	1
参集体制の整備	航空災害対策	5	2	1	2
広域防災体制の強化	航空災害対策	5	2	1	3
捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	航空災害対策	5	2	1	4
交通管理体制の整備	航空災害対策	5	2	1	5
県民等への情報提供体制の整備	航空災害対策	5	2	1	6
職員への周知及び防災訓練	航空災害対策	5	2	1	7

第２節　災害応急対策計画

第１項　活動体制の確立	市町、鉄道事業者、その他防災関係機関、 県（消防防災課、危機管理・広報課、空港・交通課、医務課、各本部(部)連絡員所属部署、関係各所属）

県、市町、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

１　県

(1)　災害警戒本部

ア　設置基準

鉄道事故が発生し、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、総合防災統括監）が必要と認める場合

(ｱ)　列車の脱線、衝突、火災等で多数の死傷者が発生したと予想される場合

(ｲ)　その他鉄道災害に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

災害に関する情報収集・防災関係機関との相互連絡及び調整

ウ　構成

消防防災課、危機管理・広報課、各本部(部)連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。

災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、総合防災統括監が代理する。

エ　配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

オ　その他

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

(2)　災害対策本部

ア　設置基準

大規模な鉄道災害が発生し、次のいずれかに該当する場合で、知事（不在のときは、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順）が必要と認める場合

(ｱ)　多数の死傷者が発生した場合

(ｲ)　その他鉄道災害に関し、必要と認める場合

イ　所掌事務

鉄道災害応急対策の実施

ウ　設置場所

本庁舎新行政棟に「佐賀県危機管理センター」を置く。

「佐賀県危機管理センター」が使用できないときは、本庁舎新行政棟「大会議室」に置く。

エ　指揮命令系統

知事が不在または事故にあった場合には、副知事（防災監）、副知事、総合防災統括監の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ　組織

佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

カ　配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

キ　配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、又は鉄道災害の発生を覚知した場合は、災害応急対策活動に従事するため、直に登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

ク　現地災害対策本部

災害対策本部長（知事）は、必要に応じ、佐賀県災害対策本部条例等の規定に基づき、災害が発生した場所を管轄する土木事務所に現地災害対策本部を設置する。

ケ　国との連携

国において、非常災害対策本部又は非常災害現地対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

コ　その他

佐賀県災害対策本部条例、同規程及び佐賀県災害対策運営要領の定めによる。

2　市町

市町は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

その場合、市町地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

3　鉄道事業者

鉄道事業者は、災害対策本部等を設置し、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

4　その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

【資料編】

○　佐賀県災害対策本部条例

○　佐賀県災害対策本部規程

第２項　災害情報の収集・連絡、報告	県警察、九州運輸局、市町、消防機関、自衛隊、 鉄道事業者、その他防災関係機関、 県（消防防災課、空港・交通課、医務課、関係各所属）

県、県警察、九州運輸局、市町、消防機関、自衛隊、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

県及び市町は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

１　鉄道災害発生時の情報連絡ルート

(1)　災害警戒本部設置の場合

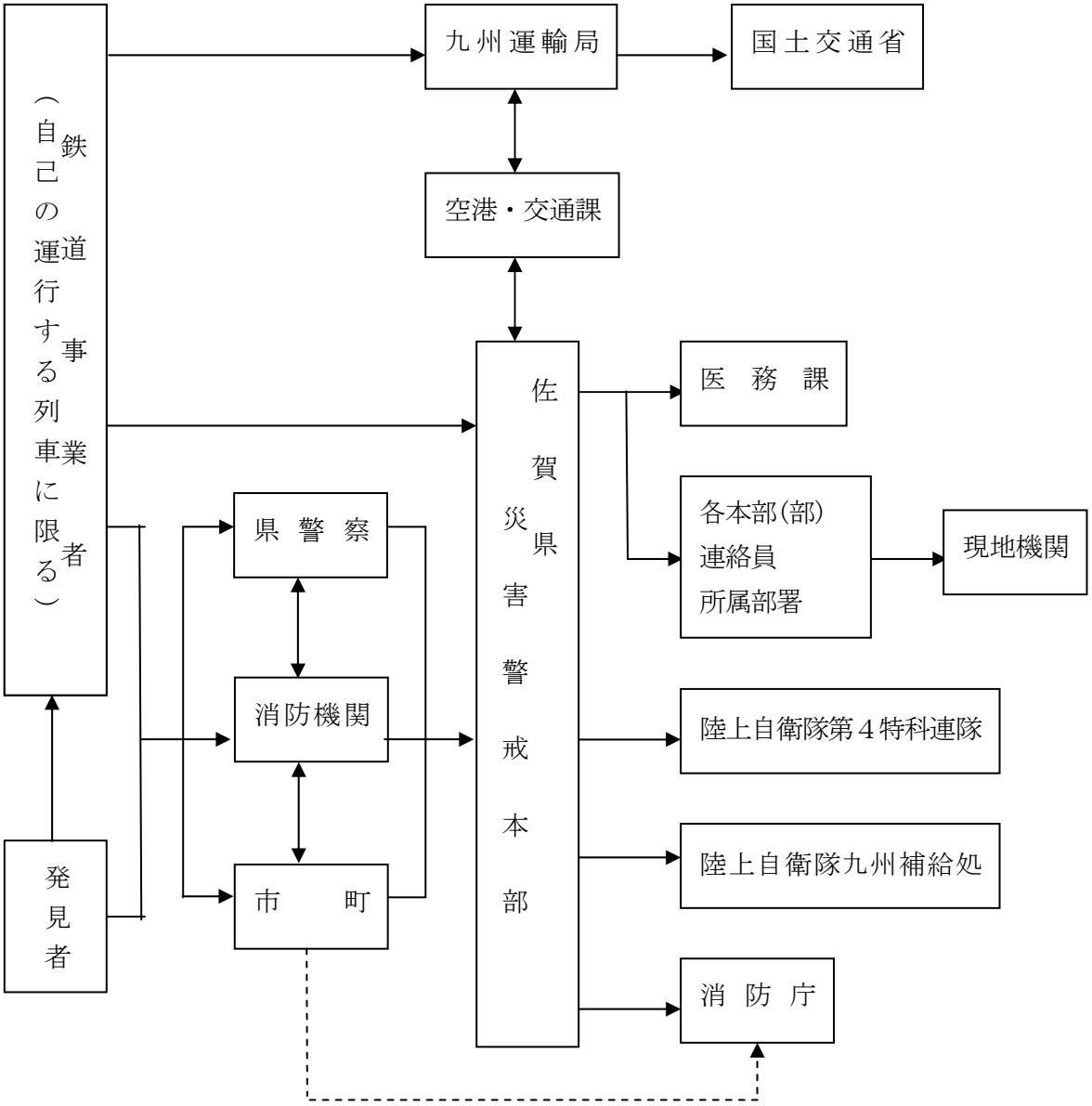

※　------- は、必要に応じて連絡

(2)　鉄道災害拡大時（災害対策本部設置の場合）

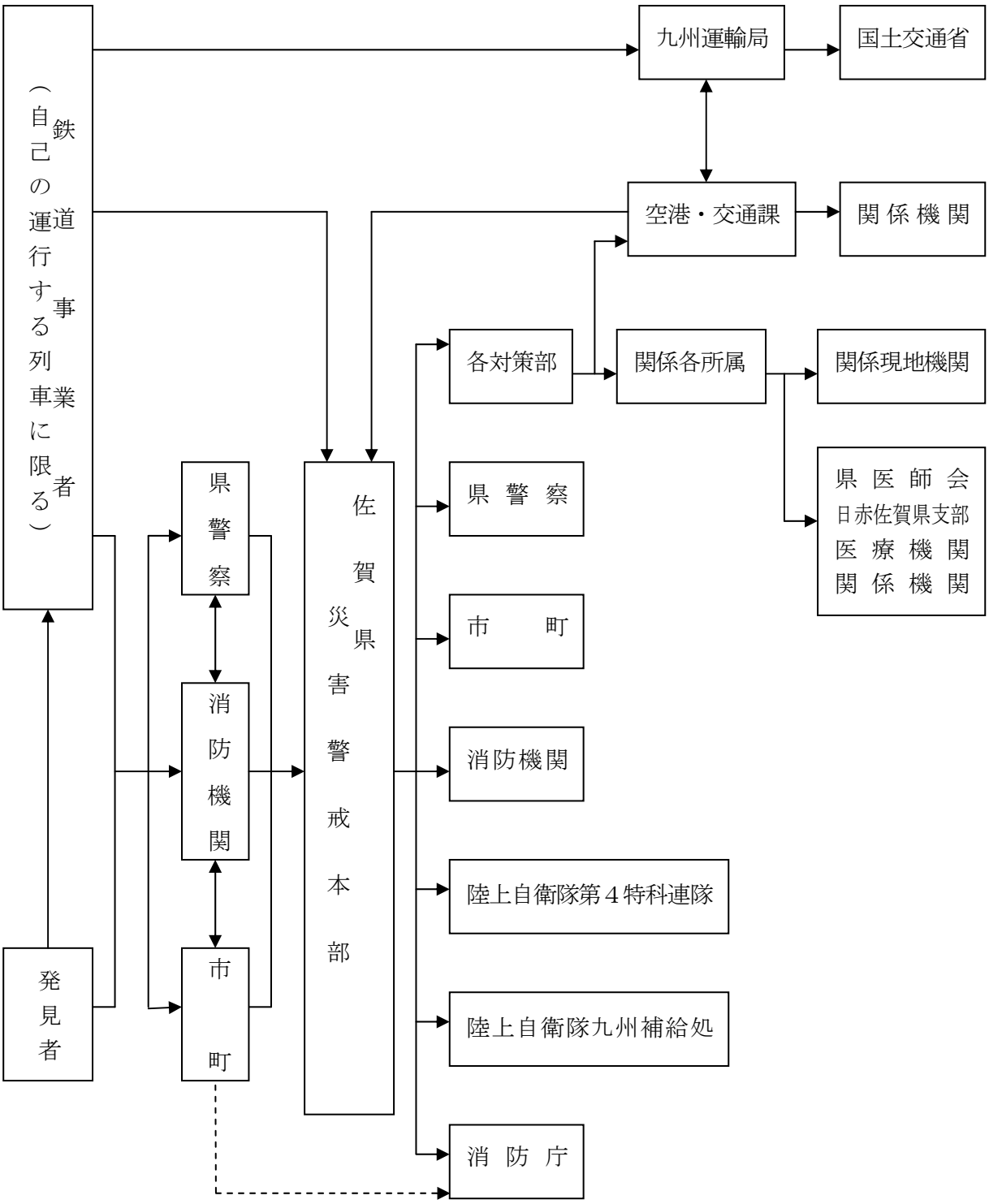

※　------- は、必要に応じて連絡

2　災害情報の収集・連絡

(1)　災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

［第１段階］緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

ア　事故発生時刻、発生場所

イ　概括的被害情報（列車の破損状況等）

ウ　事故に遭った列車名等

エ　乗客人員数及び乗員数（概数）

［第２段階］災害情報

ア　応急対策に必要な情報

(ｱ)　人的被害状況（事故発生地での死傷者数）

(ｲ)　搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数

(ｳ)　医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）

(ｴ)　鉄道災害に伴う周辺の被害状況

(ｵ)　他の列車の運行状況

イ　応急対策活動情報

(ｱ)　災害対策本部の設置状況

(ｲ)　応急対策の活動状況

(2)　災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア　鉄道事業者の情報収集と連絡

鉄道事業者は、収集した災害情報を速やかに県（消防防災課［総括対策部］）に連絡する。

イ　ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（消防防災課［総括対策部］）へ報告するものとする。

ウ　各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

＜被害・対策の状況＞

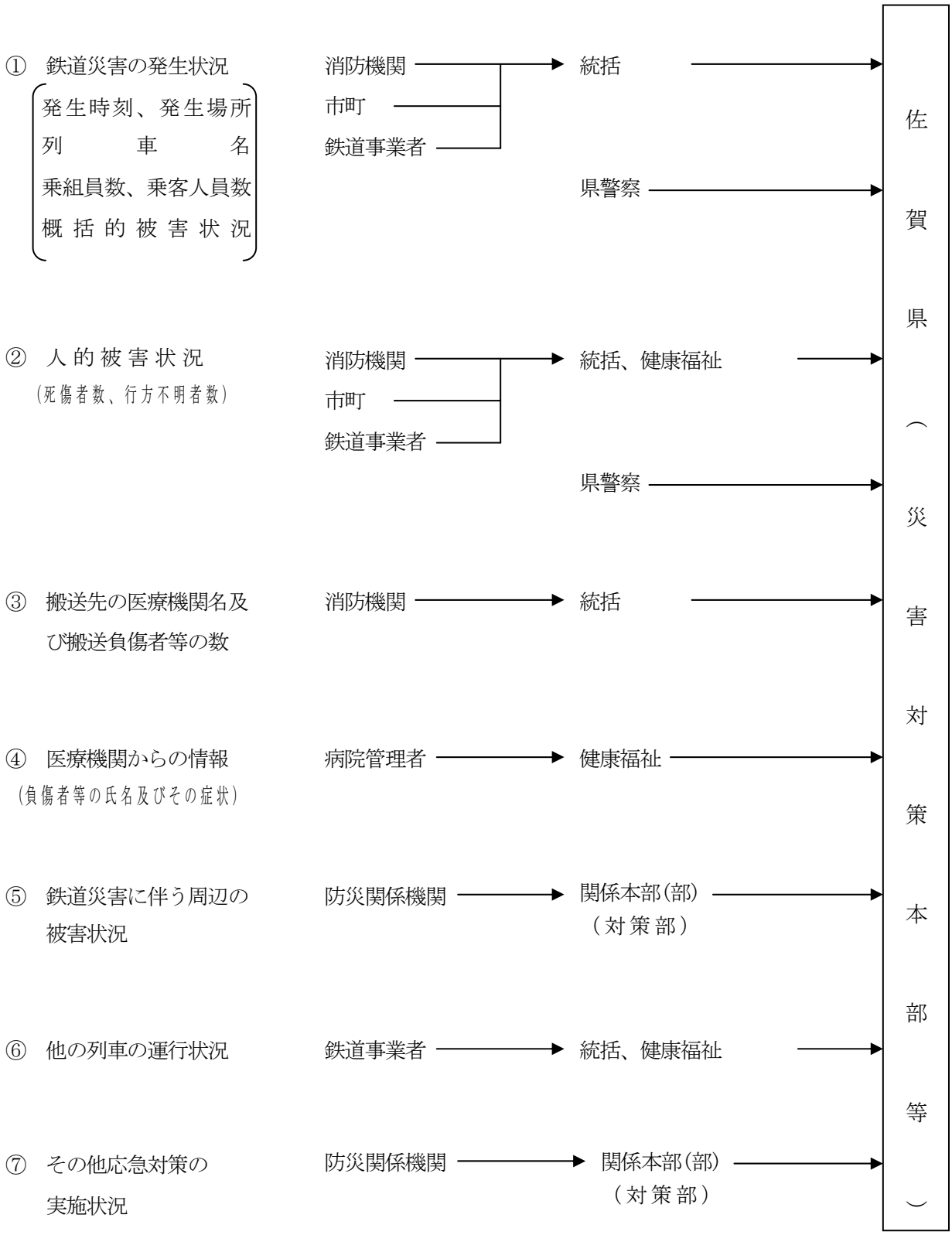

３　県、国への被害状況等の報告

市町及び消防機関は、鉄道災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和４５年４月１０日付け消防防第２４６号）及び火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

なお、次の基準に該当する場合は、市町が第１報を直接消防庁にも、覚知後３０分以内に報告を行う。

また、報告にあたっては、第２編「風水害対策」第３章　第３節　第４項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

［直接即報基準］

(1)　列車火災

(2)　列車の衝突、転覆等により、死者及び負傷者が１５人以上発生又は発生するおそれがある場合

【資料編】

○　災害報告取扱要領

○　火災・災害等即報要領

第３項　二次災害の防止	鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、速やかに災害の拡大防止のため、他の列車の非常停止の手配の措置を講じる。

第４項　救助活動	県警察、市町、消防機関、自衛隊、鉄道事業者、 県（消防防災課）

県、県警察、消防機関、市町、自衛隊及び鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

１　県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関、市町及びその他の防災関係機関の救助活動の状況に応じて、次の措置をとる。

(1)　他の市町に対し、応援の指示をする。

(2)　消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

(3)　自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

２　県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の派遣を要請する。

(1)　被災者の救助
(2)　救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3　市町及び消防機関
市町及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。
また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。
要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

4　自衛隊
自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救助活動を実施する。

5　鉄道事業者
鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

第５項　救急活動	市町、消防機関、自衛隊、 県（消防防災課）

県、市町、消防機関及び自衛隊は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救急活動を実施する。

1　県
県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関、市町の救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。
(1)　消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
(2)　自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2　市町及び消防機関
市町及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。
消防機関は、負傷者を搬送するに当たっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。
消防機関は、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。

３　自衛隊

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救急活動を実施する。

第６項　医療活動	国（九州厚生局）、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、市町、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、 県（医務課、薬務課）

県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

１　救護所の設置、運営

(1)　県

県は、自ら必要と認めた場合又は市町から要請があった場合は、県医師会等に対し、郡市医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2)　市町

市町は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、郡市医師会、医療機関に協力を要請する。

なお、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

２　医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含む。以下同じ。）の編成、派遣

(1)　医療救護班の編成

各医療機関は、鉄道災害が発生した情報を得た場合には、医療救護班を編成しておくものとする。

ア　県医療救護班

イ　市町医療救護班

ウ　佐賀県医師会医療救護班

エ　災害拠点病院医療救護班

オ　独立行政法人国立病院機構医療救護班

カ　国の医療救護班

キ　日赤医療救護班

ク　赤十字現地医療班

(2)　医療救護班の派遣

ア　市町

市町は、救護所の運営に当たって、十分に対処できないと認めるときは、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

イ　県

県は、自ら必要と認めた場合又は市町からの要請があった場合は、あらかじめ編成している県医療救護班の中から必要と判断した班数を派遣する。

県医療救護班のみでは、十分に対処できない場合は、県医師会に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国（九州厚生局）に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに、必要と認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

ウ　佐賀県医師会

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

エ　災害拠点病院

災害拠点病院は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣する。

オ　国等

独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

カ　日本赤十字社

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合又は災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。

キ　佐賀県災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）指定病院

佐賀県災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）指定病院は、県と締結した「佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」の定めるところにより、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣する。

３　医療機関における医療活動

(1)　公的医療機関等

災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、市町及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、鉄道事故による負傷者等に対する医療活動を実施する。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2)　民間医療機関

県医師会は郡市医師会及び会員に対し、また、県歯科医師会は会員に対し、鉄道事故による負傷者等に対する医療活動を実施するよう要請し、医療活動の確保を図る。

４　薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市町から要請があった場合は、適当な数の薬剤管理班（薬剤師２名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

【資料編】

○　九州・山口９県災害時応援協定

○　県内病院一覧

○　民間企業及び防災機関等との協定一覧

第７項　代替交通手段の確保	鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努める。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

事　　項	準拠する計画	編	章	節	項
自衛隊災害派遣要請	航空災害対策	5	2	2	3
警戒区域の設定等	航空災害対策	5	2	2	7
交通規制等による交通対策	航空災害対策	5	2	2	8
輸送対策	航空災害対策	5	2	2	9
県民等への情報提供活動	航空災害対策	5	2	2	10
遺体の処理収容	航空災害対策	5	2	2	11
こころのケア対策	航空災害対策	5	2	2	12

第３節　災害復旧計画

第１項　災害復旧活動	鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。